

船舶による危険物の運送基準等を定める告示

(昭和五十四年九月二十七日運輸省告示第五百四十九号)

最終改正：令和2年12月28日(国土交通省告示第1595号)

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(危険物等)

第二条 規則第二条第一号イの告示で定めるものは、第五条第一項第一号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が火薬類であるものとする。

2 規則第二条第一号ロの告示で定めるものは、第五条第一項第二号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が高圧ガスであるものとする。

3 規則第二条第一号ハ(1)、(2)及び(3)の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が引火性液体類であるものとする。

4 規則第二条第一号ニ(1)、(2)及び(3)の告示で定めるものは、それぞれ、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が可燃性物質、自然発火性物質及び水反応可燃性物質であるものとする。

5 規則第二条第一号ホ(1)の告示で定めるものは、第五条第一項第三号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が酸化性物質であるものとする。

6 規則第二条第一号ホ(2)の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が有機過酸化物であるものとする。

7 規則第二条第一号ヘ(1)の告示で定めるものは、第五条第一項第四号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が毒物であるものとする。

8 規則第二条第一号ヘ(2)の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が病毒をうつしやすい物質であるものとする。

9 規則第二条第一号チの告示で定めるものは、第五条第一項第五号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が腐食性物質であるものとする。

10 規則第二条第一号リの告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が有害性物質であるものとする。

11 規則第二条第一号の二イの告示で定めるものは、別表第八の二の品名の欄に掲げる物質とする。

12 規則第二条第一号の二ロの告示で定めるものは、別表第八の三の品名の欄に掲げる物質とする。

13 規則第二条第一号の二ハの告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が引火性液体類であるものとする。

14 規則第二条第二号の二の告示で定める容器は、組合せ容器(外装容器及び内装容器を用いる小型容器をいう。以下同じ。)以外の容器とする。

15 規則第二条第二号の二の告示で定めるものは、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に掲げる容器(P200、P203、P205、P206及びP208を除く。)及び同表備考5の2(1)注3に規定する容器とする。

16 規則第二条第二号の三の告示で定めるものは、別表第一の大型容器の欄に掲げる容器とする。

17 規則第二条第二号の四の告示で定めるものは、別表第一のIBC容器の欄に掲げる容器とする。

18 規則第二条第二号の五の告示で定めるものは、別表第一のポータブルタンクの欄に掲げる容器とする。

19 規則第二条第二号の六の告示で定めるものは、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に掲げるP200、P203、P205、P206及びP208の容器とする。

20 規則第二条第二号の七の告示で定めるものは、別表第一のフレキシブルバルクコンテナの欄に掲げる容器とする。

(項目等)

第三条 規則第三条第二項の告示で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高圧ガス 引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス及び毒性高圧ガス
- 二 可燃性物質類 可燃性物質、自然発火性物質及び水反応可燃性物質
- 三 酸化性物質類 酸化性物質及び有機過酸化物
- 四 毒物類 毒物及び病毒をうつしやすい物質

2 規則第三条第三項の告示で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、液体及び固体の異性体を有する危険物にあつては「液体」（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは「LIQUID」又は「固体」（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは「SOLID」、化学的処理により安定化された状態で運送される危険物にあつては「安定剤入り」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「STABILIZED」、温度管理により安定化された状態で運送される危険物にあつては「温度管理が必要」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「TEMPERATURE CONTROLLED」、熔融状で運送される固体の危険物にあつては「熔融状」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「MOLTEN」、摂氏一〇〇度以上で運送される液体又は摂氏二四〇度以上で運送される固体の危険物にあつては「高温」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「ELEVATED TEMPERATURE」若しくは「HOT」を品名に付すものとする。

一 危険物 別表第一の品名の欄に掲げる日本語名（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は英語名。ただし、同欄に複数の品名が掲げられる場合には、その危険性を最も適切に示すものとする。

二 液化ガス物質 別表第八の二の品名の欄に掲げるもの

三 液体化学薬品 別表第八の三の品名の欄に掲げるもの

3 規則第三条第四項の告示で定めるものは、それぞれ、別表第一の国連番号、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級の欄に掲げるものとする。

（船長の許可を受けて持ち込むことができる危険物）

第四条 規則第四条第一項の告示で定める危険物は、別表第九の品名の欄に掲げる危険物とする。

2 規則第四条第一項の告示で定める数量は、別表第九の数量の欄に掲げる数量とする。

（運送禁止物質）

第五条 規則第七条第一項の告示で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる火薬類

イ 臭素酸アンモニウム

ロ 臭素酸アンモニウム溶液

ハ 塩素酸アンモニウム

ニ 塩素酸アンモニウム溶液

ホ 亜塩素酸アンモニウム

ヘ 硝酸アンモニウム（別表第一に掲げるものを除く。）

ト 亜硝酸アンモニウム

チ 無機亜硝酸とアンモニウム塩の混合物

リ ピクリン酸銀（水分含有率が三〇質量パーセント未満のものに限る。）

ヌ シクロトリメチレントリニトラミン（水分含有率が一五質量パーセント未満のものに限る。）

ル ジアゾニトロフェノール（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が四〇質量パーセント未満のものに限る。）

ヲ ジエチレングリコールジナイトレート（安定剤含有率が二五質量パーセント未満のものに限る。）

ワ グアニルニトロサミノグアニリデンヒドラジン（水分含有率が三〇質量パーセント未満のものに限る。）

カ グアニルニトロサミノグアニルテトラセン（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が三

○質量パーセント未満のものに限る。)

ヨ アジ化鉛（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が二〇質量パーセント未満のものに限る。)

タ スチフニン酸鉛（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が二〇質量パーセント未満のものに限る。)

レ 六硝酸マンニール（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が四〇質量パーセント未満のものに限る。)

ソ 雷こう（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が二〇質量パーセント未満のものに限る。)

ツ ニトログリセリン（安定剤含有率が四〇質量パーセント未満のものに限る。)

ネ 四硝酸ペンタエリスリット（水分含有率が二五質量パーセント未満のもの又は安定剤含有率が一五質量パーセント未満のものに限る。)

ナ パウダーケーキ（水分含有率が二五質量パーセント未満のもの又はアルコール分含有率が一七質量パーセント未満のものに限る。)

ラ シクロテトラメチレンテトラニトラミン（水分含有率が一五質量パーセント未満のものに限る。)

ム シクロトリメチレントリニトラミンとシクロテトラメチレンテトニトラミンの混合物（水分含有率が一五質量パーセント未満のもの又は安定剤含有率が一〇質量パーセント未満のものに限る。)

二 次に掲げる高圧ガス

イ 塩化水素（深冷液化されたものに限る。)

ロ 亜硝酸メチル

ハ 亜硝酸エチル

三 次に掲げる酸化性物質

イ 臭素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ロ 塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ハ 亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ニ 過マンガン酸アンモニウム

ホ 過マンガン酸アンモニウム溶液

ヘ 過マンガン酸塩とアンモニウム塩の混合物

ト 次亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

チ 過塩素酸（濃度が七二質量パーセントを超えるものに限る。)

リ 塩素酸水溶液（濃度が一〇質量パーセントを超えるものに限る。)

ヌ 亜硝酸亜鉛アンモニウム

四 次に掲げる毒物

イ シアン化水素（アルコール溶液であつて濃度が四五質量パーセントを超えるもの又は安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ロ シアン化水素酸（濃度が二〇質量パーセントを超えるものに限る。)

ハ シアン酸水銀

ニ アクロレイン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ホ クロトンアルデヒド（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ヘ エチレンイミン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ト メチルビニルケトン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

チ アセトンシアノヒドリン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

リ イソチオシアン酸アリル（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

- ヌ クロロアセトン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ル クロラール（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ヲ ジケテン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ワ ビニルピリジン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）

五 次に掲げる腐食性物質

- イ アリルトリクロシラン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ロ 三酸化硫黄（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ハ アクリル酸（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ニ メタクリル酸（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）

2 規則第七条第二項第一号の告示で定めるものは、次のいずれかに該当するもの以外のものとする。

- 一 別表第一の積載方法の欄にE S 0 1又はE S 0 2が掲げられている火薬類
- 二 隔離区分がC、D、E又はGの火薬類であつて正味薬量が一〇キログラム以下で、かつ、火薬庫に収納されているもの
- 三 隔離区分がBの火薬類であつて正味薬量が一〇キログラム以下で、かつ、火薬庫に収納され甲板上に積載されるもの
- 四 等級一・四の火薬類であつて隔離区分がSのもの

3 規則第七条第二項第三号の告示で定める危険物は、別表第一の積載方法の欄にD又はEが掲げられている危険物とする。

4 規則第七条第三項の告示で定める数は、二五又は船舶の長さをメートルで表した数を三で除した数（小数点以下は切り捨てるものとする。）のうちいずれか大きい方の数とする。

（容器、包装等の基準）

第六条 規則第八条第一項の告示で定める基準は、次条から第八条までに定めるとおりとする。

（容器、包装）

第七条 危険物の容器及び包装については、別表第一の容器及び包装の欄に定めるところによらなければならない。

2 次の各号に掲げる性状を有する危険物を収納する容器及び包装は、気密に密閉できるものでなければならない。

- 一 引火性、人体に対する毒性又は腐食性の蒸気を発するもの
- 二 乾燥した場合に爆発性を有するもの
- 三 空気と危険に反応するおそれのあるもの

3 次の容器は、危険物の融点以上の温度で運送される場合にあつては、当該危険物の容器として使用してはならない。ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、表示を高さ二五ミリメートル以上の大きさとすることができる。

一 次に掲げる種類の小型容器であつて単一容器（内装容器を使用しない小型容器をいう。以下同じ。）として使用するもの

- イ ドラム（容器記号（別表第一備考6(1)(ii)、同表備考第6(2)(ii)及び同表備考6(3)(ii)に定める容器に係る記号をいう。以下同じ。）が1 D又は1 Gのものに限る。）
- ロ 箱（容器記号が4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G又は4 H 1のものに限る。）
- ハ 袋
- ニ 複合容器（容器記号が6 H C、6 H D 1、6 H D 2、6 H G 1、6 H G 2、6 P C、6 P D 1、6 P D 2、6 P G 1、6 P G 2又は6 P H 1のものに限る。）

二 フレキシブル大型容器（容器記号が5 1 Hのものに限る。）

三 次に掲げる種類のI B C容器

- イ 木製I B C容器
- ロ ファイバ板製I B C容器

ハ フレキシブル I B C 容器

ニ プラスチック製内容器付複合 I B C 容器（容器記号が 1 1 H Z 2 又は 2 1 H Z 2 であるものに限る。）

四 I B C 容器（容器等級が I の危険物を収納する場合に限る。）

4 次に掲げる容器は、接地することができるものでなければならない。

一 引火点が摂氏六〇度以下の危険物又は粉じんにより爆発するおそれのある危険物を収納する I B C 容器

二 引火性液体類又は引火性液体類以外の危険物であつて引火点が摂氏六〇度以下のものを収納するポータブルタンク

（標札等）

第七条の二 危険物を収納する小型容器、大型容器、I B C 容器及び高压容器には、収納する危険物の等級を示す標札（以下「正標札」という。）及び副次危険性等級を示す標札（以下「副標札」という。）を外部から見やすい場所に付さなければならない。ただし、別表第一において標札等を付すことを要しないことが規定されている場合にあつては、この限りでない。

2 大型容器及び内容積が四五〇リットルを超える I B C 容器には、前項の標札は両側面に付さなければならない。

3 ポータブルタンク、非開放型の構造を有する金属製コンテナ及び上部開放型の構造を有するシート付き金属製コンテナ及びフレキシブルバルクコンテナには、収納する危険物の等級を示す標識（以下「正標識」という。）及び副次危険性等級を示す標識（以下「副標識」という。）を四側面（二種類以上の危険物を収納する場合は、それぞれの危険物が収納される区画の両側面）に付さなければならない。ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、正標札及び副標札を両側面に付すこととすることができる。

4 フレキシブルバルクコンテナには、収納する危険物の正標識及び副標識を両側面に付さなければならない。

5 前四項の標札等の様式は第一号様式を標準とする。

（品名等の表示）

第七条の三 危険物を収納する小型容器、大型容器、I B C 容器及び高压容器には、収納する危険物の品名及び国連番号を外部から見やすい位置に表示しなければならない。この場合において、国連番号は「U N」の文字に続けて表示しなければならない。

2 前項の場合において、国連番号及び「U N」の文字の高さは十二ミリメートル以上の大きさとしなければならない。ただし、許容質量が三〇キログラム以下であつて五キログラムを超える小型容器、許容容量が三〇リットル以下であつて五リットルを超える小型容器又は内容積が六〇リットル以下の高压容器の場合の文字の高さは六ミリメートル以上の大きさ、許容質量が五キログラム以下又は許容容量が五リットル以下の小型容器の場合は適切な大きさとする事ができる。

3 大型容器及び内容積が四五〇リットルを超える I B C 容器には、前項の品名及び国連番号は両側面に表示しなければならない。

4 ポータブルタンク、非開放型の構造を有する金属製コンテナ及び上部開放型の構造を有するシート付き金属製コンテナ及びフレキシブルバルクコンテナ（以下、「ポータブルタンク等」という。）には、次の各号に定めるところにより、必要な表示をしなければならない。

一 収納する危険物の品名を高さ六五ミリメートル以上の大きさと両側面（二種類以上の危険物を収納する場合は、それぞれの危険物が収納される区画の両側面）に表示すること。ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、表示を高さ十二ミリメートル以上の大きさとすることができる。ただし、内容積が

二 収納する危険物の国連番号を高さ六五ミリメートル以上の大きさの黒色数字で、次に掲げるもののいずれかに表示すること。

- イ ポータブルタンク等に付される全ての正標識又は当該正標識に近接して付す第二号様式の国連番号用表示
- ロ ポータブルタンク等に付される海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十七第一項第一号イ(3)又は同号ハの標札（次号において「海洋汚染マーク」という。）に近接して付す第二号様式の国連番号用表示（正標識が付されない場合に限る。）
- ハ ポータブルタンク等の少なくとも両側面に付される品名に近接して付す第二号様式の国連番号用表示（正標識及び海洋汚染マークが付されない場合に限る。）
- 三 摂氏一〇〇度以上の液体又は摂氏二四〇度以上の固体の危険物が収納されたポータブルタンク等にあつては、第三号様式の高温注意用表示を四側面に表示すること。
- 四 危険物の区分に応じ、次に掲げる事項をポータブルタンク又はポータブルタンクに取り付けられた金属板に表示すること。この場合において、イ及びロの高圧ガスを充てんするポータブルタンクにあつては、両側面に表示すること。
- イ 深冷液化された高圧ガス
- (1) 荷送人の氏名又は名称
 - (2) ポータブルタンクの所有者の氏名又は名称
 - (3) 高圧ガスの品名又は化学名
 - (4) 温度
 - (5) 最大許容総質量（収納される危険物の最大許容正味質量にポータブルタンクの質量を加えたものをいう。以下同じ。）
 - (6) ポータブルタンクの質量
 - (7) 高圧ガスの圧力をポータブルタンクの使用許容圧力以下に保持できる時間（以下「使用許容圧力保持時間」という。）
- ロ 深冷液化された高圧ガス以外の高圧ガス イ(1)、(3)、(5)及び(6)に掲げる事項並びに最大許容正味質量
- ハ 引火性液体類、可燃性物質類（自己反応性物質を除く。）、酸化性物質、毒物及び腐食性物質 イ(1)、(5)及び(6)に掲げる事項
- ニ 自己反応性物質及び有機過酸化物
- (1) イ(1)、(5)及び(6)に掲げる事項
 - (2) 国連番号
 - (3) 化学名
- 5 深冷液化された高圧ガスを充てんする高圧容器、危険物を収納する圧力調整弁付き単一容器、液体の危険物を収納する組合せ容器及び液体の危険物を内蔵している容器であつて下向きにしてはならないものには、第三号の二様式の上向き表示を両側面に表示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる危険物を収納する容器については、この限りでない。
- 一 病毒をうつしやすい物質を収納する容器であつて、一次容器内の危険物収納量が五〇ミリリットル以下のもの
 - 二 全方位に対して漏れ防止構造を有する物品を収納する小型容器
 - 三 内装容器当たりの危険物収納量が一二〇ミリリットル以下であつて、外装容器と内装容器の間に収納物を完全に吸収できる量の吸収材を充てんする組合せ容器
 - 四 内装容器当たりの危険物収納量が五〇〇ミリリットル以下であつて、内装容器を気密に密閉した組合せ容器
- 五 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物の容器
- 6 前項の規定により、上向き表示が表示された容器のオーバーパックには第三号の二様式の上向き表示を表示しなければならない。

7 高圧容器であつて、複数の容器が恒久的に結合され、かつ、枠に固定されるもの（以下「集合ガス容器」という。）には、次に掲げる事項を集合ガス容器又は集合ガス容器に取り付けられた金属板に表示しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称
- 二 最大許容総質量（収納される危険物の最大許容正味質量に集合ガス容器の質量を加えたものをいう。以下同じ。）
- 三 集合ガス容器の質量
- 四 摂氏一五度における高圧ガスの圧力

8 第一項の規定（品名に関する規定を除く。）は、放射性輸送物について準用する。

第七条の四 第七条の二及び前条（第五項及び第六項を除く。）の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「少量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号様式の少量危険物用表示を表示することとする。

- 一 別表第一の国連番号の欄に1044、1950、2037、2315（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、2794、2795、2800、3028、3151（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、3164、3269、3316、3473、3476、3477、3478又は3479と掲げられている危険物（以下「物品危険物」という。）以外の危険物にあつては、同表の小型容器又は高圧容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものであること。
- 二 内装容器の容量若しくは内装容器に収納される危険物の質量又は物品危険物の容量若しくは質量が、別表第一の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている容量又は質量以下であること。
- 三 総質量（内装容器又は物品危険物の質量及び外装容器の質量を含む。）が三〇キログラム以下であること。

2 第七条の二及び前条の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に記号が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「微量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号の二様式の微量危険物用表示を表示することとする。

- 一 別表第一備考5の2注3に規定する容器に収納して運送されるものであること。
- 二 別表第一の微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている記号に応じ、同表備考5の2に規定する容量又は質量以下であること。
- 三 同一のコンテナに収納する場合にあつては、収納されている容器の数が一〇〇〇を超えないものであること。

第七条の五 第二十五条の四第一号ただし書の要件を満たす容器（以下「Vマーク付き容器」という。）は、次の各号に規定する要件を満たす場合に限り、収納する危険物に対して認められるすべての種類の内装容器を収納して運送することができる。

- 一 収納する内装容器の総質量（当該容器に収納される危険物の総質量に自重を加えたものをいう。以下同じ。）が同号の落下試験に使用した内装容器の総質量の二分の一を超えないこと。
- 二 危険物の漏えいのおそれのある場合には、適当な流出防止措置をすること。

第七条の六 緊急時の運送、回収又は処分の目的で使用する小型容器（以下「サルベージ容器」という。）、大型容器（以下「サルベージ大型容器」という。）及び高圧容器（以下「サルベージ高圧容器」という。）は、損傷した容器又は漏えいした危険物のみを収納して運送することができる。

（船内における危険物の充てん等の禁止）

第七条の七 船内において、小型容器、大型容器、IBC容器及びポータブルタンク（自動車等に積

載する危険物の容器を含む。) (以下この条において「小型容器等」という。) には、危険物を充てんしてはならない。

2 船内において、小型容器等からは危険物を放出してはならない。

(収納方法)

第八条 液状の危険物(高圧ガスを除く。以下同じ。)を小型容器又は大型容器に収納する場合には、摂氏五五度において容器内に空間を残さなければならない。

2 液状の危険物をIBC容器に収納する場合には、摂氏五〇度において、内部の空間を当該IBC容器の内容積の二パーセント以上残さなければならない。

3 危険物をポータブルタンクに収納する場合には、次に掲げる基準に適合するように収納しなければならない。

一 総質量が、ポータブルタンクの最大許容総質量を超えないこと。

二 危険物の注入及び排出時における容器の内部圧力並びに摂氏六五度における容器の内部圧力が、当該容器の最大許容使用圧力を超えないこと。

三 摂氏五〇度において、内部の空間が、収納する危険物に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上残ること(次号に掲げる場合を除く。)

イ 次に掲げるもの ポータブルタンクの内容積の五パーセント

(1) 毒物(容器等級がI又はIIのものに限る。)

(2) 腐食性物質(容器等級がI又はIIのものに限る。)

(3) 摂氏六五度における蒸気の絶対圧力が〇・一七五メガパスカルを超えるもの

ロ イに掲げるもの以外の危険物 ポータブルタンクの内容積の三パーセント

四 次に掲げる場合には、最高運送温度において、内部の空間がポータブルタンクの内容積の五パーセント以上残ること。

イ 加熱装置により危険物を摂氏五〇度を超える温度に維持する場合

ロ 固体の危険物を融点を超える温度で運送する場合

ハ 液体の危険物を摂氏一〇〇度以上の温度で運送する場合

ニ 規則第二条第一号ハ(2)に掲げる危険物を運送する場合

五 摂氏二〇度において〇・〇〇二六八平方メートル毎秒未満の粘性を有する液状の危険物を、七五〇〇リットル以下の区画に区分されていないポータブルタンクに収納する場合は、空間スペースが二〇パーセント以下であり、又は八〇パーセント以上であること。

第九条 削除

(容器検査等が必要な危険物)

第十条 規則第八条第三項の告示で定める危険物は、次の各号のいずれにも該当しない危険物とする。

一 放射性物質等

二 少量危険物(火薬類を除く。)

三 微量危険物

四 別表第一の容器及び包装の欄において容器検査を必要としないことが定められている危険物

五 船積地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)が差し支えないと認める危険物

(容器の外国政府による表示)

第十条の二 規則第八条第三項第二号の告示で定める表示は、小型容器、大型容器、IBC容器、ポータブルタンク、高圧容器又はフレキシブルバルクコンテナ(本邦外で製造されたものに限る。)に付された表示であつて、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国たる外国の政府(以下「締約国政府」という。)により、国際海上危険物規程(以下「IMDGコード」という。)に適合していることが認められていることを示す表示とする。

第十条の三 規則第九条の告示で定めるものは、品名、「UN」の文字及び国連番号の表示並びに第

三号様式の高温注意用表示及び第四号様式の少量危険物用表示とする。

第十一条から第十三条まで 削除

第十三条の二 規則第十二条第一号の告示で定める期間は、三月（収納された危険物を返送する場合にあつて、かつ、返送後、当該危険物が適切に廃棄され、又は再使用される場合には六月）とする。

第十四条 規則第十三条の告示で定める危険物は、別表第十三の品名の欄に掲げるものとする。

- 2 規則第十三条の告示で定める積載方法は、別表第十三の積載の方法の欄に掲げる積載方法とする。
- 3 規則第十三条第三項の告示で定めるものは、別表第十三の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。

第十四条の二 規則第十四条の告示で定める危険物は、別表第一の特別規定の欄にBK2が掲げられている危険物又は船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物とする。

- 2 規則第十四条に規定するばら積み運送は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金属製コンテナによる。
 - 一 別表第一の特別規定の欄にBK2が掲げられている危険物 非開放型の構造を有する金属製コンテナ
 - 二 船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物 上部開放型の構造を有するシート付き金属製コンテナ
(オーバーパック表示)

第十四条の二の二 規則第十五条第四項の告示で定めるオーバーパック表示は、高さ十二ミリメートル以上の大きさで「オーバーパック」(本邦の各港間において運送する場合に限る。)又は「OVERPACK」の文字によるものとする。

(危険物明細書の記載事項)

第十四条の三 規則第十七条第一項第六号の告示で定める事項は、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 放射性物質等以外の危険物

- イ 別表第一の品名の欄に化学名が明示されていない危険物を運送する場合にあつては、化学名
- ロ 規則第五条の二の規定により規則の適用を受ける容器を運送する場合にあつては、「空容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「EMPTY UNCLEANED」若しくは「RESIDUE LAST CONTAINED」の文字
- ハ 廃棄物として危険物を運送する場合にあつては、「廃棄物」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「WASTE」の文字
- ニ 引火性液体類又は副次危険性等級が三の危険物であつて、引火点が摂氏六〇度以下の危険物を運送する場合にあつては、引火点
- ホ 少量危険物として運送する場合にあつては、「少量危険物」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「limited quantity」若しくは「LTD QTY」の文字
- ヘ 微量危険物として運送する場合にあつては、「微量危険物」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「dangerous goods in excepted quantities」の文字
- ト サルベージ容器又はサルベージ大型容器により運送する場合にあつては、「サルベージ容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「SALVAGE PACKAGE」の文字
- チ サルベージ高压容器により運送する場合にあつては、「サルベージ高压容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「SALVAGE PRESSURE RECEPTACLE」の文字
- リ 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている危険物又は自己加速重合温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納される場合にあつては、摂氏四五度）以下の危険物を運送する場合にあつては、管理温度及び非常温度
- ヌ 深冷液化された高压ガスをポータブルタンクにより運送する場合にあつては、使用許容圧力保持時間が終了する日の日付

ル 規則第十二条第一号の規定によりIBC容器を用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したIBC容器」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「Transport in accordance with 4.1.2.2.2」の文字

ヲ 規則第十二号第一号の規定によりポータブルタンクを用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したポータブルタンク」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「Transport in accordance with 6.7.2.19.6.2」（火薬類、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、腐食性物質又は有害性物質を運送する場合に限る。）、「Transport in accordance with 6.7.4.14.6.2」（深冷液化された高圧ガスを運送する場合に限る。）若しくは「Transport in accordance with 6.7.3.15.6.2」（深冷液化された高圧ガス以外の高圧ガスを運送する場合に限る。）の文字

二 放射性物質等（L型輸送物として容器に収納され、又は包装されるものを除く。）

イ 輸送指数

ロ 臨界安全指数

ハ 放射能の量。ただし、核分裂性物質を運送する場合にあつては、当該核分裂性物質に含まれる核分裂性核種（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。）の質量とすることができる。

ニ 放射性輸送物としない表面汚染物を運送する場合にあつては、当該表面汚染物に含まれる核分裂性核種の質量

ホ 専用積載により運送する場合にあつては、その旨

（積載方法の基準）

第十四条の四 規則第二十条第一項の告示で定める基準は、次の各号に定めるところとする。

一 別表第一の積載方法の欄に定めるところによること。

二 第七条第四項各号に掲げる容器を積載する場合は、当該容器を接地すること。

三 毒性高圧ガス、毒物、放射性物質等（別表第一の国連番号の欄に2908、2909、2910又は2911と掲げられている危険物を除く。）、腐食性物質及び副次危険性等級が六・一又は八の危険物を甲板下積載する場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。

四 前号の危険物を甲板上積載する場合は、食料から水平距離で六メートル以上離れた場所に積載すること。

五 前二号の規定にかかわらず、第三号の危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で三メートル以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。

（危険物等の隔離基準）

第十五条 規則第二十一条第一項の告示で定める基準は、別表第一の隔離の欄及び別表第十四（積載する危険物がともに火薬類である場合にあつては別表第十四の二）に定めるところとする。ただし、規則第十三条の規定によりばら積みして運送する危険物との隔離の基準は、別表第十五に定めるところとする。

2 規則第二十一条第二項の告示で定める基準は、別表第十五に定めるところとする。

3 前二項の規定は、少量危険物（火薬類を除く。）及び微量危険物については、適用しない。

（コンテナの構造等の基準）

第十五条の二 規則第二十五条の告示で定める基準は、次の各号に定めるところとする。

一 コンテナは、危険物の運送に十分耐える構造及び強度を有するものであること。

二 コンテナにその監視又は追跡を行うための装置を取り付ける場合は、コンテナに収納された危険物に対して安全なものであり、かつ、コンテナに確実に固定すること。

三 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている危険物を収納するコン

テナは、冷凍装置の冷凍能力等について、次に掲げる要件に適合すること。

イ 外部の温度が摂氏五五度を超える場合に、収納する危険物を最高運送温度に維持できる能力を有すること。

ロ それぞれ独立した動力源から動力を供給することができ、かつ、一の冷凍装置により温度維持ができる能力を有する二以上の冷凍装置を備え付けていること。ただし、周囲の最高温度が最高運送温度より少なくとも一〇度低い場合には一の冷却装置とすることができる。

ハ コンテナの熱通過率は、〇・四ワット毎平方メートル・ケルビン未満であること。

ニ 収納する危険物の非常温度（温度管理ができなくなった場合に、緊急措置をとることが必要となる温度として、別表第一備考1(2)又は同表備考1(3)の非常温度の欄に掲げる温度をいう。）に摂氏五度を加えた温度よりも低い引火点の危険物を収納するものにあつては、内部に取り付けてある電気器具は防爆型のものであること。

ホ 外部の電源から給電されるものにあつては、電路が、甲板下積載の場合は国際電気標準規格六〇五二九に基づく外被構造の保護形式を示す表示記号（以下「IP」という。）が55のプラグにより、甲板上積載の場合はIPが56のプラグによりコンテナに接続されていること。

ヘ 甲板下に積載されるコンテナに取り付けられた冷凍装置用の電気設備（コンテナの内部に取り付けられたものを除く。）は、別表第八の三の電気設備の欄中分類がT4で、グループがII Bのものであること。

ト 二以上の温度計測装置が備え付けられており、そのうちの一は、少なくとも六時間に一回の頻度で温度の変化を継続して記録できるものであること。

チ 摂氏二五度未満の最高運送温度で運送される場合にあつては、最高運送温度以下の所定の温度に達したときに可視可聴の警報を発する装置を備え付けていること。

リ 冷凍装置又はロの規定により備えられた冷却装置に充てんされている冷媒は、当該冷凍装置又は冷却装置の製造者が指定したものであること。

ヌ 冷凍装置の運転手引書及び予備品を備え付けていること。

四 引火点が摂氏二三度未満の危険物（前号の危険物を除く。）を収納するコンテナの電気器具は、防爆型のものであること。ただし、当該危険物を収納するコンテナが、運送中常に当該危険物の温度を引火点より一〇度以上低く保つことができ、かつ、冷却システムに故障が発生した場合、当該システムの運転を停止し動力源から完全に遮断できる構造を有する場合には、この限りでない。

五 引火性高圧ガスを収納するコンテナの電気器具は、防爆型のものであること。

六 収納する貨物にくん蒸を施す場合のコンテナは、くん蒸ガスの漏洩ができる限り少ないものでなければならない。

（温度管理が必要な危険物の収納方法）

第十六条 規則第二十六条第三項の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に「（温度管理が必要なもの）」が掲げられている危険物及び別表第一備考2(4)(iii)イ及びロの基準に該当する危険物（有害性物質を除く。）とする。

2 規則第二十六条第三項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 コンテナ内の空気の循環が妨げられないように収納すること。

二 管理温度の異なる前項の危険物を同一のコンテナに収納する場合は、あらかじめ、これらの危険物を最も低い管理温度を超えないように冷却すること。

三 前項の危険物と前項の危険物以外の危険物を同一のコンテナに収納する場合は、前項の危険物ができる限りコンテナの開閉扉の付近に収納すること。

四 管理温度の異なる前項の危険物を同一のコンテナに収納する場合は、管理温度の低い危険物ができる限りコンテナの開閉扉の付近に収納すること。

五 自己加速重合温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納される場合にあつては、摂氏四五度）

以下の危険物は、管理温度を超えないように冷却すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 危険物の温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納する場合にあつては、摂氏四五度）において重合のおそれがないように化学的に安定させる場合

ロ 高圧ガスにあつては、重合反応が起こった際の圧力が容器の耐圧試験圧力の三分の二以下の圧力となる充填率で収納する場合

六 別表第一備考2（4）（iii）イ及びロの基準に該当する危険物（有害性物質を除く。）の管理温度及び非常温度は、次表の第一欄の容器の種類及び第二欄の自己加速重合温度の区分に応じ第三欄及び第四欄に掲げる温度とする。

容器の種類	自己加速重合温度	管理温度	非常温度
ポータブルタンク以外の容器	摂氏二〇度以下のもの	自己加速重合温度から摂氏二〇度を減じた温度	自己加速重合温度から摂氏一〇度を減じた温度
	摂氏二〇度を超え摂氏三五度以下のもの	自己加速重合温度から摂氏一五度を減じた温度	自己加速重合温度から摂氏一〇度を減じた温度
	摂氏三五度を超えるもの	自己加速重合温度から摂氏一〇度を減じた温度	自己加速重合温度から摂氏五度を減じた温度
ポータブルタンク	摂氏四五度以下のもの	自己加速重合温度から摂氏一〇度を減じた温度	自己加速重合温度から摂氏五度を減じた温度

（表示）

第十六条の二 規則第二十八条第一項の告示で定める様式は、第一号様式又は第四号様式とする。

2 規則第二十八条第二項の告示で定めるものは、隔離区分がSの火薬類とする。

3 規則第二十八条第二項の告示で定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの（物品危険物以外の危険物にあつては、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものに限る。）

二 別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に記号が掲げられているもの（別表第一の備考5の2注3に規定する容器に収納して運送されるものに限る。）

4 規則第二十八条第二項の告示で定める質量又は容量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める質量又は容量とする。

一 前項第一号の危険物 内装容器に収納される危険物の質量若しくは内装容器の容量又は物品危険物の質量若しくは容量については別表第一の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている質量又は容量（総質量（内装容器又は物品危険物の質量及び外装容器の質量を含む。）

については三〇キログラムとする。)

- 二 前項第二号の危険物 別表第一の微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている記号に応じ、同表備考5の2に規定する質量又は容量
- 5 規則第二十八条第二項の告示で定める特定危険物は、微量危険物とする。
- 6 規則第二十八条第二項の告示で定める標識は、第四号様式の少量危険物用表示とする。ただし、コンテナに収納された危険物が微量危険物と標札等義務付け対象危険物以外の危険物である場合は、この限りでない。
- 7 規則第二十八条第三項の告示で定める方法は、高さ六五ミリメートル以上の大ききさで表示する方法とする。
- 8 規則第二十八条第三項ただし書の告示で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによることとする。
 - 一 コンテナの両側面に付す第二号様式の国連番号用表示に、収納する危険物の国連番号を高さ六五ミリメートル以上の大ききさの黒色数字で表示する方法
 - 二 コンテナの両側面に収納する危険物の国連番号を「UN」の文字に続けて表示する方法
- 9 規則第二十八条第四項の告示で定める質量は、四〇〇〇キログラム（容器及び包装の質量を含む。）とする。
- 10 規則第二十八条第四項の告示で定める基準については、第七条の三第四項の規定を準用する。この場合において、「ポータブルタンク」とあるのは「コンテナ」と、「第三十七条の十七第一項第一号イ(3)」とあるのは「第三十七条の十七第一項第一号ハ」と読み替えるものとする。
- 11 規則第二十八条第五項の告示で定める様式は、第三号様式とする。
- 12 規則第二十八条第六項の告示で定める様式は、第五号様式とする。
- 13 規則第二十八条第七項の告示で定める冷却剤は、別表第一の国連番号の欄に1845、1951又は1977と掲げられている危険物とする。
- 14 規則第二十八条第七項の告示で定める様式は、第五号の二様式とする。
(コンテナ危険物明細書の記載事項)

第十六条の三 規則第三十条第一項第七号の告示で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十四条の三に掲げる事項
- 二 収納された貨物にくん蒸を施したコンテナにあつては、くん蒸剤の処分についての説明（くん蒸剤の処分に関する説明書を別途提出する場合を除く。）、くん蒸を施した年月日並びに使用したくん蒸剤の型及び量
(コンテナの積載方法)

第十六条の四 規則第三十二条第二項の告示で定める積載方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 引火点が摂氏二三度未満の危険物又は引火性高压ガスを収納しているコンテナと冷凍装置又は加熱装置付きのコンテナを甲板下の同一貨物区域に積載する場合は、次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 冷凍装置又は加熱装置の電気設備（ガス又は蒸気が内部に入りこまない構造のコンテナの内部に取り付けられたものを除く。）は、別表第八の三の電気設備の欄中分類がT4で、グループがII Bのものであること。
 - ロ 外部の電源から給電されるものにあつては、電路はIPが五五のプラグにより、コンテナに接続されていること。
 - ハ 当該危険物を積載する貨物区域に、規則第三十七条第一項の防火等の措置が講じられていること。
- 二 引火点が摂氏二三度未満の危険物（第十五条の二第三号の危険物を除く。）を収納しているコンテナを積載する場合は、当該コンテナの電気器具が防爆型のものである場合を除き、運送中常に当該危険物の温度を引火点より一〇度以上低く保ち、かつ、冷却システムに故障が発生した場

合には、当該システムの運転を停止し動力源から完全に遮断すること。

三 引火性高圧ガス若しくは副次危険性等級が二・一の危険物又は引火点が摂氏二三度未満の引火性液体類若しくは副次危険性等級が三の危険物を収納しているコンテナを甲板上に積載する場合は、発火源となる設備から水平距離で三メートル（コンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載する場合にあつては二・四メートル）以上離して積載すること。

四 火薬類（等級が一・四のものを除く。）を収納しているコンテナは、他の船舶等との衝突があつた場合において当該衝突の影響が少ない場所に積載すること。

（コンテナ相互の隔離）

第十六条の四の二 規則第三十三条の告示で定める隔離の基準は、別表第十六に定めるとおりとする。

（自動車等危険物明細書の記載事項）

第十六条の五 第十六条の三の規定は、規則第三十五条第一項で準用する規則第三十条第一項第七号の告示で定める事項について準用する。

（自動車等の積載方法）

第十六条の六 第十六条の四の規定は、規則第三十五条第一項で準用する規則第三十二条第二項の告示で定める積載方法について準用する。この場合において、「甲板下の同一貨物区域」とあるのは「同一の閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等」と読み替えるものとする。

（自動車等の隔離）

第十六条の六の二 第十六条の四の二の規定は、規則第三十五条第一項で準用する規則第三十三条の告示で定める隔離の基準について準用する。

（自動車等の冷凍能力等）

第十六条の七 規則第三十五条第二項の告示で定めるところは、次の各号に定めるとおりとする。

一 冷凍装置の冷凍能力等について、次に掲げる要件に適合すること。

イ 第十五条の二第三号の基準に適合すること。

ロ 自動車等の原動機から独立して運転できるものであること。

二 自動車等の積載方法について、次に掲げる要件に適合すること。

イ 積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車灯を消しておくこと。

ロ 必要な場合には、運転者を車内にとどめ、又は点検等をさせること。

ハ 積載する場所について船積地を管轄する地方運輸局長の指示に従うこと。ただし、当該船舶が規則第三十八条第一項の指定を受け、船長が指定された危険物を積載している自動車等を指定された場所に積載する場合は、この限りでない。

ニ 移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃を受けないように保護すること。

ホ 修理をしないこと。

ヘ 積載場所及びその附近には、必要のない者の立入を禁止すること。

第十六条の八 削除

（地方運輸局長の許可を受けて運送することができる危険物）

第十六条の八の二 規則第三十六条第二項の告示で定める危険物は、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、次の各号に掲げるものとする。

一 「その他の液化石油ガス」（ただし、プロパン、ブタン又はプロピレンを主成分とするものに限る。）

二 「ガソリン」

（特例タンク自動車等の積載方法の基準等）

第十六条の八の三 規則第三十六条第三項第一号の告示で定める基準は、百二十キロニュートンの張力により変形しないチェーン、鋼索等（以下「チェーン等」という。）及びチェーン等を船体に固定するための金具であつてチェーン等による張力に対し十分な強度を有するもので構成されるものであることとする。

2 規則第三十六条第三項第一号の告示で定める方法は、次表の第一欄の自動車等の区分に応じ第二欄及び第三欄に掲げる方法とする。

自動車等の区分	水平方向の移動を防止するための方法	転倒を防止するための方法
第十六条の八の二に規定する危険物を積載したタンク自動車及びタンク車（以下、「特例タンク自動車等」という。）	六本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること	四本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること
その他の自動車等	四本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること	二本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること （大型自動車及び大型特殊自動車に限る。）

3 規則第三十六条第三項第二号の告示で定める危険物は、第十六条の八の二第一号に定める危険物とする。

4 規則第三十六条第三項第二号の告示で定める場所は、車両区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十八号の車両区域をいう。以下同じ。）内の閉囲された場所とする。

5 規則第三十六条第三項第三号の告示で定める消火装置は、四個以上の持運び式泡消火器又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める消火装置とする。

6 規則第三十六条第三項第四号の告示で定める事項は、次の各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる事項の出航前の確認に関すること

イ 特例タンク自動車等の積載場所が適切であること。

ロ 規則第三十六条第三項第一号の規定により固定されていること。

ハ 特例タンク自動車等のタンクのバルブが閉鎖されていること。

ニ 規則第三十六条第三項第三号の規定により消火装置が備えられていること。

ホ 特例タンク自動車等を積載する車両区域に積載されている自動車等について、原動機及びモーターがとめられ、制動がかけられ、かつ、車灯が消されていること。

ヘ 特例タンク自動車等（第十六条の八の二第二号の危険物を積載しているものに限る。）を車両区域内の閉囲された場所に積載する場合にあつては、当該場所の排気式機械通風装置が作動していること。

二 航行中の特例タンク自動車等の監視及び巡視に関すること

三 災害発生時にとるべき措置に関すること

四 乗組員の教育訓練に関すること

五 第一号の確認、第二号の監視及び巡視並びに前号の教育訓練の実施の記録及び記録の保管に関すること

六 その他危険防止に必要な事項

（防災等の措置を必要とする方法）

第十六条の九 規則第四十五条の告示で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 船内に積載する一集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。）の輸送指数又は臨界安全指数のうち、いずれか大きい値が五〇を超える方法

二 船内に積載する集貨の輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうちいずれか大きい値が、二

〇〇（湖川港内のみを航行する船舶にあつては、五〇）を超える方法

（火薬類の運送に使用する容器及び包装）

第十七条 規則第四十六条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 火薬類の容器及び包装は、最寄りの地方運輸局長の確認を受けたものでなければならない。ただし、既に地方運輸局長の確認を受けている容器及び包装と同一のものについては、同一の火薬類を運送する場合に限り地方運輸局長の確認を受けたものとみなす。
- 二 収納される火薬類の移動及び衝撃を防ぐことができるものであり、かつ、容器及び包装の金属部分が収納される火薬類と接触しないこと。
- 三 液体の火薬類を収納する容器及び包装は、当該火薬類の漏えいを防ぐための密閉措置が二重に施されているものであること。
- 四 組合せ容器の外装容器として使用するドラム（容器記号が1 A 1、1 A 2、1 B 1、1 B 2、1 N 1又は1 N 2のものに限る。）は、漏えいを防ぐための密閉措置にガスケットを用いたものであること。
- 五 ねじ式のふたを有する容器及び包装は、収納される火薬類がねじ部に入ることを防止できるものであること。
- 六 水溶性の火薬類又は水分を含有する火薬類を収納する容器は、防水性のものであること。
- 七 次に掲げる容器は、収納している火薬類に対し、静電気による放電を防止することができるものであること。
 - イ ドラム（容器記号が1 H 1又は1 H 2のものに限る。）
 - ロ ジェリカン（容器記号が3 H 1又は3 H 2のものに限る。）
 - ハ 箱（容器記号が4 H 1又は4 H 2のものに限る。）
 - ニ 袋（容器記号が5 H 1、5 H 2、5 H 3又は5 H 4のものに限る。）
 - ホ 複合容器（容器記号が6 H A 1、6 H A 2、6 H B 1、6 H B 2、6 H C、6 H D 1、6 H D 2、6 H G 1、6 H G 2、6 H H 1又は6 H H 2のものに限る。）

（火薬類の積載方法）

第十七条の二 規則第五十条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第一号及び第二号の規定は等級が一・四の火薬類には適用しない。

- 一 居住区域（船舶防火構造規則第二条第十四号の居住区域をいう。以下同じ。）及びそれに繋がる吸気口、業務区域（船舶防火構造規則第二条第十六号の業務区域をいう。以下同じ。）、機関区域（船舶防火構造規則第二条第二十一号の機関区域をいう。以下同じ。）並びに救命設備から水平距離で十二メートル以上離れた場所に積載すること。
- 二 船側外板から水平距離で船の幅の八分の一又は二・四メートルのうちいずれか小さい方の距離以上離れた場所に積載すること。
- 三 発火源となる設備から水平距離で六メートル以上離れた場所に積載すること。
- 四 移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定すること。
- 五 甲板下積載をする場合は、乾燥した場所に積載すること。

（火薬庫の要件）

第十八条 規則第五十一条第二項の告示で定める基準は、次に定める基準とする。

- 一 移動式であつて、堅牢な構造を有する収納設備であること。
- 二 当該収納設備内の床面が木材で内張りされていること。
- 三 風雨密であり、船体に固定できる構造であること。

（高压ガスの運送に使用する容器及び包装）

第十八条の二 規則第五十四条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 転落、転倒等による弁の損傷を防止するための措置が講じられていること。
- 二 再充てん禁止容器（高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第三項の再充

てん禁止容器をいう。以下同じ。)について、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 引火性高圧ガス又は毒性高圧ガスを充てんするものにあつては、内容積が一・二五リットルを超えないものであること。

ロ 吸入毒性試験値(一時間の経気道投与による半数致死濃度(被験動物が五〇パーセントの確率で致死する濃度をいう。))を、ミリリットル毎立方メートルで表した値をいう。以下同じ。)が二〇〇ミリリットル毎立方メートル以下である毒性高圧ガスを充てんしないこと。

ハ 充てん後に修理をしないこと。

(高圧ガスの充てんに関する要件)

第十八条の三 規則第五十五条第二項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 圧縮ガスを充てんしてある容器の内部圧力は、熱帯地方(北緯二五度から南緯二五度までの区域をいう。以下同じ。)で摂氏六五度、その他の地方で摂氏四五度において、当該容器の水圧試験圧力の四分の三を、及び摂氏十五度において、別表第一備考6(1)(i)中P200の記号の容器の表の最大圧力の欄に掲げる圧力を超えてはならない。

二 溶解ガスを充てんしてある容器の内部圧力は、摂氏十五度において前号で定めた最大圧力を超えてはならない。

三 液化ガスを充てんしてある容器の内部圧力は、熱帯地方で摂氏六五度、その他の地方で摂氏四五度において第一号で定めた最大圧力(深冷液化ガスを充てんしてある容器の内部圧力にあつては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおいて、別表第一備考6(1)(i)中P203の記号の容器の表の最大圧力の欄に掲げる圧力)を超えてはならない。

四 容器に充てんする液化ガスは、次の算式により算定した質量以下のものでなければならない。

$$G = \frac{V}{C}$$

この場合において、

Gは、液化ガスの重量をキログラムで表した数値

Vは、容器の内容積をリットルで表した数値

Cは、定数とし、別表第一備考6(1)(i)中P200及びP203の記号の容器の表の定数の欄に掲げる数値とする。

五 定数又は最大圧力について前四号で定めていない高圧ガスの規定の適用については、定数又は最大圧力の数値を船積地を管轄する地方運輸局長の定める数値とするものとする。

六 溶解ガスを充てんしてある容器は、適当な多孔性物質及び溶剤を詰めたものでなければならない。この場合において、積載場所は、常に摂氏四〇度以下に保つようにしなければならない。

(高圧ガスの積載方法)

第十八条の四 規則第五十六条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 蒸気管、特定機関区域(船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。)その他の熱源(以下単に「熱源」という。)から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。

二 移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定すること。

三 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

四 甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。

五 液化された高圧ガスは、液面が圧力安全装置に接触しないように積載すること。

六 ポータブルタンクに充てんされた深冷液化された高圧ガスは、航行予定時間(遅延を考慮した航行予定時間とする。)が当該ポータブルタンクに表示された使用許容圧力保持時間を超える船舶に積載してはならない。

(引火性液体類の積載方法)

第十九条 規則第五十九条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 熱源から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 二 通風が良好な場所に積載すること。
- 三 引火点が摂氏二三度未満の引火性液体類であつて、次に掲げる小型容器に収納されている場合は、甲板上積載すること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。
 - イ ドラム（容器記号が 1 H 1 又は 1 H 2 のものに限る。）
 - ロ ジェリカン（容器記号が 3 H 1 又は 3 H 2 のものに限る。）
 - ハ 複合容器（容器記号が 6 H H 1 又は 6 H H 2 のものに限る。）
 - ニ I B C 容器（容器記号が 3 1 H 1 又は 3 1 H 2 のものに限る。）
- 四 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

（可燃性物質類の運送に使用する容器及び包装）

第二十条 規則第六十一条の告示で定める基準は、自己反応性物質を収納する容器及び包装には、容器等級が I の危険物を収納することができる金属製の容器及び包装を使用しないこととする。

第二十条の二 規則第六十二条の告示で定める可燃性物質は、自己反応性物質とする。

（可燃性物質類の積載方法）

第二十条の三 規則第六十三条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 熱源から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 二 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている自己反応性物質を積載する場合は、少なくとも六時間に一回の頻度で当該危険物の温度を計測し、記録すること。
- 三 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

（酸化性物質類の運送に使用する容器及び包装）

第二十一条 規則第六十五条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 運送中に気体を発生するおそれがある有機過酸化物を収納する容器及び包装は、圧力安全装置を設け、又は収納する量を制限すること。ただし、発生する気体が爆発性、毒性その他の危険性を有する場合は、圧力安全装置を設けてはならない。
- 二 有機過酸化物を収納する前号の危険物を収納する容器及び包装には、容器等級が I の危険物を収納することができる金属製の容器及び包装を使用しないこと。

（酸化性物質類の積載方法）

第二十一条の二 規則第六十六条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 酸化性物質を収納した容器及び包装の固定具には、不燃材を使用すること。
- 二 有機過酸化物を積載する場合は、熱源から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 三 有機過酸化物を積載する場合は、通風が良好な場所に積載すること。
- 四 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物を積載する場合は、少なくとも六時間に一回の頻度で当該危険物の温度を計測し、記録すること。
- 五 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

第二十二条 削除

（腐食性物質の運送に使用する容器及び包装）

第二十三条 規則第百八条の告示で定める基準は、ポータブルタンクに収納する場合にあつては、過去一年以内に当該ポータブルタンクの圧力安全装置が所定の圧力において作動することを確認した

ポータブルタンクを使用することとする。

(腐食性物質の積載方法)

第二十三条の二 規則第百九条の告示で定める基準は、乾燥した場所に積載することとする。

(積付検査を必要とする危険物)

第二十四条 規則第百十一条第一項第三号の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物とする。

2 規則第百十一条第一項第四号の告示で定める毒物は、容器等級がⅠの毒物とする。

(収納検査を必要とする危険物)

第二十五条 規則第百十二条第一項第三号の告示で定めるものは、副次危険性等級が六・一又は八の引火性液体とする。

2 規則第百十二条第一項第五号の告示で定めるものは、容器等級がⅠ又はⅡの毒物とする。

3 規則第百十二条第一項第七号の告示で定めるものは、副次危険性等級が三又は六・一の腐食性物質とする。

第二十五条の二 削除

(容器及び包装の安全性に関する基準)

第二十五条の三 規則第百十三条第三項の告示で定める安全性に関する基準は、次条から第二十五条の六の三までに定めるとおりとする。

(小型容器)

第二十五条の四 小型容器は、船舶の航行中における湿度又は温度において、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態（サルベージ容器にあつては、容器容量の九八パーセント以上の水で満たした状態）において、次の表に掲げる高さ（サルベージ容器にあつては容器等級がⅡの危険物の場合の高さ）から次項に規定する要件を備えている落下面（以下「落下面」という。）に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。ただし、Vマーク付き容器にあつては、最も壊れやすい内装容器を収納した状態で、容器等級がⅠの危険物の場合の高さから落下させるものとする。

収納する危険物	高さ（メートル）
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

二 液状の危険物を収納する容器及び包装（組合せ容器を除く。）並びにサルベージ容器にあつては、空気を用いて次の表に掲げる圧力（サルベージ容器にあつては、容器等級がⅠの危険物の場合の圧力）以上の圧力をかけた場合に、漏えいがないこと。

収納する危険物	圧力（メガパスカル）
容器等級がⅠの危険物	〇・〇三
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	〇・〇二
容器等級がⅢの危険物	〇・〇二

三 液状の危険物を収納する容器及び包装（組合せ容器及びサルベージ容器を除く。）にあつては、内部圧力を次のいずれかの圧力（容器等級がⅠの危険物を収納するものにあつては、次のいずれかの圧力と〇・二五メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力）にした場合に、漏えいがないこと。

- イ 収納する危険物の摂氏五五度におけるゲージ圧力に一・五を乗じた圧力
- ロ 収納する危険物の摂氏五五度における蒸気圧に一・五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力
- ハ 収納する危険物の摂氏五〇度における蒸気圧に一・七五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力

四 容器及び包装（外装容器として袋を用いるものを除く。）の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形がないこと。ただし、Vマーク付き容器にあつては、外装容器が空の状態において荷重を加えることとする。

$$W = \frac{3 - h}{h} \times G$$

この場合において、

Wは、容器及び包装の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、容器及び包装の高さをメートルで表した数値

Gは、容器及び包装並びに収納する危険物の総質量をキログラムで表した数値

五 サルベージ容器にあつては、高さ十二ミリメートル以上の大きさに「SALVAGE」の文字が容易に消えない方法で表示されていること。

六 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

2 前項第一号の落下面とは、滑らかな水平面であつて、次に掲げる要件を備えているものとする。

- 一 落下させる容器に対して十分な質量を有していること。
- 二 試験結果に影響するような欠陥が表面にないこと。
- 三 試験において変形又は損傷がないものであること。
- 四 容器が完全に落下できるような大きさであること。

3 本条、第二十五条の四の二又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあつては、第一項第六号の表示を一以上付すことができる。

（大型容器）

第二十五条の四の二 大型容器は、船舶の航行中における湿度又は温度において、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

- 一 底部から持ち上げるように設計された容器にあつては、容器の総重量の一・二五倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、フォークリフトにより持ち上げ及び着底を二回繰り返した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 二 頂部からつり上げるように設計された容器にあつては、容器の総質量の二倍に相当する荷重を加えた状態において、つり上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 三 積み重ねるように設計された容器にあつては、容器の上面に次の算式により算定した荷重を均一に加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

$$W = 1.8 \times N \times G$$

この場合において、

Wは、容器の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

Nは、運送中積み重ねようとする個数の最大値

Gは、容器の総質量をキログラムで表した数値

四 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態（サルベージ容器にあつては、容器容量の九八パーセント以上の水で満たした状態）において、次の表に掲げる高さから落下面に、最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がな

いこと。

収納する危険物	高さ（メートル）
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物又は火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

五 サルベージ大型容器にあつては、空気を用いて〇・〇三メガパスカル以上の圧力をかけた場合に、漏えいがないこと。

六 サルベージ大型容器にあつては、高さ十二ミリメートル以上の大きさを「SALVAGE」の文字が容易に消えない方法で表示されていること。

七 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

八 設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で付されていること。

イ 積み重ねるように設計された容器 第六号の二様式

ロ イ以外の容器 第六号の三様式

2 本条、第二十五条の四又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあつては、前項第七号の表示を一以上付することができる。

（IBC容器）

第二十五条の五 本条において、容器の種類欄に掲げる記号については別表第一備考6(3)(ii)に定めるところによる。

2 IBC容器は、船舶の航行中における湿度又は温度において、その容器の種類に応じ次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 金属製IBC容器にあつては、次のイからトまでに掲げる要件に適合するものであること。

イ 底部から持ち上げるように設計された容器にあつては、容器の総質量の一・二五倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、フォークリフトにより持ち上げ及び着底を二回繰り返した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

ロ 頂部から釣り上げるように設計された容器にあつては、容器の総質量の二倍に相当する荷重を加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

ハ 積み重ねるように設計された容器にあつては、容器の上面に次の算式により算定した荷重を均一に加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

$$W = 1.8 \times N \times G$$

この場合において、

Wは、容器の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

Nは、運送中積み重ねようとする個数の最大値

Gは、容器の総質量をキログラムで表した数値

ニ 空気を用いて〇・〇二メガパスカル以上の圧力をかけた場合において、漏えいがないこと。

ホ 収納する危険物及び容器の種類に応じ、次の表に掲げる水圧に保持した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。ただし、31A、31B及び31Nにあつては、次の表に掲げる水圧に保持する前に〇・〇六五メガパスカルの水圧に保持しなければならない。

収納する危険物	容器の種類	水圧（メガパスカル）
容器等級がⅠの危険物	21A、21B及び21N	〇・二五
容器等級がⅡ若しくはⅢの危険物	21A、21B、21N、	〇・二

Ⅲの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	31A、31B及び31N
---------------------------	--------------

へ 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態において、次の表に掲げる高さから落下面に、最大の破損を及ぼすように落下させ、かつ、落下させた後に落下面から持ち上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

収納する危険物	高さ（メートル）
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

ト 液体の危険物を収納するIBC容器にあつては、容器容量の九八パーセント以上の水で満たした状態において、正弦波形で二五ミリメートル±五パーセントの複振幅を垂直に負荷し、IBC容器の底部の一部が振動台から持ち上がる程度の振動数（容器が共振状態にならないもの）で振動させた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。この場合において、IBC容器の底部の一部が振動台から持ち上がるとは、厚さ一・六ミリメートル以上、幅五〇ミリメートル以上の金属薄片を一〇〇ミリメートル以上完全に挿入できることをいう。

二 硬質プラスチック製IBC容器にあつては、次のイ及びロに掲げる要件に適合するものであること。

イ 容器の種類に応じ、次の表に掲げる水圧に保持した場合において、漏えい及び運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

容器の種類	水圧（メガパスカル）
21H1及び21H2	〇・〇七五
31H1及び31H2	(1)又は(2)のうちいずれか高い方の圧力 (1) 次のいずれかの圧力 (i) 摂氏五五度における容器の内部圧力に一・五を乗じた圧力 (ii) 収納する危険物の摂氏五〇度におけるガス圧力（絶対圧力）に一・七五倍を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力 (iii) 収納する危険物の摂氏五五度におけるガス圧力（絶対圧力）に一・五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力 (2) 収納する危険物の静圧に二を乗じた圧力。ただし、静水圧の二倍以上とする。

ロ 第一号（ホを除く。）に掲げる要件

三 プラスチック製内容器付複合IBC容器にあつては、第一号（ホを除く。）並びに第二号イに掲げる要件に適合するものであること。

四 フレキシブルIBC容器にあつては、次のイからホまでに掲げる要件に適合するものであること。

イ 釣り上げられるように設計された容器にあつては、容器の総質量の六倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

ロ 危険物を収納した状態において、裂け目を入れて容器の総質量の二倍に相当する荷重を均一に加えた場合に、当該裂け目の長さが一・二五倍を超えて増加しないこと。

- ハ 容器の上面に第一号ハの算式により算定した荷重を均一に加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- ニ 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態において、次の表に掲げる高さから落下面に底を下にして落下させ、かつ、引き落した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

収納する危険物	高さ（メートル）
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

ホ 釣り上げられるように設計された容器にあつては、危険物を収納した状態において、床面に寝かせてから垂直になるまで速やかに引き上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

- 五 ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器にあつては、第一号イ、ハ及びヘに掲げる要件に適合するものであること。
- 六 別記第一に掲げる表示を、耐腐食性の板に付し、容器に恒久的に取り付けること。
- 七 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。
- 八 設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で付されていること。

イ 積み重ねるように設計された容器 第六号の二様式

ロ イ以外の容器 第六号の三様式

- 3 本条、第二十五条の四又は第二十五条の四の二に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあつては、前項第七号の表示を一以上付することができる。

（ポータブルタンク）

第二十五条の六 ポータブルタンクは、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

- 一 機械荷役及び固定の用に供する十分な強度をもつた装具を有すること。
- 二 通常の手扱及び運送において、漏えいなく静的及び動的応力に耐えうること。
- 三 十分な排出能力を有する有効な圧力安全装置を有すること（区画室を有する容器にあつては、各区画室ごとに圧力安全装置を有すること）。
- 四 底部開口（容器内の液面下における容器本体の貫通開口をいう。以下同じ。）を有する容器にあつては、当該開口の閉鎖装置は、有効なものであること。
- 五 加熱装置を有する容器にあつては、当該装置は、当該容器に対して安全なものであること。
- 六 取付け物は、損傷するおそれのないよう取り付けられており、かつ、その用途が明確に表示されているものであること。
- 七 第七号様式の表示を耐腐食性の金属板に、容易に消えない方法で付し、ポータブルタンクに恒久的に取り付けること。

（高圧容器）

第二十五条の六の二 高圧容器は、検査の種類に応じ地方運輸局長又は登録検査機関が適当と認める国際標準化機構が定めた規格による検査に適合し、地方運輸局長又は登録検査機関が指定する方法による表示が付されたものであること。

- 2 集合ガス容器は、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

- 一 機械荷役及び固定の用に供する十分な強度をもつた装具を有すること。
- 二 通常の手扱及び運送において、漏えいなく静的及び動的応力に耐えうること。
- 三 集合ガス容器を構成する容器は、それぞれ、同じ内容積であり、かつ、同じ形状の鋼製継目なし容器であること。
- 四 十分な排出能力を有する有効な圧力安全装置を有すること。

- 五 温度計、圧力計その他の取付け物は、損傷するおそれのないよう取り付けられており、かつ、その用途が明確に表示されているものであること。
- 六 第七号様式の表示を耐腐食性の金属板に、容易に消えない方法で付し、集合ガス容器に恒久的に取り付けること。

3 サルベージ高圧容器は、次の各号に掲げる事項について船積地を管轄する地方運輸局長の承認を受けたものでなければ使用してはならない。

- 一 容器の構造及び試験
- 二 容器の使用に関する手順書
- 三 容器の表示
- 四 前各号に掲げるもののほか、地方運輸局長が必要と認める事項
(フレキシブルバルクコンテナ)

第二十五条の六の三 フレキシブルバルクコンテナは、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

- 一 釣り上げられるように設計された容器にあつては、容器の総質量の六倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 二 危険物を収納した状態において、長さ三〇〇ミリメートルの裂け目を入れて容器の総質量の二倍に相当する荷重を均一に加えた場合に、当該裂け目の長さが一・二五倍を超えて増加しないこと。
- 三 積み重ねるように設計された容器にあつては、設計輸送積載重量の四倍の荷重を二十四時間持続して加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 四 容器等級がⅢの危険物を収納した状態において、〇・八メートルの高さから落下面に底を下にして落下させ、かつ、引き落した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 五 釣り上げられるように設計された容器にあつては、危険物を収納した状態において、床面に寝かせてから垂直になるまで速やかに引き上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

第二十五条の六の四 規則第 13 号様式中備考 1 (5)の告示で定めるものは、「シリンダ束」をいう。
(表示の効力)

第二十五条の七 規則第百十三条第四項第三号の告示で定める I B C 容器は、金属製 I B C 容器、硬質プラスチック製 I B C 容器及びプラスチック製内容器付複合 I B C 容器とする。

2 規則第百十三条第四項第三号の告示で定める期間は、容器の構造、収納する高圧ガスの種類に応じ次表に掲げる規格により定められた期間とする。

容器の種類	規 格
鋼製継目なし容器	I S O 六四〇六
アルミニウム合金製継目なし容器	I S O 一〇四六一
アセチレンを充てんする容器	I S O 一〇四六二

3 規則第百十三条第四項第四号の告示で定める場合は、第一号から第四号までに掲げる容器については製造された月から起算して五年を経過した場合とし、第五号に掲げる容器については製造された月から起算して二年を経過した場合とする。

- 一 ドラム (容器記号が 1 H 1 又は 1 H 2 のものに限る。)
- 二 ジェリカン (容器記号が 3 H 1 又は 3 H 2 のものに限る。)
- 三 硬質プラスチック製 I B C 容器
- 四 プラスチック製内容器付複合 I B C 容器

五 フレキシブルバルクコンテナ

(特殊な貨物)

第二十六条 規則第四百二十二条の告示で定めるものは、別表第八の二の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。

(毒性の貨物)

第二十七条 規則第五百十一条第一項の告示で定める毒性を有する貨物は、別表第八の二のガス検知装置の欄が「T」及び「F-T」の貨物とする。

(引火性の貨物)

第二十八条 規則第六十一条第一項の告示で定める引火性を有する貨物は、別表第八の二のガス検知装置の欄が「F」及び「F-T」の貨物とする。

(消火ホースの長さ)

第二十八条の二 規則第六十二条第一項第一号ロの告示で定める長さは、三十三メートル以下とする。

(貨物タンク)

第二十九条 規則第七十一条第二項の告示で定める貨物は、別表第八の二のタイプC独立型タンクの要求の欄が「有」の貨物とする。

(貨物ポンプ室等の通風装置の吸気口及び排気口)

第二十九条の二 規則第九十条第一項第四号の告示で定める基準は、国際電気標準化会議が定めた規格IEC六〇〇九二-五〇二又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものであることとする。

第三十条 削除

(液面計測装置)

第三十一条 規則第二百一条第一項の告示で定めるところは、別表第八の二の液面計測装置の欄に定めるところとする。

(ガス検知装置)

第三十二条 規則第二百十二条第一項の告示で定める種類は、別表第八の二のガス検知装置の欄に掲げるものとする。

(採取端からの配管)

第三十二条の二 規則第二百十二条第二項第四号の告示で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 ガスの採取管に、遮断弁又はこれと同等の設備が備え付けられているものであること。
- 二 ガス検知器からの排気を、安全な位置で大気に排出できるものであること。
- 三 鋼製の容器に密閉された検知装置であつて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認めるものに接続されるものであること。

(環境制御の方式)

第三十三条 規則第二百十八条の告示で定める貨物は、別表第八の二の貨物タンク内の環境制御の欄が「一」のもの以外の貨物とする。

2 規則第二百十八条の告示で定めるところは、別表第八の二の貨物タンク内の環境制御の欄に定めるところとする。

(船型)

第三十四条 規則第二百四十一条の告示で定める船型の区分は、別表第八の二の船型の欄に「1G」「2G」又は「3G」と掲げる貨物をそれぞれ運送する船舶とする。

(特別の要件)

第三十五条 規則第二百五十六条の告示で定める貨物は、別表第八の二の特別要件の欄に特別要件が掲げられている貨物とする。

2 規則第二百五十六条の告示で定める特別の要件は、別表第八の二において特別要件の欄に掲げる要件とする。

(液体化学薬品)

第三十五条の二 規則第二百五十七条の二の告示で定める液体化学薬品は、別表第八の三の船型の欄が「2k」の物質とする。

(火災危険性を有する貨物)

第三十六条 規則第二百六十三条の告示で定める火災の危険性を有する貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「NF」のもの以外の貨物とする。

(貨物船の防火構造を必要とする貨物)

第三十六条の二 規則第二百六十四条第三項の告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「NF」及び「Yes」の貨物とする。

(特別な消防設備を必要とする貨物)

第三十六条の三 規則第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項及び第二百七十条の告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「No」の貨物とする。

(引火性を有する貨物)

第三十七条 規則第二百六十八条第二項第四号の告示で定める引火性を有する貨物は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「F」及び「F-T」の貨物とする。

(固定式甲板泡装置を必要としない貨物を運送する船舶)

第三十八条 規則第二百六十九条第一項の告示で定める船舶は、専ら別表第八の三の電気設備の欄が「No」の貨物であつて同表の消火剤等の欄に掲げる消火剤等が「C」、「D」、「C、D」及び「不要」のものを運送する船舶とする。

(固定式甲板泡消火装置を必要とする貨物)

第三十八条の二 規則第二百六十九条の二第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「Yes」の貨物とする。

(固定式甲板泡消火装置を必要としない貨物を運送する船舶)

第三十八条の三 規則第二百六十九条の二第一項の告示で定める船舶は、専ら別表第八の三の電気設備の欄が「Yes」の貨物であつて同表の消火剤の欄に掲げる消火剤等が「C」、「D」、「C、D」及び「不要」のものを運送する船舶とする。

(貨物ポンプ室の附属設備の要件)

第三十八条の四 規則第二百七十二条第三項において準用する船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第六十八条第四項の温度を感知するための装置に係る告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 適切に温度を感知することができるものであること。

二 貨物制御室その他の貨物の制御を行う場所において可視可聴の警報を発するものであること。

2 規則第二百七十二条第三項において読み替えて準用する船舶消防設備規則第六十八条第五項の引火性ガス濃度連続監視装置に係る告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 引火性ガスの濃度が爆発下限界の一〇パーセント未満の事前に設定した濃度に達したときに、ポンプ室、機関制御室、貨物制御室その他の貨物の制御を行う場所及び船橋において可視可聴の警報を発するものであること。

二 適当な位置における試料の採取ができるものであること。

3 規則第二百七十二条第三項において準用する船舶消防設備規則第六十八条第五項のビルジ液位監視装置に係る告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 ビルジ液位が事前に設定した位置以上に達したときに、警報を発するものであること。

二 適当な位置に設置されたものであること。

(貨物タンク等の材料)

- 第三十九条 規則第二百七十五条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三において材料の基準が定められていないもの以外の貨物とする。
- 2 規則第二百七十五条第一項の告示で定める基準は、別表第八の三の材料の欄に定める基準とする。
(貨物タンクの型式)
- 第四十条 規則第二百七十六条第三号の告示で定める型式は、別表第八の三のタンク型式の欄に定めるとおりとする。
(通風装置を必要とする貨物)
- 第四十条の二 規則第二百八十六条第一項の告示で定める貨物については、第三十六条の三の規定を準用する。
- 第四十条の三 規則第二百八十七条から第二百八十九条までの告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「No」の貨物又は同表の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一七の要件が含まれる貨物のいずれかに該当するものとする。
(温度制御装置の熱媒体に係る特別規定の必要な貨物)
- 第四十一条 規則第二百九十条第一項第三号の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一二、一・一二・一又は一・一二・三の要件が含まれる貨物とする。
(通気装置の方式)
- 第四十二条 規則第二百九十二条第一項の告示で定めるところは、別表第八の三の通気装置の欄に定めるとおりとする。
(計測装置の方式)
- 第四十三条 規則第二百九十五条の告示で定める方式は、別表第八の三の計測装置の欄に定めるとおりとする。
(計測時にタンク内圧力を開放する必要がある貨物)
- 第四十四条 規則第二百九十六条の告示で定める貨物は、別表第八の三の通気装置の欄に掲げる通気装置が「制御」の貨物とする。
(ガス検知装置)
- 第四十五条 規則第二百九十七条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「不要」のもの以外の貨物とする。
- 2 規則第二百九十七条第一項の告示で定めるガス検知装置は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置とする。
(環境制御)
- 第四十六条 規則第二百九十八条の告示で定める貨物は、別表第八の三の環境制御の欄に掲げる環境制御が「不要」のもの以外の貨物とする。
- 2 規則第二百九十八条の告示で定めるところは、別表第八の三の環境制御の欄に掲げるところとする。
(電気設備の保護を必要とする貨物)
- 第四十七条 規則第三百条の告示で定める貨物は、別表第八の三の材料の欄に掲げる材料が「Z」の貨物とする。
(安全装具を必要とする貨物)
- 第四十八条 規則第三百四条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一二、一・一二・一又は一・一二・三の要件が含まれる貨物とする。
(貨物ポンプ室に空気供給装置等を必要とする貨物)
- 第四十九条 規則第三百五条の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一八の要件が含まれる貨物とする。
(非常時脱出用の呼吸具等を必要とする貨物)
- 第五十条 規則第三百六条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三の呼吸及び目の保護の欄にお

いて非常時の脱出のための呼吸保護具及び眼の保護具を必要とするものであることを示されている貨物とする。

(船型)

第五十一条 規則第三百八条の告示で定める船型の区分は、別表第八の三の船型の欄に定めるとおりとする。

(毒性を有する貨物)

第五十二条 規則第三百二十一条の告示で定める貨物は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「T」及び「F-T」の貨物とする。

(タンク内の蒸気の置換等を必要とする貨物)

第五十二条の二 規則第三百二十四条の告示で定める貨物は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物又は別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「T」及び「F-T」の貨物のいずれかに該当するものとする。

(特別の要件)

第五十三条 規則第三百二十五条の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に特別要件が掲げられている貨物とする。

2 規則第三百二十五条の告示で定める特別の要件は、別表第八の三において特別要件の欄に掲げる要件とする。

(荷役前の注意)

第五十三条の二 規則第三百二十六条の二第二項の告示で定める消火装置は、二個以上の持運び式泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火装置とする。

(人体に有害な性質を有する引火性液体物質)

第五十四条 規則第三百五十一条の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。

(火薬類の貯蔵基準)

第五十五条 規則第三百七十三条の告示で定める基準は、第七条から第八条までの規定を準用するものとする。

(添加剤を含めることを要しない可塑性爆薬)

第五十五条の二 規則第三百八十条第八号の告示で定める場合は、規則第三百八十条第八号イからニのいずれかに該当する可塑性爆薬を貯蔵する者が、当該可塑性爆薬が同号イからニのいずれかに該当しなくなつたときに、その可塑性爆薬を廃棄するために必要な期間貯蔵する場合とする。

(添加剤)

第五十五条の三 規則第三百八十条第八号の告示で定める物質は、次の各号の一に該当する物質とし、規則第三百八十条第八号の告示で定める量は、当該各号に掲げる物質に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一 エチレングリコールジナイトレート 質量比〇・二パーセント

二 ニ、三ージメチルーニ、三ージニトロブタン 質量比〇・一パーセント

三 パラーモノニトロトルエン 質量比〇・五パーセント

(火薬類以外の危険物の貯蔵基準)

第五十六条 規則第三百八十四条第一項の告示で定める基準は、第七条から第八条までの規定を準用するものとする。

(常用危険物の容器、包装等)

第五十七条 規則第三百八十八条の告示で定める基準は、別表第十七に定めるとおりとする。

(防火等の措置)

第五十八条 規則別表第一の備考三、規則別表第二の備考及び規則別表第三の備考一の告示で定める防火等の措置は、別記第二に定めるとおりとする。

第五十八条の二 規則別表第二の告示で定める隔離区分は、「S」とする。

第五十八条の三 規則別表第三の備考三「(ロ)」の告示で定める品名は、硝酸アンモニウム、硝酸アンモニウム肥料及びシードケーキ（溶剤抽出法によるものに限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則別表第三酸化性物質及び有害性物質の欄発火源の排除の項に係る同表備考三「(ロ)」の告示で定める品名は、硝酸アンモニウム及び硝酸アンモニウム肥料とする。
（防災等の措置）

第五十八条の四 規則別表第四の備考一の告示で定める防災等の措置は、別記第三に定めるとおりとする。

第五十九条 別表第一から別表第十七までに「x」とあるのは船積地を管轄する地方運輸局長が許可したものでなければならないこと、「y」とあるのは国土交通大臣が許可したものでなければならないことを示す。

（権限の委任）

第六十条 この告示により地方運輸局長に属する権限は、運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）及び同令別表第五第二号に掲げる海事事務所をいう。）の管轄区域においては当該運輸支局等の長、沖縄県においては内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長に行わせるものとする。

附 則

- 1 この告示は、昭和五十四年十月一日から施行する。
- 2 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号）附則第三条第七項の告示で定めるものは、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（平成五年運輸省告示第七百六十二号）による改正後の本則別表第八の三の危険性の欄が「P」の物質とする。

附 則（昭和五十七年七月一日運輸省告示第三百三十二号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和五十七年九月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年六月三十日運輸省告示第三百五十五号）抄

（適用期日）

- 1 この告示は、昭和五十九年七月一日から適用する。
附 則（昭和五十九年七月十七日運輸省告示第四百八号）
（施行期日）
- 1 この告示は、昭和五十九年九月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年八月三十日運輸省告示第四百五十七号）

この告示は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月二十七日運輸省告示第二百九十九号）

この告示は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十一月七日運輸省告示第五百八号）

この告示は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、第八条、第二十条、第三十一条、第三十六条及び第五十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十一月二十九日運輸省告示第五百四十五号）

この告示は、昭和六十二年四月六日から施行する。

附 則（昭和六十三年八月六日運輸省告示第三百八十号）

（施行期日）

1 この告示は、昭和六十三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月二十七日運輸省告示百五十九号）

この告示は、平成二年十月十三日から施行する。

附 則（平成二年六月五日運輸省告示第三百号）

この告示は、平成二年六月五日から施行する。

附 則（平成二年十二月十三日運輸省告示六百二十三号）

（施行期日）

1 この告示は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成四年一月二十七日運輸省告示第三十七号）

（施行期日）

1 この告示は、平成四年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成四年六月二日運輸省告示第三百二十五号）

この告示は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成四年十一月十六日運輸省告示第六百十一号）

（施行期日）

1 この告示は、平成五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成五年十二月二十七日運輸省告示第七百六十二号）

（施行期日）

1 この告示は、平成六年一月一日から施行する。ただし、別表第八の二の改正規定は平成六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成六年十月一日前に建造され、又は建造に着手された液体ガスばら積船については、別表第八の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 国際航海に従事しない液体化学薬品ばら積船であって、平成六年一月一日前に建造され、又は建造に着手されたもの及び国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船については、第一項の規定にかかわらず、平成六年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成六年十二月十三日運輸省告示第八百一号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成七年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成六年十二月二十七日運輸省告示第八百二十号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成七年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月二十八日運輸省告示第二百十六号）

（施行期日）

この告示は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月十日運輸省告示第六百八十六号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成八年十二月二十七日運輸省告示第七百二十一号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第十八条の二の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に運送のため船舶に積載されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成九年九月二十六日運輸省告示第五百九十六号）

この告示は、平成十二年九月二十六日から施行する。

附 則（平成十年六月二十五日運輸省告示第三百二十八号）

この告示は、平成十年七月一日から施行する。

附 則（平成十一年六月二十九日運輸省告示第三百七十一号）

この告示は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則（平成十二年十一月二十八日運輸省告示三百七十五号）

この告示は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年十二月十三日国土交通省告示第千七百五十八号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第五十五条の三の改正規定は、平成十四年三月二十七日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成十五年十二月二十二日国土交通省告示第千六百十六号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当外運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年十二月二十一日国土交通省告示第千六百四号抄)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、第一条の規定による改正後の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び第二条の規定による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年二月一日国土交通省告示第百二十号抄)

(施行期日)

第一条 この告示は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十八年十月十八日国土交通省告示第千二百二十六号抄)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成十九年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第百二号)附則第二条第七項の告示で定めるものは、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示(以下「新告示」という。)別表第八の三の危険性の欄が「P」となる物質とする。

(経過措置)

- 3 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)であって国際航海に従事しないものの新告示別表第八の三の品名の欄に「アクリル酸」、「アクリロニトリル及びスチレンの共重合体(ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）」、「アラクロール(水溶液)(濃度が90質量%以上のものに限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が7から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコール(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)並びにその混合物」、「イソアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)並びにその混合物」、「ノルマルアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルケン酸アミド(アルケニル基の炭素数が11以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体(トルエン溶液)」、「アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から4までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が9以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩(水溶液)」、「アルキルジチオチアジアゾール(アルキル基の炭素数が6から24までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルフェノールポリエトキシレート(アルキル基の炭素数が7から11までのものであって、重合度が4から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「硫酸アルミニウム(水溶液)」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液」、「アンモニア(水溶液)(濃度が28質量%以下のものに限る。）」、「燐酸水素アンモニウム(水溶液)」、「リグニンスルホン酸アンモニウム(水溶液)」、「ポリ燐酸アンモニウム(水溶液)」、「硫酸アンモニウム(水溶液)」、「ノルマルペンチルアルコール」、「第一級ペンチルアルコール(ノルマルペンチルアルコー

ル及びイソアミルアルコールを除く。）」、「第二級ペンチルアルコール」、「ターシャリーペンチルアルコール」、「アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）」、「航空用アルキレート（炭素数が 8 のパラフィンであって沸点が 95 °C 以上 120 °C 以下のものに限る。）」、「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、「酢酸ベンジル」、「ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が 2 又は 3 のものであって、重合度が 2 から 8 までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が 2 から 10 までのものであって、アルキル基の炭素数が 1 から 4 までのものに限る。）及びそれらのホウ酸エステルの混合物に限る。）」、「ブテンオリゴマー」、「ターシャリーブチルアルコール」、「ブチルベンゼン」、「メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物」、「ブチレングリコール」、「ガンマブチロラクトン」、「炭酸カルシウム（スラリー）」、「水酸化カルシウム（スラリー）」、「次亜塩素酸カルシウム（水溶液）（濃度が 15 質量%以下のものに限る。）」、「次亜塩素酸カルシウム（水溶液）（濃度が 15 質量%を超えるものに限る。）」、「リグニンスルホン酸カルシウム（水溶液）」、「長鎖アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が 8 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウム（水溶液）」、「イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）」、「四塩化炭素」、「カシューナッツシェル油（未精製のものに限る。）」、「ひまし油」、「メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物」、「クロロベンゼン」、「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩（水溶液）」、「メタクロロトルエン」、「オルトクロロトルエン」、「塩化コリン（水溶液）」、「クエン酸（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「コールタールナフサ溶剤」、「コールタールピッチ（熔融状のものに限る。）」、「ココアバター」、「やし油」、「やし油脂肪酸」、「やし油脂肪酸メチルエステル」、「とうもろこし油」、「綿実油」、「シクロヘプタン」、「シクロヘキサン」、「シクロヘキサノール」、「シクロペンタン」、「シクロペンテン」、「パラシメン」、「デカヒドロナフタレン」、「デカン酸（ネオデカン酸を除く。）」、「デセン」、「アクリル酸デシル」、「デカノール」、「ジアセトンアルコール」、「フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が 7 から 13 までのもの（フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジブチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が 7 から 13 までのものの混合物（フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）」、「3,4-ジクロロ-1-ブテン」、「ジエチルアミノエタノール」、「ジエチルベンゼン」、「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、「フタル酸ジエチレングリコール」、「ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩（水溶液）」、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、「燐酸水素ジ（2-エチルヘキシル）」、「フタル酸ジエチル」、「ビスフェノール A のジグリシジルエーテル」、「フタル酸ジヘプチル」、「アジピン酸ジノルマルヘキシル」、「フタル酸ジヘキシル」、「ジイソブチレン」、「フタル酸ジイソブチル」、「アジピン酸ジイソノニル」、「フタル酸ジイソオクチル」、「ジイソプロピルナフタレン」、「アジピン酸ジメチル」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「ジメチルオクタノール」、「ジメチルポリシロキサン」、「2,2-ジメチルプロパン-1,3-ジオール（熔融状のもの又は溶液に限る。）」、「フタル酸ジノニル」、「フタル酸ジオクチル」、「ジフェニルアミン（熔融状のものに限る。）」、「ジフェニルエーテル」、「ジフェニルエーテル及びジフェニルフェニルエーテルの混合物」、「ビスフェノール A エピクロロヒドリン樹脂」、「ジノルマルプロピルアミン」、「ジプロピレングリコール」、「アジピン酸ジトリデシル」、「フタル酸ジトリデシル」、「フタル酸ジウンデシル」、「ドデカン」、「ドデセン」、「ドデカノール」、「ドデシルベンゼン」、「メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物」、「ドデシルキシレン」、「掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）」、「掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。）」、「酢酸エチル」、「アセト酢酸エチル」、「エチルベンゼン」、「エチルシクロヘキサン」、「N-エチルシクロヘキシルアミン」、「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩（水溶液）」、「エチ

レングリコール」、「エチレングリコールモノアセテート」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、「2-エチルヘキサン酸」、「2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオールアルキルエステル(アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）」、「エチリデンノルボルネン」、「エチルトルエン」、「飽和脂肪酸(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）」、「魚油」、「ホルムアミド」、「グリセリルトリアセテート」、「トリアルキル(炭素数が10のものに限る。）」酢酸グリシジル」、「グリシンナトリウム塩(水溶液)」、「グリオキサール(水溶液)(濃度が40質量%以下のものに限る。）」、「落花生油」、「ヘプタン」、「ノルマルヘプタン酸」、「酢酸ヘプチル」、「ヘキサメチレンジアミンアジペート(水溶液)(濃度が50質量%以上のものに限る。）」、「ヘキサメチレングリコール」、「ヘキサン」、「ノルマルヘキサン酸」、「ヘキシルアルコール(メチルペンチルアルコールを除く。）」、「酢酸ヘキシル(酢酸メチルペンチルを除く。）」、「N-(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩(水溶液)」、「イリッペオイル」、「イソアミルアルコール」、「イソブチルアルコール」、「ぎ酸イソブチル」、「酢酸イソプロピル」、「イソプロピルシクロヘキサン」、「乳酸」、「ラード」、「ラテックス(安定剤として1質量%以下のアンモニアを含むものに限る。）」、「ラテックス(スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。）」、「ラウリン酸」、「リグニンスルホン酸ナトリウム塩(水溶液)」、「亜麻仁油」、「アルカリルポリエーテル(アルキル基の炭素数が11から20までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸(アルキル基の炭素数が16から60までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、「塩化マグネシウム(水溶液)」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルサリチル酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が11以上のものに限る。）」、「マンゴー核油」、「メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩(水溶液)」、「N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩(水溶液)」、「3-メトキシ-1-ブタノール」、「酢酸3-メトキシブチル」、「N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド」、「酢酸メチル」、「アセト酢酸メチル」、「メチルアルコール」、「酢酸メチルペンチル」、「メチルブテノール」、「メチルターシャリーブチルエーテル」、「メチルブチルケトン」、「メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。）」、「メチルシクロヘキサン」、「メチルシクロペンタジエン二量体」、「メチルエチルケトン」、「メチルイソブチルケトン」、「3-メチル-3-メトキシブタノール」、「N-メチル-2-ピロリドン」、「アルファメチルスチレン」、「ミルセン」、「ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩(水溶液)」、「ネオデカン酸」、「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩(水溶液)」、「ノナン」、「ノナン酸」、「ノネン」、「ノナノール」、「メタクリル酸ノニル」、「ノニルフェノール」、「ノニルフェノールポリエトキシレート(重合度が4以上のもの及びその混合物に限る。）」、「オクタン」、「オクタン酸」、「オクタノール」、「オクテン」、「オクチルアルデヒド」、「アジピン酸オクチルデシル」、「アルキルエステル及びオレフィンの共重合体(分子量が2000以上のもの及びその混合物に限る。）」、「オレフィン混合物(炭素数が5から15までのものの混合物に限る。)(炭素数が5から7までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が6から15までのもののみから成る混合物を除く。）」、「オレフィン(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルファオレフィン混合物(炭素数が6から18までのものの混合物に限る。）」、「オレイン酸」、「オリーブ油」、「パームアシッドオイル」、「パーム核油」、「パーム核油オレイン」、「パーム核油ステアリン」、「パーム油」、「パーム油脂肪酸メチルエステル」、「パームオレイン」、「パームステアリン」、「パラフィンワックス」、「吉草酸」、「テトラクロロエチレン」、「ペトロラタム」、「無水フタル酸(熔融状のものに限る。）」、「アルファピネン」、「ベータピネン」、「パイン油」、「ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が1から6までのものであって重合度が2から8までのもの及びその混合物に限る。）」、「ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセター

ト（アルキル基の炭素数が1から6までのものであって重合度が2から8までのもの及びその混合物に限る。）」、「ポリブテン」、「ポリブテニルこはく酸イミド」、「多環芳香族化合物（環の数が2以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリエチレングリコール」、「ポリエチレングリコールジメチルエーテル」、「ポリイソブチレン（重合度が4以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリオレフィン（分子量が300以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が2から4までのもの及びその混合物に限る。）及びポリオレフィンアミンの混合物」、「芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物」、「無水イソブテニルこはく酸」、「ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。）」、「ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。）」、「ポリオレフィンホスホルスルフィドバリウム化合物（炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。）」、「モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が20のものに限る。）」、「ポリプロピレン（重合度が5以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリプロピレングリコール」、「ポリシロキサン」、「オレイン酸カリウム（水溶液）」、「酢酸ノルマルプロピル」、「ノルマルプロピルアルコール」、「プロピレングリコールメチルエーテルアセテート」、「プロピレングリコールモノアルキルエーテル」、「プロピレン四量体」、「プロピレン三量体」、「ピリジン」、「菜種油」、「菜種油脂肪酸メチルエステル」、「米糠油」、「ロジン」、「サフラワー油」、「アルミノけい酸ナトリウム（スラリー）」、「安息香酸ナトリウム」、「炭酸ナトリウム（水溶液）」、「次亜塩素酸ナトリウム（水溶液）（濃度が15質量%以下のものに限る。）」、「ポリアクリル酸ナトリウム溶液（重合度が4以上のもの及びその混合物に限る。）」、「大豆油」、「スルホラン」、「ひまわり実油」、「トール油脂肪酸（樹脂酸分が20質量%未満のものに限る。）」、「タロー」、「タロー脂肪酸」、「テトラクロロエタン」、「テトラエチレングリコール」、「テトラエチレンペンタミン」、「テトラヒドロナフタレン」、「テトラメチルベンゼン」、「1,2,4-トリクロロベンゼン」、「トリクロロエチレン」、「1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン」、「トリデカン」、「トリデカン酸」、「酢酸トリデシル」、「トリエチレントトラミン」、「燐酸トリエチル」、「トリイソプロパノールアミン」、「トリメチルベンゼン」、「イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ジイソブトキシペンチル」、「イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ヒドロキシペンチル」、「トリプロピレングリコール」、「桐油」、「テレピン油」、「ウンデカン酸」、「1-ウンデセン」、「ウンデカノール」、「硝酸アンモニウム及び尿素の混合物（水溶液）（アンモニア水を含むものを除く。）」、「燐酸アンモニウム及び尿素の混合物（水溶液）」、「尿素（水溶液）」、「植物性たんぱく質（水溶液）（加水分解されたものに限る。）」、「ネオデカン酸ビニル」、「ビニルトルエン」、「ワックス」、「キシレン」、「アルカリルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が7から16までのもの及びその混合物に限る。）」又は「アルカリルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が3から14までのもの及びその混合物に限る。）」と掲げる物質の運送については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 4 国際航海に従事しない現存船の新告示別表第八の三の品名の欄に「硫酸アルミニウム（水溶液）」、「リグニンスルホン酸カルシウム（水溶液）」、「イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）」、「ひまし油」、「ココアバター」、「やし油」、「とうもろこし油」、「綿実油」、「魚油」、「落花生油」、「イリッペオイル」、「ラード」、「リグニンスルホン酸ナトリウム塩（水溶液）」、「亜麻仁油」、「マンゴー核油」、「オリーブ油」、「パーム油脂肪酸蒸留物」、「パーム核油」、「パーム核油オレイン」、「パーム核油ステアリン」、「パーム油」、「パームオレイン」、「パームステアリン」、「無水フタル酸（熔融状のものに限る。）」、「菜種油」、「米糠油」、「サフラワー油」、「次亜塩素酸ナトリウム（水溶液）（濃度が15質量%以下のものに限る。）」、「大豆油」、「ひまわり実油」、「タロー」又は「桐油」と掲げる物質を運送する場合の船型については、前項及び新告示別表第八の三の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によること

ができる。

- 5 国際航海に従事しない現存船の新告示別表第八の三の品名の欄に「アセトンシアノヒドリン」、「酪酸」、「ジクロロメタン」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「ホスホン酸水素ジメチル」、「エチレングリコールメチルエーテルアセタート」、「グルタルアルデヒド（水溶液）（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「イソプロパノールアミン」、「メタクリル酸」、「酢酸ノルマルオクチル」、「水酸化カリウム（水溶液）」、「ノルマルプロパノールアミン」、「水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）」、「硫酸」、「廃硫酸」又は「トリメチル酢酸」と掲げる物質を運送する場合の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成十八年十二月五日国土交通省告示第千四百四十八号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式中等級五・二及び副次危険性等級五・二を示す標札等については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示の規定にかかわらず、平成二十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十年六月二十三日国土交通省告示第七百七十三号）

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十二日国土交通省告示第千五百二号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 平成二十三年一月一日前に製造されたIBC容器については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新告示」という。）第二十五条の五第二項及び第三項の規定は、なお従前の例によることができる。
- 4 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第一の国連番号の欄に「3077」又は「3082」と掲げる物質の運送については、新告示の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）であって国際航海に従事しないものの新告示別表第八の三の品名の欄に「グリセリンモノオレイン酸」と掲げる物質の運送、「長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 11 から 40 までのもの及びその混合物に限る。°）カルシウムフェネート」、「長鎖（炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。°）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「ペトロラタム」、「ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が 18 から 22 までのもの及びその混合物に限る。°）及びキシレンの混合物」、「トリメチル酢酸」、「ワックス」若しくは「キシレノール」と掲げる物質の船型、「メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物」、「1,6-ヘキサンジオール（蒸留留出物）」、「イソブチルメタクリレート」若しくは「塩化カリウム（水溶液）」と掲げる物質の消火剤又は「アクリル酸」と掲げる物質の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、平成二十五年十二月三十一日

までの間は、なお従前の例によることができる。

- 6 国際航海に従事しない現存船のうち、新告示別表第八の三の品名の欄に「ポリプロピレングリコール」と掲げる物質の通気装置、「アクリル酸」と掲げる物質の計測装置、「ノルマルアルカン（炭素数が 10 以上のもの及びその混合物に限る °）」、「アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が 6 から 24 までのもの及びその混合物に限る °）」、「オクタン酸」、「ペトロラタム」若しくは「酢酸トリデシル」と掲げる物質の消火剤又は「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る °）及びシクロアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの並びにその混合物に限る °）並びにその混合物」、「ノルマルアルカン（炭素数が 10 以上のもの及びその混合物に限る °）」、「アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が 6 から 24 までのもの及びその混合物に限る °）」、「アンモニア（水溶液）（濃度が 28 質量%以下のものに限る °）」、「酢酸ベンジル」、「4クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩（水溶液）」、「フタル酸ジエチル」、「ジメチルオクタン酸」、「アルカリルポリエーテル（アルキル基の炭素数が 11 から 20 までのもの及びその混合物に限る °）」、「ネオデカン酸」、「オクタン酸」、「ペトロラタム」、「パイン油」、「ポリオレフィンホスホロスルフィドバリウム化合物（炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る °）」、「ポリプロピレングリコール」、「テトラエチレンペンタミン」、「テトラヒドロナフタレン」、「テトラメチルベンゼン」、「1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン」、「酢酸トリデシル」、「トリエチレンテトラミン」、「イソ酪酸 2,2,4 -トリメチル-3-ヒドロキシペンチル」、「ワックス」若しくは「アルカリルジチオリン酸亜鉛（アルキル基の炭素数が 7 から 16 までのもの及びその混合物に限る °）」と掲げる物質の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日（当該船舶について行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためドック入れ又は上架を行うものに限る。）のうち施行日以後最初に行われる検査の時期が平成二十三年十二月三十一日後である場合には、その検査の時期）までは、なお従前の例によることができる。
- 7 国際航海に従事しない現存船のうち、新告示別表第八の三の品名の欄に「3-メチルチオプロピオンアルデヒド」と掲げる物質のガス検知装置、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 20 以上のもの及びその化合物に限る °）」、「ベンジルアルコール」、「長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 5 から 10 までのもの及びその混合物に限る °）カルシウムフェネート」、「長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 11 から 40 までのもの及びその混合物に限る °）カルシウムフェネート」、「シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物」、「ジエチレントリアミン」、「グルタル酸ジメチル」、「フタル酸ジメチル」、「メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物」、「長鎖（炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る °）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート」、「エチレングリコールジアセテート」、「フルフリルアルコール」、「イソホロン」、「ラクトニトリル（水溶液）（濃度が 80 質量%以下のものに限る °）」、「メチルジエタノールアミン」、「2-メチル-6-エチルアニリン」、「ポリ硫酸第二鉄（水溶液）」、「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る °）溶媒溶液」、「ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る °）」、「チオ硫酸カリウム（濃度が 50 質量%以下のものに限る °）」、「ベータプロピオラクトン」、「無水プロピオン酸」、「水酸化ナトリウム（水溶液）」、「けい酸ナトリウム」及び「1,1,1-トリクロロエタン」と掲げる物質の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までの間は、なお従前の例によることができる。
- 8 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式中等級五・二及び副次危険性等級五・二を示す標札等については、新告示の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十一年六月二十三日国土交通省告示第六百五十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十二日国土交通省告示第千三百六十号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年十二月二十二日国土交通省告示第千五百二十七号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十二日国土交通省告示第千五百三十号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新告示」という。）による第四号様式の表示については、新告示の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第一の国連番号の欄に「3171」又は「3496」に掲げる危険物の運送基準については、新告示の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 施行日前に製造されたポータブルタンクに係る第七号様式の表示については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十三年十二月二十八日国土交通省告示第千三百二十四号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に日本船舶を所有できない者が所有する小型容器、大型容器、IBC 容器、ポータブルタンク又は高圧容器に付された表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十四年十二月二十七日国土交通省告示第千四百八十七号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 平成二十五年十二月三十一日までに製造された大型容器の表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（次項において「新告示」という。）第六号様式の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第七条の三の規定に基づく表示は、新告示の規定にかかわらず、平成二十五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十四年十二月二十八日国土交通省告示第千五百二号）

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年四月十六日国土交通省告示第五百十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三十日国土交通省告示第六百四十六号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十二月四日国土交通省告示第千二百二十五号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化学物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十二月二十二日国土交通省告示第千八百八十二号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

第四条 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「旧危告示」という。）第十四条の二の二の規定によるオーバーパック表示、第二十五条の四第一項第五号の規定によるサルベージ容器の表示並びに第二十五条の四第一項第六号、第二十五条の四の二第七号及び第二十五条の五第四項の規定による表示は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

2 旧危告示第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札又は標識、第七条の三第四項第三号第十条の三及び第十六条の二第十一項の規定による高温注意用表示、第七条の四第一項及び第十条の三の規定による少量危険物用表示、第十六条の二第十二項の規定によるくん蒸注意用表示、第十六条の二第十四項の規定による冷却剤注意用表示は、新危告示の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

3 新危告示第二十五条の四の二第六号の規定による表示は、平成 27 年十二月三十一日までの間、適用しない。

4 新危告示別表第一にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 新危告示別表第一備考 10 による SP372 1 (1)による表示は、平成二十七年十二月三十一日までに製造されるものには適用しない。

附 則（平成二十七年十二月二十一日国土交通省告示第千二百十二号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十四日国土交通省告示第五百十九号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液化ガス物質の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年十二月二十八日国土交通省告示第千四百四十八号)

(施行期日)

- 第一条 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

- 2 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示(以下「旧危告示」という。)第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札及び標識は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示(以下「新危告示」という。)の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 新危告示別表第一の規定にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 旧危告示別表第一の国連番号の欄に「1950」と掲げる物質の運送については、新危告示別表第一の規定にかかわらず、平成三十四年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この告示の施行前に製造された危険物については、新危告示別表第一備考4の表SP204の項の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 旧危告示別表第一備考10のSP188による表示は、新危告示の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成三十年十二月二十六日国土交通省告示第千三百八十六号)

(施行期日)

- 第一条 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和二年十月二十九日国土交通省告示第千三百三十号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)であって国際航海に従事しないものについてのこの告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示(以下「新告示」という。)別表第八の三の品名の欄に「アセトンシアノヒドリン」、「アジポニトリル」、「ノルマルアルカン(炭素数が10から20までのもの及びその混合物に限る。）」、「ノルマルペンチルアルコール」、「水酸化カルシウム(スラリー)」、「二硫化炭素」、「2-又は3-クロロプロピオン酸」、「クレオソート(コールタールから得られたものに限る。）」、「クレゾール」、「クロトンアルデヒド」、「ジブチルアミン」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「2,6-ジエチルアニリン」、「ジメチルポリシロキサン」、「こはく酸ジメチル」、「ジペンテン」、「ドデシルベンゼン」、「エチルペンチルケトン」、「エチルターシャリーブチルエーテル」、「酪酸エチル」、「エチレンクロロヒドリン」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレングリコール

ジアセタート」、「3-エトキシプロピオン酸エチル」、「ヘプテン」、「ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）」、「イソプレン」、「ラクトニトリル水溶液（濃度が80質量%以下のものに限る。）」、「ラテックス（安定剤として1質量%以下のアンモニアを含むものに限る。）」、「2-メチル-5-エチルピリジン」、「混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）」、「ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が60質量%のものに限る。）」、「ノナン酸」、「オクタン酸」、「吉草酸」、「ペンテン」、「1-フェニル-1-キシリルエタン」、「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液」、「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液（水酸化ナトリウムの含有量が3質量%未満のものに限る。）」、「ポリシロキサン」、「ベータプロピオラクトン」、「無水プロピオン酸」、「プロピオニトリル」、「重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「硫酸」、「廃硫酸」、「1,1,1-トリクロロエタン」若しくは「燐酸トリキシリル」と掲げる物質を運送する場合の船型、「アセトンシアノヒドリン」、「クロトンアルデヒド」、「混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）」若しくは「重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」と掲げる物質を運送する場合のタンク型式、「水酸化カリウム水溶液」若しくは「水酸化ナトリウム水溶液」と掲げる物質を運送する場合の計測装置及び特別要件又は「アクリルアミド水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「アラクロール（濃度が90質量%以上のものに限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が9から11までのものであって、重合度が2.5から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が3から6までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が7から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が1から6までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が20以上のもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が7から19までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルカン（炭素数が6から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルアリアルポリエーテル（アルキル基の炭素数が9から20までのもの及びその混合物に限る。）」、「アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体（トルエン溶液）」、「アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が4から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が3から4までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が5から8までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が11から17までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩水溶液」、「硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が7から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上のものに限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下のものに限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）」、「アルキルフェノールポリエトキシレート（アルキル基の炭素数が7から11までのものであって、重合度が4から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。）の芳香族溶媒溶液」、「アルキルフェニルプロポキシレート（アルキル基の炭素数が9から15までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が65質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アル

キル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物並びに炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が各々 50 質量%であるものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))、
「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「硫酸アルミニウム水溶液」、「(2-アミノエトキシ)エタノール」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液」、「アミノエチルエタノールアミン」、「2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール」、「硝酸アンモニウム水溶液 (濃度が 93 質量%以下のものに限る。))」、「ノルマルペンチルアルコール」、「第一級ペンチルアルコール (ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。))」、「第二級ペンチルアルコール」、「ターシャリーペンチルメチルエーテル」、「長鎖アルキルアールスルホン酸バリウム (アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。))」、「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、「酢酸ベンジル」、「ベンジルアルコール」、「ブチルベンゼン」、「フタル酸ブチルベンジル」、「1,2-酸化ブチレン」、「ガンマブチロラクトン」、「水酸化カルシウム (スラリー)」、「次亜塩素酸カルシウム水溶液 (濃度が 15 質量%以下のものに限る。))」、「次亜塩素酸カルシウム水溶液 (濃度が 15 質量%を超えるものに限る。))」、「イブシロン-カプロラクタム (溶融状のもの又は水溶液に限る。))」、「塩素化パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。))」、「塩素化パラフィン (塩素を 50 質量%以上含有する炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物であって炭素数が 13 以下のものが 1 質量%未満のものに限る。))」、「クロロ酢酸 (濃度が 80 質量%以下のものに限る。))」、「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液」、「2-又は3-クロロプロピオン酸」、「クエン酸 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「コールタール」、「コールタールピッチ (溶融状のものに限る。))」、「クレゾール」、「クレゾール (フェノールを含まないものに限る。))」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「酢酸シクロヘキシル」、「デカヒドロナフタレン」、「デカン酸 (ネオデカン酸を除く。))」、「アクリル酸デシル」、「ジアセトンアルコール」、「フタル酸ジアルキル (アルキル基の炭素数が 7 から 13 までのもの (アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。)) 及びアルキル基の炭素数が 7 から 13 までのものの混合物 (アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。))に限る。))」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「フタル酸ジブチル (フタル酸ジイソブチルを除く。))」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「ジエタノールアミン」、「2,6-ジエチルアニリン」、「ジエチルベンゼン」、「ジエチレングリコール」、「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、「フタル酸ジエチレングリコール」、「ジエチレントリアミン」、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、「リン酸水素ジ(2-エチルヘキシル)」、「ビスフェノールAのジグリシジルエーテル」、「ビスフェノールFのジグリシジルエーテル」、「フタル酸ジヘキシル」、「ジイソブチルケトン」、「フタル酸ジイソブチル」、「ジイソプロピルベンゼン」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「グルタル酸ジメチル」、「ジメチルオクタ酸」、「ジペンテン」、「ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂」、「アジピン酸ジトリデシル」、「ドデセン」、「ドデシルベンゼン」、「ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液」、「ドデシルフェノール」、「エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート」、「長鎖 (炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。)) アルコキシアリルアミンのエトキシ化物」、「エチルペンチルケトン」、「エチルベンゼン」、「エチルターシャリーブチルエーテル」、「酪酸エチル」、「ジプロピルチオカルバミン酸S-エチル」、「炭酸エチレン」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩水溶液」、「エチレングリコールモノアセタート」、「エチレングリコールメチルエーテルアセタート」、「エチレングリコールモノアルキルエーテル」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、「エチレン及び酢酸ビニル

の共重合体」、「2-エチルヘキサン酸」、「アクリル酸2-エチルヘキシル」、「N-エチルメチルアリルアミン」、「プロピオン酸エチル」、「塩化第二鉄水溶液」、「ホルムアミド」、「フルフリルアルコール」、「グルタルアルデヒド水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「トリアルキル（炭素数が10のものに限る。）酢酸グリシジル」、「グリコール酸水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「グリオキサール水溶液（濃度が40質量%以下のものに限る。）」、「グリオキシル酸水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「グリホサート水溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）」、「ヘプタノール」、「酢酸ヘプチル」、「ヘキサン」、「1,6-ヘキサンジオール（蒸留留出物）」、「ノルマルヘキサン酸」、「ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）」、「ヘキシレングリコール」、「過酸化水素水溶液（濃度が60質量%を超え70質量%以下のものに限る。）」、「過酸化水素水溶液（濃度が8質量%を超え60質量%以下のものに限る。）」、「N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸」、「イソアミルアルコール」、「イソホロン」、「イソプレン」、「乳酸」、「ラウリン酸」、「アルカリルポリエーテル（アルキル基の炭素数が11から20までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸（アルキル基の炭素数が16から60までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。）」、「無水マレイン酸」、「N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）-2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド」、「アセト酢酸メチル」、「メチルアルコール」、「メチルペンチルアルコール」、「メチルブテノール」、「メチルブチルケトン」、「酪酸メチル」、「メチルシクロペンタジエン二量体」、「メチルジエタノールアミン」、「2-メチル-6-エチルアニリン」、「2-メチル-5-エチルピリジン」、「メチルイソブチルケトン」、「3-メチル-3-メトキシブタノール」、「メチルナフタレン（熔融状のものに限る。）」、「N-メチルグルカミン水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「3-メチルピリジン」、「N-メチル-2-ピロリドン」、「メチルプロピルケトン」、「サリチル酸メチル」、「モルホリン」、「ミルセン」、「ナフタレン（熔融状のものに限る。）」、「ネオデカン酸」、「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が15質量%以上のものに限る。）」、「ノナン酸」、「工業用パーム油（食用を除く。）」、「ノナノール」、「ノニルフェノール」、「ノニルフェノールポリエトキシレート（重合度が4以上のもの及びその混合物に限る。）」、「オクタン酸」、「オクタノール」、「オレフィン混合物（炭素数が5から15までのものの混合物に限る。）（炭素数が5から7までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって炭素数が6から15までのもののみから成る混合物を除く。）」、「アルファオレフィン混合物（炭素数が6から18までのものの混合物に限る。）」、「オレイン酸」、「アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）」、「ペンタエチレンヘキサミン」、「吉草酸」、「吉草酸及び2-メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が64質量%のものに限る。）」、「プロピオン酸ノルマルペンチル」、「アルキル（アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。）アミン燐酸エステル」、「燐酸」、「無水フタル酸（熔融状のものに限る。）」、「ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が18から22までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物」、「多環芳香族化合物（環の数が2以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリエチレンポリアミン」、「ポリエチレンポリアミン（炭素数が5から20までのものであって、パラフィンの濃度が50質量%以上のものに限る。）」、「ポリ硫酸第二鉄水溶液」、「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液」、「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液（水酸化ナトリウムの含有量が3質量%未満のものに限る。）」、「ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が2から4までのもの及びその混合物に限る。）及びポリオレフィンアミンの混合物」、「芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物」、「無水イソブテニルこはく酸」、「チオ硫酸カリウム（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「ノルマ

ルプロパノールアミン」、「プロピオン酸」、「ノルマルプロピルアルコール」、「炭酸プロピレン」、「ピリジン」、「ロジン」、「アルキルスルホン酸ナトリウム塩水溶液（アルキル基の炭素数が 14 から 17 までのものであって、濃度が 60 質量%以上 65 質量%以下のものに限る。）」、「重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「亜硝酸ナトリウム水溶液」、「石油スルホン酸ナトリウム」、「けい酸ナトリウム水溶液」、「スチレン」、「硫酸」、「廃硫酸」、「テトラエチレンペンタミン」、「テトラヒドロナフタレン」、「トルエン」、「燐酸トリブチル」、「燐酸トリトリル（オルト異性体の濃度が 1 質量%以上のものに限る。）」、「燐酸トリトリル（オルト異性体の濃度が 1 質量%未満のものに限る。）」、「酢酸トリデシル」、「トリエタノールアミン」、「トリエチルベンゼン」、「トリエチレンテトラミン」、「トリメチル酢酸」、「1,3,5-トリオキサン」、「燐酸トリキシリル」、「テレピン油」、「ウンデカン酸」、「ウンデカノール」、「燐酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液」、「酢酸ビニル」、「ネオデカン酸ビニル」、「ビニルトルエン」、「ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が 15 質量%以上であって、20 質量%以下のものに限る。）」、「キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が 10 質量%以上のものに限る。）」若しくは「キシレノール」と掲げる物質を運送する場合の危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百六十二条第三項に規定する通路に設ける出入りのための開口の大きさについては、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、令和十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 4 国際航海に従事しない現存船のうち、新告示別表第八の三の品名の欄に「アクリルアミド水溶液（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「アラクロール（濃度が 90 質量%以上のものに限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 9 から 11 までのものであって、重合度が 2.5 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 3 から 6 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 7 から 12 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 1 から 6 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 20 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 7 から 19 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルアールポリエーテル（アルキル基の炭素数が 9 から 20 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が 4 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が 5 から 8 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が 11 から 17 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩水溶液」、「硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が 7 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上のものに限る。）（濃度が 55 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下のものに限る。）（濃度が 55 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルフェノールポリエトキシレート（アルキル基の炭素数が 7 から 11 までのものであって、重合度が 4 から 12 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルフェニルプロポキシレート（アルキル基の炭素数が 9 から 15 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が 65 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物並びに炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が各々 50 質量%であ

るものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「硫酸アルミニウム水溶液」、「2-(2-アミノエトキシ)エタノール」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液」、「アミノエチルエタノールアミン」、「2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール」、「硝酸アンモニウム水溶液 (濃度が 93 質量%以下のものに限る。))」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸バリウム (アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。))」、「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、「酢酸ベンジル」、「ベンジルアルコール」、「ブテンオリゴマー」、「フタル酸ブチルベンジル」、「ガンマブチロラクトン」、「水酸化カルシウム (スラリー)」、「イプシロン-カプロラクタム (熔融状のもの又は水溶液に限る。))」、「塩素化パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。))」、「塩素化パラフィン (塩素を 50 質量%以上含有する炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物であって炭素数が 13 以下のものが 1 質量%未満のものに限る。))」、「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液」、「2-又は 3-クロロプロピオン酸」、「クエン酸 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「クレゾール」、「クレゾール (フェノールを含まないものに限る。))」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「デカン酸 (ネオデカン酸を除く。))」、「アクリル酸デシル」、「フタル酸ジアルキル (アルキル基の炭素数が 7 から 13 までのもの (アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。)) 及びアルキル基の炭素数が 7 から 13 までのものの混合物 (アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。))に限る。))」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「フタル酸ジブチル (フタル酸ジイソブチルを除く。))」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液」、「ジエタノールアミン」、「2,6-ジエチルアニリン」、「ジエチレングリコール」、「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、「フタル酸ジエチレングリコール」、「ジエチレントリアミン」、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、「燐酸水素ジ(2-エチルヘキシル)」、「ビスフェノールAのジグリシジルエーテル」、「ビスフェノールFのジグリシジルエーテル」、「フタル酸ジヘキシル」、「フタル酸ジイソブチル」、「ジイソプロピルベンゼン」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「グルタル酸ジメチル」、「ジメチルオクタノ酸」、「ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂」、「アジピン酸ジトリデシル」、「ドデセン」、「ドデシルベンゼン」、「ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液」、「ドデシルフェノール」、「エタノールアミン」、「長鎖 (炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。)) アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「ジプロピルチオカルバミン酸S-エチル」、「炭酸エチレン」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩水溶液」、「エチレングリコールモノアセタート」、「エチレングリコールメチルエーテルアセタート」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、「エチレン及び酢酸ビニルの共重合体」、「2-エチルヘキサノ酸」、「アクリル酸2-エチルヘキシル」、「プロピオン酸エチル」、「塩化第二鉄水溶液」、「ホルムアミド」、「フルフリルアルコール」、「グルタルアルデヒド水溶液 (濃度が 50 質量%以下のものに限る。))」、「トリアルキル (炭素数が 10 のものに限る。)) 酢酸グリシジル」、「グリコール酸水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「グリオキサール水溶液 (濃度が 40 質量%以下のものに限る。))」、「グリオキシル酸水溶液 (濃度が 50 質量%以下のものに限る。))」、「グリホサート水溶液 (界面活性剤を含まないものに限る。))」、「ノルマルヘプタン酸」、「酢酸ヘプチル」、「1,6-ヘキサンジオール (蒸留留出物)」、「ノルマルヘキサノ酸」、「ヘキシルアルコール (メチルペンチルアルコールを除く。))」、「ヘキシレングリコール」、「N-(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸」、「イソプロパノールアミン」、「乳酸」、「ラウリン酸」、「アルカリルポリエーテル (アルキル基の炭素数が 11

から 20 までのもの及びその混合物に限る。)、 「長鎖アルキルアリアルスルホン酸 (アルキル基の炭素数が 16 から 60 までのもの及びその混合物に限る。)、 「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、 「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム (アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。)、 「N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド」、 「アセト酢酸メチル」、 「メチルジエタノールアミン」、 「2-メチル-6-エチルアニリン」、 「2-メチル-5-エチルピリジン」、 「3-メチル-3-メトキシブタノール」、 「N-メチルグルカミン水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。)、 「N-メチル-2-ピロリドン」、 「メチルプロピルケトン」、 「サリチル酸メチル」、 「ネオデカン酸」、 「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、 「ノナン酸」、 「ノナンール」、 「ノニルフェノール」、 「ノニルフェノールポリエトキシレート (重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。)、 「オクタン酸」、 「オクタノール」、 「オレイン酸」、 「アシッドオイル (パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)、 「ペンタエチレンヘキサミン」、 「吉草酸」、 「吉草酸及び 2-メチル酪酸の混合物 (吉草酸の濃度が 64 質量%のものに限る。)、 「燐酸」、 「ポリエチレンポリアミン」、 「ポリエチレンポリアミン (炭素数が 5 から 20 までのものであって、パラフィンの濃度が 50 質量%以上のものに限る。)、 「ポリ硫酸第二鉄水溶液」、 「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 (炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。) 溶媒溶液」、 「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液 (水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量%未満のものに限る。)、 「ポリオレフィンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)、 「無水イソブテニルこはく酸」、 「チオ硫酸カリウム (濃度が 50 質量%以下のものに限る。)、 「ノルマルプロパノールアミン」、 「炭酸プロピレン」、 「ロジン」、 「アルキルスルホン酸ナトリウム塩水溶液 (アルキル基の炭素数が 14 から 17 までのものであって、濃度が 60 質量%以上 65 質量%以下のものに限る。)、 「重クロム酸ナトリウム水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。)、 「亜硝酸ナトリウム水溶液」、 「石油スルホン酸ナトリウム」、 「けい酸ナトリウム水溶液」、 「硫酸」、 「廃硫酸」、 「テトラエチレンペンタミン」、 「テトラヒドロナフタレン」、 「燐酸トリブチル」、 「燐酸トリトリル (オルト異性体の濃度が 1 質量%未満のものに限る。)、 「酢酸トリデシル」、 「トリエタノールアミン」、 「トリエチルベンゼン」、 「トリエチレントトラミン」、 「燐酸トリキシリル」、 「ウンデカン酸」、 「ウンデカノール」、 「燐酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液」、 「ネオデカン酸ビニル」若しくは「キシレノール」と掲げる物質を運送する場合の通気装置、 「硫化アンモニウム水溶液 (濃度が 45 質量%以下のものに限る。)、 「自動車燃料用アンチノック剤 (アルキル鉛を含むものに限る。)、 「発煙硫酸」若しくは「プロピオンアルデヒド」と掲げる物質を運送する場合の環境制御、 「塩化ベンジル」、 「ブテンオリゴマー」、 「メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物」、 「メタクリル酸ブチル」、 「クレゾールナトリウム塩水溶液」、 「ジクロロメタン」、 「ジエチレングリコール」、 「ホスホン酸水素ジメチル」、 「炭酸エチレン」、 「グリセリン」、 「ヘキサメチレントトラミン水溶液」、 「ヘキシレングリコール」、 「N-メチルグルカミン水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。)、 「メチルプロピルケトン」、 「オルトニトロフェノール (熔融状のものに限る。)、 「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液 (水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量%未満のものに限る。)、 「炭酸プロピレン」若しくは「テレピン油」と掲げる物質を運送する場合の電気設備、 「酢酸」、 「アジポニトリル」、 「アラクロール (濃度が 90 質量%以上のものに限る。)、 「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 9 から 11 までのものであって、重合度が 2.5 から 9 までのもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 3 から 6 までのもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 7 から 12 までのもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 1 から 6 までのもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族アルコー

ルポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 20 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 7 から 19 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルカン（炭素数が 6 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルアリアルポリエーテル（アルキル基の炭素数が 9 から 20 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体（トルエン溶液）」、「アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が 4 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が 5 から 8 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が 11 から 17 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩水溶液」、「硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が 7 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上のものに限る。）（濃度が 55 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下のものに限る。）（濃度が 55 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルフェノールポリエトキシレート（アルキル基の炭素数が 7 から 11 までのものであって、重合度が 4 から 12 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルフェニルプロポキシレート（アルキル基の炭素数が 9 から 15 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が 65 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物並びに炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が各々 50 質量%であるものに限る。）（濃度が 55 質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が 55 質量%以下のものに限る。）」、「硫酸アルミニウム水溶液」、「（2-アミノエトキシ）エタノール」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液」、「アミノエチルエタノールアミン」、「N-アミノエチルピペラジン」、「2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール」、「アンモニア水（濃度が 28 質量%以下のものに限る。）」、「硝酸アンモニウム水溶液（濃度が 93 質量%以下のものに限る。）」、「ノルマルペンチルアルコール」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩化ベンゼンスルホニル」、「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、「酢酸ベンジル」、「ベンジルアルコール」、「ブテンオリゴマー」、「ブチルアミン」、「フタル酸ブチルベンジル」、「1,2-酸化ブチレン」、「ガンマブチロラクトン」、「水酸化カルシウム（スラリー）」、「イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）」、「塩素化パラフィン（炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩素化パラフィン（塩素を 50 質量%以上含有する炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物であって炭素数が 13 以下のものが 1 質量%未満のものに限る。）」、「クロロホルム」、「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液」、「2-又は3-クロロプロピオン酸」、「クエン酸（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「コールタール」、「コールタールナフサ溶剤」、「コールタールピッチ（熔融状のものに限る。）」、「クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）」、「クレゾール」、「クレゾール（フェノールを含まないものに限る。）」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「クロトンアルデヒド」、「シクロヘキシルアミン」、「デカン酸（ネオデカン酸を除く。）」、「アクリル酸デシル」、「フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が 7 から 13 までのもの（アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が 7 から 13 までのものの混合物（アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）」、

「ジブチルアミン」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「フタル酸ジブチル（フタル酸ジイソブチルを除く。）」、「ジクロロベンゼン」、「ジクロロエチルエーテル」、「ジクロロメタン」、「2,4-ジクロロフェノール」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「ジエタノールアミン」、「ジエチルアミン」、「2,6-ジエチルアニリン」、「ジエチレングリコール」、「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、「フタル酸ジエチレングリコール」、「ジエチレントリアミン」、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、「リン酸水素ジ（2-エチルヘキシル）」、「ビスフェノールAのジグリシジルエーテル」、「ビスフェノールFのジグリシジルエーテル」、「フタル酸ジヘキシル」、「ジイソブチルアミン」、「フタル酸ジイソブチル」、「ジイソプロピルベンゼン」、「N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「ジメチルホルムアミド」、「グルタル酸ジメチル」、「ジメチルオクタン酸」、「ジペンテン」、「ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂」、「ジノルマルプロピルアミン」、「アジピン酸ジトリデシル」、「ドデセン」、「ドデシルアミン及びテトラデシルアミンの混合物」、「ドデシルベンゼン」、「ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液」、「ドデシルフェノール」、「エタノールアミン」、「エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート」、「長鎖（炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「アクリル酸エチル」、「エチルベンゼン」、「N-エチルシクロヘキシルアミン」、「ジプロピルチオカルバミン酸S-エチル」、「炭酸エチレン」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレンジアミン」、「四酢酸四ナトリウム塩水溶液」、「ジクロロエタン」、「エチレングリコールモノアセタート」、「エチレングリコールメチルエーテルアセタート」、「エチレングリコールモノアルキルエーテル」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、「エチレン及び酢酸ビニルの共重合体」、「2-エチルヘキサ酸」、「アクリル酸2-エチルヘキシル」、「2-エチルヘキシルアミン」、「脂肪酸（炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩化第二鉄水溶液」、「硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液」、「フッ化ケイ素酸水溶液（濃度が20質量%以上30質量%以下のものに限る。）」、「ホルムアルデヒド水溶液（濃度が45質量%以下のものに限る。）」、「ホルムアミド」、「ギ酸（濃度が85質量%以下のものに限る。）」、「ギ酸（濃度が85質量%を超えるものに限る。）」、「フルフラール」、「フルフリルアルコール」、「グルタルアルデヒド水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「トリアルキル（炭素数が10のものに限る。）酢酸グリシジル」、「グリコール酸水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「グリオキサール水溶液（濃度が40質量%以下のものに限る。）」、「グリオキシル酸水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「グリホサート水溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）」、「ノルマルヘプタン酸」、「酢酸ヘプチル」、「ヘキサメチレンジアミン水溶液」、「ヘキサン」、「1,6-ヘキサジオール（蒸留留出物）」、「ノルマルヘキサン酸」、「ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）」、「ヘキシレングリコール」、「塩酸」、「N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸」、「イソホロンジアミン」、「イソブレン」、「イソプロパノールアミン」、「乳酸」、「ラウリン酸」、「アルカリルポリエーテル（アルキル基の炭素数が11から20までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸（アルキル基の炭素数が16から60までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。）」、「無水マレイン酸」、「メタクリル酸」、「メタクリル樹脂（1,2-ジクロロエタン溶液）」、「N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）-2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド」、「アセト酢酸メチル」、「アクリル酸メチル」、「メチルアルコール」、「メチルブチルケトン」、「メチルジエタノールアミン」、「2-メチル-6-エチルアニリン」、「2-メチル-5-エチルピリジン」、「3-メチル-3-メトキシブタノー

ル」、「N-メチルグルカミン水溶液（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「N-メチル-2-ピロリドン」、「メチルプロピルケトン」、「サリチル酸メチル」、「アルファメチルスチレン」、「メルホリン」、「ナフタレン（溶融状のものに限る。）」、「ネオデカン酸」、「硝酸（濃度が 70 質量%未満のものに限る。）」、「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「1-又は2-ニトロプロパン」、「ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が 60 質量%のものに限る。）」、「ノナン酸」、「ノナノール」、「ノニルフェノール」、「ノニルフェノールポリエトキシレート（重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「オクタン酸」、「オクタノール」、「オレイン酸」、「オレイルアミン」、「アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）」、「ペンタクロエタン」、「ペンタエチレンヘキサミン」、「吉草酸」、「テトラクロロエチレン」、「燐酸」、「無水フタル酸（溶融状のものに限る。）」、「多環芳香族化合物（環の数が 2 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリエチレンポリアミン」、「ポリエチレンポリアミン（炭素数が 5 から 20 までのものであって、パラフィンの濃度が 50 質量%以上のものに限る。）」、「ポリ硫酸第二鉄水溶液」、「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液」、「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液（水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量%未満のものに限る。）」、「ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。）」、「無水イソブテニルこはく酸」、「ぎ酸カリウム水溶液」、「チオ硫酸カリウム（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「ノルマルプロパノールアミン」、「ベータプロピオラクトン」、「プロピオン酸」、「無水プロピオン酸」、「ノルマルプロピルアルコール」、「炭酸プロピレン」、「ロジン」、「アルキルスルホン酸ナトリウム塩水溶液（アルキル基の炭素数が 14 から 17 までのものであって、濃度が 60 質量%以上 65 質量%以下のものに限る。）」、「水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液（水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）」、「炭酸ナトリウム水溶液」、「塩素酸ナトリウム水溶液（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「亜硝酸ナトリウム水溶液」、「石油スルホン酸ナトリウム」、「けい酸ナトリウム水溶液」、「スチレン」、「硫酸」、「廃硫酸」、「テトラエチレンペンタミン」、「テトラヒドロナフタレン」、「トルエン」、「燐酸トリブチル」、「1,2,4-トリクロロベンゼン」、「トリクロロエチレン」、「燐酸トリトリル（オルト異性体の濃度が 1 質量%未満のものに限る。）」、「酢酸トリデシル」、「トリエタノールアミン」、「トリエチルアミン」、「トリエチルベンゼン」、「トリエチレントトラミン」、「1,3,5-トリオキサン」、「燐酸トリキシリル」、「ウンデカン酸」、「ウンデカノール」、「燐酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液」、「酢酸ビニル」、「塩化ビニリデン」、「ネオデカン酸ビニル」、「ビニルトルエン」若しくは「キシレノール」と掲げる物質を運送する場合の計測装置又は「酢酸」、「無水酢酸」、「アセトニトリル」、「アクリルアミド水溶液（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「アジポニトリル」、「アラクロール（濃度が 90 質量%以上のものに限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 9 から 11 までのものであって、重合度が 2.5 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 3 から 6 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 7 から 12 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 1 から 6 までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 20 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 7 から 19 までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルカン（炭素数が 6 から 9 までのもの及びその混合物に限る。）」、「イソアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が 12 以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物」、「アルキルアリアルポリエーテル（アルキル基の炭素数が 9 から 20 までのもの及びその混合物に限る。）」、「ア

クリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体（トルエン溶液）」、「アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が4から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が3から4までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が5から8までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が9以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が11から17までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩水溶液」、「硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が7から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上のものに限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下のものに限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）」、「アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が7から11までのものであって、重合度が4から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。）の芳香族溶媒溶液」、「アルキルフェニルプロポキシレイト（アルキル基の炭素数が9から15までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が65質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物並びに炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が各々50質量%であるものに限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）」、「アルキルポリグルコシド水溶液（アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が55質量%以下のものに限る。）」、「亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が10から20までのもの及びその混合物であって、飽和又は不飽和のものに限る。）」、「硫酸アルミニウム水溶液」、「2-（2-アミノエトキシ）エタノール」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液」、「アミノエチルエタノールアミン」、「N-アミノエチルピペラジン」、「2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール」、「アンモニア水（濃度が28質量%以下のものに限る。）」、「硝酸アンモニウム水溶液（濃度が93質量%以下のものに限る。）」、「ノルマルペンチルアルコール」、「第一級ペンチルアルコール（ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。）」、「第二級ペンチルアルコール」、「ターシャリーペンチルアルコール」、「ターシャリーペンチルメチルエーテル」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。）」、「ベンゼン（濃度が10質量%以上の粗製ベンゼンを含む。）」、「塩化ベンゼンスルホニル」、「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、「酢酸ベンジル」、「ベンジルアルコール」、「ターシャリーブチルアルコール」、「ブチルアミン」、「ブチルベンゼン」、「フタル酸ブチルベンジル」、「1,2-酸化ブチレン」、「ノルマルブチルエーテル」、「ガンマブチロラクトン」、「水酸化カルシウム（スラリー）」、「次亜塩素酸カルシウム水溶液（濃度が15質量%以下のものに限る。）」、「次亜塩素酸カルシウム水溶液（濃度が15質量%を超えるものに限る。）」、「イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）」、「石炭酸油」、「二硫化炭素」、「カシュウナツシエ油（未精製のものに限る。）」、「塩素化パラフィン（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩素化パラフィン（塩素を50質量%以上含有する炭素数が14から17までのもの及びその混合物であって炭素数が13以下のものが1質量%未満のものに限る。）」、「クロロ酢酸（濃度が80質量%以下のものに限る。）」、「クロロベンゼン」、「クロロホルム」、「クロロヒドリン（粗製のものに限る。）」、「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液」、「2-又は3-クロロプロピオン酸」、「クロロスルホン酸」、「メタクロロトルエン」、「クエン酸（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「コールタール」、「コールタールナフサソルベント」、「コー

ルタールピッチ（溶融状のものに限る。）」、「クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）」、「クレゾール」、「クレゾール（フェノールを含まないものに限る。）」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「クロトンアルデヒド」、「酢酸シクロヘキシル」、「シクロヘキシルアミン」、「1,3-シクロペンタジエン二量体（溶融状のものに限る。）」、「デカヒドロナフタレン」、「デカン酸（ネオデカン酸を除く。）」、「アクリル酸デシル」、「ジアセトンアルコール」、「フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が7から13までのもの（アルキル基の炭素数が9から10までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が7から13までのものの混合物（アルキル基の炭素数が9から10までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）」、「ジブチルアミン」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「フタル酸ジブチル（フタル酸ジイソブチルを除く。）」、「ジクロロベンゼン」、「3,4-ジクロロ-1-ブテン」、「ジクロロエチルエーテル」、「ジクロロメタン」、「2,4-ジクロロフェノール」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「ジエタノールアミン」、「ジエチルアミン」、「ジエチルアミノエタノール」、「2,6-ジエチルアニリン」、「ジエチルベンゼン」、「ジエチレングリコール」、「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、「フタル酸ジエチレングリコール」、「ジエチレントリアミン」、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、「燐酸水素ジ(2-エチルヘキシル)」、「硫酸ジエチル」、「ビスフェノールAのジグリシジルエーテル」、「ビスフェノールFのジグリシジルエーテル」、「フタル酸ジヘキシル」、「ジイソブチルアミン」、「ジイソブチルケトン」、「フタル酸ジイソブチル」、「ジイソプロピルアミン」、「ジイソプロピルベンゼン」、「N,N-ジメチルアセトアミド」、「N,N-ジメチルアセトアミド水溶液（濃度が40質量%以下のものに限る。）」、「ジメチルアミン水溶液（濃度が45質量%以下のものに限る。）」、「N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「ジメチルエタノールアミン」、「ジメチルホルムアミド」、「グルタル酸ジメチル」、「ジメチルオクタ酸」、「こはく酸ジメチル」、「1,4-ジオキサソール」、「ジペンテン」、「アルキルジフェニルアミン」、「ジフェニルメタンジイソシアナート」、「ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂」、「ジノルマルプロピルアミン」、「アジピン酸ジトリデシル」、「ドデセン」、「ドデシルアミン及びテトラデシルアミンの混合物」、「ドデシルベンゼン」、「ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液」、「メタクリル酸ドデシル」、「ドデシルフェノール」、「堀削用ブライン（臭化カルシウムを含むものに限る。）」、「エタノールアミン」、「エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート」、「長鎖（炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「酢酸エチル」、「アクリル酸エチル」、「エチルアミン」、「エチルペンチルケトン」、「エチルベンゼン」、「エチルターシャリーブチルエーテル」、「酪酸エチル」、「N-エチルシクロヘキシルアミン」、「ジプロピルチオカルバミン酸S-エチル」、「炭酸エチレン」、「エチレンクロロヒドリン」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレンジアミン」、「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩水溶液」、「ジプロモエタン」、「ジクロロエタン」、「エチレングリコールモノアセタート」、「エチレングリコールメチルエーテルアセタート」、「エチレングリコールモノアルキルエーテル」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、「酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が30質量%以下のものに限る。）」、「エチレン及び酢酸ビニルの共重合体」、「2-エチルヘキサ酸」、「アクリル酸2-エチルヘキシル」、「2-エチルヘキシルアミン」、「エチリデンノルボルネン」、「N-エチルメチルアリアルアミン」、「プロピオン酸エチル」、「脂肪酸（炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩化第二鉄水溶液」、「硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液」、「フッ化ケイ素酸水溶液（濃度が20質量%以上30質量%以下のものに限る。）」、「ホルムアルデヒド水溶液（濃度が45質量%以下のものに限る。）」、「ホルムアミド」、「ぎ酸（濃度が85質量%以下のものに限る。）」、「ぎ酸（濃度が85質量

％を超えるものに限る。）」、「フルフラール」、「フルフリルアルコール」、「グルタルアルデヒド水溶液（濃度が 50 質量％以下のものに限る。）」、「グリセリルトリアセタート」、「トリアルキル（炭素数が 10 のものに限る。）酢酸グリシジル」、「グリコール酸水溶液（濃度が 70 質量％以下のものに限る。）」、「グリオキサール水溶液（濃度が 40 質量％以下のものに限る。）」、「グリオキシル酸水溶液（濃度が 50 質量％以下のものに限る。）」、「グリホサート水溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）」、「ノルマルヘプタン酸」、「ヘプタノール」、「酢酸ヘプチル」、「ヘキサメチレンジアミン水溶液」、「ヘキサメチレンイミン」、「ヘキサメチレンテトラミン水溶液」、「ヘキサミン」、「ノルマルヘキサミン酸」、「ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）」、「ヘキシレングリコール」、「塩酸」、「過酸化水素水溶液（濃度が 60 質量％を超え 70 質量％以下のものに限る。）」、「過酸化水素水溶液（濃度が 8 質量％を超え 60 質量％以下のものに限る。）」、「アクリル酸 2-ヒドロキシエチル」、「N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸」、「イソアミルアルコール」、「イソブチルアルコール」、「ギ酸イソブチル」、「イソブチルメタクリレート」、「イソホロン」、「イソホロンジアミン」、「イソホロンジイソシアナート」、「イソブレン」、「酢酸イソプロピル」、「イソプロピルアミン水溶液（濃度が 70 質量％以下のものに限る。）」、「イソプロピルエーテル」、「乳酸」、「ラウリン酸」、「化学廃液」、「アルカリルポリエーテル（アルキル基の炭素数が 11 から 20 までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸（アルキル基の炭素数が 16 から 60 までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）」、「無水マレイン酸」、「酸化メシチル」、「メタクリル酸」、「メタクリル樹脂（1, 2-ジクロロエタン溶液）」、「3-メトキシ-1-ブタノール」、「N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）-2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド」、「酢酸メチル」、「アセト酢酸メチル」、「アクリル酸メチル」、「メチルアルコール」、「メチルペンチルアルコール」、「メチルブテノール」、「メチルターシャリーブチルエーテル」、「メチルブチルケトン」、「メチルブチノール（2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。）」、「酪酸メチル」、「メチルシクロペンタジエン二量体」、「メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル」、「メチルジエタノールアミン」、「2-メチル-6-エチルアニリン」、「メチルエチルケトン」、「2-メチル-5-エチルピリジン」、「メチルイソブチルケトン」、「3-メチル-3-メトキシブタノール」、「メチルナフタレン（熔融状のものに限る。）」、「N-メチルグルカミン水溶液（濃度が 70 質量％以下のものに限る。）」、「2-メチルピリジン」、「3-メチルピリジン」、「4-メチルピリジン」、「N-メチル-2-ピロリドン」、「メチルプロピルケトン」、「サリチル酸メチル」、「アルファメチルスチレン」、「モルホリン」、「自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）」、「ミルセン」、「ナフタレン（熔融状のものに限る。）」、「ネオデカン酸」、「混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）」、「硝酸（濃度が 70 質量％以上のものに限る。）」、「硝酸（濃度が 70 質量％未満のものに限る。）」、「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「ニトロエタン」、「ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が 80 質量％のものに限る。）」、「ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が 15 質量％以上のものに限る。）」、「1-又は2-ニトロプロパン」、「ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が 60 質量％のものに限る。）」、「ノナン酸」、「ノナノール」、「ノニルフェノール」、「ノニルフェノールポリエトキシレート（重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「オクタン酸」、「オクタノール」、「オレフィン混合物（炭素数が 5 から 15 までのものの混合物に限る。）（炭素数が 5 から 7 までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって炭素数が 6 から 15 までのもののみから成る混合物を除く。）」、「アルファオレフィン混合物（炭素数が 6 から 18 までのものの混合物に限る。）」、「オレイン酸」、「発煙硫酸」、「オレイルアミン」、「アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）」、「パーム核油脂肪酸蒸留物」、「パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物」、「ペンタエチレン

ヘキサミン」、「吉草酸」、「吉草酸及び2-メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が64質量%のものに限る。）」、「プロピオン酸ノルマルペンチル」、「テトラクロロエチレン」、「フェノール」、「1-フェニル-1-キシリルエタン」、「アルキル（アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。）アミン燐酸エステル」、「燐酸」、「無水フタル酸（溶融状のものに限る。）」、「ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が18から22までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物」、「多環芳香族化合物（環の数が2以上のもの及びその混合物に限る。）」、「ポリエチレンポリアミン」、「ポリエチレンポリアミン（炭素数が5から20までのものであって、パラフィンの濃度が50質量%以上のものに限る。）」、「ポリ硫酸第二鉄水溶液」、「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液」、「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液（水酸化ナトリウムの含有量が3質量%未満のものに限る。）」、「ポリメチレンポリフェニルイソシアナート」、「ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が2から4までのもの及びその混合物に限る。）及びポリオレフィンアミンの混合物」、「芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物」、「無水イソブテニルこはく酸」、「ぎ酸カリウム水溶液」、「チオ硫酸カリウム（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「ノルマルプロパノールアミン」、「ベータプロピオラクトン」、「プロピオン酸」、「無水プロピオン酸」、「ノルマルプロピルアルコール」、「ノルマルプロピルアミン」、「炭酸プロピレン」、「プロピレングリコールモノアルキルエーテル」、「酸化プロピレン」、「ピリジン」、「ロジン」、「アルキルスルホン酸ナトリウム塩水溶液（アルキル基の炭素数が14から17までのものであって、濃度が60質量%以上65質量%以下のものに限る。）」、「水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液（水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。）」、「炭酸ナトリウム水溶液」、「塩素酸ナトリウム水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が70質量%以下のものに限る。）」、「硫化水素ナトリウム水溶液（濃度が45質量%以下のものに限る。）」、「次亜塩素酸ナトリウム水溶液（濃度が15質量%以下のものに限る。）」、「亜硝酸ナトリウム水溶液」、「石油スルホン酸ナトリウム」、「けい酸ナトリウム水溶液」、「硫化ナトリウム水溶液（濃度が15質量%以下のものに限る。）」、「スチレン」、「硫酸」、「廃硫酸」、「テトラクロロエタン」、「テトラエチレンペンタミン」、「テトラヒドロナフタレン」、「トルエン」、「トルエンジアミン」、「トルエンジイソシアナート」、「燐酸トリブチル」、「1,2,3-トリクロロベンゼン（溶融状のものに限る。）」、「1,2,4-トリクロロベンゼン」、「燐酸トリトリル（オルト異性体の濃度が1質量%以上のものに限る。）」、「燐酸トリトリル（オルト異性体の濃度が1質量%未満のものに限る。）」、「酢酸トリデシル」、「トリエタノールアミン」、「トリエチルアミン」、「トリエチルベンゼン」、「トリエチレンテトラミン」、「燐酸トリエチル」、「ホスホン酸トリエチル」、「トリイソプロパノールアミン」、「トリメチル酢酸」、「イソ酪酸2,2,4-トリメチル-3-ジイソブトキシペンチル」、「1,3,5-トリオキササン」、「燐酸トリキシリル」、「ウンデカン酸」、「ウンデカノール」、「硝酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液」、「燐酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液」、「バレラルデヒド」、「酢酸ビニル」、「塩化ビニリデン」、「ネオデカン酸ビニル」、「ビニルトルエン」、「ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が15質量%以上であって、20質量%以下のものに限る。）」、「キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が10質量%以上のものに限る。）」若しくは「キシレノール」と掲げる物質を運送する場合の特別要件（1.15を除く。）については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、令和七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 5 国際航海に従事しない現存船のうち、新告示別表第八の三の品名の欄に「アクリルアミド水溶液（濃度が50質量%以下のものに限る。）」、「アラクロール（濃度が90質量%以上のものに限る。）」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が9から11までのものであって、重合度が2.5から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート（アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が3から6までのもの

の及びその混合物に限る。)、 「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 7 から 12 までのもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 1 から 6 までのもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 20 以上のもの及びその混合物に限る。)、 「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 7 から 19 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルカン (炭素数が 6 から 9 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルアリアルポリエーテル (アルキル基の炭素数が 9 から 20 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体 (トルエン溶液)、 「アルキル化ヒンダードフェノール (アルキル基の炭素数が 4 から 9 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 3 から 4 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 5 から 8 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルベンゼンスルホン酸 (アルキル基の炭素数が 11 から 17 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩水溶液」、 「硝酸アルキル (アルキル基の炭素数が 7 から 9 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上のものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。)、 「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下のものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。)、 「アルキルフェノールポリエトキシレート (アルキル基の炭素数が 7 から 11 までのものであって、重合度が 4 から 12 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルフェニルアミン (アルキル基の炭素数が 8 及び 9 のもの並びにその混合物に限る。) の芳香族溶媒溶液」、 「アルキルフェニルプロポキシレイト (アルキル基の炭素数が 9 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)、 「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 65 質量%以下のものに限る。)、 「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物並びに炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が各々 50 質量%であるものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。)、 「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。)、 「硫酸アルミニウム水溶液」、 「(2-アミノエトキシ) エタノール」、 「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液」、 「アミノエチルエタノールアミン」、 「2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール」、 「硝酸アンモニウム水溶液 (濃度が 93 質量%以下のものに限る。)、 「ノルマルペンチルアルコール」、 「第一級ペンチルアルコール (ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。)、 「第二級ペンチルアルコール」、 「ターシャリーペンチルメチルエーテル」、 「長鎖アルキルアリアルスルホン酸バリウム (アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。)、 「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、 「酢酸ベンジル」、 「ベンジルアルコール」、 「塩化ベンジル」、 「ブテンオリゴマー」、 「ブチルベンゼン」、 「フタル酸ブチルベンジル」、 「メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物」、 「1,2-酸化ブチレン」、 「ガンマブチロラクトン」、 「水酸化カルシウム (スラリー)」、 「次亜塩素酸カルシウム水溶液 (濃度が 15 質量%以下のものに限る。)、 「次亜塩素酸カルシウム水溶液 (濃度が 15 質量%を超えるものに限る。)、 「イブシロン-カプロラクタム (熔融状のもの又は水溶液に限る。)、 「塩素化パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。)、 「塩素化パラフィン (塩素を 50 質量%以上含有する炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物であって炭素数が 13 以下のものが 1 質量%未満のものに限る。)、 「クロロ酢酸 (濃度が 80 質量

％以下のものに限る。）」、「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液」、「2-又は3-クロロプロピオン酸」、「クエン酸（濃度が70質量％以下のものに限る。）」、「コールターール」、「コールターールピッチ（溶融状のものに限る。）」、「クレゾール」、「クレゾール（フェノールを含まないものに限る。）」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「酢酸シクロヘキシル」、「デカヒドロナフタレン」、「デカン酸（ネオデカン酸を除く。）」、「アクリル酸デシル」、「ジアセトンアルコール」、「フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が7から13までのもの（アルキル基の炭素数が9から10までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が7から13までのものの混合物（アルキル基の炭素数が9から10までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「フタル酸ジブチル（フタル酸ジイソブチルを除く。）」、「ジクロロメタン」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液（濃度が70質量％以下のものに限る。）」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「ジエタノールアミン」、「2,6-ジエチルアニリン」、「ジエチルベンゼン」、「ジエチレングリコール」、「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、「フタル酸ジエチレングリコール」、「ジエチレントリアミン」、「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、「リン酸水素ジ（2-エチルヘキシル）」、「ビスフェノールAのジグリシジルエーテル」、「ビスフェノールFのジグリシジルエーテル」、「フタル酸ジヘキシル」、「ジイソブチルケトン」、「フタル酸ジイソブチル」、「ジイソプロピルベンゼン」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「グルタル酸ジメチル」、「ホスホン酸水素ジメチル」、「ジメチルオクタノ酸」、「ジペンテン」、「ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂」、「アジピン酸ジトリデシル」、「ドデセン」、「ドデシルベンゼン」、「ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液」、「ドデシルフェノール」、「エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート」、「長鎖（炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「エチルペンチルケトン」、「エチルベンゼン」、「エチルターシャリーブチルエーテル」、「酪酸エチル」、「ジプロピルチオカルバミン酸S-エチル」、「炭酸エチレン」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩水溶液」、「エチレングリコールモノアセタート」、「エチレングリコールメチルエーテルアセタート」、「エチレングリコールモノアルキルエーテル」、「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、「エチレン及び酢酸ビニルの共重合体」、「3-エトキシプロピオン酸エチル」、「2-エチルヘキサノ酸」、「アクリル酸2-エチルヘキシル」、「N-エチルメチルアリルアミン」、「プロピオン酸エチル」、「塩化第二鉄水溶液」、「ホルムアミド」、「フルフリルアルコール」、「グルタルアルデヒド水溶液（濃度が50質量％以下のものに限る。）」、「トリアルキル（炭素数が10のものに限る。）酢酸グリシジル」、「グリコール酸水溶液（濃度が70質量％以下のものに限る。）」、「グリオキサール水溶液（濃度が40質量％以下のものに限る。）」、「グリオキシル酸水溶液（濃度が50質量％以下のものに限る。）」、「グリホサート水溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）」、「ヘプタノール」、「酢酸ヘプチル」、「ヘキサン」、「1,6-ヘキサンジオール（蒸留留出物）」、「ノルマルヘキサン酸」、「ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）」、「ヘキシレングリコール」、「過酸化水素水溶液（濃度が60質量％を超え70質量％以下のものに限る。）」、「過酸化水素水溶液（濃度が8質量％を超え60質量％以下のものに限る。）」、「N-（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、「2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸」、「イソamilアルコール」、「イソホロン」、「イソプレン」、「乳酸」、「ラウリン酸」、「アルカリルポリエーテル（アルキル基の炭素数が11から20までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸（アルキル基の炭素数が16から60までのもの及びその混合物に限る。）」、「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。）」、「無水マレイン酸」、「N-（2-メトキシ-1-メ

チルエチル) - 2 - エチル - 6 - メチルクロロアセトアニリド)、 「アセト酢酸メチル」、 「メチルアルコール」、 「メチルペンチルアルコール」、 「メチルブテノール」、 「メチルブチルケトン」、 「酪酸メチル」、 「メチルシクロペンタジエン二量体」、 「メチルジエタノールアミン」、 「2 - メチル - 6 - エチルアニリン」、 「2 - メチル - 5 - エチルピリジン」、 「メチルイソブチルケトン」、 「3 - メチル - 3 - メトキシブタノール」、 「メチルナフタレン (溶融状のものに限る。)」、 「N - メチルグルカミン水溶液 (濃度が 70 質量% 以下のものに限る。)」、 「3 - メチルピリジン」、 「N - メチル - 2 - ピロリドン」、 「メチルプロピルケトン」、 「サリチル酸メチル」、 「モルホリン」、 「ミルセン」、 「ナフタレン (溶融状のものに限る。)」、 「ネオデカン酸」、 「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩水溶液」、 「ニトロエタン及び 1 - ニトロプロパンの混合物 (それぞれの濃度が 15 質量% 以上のものに限る。)」、 「オルトニトロフェノール (溶融状のものに限る。)」、 「ノナン酸」、 「工業用パーム油 (食用を除く。)」、 「ノナンオール」、 「ノニルフェノール」、 「ノニルフェノールポリエトキシレート (重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。)」、 「オクタン酸」、 「オクタノール」、 「オレフィン混合物 (炭素数が 5 から 15 までのものの混合物に限る。) (炭素数が 5 から 7 までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって炭素数が 6 から 15 までのもののみから成る混合物を除く。)」、 「アルファオレフィン混合物 (炭素数が 6 から 18 までのものの混合物に限る。)」、 「オレイン酸」、 「アシッドオイル (パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)」、 「ペンタエチレンヘキサミン」、 「吉草酸」、 「吉草酸及び 2 - メチル酪酸の混合物 (吉草酸の濃度が 64 質量% のものに限る。)」、 「プロピオン酸ノルマルペンチル」、 「アルキル (アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのものに限る。) アミン燐酸エステル」、 「燐酸」、 「無水フタル酸 (溶融状のものに限る。)」、 「ポリアクリル酸アルキル (アルキル基の炭素数が 18 から 22 までのもの及びその混合物に限る。) 及びキシレンの混合物」、 「多環芳香族化合物 (環の数が 2 以上のもの及びその混合物に限る。)」、 「ポリエチレンポリアミン」、 「ポリエチレンポリアミン (炭素数が 5 から 20 までのものであって、パラフィンの濃度が 50 質量% 以上のものに限る。)」、 「ポリ硫酸第二鉄水溶液」、 「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 (炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。) 溶媒溶液」、 「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液 (水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量% 未満のものに限る。)」、 「ポリオレフィンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)」、 「アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 2 から 4 までのもの及びその混合物に限る。) 及びポリオレフィンアミンの混合物」、 「芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物」、 「無水イソブテニルこはく酸」、 「チオ硫酸カリウム (濃度が 50 質量% 以下のものに限る。)」、 「ノルマルプロパノールアミン」、 「プロピオン酸」、 「ノルマルプロピルアルコール」、 「炭酸プロピレン」、 「ピリジン」、 「ロジン」、 「アルキルスルホン酸ナトリウム塩水溶液 (アルキル基の炭素数が 14 から 17 までのものであって、濃度が 60 質量% 以上 65 質量% 以下のものに限る。)」、 「重クロム酸ナトリウム水溶液 (濃度が 70 質量% 以下のものに限る。)」、 「亜硝酸ナトリウム水溶液」、 「石油スルホン酸ナトリウム」、 「けい酸ナトリウム水溶液」、 「スチレン」、 「硫酸」、 「廃硫酸」、 「テトラエチレンペンタミン」、 「テトラヒドロナフタレン」、 「トルエン」、 「燐酸トリブチル」、 「燐酸トリトリル (オルト異性体の濃度が 1 質量% 以上のものに限る。)」、 「燐酸トリトリル (オルト異性体の濃度が 1 質量% 未満のものに限る。)」、 「酢酸トリデシル」、 「トリエタノールアミン」、 「トリエチルベンゼン」、 「トリエチレントトラミン」、 「トリメチル酢酸」、 「1, 3, 5 - トリオキサン」、 「燐酸トリキシリル」、 「テレピン油」、 「ウンデカン酸」、 「ウンデカノール」、 「燐酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液」、 「酢酸ビニル」、 「ネオデカン酸ビニル」、 「ビニルトルエン」、 「ホワイトスピリット (芳香族系成分の濃度が 15 質量% 以上であって、 20 質量% 以下のものに限る。)」、 「キシレン及びエチルベンゼンの混合物 (エチルベンゼンの濃度が 10 質量% 以上のものに限る。)」 若しくは「キシレノール」と掲げる物質を運送する場合のガス検知装置、「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 10 から 18 までのもの (炭素数が 12 から 16 までのものを除く。) であって、重合度が 7 のもの及びその混合物に限る。)」、 「アルケニル (アルキル基の炭素数が 16 か

ら 20 までのもの及びその混合物に限る。)こはく酸無水物」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上のものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下のものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 65 質量%以下のものに限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物並びに炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が各々 50 質量%であるものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「ジクロロメタン」、「ジエチレングリコール」、「ジフェニルメタンジイソシアナート」、「エチルアミン」、「炭酸エチレン」、「グリセリン」、「ヘキサメチレンテトラミン水溶液」、「ヘキシレングリコール」、「イソプロピルアミン」、「イソプロピルアミン水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「N-メチルグルカミン水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「メチルプロピルケトン」、「黄燐 (白燐)」、「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液 (水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量%未満のものに限る。))」若しくは「炭酸プロピレン」と掲げる物質を運送する場合の消火剤等、「アジポニトリル」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 3 から 6 までのもの及びその混合物に限る。))」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 6 から 17 までのものであって、重合度が 7 から 12 までのもの及びその混合物に限る。))」、「脂肪族アルコールポリエトキシレート (アルコールの炭素数が 12 から 16 までのものであって、重合度が 7 から 19 までのもの及びその混合物に限る。))」、「アルキルアリアルポリエーテル (アルキル基の炭素数が 9 から 20 までのもの及びその混合物に限る。))」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩水溶液」、「硝酸アルキル (アルキル基の炭素数が 7 から 9 までのもの及びその混合物に限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物の濃度が 40 質量%以下であって、アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が 60 質量%以上のものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物並びに炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物の濃度が各々 50 質量%であるものに限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「アルキルポリグルコシド水溶液 (アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が 55 質量%以下のものに限る。))」、「硫酸アルミニウム水溶液」、「(2-アミノエトキシ)エタノール」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液」、「アミノエチルエタノールアミン」、「N-アミノエチルピペラジン」、「2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール」、「ノルマルペンチルアルコール」、「アニリン」、「塩化ベンゼンスルホニル」、「石炭酸油」、「クロロ酢酸 (濃度が 80 質量%以下のものに限る。))」、「クロロヒドリン (粗製のものに限る。))」、「クエン酸 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「クレゾール」、「クレゾール (フェノールを含まないものに限る。))」、「クレゾールナトリウム塩水溶液」、「シクロヘキシルアミン」、「ジブチルアミン」、「ホスホン酸水素ジブチル」、「ジクロロエチルエーテル」、「2,4-ジクロロフェノール」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液 (濃度が 70 質量%以下のものに限る。))」、「2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液」、「2,2-ジクロロプロピオン酸」、「硫酸ジエチル」、「N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン」、「N,N-ジメチルドデシルアミン」、「ジフェニルメタンジイソシアナート」、「ジノルマルプロピルアミン」、「ドデシルアミン及びテ

トラデシルアミンの混合物」、「ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液」、「ドデシルフェノール」、「掘削用ブライン（塩化亜鉛を含むものに限る。）」、「エタノールアミン」、「長鎖（炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「エチレンジアミン」、「エチレングリコールモノアセタート」、「酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が 30 質量%以下のものに限る。）」、「2-エチルヘキシルアミン」、「脂肪酸（炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。）」、「塩化第二鉄水溶液」、「フルフラール」、「フルフリルアルコール」、「グルタルアルデヒド水溶液（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「グリコール酸水溶液（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「グリオキサール水溶液（濃度が 40 質量%以下のものに限る。）」、「グリオキシル酸水溶液（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）」、「グリホサート水溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）」、「ヘキサメチレンジアミン水溶液」、「ノルマルヘキサノ酸」、「ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）」、「ヘキシレングリコール」、「アクリル酸 2-ヒドロキシエチル」、「2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸」、「イソホロンジアミン」、「イソホロンジイソシアナート」、「乳酸」、「無水マレイン酸」、「2-メチル-5-エチルピリジン」、「N-メチルグルカミン水溶液（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「ノナン酸」、「ノニルフェノール」、「オクタン酸」、「オレイルアミン」、「パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物」、「吉草酸」、「吉草酸及び 2-メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が 64 質量%のものに限る。）」、「フェノール」、「燐酸」、「無水フタル酸（熔融状のものに限る。）」、「ポリエチレンポリアミン」、「ポリエチレンポリアミン（炭素数が 5 から 20 までのものであって、パラフィンの濃度が 50 質量%以上のものに限る。）」、「ポリ硫酸第二鉄水溶液」、「ポリグリセリンナトリウム塩水溶液（水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量%未満のものに限る。）」、「ポリメチレンポリフェニルイソシアナート」、「ノルマルプロパノールアミン」、「ベータプロピオラクトン」、「無水プロピオン酸」、「炭酸プロピレン」、「重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が 70 質量%以下のものに限る。）」、「硫化水素ナトリウム水溶液（濃度が 45 質量%以下のものに限る。）」、「石油スルホン酸ナトリウム」、「けい酸ナトリウム水溶液」、「硫化ナトリウム水溶液（濃度が 15 質量%以下のものに限る。）」、「硫酸」、「廃硫酸」、「テトラエチレンペンタミン」、「トリエチレンテトラミン」、「ネオデカン酸ビニル」若しくは「キシレノール」と掲げる物質を運送する場合の呼吸及び目の保護又は「硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液」若しくは「硫化水素ナトリウム水溶液（濃度が 45 質量%以下のものに限る。）」と掲げる物質を運送する場合の特別要件（1.15 に限る。）については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までの間は、なお従前の例によることができる。

6 国際航海に従事しない船舶については、新告示別表第八の三の品名の欄に「海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 P（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」又は「海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 S（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」と掲げる物質に係る新告示別表第八の三の規定は、当分の間、適用しない。

7 国際航海に従事しない現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、附則第三項から第五項までの規定にかかわらず、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長の指示するところによる。

附 則（令和二年十二月二十八日国土交通省告示第千五百九十五号）

（施行期日）

1 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵

については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

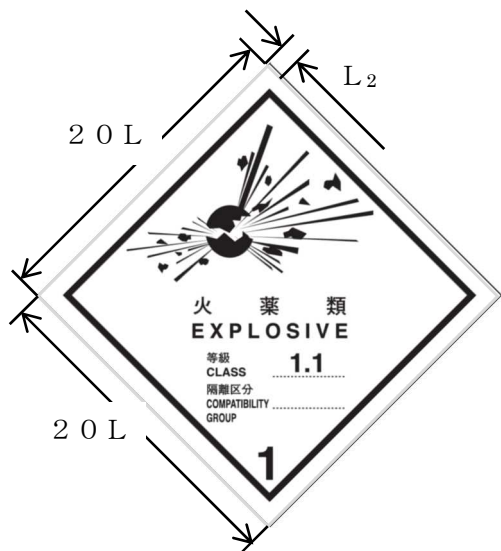
- 3 この告示の施行前に容器に表示された品名については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第一備考 10 の表 SP274 の項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第1号様式（第7条の2、第14条の2の2、第16条の2関係）

注1 Lは、正標札及び副標札にあつては、0.5センチメートル以上、正標識及び副標識にあつては、1.25センチメートル以上とする。ただし、表示が困難となる場合にあつては、Lはこの限りでない。L₂は、標札にあつては、0.5センチメートル、標識にあつては、1.25センチメートルとする。ただし、表示が困難になる場合にあつては、L₂はこの限りではない。

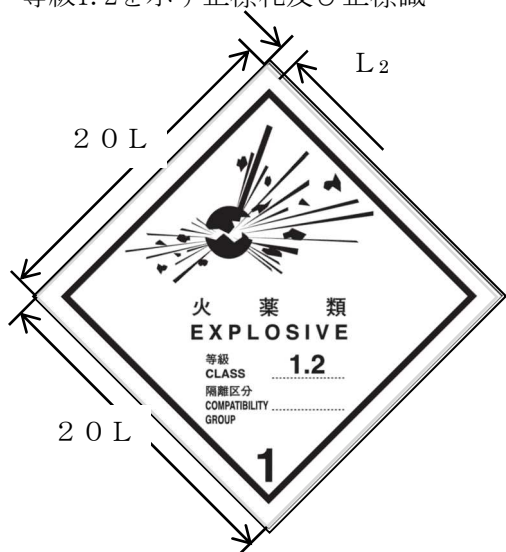
2 標札等を危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器、高压容器及びポータブルタンク（以下「容器等」という。）に付した場合であつて、当該標札等と容器等との境界を識別することが困難な場合は、当該標札等と容器等との境界が識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すると。

等級1.1を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする。	

等級1.2を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.3を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいたい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.4を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいたい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.5を示す正標札及び正標識



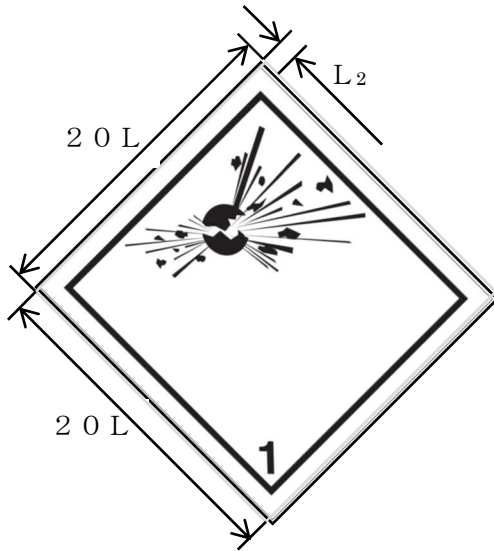
部 分	色 彩
地	だいたい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.6を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいたい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

副次危険性等級1を示す副標札及び副標識



部 分	色 彩
地	だいだい
線	黒
記 号	黒

等級2.1及び副次危険性等級2.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒 又 は 白
線	黒 又 は 白
記 号	黒 又 は 白

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、
 「引火性高圧ガス
 FLAMMABLE GAS」
 の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級2.2及び副次危険性等級2.2を示す標札等



部 分	色 彩
地	緑
文 字	黒 又 は 白
線	黒 又 は 白
記 号	黒 又 は 白

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

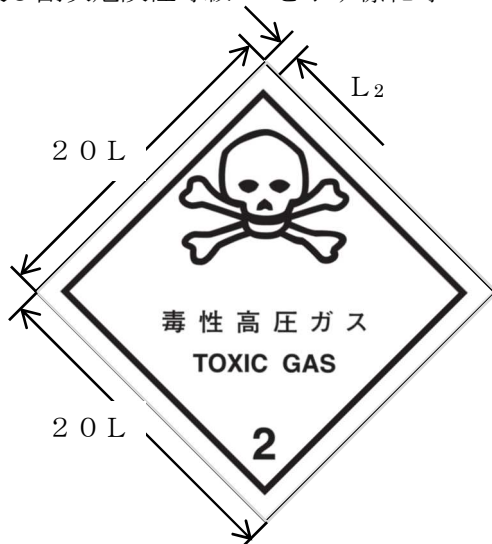
「非引火性非毒性高压ガス

NON — FLAMMABLE,

NON — TOXIC GAS」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級2.3及び副次危険性等級2.3を示す標札等



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「毒性高压ガス

TOXIC GAS」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級3及び副次危険性等級3を示す標札等



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒 又 は 白
線	黒 又 は 白
記 号	黒 又 は 白

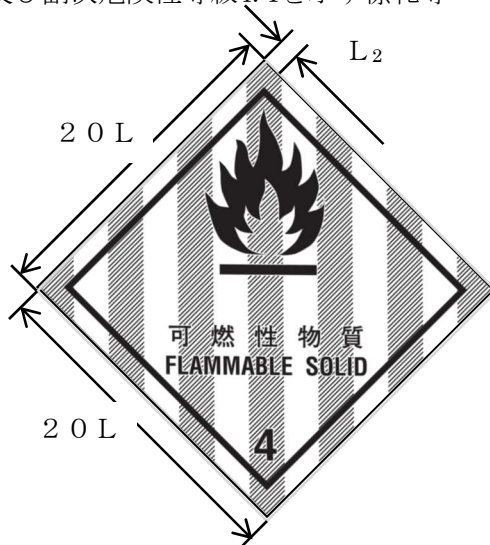
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「引火性液体類

FLAMMABLE LIQUID」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級4.1及び副次危険性等級4.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	白
斜線を施した部分	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

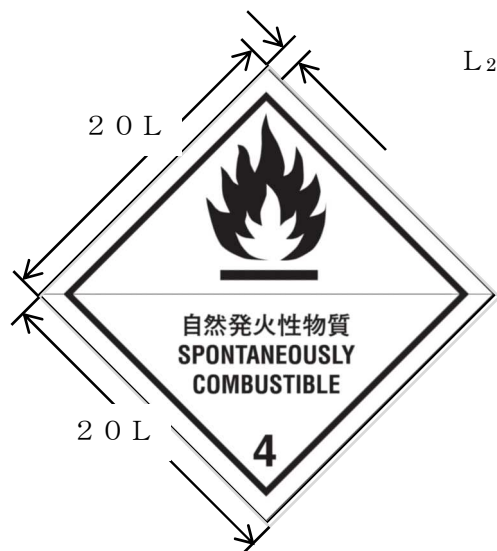
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「可燃性物質

FLAMMABLE SOLID」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級4.2及び副次危険性等級4.2を示す標札等



部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
下 半 分 の 地	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「自然発火性物質

SPONTANEOUSLY

COMBUSTIBLE」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級4.3及び副次危険性等級4.3を示す標札等



部 分	色 彩
地	青
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「水反応可燃性物質

DANGEROUS

WHEN WET」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級5.1及び副次危険性等級5.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	黄
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「酸化性物質

OXIDIZING AGENT」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級5.2及び副次危険性等級5.2を示す標札等



部 分	色 彩
上半分の地	赤
下半分の地	黄
文 字	黒
上半分の線	黒又は白
下半分の線	黒
記 号	黒又は白

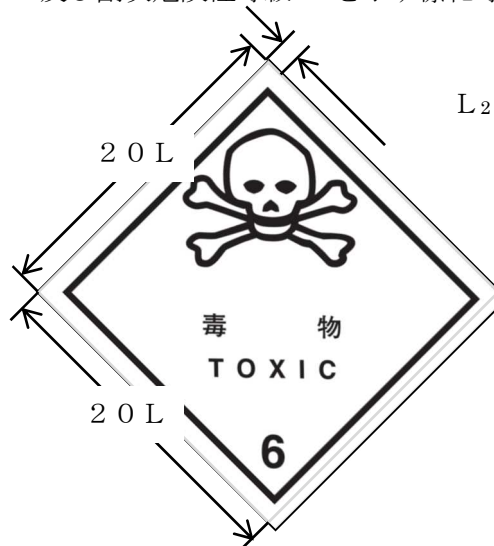
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「有機過酸化物

ORGANIC PEROXIDE」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級6.1及び副次危険性等級6.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「毒物

TOXIC」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級6.2及び副次危険性等級6.2を示す標札等



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

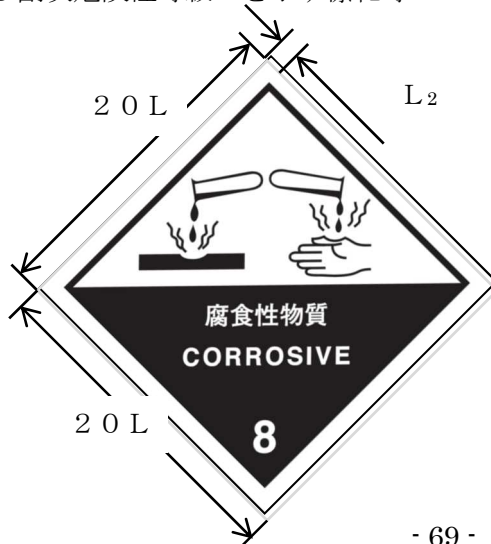
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「病毒をうつしやすい物質

INFECTIOUS
SUBSTANCE」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級8及び副次危険性等級8を示す標札等



部 分	色 彩
上半分の地	白
下半分の地	黒
文 字	白
線	黒
記 号	黒

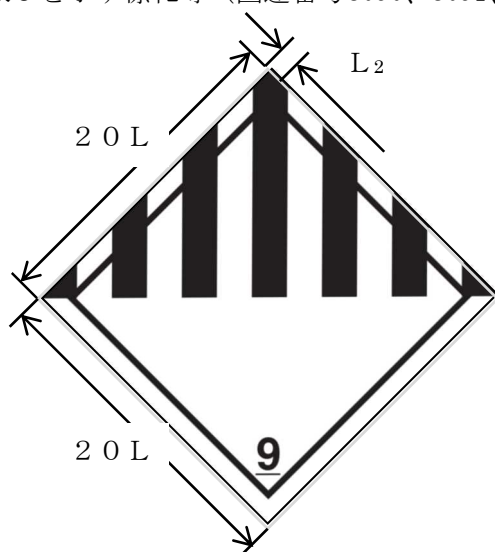
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「腐食性物質

CORROSIVE」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

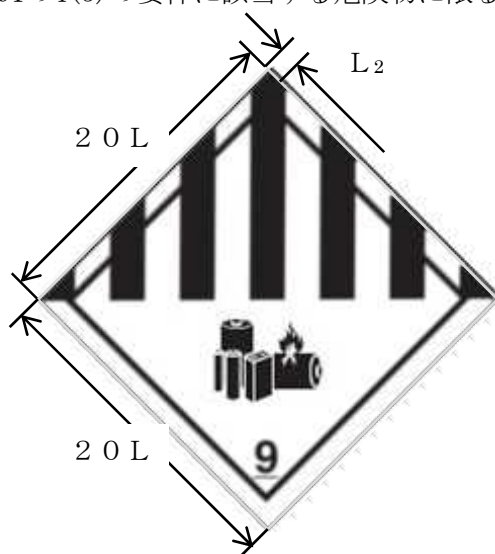
等級 9 を示す標札等（国連番号3090、3091、3480及び3481にあつては、標識に限る。）



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、下半分の白地の「9」の上に高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

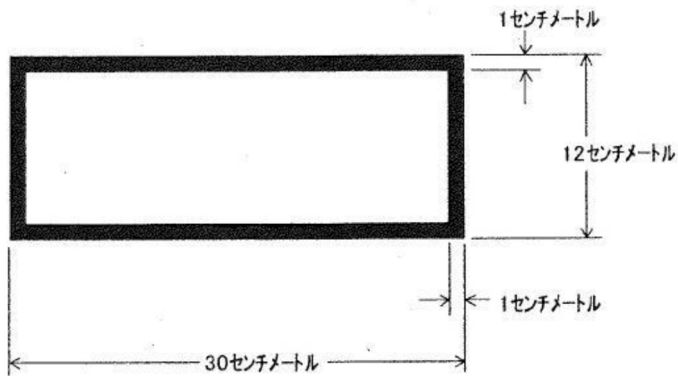
等級 9 を示す標札（国連番号3090、3091、3480及び3481の危険物並びに別表第1備考10のSP391の4(3)の要件に該当する危険物に限る。）



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

第2号様式（第7条の3及び第16条の2関係）

国連番号用表示



部分	色彩
地	だいたい
外枠	黒

注 内容積が 3,000 リットル以下のポータブルタンクの場合にあつては、各辺の寸法はこの限りでない。

第3号様式（第7条の3及び第16条の2関係）

高温注意用表示

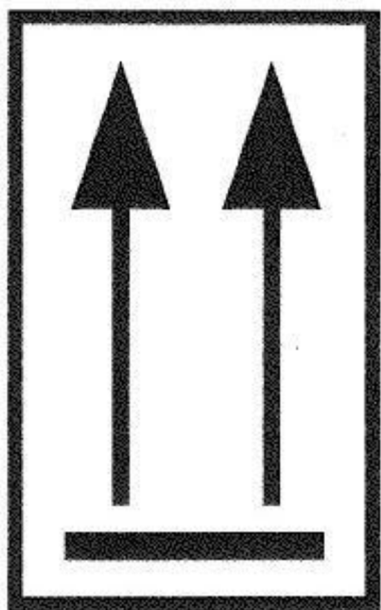


部分	色彩
地	白
線	赤
記号	赤

注 内容積が 3,000 リットル以下のポータブルタンクの場合にあつては、各辺の寸法を100センチメートル以上として差し支えない。

第3号の2様式 (第7条の3関係)

上向き表示

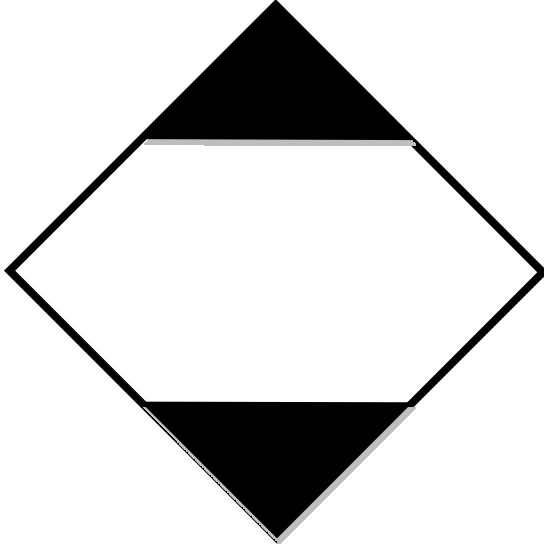


部分	色彩
地	白又は矢印が見やすい色
線	黒又は赤
矢印	黒又は赤

- 注1 ふちの線は省略することができる。
- 2 表示の大きさは見やすい大きさとすること。

第4号様式（第7条の4、第10状の3、第16条の2関係）

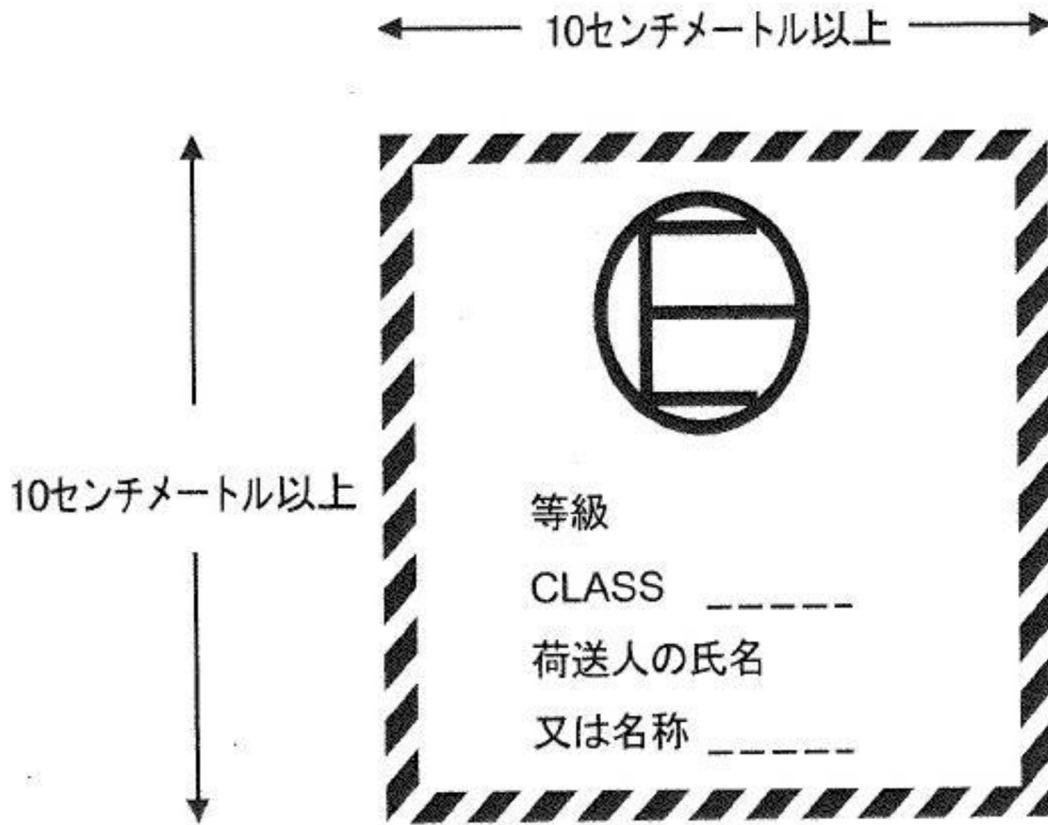
少量危険物用表示



- 注1 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、1ミリメートル以上として差し支えない。
- 2 一辺の大きさは、10センチメートル（コンテナに付す場合にあつては25センチメートル）以上とする。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、5センチメートル以上として差し支えない。
- 3 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）第23号の規定による場合にあつては、同告示第7号様式を使用して差し支えない。

第4号の2様式（第13条の2関係）

微量危険物用表示



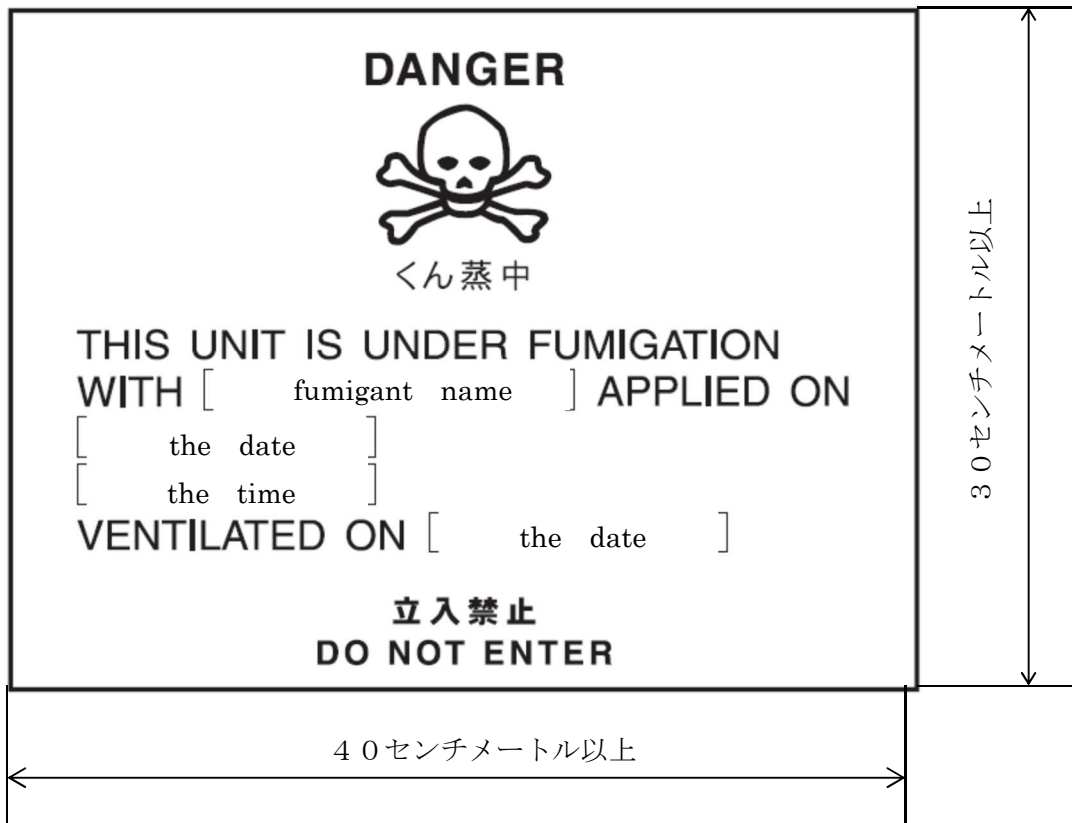
部分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	黒又は赤
記号	黒又は赤

注 1 線及び記号は同色とすること。

2 荷送人の氏名又は名称は、外装容器のその他の箇所に表示されている場合は、記載することを要しない。

第5号様式（第16条の2関係）

くん蒸注意用表示



部分	色彩
地	白
文字	黒
線	黒
記号	黒

注1 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。

2 文字の高さは25ミリメートル以上とする。

第5号の2様式（第16条の2関係）

窒息注意用表示



注1 「WARNING」の文字は高さ25ミリメートル以上の赤文字又は白文字とすること。

2 下部の白地の*に高さ25ミリメートル以上の黒文字かつアルファベットの大文字で冷却剤として使用する危険物の品名（保護剤として窒素を使用する場合にあつては、「NITROGEN」）を1行で記入すること。なお、品名に「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字を追記することができる。

第6号様式（第25条の4、第25条の4の2及び第25条の5及び第25条の6の3関係）

1 小型容器（病毒をうつしやすい物質を収納するもの及び修理を行つたものを除く。）
の表示）

(a)／(b) (c)／(d)／(e)

J／(f)／(g)

2 病毒をうつしやすい物質を収納する小型容器（以下「Uマーク付き容器」という。）
の表示）

(a)／CLASS 6.2／(e)

J／(f)／(g)

3 修理を行つた小型容器の表示）

(a)／(b) (e)／(d)

J／(f)／(h)／(i)RL

4 大型容器又はIBC容器の表示

(a)／(b)／(e)

J／(f)／(g)／(j)／(k)

5 フレキシブルバルクコンテナの表示

BK3／(b)／(e)

J／(g)／(j)／(k)

備考

- 「(a)」は、容器の種類、材質及び細分類を表す容器記号とする。ただし、Vマーク付き容器、サルベージ容器及びUマーク付き容器にあつては、容器記号及びこれに続く、それぞれ「V」、「T」及び「U」の記号とする。
- 「(b)」は、収納することができる危険物の容器等級を表し、収納することができる危険物の容器等級の別に次の表に掲げる記号とする。ただし、Vマーク付き容器にあつては「X」とし、サルベージ容器にあつては「Y」、フレキシブルバルクコンテナにあつては「Z」とする。

記号	収納することができる危険物の容器等級
X	I、II 又はIII
Y	II 又はIII
Z	III

- 「(c)」は、液体を収納する単一容器にあつては収納することができる液体の比重（小数点第2位以下は切り捨てとする。）（液体を収納する単一容器であつて収納する液体の比重が1.2以下の場合、表示することを要しない。）とし、固体を収納する単一容器、組合せ容器及びサルベージ容器にあつては総質量をキログラムで表した数値

とする。ただし、Vマーク付き容器にあつては、第25条の4第1号の落下試験に使用した内装容器の総質量の2分の1に外装容器（緩衝材及び吸収材を含む。）の質量を加えた総質量をキログラムで表した数値とする。

4 「(d)」は、固体を収納する単一容器、組合せ容器及びサルベージ容器にあつては記号「S」とし、液体を収納する単一容器にあつては第25条の4第3号に規定する圧力をキロパスカルで表した値（10キロパスカル未満は切り捨てとする。）とする。

5 「(e)」は、容器に応じ、次に定める事項とする。

イ 小型容器（口を除く。） 製造年（西暦年の下2桁）

ロ ドラム（容器記号が1H1又は1H2のものに限る。）又はジェリカン（容器記号が3H1又は3H2のものに限る。）を用いる小型容器及びプラスチック製内容器付複合IBC容器 製造年月（ただし、製造年は西暦年の下2桁とし、製造月、製造年の順による表示とする。なお、次の時計型表示を付した場合は、製造年月の表示を省略することができる。）

例 2014年5月製造の場合



ハ 大型容器、IBC容器及びフレキシブルバルクコンテナ 製造年月（ただし、製造年は西暦年の下2桁とし、製造月、製造年の順による表示とする。）

6 「(f)」は、地方運輸局長が検査を行う場合にあつては「JG」の文字とし、登録検査機関が検査を行う場合にあつてはその登録検査機関の名称又は略号とする。

7 「(g)」は、製造者（改造を行つた場合にあつては改造を行つた者）の名称又はその略号とする。

8 「(h)」は、修理を行つた者の名称又はその略号とする。

9 「(i)」は、修理を行つた年（西暦年の下2桁）とする。

10 「(j)」は、容器の種類に応じ第25条の5第2項各号若しくは第25条の4の2第3号に規定するWによつて表される数値又は第25条の6の3第3号に規定する設計輸送積載重量の四倍の荷重を表す数値とする。ただし、積み重ねるための構造設備を備えないものにあつては、「0」とする。

11 「(k)」は、最大許容総質量をキログラムで表した数値とする。

12 小型容器にあつては、次の要件に適合するものであること。

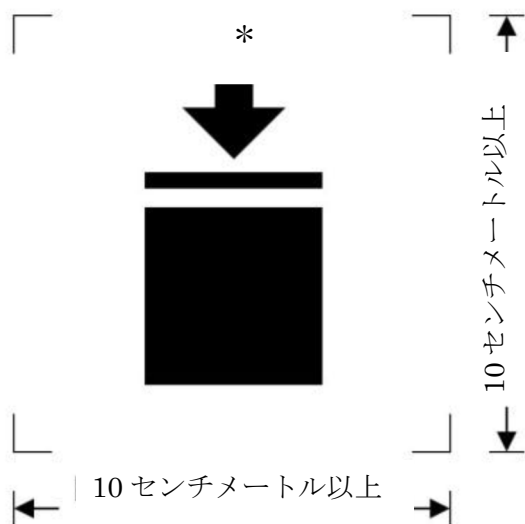
イ 容器の総質量が30キログラムを超える容器は、容器の頂部又は側部に付すこと。

ロ 表示する文字及び数字は許容質量又は許容容量に応じて次のとおりとする。

- (一) 許容質量が30キログラム又は許容容量が30リットルを超える場合にあつては、12ミリメートル以上
 - (二) 許容質量が30キログラム以下であつて5キログラムを超える場合又は許容容量が30リットル以下であつて5リットルを超える場合にあつては、6ミリメートル以上
 - (三) 許容質量が5キログラム又は許容容量が5リットル以下の場合にあつては、適当な大きさ
- ハ 修理される容器の表示は、(a)から(e)の文字又は数字を押出し等の恒久的な方法で付すものとする。ただし、許容容量100リットルを超える金属製のドラム以外の容器又はホにより金属製のドラムの底部に押出し等の恒久的表示をした場合は容易に消えない表示とすることができる。
- ニ 許容容量100リットルを超える金属製ドラムの底部には、(a)から(e)まで及びドラム側部の板厚（ドラムの頂部又は底部の板厚が側部の板厚より薄い場合は、頂部、側部及び底部の板厚を0.1ミリメートル単位で表した数値）を押出し等の恒久的な方法で付すものとする。
- ホ 繰り返し利用される金属製のドラムにあつては、「J」の文字、(f)及び(g)を押出し等の恒久的な方法で付すことができる。
- ヘ 再生プラスチック製の容器にあつては、「REC」の文字を付すこと。
- 13 大型容器にあつては、表示する文字及び数字が12ミリメートル以上のものであること。
- 14 IBC容器にあつては、次の要件に適合するものであること。
- イ 表示する文字、数字は、12ミリメートル以上とする。
 - ロ プラスチック製内容器付複合IBC容器にあつては、内容器に少なくとも(e)、「J」の文字、(f)及び(g)を、取り外せる構成要素に(e)から(g)までを表示すること。
 - ハ 修理を行ったIBC容器には、次に掲げる表示を付すこと。
 - (一) 「J」の文字
 - (二) 地方運輸局長が検査を行う場合にあつては「JG」の文字、登録検査機関が検査を行う場合にあつては登録検査機関の名称又は略号
 - (三) 検査を行った年月
- 15 フレキシブルバルクコンテナにあつては、表示する文字及び数字が24ミリメートル以上のものであること。
- 16 第25条の4、第25条の4の2又は第25条の5に掲げる要件のうち複数のものに適合する小型容器、大型容器又はIBC容器にあつては、一以上の表示を付すことができる。ただし、複数の表示を付す場合にあつては、隣接させなければならない。

第6号の2様式 (第25条の4の2及び第25条の5関係)

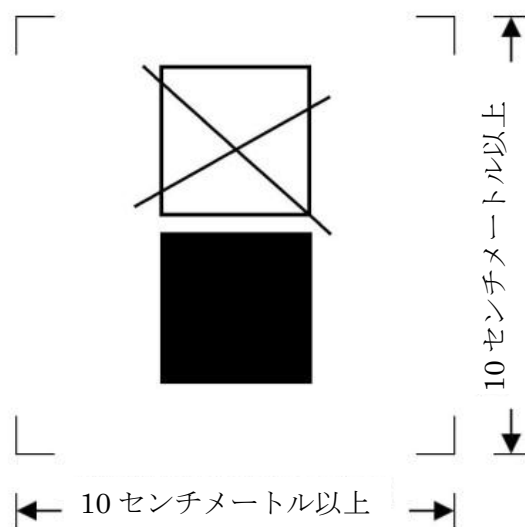
積み重ねるように設計された容器にかかる質量の表示



注 *には最大許容積重ね質量をキログラム単位で記載すること。

第6号の3様式 (第25条の4の2第25条の5関係)

積み重ねるように設計された容器以外の容器の表示



第7号様式（第25条の6関係）

（火薬類、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、腐食性物質又は有害性物質を収納するポータブルタンク）

Owner's registration number							
MANUFACTURING INFORMATION							
Country of manufacture							
Year of manufacture							
Manufacturer							
Manufacturer's serial number							
APPROVAL INFORMATION							
		Approval country					
		Authorized body for design approval					
		Design approval number					
Shell design code (pressure vessel code)							
PRESSURES							
MAWP							
Test pressure							
Initial pressure test date				Witness stamp:			
External design pressure							
MAWP for heating / cooling system							
TEMPERATURES							
Design temperature range				°C to		°C	
MATERIALS							
Shell material(s) and material standard reference(s)							
Equivalent thickness in reference steel							
		mm					
Lining material							
CAPACITY							
Tank water capacity at 20°C				litres			
Water capacity of each compartment at 20°C				litres			
PERIODIC INSPECTIONS / TESTS							
Test type	Test date	Witness stamp and test pressure		Test type	Test date	Witness stamp and test pressure	

備考

- 1 文字の大きさは、見やすい大きさとすること。
- 2 「MAWP for heating / cooling system」の欄は、加熱又は冷却のための装置を備え付けている場合に限り表示すること。
- 3 「Lining material」の欄は、ライニングが施されている場合に限り表示すること。

(深冷液化された高圧ガスを収納するUNタンクタイプのポータブルタンク)

Owner's registration number							
MANUFACTURING INFORMATION							
Country of manufacture							
Year of manufacture							
Manufacturer							
Manufacturer's serial number							
APPROVAL INFORMATION							
		Approval country					
		Authorized body for design approval					
		Design approval number					
Shell design code (pressure vessel code)							
PRESSURES							
MAWP							
Test pressure							
Initial pressure test date				Witness stamp:			
TEMPERATURES							
Minimum design temperature							°C
MATERIALS							
Shell material(s) and material standard reference(s)							
Equivalent thickness in reference steel							mm
CAPACITY							
Tank water capacity at 20°C							litres
INSULATION							
Heat influx							Watts
HOLDING TIMES							
Refrigerated liquefied gas(es) permitted		Reference holding time		Initial pressure		Degree of filling	
PERIODIC INSPECTIONS / TESTS							
Test type	Test date	Witness stamp and test pressure		Test type	Test date	Witness stamp and test pressure	

備考

- 1 文字の大きさは、見やすい大きさとする。
- 2 「INSULATION」の欄は、「Thermally insulated」又は「Vacuum insulated」を表

示すること。

3 「Reference holding time」の欄は、日数又は時間及びその単位を表示すること。

(深冷液化された高圧ガス以外の高圧ガスを収納するUNタンクタイプポータブルタンク)

Owner's registration number							
MANUFACTURING INFORMATION							
Country of manufacture							
Year of manufacture							
Manufacturer							
Manufacturer's serial number							
APPROVAL INFORMATION							
		Approval country					
		Authorized body for design approval					
		Design approval number					
Shell design code (pressure vessel code)							
PRESSURES							
MAWP							
Test pressure							
Initial pressure test date				Witness stamp:			
External design pressure							
TEMPERATURES							
Design temperature range		°C to °C					
Design reference temperature		°C					
MATERIALS							
Shell material(s) and material standard reference(s)							
Equivalent thickness in reference steel		mm					
CAPACITY							
Tank water capacity at 20°C		litres					
PERIODIC INSPECTIONS/TESTS							
Test type	Test date	Witness stamp and test pressure		Test type	Test date	Witness stamp and test pressure	

備考 文字の大きさは、見やすい大きさとすること。

(集合ガス容器)

Owner's registration number							
MANUFACTURING INFORMATION							
Country of manufacture							
Year of manufacture							
Manufacturer							
Manufacturer's serial number							
APPROVAL INFORMATION							
		Approval country					
		Authorized body for design approval					
		Design approval number					
PRESSURES							
Test pressure							
Initial pressure test date				Witness stamp:			
TEMPERATURES							
Design temperature range		°C to °C					
ELEMENTS / CAPACITY							
Number of elements							
Total water capacity		litres					
PERIODIC INSPECTIONS / TESTS							
Test type	Test date	Witness stamp and test pressure		Test type	Test date	Witness stamp and test pressure	

備考 文字の大きさは、見やすい大きさとすること。

別記第一（IBC容器の追加表示）（第二十五条の五関係）

(1) 金属製IBC容器

- (イ) 摂氏二〇度における内容積（リットル）
- (ロ) 容器の質量（キログラム）
- (ハ) 直近の気密試験日（年及び月）（試験を行うものに限る。）
- (ニ) 直近の検査実施日（年及び月）
- (ホ) 最大充てん及び最大排出圧力（キロパスカル）（圧力によつて充てん又は排出する場合）
- (ヘ) 本体の材料及び最小板厚（ミリメートル）
- (ト) 製造番号

(2) 硬質プラスチック製IBC容器及びプラスチック製内容器付複合IBC容器

- (イ) 摂氏二〇度における内容積（リットル）
- (ロ) 容器の質量（キログラム）
- (ハ) 試験圧力（キロパスカル）（試験を行うものに限る。）
- (ニ) 直近の気密試験日（年及び月）（試験を行うものに限る。）
- (ホ) 直近の検査実施日（年及び月）
- (ヘ) 最大充てん及び最大排出圧力（キロパスカル）（圧力によつて充てん又は排出する場合に限る。）

(3) フレキシブルIBC容器

つり上げ方法を示す図

(4) ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器

- (イ) 容器の質量（キログラム）

別記第二（防火等の措置）（第五十八条関係）

(1) 消火ポンプの遠隔操作等

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十六条第一項又は第五十三条第一項の規定により備え付けられた消火ポンプが船橋及び火災制御場所から始動できるか、又は一条以上の射水が船内のいずれの消火栓からも直ちに使用できること。

(2) 消火ポンプの能力の強化

消火ポンプは、最大送水量を船舶の消防設備の基準を定める告示第七条の要件に適合するノズル四個に送っている場合に、すべての消火栓において、同告示第三十八条第二号若しくは第三号又は第四十四条第二号若しくは第三号の圧力を維持することができるものでなければならず、かつ、貨物区域のいずれの部分にも当該ノズルの射水が達することができるものであること。この場合において、貨物区域は空であるものとする。

(3) 冷却装置等の備付け

該当する危険物を積載する甲板下の貨物区域を冷却するための散水装置若しくは張水装置又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める固定式の消火装置を当該貨物区域に備え付けること。

(4) 発火源の排除

該当する危険物を積載する開放された車両区域及び閉囲された貨物区域には、引火性の発火源となる設備を配置しないこと。

(5) 火災探知装置の備付け

すべての閉囲された貨物区域には、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める火災探知装置を備え付けること。

(6) 機械通風装置の備付け

該当する危険物を積載する閉囲された貨物区域には一時間につき当該区域の容積の六倍以上の容積の空気を換気することができる排気式機械通風装置を備え付けること。ただし、高圧ガス、引火性液体類、毒物及び腐しよく性物質を収納したコンテナ（非開放型コンテナに限る。）のみを積載する貨物区域に備え付ける通風装置にあつては、一時間につき当該区域の容積の二倍以上の容積の空気を換気することができるもので差し支えない。

(7) 防爆型機械通風装置等の備付け

該当する危険物を積載する閉囲された貨物区域に備え付ける通風装置は、発火源とならないものであつて、かつ、吸気口及び排気口には、火炎の侵入を防ぐ適当な装置を取り付けること。

(8) 自然通風装置の備付け

該当する危険物を積載する閉囲された貨物区域であつて機械通風装置のないものには、機械通風装置以外の通風装置を備え付けること。

(9) ビルジの機関室への流入防止

該当する危険物を積載する閉囲された貨物区域のビルジが、機関室に流入しないように十分な措置を講じること。

(10) 人員の保護

船舶消防設備規則第四十九条及び第六十三条の規定によるほか、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める完全保護衣四組及び船舶の消防設備の基準を定める告示第三十二条第二項の要

件に適合する自蔵式呼吸具二組を備え付けること。

(11) 持運び式消火器の備付け

該当する危険物を積載する貨物区域には、船舶消防設備規則第三章の規定によるほか、粉末の合計重量が一二キログラム以上となる船舶の消防設備の基準を定める告示第二十三条の要件に適合する持運び式の粉末消火器又はこれと同等の効力を有する持運び式の消火器を備え付けること。

(12) 特定機関区域との境界の防熱

該当する危険物を積載する貨物区域と特定機関区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）との境界となる隔壁及び甲板は、A六〇級のA級仕切り（同令第二条第五号のA級仕切りをいう。）とすること。ただし、当該隔壁から三メートル以上離して該当する危険物（火薬類を除く。）を積載する場合の隔壁又はコンテナ貨物区域と特定機関区域との境界となる隔壁については、この限りでない。

(13) 固定式加圧水噴霧装置の備付け

該当する危険物を積載する貨物区域（上方に甲板を有する貨物区域に限る。）には、船舶の消防設備の基準を定める告示第十五条の要件に適合する固定式加圧水噴霧装置又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める固定式の消火装置を備え付けること。

(14) 固定式鎮火性ガス消火装置の備付け

すべての貨物区域には、船舶の消防設備の基準を定める告示第二章第二節の要件に適合する固定式鎮火性ガス消火装置又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める固定式の消火装置を備え付けること。

(15) 貨物区域の密閉

暴露甲板貨物区域又は開放されたロールオン・ロールオフ貨物区域に隣接する閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域は、密閉すること。

別記第三（防災等の措置）（第五十八条の四関係）

(1) 船体構造の強化

次に掲げる要件に適合すること。

- (一) 放射性輸送物を積載する貨物区域に近接する船体の部分は、船舶の衝突により貨物区域に積載した放射性輸送物の損傷を防止することができるものであること。
- (二) 船内に夏期満載喫水線（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第三十六条に規定する夏期満載喫水線をいう。）（同令第六十六条に規定する海水満載喫水線を有する船舶にあつては当該海水満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水満載喫水線を有しない船舶にあつては同令第三章第一節及び第二節の規定により算定した海水満載喫水線に相当する喫水線。以下同じ。）の水平面において船側外板から船体中心線に直角に測つた場合において、B（船の幅（メートル）をいう。以下同じ。）の五分の一の値以上離れている二の縦通隔壁を設けること。
- (三) 船内には、 $4.68 + 0.1L$ （船の長さ（メートル）をいう。以下同じ。）（ミリメートル）又はb（貨物区域の幅（ミリメートル）をいう。）の八分の一の値のうちいずれか大きい値以上の高さを有する二重底を設けること。

(2) 貨物区域の配置

- (一) 甲種貨物を積載する船舶の貨物区域は、次に掲げる要件に適合すること。
 - (イ) 貨物区域は、居住区域、業務区域、特定機関区域及び制御場所の前方又は後方ること。
 - (ロ) 貨物区域は、いずれの箇所においても外板から七六〇ミリメートル以上の距離にあること。
 - (ハ) 貨物区域の最前の横置隔壁は、船首垂線から船尾方向に $0.15L$ （メートル）の位置より後方に設けること。ただし、当該横置隔壁を船首隔壁としてはならない。
- (二) 乙種貨物を積載する船舶の貨物区域は、居住区域、業務区域、特定機関区域及び制御場所の前方又は後方に配置すること。

(3) 貨物区域の排水設備の備付け

次に掲げる要件に適合する貨物区域の排水設備を備え付けること。

- (一) 船内において放射能によつて汚染されたビルジが生じた場合に、当該ビルジを貨物区域から排水することができ、かつ、船内の適当な場所に貯蔵できるものであること。
- (二) 他の装置から独立していること。

(4) 救命設備の備付け

沿岸区域を航行区域とする第四種船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第四項の第四種船をいう。）であつて(9)(八)の損傷による船舶の横傾斜角が二〇度を超えるものについては、同令第六十九条の規定にかかわらず、各舷に最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けること。

(5) 消防設備の備付け

(一) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合すること。

(イ) 船舶消防設備規則第五十三条から第五十六条まで並びに第六十四条第二項及び第三項（第三十八条及び第四十一条の規定に係るものに限る。以下同じ。）の規定の適用については、次に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。

- a 総トン数五〇〇トン未満の船舶国際航海に従事する総トン数五〇〇トンの船舶
- b 国際航海に従事しない船舶（総トン数五〇〇トン以上のものに限る。）国際航海に従

事する船舶

- (ロ) 特定機関区域に船舶の消防設備の基準を定める告示第十条の要件に適合する固定式鎮火性ガス消火装置、同告示第十四条の要件に適合する固定式高膨張泡消化装置又は同告示第十五条の要件に適合する固定式加圧水噴霧装置を船舶消防設備規則第四十七条第一項各号、第三項各号又は第四項各号に掲げる基準に適合するように備え付けること。
- (ハ) 船舶消防設備規則第六十三条の二から第六十三条の四までの規定（自動スプリンクラ装置に係るものを除く。）の適用については、(イ)に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。
- (ニ) 次に掲げる要件に適合する張水装置を備え付けること。
 - a 貨物区域を水で満たすことのできるものであること。
 - b 船橋その他安全な場所から操作することができるものであること。
 - c 貨物区域を水で満たす場合に船舶の安定性に影響を与えないものであること。

(二) 乙種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合すること。

- (イ) 船舶消防設備規則第三十六条から第四十一条まで、第五十三条から第五十六条まで並びに第六十四条第二項及び第三項の規定の適用については、(一)(イ)に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。

(ロ) (一)(ロ)に掲げる要件

(6) 航海用具の備付け

次に掲げる要件に適合する航海用具を備え付けること。

- (一) 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の十二に規定される要件に適合する二の航海用レーダーを備え付けること。
- (二) 船舶設備規程第四百四十六条の十六に規定する要件に適合する自動衝突予防援助装置を備え付けること。
- (三) 自船の位置を測定することができる装置を備え付けること。
- (四) 船舶設備規程第四百四十六条の二十三に規定する要件に適合する音響測深機を備え付けること。

(7) 貨物区域の温度制御装置の備付け

(一) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する貨物区域の温度制御装置を備え付けること。ただし、通風装置により温度制御を行う放射性輸送物を積載する場合には、船上の適当な場所に排気できる排気装置を備え付けること。

- (イ) 大気温度を摂氏三八度及び海水温度を摂氏三〇度（遠洋区域を航行区域とする船舶にあつては、摂氏三二度）と仮定した場合、放射性輸送物の表面温度を摂氏八五度以下に、かつ、貨物区域の温度を摂氏三八度以下に制御することができるものであること。
- (ロ) ポンプその他の可動部分は二重に備え付けられていること。
- (ハ) 貨物区域のいかなる場所の温度も人の出入りを妨げるものでないこと。
- (ニ) 他の装置から独立していること。

(二) 乙種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する貨物区域の温度制御装置を備え付けること。

- (イ) 貨物区域（輸送物をコンテナに収納して運送する場合にあつては、コンテナ内を含む。）の温度を摂氏五五度以下に保つことができるものであること。

(ロ) (一)(ロ)及び(二)に掲げる要件

(8) 給電設備の備付け

(一) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する給電設備を機関室囲壁外部の適当な場所に備え付けること。ただし、主電源を配置した区画が(9)(八)で想定する損傷範囲内にある場合は、当該損傷範囲の外の区画に配置しなければならない。

(イ) 次の要件に適合する非常電源を備え付けること。

a 船舶設備規程第二百九十九条第一項各号のいずれかのものであること。

b 船舶設備規程第三百条第二項各号に掲げる設備に対して三六時間以上給電可能なものとする。

(ロ) (5)(一)(二)及び(7)(一)の設備が電気を利用するもの場合には、次の要件に適合する補助電源を備え付けること。

a 独立の給油装置を有する原動機によつて駆動されるものであること。

b (5)(一)(二)及び(7)(一)の設備に対して三六時間以上給電可能なものであること。

c 主電源からの給電が停止したとき自動的に始動し、かつ、給電できること。

(二) 乙種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合する給電設備を備え付けること。

(イ) 船舶設備規程第八十三条の二に定める主電源を備え付けること。

(ロ) (イ)の主電源の発電設備のうちの一組が故障した場合においても、(7)(二)の温度制御装置に対し十分に給電することができるものであること。

(9) 損傷時の復原性

次に掲げる要件に適合すること。

(一) 船舶は、損傷を受け、区画室に浸水した場合及び平衡措置をとつた場合における最終の状態が、次に掲げる要件に適合すること。

(イ) 復原力曲線が平衡位置を超えて二〇度以上の復原力範囲を有し、かつ、平衡位置から二〇度の範囲内において、残存復原てこの最大値が〇・一メートル以上であり、横軸と復原力曲線に囲まれた部分の面積が〇・〇一七五メートル・ラジアン以上であること。

(ロ) 非対称に浸水した場合における傾斜角は、一五度（船の長さが一五〇メートル未満の船舶にあつては二五度）を超えないこと。ただし、甲板が全く水没しない場合は、一七度（船の長さが一五〇メートル未満の船舶にあつては二五度）まで増大することができる。

(ハ) 新たに浸水を生じる可能性のある開口の下縁が没水しないこと。

(ニ) 非常用動力源の作動ができること。

(二) 船舶は、(一)の規定に適合するために必要な復原性をすべての使用状態(バラスト状態を除く。)において有すること。

(三) 船舶は、(一)の浸水の間段階においても十分な復原性を有すること。

(四) 損傷時の復原性の計算は、(五)から(八)までの規定によるほか、船舶の寸法割合、その浸水区画室の配置、形状及び内容物、積載する液体の分布及び比重並びに自由表面による影響を考慮すること。

(五) 浸水率は、機関に充てる場所については八五、その他の場所については〇から九五までの間の値であつて国土交通大臣が適当と認めるものとする。

(六) 液体が入っているタンクが損傷を受ける場合は、液体は、当該タンクから完全に流出し、最終

平衡状態の液面の位置まで海水と入れかわるものと仮定すること。

(七) (八)で想定する船側損傷の範囲内の船楼の浮力は、考慮しないものとする。ただし、当該船側損傷の範囲外の船楼の非浸水部分が、水密隔壁によつて仕切られ、かつ、新たに浸水を生ずる可能性のある開口の下縁が没水しない場合は、当該非浸水部分の浮力を考慮することができる。

(八) 想定する損傷の最小範囲は、次のとおりとすること。ただし、(イ)の損傷にあつては、(1)(二)の縦通隔壁の一が、縦方向の範囲の二分の一の範囲に損傷を受け、貨物区域その他の区画室においても浸水するものとする。

(イ) 船側損傷

a 縦方向の範囲 次の算式により算定した値又は一四・五メートルのうちいずれか小さいものの

$$\frac{1}{3}L^{2/3} \text{ (メートル)}$$

b 横方向の範囲 夏期満載喫水線の水平面において船側外板から船体中心線に直角に測つた場合において、B の五分の一の値又は一一・五メートルのうちいずれか小さいもの

c 垂直方向の範囲 型基線から上

(ロ) 船底損傷

a 縦方向の範囲 次に掲げる算式により算定した値のうちいずれか大きいもの又は五メートルのうちいずれか小さいもの（船首垂線からLの十分の三までの部分については次の算式により算定した値のうちいずれか大きいもの）

(i) $\frac{1}{3}L^{2/3}$ (メートル)

(ii) $\frac{L}{10}$ (メートル)

b 横方向の範囲 五メートル（船首垂線からLの十分の三までの部分についてはBの六分の一の値又は一〇メートルのうちいずれか小さいもの）

c 垂直方向の範囲 型基線から測つた場合において、Bの十五分の一の値又は六メートルのうちいずれか小さいもの

(九) (八)で定める損傷範囲より小さい範囲の損傷により、船舶の傾斜が(八)の損傷範囲におけるより大きいか又は復原性が悪くなる場合は、当該小さい範囲の損傷範囲を想定すること。

(一〇) (九)の損傷範囲内の水密区画は、貫通するものと仮定すること。

(10) 固縛装置の備付け

加速度の方向に応じて次に掲げる加速度による外力に対して十分な強度を有する固縛装置を備え付けること。

(一) 船首尾方向一・五 g

(二) 船体横方向一・五 g

(三) 鉛直上方向一・〇 g

(四) 鉛直下方向二・〇 g

この場合において、

g は、重力加速度（メートル毎秒毎秒）

(11) 災害対策緊急措置手引書の備付け

次に掲げる事項を記載した災害対策緊急措置手引書を備え付けること。

- (一) 船長が放射性物質等により発生した災害に関する通報を行うべき場合、通報すべき内容その他当該通報に係る遵守すべき手続きに関する事項
 - (二) (一)の通報を行うべき関係機関及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項
 - (三) 放射性物質等により発生した災害の拡大防止のため当該船内にある者が直ちにとるべき置に関する事項
 - (四) 関係機関と船内の措置について調整するための手続及び当該船内の連絡先に関する事項
- (12) 固定式放射線測定装置の備付け
- 放射性輸送物を積載した貨物区域における線量当量率を監視できる固定式放射線測定装置を貨物区域から離れた安全な場所に備え付けること。
- (13) 船内にある者が災害発生時の措置を行うために必要な資材又は機材の備付け
- 次に掲げるものにより構成される資材又は機材を備え付けること。
- (一) ガンマ線測定用可搬式測定器二台
 - (二) 中性子線測定用可搬式測定器二台
 - (三) 表面の放射性物質等の密度を測定することが可能な可搬式測定器二台
 - (四) 個人用外部被ばく線量測定器二台
 - (五) 汚染防護服、フィルター付防護マスクその他の放射線障害防護に必要な器具二組
 - (六) 除染用具一式

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条、第7条の2、第7条の4、第10条、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第16条の8の2、第18条の3、第20条の3、第21条の2、第24条、第25条の5、第54条関係)

国連番号	品名		分類	項目	等級	隔離区分	副次危険性等級	容器等級	少量危険物の許容容量又は許容質量	微量危険物の許容容量又は許容質量	容器及び包装										積載方法	隔離	備考
	日本語名	英語名									小型容器又は高压容器		大型容器		IBC容器		ポータブルタンク		フレキシブルマルチコンテナ	特別規定			
											容器	追加規定	容器	追加規定	容器	追加規定	タンク	追加規定					
0004	ピクリン酸アンモニウム (乾性のもの又は10質量%未満の水で湿性としたもの)	AMMONIUM PICRATE dry or wetted with less than 10% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG27 SG31 SGG2	-
0005	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0006	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.1	E	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0007	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0009	焼い弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0010	焼い弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0012	無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE or CARTRIDGES, SMALL ARMS	火薬類	-	1.4	S	-	-	5kg SP364	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0014	砲用空包、小火器用空包又は工具用空砲 (建設用びょう打ち銃用空包を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK or CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK or CARTRIDGES FOR TOOLS, BLANK	火薬類	-	1.4	S	-	-	5kg SP364	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0015	発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	SP204	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0016	発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	SP204	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0018	催涙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TEAR-PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	6.1 8	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	SG2	-
0019	催涙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TEAR-PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	6.1 8	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	SG3	-
0020	毒ガス弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TOXIC with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	K	6.1	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0021	毒ガス弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TOXIC with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	K	6.1	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0027	黒色火薬 (粒状又は粉状のもの)	BLACK POWDER (GUNPOWDER) granular, or as a meal	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P113	PP50	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0028	黒色火薬 (圧さくしたものの又はペレット状のもの)	BLACK POWDER (GUNPOWDER), COMPRESSED or BLACK POWDER (GUNPOWDER) IN PELLETS	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P113	PP51	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0029	工業雷管 (爆破用のものであって、電気式でないもの)	DETONATORS, NON-ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P131	PP68	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0030	電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0033	爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0034	爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0035	爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0037	閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0038	閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0039	閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0042	ブースター (雷管付きでないもの)	BOOSTERS without detonator	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P132 (a)又は (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0043	さく薬筒	BURSTERS explosive	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P133	PP69	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0044	火管雷管	PRIMERS, CAP TYPE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0048	爆破装薬	CHARGES, DEMOLITION	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0049	閃光筒	CARTRIDGES, FLASH	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0050	閃光筒	CARTRIDGES, FLASH	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0054	拳銃信号弾	CARTRIDGES, SIGNAL	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0055	プライマー付き薬きょう	CASES, CARTRIDGE, EMPTY, WITH PRIMER	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	5kg SP364	P136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0056	爆雷	CHARGES, DEPTH	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0059	成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P137	PP70	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0060	補助さく薬	CHARGES, SUPPLEMENTARY, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P132 (a)又は(b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0065	導爆線 (柔軟性のもの)	CORD, DETONATING flexible	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P139	PP71 PP72	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0066	点火コード	CORD, IGNITER	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0070	ケーブル切断具	CUTTERS, CABLE, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0072	シクロリメチレントリニトロミン (15質量%以上の水で湿性としたものに限る。) [シクロナイト] [ヘキソゲン] [RDX]	CYCLOTRIMETHYLENETRINITRAMINE, (CYCLONITE), (RDX), (HEXOGEN), WETTED with not less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a)	PP45	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0073	起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0074	ジアゾジニトロフェノール (40質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。)	DIAZODINITROPHENOL, WETTED with not less than 40% water or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P110 (a)又は(b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0075	ジエチレングリコールジニトレート (25質量%以上の不揮発性で水に溶けない純感剤で鈍性化したものに限る。) [ニトログリコール]	DIETHYLENGLYCOL DINITRATE, DESENSITIZED with not less than 25% non-volatile water-insoluble phlegmatizer, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P115	PP53 PP54 PP57 PP58	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0076	ジニトロフェノール ^P (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	DINITROPHENOL dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	6.1	-	-	-	P112 (a), (b)又は(c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0077	ジニトロフェノールのアルカリ金属塩類 ^P (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	DINITROPHENOLATES alkali metals, dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.3	C	6.1	-	-	-	P114 (a)又は(b)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0078	ジニトロソルシノール (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	DINITRORESORCINOL dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b)又は(c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0079	ヘキサニトロジフェニルアミン [ジピクリルアミン] [ヘキシル]	HEXANITRODIPHENYLAMINE (DIPICRYLAMINE) (HEXYL)	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0081	爆破薬A [ダイナマイト]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE A	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P116	PP63 PP66	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG34	-
0082	爆破薬B [硝安爆薬] [アンモン爆薬] [アンホ爆薬]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE B	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P116	PP61 PP62	-	-	IBC100	B9	-	-	-	-	ES04 SW1	SG34	-
0083	爆破薬C [カーリット等]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE C	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P116	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG28	-
0084	爆破薬D [プラスチック系爆薬] [コンポジションC]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE D	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P116	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0092	地上用信号炎管 [照明筒] [発煙筒] [信号火せん]	FLARES, SURFACE	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0093	航空機用信号炎管 [照明筒]	FLARES, AERIAL	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0094	閃光剤	FLASH POWDER	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P113	PP49	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0099	油井用爆破装置 (雷管付きでないもの)	FRACTURING DEVICES, EXPLOSIVE for oil wells, without detonator	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0101	速火線	FUSE, NON-DETONATING	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P140	PP74 PP75	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0102	導爆線 (金属被覆したもの)	CORD (FUSE), DETONATING metal-clad	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P139	PP71	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0103	導火線点火管 (金属被覆したもの)	FUSE, IGNITER tubular, metal-clad	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-

0104	導爆線 (金属被覆したものであって、効果が穏やかなもの)	CORD (FUSE), DETONATING, MILD EFFECT metal-clad	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P139	PP71	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0105	導火線	FUSE, SAFETY	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P140	PP73	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0106	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0107	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	火薬類	-	1.2	B	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0110	演習用てき弾 (手りゆう弾又は小銃てき弾)	GRENADES, PRACTICE hand or rifle	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0113	グアニルニトロサミノグアニリデンヒドラジン (30質量%以上の水で湿性としたものに限る。)	GUANYL NITROSAMINO GUANYLIDENE HYDRAZINE, WETTED with not less than 30% water, by mass	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P110 (a)又は (b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0114	グアニルニトロサミノグアニルテトラゼン (30質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。)	GUANYL NITROSAMINO GUANYL TETRAZENE (TETRAZENE), WETTED with not less than 30% water, or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P110 (a)又は (b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0118	ヘキソライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの) [ヘキソトル] [コンポジションB]	HEXOLITE (HEXOTOL) dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0121	点火管	IGNITERS	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0124	油井ジェットせん孔器 (雷管付きでないもの)	JET PERFORATING GUNS, CHARGED oil well, without detonator	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1 SW30	-	-
0129	アジ化鉛 (20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。)	LEAD AZIDE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P110 (a)又は (b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SGG7 SGG9 SGG17	-
0130	スチファニン酸鉛 (20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。)	LEAD STYPHENATE (LEAD TRINITRORESORCINATE), WETTED with not less than 20% water or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P110 (a)又は (b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SGG7 SGG9	-
0131	導火線点火具	LIGHTERS, FUSE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0132	芳香族ニトロ化合物の金属塩類 (爆発性を有するもの)	DEFLAGRATING METAL SALTS OF AROMATIC NITRO-DERIVATIVES, N. O. S.	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (b)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0133	六硝酸マンニトール (40質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性としたものに限る。)	MANNITOL HEXANITRATE (NITROMANNITE), WETTED with not less than 40% water, or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0135	雷こう (20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。)	MERCURY FULMINATE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P110 (a)又は (b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SGG7 SGG11	-
0136	地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	MINES with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0137	地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	MINES with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0138	地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	MINES with bursting charge	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0143	ニトログリセリン (純性化されたもの) (40質量%以上の不揮発性かつ水に溶けない鈍感剤で純性化したものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	NITROGLYCERIN, DESENSITIZED with not less than 40% non-volatile water-insoluble phlegmatizer, by mass	火薬類	-	1.1	D	SP271	-	-	-	P115	PP53 PP54 PP57 PP58	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP271
0144	ニトログリセリンのアルコール溶液 (濃度が1質量%を超え10質量%以下のアルコール溶液に限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with more than 1% but not more than 10% nitroglycerin	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P115	PP45 PP55 PP56 PP59 PP60	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP358
0146	硝酸でん粉 (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	NITROSTARCH dry or wetted, with less than 20% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0147	ニトロ尿素	NITRO UREA	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-

0150	四硝酸ペンタエリスリット (25質量%以上の水で湿性としたもの又は15質量%以上の純感剤で鈍性化したものに限る。) [ペンタエリスリットールテトラナイトレート] [PETN]	PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE (PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE; PETN), WETTED with not less than 25% water, by mass or PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE (PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE; PETN), DESENSITIZED with not less than 15% phlegmatizer, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a)又は(b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0151	ペントライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	PENTOLITE dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0153	トリニトロアニリン [ピクラマイド]	TRINITROANILINE (PICRAMIDE)	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0154	ピクリン酸 (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの) [トリニトロフェノール] [塩化ピクリル]	TRINITROPHENOL (PICRIC ACID) dry or wetted with less than 30% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b)又は(c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0155	トリニトロクロロベンゼン [塩化ピクリル]	TRINITROCHLOROBENZENE (PICRYL CHLORIDE)	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0159	パウダーケーキ (25質量%以上の水で湿性としたものに限る。) [パウダーペースト又は湿餅薬]	POWDER CAKE (POWDER PASTE), WETTED with not less than 25% water, by mass	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P111	PP43	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0160	無煙火薬	POWDER, SMOKELESS	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P114 (b)	PP50 PP52	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0161	無煙火薬	POWDER, SMOKELESS	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (b)	PP50 PP52	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0167	弾丸 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0168	弾丸 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0169	弾丸 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0171	照明弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, ILLUMINATING with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0173	作動装置	RELEASE DEVICES, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0174	爆発リベット	RIVETS, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0180	ロケット (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0181	ロケット (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	火薬類	-	1.1	E	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0182	ロケット (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	火薬類	-	1.2	E	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0183	ロケット (無さく薬弾頭付きのもの)	ROCKETS with inert head	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0186	ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0190	爆発物試料 (起爆薬以外のもの)	SAMPLES, EXPLOSIVE other than initiating explosive	火薬類	-	x	-	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0191	信号具 (携帯用のもの)	SIGNAL DEVICES, HAND	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0192	信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0193	信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0194	遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS ship	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0195	遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS ship	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0196	発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0197	発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0204	水中発音信号具 (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0207	テトラニトロアニリン	TETRANITROANILINE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0208	トリニトロフェニルメチルニトラミン [テトリル]	TRINITROPHENYLMETHYLNITRAMINE (TETRYL)	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0209	トリニトロトルエン (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの) [TNT]	TRINITROTOLUENE (TNT) dry or wetted with less than 30% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	PP46	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0212	えい光筒 (弾薬用のもの)	TRACERS FOR AMMUNITION	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P133	PP69	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0213	トリニトロアニソール	TRINITROANISOLE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0214	トリニトロベンゼン (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZENE dry or wetted with less than 30% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0215	トリニトロ安息香酸 (乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZOIC ACID dry or wetted with less than 30% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0216	トリニトロメタクレゾール	TRINITRO- <i>m</i> -CRESOL	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0217	トリニトロナフタレン	TRINITRONAPHTHALENE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0218	トリニトロフェネトール	TRINITROPHENETOLE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0219	トリニトロレゾルシノール (乾性のもの又は20質量%未満の水若しくはアルコールと水の混合物で湿性としたもの) [スチフニン酸]	TRINITRORESORCINOL (STYPHNIC ACID) dry or wetted with less than 20% water or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0220	硝酸尿素 (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	UREA NITRATE dry or wetted with less than 20% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0221	魚雷弾頭 (さく薬付きのもの)	WARHEADS, TORPEDO with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0222	硝酸アンモニウム	AMMONIUM NITRATE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	PP47	-	-	IBC100	B2 B3 B17	-	-	-	-	ES04 SW1	SG27 SGG2	SP370
0224	アジ化バリウム (乾性のもの又は50質量%未満の水で湿性としたもの)	BARIUM AZIDE dry or wetted with less than 50% water, by mass	火薬類	-	1.1	A	6.1	-	-	-	P110 (a)又は (b)	PP42	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SGG17	-
0225	雷管付きブースター	BOOSTER, WITH DETONATOR	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P133	PP69	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0226	シクロテトラメチレンテトラニトラミン (15質量%以上の水で湿性としたものに限る。) [オクトーゲン又はHMX]	CYCLOTETRAMETHYLENETETRAMINE (HMX; OCTOGEN), WETTED with not less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112(a)	PP45	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0234	ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩 ^p (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの)	SODIUM DINITRO- <i>o</i> -CRESOLATE dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.3	C	6.1	-	-	-	P114 (a)又は (b)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0235	ピクラミン酸ナトリウム (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	SODIUM PICRAMATE dry or wetted with less than 20% water, by mass	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (a)又は (b)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0236	ピクラミン酸ジルコニウム (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	ZIRCONIUM PICRAMATE dry or wetted with less than 20% water, by mass	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (a)又は (b)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0237	V字形成形爆薬 (柔軟で線状のもの)	CHARGES, SHAPED, FLEXIBLE, LINEAR	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0238	ロケット (投索用のもの)	ROCKETS, LINE-THROWING	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0240	ロケット (投索用のもの)	ROCKETS, LINE-THROWING	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0241	爆破薬 [ウォーターゲル爆薬] [スラリー爆薬] [エマルジョン爆薬]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE E	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P116	PP61 PP62	-	-	IBC100	B10	-	-	-	-	ES04 SW1	SG34	-
0242	砲用発射薬	CHARGES, PROPELLING, FOR CANNON	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0243	黄リン焼い弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, INCENDIARY, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	H	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0244	黄リン焼い弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, INCENDIARY, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	H	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0245	黄リン発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, SMOKE, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	H	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0246	黄リン発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, SMOKE, WHITE PHOSPHORUS with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	H	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0247	焼い弾 (液状又はゲル状)	AMMUNITION, INCENDIARY liquid or gel, with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0248	水中発火装置 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	CONTRIVANCES, WATER-ACTIVATED with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	L	4.3	-	-	-	P144	PP77	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0249	水中発火装置 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	CONTRIVANCES, WATER-ACTIVATED with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	L	4.3	-	-	-	P144	PP77	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0250	ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS WITH HYPERGOLIC LIQUIDS with or without an expelling charge	火薬類	-	1.3	L	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0254	照明弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, ILLUMINATING with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0255	電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0257	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0266	オクトライト (乾性のもの又は15質量%未満の水で湿性としたもの) [オクトール]	OCTOLITE (OCTOL) dry or wetted with less than 15% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0267	工業雷管 (爆破用のものであって、電気式でないもの)	DETONATORS, NON-ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P131	PP68	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0268	雷管付きブースター	BOOSTERS, WITH DETONATOR	火薬類	-	1.2	B	-	-	-	-	P133	PP69	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0271	発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P143	PP76	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0272	発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P143	PP76	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0275	作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0276	作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0277	油井用薬包	CARTRIDGES, OIL WELL	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0278	油井用薬包	CARTRIDGES, OIL WELL	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0279	砲用発射薬	CHARGES, PROPELLING, FOR CANNON	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0280	ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0281	ロケットモーター (固体燃料のもの)	ROCKET MOTORS	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0282	ニトログアニジン (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの) [ピクライト]	NITROGUANIDINE (PICRITE) dry or wetted with less than 20% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0283	ブースター (雷管付きでないもの)	BOOSTERS without detonator	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P132 (a)又は (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0284	てき弾 (さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	GRENADES hand or rifle, with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0285	てき弾 (さく薬付きの手りゆう弾又は小銃てき弾) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	GRENADES hand or rifle, with bursting charge	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0286	ロケット弾頭 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0287	ロケット弾頭 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with bursting charge	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0288	V字形成形爆薬 (柔軟で線状のもの)	CHARGES, SHAPED, FLEXIBLE, LINEAR	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0289	導爆線 (柔軟性のもの)	CORD, DETONATING flexible	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P139	PP71 PP72	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0290	導爆線 (金属被覆したもの)	CORD (FUSE), DETONATING metal clad	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P139	PP71	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0291	爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0292	てき弾 (さく薬付きの手りゆう弾又は小銃てき弾) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	GRENADES hand or rifle, with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0293	てき弾 (さく薬付きの手りゆう弾又は小銃てき弾) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	GRENADES hand or rifle, with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0294	地雷又は機雷 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	MINES with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0295	ロケット (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	ROCKETS with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0296	水中発音信号具 (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0297	照明弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, ILLUMINATING with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0299	閃光爆弾	BOMBS, PHOTO-FLASH	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0300	焼い弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0301	催涙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの)	AMMUNITION, TEAR-PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.4	G	6.1 8	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	SG74	-
0303	発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.4	G	SP204	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0305	閃光剤	FLASH POWDER	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P113	PP49	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0306	えい光筒 (弾薬用のもの)	TRACERS FOR AMMUNITION	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P133	PP69	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0312	拳銃信号弾	CARTRIDGES, SIGNAL	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0313	発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0314	点火管	IGNITERS	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0315	点火管	IGNITERS	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0316	信管 (点火用のもの)	FUZES, IGNITING	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0317	信管 (点火用のもの)	FUZES, IGNITING	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0318	演習用てき弾 (手りゆう弾又は小銃てき弾)	GRENADES, PRACTICE hand or rifle	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0319	火管	PRIMERS, TUBULAR	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0320	火管	PRIMERS, TUBULAR	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0321	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.2	E	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0322	ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS WITH HYPERGOLIC LIQUIDS with or without expelling charge	火薬類	-	1.2	L	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0323	作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0324	弾丸 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0325	点火管又は点火具 「スタイプ」	IGNITERS	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0326	砲用空包	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0327	砲用空包又は小火器用空包 (建設用びよう打ち銃用空包を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK or CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0328	無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0329	魚雷 (さく薬付きのもの) (火薬式推進システムのものであって、信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	TORPEDOES with bursting charge	火薬類	-	1.1	E	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0330	魚雷 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	TORPEDOES with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0331	爆破薬B (ニトログリセリン、これと類似の液状有機ニトロ化合物又は塩素酸塩類を含有するものを除く。) [硝安爆薬] [アンモン爆薬] [アンホ爆薬]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE B (AGENT, BLASTING, TYPE B)	火薬類	-	1.5	D	-	-	-	-	P116	PP61 PP62 PP64	-	-	IBC100	-	T1	TP1 TP17 TP32	-	-	-	ES03 SW1	SG34	-
0332	爆破薬E [ウォーターゲル爆薬] [スラリー爆薬] [エマルジョン爆薬]	EXPLOSIVE, BLASTING, TYPE E (AGENT, BLASTING, TYPE E)	火薬類	-	1.5	D	-	-	-	-	P116	PP61 PP62	-	-	IBC100	-	T1	TP1 TP17 TP32	-	-	-	ES03 SW1	SG34	-
0333	煙火	FIREWORKS	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0334	煙火	FIREWORKS	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0335	煙火	FIREWORKS	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0336	煙火	FIREWORKS	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0337	煙火	FIREWORKS	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0338	砲用空包又は小火器用空包 (建設用びよう打ち銃用空包を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK or CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0339	無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE or CARTRIDGES, SMALL ARMS	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0340	ニトロセルロース (乾性のもの又は25質量%未満の水若しくはアルコールで湿性としたもの)	NITROCELLULOSE dry or wetted with less than 25% water (or alcohol), by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a) 又は (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP393
0341	ニトロセルロース (改質されないもの又は18質量%未満の可塑剤で可塑化したもの)	NITROCELLULOSE unmodified or plasticized with less than 18% plasticizing substance, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP393
0342	ニトロセルロース (湿性) (25質量%以上のアルコールで湿性としたものに限る。ただし、国連番号2556のニトロセルロースに該当するものを除く。)	NITROCELLULOSE, WETTED with not less than 25% alcohol, by mass	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (a)	PP43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP393
0343	ニトロセルロース (可塑性) (18質量%以上の可塑剤で可塑化したものに限る。ただし、国連番号2557のニトロセルロースに該当するものを除く。)	NITROCELLULOSE, PLASTICIZED with not less than 18% plasticizing substance, by mass	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP393
0344	弾丸 (さく薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	PROJECTILES with bursting charge	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-

0345	弾丸 (無さく薬でえい光筒付きのもの)	PROJECTILES inert, with tracer	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0346	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0347	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0348	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.4	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0349	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP274
0350	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0351	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP274
0352	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP274
0353	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP274
0354	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	L	SP943	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0355	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.2	L	SP943	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0356	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.3	L	SP943	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0357	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	L	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0358	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.2	L	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0359	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.3	L	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0360	起爆装置 (爆破用のものであって、電気式でないもの)	DETONATOR ASSEMBLIES, NON-ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0361	起爆装置 (爆破用のものであって、電気式でないもの)	DETONATOR ASSEMBLIES, NON-ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0362	演習弾	AMMUNITION, PRACTICE	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0363	試験弾	AMMUNITION, PROOF	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0364	起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	火薬類	-	1.2	B	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0365	起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0366	起爆筒 (弾薬用のもの)	DETONATORS FOR AMMUNITION	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0367	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0368	信管 (点火用のもの)	FUZES, IGNITING	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0369	ロケット弾頭 (さく薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0370	ロケット弾頭 (さく薬筒又は放出薬付きのもの) (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with burster or expelling charge	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0371	ロケット弾頭 (さく薬筒又は放出薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	WARHEADS, ROCKET with burster or expelling charge	火薬類	-	1.4	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0372	演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃てき弾)	GRENADES, PRACTICE hand or rifle	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0373	信号具 (携帯用のもの)	SIGNAL DEVICES, HAND	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0374	水中発音信号具 (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0375	水中発音信号具 (信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	SOUNDING DEVICES, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0376	火管	PRIMERS, TUBULAR	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0377	火管雷管	PRIMERS, CAP TYPE	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0378	火管雷管	PRIMERS, CAP TYPE	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P133	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0379	プライマー付き薬きょう	CASES, CARTRIDGE, EMPTY, WITH PRIMER	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0380	自然性物品 (黄リン(白リン)を含むものを除く。)	ARTICLES, PYROPHORIC	火薬類	-	1.2	L	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0381	作動薬包	CARTRIDGES, POWER DEVICE	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P134	-	LP102	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0382	火薬系列構成部品 (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N.O.S.	火薬類	-	1.2	B	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0383	火薬系列構成部品 (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N.O.S.	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0384	火薬系列構成部品 (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N.O.S.	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP274 SP347
0385	5-ニトロベンゾトリアゾール	5-NITROBENZOTRIAZOL	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0386	トリニトロベンゼンスルホン酸	TRINITROBENZENESULPHONIC ACID	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0387	トリニトロフルオレンオン	TRINITROFLUORENONE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0388	トリニトロトルエンとトリニトロベンゼンの混合物又はトリニトロトルエンとヘキサニトロスチルベンの混合物	TRINITROTOLUENE (TNT) AND TRINITROBENZENE MIXTURE or TRINITROTOLUENE (TNT) AND HEXANITROSTILBENE MIXTURE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0389	トリニトロベンゼンとヘキサニトロスチルベンを含有するトリニトロトルエンの混合物	TRINITROTOLUENE (TNT) MIXTURE CONTAINING TRINITROBENZENE AND HEXANITROSTILBENE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0390	トリトナール	TRITONAL	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0391	シクロトリメチレントリニトロアミンとシクロテトラメチレントラニトロアミンの混合物 (15質量%以上の水で湿性としたもの又は10質量%以上の鈍感剤で鈍性化したものに限る。)	CYCLOTRIMETHYLENETRINITRAMINE (CYCLONITE; HEXOGEN; RDX) AND CYCLOTETRAMETHYLENETETRANITRAMINE (HMX; OCTOGEN) MIXTURE, WETTED with not less than 15% water, by mass or CYCLOTRIMETHYLENETRINITRAMINE (CYCLONITE; HEXOGEN; RDX) AND CYCLOTETRAMETHYLENETETRANITRAMINE (HMX;OCTOGEN) MIXTURE, DESENSITIZED with not less than 10% phlegmatizer, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a)又は(b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0392	ヘキサニトロスチルベン	HEXANITROSTILBENE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0393	ヘキサトナール	HEXOTONAL	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0394	トリニトロレスゾルシノール (20質量%以上の水又は水とアルコールの混合物で湿性としたもの) [スチフニン酸]	TRINITRORESORCINOL (STYPHNIC ACID), WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a)	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG31	-
0395	ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS, LIQUID FUELLED	火薬類	-	1.2	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0396	ロケットモーター (液体燃料のもの)	ROCKET MOTORS, LIQUID FUELLED	火薬類	-	1.3	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0397	ロケット (液体燃料のもの) (さく薬付きのもの)	ROCKETS, LIQUID FUELLED with bursting charge	火薬類	-	1.1	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0398	ロケット (液体燃料のもの) (さく薬付きのもの)	ROCKETS, LIQUID FUELLED with bursting charge	火薬類	-	1.2	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0399	引火性液体入り爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS, WITH FLAMMABLE LIQUID with bursting charge	火薬類	-	1.1	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0400	引火性液体入り爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS, WITH FLAMMABLE LIQUID with bursting charge	火薬類	-	1.2	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-

0401	硫化ジピクリル (乾性のもの又は10質量%未満の水で湿性としたもの)	DIPICRYL SULPHIDE dry or wetted with less than 10% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (a), (b) 又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0402	過塩素酸アンモニウム (酸化性物質に該当するものを除く。)	AMMONIUM PERCHLORATE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b) 又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	SG27 SGG2	-
0403	航空機用信号炎管 [照明筒]	FLARES, AERIAL	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0404	航空機用信号炎管 [照明筒]	FLARES, AERIAL	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0405	拳銃信号弾	CARTRIDGES, SIGNAL	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0406	ジニトロソベンゼン	DINITROSOBENZENE	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0407	テトラゾール-1-酢酸	TETRAZOL-1-ACETIC ACID	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P114 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0408	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING with protective features	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0409	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING with protective features	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0410	信管 (起爆用のもの)	FUZES, DETONATING with protective features	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0411	四硝酸ペンタエリスリット (7質量%以上のワックスを含むものに限る。) [ペンタエリスリトールテトラナイトレート] [ペンスリット]	PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE (PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE; PETN) with not less than 7% wax, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b) 又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP131
0412	砲用完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.4	E	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0413	砲用空包	CARTRIDGES FOR WEAPONS BLANK	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0414	砲用発射薬	CHARGES, PROPELLING, FOR CANNON	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0415	発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P143	PP76	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0417	無火薬弾丸付き砲用完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE or CARTRIDGES, SMALL ARMS	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0418	地上用信号炎管 [照明筒] [発煙筒] [信号火せん]	FLARES, SURFACE	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0419	地上用信号炎管 [照明筒] [発煙筒] [信号火せん]	FLARES, SURFACE	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0420	航空機用信号炎管 [照明筒]	FLARES, AERIAL	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0421	航空機用信号炎管 [照明筒]	FLARES, AERIAL	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0424	弾丸 (無さく薬でえい光筒付きのもの)	PROJECTILES inert, with tracer	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0425	弾丸 (無さく薬でえい光筒付きのもの)	PROJECTILES inert, with tracer	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0426	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0427	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの) (2個以上の安全装置を有しない信管付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	火薬類	-	1.4	F	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0428	料薬火工品 [熱発生器] [ガス発生器] [煙発生器]	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0429	料薬火工品 [熱発生器] [ガス発生器] [煙発生器]	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0430	料薬火工品 [熱発生器] [ガス発生器] [煙発生器]	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-

0431	料薬火工品 [熱発生器] [ガス発生器] [煙発生器]	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0432	料薬火工品 [熱発生器] [ガス発生器] [煙発生器]	ARTICLES, PYROTECHNIC for technical purposes	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0433	パウダーケーキ (17質量%以上のアルコールで湿性としたものに限る。) [パウダーペースト又は湿餅薬]	POWDER CAKE (POWDER PASTE), WETTED with not less than 17% alcohol, by mass	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0434	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0435	弾丸 (無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの)	PROJECTILES with burster or expelling charge	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0436	ロケット (放出装薬付きのもの)	ROCKETS with expelling charge	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0437	ロケット (放出装薬付きのもの)	ROCKETS with expelling charge	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0438	ロケット (放出装薬付きのもの)	ROCKETS with expelling charge	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0439	成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P137	PP70	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0440	成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P137	PP70	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0441	成形爆薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, SHAPED without detonator	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P137	PP70	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0442	爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0443	爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0444	爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0445	爆発加工用装薬 (雷管付きでないもの)	CHARGES, EXPLOSIVE, COMMERCIAL without detonator	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0446	焼尽薬きょう (プライマー付きでないもの)	CASES, COMBUSTIBLE, EMPTY, WITHOUT PRIMER	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0447	焼尽薬きょう (プライマー付きでないもの)	CASES, COMBUSTIBLE, EMPTY, WITHOUT PRIMER	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0448	5-メルカプトテトラゾール-1-酢酸	5-MERCAPTOTETRAZOL-1-ACETIC ACID	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P114(b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0449	魚雷 (液体燃料付きのもの)	TORPEDOES, LIQUID FUELLED with or without bursting charge	火薬類	-	1.1	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0450	魚雷 (液体燃料付きのもの (無火薬弾頭付きのもの)	TORPEDOES, LIQUID FUELLED with inert head	火薬類	-	1.3	J	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	SG67	-
0451	魚雷 (さく薬付きのもの) (非火薬式推進システムのものであって、信管のないもの又は2個以上の安全装置を有する信管付きのもの)	TORPEDOES with bursting charge	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0452	演習用てき弾 (手りゅう弾又は小銃てき弾)	GRENADES, PRACTICE hand or rifle	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0453	ロケット (投索用のもの)	ROCKETS, LINE-THROWING	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0454	点火管又は点火具 [スクイブ]	IGNITERS	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P142	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0455	工業雷管 (爆破用のものであって、電気式でないもの)	DETONATORS, NON-ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P131	PP68	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0456	電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0457	PBXさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0458	PBXさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0459	PBXさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0460	PBXさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P130	-	LP101	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0461	火薬系列構成部品 (他に品名が明示されているものを除く。)	COMPONENTS, EXPLOSIVE TRAIN, N.O.S.	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274

0462	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274	
0463	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0464	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	E	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0465	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0466	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0467	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.2	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0468	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.2	E	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0469	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0470	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0471	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	E	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0472	その他の火工品	ARTICLES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	F	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0473	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	A	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	SP274
0474	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP274
0475	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP274
0476	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.1	G	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0477	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	SP274
0478	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0479	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP274
0480	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP274
0481	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP274 SP347
0482	爆発物質 (非常に鈍感なもの (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, VERY INSENSITIVE (SUBSTANCES, EVI), N.O.S.	火薬類	-	1.5	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	SP274
0483	シクロトリメチレントリニトロミン (鈍性化したもの) [シクロナイト、ヘキソゲン又はRDX]	CYCLOTTRIMETHYLENETRINITRAMINE (CYCLONITE; HEXOGEN; RDX); DESENSITIZED	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0484	シクロテトラメチレンテトラニトロミン (鈍性化したもの) [オクトーゲン又はHMX]	CYCLOTETRAMETHYLENETETRANITRAMINE (OCTOGEN; HMX), DESENSITIZED	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0485	爆発物質 (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTANCES, EXPLOSIVE, N.O.S.	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP274
0486	爆発物品 (極度に鈍感なもの) [E E I] (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES, EXPLOSIVE, EXTREMELY INSENSITIVE (ARTICLES, EEI)	火薬類	-	1.6	N	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0487	発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0488	演習弾	AMMUNITION, PRACTICE	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0489	ジニトログリコルリル [DINGU]	DINITROGLYCOLURIL (DINGU)	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0490	ニトロトリアゾロン [NTO]	NITROTRIAZOLONE (NTO)	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0491	発射薬又は推進薬	CHARGES, PROPELLING	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P143	PP76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0492	信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0493	信号雷管 (鉄道用のもの)	SIGNALS, RAILWAY TRACK, EXPLOSIVE	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0494	油井ジェットせん孔器 (雷管付きでないもの)	JET PERFORATING GUNS, CHARGED oil well, without detonator	火薬類	-	1.4	D	-	-	-	-	P101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1 SW30	-	-

0495	推進薬 (液体) (-15°Cを超える温度で凍結しないものに限る。)	PROPELLANT, LIQUID	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P115	PP53 PP54 PP57 PP58	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0496	オクタンール	OCTONAL	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (b)又は (c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0497	推進薬 (液体) (-15°Cを超える温度で凍結しないものに限る。)	PROPELLANT, LIQUID	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P115	PP53 PP54 PP57 PP58	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0498	推進薬 (固体)	PROPELLANT, SOLID	火薬類	-	1.1	C	-	-	-	-	P114 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0499	推進薬 (固体)	PROPELLANT, SOLID	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0500	起爆装置 (爆破用で電気式でないもの)	DETONATOR ASSEMBLIES, NON-ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
0501	推進薬 (固体)	PROPELLANT, SOLID	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P114 (b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0502	ロケット (無さく薬頭付きのもの)	ROCKETS with inert head	火薬類	-	1.2	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES03 SW1	-	-
0503	安全装置 (火工品を含むもの)	SAFETY DEVICES, PYROTECHNIC	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	SP235 SP289
0504	1H-テトラゾール	1H-TETRAZOLE	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	P112 (c)	PP48	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0505	遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS, ship	火薬類	-	1.4	G	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0506	遭難信号筒 (船舶用のもの)	SIGNALS, DISTRESS, ship	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0507	発煙信号筒	SIGNALS, SMOKE	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	-
0508	1-ヒドロキシベンゾトリアゾール (無水物) (乾性のもの又は20質量%未満の水で湿性としたもの)	1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE, ANHYDROUS, dry or wetted with less than 20% water, by mass	火薬類	-	1.3	C	-	-	-	-	P114 (b)	PP48 PP50	-	-	-	-	-	-	-	-	ES04 SW1	-	-
0509	無煙火薬	POWDER, SMOKELESS	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P114 (b)	PP48	-	-	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0510	ロケットモーター	ROCKET MOTORS	火薬類	-	1.4	C	-	-	-	-	P130	PP67	LP101	L1	-	-	-	-	-	-	ES02 SW1	-	-
0511	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0512	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火薬類	-	1.4	B	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05 SW1	-	-
0513	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	P131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES01 SW1	-	SP347
1001	アセチレン (溶解)	ACETYLENE, DISSOLVED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	SG46	-
1002	空気 (圧縮されているもの) (酸素の濃度が23.5%以下の空気に限る。)	AIR, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP392
1003	空気 (深冷液化されているもの)	AIR, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P203	-	-	-	-	T75	TP22	-	-	-	D	-	-
1005	液体アンモニア ¹⁾	AMMONIA, ANHYDROUS	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	SG35 SG46 SGG18	SP379
1006	アルゴン (圧縮されているもの)	ARGON, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392
1008	三フッ化ホウ素	BORON TRIFLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP373
1009	プロモトリフルオロメタン [冷媒用ガスR13B1]	BROMOTRIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 13B1)	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
1010	ブタジエン (安定剤入りのものに限る。) 又は ブタジエンと炭化水素の混合物 (安定剤入りのものであって、ブタジエンの濃度が40%を超えるものに限る。)	BUTADIENES, STABILIZED or BUTADIENES AND HYDROCARBON MIXTURE, STABILIZED, containing more than 40% butadienes	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
1011	ブタン	BUTANE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	SP392
1012	ブチレン [ブテン]	BUTYLENE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	-

1013	炭酸ガス 〔二酸化炭素〕 〔無水炭酸〕	CARBON DIOXIDE	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392		
1016	一酸化炭素 (圧縮されているもの)	CARBON MONOXIDE, COMPRESSED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1017	塩素 ^g	CHLORINE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	TP19	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
1018	クロロジフルオロメタン 〔モノクロロジフルオロメタン〕 〔冷媒用ガスR22〕	CHLORODIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 22)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	A	-	-
1020	クロロペンタフルオロエタン 〔モノクロロペンタフルオロエタン〕 〔冷媒用ガスR115〕	CHLOROPENTAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 115)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	A	-	-
1021	1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン 〔モノクロロテトラフルオロエタン〕 〔冷媒用ガスR124〕	1-CHLORO-1,2,2,2-TETRAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 124)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	A	-	-
1022	クロロトリフルオロメタン 〔モノクロロトリフルオロメタン〕 〔冷媒用ガスR13〕	CHLOROTRIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 13)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
1023	石炭ガス (圧縮されているもの)	COAL GAS, COMPRESSED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1026	ジシアン 〔シアン〕 〔シアノゲン〕 〔ジシアノゲン〕	CYANOGEN	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1027	シクロプロパン	CYCLOPROPANE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
1028	ジクロロジフルオロメタン 〔冷媒用ガスR12〕	DICHLORODIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 12)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	A	-	-
1029	ジクロロフルオロメタン 〔ジクロロモノフルオロメタン〕 〔冷媒用ガスR21〕	DICHLOROFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 21)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	A	-	-
1030	1,1-ジフルオロエタン 〔フッ化エチレン〕 〔フッ化エチリデン〕 〔二フッ化エチリデン〕 〔冷媒用ガスR152a〕	1,1-DIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 152a)	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
1032	ジメチルアミン (無水物)	DIMETHYLAMINE, ANHYDROUS	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	D SW2	SG35	-
1033	ジメチルエーテル 〔メチルエーテル〕	DIMETHYL ETHER	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
1035	エタン	ETHANE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
1036	エチルアミン (無水物又は濃度が70質量%を超える水溶液に 限る。) 〔アミノエタン〕 〔モノエチルアミン〕	ETHYLAMINE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	D SW2	SG35	-
1037	塩化エチル 〔クロロエタン〕	ETHYL CHLORIDE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
1038	エチレン (深冷液化されているもの)	ETHYLENE, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1039	エチルメチルエーテル 〔メトキシエタン〕	ETHYL METHYL ETHER	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
1040	酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物 (50℃における全圧が1MPa以下のもの) 〔オキシラン若しくは1,2-エポキシエタン又は オキシランと窒素の混合物若しくは1,2-エポキ シエタンと窒素の混合物〕	ETHYLENE OXIDE or ETHYLENE OXIDE WITH NITROGEN up to a total pressure of 1MPa(10bar) at 50°C	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	TP20 TP90 TP91	-	-	-	-	D SW2	-	SP342
1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質 量%以下のものに限る。)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 9% but not more than 87% ethylene oxide	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
1043	液体肥料 (硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、尿素及 びこれらの混合物の水溶液) (遊離アンモニアの含有率が35質量%を超える ものに限る。)	FERTILIZER AMMONIATING SOLUTION, with free ammonia	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
1044	消火器 (圧力が175kPaを超える圧縮ガス又は液化ガス が充てんされているもの及び備考の欄の規定に より当該危険物に該当するものに限る。)	FIRE EXTINGUISHERS with compressed or liquefied gas	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	-	P003	PP91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP225
1045	フッ素 (圧縮されているもの)	FLUORINE, COMPRESSED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
1046	ヘリウム (圧縮されているもの)	HELIUM, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392

1048	臭化水素 (無水物)	HYDROGEN BROMIDE, ANHYDROUS	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1049	水素 (圧縮されているもの)	HYDROGEN, COMPRESSED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	SG46	SP392
1050	塩化水素 (無水物)	HYDROGEN CHLORIDE, ANHYDROUS	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1051	シアン化水素* (安定剤入りのものに限る。) (水分の含有率が3質量%未満のものに限る。) [青酸]	HYDROGEN CYANIDE, STABILIZED containing less than 3% water	毒物類	毒物	6.1	-	3	1	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1052	フッ化水素 (無水物)	HYDROGEN FLUORIDE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	6.1	1	-	-	P200	-	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1a	-
1053	硫化水素	HYDROGEN SULPHIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1055	イソブチレン [イソブテン]	ISOBUTYLENE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	-
1056	クリプトン (圧縮されているもの)	KRYPTON, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392
1057	喫煙用ガスライター又は詰め替え用容器 (液化石油ガス(詰め替え用容器にあっては、65g以下の液化石油ガス)を充てんしているもの)	LIGHTERS or LIGHTER REFILLS containing flammable gas	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P002	PP84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
1058	非引火性液化ガス (窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの)	LIQUEFIED GASES non-flammable, charged with nitrogen, carbon dioxide or air	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP392
1060	メチルアセチレンとプロパジエンの混合物 (安定剤入りのもの)	METHYLACETYLENE AND PROPADIENE MIXTURE, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
1061	メチルアミン (無水物) [アミノメタン] [モノメチルアミン]	METHYLAMINE, ANHYDROUS	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	B SW2	SG35	-
1062	臭化メチル (クロロピクリン2%を超えないもの) [プロモメタン]	METHYL BROMIDE with not more than 2.0% chloropicrin	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	-	-
1063	塩化メチル [クロロメタン] [冷媒用ガスR40]	METHYL CHLORIDE (REFRIGERANT GAS R 40)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	-	-
1064	メチルメルカプタン* [メタンチオール]	METHYL MERCAPTAN	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	-	-
1065	ネオン (圧縮されているもの)	NEON, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392
1066	窒素 (圧縮されているもの)	NITROGEN, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392
1067	二酸化窒素 [四酸化二窒素] [過酸化窒素]	DINITROGEN TETROXIDE (NITROGEN DIOXIDE)	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	TP21	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
1069	塩化ニトロシル	NITROSYL CHLORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1070	亜酸化窒素 [一酸化二窒素]	NITROUS OXIDE	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A SW2	-	-
1071	オイルガス (圧縮されているもの)	OIL GAS, COMPRESSED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1072	酸素 (圧縮されているもの)	OXYGEN, COMPRESSED	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP355
1073	酸素 (深冷液化されているもの)	OXYGEN, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P203	-	-	-	-	-	T75	TP22	-	-	-	D	-	-
1075	その他の液化石油ガス	PETROLEUM GASES, LIQUEFIED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	SP392
1076	ホスゲン [塩化カルボニル]	PHOSGENE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1077	プロピレン [プロペン]	PROPYLENE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	-
1078	冷媒用ガス類 (非引火性かつ非毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	REFRIGERANT GAS, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	SP274
1079	二酸化硫黄 [亜硫酸ガス] [無水亜硫酸]	SULPHUR DIOXIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	TP19	-	-	-	D SW2	-	-
1080	六フッ化硫黄	SULPHUR HEXAFLUORIDE	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP392
1081	四フッ化エチレン (安定剤入りのもの)	TETRAFLUOROETHYLENE, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW1 SW2	-	SP386

1082	クロロトリフルオロエチレン (安定剤入りのもの) [トリフルオロモノクロロエチレン] [冷媒用ガス R1113]	TRIFLUOROCHLOROETHYLENE, STABILIZED (REFRIGERANT GAS R 1113)	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1083	トリメチルアミン (無水物)	TRIMETHYLAMINE, ANHYDROUS	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	B SW2	SG35	-
1085	臭化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL BROMIDE, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
1086	塩化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL CHLORIDE, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
1087	メチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL METHYL ETHER, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
1088	アセトアル [アセトアルデヒドジエチルアセトアル、エチ リデンジエチルエーテル又は1,1-ジエトキシエ タン]	ACETAL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
1089	アセトアルデヒド ^o [エタナル] [エチルアルデヒド]	ACETALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	T11	TP2 TP7	-	-	E	-	-
1090	アセトン [ジメチルケトン又は2-プロパノン]	ACETONE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
1091	アセトン油	ACETONE OILS	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1092	アクロレイン ^o (安定剤入りのもの) [アクリルアルデヒド] [プロペナル]	ACROLEIN, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1093	アクリロニトリル ^o (安定剤入りのもの) [プロペンニトリル] [シアン化ビニル]	ACRYLONITRILE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1098	アリルアルコール ^o [プロベニルアルコール ^o]	ALLYL ALCOHOL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1099	臭化アリル ^o [プロモアリレン] [3-プロモプロペン]	ALLYL BROMIDE	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	B SW2	SGG10	-
1100	塩化アリル ^o [アルファクロプロピレン] [3-クロプロピレン]	ALLYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	E SW2	SGG10	-
1104	酢酸ベンチル [酢酸アミル]	AMYL ACETATES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1105	ペンタノール [ベンチルアルコール] [アミルアルコール] [メチルプタノール]	PENTANOLS	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP29	-	-	B	-	-
1105	ペンタノール [ベンチルアルコール] [アミルアルコール]	PENTANOLS	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1106	ベンチルアミン ^o [アミルアミン] [ノルマルアミルアミン] [1-ベンチルアミン] [ターシャリアミルアミン] [3-ベンチルアミン]	AMYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	SG35	-
1106	ベンチルアミン ^o [アミルアミン] [2-ベンチルアミン]	AMYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	SP223
1107	塩化ベンチル [塩化アミル] [クロロペンタン]	AMYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
1108	1-ペンテン ^o [ノルマルアミレン]	1-PENTENE (n-AMYLENE)	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-
1109	ギ酸ベンチル [ギ酸アミル]	AMYL FORMATES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1110	メチルノルマルベンチルケトン [2-ヘプタノン] [ノルマルアミルメチルケトン]	n-AMYL METHYL KETONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1111	ベンチルメルカプタン [アミルメルカプタン] [ペンタンチオール]	AMYL MERCAPTAN	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG50 SG57	-

1112	硝酸ベンチル* 〔硝酸アミル〕	AMYL NITRATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A SW2	-	-
1113	亜硝酸ベンチル* 〔亜硝酸アミル又は亜硝酸イソベンチル等〕	AMYL NITRITE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E SW2	-	-
1114	ベンゼン* 〔ベンゾール〕	BENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	-	-
1120	ブタノール* 〔セコンダリーブタノール又はターシャリーブ タノール等〕	BUTANOLS	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP29	-	-	B	-	-
1120	ブタノール* 〔ブチルアルコール又はノルマルブタノール〕	BUTANOLS	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1123	酢酸ブチル	BUTYL ACETATES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1123	酢酸ブチル	BUTYL ACETATES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1125	ノルマルブチルアミン* 〔1-アミノブタン〕	n-BUTYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35	-
1126	臭化ノルマルブチル* 〔1-ブロモブタン〕	1-BROMOBUTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	SGG10	-
1127	クロロブタン 〔塩化ブチル又はクロロメチルプロパン、2-ク ロロブタン、1-クロロ-2-メチルプロパン又は1- クロロブタン等〕	CHLOROBUTANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
1128	ギ酸ノルマルブチル	n-BUTYL FORMATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1129	ノルマルブチルアルデヒド 〔ノルマルブタナール〕	BUTYRALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1130	シヨウ腦油	CAMPHOR OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1131	二硫化炭素*	CARBON DISULPHIDE	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW2	SG63	-
1133	接着剤	ADHESIVES, containing flammable liquid	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP27	-	-	E	-	-
1133	接着剤	ADHESIVES, containing flammable liquid	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	PP1	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1133	接着剤	ADHESIVES, containing flammable liquid	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	PP1	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1134	クロロベンゼン 〔クロロベンゾール〕	CHLOROBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	SGG10	-
1135	エチレンクロロヒドリン 〔2-クロロエタノール〕	ETHYLENE CHLOROHYDRIN	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1136	コールタール蒸留物 〔コールタール油〕	COAL TAR DISTILLATES, FLAMMABLE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1136	コールタール蒸留物 〔コールタール油〕	COAL TAR DISTILLATES, FLAMMABLE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223
1139	コーティング液 （車体の下塗り、ドラム等容器のライニングな どの表面処理用のもの）	COATING SOLUTION (includes surface treatments or coatings used for industrial or other purposes such as vehicle under-coating, drum or barrel lining)	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP27	-	-	E	-	-
1139	コーティング液 （車体の下塗り、ドラム等容器のライニングな どの表面処理用のもの）	COATING SOLUTION (includes surface treatments or coatings used for industrial or other purposes such as vehicle under-coating, drum or barrel lining)	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1139	コーティング液 （車体の下塗り、ドラム等容器のライニングな どの表面処理用のもの）	COATING SOLUTION (includes surface treatments or coatings used for industrial or other purposes such as vehicle under-coating, drum or barrel lining)	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1143	クロトンアルデヒド ^d 又は クロトンアルデヒド ^d （安定剤入りのもの） （備考の欄の規定により当該危険物に該当する ものに限る。） 〔2-ブテナール〕 〔3-メチルアクロレイン〕	CROTONALDEHYDE or CROTONALDEHYDE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP324 SP386
1144	クロトニレン 〔2-ブチン〕 〔ジメチルアセチレン〕	CROTONYLENE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-
1145	シクロヘキサン* 〔ヘキサヒドロベンゼン〕 〔ヘキサメチレン〕	CYCLOHEXANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
1146	シクロペンタン* 〔ペンタメチレン〕	CYCLOPENTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E	-	-

1147	デカヒドロナフタレン* [デカリン]	DECAHYDRONAPHTHALENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1148	ジアセトンアルコール [ジアセトン]	DIACETONE ALCOHOL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1148	ジアセトンアルコール [ジアセトン]	DIACETONE ALCOHOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1149	ジブチルエーテル [ブチルエーテル ノルマルジブチルエーテル]	DIBUTYL ETHERS	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1150	1,2-ジクロロエチレン [二塩化アセチレン]	1,2-DICHLOROETHYLENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	SGG10	-
1152	ジクロロペンタン [1,5-ジクロロペンタン]	DICHLOROPENTANES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	SGG10	-
1153	エチレングリコールジエチルエーテル [1,2-ジエトキシエタン]	ETHYLENE GLYCOL DIETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
1153	エチレングリコールジエチルエーテル [1,2-ジエトキシエタン]	ETHYLENE GLYCOL DIETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1154	ジエチルアミン*	DIETHYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E SW2	SG35	-
1155	ジエチルエーテル* [エーテル] [エチルエーテル]	DIETHYL ETHER (ETHYL ETHER)	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E SW2	-	-
1156	ジエチルケトン [メタアセトン] [3-ペンタノン]	DIETHYL KETONE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1157	ジイソブチルケトン [2,6-ジメチル-4-ヘプタノン] [イソバレロン]	DIISOBUTYL KETONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1158	ジイソプロピルアミン*	DIISOPROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	SG35	-
1159	ジイソプロピルエーテル* [イソプロピルエーテル] [2-イソプロポキシプロパン]	DIISOPROPYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E SW2	-	-
1160	ジメチルアミン* (水溶液)	DIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	SG35 SGG18	-
1161	炭酸ジメチル [炭酸メチル]	DIMETHYL CARBONATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1162	ジメチルジクロロシラン*	DIMETHYLDICHLOROSILANE	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	B SW2	-	-
1163	ジメチルヒドラジン* (非対称型のもの) [1,1-ジメチルヒドラジン]	DIMETHYLHYDRAZINE, UNSYMMETRICAL	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG13 SG35 SGG18	-
1164	硫化ジメチル [硫化メチル]	DIMETHYL SULPHIDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP2	-	-	E SW2	-	-
1165	ジオキサン* [1,4-ジオキソレンジオキサイド] [ジオキソレンジオキサイド]	DIOXANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1166	ジオキソラン*	DIOXOLANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	-	-
1167	ジビニルエーテル* (安定剤入りのもの) [ジビニルオキサイド] [ビニルエーテル]	DIVINYL ETHER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E SW2	-	SP386
1169	抽出香料液 (精油)	EXTRACTS, AROMATIC, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1169	抽出香料液 [精油]	EXTRACTS, AROMATIC, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1170	エタノール又はその溶液 (アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液 を除く。) [エチルアルコール] [アルコール] [変性アルコール] [工業用アルコール]	ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	-	SP144
1170	エタノール又はその溶液 (アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液 を除く。) [エチルアルコール] [アルコール] [変性アルコール] [工業用アルコール]	ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP144 SP223

1171	エチレングリコールモノエチルエーテル [2-エトキシエタノール] [エチルグリコール]	ETHYLENE GLYCOL MONOETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1172	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート [エチルグリコールアセテート] [酢酸2-エトキシエチル]	ETHYLENE GLYCOL MONOETHYL ETHER ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1173	酢酸エチル [エタン酸エチル]	ETHYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1175	エチルベンゼン [エチルベンゾール] [フェニルエタン]	ETHYLBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1176	ホウ酸トリエチル [トリエトキシホウ素]	ETHYL BORATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1177	酢酸2-エチルブチル	2-ETHYLBUTYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1178	2-エチルブチルアルデヒド [ジエチルアセトアルデヒド]	2-ETHYLBUTYRALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1179	ノルマルブチルエチルエーテル	ETHYL BUTYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1180	酪酸エチル [ブタン酸エチル]	ETHYL BUTYRATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1181	クロロ酢酸エチル	ETHYL CHLOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1182	クロロギ酸エチル [クロロ炭酸エチル]	ETHYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	-
1183	エチルジクロロシラン	ETHYLDICHLOROSILANE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	I	-	-	P401	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW2 H1	SG5 SG8 SG13 SG25 SG26 SG36 SG49 SG61	-
1184	二塩化エチレン* [1,2-ジクロロエタン] [塩化エチレン]	ETHYLENE DICHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SGG10	-
1185	エチレンイミン (安定剤入りのもの) [アジリジン] [ジメチレンイミン]	ETHYLENIMINE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1188	エチレングリコールモノメチルエーテル [2-メトキシエタノール] [メチルグリコール]	ETHYLENE GLYCOL MONOMETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1189	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート [2-メトキシエチルアセテート] [メチルグリコールアセテート]	ETHYLENE GLYCOL MONOMETHYL ETHER ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1190	ギ酸エチル [メタン酸エチル]	ETHYL FORMATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
1191	エチルヘキサアルデヒド類 [2-エチルヘキサアルデヒド] [2-エチルヘキサナール ^P] [オクタアルデヒド ^P] [イソオクタアルデヒド] [ノルマルオクタアルデヒド] [3-エチルヘキサアルデヒド ^P] [3-エチルヘキサナール ^P]	OCTYL ALDEHYDES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1192	乳酸エチル	ETHYL LACTATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1193	エチルメチルケトン [2-ブタノン]	ETHYL METHYL KETONE (METHYL ETHYL KETONE)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1194	亜硝酸エチル* (アルコール溶液)	ETHYL NITRITE SOLUTION	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1195	プロピオン酸エチル	ETHYL PROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1196	エチルトリクロロシラン*	ETHYLTRICHLOROSILANE	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	B SW2	-	-
1197	抽出香料液 (着香料)	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1197	抽出香料液 (着香料)	EXTRACTS, FLAVOURING, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223

1198	ホルムアルデヒド* (水溶液) [ホルマリン] [ギ酸アルデヒド]	FORMALDEHYDE SOLUTION, FLAMMABLE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	-	-
1199	フルアルデヒド類	FURALDEHYDES	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1201	フーゼル油	FUSEL OIL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1201	フーゼル油	FUSEL OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1202	軽油又はA重油	GAS OIL or DIESEL FUEL or HEATING OIL, LIGHT	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1203	ガソリン [モータースピリット] [ペトロール]	MOTOR SPIRIT or GASOLINE or PETROL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	SP243
1204	ニトログリセリン (アルコール溶液) (濃度が1質量%以下のものに限る。)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL, with not more than 1% nitroglycerin	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	-	P001	PP5	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B	-	-
1206	ヘプタン [※]	HEPTANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B	-	-
1207	ノルマルヘキサアルデヒド [カブロンアルデヒド] [ノルマルヘキシルアルデヒド]	HEXALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1208	ヘキサン [※] [ネオヘキサン] [ノルマルヘキサン] [※] [2-メチルペンタン] [※] [3-メチルペンタン]	HEXANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	E	-	-
1210	印刷用インク又は印刷用インク関連物質 (備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	PRINTING INK flammable or PRINTING INK RELATED MATERIAL (including printing ink thinning or reducing compound), flammable	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8	-	-	E	-	SP163 SP367
1210	印刷用インク又は印刷用インク関連物質 (備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	PRINTING INK flammable or PRINTING INK RELATED MATERIAL (including printing ink thinning or reducing compound), flammable	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	PP1	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	SP163 SP367
1210	印刷用インク又は印刷用インク関連物質 (備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	PRINTING INK flammable or PRINTING INK RELATED MATERIAL (including printing ink thinning or reducing compound), flammable	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	PP1	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP163 SP223 SP367
1212	イソブタノール [イソブチルアルコール] [2-メチルプロパノール-1]	ISOBUTANOL (ISOBUTYL ALCOHOL)	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1213	酢酸イソブチル	ISOBUTYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1214	イソブチルアミン* [1-アミノ-2-メチルプロパン]	ISOBUTYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35	-
1216	イソオクテン	ISOCTENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1218	イソプレン [※] (安定剤入りのもの) [2-メチル-1,3-ブタジエン]	ISOPRENE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	D SW1	-	SP386
1219	イソプロパノール [イソプロピルアルコール] [2-プロパノール]	ISOPROPANOL (ISOPROPYL ALCOHOL)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1220	酢酸イソプロピル	ISOPROPYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1221	イソプロピルアミン* [2-アミノプロパン]	ISOPROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E SW2	SG35	-
1222	硝酸イソプロピル [※]	ISOPROPYL NITRATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-
1223	灯油	KEROSENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
1224	ケトン類 (他に品名が明示されているものを除く。)	KETONES, LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP274
1224	ケトン類 (他に品名が明示されているものを除く。) [ジノルマルブチルケトン]	KETONES, LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223 SP274
1228	メルカプタン類又はメルカプタン混合物* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. or MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG50 SG57	SP274
1228	メルカプタン類又はメルカプタン混合物* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. or MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	B SW2	SG50 SG57	SP223 SP274
1229	酸化メシチル [イソプロピリデンアセトン] [メチルイソブチルケトン] [4-メチル-3-ペンテン-2-オン]	MESITYL OXIDE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-

1230	メタノール*	METHANOL	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	-	-
1231	酢酸メチル	METHYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1233	酢酸メチルベンチル [酢酸メチルアミル] [酢酸ヘキシル]	METHYLAMYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1234	メチラール* [ジメトキシメタン] [ホルマール] [ホルムアルデヒドジメチルアセター]	METHYLAL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP2	-	-	E	-	-
1235	メチルアミン* (水溶液) [アミノメタン] [モノメチルアミン]	METHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E	SG5 SG54 SGG18	-
1237	酪酸メチル	METHYL BUTYRATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1238	クロロギ酸メチル [クロロ炭酸メチル]	METHYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SGG1	-
1239	メチルクロロメチルエーテル	METHYL CHLOROMETHYL ETHER	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1242	メチルジクロロシラン	METHYLDICHLOROSILANE	可燃性物質類	水反応可燃性 物質	4.3	-	3 8	I	-	-	P401	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW2 H1	SG5 SG8 SG13 SG25 SG26 SG36 SG49 SGG1	-
1243	ギ酸メチル	METHYL FORMATE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-
1244	メチルヒドラジン	METHYLHYDRAZINE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG13 SG35 SGG18	-
1245	イソブチルメチルケトン [ヘキソン] [4-メチル-2-ペンタノン]	METHYL ISOBUTYL KETONE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1246	イソプロペニルメチルケトン (安定剤入りのもの)	METHYL ISOPROPENYL KETONE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
1247	メタクリル酸メチル* (安定剤入りのもの)	METHYL METHACRYLATE, MONOMER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1 SW2	-	SP386
1248	プロピオン酸メチル	METHYL PROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1249	メチルプロピルケトン [エチルアセトン] [2-ペンタノン]	METHYL PROPYL KETONE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1250	メチルトリクロロシラン*	METHYLTRICHLOROSILANE	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1251	メチルビニルケトン (安定剤入りのもの) [3-ブテン-2-オン]	METHYL VINYL KETONE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SG5 SG8	SP386
1259	ニッケルカルボニル* [テトラカルボニルニッケル]	NICKEL CARBONYL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG63	-
1261	ニトロメタン	NITROMETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
1262	オクタン* [イソオクタン] ^F [ノルマルオクタン] ^F [2,2,4-トリメチルペンタン] ^F [2-メチルヘプタン] ^F	OCTANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B	-	-
1263	塗料又は塗料関連物質 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP27	-	-	E	-	SP163 SP367

1263	塗料又は塗料関連物質 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	PP1	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP163 SP367
1263	塗料又は塗料関連物質 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	PP1	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1 TP29	-	-	A	-	SP163 SP223 SP367
1264	パラアルデヒド [パラアセトアルデヒド] [2,4,6-トリメチル-1,3,5-トリオキサン]	PARALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1265	ペンタン [*] (液体) (ネオペンタンを除く。) [2-メチルブタン等]	PENTANES, liquid	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-
1265	ペンタン [*] (液体) (ネオペンタンを除く。) [2-メチルブタン]	PENTANES, liquid	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
1266	香料製品類	PERFUMERY PRODUCTS, with flammable solvent	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	SP163
1266	香料製品類 (引火性のもの) (備考の欄の規定により危険物に該当しない ものを除く。)	PERFUMERY PRODUCTS, with flammable solvent	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP163 SP223 SP904
1267	原油	PETROLEUM CRUDE OIL	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8	-	-	E	-	SP357
1267	原油	PETROLEUM CRUDE OIL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	SP357
1267	原油	PETROLEUM CRUDE OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223 SP357
1268	石油蒸留物又は石油製品 (他に品名が明示されているものを除く。)	PETROLEUM DISTILLATES, N.O.S. or PETROLEUM PRODUCTS, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8	-	-	E	-	-
1268	石油蒸留物又は石油製品 (他に品名が明示されているものを除く。)	PETROLEUM DISTILLATES, N.O.S. or PETROLEUM PRODUCTS, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	-
1268	石油蒸留物又は石油製品 (他に品名が明示されているものを除く。)	PETROLEUM DISTILLATES, N.O.S. or PETROLEUM PRODUCTS, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223
1272	パイン油 ^p [松油 ^f]	PINE OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
1274	ノルマルプロパノール [1-プロパノール又はノルマルプロピルアル コール]	n-PROPANOL (PROPYL ALCOHOL, NORMAL)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1274	ノルマルプロパノール [1-プロパノール又はノルマルプロピルアル コール]	n-PROPANOL (PROPYL ALCOHOL, NORMAL)	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1275	プロピオンアルデヒド [*] [プロピルアルデヒド] [プロパナール]	PROPIONALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E	-	-
1276	酢酸ノルマルプロピル	n-PROPYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1277	プロピルアミン [*] [1-アミノプロパン] [モノプロピルアミン]	PROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E SW2	SG35	-
1278	1-クロロプロパン [塩化ノルマルプロピル]	1-CHLOROPROPANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP2	-	-	E	SGG10	-
1279	1,2-ジクロロプロパン [*] [二塩化プロピレン]	1,2-DICHLOROPROPANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
1280	酸化プロピレン [1,2-エポキシプロパン]	PROPYLENE OXIDE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2 TP7	-	-	E SW2	-	-
1281	ギ酸プロピル [*] [メタン酸プロピル]	PROPYL FORMATES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1282	ピリジン [*]	PYRIDINE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B SW2	-	-
1286	ロジン油	ROSIN OIL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1286	ロジン油	ROSIN OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1287	ゴム液	RUBBER SOLUTION	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1287	ゴム液	RUBBER SOLUTION	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223

1288	シェールオイル	SHALE OIL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1288	シェールオイル	SHALE OIL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1289	ナトリウムメチレート* (アルコール溶液)	SODIUM METHYLATE SOLUTION in alcohol	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8	-	-	B	SG35 SGG18	-
1289	ナトリウムメチレート* (アルコール溶液)	SODIUM METHYLATE SOLUTION in alcohol	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
1292	ケイ酸テトラエチル [ケイ酸エチル] [オルトケイ酸テトラエチル] [テトラエトキシシラン]	TETRAETHYL SILICATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1293	チンキ類 (医薬用のもの)	TINCTURES, MEDICINAL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1293	チンキ類 (医薬用のもの) (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	TINCTURES, MEDICINAL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP904
1294	トルエン [メチルベンゾール] [メチルベンゼン] [トルオール]	TOLUENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1295	トリクロロシラン	TRICHLOROSILANE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3 8	I	-	-	P401	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW2 HI	SG5 SG8 SG13 SG25 SG26 SG36 SG49 SG72A SGG1	-
1296	トリエチルアミン*	TRIETHYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35	-
1297	トリメチルアミン* (水溶液) (濃度が50質量%以下のものに限る。)	TRIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION not more than 50% trimethylamine, by mass	引火性液体類	-	3	-	8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1	-	-	D SW2	SG35 SG54	-
1297	トリメチルアミン* (水溶液) (濃度が50質量%以下のものに限る。)	TRIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION not more than 50% trimethylamine, by mass	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35 SG54	-
1297	トリメチルアミン* (水溶液) (濃度が50質量%以下のものに限る。)	TRIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION not more than 50% trimethylamine, by mass	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1	-	-	A SW2	SG35 SG54	SP223
1298	トリメチルクロロシラン*	TRIMETHYLCHLOROSILANE	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	E SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1299	テレピン*	TURPENTINE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
1300	代用テレピン油	TURPENTINE SUBSTITUTE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1300	代用テレピン油	TURPENTINE SUBSTITUTE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1301	酢酸ビニル* (安定剤入りのもの)	VINYL ACETATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
1302	エチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL ETHYL ETHER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	D SW1	-	SP386
1303	塩化ビニリデン* (安定剤入りのもの)	VINYLDIENE CHLORIDE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T12	TP2 TP7	-	-	D SW1 SW2	SGG10	SP386
1304	イソブチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL ISOBUTYL ETHER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
1305	ビニルトリクロロシラン*	VINYLTRICHLOROSILANE	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1306	木材防腐剤*	WOOD PRESERVATIVES, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-
1306	木材防腐剤*	WOOD PRESERVATIVES, LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1307	キシレン [オルトキシレン、ジメチルベンゼン又はキシロール]	XYLENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
1307	キシレン [ジメチルベンゼン、キシロール、メタキシレン又はパラキシレン]	XYLENES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
1308	ジルコニウム (引火性液体中に懸濁したもの)	ZIRCONIUM, SUSPENDED IN A FLAMMABLE LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P001	PP33	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-
1308	ジルコニウム (引火性液体中に懸濁したもの)	ZIRCONIUM, SUSPENDED IN A FLAMMABLE LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	PP33	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	-
1308	ジルコニウム (引火性液体中に懸濁したもの)	ZIRCONIUM, SUSPENDED IN A FLAMMABLE LIQUID	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP223

1309	アルミニウム粉末 (表面が被覆されているもの)	ALUMINIUM, POWDER, COATED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP38 PP100	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG17 SG25 SG26 SG32 SG35 SG36 SG52 SGG15	-	
1309	アルミニウム粉末 (表面が被覆されているもの)	ALUMINIUM, POWDER, COATED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP11 PP38 PP100	LP02	L3	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A H1	SG17 SG25 SG26 SG32 SG35 SG36 SG52 SGG15	SP223	
1310	ピクリン酸アンモニウム (10質量%以上の水で湿性としたもの)	AMMONIUM PICRATE, WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	D	SG7 SG30 SGG2	-
1312	ボルネオール [ボルニルアルコール] [2-カンファノール] [2-ヒドロキシカンファン]	BORNEOL	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1313	樹脂酸カルシウム	CALCIUM RESINATE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1314	樹脂酸カルシウム (溶融固化したもの)	CALCIUM RESINATE, FUSED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC04	-	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1318	樹脂酸コバルト (沈殿によって得られたもの)	COBALT RESINATE, PRECIPITATED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1320	ジニトロフェノール (15質量%以上の水で湿性としたもの)	DINITROPHENOL, WETTED with not less than 15% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1321	ジニトロフェノレート類 (15質量%以上の水で湿性としたもの) [ジニトロフェネート類]	DINITROPHENOLATES, WETTED with not less than 15% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1322	ジニトロレゾルシノール (15質量%以上の水で湿性としたもの)	DINITRORESORCINOL, WETTED with not less than 15% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1323	フェロセリウム (鉄の含有率が10質量%以上のもので腐食に対して安定化されたものを除く。)	FERROCERIUM	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG25 SG26	SP249	
1324	フィルム (ニトロセルロースベースのものであって、ゼラチンで被覆したもの) (フィルムくずを除く。)	FILMS, NITROCELLULOSE BASE gelatin coated, except scrap	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG7	-
1325	その他の可燃性物質 (有機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	SG72D	SP274	
1325	その他の可燃性物質 (有機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	SG72D	SP223 SP274	
1326	ハフニウム粉末 (25質量%以上の目視できる量の水で湿性としたものであって、機械的に製造された粒径53ミクロン未満の粉末又は化学的に製造された粒径840ミクロン未満の粉末に限る。)	HAFNIUM POWDER, WETTED with not less than 25% water (a visible excess of water must be present) (a) mechanically produced, particle size less than 53 microns; (b) chemically produced, particle size less than 840 microns	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E	SG17 SGG15	SP916	
1327	乾草類 (水濡れしたもの、湿ったもの、油で汚染されたもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	HAY, STRAW or BHUSA	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	3kg	-	P003	PP19	-	-	IBC08	B6	-	-	-	-	-	A SW10 SP281	SG23	SP29 SP954 SP973
1328	ヘキサメチレンテトラミン [ヘキサミン] [ウトロロピン]	HEXAMETHYLENETETRAMINE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1330	樹脂酸マンガシ	MANGANESE RESINATE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1331	硫化リンマッチ	MATCHES, "STRIKE ANYWHERE"	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	-	P407	PP27	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP293	
1332	メタアルデヒド	METALDEHYDE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1333	ミッシュメタル (厚板状、インゴット状又は棒状のもの)	CERIUM, slabs, ingots or rods	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC08	B4 B21	-	-	-	-	-	A H1	SG17 SG25 SG26	-
1334	ナフタレン (固体)	NAPHTHALENE, CRUDE or NAPHTHALENE, REFINED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2 SP948	A SW23	-	-	
1336	ニトログアニジン (20質量%以上の水で湿性としたもの)	NITROGUANIDINE (PICRITE), WETTED with not less than 20% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-

1337	硝酸でん粉 (20質量%以上の水で湿性としたもの 〔ニトロスターチ〕)	NITROSTARCH, WETTED with not less than 20% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	SP28	D	SG7 SG30	-	
1338	赤リン (無定形のもの)	PHOSPHORUS, AMORPHOUS	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P410	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG17	-
1339	七硫化リン (黄リンを含有しないもの)	PHOSPHORUS HEPTASULPHIDE free from yellow or white phosphorus	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	B H1	SG17 SG25 SG26	-
1340	五硫化リン (黄リンを含有しないもの)	PHOSPHORUS PENTASULPHIDE free from yellow or white phosphorus	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	D H1	SG26	-
1341	三硫化四リン (黄リンを含有しないもの) 〔セスキ硫化リン〕	PHOSPHORUS SESQUISULPHIDE free from yellow or white phosphorus	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	B	SG17	-
1343	三硫化リン (黄リンを含有しないもの)	PHOSPHORUS TRISULPHIDE free from yellow or white phosphorus	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	B H1	SG17 SG25 SG26	-
1344	ピクリン酸 (30質量%以上の水で湿性としたもの) 〔トリニトロフェノール〕	TRINITROPHENOL (PICRIC ACID), WETTED with not less than 30% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1345	ゴムくず (粉状又は粒状のものであって、粒径が840ミクロン以下であり、又はゴムの含有率が45質量%を超えるものに限る。ただし、十分に加硫された硬質のものを除く。)	RUBBER SCRAP powdered or granulated, not exceeding 840 microns and rubber content exceeding 45% or RUBBER SHODDY powdered or granulated, not exceeding 840 microns and rubber content exceeding 45%	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP223 SP917
1346	ケイ素粉末 (無定形のもの)	SILICON POWDER, AMORPHOUS	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG17	SP32
1347	ピクリン酸銀 (30質量%以上の水で湿性としたもの)	SILVER PICRATE, WETTED with not less than 30% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP25 PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	D	SG7 SG30 SGG7	-
1348	ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩 ^p (15質量%以上の水で湿性としたもの)	SODIUM DINITRO-o-CRESOLATE, WETTED with not less than 15% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1349	ピクラミン酸ナトリウム (20質量%以上の水で湿性としたもの)	SODIUM PICRAMATE, WETTED with not less than 20% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1350	硫黄 (ブリル状、顆粒状、ペレット状、錠剤状又は薄片状のものを除く。)	SULPHUR	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW1 SW23	SG17	SP242
1352	チタン粉末 (25質量%以上の目視できる量の水で湿性としたものであって、機械的に製造された粒径53ミクロン未満の粉末又は化学的に製造された粒径840ミクロン未満の粉末に限る。)	TITANIUM POWDER, WETTED with not less than 25% water (a visible excess of water must be present) (a) mechanically produced, particle size less than 53 microns; (b) chemically produced, particle size less than 840 microns	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	SP28	E	SG17 SGG15	SP916
1353	繊維又は織物 (低硝化ニトロセルロースを含ませているもの) (靴のつま先材(ニトロセルロースベースのもの)を含む。) (自然発火性を有するものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	FIBRES or FABRICS IMPREGNATED WITH WEAKLY NITRATED NITROCELLULOSE, N.O.S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P410	-	-	-	IBC08	B3	-	-	-	-	D	-	-
1354	トリニトロベンゼン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZENE, WETTED with not less than 30% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1355	トリニトロ安息香酸 (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZOIC ACID, WETTED with not less than 30% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1356	トリニトロトルエン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROTOLUENE (TNT), WETTED with not less than 30% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	-
1357	硝酸尿素 (20質量%以上の水で湿性としたものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	UREA NITRATE, WETTED with not less than 20% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	SP227
1358	ジルコニウム粉末 (25質量%以上の目視できる量の水で湿性としたものであって、機械的に製造された粒径53ミクロン未満の粉末又は化学的に製造された粒径840ミクロン未満の粉末に限る。)	ZIRCONIUM POWDER, WETTED with not less than 25% water (a visible excess of water must be present) (a) mechanically produced, particle size less than 53 microns; (b) chemically produced, particle size less than 840 microns	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E H1	SG17 SG25 SG26 SGG15	SP916
1360	リン化カルシウム	CALCIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG35 SG26	-

1361	炭素 (動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不活性炭素であって、自己発熱性を有するものに限る。)	CARBON animal or vegetable origin	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	-	P002	PP12	-	-	IBC06	-	T3	TP33	-	-	A SW1 H2	-	SP925	
1361	炭素 (動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不活性炭素であって、自己発熱性を有するものに限る。)	CARBON animal or vegetable origin	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P002	PP12	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	-	SP223 SP925	
1362	活性炭 (水蒸気賦活工程により製造された活性炭を除く。)	CARBON, ACTIVATED	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP11 PP31	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	-	SP223 SP925	
1363	コブラ	COPRA	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P003	PP20	LP02	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	BK2	A SW1 SW9 H1 SP926	-	SP29 SP973
1364	綿廃くず (油性のものに限る。)	COTTON WASTE, OILY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P003	PP19	LP02	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	-	A	SG41	SP29 SP973
1365	綿花 (湿性のものに限る。)	COTTON, WET	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P003	PP19	-	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	-	A	-	SP29 SP973
1369	パラニトロジメチルアニリン (50質量%を超える水で湿性としたものを除く。) [パラジメチルニトロソアニリン]	p-NITROSODIMETHYLANILINE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG29	SP927	
1372	動植物繊維 (揚げたもの又は湿つたもの)	FIBRES ANIMAL or FIBRES VEGETABLE burnt, wet or damp	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P410	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
1373	繊維又は織物 (動植物系のもの又は合成したものであって、油を含有するもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	FIBRES or FABRICS, ANIMAL or VEGETABLE or SYNTHETIC N.O.S. with oil	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P410	PP31	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1374	魚粉 (安定化されていないもの) (脂肪の含有率が12質量% (1kg当たり100 mg以上の抗酸化剤を含むものにあつては15質量%)を超えるものに限る。)	FISH MEAL, UNSTABILIZED FISH SCRAP, UNSTABILIZED High hazard. Unrestricted moisture content, Unrestricted fat content in excess of 12%, by mass; unrestricted fat content in excess of 15%, by mass, in the case of anti- oxidant treated fish meal or fish	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW1 SW24 SP300	SG65	SP928	
1374	魚粉 (安定化されていないもの) (1kg当たり100mg以上の抗酸化剤を含まないものであって、水分含有率が5質量%を超え12質量%以下のものであって、かつ、脂肪の含有率が12質量%以下のものに限る。)	FISH MEAL, UNSTABILIZED FISH SCRAP, UNSTABILIZED Not anti-oxidant treated. Moisture content: more than 5% but not more than 12%, by mass. Fat content: not more than 12%, by mass.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B3 B21	-	-	-	SP907	A SW1 SW24 SP300 SP907	-	SP29 SP907 SP928	
1376	酸化鉄 (使用済みのもの) (石炭ガス精製過程から生じたもの) [海綿鉄]	IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT obtained from coal gas purification	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P002	PP100	LP02	L3	IBC08	B4	T1	TP33	-	BK2	E H1	SG26	SP223	
1378	金属触媒 (湿性のもの) (過剰水が目視されるもの)	METAL CATALYST, WETTED with a visible excess of liquid	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	-	P410	PP31 PP39 PP40	-	-	IBC01	-	T3	TP33	-	-	C	-	SP274	
1379	油性加工紙 (不飽和油で処理されたもので完全に乾燥していないもの) [カーボン紙]	PAPER, UNSATURATED OIL TREATED, incompletely dried (including carbon paper)	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P410	PP31	-	-	IBC08	B3	-	-	-	-	A	-	-	
1380	ペンタボラン	PENTABORANE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	-	
1381	黄リン ^ア 又は白リン ^ブ (乾性のもの、水中保存のもの又は溶液中のもの)	PHOSPHORUS, WHITE or YELLOW, DRY or UNDER WATER or IN SOLUTION	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	I	-	-	P405	PP31	-	-	-	-	T9	TP3 TP31	-	-	E	-	-	
1382	硫化カリウム (無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)	POTASSIUM SULPHIDE, ANHYDROUS or POTASSIUM SULPHIDE with less than 30% water of crystallization	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-	

1383	自然発火性金属又は自然発火性合金 (他に品名が明示されているものを除く。) [アルミニウム粉末] [バリウム粉末] [セシウム粉末] [セリウム粉末] [鉄粉末] [ストロンチウム粉末] [亜鉛粉末 (自然発火性を有するもの)]	PYROPHORIC METAL, N. O. S. or PYROPHORIC ALLOY, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	T21	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SGG15	SP274	
1384	亜ジチオン酸ナトリウム [ナトリウムヒドロサルファイト]	SODIUM DITHIONITE (SODIUM HYDROSULPHITE)	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E H1	-	-	
1385	硫化ナトリウム (無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)	SODIUM SULPHIDE, ANHYDROUS or SODIUM SULPHIDE with less than 30% water of crystallization	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-	
1386	シードケーキ (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものに限る。) [ミール又は種子しぼりかす]	SEED CAKE containing vegetable oil, mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P003	PP20	LP02	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	BK2	E SW1 SW25 H1	-	SP29 SP929 SP973
1386	シードケーキ (溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%以下(水分含有率が10質量%を超える場合に限る。のものに限る。) [ミール又は種子しぼりかす]	SEED CAKE containing vegetable oil, solvent extractions and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P003	PP20	LP02	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	BK2	A SW1 SW25 H1	-	SP29 SP929 SP973
1387	羊毛くず (湿性のもの)	WOOL WASTE, WET	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P410	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
1389	アルカリ金属アマルガム (液体)	ALKALI METAL AMALGAM, LIQUID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35 SGG7 SGG11	SP182
1390	アルカリ金属アミド	ALKALI METAL AMIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35	SP182	
1391	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物	ALKALI METAL DISPERSION or ALKALINE EARTH METAL DISPERSION	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	SP182 SP183
1392	アルカリ土類金属アマルガム (液体)	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, LIQUID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35 SGG7 SGG11	SP183
1393	アルカリ土類金属合金 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALINE EARTH METAL ALLOY, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E H1	SG26 SG35	SP183	
1394	アルミニウムカーバイド	ALUMINIUM CARBIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG26 SG35	-	
1395	アルミニウムフェロシリコン粉末	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	BK2	A SW2 SW5 H1	SG26 SG32 SG35 SG36	SP932
1396	アルミニウム粉末 (自然発火性を有しないものであって、表面を被覆していないもの)	ALUMINIUM POWDER, UNCOATED	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG26 SG32 SG35 SG36 SGG15	-	
1396	アルミニウム粉末 (自然発火性を有しないものであって、表面を被覆していないもの)	ALUMINIUM POWDER, UNCOATED	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A H1	SG26 SG32 SG35 SG36 SGG15	SP223	
1397	リン化アルミニウム (水反応可燃性物質に該当しないものを除く。)	ALUMINIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
1398	アルミニウムシリコン粉末 (表面を被覆していないもの)	ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	BK2	A SW2 SW5 H1	SG26 SG32 SG35 SG36 SGG15	SP37 SP223 SP932
1400	バリウム (自然発火性を有しないもの)	BIARIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E H1	SG26 SG35	-	
1401	カルシウム (自然発火性を有しないもの)	CALCIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E H1	SG26 SG35	-	

1402	カーバイド [カルシウムカーバイド]	CALCIUM CARBIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	T9	TP7 TP33	-	-	B H1	SG26 SG35	-
1402	カーバイド [カルシウムカーバイド]	CALCIUM CARBIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	B H1	SG26 SG35	-
1403	カルシウムシアナミド (カルシウムカーバイドの含有率が0.1質量%を超えるものに限る。) [石灰窒素]	CALCIUM CYANAMIDE with more than 0.1% calcium carbide	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A H1	SG26 SG35	SP38 SP934
1404	水素化カルシウム	CALCIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	B4 B21	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1405	ケイ化カルシウム [カルシウムシリコン]	CALCIUM SILICIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW5 H1	SG26 SG35	SP932
1405	ケイ化カルシウム [カルシウムシリコン]	CALCIUM SILICIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	B SW5 H1	SG26 SG35	SP223 SP932
1407	セシウム	CAESIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	-
1408	フェロシリコン (ケイ素の含有率が30質量%以上90質量%未満のものに限る。)	FERROSILICON with 30% or more but less than 90% silicon	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	III	1kg	E1	P003	PP20 PP100	-	-	IBC08	B4 B6	T1	TP33	-	BK2	A SW2 SW5 H1	SG26 SG35 SG36	SP39 SP223 SP932
1409	水素化金属 (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL HYDRIDES, WATER-REACTIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	SP274
1409	水素化金属 (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL HYDRIDES, WATER-REACTIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	D H1	SG26 SG35	SP274
1410	水素化リチウムアルミニウム	LITHIUM ALUMINIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1411	水素化リチウムアルミニウム (エーテル溶液)	LITHIUM ALUMINIUM HYDRIDE, ETHEREAL	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	I	-	-	P402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2 H1	SG26	-
1413	水素化ホウ素リチウム	LITHIUM BOROHYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1414	水素化リチウム (溶融酸化したものを除く。)	LITHIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1415	リチウム (自然発火性を有しないもの)	LITHIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	T9	TP7 TP33	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1417	リチウムシリコン	LITHIUM SILICON	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW5 H1	SG26	-
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末 (マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)	MAGNESIUM POWDER or MAGNESIUM ALLOYS POWDER	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	A H1	SG26 SG32 SG35 SGG15	-
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末 (マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)	MAGNESIUM POWDER or MAGNESIUM ALLOYS POWDER	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG26 SG32 SG35 SGG15	-
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末 (マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)	MAGNESIUM POWDER or MAGNESIUM ALLOYS POWDER	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A H1	SG26 SG32 SG35 SGG15	SP223
1419	リン化マグネシウムアルミニウム	MAGNESIUM ALUMINIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
1420	カリウム合金 (液体)	POTASSIUM METAL ALLOYS, LIQUID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	-
1421	アルカリ金属合金 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALI METAL ALLOY, LIQUID, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	SP182
1422	カリウムナトリウム合金 (液体)	POTASSIUM SODIUM ALLOYS, LIQUID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	T9	TP3 TP7 TP31	-	-	D H1	SG26 SG35	-
1423	ルビジウム	RUBIDIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	-
1426	水素化ホウ素ナトリウム	SODIUM BOROHYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1427	水素化ナトリウム	SODIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
1428	ナトリウム	SODIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SG35	-
1431	ナトリウムメチレート [ナトリウムメトキシライド]	SODIUM METHYLATE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC05	B21	T3	T33	-	-	B	SG35 SGG18	-

1432	リン化ナトリウム	SODIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
1433	リン化スズ	STANNIC PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
1435	亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残渣又は亜鉛滓 (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	ZINC ASHES	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P002	PP100	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	BK2	A H1	SG26 SGG7 SGG15	SP223 SP935
1436	亜鉛粉末 (自然発火性を有しないもの)	ZINC POWDER or ZINC DUST	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	A H1	SG26 SG35 SG36 SGG7 SGG15	-
1436	亜鉛粉末 (自然発火性を有しないもの)	ZINC POWDER or ZINC DUST	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG26 SG35 SG36 SGG7 SGG15	-
1436	亜鉛粉末 (自然発火性を有しないもの)	ZINC POWDER or ZINC DUST	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A H1	SG26 SG35 SG36 SGG7 SGG15	SP223
1437	水素化ジルコニウム	ZIRCONIUM HYDRIDE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	E	-	-
1438	硝酸アルミニウム	ALUMINIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	BK2	A	-	-
1439	重クロム酸アンモニウム	AMMONIUM DICHROMATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG75 SGG2	-
1442	過塩素酸アンモニウム (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AMMONIUM PERCHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E	SG49 SG60 SGG2 SGG13	SP152
1444	過硫酸アンモニウム [パーオキシ二硫酸アンモニウム]	AMMONIUM PERSULPHATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG2	-
1445	塩素酸バリウム (固体)	BARIUM CHLORATE, SOLID	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
1446	硝酸バリウム	BARIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1447	過塩素酸バリウム (固体)	BARIUM PERCHLORATE, SOLID	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-
1448	過マンガン酸バリウム	BARIUM PERMANGANATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG14	-
1449	過酸化バリウム	BARIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
1450	無機臭素酸塩類 (固体 (臭素酸アンモニウムを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。))	BROMATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG3	SP274
1451	硝酸セシウム	CAESIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1452	塩素酸カルシウム (固体)	CALCIUM CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
1453	亜塩素酸カルシウム	CALCIUM CHLORITE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG5	-
1454	硝酸カルシウム (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	CALCIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP208
1455	過塩素酸カルシウム	CALCIUM PERCHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-

1456	過マンガン酸カルシウム	CALCIUM PERMANGANATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG14	-
1457	過酸化カルシウム	CALCIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物	CHLORATE AND BORATE MIXTURE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物	CHLORATE AND BORATE MIXTURE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	SP223
1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物 (固体)	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE, MIXTURE, SOLID	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物 (固体)	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE, MIXTURE, SOLID	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
1461	無機塩素酸塩類 (固体) (塩素酸アンモニウムを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLORATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	SP274
1462	無機亜塩素酸塩類 (亜塩素酸アンモニウムを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLORITES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG5	SP274
1463	三酸化クロム (無水物) [無水クロム酸又はクロム酸(固体)]	CHROMIUM TRIOXIDE, ANHYDROUS	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1 8	II	1kg	E2	P002	PP31	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG6 SG16 SG19	-
1465	硝酸ジウム	DIDYMIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1466	硝酸第二鉄	FERRIC NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1467	硝酸グアニジン	GUANIDINE NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG45	-
1469	硝酸鉛 ^P	LEAD NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG9	-
1470	過塩素酸鉛 ^P (固体)	LEAD PERCHLORATE, SOLID	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG7 SGG9 SGG13	-
1471	次亜塩素酸リチウム(乾性のもの)又は次亜塩素酸リチウム混合物	LITHIUM HYPOCHLORITE, DRY or LITHIUM HYPOCHLORITE MIXTURE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW8	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SGG8	-
1471	次亜塩素酸リチウム(乾性のもの)又は次亜塩素酸リチウム混合物	LITHIUM HYPOCHLORITE, DRY or LITHIUM HYPOCHLORITE MIXTURE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 SW8	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SGG8	SP223
1472	過酸化リチウム	LITHIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
1473	臭素酸マグネシウム	MAGNESIUM BROMATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG3	-
1474	硝酸マグネシウム	MAGNESIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP332
1475	過塩素酸マグネシウム	MAGNESIUM PERCHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-
1476	過酸化マグネシウム	MAGNESIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
1477	無機硝酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49	-

1477	無機硝酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG38 SG49	SP223
1479	その他の酸化性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	OXIDIZING SOLID, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	I	-	-	P503	-	-	-	IBC05	B1	-	-	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SG61	SP274
1479	その他の酸化性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	OXIDIZING SOLID, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	SG38 SG49 SG60 SG61	SP274
1479	その他の酸化性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	OXIDIZING SOLID, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	SG38 SG49 SG60 SG61	SP223 SP274
1481	無機過塩素酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERCHLORATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-
1481	無機過塩素酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERCHLORATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	SP223
1482	無機過マンガン酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERMANGANATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG14	SP274
1482	無機過マンガン酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERMANGANATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG14	SP223 SP274
1483	無機過酸化物質類 (他に品名が明示されているものを除く。)	PEROXIDES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
1483	無機過酸化物質類 (他に品名が明示されているものを除く。)	PEROXIDES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP100	LP02	L3	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	SP223
1484	臭素酸カリウム	POTASSIUM BROMATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG3	-
1485	塩素酸カリウム (固体)	POTASSIUM CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
1486	硝酸カリウム	POTASSIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP964
1487	硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物	POTASSIUM NITRATE AND SODIUM NITRITE, MIXTURE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG12	-
1488	亜硝酸カリウム	POTASSIUM NITRITE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG12	-
1489	過塩素酸カリウム	POTASSIUM PERCHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-
1490	過マンガン酸カリウム	POTASSIUM PERMANGANATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG14	-
1491	過酸化カリウム	POTASSIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	I	-	-	P503	-	-	-	IBC06	B1	-	-	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
1492	過硫酸カリウム [パーオキシ二硫酸カリウム]	POTASSIUM PERSULPHATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG39 SG49	-
1493	硝酸銀	SILVER NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7	-
1494	臭素酸ナトリウム	SODIUM BROMATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG3	-
1495	塩素酸ナトリウム (固体)	SODIUM CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	BK2	A	SG38 SG49 SGG4	-

1496	亜塩素酸ナトリウム (固体)	SODIUM CHLORITE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG5	-	
1498	硝酸ナトリウム [チリ硝石]	SODIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP964	
1499	硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE, MIXTURE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP964	
1500	亜硝酸ナトリウム	SODIUM NITRITE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG12	-	
1502	過塩素酸ナトリウム	SODIUM PERCHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-	
1503	過マンガン酸ナトリウム	SODIUM PERMANGANATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG14	-	
1504	過酸化ナトリウム	SODIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	I	-	-	P503	-	-	-	IBC05	B1	-	-	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-	
1505	過硫酸ナトリウム [パーオキシ二硫酸ナトリウム]	SODIUM PERSULPHATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG39 SG49	-	
1506	塩素酸ストロンチウム	STRONTIUM CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-	
1507	硝酸ストロンチウム	STRONTIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1508	過塩素酸ストロンチウム	STRONTIUM PERCHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG13	-	
1509	過酸化ストロンチウム	STRONTIUM PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B2	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-	
1510	テトラニトロメタン	TETRAMITROMETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG16	-	
1511	過酸化水素尿素 [過酸化尿素]	UREA HYDROGEN PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A H1	-	-	
1513	塩素酸亜鉛	ZINC CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4 SGG7	-	
1514	硝酸亜鉛	ZINC NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7	-	
1515	過マンガン酸亜鉛	ZINC PERMANGANATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SGG7 SGG14	-	
1516	過酸化亜鉛	ZINC PEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG7 SGG16	-	
1517	ピクラミン酸ジルコニウム (20質量%以上の水で湿性としたもの)	ZIRCONIUM PICRAMATE, WETTED with not less than 20% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	D	SG7 SG30	-
1541	アセトンシアノヒドリン ^P (安定剤入りのもの)	ACETONE CYANOHYDRIN, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SG35 SG36 SGG6	-	
1544	アルカロイド類又はアルカロイド塩類 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	ALKALOIDS, SOLID, N. O. S. or ALKALOID SALTS, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	-	SP274	
1544	アルカロイド類又はアルカロイド塩類 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	ALKALOIDS, SOLID, N. O. S. or ALKALOID SALTS, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274	
1544	アルカロイド類又はアルカロイド塩類 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	ALKALOIDS, SOLID, N. O. S. or ALKALOID SALTS, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274	

1545	イソチオシアン酸アリル (安定剤入りのもの) [アリルマスタードオイル]	ALLYL ISOTHIOCYANATE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1546	ヒ酸アンモニウム	AMMONIUM ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SGG2	-
1547	アニリン [Ⓕ] [アミノベンゼン] [アニリン油 [Ⓕ]] [フェニルアミン [Ⓕ]]	ANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35	-
1548	アニリン塩酸塩	ANILINE HYDROCHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1549	無機アンチモン化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの並びにヒ素の含有率が0.5質量%以下の硫化アンチモン及び酸化アンチモンを除く。)	ANTIMONY COMPOUND, INORGANIC, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP45 SP274
1550	乳酸アンチモン	ANTIMONY LACTATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1551	酒石酸アンチモンカリウム [吐酒石]	ANTIMONY POTASSIUM TARTRATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1553	ヒ酸 (液体)	ARSENIC ACID, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	PP31	-	-	-	-	T20	TP2 TP7 TP13	-	-	B	SG33	-
1554	ヒ酸 (固体)	ARSENIC ACID, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1555	三臭化ヒ素 [臭化ヒ素]	ARSENIC BROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW2 H2	-	-
1556	無機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S., inorganic, including: Arsenates, n. o. s.; Arsenites, n. o. s.; and Arsenic sulphides, n. o. s.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG70	SP274
1556	無機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S., inorganic, including: Arsenates, n. o. s.; Arsenites, n. o. s.; and Arsenic sulphides, n. o. s.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG70	SP274
1556	無機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S., inorganic, including: Arsenates, n. o. s.; Arsenites, n. o. s.; and Arsenic sulphides, n. o. s.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	B SW2	SG70	SP223 SP274
1557	無機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, SOLID, N. O. S., inorganic, including: Arsenates, n. o. s.; Arsenites, n. o. s.; and Arsenic sulphides, n. o. s.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG70	SP274
1557	無機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, SOLID, N. O. S., inorganic, including: Arsenates, n. o. s.; Arsenites, n. o. s.; and Arsenic sulphides, n. o. s.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG70	SP274
1557	無機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ARSENIC COMPOUND, SOLID, N. O. S., inorganic, including: Arsenates, n. o. s.; Arsenites, n. o. s.; and Arsenic sulphides, n. o. s.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG70	SP223 SP274
1558	ヒ素	ARSENIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1559	五酸化ヒ素	ARSENIC PENTOXIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1560	三塩化ヒ素 [塩化ヒ素]	ARSENIC TRICHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	B SW2	-	-
1561	三酸化ヒ素 [亜ヒ酸又は白ヒ]	ARSENIC TRIOXIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1562	ヒ素粉末	ARSENICAL DUST	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1564	バリウム化合物 (他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く。)	BARIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	LP02	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP177 SP274
1564	バリウム化合物 (他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く。)	BARIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP177 SP223 SP274
1565	シアン化バリウム [Ⓕ]	BARIUM CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	SG35 SGG6	-
1566	ベリリウム化合物 (他に品名が明示されているものを除く。)	BERYLLIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274
1566	ベリリウム化合物 (他に品名が明示されているものを除く。)	BERYLLIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274

1567	ベリリウム粉末	BERYLLIUM POWDER	毒物類	毒物	6.1	-	4.1	II	500g	E4	P002	PP100	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	SG25 SG26	-	
1569	臭化アセトン ^p	BROMOACETONE	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-	
1570	ブルシン (殺虫殺菌剤類を除く。) [ジメトキシストリキニールネ]	BRUCINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	-	-	
1571	アジ化バリウム (50質量%以上の水で湿性としたもの)	BARIUM AZIDE, WETTED with not less than 50% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	I	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	D	SG7 SG30 SGG17	-
1572	カコジル酸 [ジメチルアルシン酸]	CACODYLIC ACID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	E	SG35 SG36 SG49 SGG1	-	
1573	ヒ酸カルシウム ^p	CALCIUM ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
1574	ヒ酸カルシウムと亜ヒ酸カルシウムの混合物 ^p (固体)	CALCIUM ARSENATE AND CALCIUM ARSENITE, MIXTURE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
1575	シアン化カルシウム ^p	CALCIUM CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	SG35 SGG6	-	
1577	クロロジニトロベンゼン ^p (液体)	CHLORODINITROBENZENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG15	-	
1578	クロロニトロベンゼン (固体)	CHLORONITROBENZENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
1579	4-クロロオルトトルイジン塩酸塩 (固体)	4-CHLORO-o-TOLUIDINE HYDROCHLORIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1580	クロロピクリン [ニトロトリクロロメタン]	CHLOROPICRIN	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-	
1581	クロロピクリンと臭化メチルの混合物 (クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)	CHLOROPICRIN AND METHYL BROMIDE MIXTURE with not more than 2% chloropicrin	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	D SW1 SW2	-	-	
1582	クロロピクリンと塩化メチルの混合物	CHLOROPICRIN AND METHYL CHLORIDE MIXTURE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	D SW1 SW2	-	-	
1583	クロロピクリン混合物 (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHLOROPICRIN MIXTURE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C SW2	SP315 SP274	-	
1583	クロロピクリン混合物 (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROPICRIN MIXTURE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	-	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C SW2	-	SP274	
1583	クロロピクリン混合物 (殺虫殺菌剤類を除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROPICRIN MIXTURE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	-	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	C SW2	-	SP223 SP274	
1585	アセト亜ヒ酸銅 ^p	COPPER ACETOARSENITE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
1586	亜ヒ酸銅 ^p	COPPER ARSENITE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
1587	シアン化銅 ^p	COPPER CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG6 SGG7	-	
1588	無機シアン化物 ^p (固体) (他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)	CYANIDES, INORGANIC, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG35 SGG6	SP47 SP274	
1588	無機シアン化物 ^p (固体) (他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)	CYANIDES, INORGANIC, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG6	SP47 SP274	
1588	無機シアン化物 ^p (固体) (他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)	CYANIDES, INORGANIC, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SGG6	SP223 SP274	
1589	塩化シアン ^p (安定剤入りのもの) [クロロシアン] [シアン化塩素]	CYANOGEN CHLORIDE, STABILIZED	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	-	SP386	
1590	ジクロロアニリン ^p (液体)	DICHLOROANILINES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-	
1591	オルトジクロロベンゼン [1,2-ジクロロベンゼン]	o-DICHLOROBENZENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-	

1593	ジクロロメタン [塩化メチレン]	DICHLOROMETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	B8	T7	TP2	-	-	A	SGG10	-
1594	硫酸ジエチル [硫酸エチル]	DIETHYL SULPHATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C	-	-
1595	硫酸ジメチル [硫酸メチル]	DIMETHYL SULPHATE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1596	ジニトロアニリン	DINITROANILINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG15	-
1597	ジニトロベンゼン (液体)	DINITROBENZENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A	SG15	-
1597	ジニトロベンゼン (液体)	DINITROBENZENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A	SG15	SP223
1598	ジニトロオルトクレゾール ^p (殺虫殺菌剤類を除く。)	DINITRO- <i>o</i> -CRESOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1599	ジニトロフェノール ^p (溶液)	DINITROPHENOL SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG30	-
1599	ジニトロフェノール ^p (溶液)	DINITROPHENOL SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG30	SP223
1600	ジニトロトルエン ^p (溶融状のもの) [メチルジニトロベンゼン ^p]	DINITROTOLUENES, MOLTEN	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	-	-	-	-	-	-	T7	TP3	-	-	C	-	-
1601	消毒剤 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP274
1601	消毒剤 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP274
1601	消毒剤 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP223 SP274
1602	染料又は染料中間物 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, TOXIC, N. O. S. or DYE INTERMEDIATE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274
1602	染料又は染料中間物 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, TOXIC, N. O. S. or DYE INTERMEDIATE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	A	-	SP274
1602	染料又は染料中間物 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, TOXIC, N. O. S. or DYE INTERMEDIATE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A	-	SP223 SP274
1603	プロモ酢酸エチル	ETHYL BROMOACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	-	-
1604	エチレンジアミン [1,2-ジアミノエタン]	ETHYLENEDIAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35 SGG18	-
1605	1,2-ジプロモエタン [二臭化エチレン]	ETHYLENE DIBROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SGG10	-
1606	ヒ酸第二鉄 ^p	FERRIC ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1607	亜ヒ酸第二鉄 ^p	FERRIC ARSENITE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1608	ヒ酸第一鉄 ^p	FERROUS ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1611	四リン酸ヘキサエチル ^p [四リン酸エチル]	HEXAETHYL TETRAPHOSPHATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	E SW2	-	-
1612	四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物	HEXAETHYL TETRAPHOSPHATE AND COMPRESSED GAS MIXTURE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1613	シアン化水素酸 ^p (水溶液) (濃度が20質量%以下のものに限る。) [青酸]	HYDROCYANIC ACID, AQUEOUS SOLUTION (HYDROGEN CYANIDE, AQUEOUS SOLUTION) with not more than 20% hydrogen cyanide	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1614	シアン化水素 ^p (安定剤入りのものであって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるものに限る。) (水分の含有率が3質量%未満のものに限る。) [青酸]	HYDROGEN CYANIDE, STABILIZED containing less than 3% water and absorbed in a porous inert material	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
1616	酢酸鉛 ^p	LEAD ACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG7 SGG9	-

1617	ヒ酸鉛 ^P	LEAD ARSENATES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG9	-
1618	亜ヒ酸鉛 ^P	LEAD ARSENITES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG9	-
1620	シアン化鉛 ^P	LEAD CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG6 SGG7 SGG9	-
1621	ロンドンパープル ^P (殺虫殺菌剤類を除く。)	LONDON PURPLE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1622	ヒ酸マグネシウム ^P	MAGNESIUM ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1623	ヒ酸第二水銀 ^P	MERCURIC ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1624	塩化第二水銀 ^P 〔二塩化水銀 ^P 〕	MERCURIC CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1625	硝酸第二水銀 ^P	MERCURIC NITRATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1626	シアン化第二水銀カリウム ^P 〔シアン化水銀カリウム ^P 〕	MERCURIC POTASSIUM CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG35 SGG6 SGG7 SGG11	-
1627	硝酸第一水銀 ^P	MERCUROUS NITRATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1629	酢酸水銀 ^P 〔酢酸第一水銀 ^P 〕 〔酢酸第二水銀 ^P 〕	MERCURY ACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1630	塩化第二水銀アンモニウム ^P	MERCURY AMMONIUM CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG2 SGG7 SGG11	-
1631	安息香酸第二水銀 ^P	MERCURY BENZOATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1634	臭化水銀 ^P 〔臭化第一水銀 ^P 〕 〔臭化第二水銀 ^P 〕	MERCURY BROMIDES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1636	シアン化第二水銀 ^P	MERCURY CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG6 SGG7 SGG11	-
1637	グルコン酸第二水銀 ^P	MERCURY GLUCONATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1638	ヨウ化第二水銀 ^P	MERCURY IODIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1639	核酸水銀 ^P 〔マーキュロール ^P 〕	MERCURY NUCLEATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1640	オレイン酸第二水銀 ^P	MERCURY OLEATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1641	酸化第二水銀 ^P	MERCURY OXIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1642	オキシシアン化第二水銀 ^P (減感剤入りのもの)	MERCURY OXYCYANIDE, DESENSITIZED	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG15 SG35 SGG6 SGG7 SGG11	-
1643	ヨウ化第二水銀カリウム ^P	MERCURY POTASSIUM IODIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1644	サリチル酸第一水銀 ^P	MERCURY SALICYLATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1645	硫酸水銀類 ^P 又は硫酸水素水銀類 ^P 〔硫酸第一水銀 ^P 〕 〔硫酸第二水銀 ^P 〕 〔硫酸水素第一水銀 ^P 〕 〔硫酸水素第二水銀 ^P 〕	MERCURY SULPHATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1646	チオシアン酸第二水銀 ^P	MERCURY THIOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1647	臭化メチルと1,2-ジブロモエタンの混合物 ^P (液体)	METHYL BROMIDE AND ETHYLENE DIBROMIDE MIXTURE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SGG10	-
1648	アセトニトリル ^P 〔シアン化メチル〕	ACETONITRILE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	-	-

1649	自動車燃料用アンチノック剤 ^P [四エチル鉛] [四メチル鉛]	MOTOR FUEL ANTI-KNOCK MIXTURE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SGG7 SGG9	-	
1650	ベータナフチルアミン (固体)	BETA-NAPHTHYLAMINE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1651	ナフチルチオ尿素 (殺虫殺菌剤類を除く。) [アルファナフチルチオ尿素] [1-ナフチルチオ尿素]	NAPHTHYLTHIOUREA	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1652	ナフチル尿素	NAPHTHYLUREA	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1653	シアン化ニッケル ^P	NICKEL CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG6 SGG7	-
1654	ニコチン	NICOTINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	A	-	-
1655	ニコチン化合物又はニコチン製剤 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, SOLID, N. O. S. or NICOTINE PREPARATION, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
1655	ニコチン化合物又はニコチン製剤 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, SOLID, N. O. S. or NICOTINE PREPARATION, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274
1655	ニコチン化合物又はニコチン製剤 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, SOLID, N. O. S. or NICOTINE PREPARATION, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
1656	ニコチン塩酸塩 (液体又は溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。) [塩酸ニコチン]	NICOTINE HYDROCHLORIDE, LIQUID or SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	A	-	-
1656	ニコチン塩酸塩 (液体又は溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。) [塩酸ニコチン]	NICOTINE HYDROCHLORIDE, LIQUID or SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A	-	SP223
1657	ニコチンサリチル酸塩	NICOTINE SALICYLATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1658	ニコチン硫酸塩 (水溶液) [硫酸ニコチン]	NICOTINE SULPHATE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1658	ニコチン硫酸塩 (水溶液) [硫酸ニコチン]	NICOTINE SULPHATE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A	-	SP223
1659	ニコチン酒石酸塩	NICOTINE TARTRATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1660	一酸化窒素 (圧縮されているもの)	NITRIC OXIDE, COMPRESSED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
1661	ニトロアニリン [アミノニトロベンゼン]	NITROANILINES (o-, m-, p-)	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1662	ニトロベンゼン	NITROBENZENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-
1663	ニトロフェノール	NITROPHENOLS (o-, m-, p-)	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1664	ニトロトルエン (液体)	NITROTOLUENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1665	ニトロキシレン (液体) [2-ニトロ-3-キシレン] [3-ニトロ-2-キシレン] [4-ニトロ-3-キシレン]	NITROXYLENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1669	ペンタクロロエタン ^P [ペンタリン]	PENTACHLOROETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SGG10	-
1670	トリクロロメタンスルフェニルクロライド ^P [パークロロメチルメルカプタン] [チオカルボニルテトラクロライド] [トリクロロメチルスルホクロライド] [トリクロロメタンスルフルクロライド]	PERCHLOROMETHYL MERCAPTAN	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1671	フェノール (固体) [石炭酸]	PHENOL, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1672	塩化フェニルカルピラミン [フェニルイミノホスゲン] [フェニルイソシアノジクロライド]	PHENYL CARBYLAMINE CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1673	フェニレンジアミン [ジアミノベンゼン]	PHENYLENEDIAMINES (o-, m-, p-)	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-

1674	酢酸フェニル第二水銀 ^P (殺虫殺菌剤類を除く。)	PHENYLMERCURIC ACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7	-
1677	ヒ酸二水素カリウム	POTASSIUM ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1678	メタ亜ヒ酸カリウム	POTASSIUM ARSENITE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1679	シアン化銅カリウム ^P [テトラシアノ第一銅カリウム]	POTASSIUM CUPROCYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG6	-
1680	シアン化カリウム ^P (固体)	POTASSIUM CYANIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	T33	-	-	B	SG35 SGG6	-
1683	亜ヒ酸銀 ^P [オルト亜ヒ酸銀]	SILVER ARSENITE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7	-
1684	シアン化銀 ^P	SILVER CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	SG35 SGG6 SGG7	-
1685	ヒ酸ナトリウム [オルトヒ酸ナトリウム]	SODIUM ARSENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1686	亜ヒ酸ナトリウム (水溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。)	SODIUM ARSENITE, AQUEOUS SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1686	亜ヒ酸ナトリウム (水溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。)	SODIUM ARSENITE, AQUEOUS SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	-	SP223
1687	アジ化ナトリウム	SODIUM AZIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	-	-	-	-	A	SG15 SG30 SG35 SGG17	-
1688	カコジル酸ナトリウム	SODIUM CACODYLATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35	-
1689	シアン化ナトリウム ^P (固体)	SODIUM CYANIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	T33	-	-	B	SG35 SGG6	-
1690	フッ化ナトリウム (固体)	SODIUM FLUORIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	-
1691	亜ヒ酸ストロンチウム [オルト亜ヒ酸ストロンチウム]	STRONTIUM ARSENITE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
1692	ストリキニーネ又はストリキニーネ塩類 ^P (殺虫殺菌剤類を除く。)	STRYCHNINE or STRYCHNINE SALTS	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	-	-
1693	催涙ガス物質 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TEAR GAS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P001	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
1693	催涙ガス物質 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TEAR GAS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
1694	オルトシアン化プロモベンジル ^P (液体)	BROMOBENZYL CYANIDES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P001	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2 H2	SG35 SGG6	SP138
1695	クロロアセトン ^P (安定剤入りのもの) [モノクロロアセトン]	CHLOROACETONE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG5 SG8	-
1697	クロロアセトフェノン (固体) [フェニルクロロメチルケトン]	CHLOROACETOPHENONE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW1 SW2 H2	-	-
1698	ジフェニルアミンクロロアルシン ^P [塩化フェナルサジン]	DIPHENYLAMINE CHLOROARSINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P002	PP31	-	-	-	-	T6	T33	-	-	D SW2	-	-
1699	ジフェニルクロロアルシン ^P (液体)	DIPHENYLCHLOROARSINE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P001	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1700	催涙ガス筒 (火薬類を含有しないもの) [催涙ガステキ]	TEAR GAS CANDLES	毒物類	毒物	6.1	-	4.1	-	-	-	P600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
1701	臭化キシリル(液体)	XYLYL BROMIDE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	D SW2	SGG10	-
1702	テトラクロロエタン ^P [1,1,2,2-テトラクロロエタン] [四塩化アセチレン]	1,1,2,2-TETRACHLOROETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SGG10	-
1704	ジチオピロリン酸テトラエチル ^P (殺虫殺菌剤類を除く。)	TETRAETHYL DITHIOPYROPHOSPHATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	-	-
1707	タリウム化合物 ^P (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	THALLIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274
1708	トルイジン ^P (液体)	TOLUIDINES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-

1709	2,4-トルエンジアミン (固体)	2,4-TOLUYLENEDIAMINE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
1710	トリクロロエチレン	TRICHLOROETHYLENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SGG10	-
1711	キシリジン (液体) [2,4-アミノジメチルベンゼン] [2,4-ジメチルアニリン]	XYLIDINES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1712	ヒ酸亜鉛、メタ亜ヒ酸亜鉛又はこれらの混合物	ZINC ARSENATE or ZINC ARSENITE or ZINC ARSENATE AND ZINC ARSENITE MIXTURE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7	-
1713	シアン化亜鉛 ^o	ZINC CYANIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG35 SG66 SGG7	-
1714	リン化亜鉛	ZINC PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性 物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35 SGG7	-
1715	無水酢酸 [酸化アセチル]	ACETIC ANHYDRIDE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1716	臭化アセチル	ACETYL BROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1717	塩化アセチル ^o [塩化エタノイル]	ACETYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1718	リン酸二水素ブチル [ブチルリン酸]	BUTYL ACID PHOSPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1719	カ性アルカリ類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	CAUSTIC ALKALI LIQUID, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	SP274
1719	カ性アルカリ類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	CAUSTIC ALKALI LIQUID, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	SP223 SP274
1722	クロロギ酸アリル [アリルクロロカーボネート]	ALLYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SGG1	-
1723	ヨウ化アリル ^o	ALLYL IODIDE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1 SGG10	-
1724	アリルトリクロロシラン (安定剤入りのもの)	ALLYL TRICHLOROSILANE, STABILIZED	腐食性物質	-	8	-	3	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW1 SW2	SG36 SG49 SGG1	SP386
1725	臭化アルミニウム (無水物)	ALUMINIUM BROMIDE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	SP937
1726	塩化アルミニウム (無水物)	ALUMINIUM CHLORIDE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	SP937
1727	二フッ化水素アンモニウム (固体) [フッ化水素アンモニウム]	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW2	SG35 SG36 SG49 SGG1 SGG2	-
1728	ベンチルトリクロロシラン [アミルトリクロロシラン]	AMYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1729	塩化アニソイル	ANISOYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1730	五塩化アンチモン (液体)	ANTIMONY PENTACHLORIDE, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1731	五塩化アンチモン (水溶液)	ANTIMONY PENTACHLORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1731	五塩化アンチモン (水溶液)	ANTIMONY PENTACHLORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	SP223

1732	五フッ化アンチモン	ANTIMONY PENTAFLUORIDE	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	SG6 SG8 SG10 SG12 SG36 SG49 SGG1	-
1733	三塩化アンチモン	ANTIMONY TRICHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1736	塩化ベンゾイル	BENZOYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1737	臭化ベンジル [アルファブプロモトルエン]	BENZYL BROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	-	E4	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	D SW2 H1	SG36 SG49 SGG1 SGG10	-
1738	塩化ベンジル	BENZYL CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	-	E4	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	D SW2 H1	SG36 SG49 SGG1 SGG10	-
1739	クロロギ酸ベンジル ^p [ベンジルクロロカーボネート]	BENZYL CHLOROFORMATE	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1740	フッ化水素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROGEN DIFLUORIDES, SOLID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW2	SG35 SG36 SG49 SGG1	-
1740	フッ化水素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROGEN DIFLUORIDES, SOLID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 SW2	SG35 SG36 SG49 SGG1	SP223
1741	三塩化ホウ素	BORON TRICHLORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	-	-
1742	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物 (液体)	BORON TRIFLUORIDE ACETIC ACID COMPLEX, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1743	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物 (液体)	BORON TRIFLUORIDE PROPIONIC ACID COMPLEX, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	II	500mL	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1744	臭素又はその溶液	BROMINE or BROMINE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P804	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP10 TP13	-	-	D SW1 SW2 H2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1	-
1745	五フッ化臭素	BROMINE PENTAFLUORIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1 8	I	-	-	P200	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SG6 SG16 SG19 SG36 SG49 SGG1	-
1746	三フッ化臭素	BROMINE TRIFLUORIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1 8	I	-	-	P200	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SG6 SG16 SG19 SG36 SG49 SGG1	-
1747	ブチルトリクロロシラン	BUTYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	3	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1748	次亜塩素酸カルシウム ^p 又は次亜塩素酸カルシウム 混合物 ^p (乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を 超えるもの(有効酸素の含有率が8.8質量%の ものに限る。))	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	-
1748	次亜塩素酸カルシウム ^p 又は次亜塩素酸カルシウム 混合物 ^p (乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を 超えるもの(有効酸素の含有率が8.8質量%の ものに限る。))であって、かつ、備考の欄の規定 により当該危険物に該当するものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	SP316

1749	三フッ化塩素	CHLORINE TRIFLUORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
1750	クロロ酢酸 (水溶液)	CHLOROACETIC ACID SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1751	クロロ酢酸 (固体)	CHLOROACETIC ACID, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1752	クロロアセチルクロライド	CHLOROACETYL CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1753	クロロフェニルトリクロロシラン [†]	CHLOROPHENYL TRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1754	クロロスルホン酸 (三酸化硫黄を含有するものを含む。)	CHLOROSULPHONIC ACID (with or without sulphur trioxide)	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T20	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1755	クロム酸 (水溶液)	CHROMIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	C SW2	SG6 SG8 SG10 SG12 SG36 SG49 SGG1	-
1755	クロム酸 (水溶液)	CHROMIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	C SW2	SG6 SG8 SG10 SG12 SG36 SG49 SGG1	SP223
1756	フッ化クロム (固体)	CHROMIC FLUORIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SG36 SG49 SGG1	-
1757	フッ化クロム (水溶液)	CHROMIC FLUORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1757	フッ化クロム (水溶液)	CHROMIC FLUORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	SP223
1758	塩化クロミル [オキシ塩化クロム]	CHROMIUM OXYCHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	C SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1	-
1759	その他の腐食性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	CORROSIVE SOLID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
1759	その他の腐食性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	CORROSIVE SOLID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274
1759	その他の腐食性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	CORROSIVE SOLID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
1760	その他の腐食性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	CORROSIVE LIQUID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
1760	その他の腐食性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	CORROSIVE LIQUID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
1760	その他の腐食性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	CORROSIVE LIQUID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	-	SP223 SP274
1761	銅エチレンジアミン [†] (水溶液)	CUPRIETHYLENEDIAMINE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-
1761	銅エチレンジアミン [†] (水溶液)	CUPRIETHYLENEDIAMINE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	SG35	SP223
1762	シクロヘキセニルトリクロロシラン	CYCLOHEXENYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-

1763	シクロヘキシルトリクロロシラン	CYCLOHEXYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1764	ジクロロ酢酸	DICHLOROACETIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1765	ジクロロアセチルクロライド	DICHLOROACETYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1766	ジクロロフェニルトリクロロシラン ^P	DICHLOROPHENYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1767	ジエチルジクロロシラン	DIETHYLDICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	3	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1768	二フッ化リン酸 (無水物)	DIFLUOROPHOSPHORIC ACID, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1769	ジフェニルジクロロシラン	DIPHENYLDICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1770	臭化ジフェニルメチル [プロモジフェニルメタン] [ジフェニルプロモメタン]	DIPHENYLMETHYL BROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1771	ドデシルトリクロロシラン	DODECYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1773	塩化第二鉄 (無水物) [三塩化鉄]	FERRIC CHLORIDE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1774	消火液 (腐食性のもの)	FIRE EXTINGUISHER CHARGES corrosive liquid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	PP4	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
1775	テトラフルオロホウ酸 [フッ化ホウ素酸] [ホウフッ酸]	FLUOROBORIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1776	フルオロリン酸 (無水物) [フッ化リン酸]	FLUOROPHOSPHORIC ACID, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1777	フルオロスルホン酸 [フッ化スルホン酸]	FLUOROSULPHONIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1a	-	
1778	ヘキサフルオロケイ酸 [フッ化ケイ素酸] [ケイフッ化水素酸] [ケイフッ酸]	FLUOROSILICIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1779	ギ酸 (濃度が85質量%を超えるものに限る。)	FORMIC ACID with more than 85% acid, by mass	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1780	塩化フマルル	FUMARYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1781	ヘキサデシルトリクロロシラン	HEXADECYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1782	ヘキサフルオロリン酸 [六フッ化リン酸]	HEXAFLUOROPHOSPHORIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1783	ヘキサメチレンジアミン (水溶液) [1,6-ヘキサンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサ サン]	HEXAMETHYLENEDIAMINE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-
1783	ヘキサメチレンジアミン (水溶液) [1,6-ヘキサンジアミン] [1,6-ジアミノヘキサ サン]	HEXAMETHYLENEDIAMINE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	SP223
1784	ヘキシルトリクロロシラン	HEXYL TRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物 (フッ化水素及び硫酸の混合物を70質量%から 80質量%まで含有し、かつ、フッ化水素の含有 率が25質量%以上のものに限る。)	HYDROFLUORIC ACID AND SULPHURIC ACID MIXTURE	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1a	-	
1787	ヨウ化水素酸 [ヨウ酸]	HYDRIODIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C	SG36 SG49 SGG1a	-

1787	ヨウ化水素酸 [ヨウ酸]	HYDRIODIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	C	SG36 SG49 SGG1a	SP223
1788	臭化水素酸 [臭酸]	HYDROBROMIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C	SG36 SG49 SGG1a	-
1788	臭化水素酸 [臭酸]	HYDROBROMIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	C	SG36 SG49 SGG1a	SP223
1789	塩酸	HYDROCHLORIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	C	SG36 SG49 SGG1a	-
1789	塩酸	HYDROCHLORIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	C	SG36 SG49 SGG1a	SP223
1790	フッ化水素酸 (フッ化水素の濃度が60質量%を超えるものに 限る。) [フッ酸]	HYDROFLUORIC ACID solution, with more than 60% hydrogen fluoride	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P802	PP79 PP81	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SGG1a	-
1790	フッ化水素酸 (フッ化水素の濃度が60質量%以下のものに 限る。) [フッ酸]	HYDROFLUORIC ACID solution, with not more than 60% hydrogen fluoride	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	PP81	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	D SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SGG1a	-
1791	次亜塩素酸塩 ^P (水溶液) [さらし液、次亜塩素酸ナトリウム ^P 、次亜塩素 酸カリウム等]	HYPOCHLORITE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	PP10	-	-	IBC02	B5	T7	TP2 TP24	-	-	B	SG20 SG68	SP274
1791	次亜塩素酸塩 ^P (水溶液) [さらし液、次亜塩素酸ナトリウム ^P 、次亜塩素 酸カリウム等]	HYPOCHLORITE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2 TP24	-	-	B	SG20 SG68	SP223 SP274
1792	一塩化ヨウ素 (固体)	IODINE MONOCHLORIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	-	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T7	TP2	-	-	D SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1	-
1793	リン酸二水素イソプロピル	ISOPROPYL ACID PHOSPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1794	硫酸鉛 (遊離酸の含有率が3質量%を超えるものに 限る。) [鉛ドross]	LEAD SULPHATE with more than 3% free acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1 SGG7 SGG9	-
1796	混酸 (硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率 が50質量%を超えるものに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE with more than 50% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	5.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG16 SG36 SG49 SGG1a	-
1796	混酸 (硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率 が50質量%以下のものに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE with not more than 50% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1a	-
1798	王水	NITROHYDROCHLORIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P802	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1a	-
1799	ノニルトリクロロシラン	NONYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1800	オクタデシルトリクロロシラン	OCTADECYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1801	オクチルトリクロロシラン	OCTYL TRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP7 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1802	過塩素酸 (濃度が50質量%以下のものに限る。)	PERCHLORIC ACID with not more than 50% acid, by mass	腐食性物質	-	8	-	5.1	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C	SG16 SG36 SG49 SGG1a	-

1803	フェノールスルホン酸 (液体)	PHENOLSULPHONIC ACID, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW15	SG36 SG49 SGG1	-
1804	フェニルトリクロシラン	PHENYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1805	リン酸 (水溶液) [オルトリン酸]	PHOSPHORIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	SP223
1806	五塩化リン	PHOSPHORUS PENTACHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	-	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	C SW2	SG6 SG8 SG10 SG12 SG36 SG49 SGG1	-
1807	五酸化リン [無水リン酸]	PHOSPHORUS PENTOXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1808	三臭化リン	PHOSPHORUS TRIBROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1809	三塩化リン [塩化リン]	PHOSPHORUS TRICHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1810	塩化ホスホリル [オキシ塩化リン]	PHOSPHORUS OXYCHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1811	フッ化水素カリウム (固体)	POTASSIUM HYDROGEN DIFLUORIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW2	SG35 SG36 SG49 SGG1	-
1812	フッ化カリウム (固体)	POTASSIUM FLUORIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	-
1813	水酸化カリウム (固体) [カ性カリ]	POTASSIUM HYDROXIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
1814	水酸化カリウム (水溶液) [カ性カリ]	POTASSIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35 SGG18	-
1814	水酸化カリウム (水溶液) [カ性カリ]	POTASSIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
1815	塩化プロピオニル* [塩化プロパノイル]	PROPIONYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1816	プロピルトリクロシラン	PROPYLTRICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	3	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1817	塩化ピロスルフルル [塩化ジスルフルル]	PYROSULPHURYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T8	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1818	四塩化ケイ素	SILICON TETRACHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG72A SGG1	-
1819	アルミン酸ナトリウム (水溶液)	SODIUM ALUMINATE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35 SGG18	-
1819	アルミン酸ナトリウム (水溶液)	SODIUM ALUMINATE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
1823	水酸化ナトリウム (固体) [カ性ソーダ]	SODIUM HYDROXIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
1824	水酸化ナトリウム (水溶液) [カ性ソーダ]	SODIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35 SGG18	-
1824	水酸化ナトリウム (水溶液) [カ性ソーダ]	SODIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
1825	酸化ナトリウム	SODIUM MONOXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
1826	廃混酸 (硝酸の含有率が50質量%を超えるものであつて、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT with more than 50% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	5.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG16 SG36 SG49 SGG1a	-

1826	廃混酸 (硝酸の含有率が50質量%以下のものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT with not more than 50% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1a	-
1827	塩化第二スズ (無水物)	STANNIC CHLORIDE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C	SG36 SG49 SGG1	-
1828	塩化硫黄類 [一塩化硫黄] [二塩化硫黄]	SULPHUR CHLORIDES	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1829	三酸化硫黄 (安定剤入りのもの又は安定化されたもの) [無水硫酸]	SULPHUR TRIOXIDE, STABILIZED	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T20	TP4 TP13 TP25 TP26	-	-	C SW1 SW2	SG36 SG49 SGG1	SP386
1830	硫酸 (濃度が51質量%を超えるもの)	SULPHURIC ACID with more than 51% acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	C SW15	SG36 SG49 SGG1a	-
1831	発煙硫酸 [二硫酸]	SULPHURIC ACID, FUMING	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	C SW2 SW15	SG36 SG49 SGG1a	-
1832	廃硫酸 (化学的に安定なものに限る。)	SULPHURIC ACID, SPENT	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	C SW15	SG36 SG49 SGG1a	-
1833	亜硫酸	SULPHUROUS ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1834	塩化スルフリル [塩化スルホニル]	SULPHURYL CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1835	水酸化テトラメチルアンモニウム (水溶液)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35 SG62 SGG18	-
1835	水酸化テトラメチルアンモニウム (水溶液)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A	SG35 SG62 SGG18	SP223
1836	塩化チオニル [オキシ塩化硫黄] [塩化スルフィニル]	THIONYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P802	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1837	塩化チオホスホリル [チオ塩化リン]	THIOPHOSPHORYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1838	四塩化チタン [塩化チタン]	TITANIUM TETRACHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1 SGG7	-
1839	トリクロロ酢酸 (固体)	TRICHLOROACETIC ACID, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1840	塩化亜鉛 ^P (水溶液)	ZINC CHLORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1 SGG7	SP223
1841	1-アミノエタノール [アセトアルデヒドアンモニア]	ACETALDEHYDE AMMONIA	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3 B6	T1	TP33	-	-	A	SG29	-
1843	ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 ^P (固体)	AMMONIUM DINITRO- <i>o</i> -CRESOLATE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	SG15 SG16 SG30 SG63 SGG2	-
1845	ドライアイス [固形二酸化炭素]	CARBON DIOXIDE, SOLID (DRY ICE)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P003	PP18	-	-	-	-	-	-	-	-	C SW2	-	SP297
1846	四塩化炭素 ^P (ゼラチンのカプセルに入れたものをガラス容器に収納し、木箱で外装したものを除く。) [テトラクロロメタン]	CARBON TETRACHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SGG10	-
1847	硫化カリウム (水和物) (結晶水の含有率が30質量%以上のものに限る。)	POTASSIUM SULPHIDE, HYDRATED with not less than 30% water of crystallization	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
1848	プロピオン酸 (濃度が10質量%以上90質量%未満のものに限る。)	PROPIONIC ACID with not less than 10% and less than 90% acid, by mass	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-

1849	硫化ナトリウム (水合物) (結晶水の含有率が30質量%以上のものに限る。)	SODIUM SULPHIDE, HYDRATED with not less than 30% water	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-	
1851	医薬品 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	MEDICINE, LIQUID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C SW2	-	-
1851	医薬品 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	MEDICINE, LIQUID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	-	-	-	-	-	-	-	C SW2	-	SP223
1854	バリウム合金 (自然発火性のもの)	BARIUM ALLOYS, PYROPHORIC	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	T21	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SGG15	-	
1855	カルシウム又はカルシウム合金 (自然発火性のもの)	CALCIUM, PYROPHORIC or CALCIUM ALLOYS, PYROPHORIC	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	-	
1856	ぼろきれ類 (油を含んでいるもの)	RAGS, OILY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	-	-	-	P003	PP19	-	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	A	-	SP29 SP973	
1857	織物くず (湿性のもの)	TEXTILE WASTE, WET	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P410	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-	
1858	ヘキサフルオロプロピレン [冷媒用ガスR1216]	HEXAFLUOROPROPYLENE (REFRIGERANT GAS R 1216)	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
1859	テトラフルオロモシラン [四フッ化ケイ素]	SILICON TETRAFLUORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
1860	フッ化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL FLUORIDE, STABILIZED	高圧ガス	引火性高圧ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW1 SW2	-	SP386	
1862	クロトン酸エチル	ETHYL CROTONATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B	-	-	
1863	タービンエンジン用航空燃料 [航空用ガソリン]	FUEL, AVIATION, TURBINE ENGINE	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP28	-	-	E	-	-	
1863	タービンエンジン用航空燃料 [航空用ガソリン]	FUEL, AVIATION, TURBINE ENGINE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-	
1863	タービンエンジン用航空燃料 [航空用ガソリン]	FUEL, AVIATION, TURBINE ENGINE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223	
1865	硝酸ノルマルプロピル ^o	n-PROPYL NITRATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG6 SG8 SG10 SG12	-	
1866	樹脂液	RESIN SOLUTION flammable	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP28	-	-	E	-	-	
1866	樹脂液	RESIN SOLUTION flammable	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	PP1	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	-	
1866	樹脂液	RESIN SOLUTION flammable	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	PP1	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223	
1868	デカボラン	DECABORANE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	II	1kg	-	P002	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG17	-	
1869	マグネシウム又はマグネシウム合金 (マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものでペレット、切削くず又はリボン状のものに限る。)	MAGNESIUM or MAGNESIUM ALLOYS with more than 50% magnesium in pellets, turnings or ribbons	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP100	LP02	L3	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A H1	SG17 SG25 SG26 SG32 SG35 SG36 SG52	SP59 SP920	
1870	水素化ホウ素カリウム	POTASSIUM BOROHYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-	
1871	水素化チタン	TITANIUM HYDRIDE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	E	-	-	
1872	二酸化鉛 [過酸化鉛]	LEAD DIOXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG7 SGG9	-	
1873	過塩素酸 (濃度が50質量%を超え72質量%以下のものに限る。)	PERCHLORIC ACID with more than 50% but not more than 72% acid, by mass	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	I	-	-	P502	PP28	-	-	-	-	T10	TP1	-	-	D	SG16 SG36 SG49 SGG1a	-	
1884	酸化バリウム [一酸化バリウム]	BARIUM OXIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-	
1885	ベンジジン	BENZIDINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
1886	塩化ベンジリデン [塩化ベンザル] [二塩化ベンジル]	BENZYLIDENE CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	-	-	
1887	ブロモクロロメタン [メチレンクロロプロマイド]	BROMOCHLOROMETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-	
1888	クロロホルム [トリクロロメタン]	CHLOROFORM	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SGG10	-	
1889	シアン化臭素 ^o [臭化シアノゲン] [プロモシアン]	CYANOGEN BROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P002	PP31	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D SW2	SG35 SGG6	-	

1891	臭化エチル [プロモエタン]	ETHYL BROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP2 TP13	-	-	B SW2 SW5	SGG10	-
1892	エチルジクロロアルシン ^P	ETHYLDICHLOROARSINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1894	水酸化フェニル第二水銀 ^P	PHENYLMERCURIC HYDROXIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1895	硝酸フェニル第二水銀 ^P	PHENYLMERCURIC NITRATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	-
1897	テトラクロロエチレン ^P [パークロロエチレン]	TETRACHLOROETHYLENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SGG10	-
1898	ヨウ化アセチル	ACETYL IODIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
1902	リン酸一水素ジイソオクチル [リン酸水素ジ(2-エチルヘキシル)]	DIISOOCTYL ACID PHOSPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1903	消毒剤 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP274
1903	消毒剤 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B	-	SP274
1903	消毒剤 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A	-	SP223 SP274
1905	セレン酸	SELENIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
1906	廃酸 (石油精製時等に副生する廃硫酸)	SLUDGE ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T8	TP2 TP28	-	-	C SW15	SG36 SG49 SGG1a	-
1907	ソーダ石灰 (水酸化ナトリウムの含有率が4質量%以上のものに 限る。) [ソーダライム]	SODA LIME with more than 4% sodium hydroxide	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	SP62
1908	亜塩素酸塩類 (水溶液)	CHLORITE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP24	-	-	B	SG6 SG8 SG10 SG12 SG20 SGG5	SP274
1908	亜塩素酸塩類 (水溶液)	CHLORITE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2 TP24	-	-	B	SG6 SG8 SG10 SG12 SG20 SGG5	SP223 SP274
1911	ジボラン	DIBORANE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG46	-
1912	塩化メチルと塩化メチレンの混合物 (引火性のもの)	METHYL CHLORIDE AND METHYLENE CHLORIDE, MIXTURE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	D SW2	-	SP228
1913	ネオン (深冷液化されているもの)	NEON, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	D	-	-
1914	プロピオン酸ブチル	BUTYL PROPIONATES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1915	シクロヘキサノン	CYCLOHEXANONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1916	2,2'-ジクロロジエチルエーテル [ジ(2-クロロエチル)エーテル]	2,2'-DICHLORODIETHYL ETHER	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
1917	アクリル酸エチル ^a (安定剤入りのもの) [プロペン酸エチル]	ETHYL ACRYLATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP13	-	-	C SW1 SW2	-	SP386
1918	イソプロピルベンゼン [クメン]	ISOPROPYLBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1919	アクリル酸メチル ^a (安定剤入りのもの)	METHYL ACRYLATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP13	-	-	C SW1	-	SP386
1920	ノナン ^{aP}	NONANES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
1921	プロピレンイミン ^a (安定剤入りのもの)	PROPYLENEIMINE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP386

1922	ピロリジン*	PYRROLIDINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35 SGG18	-	
1923	亜ジチオン酸カルシウム [カルシウムヒドロサルファイト]	CALCIUM DITHIONITE (CALCIUM HYDROSULPHATE)	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E H1	-	-	
1928	メチルマグネシウムブロマイド (エチルエーテルに保存のもの) [グリニア反応液]	METHYLMAGNESIUM BROMIDE IN ETHYL ETHER	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	I	-	-	P402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	-	
1929	亜ジチオン酸カリウム [カリウムヒドロサルファイト]	POTASSIUM DITHIONITE (POTASSIUM HYDROSULPHITE)	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E H1	-	-	
1931	亜ジチオン酸亜鉛 [亜鉛ヒドロサルファイト]	ZINC DITHIONITE (ZINC HYDROSULPHITE)	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A H1	SG11 SG20 SGG7	-	
1932	ジルコニウムくず	ZIRCONIUM, SCRAP	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P002	PP31	LP02	L4	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	D H1	SG26	SP223	
1935	シアン化物 ^p (溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	CYANIDE SOLUTION, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG35 SGG6	SP274	
1935	シアン化物 ^p (溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	CYANIDE SOLUTION, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	A SW2	SG35 SGG6	SP274	
1935	シアン化物 ^p (溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	CYANIDE SOLUTION, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP13 TP28	-	-	A SW2	SG35 SGG6	SP223 SP274	
1938	ブロモ酢酸 (水溶液)	BROMOACETIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
1938	ブロモ酢酸 (水溶液)	BROMOACETIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	SP223	
1939	オキシ臭化リン	PHOSPHORUS OXYBROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	-	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	C SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SGG1	-	
1940	メルカプト酢酸 [チオグリコール酸]	THIOGLYCOLIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-	
1941	ジブロモジフルオロメタン	DIBROMODIFLUOROMETHANE	有害性物質	-	9	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	-	-	T11	TP2	-	-	A SW1	-	-	
1942	硝酸アンモニウム (可燃性の物質(炭素として計算される有機物を含む。)の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないものに限る。)	AMMONIUM NITRATE with not more than 0.2% combustible substances, including any organic substance calculated as carbon, to the exclusion of any other added substance	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	C SW1 SW14 SW23	SG16 SG42 SG45 SG47 SG48 SG51 SG56 SG58 SG59 SG61 SGG2	-	
1944	安全マッチ	MATCHES, SAFETY (book, card or strike on box)	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A SP294	SP294	SP293	
1945	ろうマッチ	MATCHES, WAX 'VESTA'	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SP294	SP294	SP293	
1950	エアゾール (容積が1Lを超え、再充電ができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AEROSOLS (above 1 litre)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	SP63	-	-	-	P207	PP87	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	B SW1 SW22	-	SP63 SP190 SP327 SP344 SP959
1950	エアゾール (容積が1L以下で、再充電ができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AEROSOLS (maximum 1 litre)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	SP63	-	1L SP277	-	P207	PP87	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	A SW1 SW22	SG69	SP63 SP190 SP327 SP344 SP959
1950	エアゾール (容積が1Lを超え、再充電ができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AEROSOLS (above 1 litre)	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	SP63	-	-	-	P207	PP87	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	B SW1 SW22	-	SP63 SP190 SP327 SP344 SP959
1950	エアゾール (容積が1L以下で、再充電ができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AEROSOLS (maximum 1 litre)	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	SP63	-	1L SP277	-	P207	PP87	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	A SW1 SW22	SG69	SP63 SP190 SP327 SP344 SP959
1951	アルゴン (深冷液化されているもの)	ARGON, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	D	-	SP297	

1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%以下のものに 限る。)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE with not more than 9% ethylene oxide	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP392
1953	その他の圧縮ガス (毒性かつ引火性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N.O.S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
1954	その他の圧縮ガス (引火性のもの)	COMPRESSED GAS, FLAMMABLE, N.O.S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274 SP392
1955	その他の圧縮ガス (毒性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, N.O.S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
1956	その他の圧縮ガス (他の危険性を有しないもの)	COMPRESSED GAS, N.O.S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274 SP378 SP392
1957	重水素 (圧縮されているもの) [ジユウテリウム]	DEUTERIUM, COMPRESSED	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン [1,1,2,2-テトラフルオロ-1,2-ジクロロエタ ン] [冷媒用ガスR114]	1,2-DICHLORO-1,1,2,2- TETRAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 114)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
1959	1,1-ジフルオロエチレン [フッ化ビニリデン] [冷媒用ガスR1132a]	1,1-DIFLUOROETHYLENE (REFRIGERANT GAS R 1132a)	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
1961	エタン (深冷液化されているもの)	ETHANE, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P203	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	D SW2	-	-
1962	エチレン	ETHYLENE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
1963	ヘリウム (深冷液化されているもの)	HELIUM, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	T75	TP34	-	-	-	D	-	-
1964	炭化水素ガス混合物 (圧縮されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBON GAS MIXTURE, COMPRESSED, N.O.S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	SP274
1965	炭化水素ガス混合物 (液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBON GAS MIXTURE, LIQUEFIED, N.O.S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	SP274 SP392
1966	水素 (深冷液化されているもの)	HYDROGEN, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P203	-	-	-	-	T75	TP34	-	-	-	D SW2	SG46	-
1967	殺虫ガス類 (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, TOXIC, N.O.S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
1968	殺虫ガス類 (非引火性かつ非毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, N.O.S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274
1969	イソブタン	ISOBUTANE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	SP392
1970	クリプトン (深冷液化されているもの)	KRYPTON, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	D	-	-
1971	メタン又は天然ガス (圧縮されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)	METHANE, COMPRESSED or NATURAL GAS, COMPRESSED with high methane content	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	SP392
1972	メタン又は天然ガス (深冷液化されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)	METHANE, REFRIGERATED LIQUID or NATURAL GAS, REFRIGERATED LIQUID with high methane content	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P203	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	D SW2	-	-
1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオ ロエタンの混合物 (クロロジフルオロメタンを約49質量%含有 し、一定の沸点を有するもの) [モノクロロジフルオロメタンとモノクロロペ ンタフルオロエタンの混合物、冷媒用ガス R502]	CHLORODIFLUOROMETHANE AND CHLOROPENTAFLUOROETHANE MIXTURE with a fixed boiling point, with approximately 49% chlorodifluoromethane (REFRIGERANT GAS R 502)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
1974	クロロジフルオロブロモメタン [モノクロロジフルオロモノプロモメタン] [冷媒用ガスR12B1]	CHLORODIFLUOROBROMOMETHANE (REFRIGERANT GAS R 12B1)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
1975	一酸化窒素と二酸化窒素の混合物 [一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物]	NITRIC OXIDE AND DINITROGEN TETROXIDE, MIXTURE (NITRIC OXIDE AND NITROGEN DIOXIDE MIXTURE)	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
1976	オクタフルオロシクロブタン [冷媒用ガスRC318]	OCTAFLUOROCYCLOBUTANE (REFRIGERANT GAS RC 318)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
1977	窒素 (深冷液化されているもの)	NITROGEN, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	D	-	SP297 SP345 SP346
1978	プロパン	PROPANE	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	E SW2	-	SP392
1982	テトラフルオロメタン [冷媒用ガスR14]	TETRAFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 14)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-

1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン 〔冷媒用ガスR133a〕	1-CHLORO-2,2,2-TRIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 133a)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
1984	トリフルオロメタン 〔冷媒用ガスR23〕	TRIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 23)	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
1986	アルコール類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	E SW2	-	SP274
1986	アルコール類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
1986	アルコール類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274
1987	アルコール類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP274
1987	アルコール類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP8	-	-	A	-	SP223 SP274
1988	アルデヒド類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	E SW2	-	SP274
1988	アルデヒド類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
1988	アルデヒド類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274
1989	アルデヒド類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP27	-	-	E	-	SP274
1989	アルデヒド類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP274
1989	アルデヒド類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALDEHYDES, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223 SP274
1990	ベンズアルデヒド	BENZALDEHYDE	有害性物質	-	9	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
1991	クロロブレン* (安定剤入りのもの) 〔2-クロロブタジエン-1,3〕	CHLOROPRENE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP6 TP13	-	-	D SW1 SW2	SGG10	SP386
1992	その他の引火性液体* (毒性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	E SW2	-	SP274
1992	その他の引火性液体* (毒性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	B SW2	-	SP274
1992	その他の引火性液体* (毒性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP27	-	-	E	-	SP274
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP274
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223 SP274
1994	鉄カルボニル 〔ペンタカルボニル鉄〕	IRON PENTACARBONYL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
1999	タール (液体) 〔アスファルト、ロードアスファルト、カット バックアスファルト等〕	TARS, LIQUID, including road oils, and cutback bitumens	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T3	TP3 TP29	-	-	B	-	-
1999	タール (液体) 〔アスファルト、ロードアスファルト、カット バックアスファルト等〕	TARS, LIQUID, including road oils, and cutback bitumens	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T1	TP3	-	-	A	-	-
2000	セルロイド (くず状のものを除く。)	CELLULOID in block, rods, rolls, sheets, tubes, etc., except scrap	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP7	LP02	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP223 SP383
2001	ナフテン酸コバルト粉末	COBALT NAPHTHENATES, POWDER	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2002	セルロイドくず	CELLULOID, SCRAP	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	III	-	-	P002	PP8	LP02	-	IBC08	B3	-	-	-	-	D	-	SP223
2004	マグネシウムジアミド	MAGNESIUM DIAMIDE	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	-	T3	TP33	-	-	C H1	SG26	-
2006	プラスチック (ニトロセルロースベースのもの) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PLASTICS, NITROCELLULOSE-BASED, SELF- HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	III	-	-	P002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	SP274

2008	ジルコニウム粉末 (乾性のもの)	ZIRCONIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	T21	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SGG15	-
2008	ジルコニウム粉末 (乾性のもの)	ZIRCONIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D H1	SG26 SGG15	-
2008	ジルコニウム粉末 (乾性のもの)	ZIRCONIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	L4	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	D H1	SG26 SGG15	SP223
2009	ジルコニウム (乾性のもの) (板状、帯板状又は巻線状のもの) (厚さが18ミクロン未満のもの)	ZIRCONIUM, DRY finished sheets, strip or coiled wire	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	L4	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SGG15	SP223
2010	水素化マグネシウム	MAGNESIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26 SG35	-
2011	リン化マグネシウム	MAGNESIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
2012	リン化カリウム	POTASSIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
2013	リン化ストロンチウム	STRONTIUM PHOSPHIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26 SG35	-
2014	過酸化水素 (水溶液) (必要に応じて安定剤を加えたものであって、濃度が20質量%以上60質量%以下のものに限る。)	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 20% but not more than 60% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	II	1L	E2	P504	PP10	-	-	IBC02	B5	T7	TP2 TP6 TP24	-	-	D SW1	SG16 SG59 SG72B SGG16	-
2015	過酸化水素 (水溶液) (安定剤入りのものであって、濃度が60質量% を越えるものに限る。)	HYDROGEN PEROXIDE, STABILIZED or HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, STABILIZED with more than 60% hydrogen peroxide	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	I	-	-	P501	-	-	-	-	-	T9	TP2 TP6 TP24	-	-	D SW1	SG16 SG59 SGG16	-
2016	毒ガス弾 (有毒な物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がついていないもの)	AMMUNITION, TOXIC, NON-EXPLOSIVE without burster or expelling charge, non-fuzed	毒物類	毒物	6.1	-	-	-	-	-	P600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 H1	-	-
2017	催涙弾 (催涙性物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がついていないもの)	AMMUNITION, TEAR-PRODUCING, NON- EXPLOSIVE without burster or expelling charge, non-fuzed	毒物類	毒物	6.1	-	8	-	-	-	P600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 H1	-	-
2018	クロロアニリン (固体)	CHLOROANILINES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2019	クロロアニリン (液体) [オルトクロロアニリン (2-クロロアニリン) 又はメタクロロアニリン (3-クロロアニリン)]	CHLOROANILINES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-
2020	クロロフェノール類 (固体) (ペンタクロロフェノールを除く。) [ジクロロフェノール、テトラクロロフェノール等]	CHLOROPHENOLS, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP205
2021	クロロフェノール類 (液体) [ジクロロフェノール等]	CHLOROPHENOLS, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2022	クレゾール酸	CRESYLIC ACID	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	B	-	-
2023	エピクロロヒドリン [†] [1-クロロ-2,3-エポキシプロパン]	EPICHLOROHYDRIN	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	A SW2	-	-
2024	水銀化合物 [†] (液体) (他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。)	MERCURY COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP66 SP274
2024	水銀化合物 [†] (液体) (他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。)	MERCURY COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP66 SP274
2024	水銀化合物 [†] (液体) (他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。)	MERCURY COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP66 SP223 SP274

2025	水銀化合物 ^f (固体) (他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。)	MERCURY COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	SP66 SP274
2025	水銀化合物 ^f (固体) (他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。)	MERCURY COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	SP66 SP274
2025	水銀化合物 ^f (固体) (他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。)	MERCURY COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	SP66 SP223 SP274
2026	フェニル第二水銀化合物 ^f (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	PHENYLMERCURIC COMPOUND, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	SP274
2026	フェニル第二水銀化合物 ^f (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	PHENYLMERCURIC COMPOUND, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	SP274
2026	フェニル第二水銀化合物 ^f (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	PHENYLMERCURIC COMPOUND, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG7 SGG11	SP223 SP274
2027	メタ亜ヒ酸ナトリウム (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。)	SODIUM ARSENITE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2028	発煙弾 (腐食性液体を含有し火薬類を含有しないもの)	BOMBS, SMOKE NON-EXPLOSIVE with corrosive liquid, without initiating device	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P803	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
2029	ヒドラジン (無水物)	HYDRAZINE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	3 6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG35 SGG18	-
2030	ヒドラジン (水溶液) (濃度が37質量%以上のものに限る。)	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with more than 37% hydrazine, by mass	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35 SGG18	-
2030	ヒドラジン (水溶液) (濃度が37質量%以上のものに限る。)	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with more than 37% hydrazine, by mass	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35 SGG18	-
2030	ヒドラジン (水溶液) (濃度が37質量%以上のものに限る。)	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with more than 37% hydrazine, by mass	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	D SW2	SG35 SGG18	-
2031	硝酸 (濃度が70質量%を超えるものに限る。) (発煙硝酸を除く。)	NITRIC ACID other than red fuming, with more than 70% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	5.1	I	-	-	P001	PP81	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	D	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1a	-
2031	硝酸 (濃度が65質量%以上70質量%以下のものに限る。)	NITRIC ACID other than red fuming, with at least 65% but with not more than 70% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	5.1	II	1L	E2	P001	PP81	-	-	IBC02	B15 B20	T8	TP2	-	-	D	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1a	-
2031	硝酸 (濃度が65質量%未満のものに限る。)	NITRIC ACID other than red fuming, with less than 65% nitric acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	PP81	-	-	IBC02	B15 B20	T8	TP2	-	-	D	SG36 SG49 SGG1a	-
2032	発煙硝酸	NITRIC ACID, RED FUMING	腐食性物質	-	8	-	5.1 6.1	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1a	-
2033	酸化カリウム	POTASSIUM MONOXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-
2034	水素とメタンの混合物	HYDROGEN AND METHANE MIXTURE, COMPRESSED	高圧ガス	引火性高圧ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	SG46	-
2035	1,1,1-トリフルオロエタン [冷媒用ガスR143a]	1,1,1-TRIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 143a)	高圧ガス	引火性高圧ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	B SW2	-	-
2036	キセノン	XENON	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP378 SP392

2037	小型ガスボンベ (ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS or GAS CARTRIDGES without a release device, non refillable	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	1L	-	P003	PP17 PP96	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	B SW2	-	SP191 SP327 SP344 SP959
2037	小型ガスボンベ (ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS or GAS CARTRIDGES without a release device, non refillable	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	1L	-	P003	PP17 PP96	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	B SW2	-	SP191 SP327 SP344 SP959
2037	小型ガスボンベ (ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。)	RECEPTACLES, SMALL, CONTAINING GAS or GAS CARTRIDGES without a release device, non refillable	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	SP303	-	120mL	-	P003	PP17 PP96	LP200	L2	-	-	-	-	-	-	SP327	B SW2	-	SP327 SP344 SP959
2038	ジニトロトルエン ^① (液体) [メチルジニトロベンゼン ^②]	DINITROTOLUENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	B20	T7	TP2	-	-	A	-	-	
2044	2,2-ジメチルプロパン [ネオペンタン]	2,2-DIMETHYLPROPANE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
2045	イソブチルアルデヒド [イソブタナール]	ISOBUTYL ALDEHYDE (ISOBUTYRALDEHYDE)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E SW2	-	-	
2046	シメン ^① [シモール、メチルプロピルベンゼン、イソプロピルトルエン、イソプロピルトルオール等]	CYMENES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2047	ジクロロプロペン	DICHLOROPROPENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-	
2047	ジクロロプロペン ^②	DICHLOROPROPENES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223	
2048	ジシクロペンタジエン ^①	DICYCLOPENTADIENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2049	ジエチルベンゼン	DIETHYLBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2050	ジイソブチレン [2,4,4-トリメチルペンテン-1、2,4,4-トリメチルペンテン-2等]	DIISOBUTYLENES, ISOMERIC COMPOUNDS	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-	
2051	2-ジメチルアミノエタノール [N,N-ジメチルエタノールアミン]	2-DIMETHYLAMINOETHANOL	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-	
2052	ジペンテン ^① [リモネン]	DIPENTENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2053	4-メチル-2-ペンタノール ^② [メチルアミルアルコール]	METHYL ISOBUTYL CARBINOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2054	モルホリン ^① [テトラヒドロ-1,4-オキサジン]	MORPHOLINE	腐食性物質	-	8	-	3	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	A	-	-	
2055	スチレン ^① (安定剤入りのもの) [フェニルエチレン又はビニルベンゼン]	STYRENE MONOMER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1	-	SP386	
2056	テトラヒドロフラン	TETRAHYDROFURAN	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-	
2057	プロピレン三量体 ^① [トリプロピレン]	TRIPROPYLENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B	-	-	
2057	プロピレン三量体 ^② [トリプロピレン]	TRIPROPYLENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	SP223	
2058	バレラルデヒド類 ^① [アミルアルデヒド、ペンタナール、ペンチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド又はイソバレラルデヒド]	VALERALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-	
2059	ニトロセルロース (溶液) (窒素量が12.6質量%以下でニトロセルロースの含有率が55質量%以下のものに限る。ただし、備考の規定により当該危険物に該当しないものを除く。) [硝酸セルロース、コロジオン綿、ラッカーベース、硝化綿又はピロキシリン]	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP27	-	-	E	-	SP198	
2059	ニトロセルロース (溶液) (窒素量が12.6質量%以下でニトロセルロースの含有率が55質量%以下のものに限る。ただし、備考の規定により当該危険物に該当しないものを除く。) [硝酸セルロース、コロジオン綿、ラッカーベース、硝化綿又はピロキシリン]	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP8	-	-	B	-	SP198	
2059	ニトロセルロース (溶液) (窒素量が12.6質量%以下でニトロセルロースの含有率が55質量%以下のものに限る。ただし、備考の規定により当該危険物に該当しないものを除く。) [硝酸セルロース、コロジオン綿、ラッカーベース、硝化綿又はピロキシリン]	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	-	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP198 SP223	

2067	硝酸アンモニウム系肥料 (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	C SW14 SW23	SG16 SG42 SG45 SG47 SG48 SG51 SG56 SG58 SG59 SG61 SG62	SP306 SP307
2071	硝酸アンモニウム系肥料 (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	-	-	-	BK2	A SW26	SG62	SP193
2073	液体アンモニア ^D (15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が35質量%を超え50質量%以下の水溶液)	AMMONIA SOLUTION relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 35% but not more than 50% ammonia	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	SG35 SG46 SG62 SG618	-
2074	アクリルアミド (固体)	ACRYLAMIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	-	-
2075	クロラール (無水物) (安定剤入りのもの) [トリクロロアセトアルデヒド]	CHLORAL, ANHYDROUS, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	-	-
2076	クレゾール (液体)	CRESOLS, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	-	-
2077	アルファナフチルアミン	<i>alpha</i> -NAPHTHYLAMINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2078	トルエンジイソシアネート [トリレンジイソシアネート]	TOLUENE DIISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	C SW1 SW2	-	-
2079	ジエチレントリアミン	DIETHYLENTRIAMINE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35 SG618	-
2187	炭酸ガス [二酸化炭素又は無水炭酸] (深冷液化されているもの)	CARBON DIOXIDE, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	D	-	-
2188	アルシン [水素化ヒ素又はヒ化水素]	ARSINE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2189	ジクロロシラン	DICHLOROSILANE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG4 SG9 SG72A	-
2190	二フッ化酸素 (圧縮されているもの) [フッ化酸素又は一酸化フッ素]	OXYGEN DIFLUORIDE, COMPRESSED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2 H1	SG6 SG19	-
2191	フッ化スルフル [オキシフッ化硫黄]	SULPHURYL FLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2192	ゲルマン [水素化ゲルマニウム]	GERMANE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2193	ヘキサフルオロエタン [冷媒用ガスR116]	HEXAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 116)	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
2194	六フッ化セレン	SELENIUM HEXAFLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2195	六フッ化テルル	TELLURIUM HEXAFLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2196	六フッ化タングステン	TUNGSTEN HEXAFLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2197	ヨウ化水素 (無水物)	HYDROGEN IODIDE, ANHYDROUS	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2198	五フッ化リン	PHOSPHORUS PENTAFLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2199	ホスフィン [リン化水素]	PHOSPHINE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2200	プロパジエン (安定剤入りのもの)	PROPADIENE, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
2201	亜酸化窒素 [一酸化二窒素] (深冷液化されているもの)	NITROUS OXIDE, REFRIGERATED LIQUID	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P203	-	-	-	-	-	T75	TP22	-	-	D SW2	-	-
2202	水素化セレン (無水物) [セレン化水素又は無水セレン酸]	HYDROGEN SELENIDE, ANHYDROUS	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2203	シラン [ケイ化水素又は四水素化ケイ素]	SILANE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	SG43 SG46	-
2204	酸化カルボニル [オキシ硫化炭素]	CARBONYL SULPHIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-

2205	アジポニトリル [1,4-ジシアノブタン又はシアン化テトラメチレン]	ADIPONITRILE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T3	TP1	-	-	A	SG66	-
2206	イソシアネート類又はその溶液 (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATES, TOXIC, N. O. S. or ISOCYANATE SOLUTION, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	E SW1 SW2	-	SP274
2206	イソシアネート類又はその溶液 (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATES, TOXIC, N. O. S. or ISOCYANATE SOLUTION, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP13 TP28	-	-	E SW1 SW2	-	SP223 SP274
2208	次亜塩素酸カルシウム混合物 ^g (乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。) [普通さらし粉 ^f]	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 10% but not more than 39% available chlorine	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP85	-	-	IBC08	B3	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	-
2209	ホルムアルデヒド (水溶液) (濃度が25質量%以上のものに限る。) [ホルマリン又はギ酸アルデヒド]	FORMALDEHYDE SOLUTION with not less than 25% formaldehyde	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2210	マンネブ ^d 又はマンネブ混合物 ^e (マンネブの含有率が60質量%以上のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。) [マンガニーズエチレン-1,2-ビスジチオカーバメイト又はマンガニーズエチレンビスジチオカーバメイト]	MANEB or MANEB PREPARATION with not less than 60% maneb	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	4.3	III	-	E1	P002	PP100	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	A H1	SG26 SG29	SP273
2211	プラスチックビーズ (発泡成型用のものであって、引火性蒸気を生ずるものに限る。) [ポリスチレンビーズ等]	POLYMERIC BEADS, EXPANDABLE evolving flammable vapour	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	PP14	-	-	IBC08	B3 B6	T1	TP33	-	SP965	E SW1 SW6	SG5 SG14	SP382
2212	アスベスト、角閃石系 (アモサイト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト、クロンドライト) (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	ASBESTOS, AMPHIBOLE (amosite, tremolite, actinolite, anthophyllite, crocidolite)	有害性物質	-	9	-	-	II	1kg	-	P002	PP37	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2 H4	SG29	SP168 SP274
2213	パラホルムアルデヒド	PARAFORMALDEHYDE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP12	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP223
2214	無水フタル酸 (無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限る。)	PHTHALIC ANHYDRIDE with more than 0.05% of maleic anhydride	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SG61	SP169 SP939
2215	無水マレイン酸 (固体)	MALEIC ANHYDRIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SG50 SG57 SG61	-
2215	無水マレイン酸 (溶融状のもの)	MALEIC ANHYDRIDE, MOLTEN	腐食性物質	-	8	-	-	III	-	-	-	-	-	-	-	-	T4	TP3	-	-	A	SG36 SG49 SG50 SG57 SG61	-
2216	魚粉 (安定化されているもの) (1kg当たり100mg以上の抗酸化剤を含むものであって、水分含有率が5質量%を超え12質量%以下で、かつ、脂肪の含有率が15質量%以下のものに限る。)	FISH MEAL (FISH SCRAP), STABILIZED Anti-oxidant treated. Moisture content greater than 5% but not exceeding 12%, by mass. Fat content not more than 15%	有害性物質	-	9	-	-	III	-	E1	P900	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	BK2 SP907	B SW24 SP300	SG18 SG65	SP29 SP308 SP907 SP928 SP973
2217	シードケーキ (油の含有率が1.5質量%以下で水分含有率が11質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。) [ミール又は種子しぼりかす]	SEED CAKE with not more than 1.5% oil and not more than 11% of moisture	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	-	P002	PP20	LP02	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	BK2	A SW1 SW4 H1	-	SP29 SP142 SP973
2218	アクリル酸 ^a (安定剤入りのもの) [プロペン酸 ^b]	ACRYLIC ACID, STABILIZED	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW1 SW2	SG36 SG49 SG61	SP386
2219	アリルグリシジルエーテル ^a	ALLYL GLYCIDYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2222	アニソール ^a [メトキシベンゼン又はメチルフェニルエーテル]	ANISOLE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2224	ベンゾニトリル [シアン化フェニル]	BENZONITRILE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35	-

2225	塩化ベンゼンスルホニル [ベンゼンスルホクロライド]	BENZENESULPHONYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SGG1	-
2226	三塩化ベンジリジン [ベンソトリクロライド]	BENZOTRICHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2227	メタクリル酸ノルマルブチル* (安定剤入りのもの) [2-メチルアクリル酸ブチル]	n-BUTYL METHACRYLATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2232	2-クロロエタナール [クロロアセトアルデヒド]	2-CHLOROETHANAL	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2233	バラクロロオルトアニシジン	CHLOROANISIDINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2234	クロロベンゾトリフルオライド*	CHLOROBENZOTRIFLUORIDES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A SW2	SGG10	-
2235	クロロベンジルクロライド ^p (液体)	CHLOROBENZYL CHLORIDES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2236	3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート (液体)	3-CHLORO-4-METHYLPHENYL ISOCYANATE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
2237	クロロニトロアニリン ^p	CHLORONITROANILINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2238	クロロトルエン ^{pp} [メチルクロロベンゼン]	CHLOROTOLUENES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	SGG10	-
2239	クロロトルイジン (固体)	CHLOROTOLUIDINES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2240	クロム硫酸	CHROMOSULPHURIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	B SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1a	-
2241	シクロヘプタン ^p	CYCLOHEPTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B SW2	-	-
2242	シクロヘプテン	CYCLOHEPTENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2243	酢酸シクロヘキシル*	CYCLOHEXYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2244	シクロペンタノール	CYCLOPENTANOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2245	シクロペンタノン	CYCLOPENTANONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2246	シクロペンテン ^p	CYCLOPENTENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP2	-	-	E	-	-
2247	ノルマルデカン	n-DECANE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2248	ジノルマルブチルアミン	D1-n-BUTYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-
2249	ジクロロメチルエーテル ^p	DICHLORODIMETHYL ETHER, SYMMETRICAL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP976
2250	ジクロロフェニルイソシアネート	DICHLOROPHENYL ISOCYANATES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW1 SW2	-	-
2251	ジシクロヘプタジエン (安定剤入りのもの) [ビスクロ-[2.2.1]-ヘプタ-2,5-ジエン]	BICYCLO [2.2.1] HEPTA-2,5-DIENE, STABILIZED (2,5-NORBORNADIENE, STABILIZED)	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW1	-	SP386
2252	1,2-ジメトキシエタン [エチレンジメチルエーテル又はグリコールジメチルエーテル]	1,2-DIMETHOXYETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2253	N,N-ジメチルアニリン	N,N-DIMETHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2254	強力マッチ	MATCHES, FUSEE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	-	P407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP293
2256	シクロヘキセン* [デトラヒドロベンゼン]	CYCLOHEXENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
2257	カリウム	POTASSIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SG35	-
2258	プロピレンジアミン	1,2-PROPYLENEDIAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35	-
2259	トリエチレンテトラミン	TRIEthylenetetramine	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	SG35 SGG18	-
2260	トリプロピルアミン*	TRIPROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SG35	-
2261	キシレノール (固体) [ジメチルフェノール又はヒドロキシジメチルベンゼン]	XYLENOLS, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2262	N,N-ジメチルカルバモイルクロライド	DIMETHYLCARBAMOYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2263	ジメチルシクロヘキサン	DIMETHYLCYCLOHEXANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-

2264	N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン	N,N-DIMETHYLCYCLOHEXYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35	-
2265	N,N-ジメチルホルムアミド	N,N-DIMETHYLFORMAMIDE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
2266	ジメチル-N-プロピルアミン*	DIMETHYL-N-PROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	B SW2	SG35	-
2267	塩化ジメチルチオホスホリル	DIMETHYL THIOPHOSPHORYL CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW1	SG36 SG49 SGG1	-
2269	3,3'-イミノジプロピルアミン [ジアミノプロピルアミン又はジプロピレント リアミン]	3,3'-IMINODIPROPYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	SG35	-
2270	エチルアミン* (水溶液) (濃度が50質量%以上70質量%以下のものに 限る。) [アミノエタン又はモノエチルアミン]	ETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 50% but not more than 70% ethylamine	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35 SGG18	-
2271	エチルベンチルケトン* [エチルノルマルアミルケトン、エチルセコ ダリアアミルケトン、3-オクタノン等]	ETHYL AMYL KETONES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2272	N-エチルアニリン [エチルフェニルアミン]	N-ETHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG17 SG35	-
2273	オルトエチルアニリン [2-エチルアニリン]	2-ETHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG17 SG35	-
2274	N-エチル-N-ベンジルアニリン [N-エチル-N-フェニルベンジルアミン]	N-ETHYL-N-BENZYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2275	2-エチルブタノール [2-エチルブチルアルコール]	2-ETHYLBUTANOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2276	2-エチルヘキシルアミン*	2-ETHYLHEXYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SG35	-
2277	メタクリル酸エチル* (安定剤入りのもの)	ETHYL METHACRYLATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2278	ノルマルヘプテン	n-HEPTENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2279	ヘキサクロロブタジエン* [1,3-ヘキサクロロブタジエン又はヘキサクロ ロ-1,3-ブタジエン]	HEXACHLOROBUTADIENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-
2280	ヘキサメチレンジアミン (溶解状のもの) [1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサ サン]	HEXAMETHYLENEDIAMINE, MOLTEN	腐食性物質	-	8	-	-	III	-	-	-	-	-	-	-	-	T4	TP1	-	-	A SW1 H2	SG35	-
2280	ヘキサメチレンジアミン (固体) [1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサ サン]	HEXAMETHYLENEDIAMINE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	SG35	-
2281	ヘキサメチレンジイソシアネート	HEXAMETHYLENE DIISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	C SW2 H1	-	-
2282	ヘキサノール [ヘキシルアルコール]	HEXANOLS	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2283	メタクリル酸イソブチル* (安定剤入りのもの)	ISOBUTYL METHACRYLATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2284	イソブチロニトリル* [シアン化イソブチル]	ISOBUTYRONITRILE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	E SW2	-	-
2285	トリフルオロオロメチルフェニルイソシアネート [イソシアナトベンゾトリフルオライド]	ISOCYANATOBENZOTRIFLUORIDES	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW1 SW2	-	-
2286	ペンタメチルヘプタン [イソドデカン]	PENTAMETHYLHEPTANE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2287	イソヘプテン	ISOHEPTENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2288	イソヘキセン	ISOHEXENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T11	TP1	-	-	E	-	-
2289	イソホロンジアミン [1-アミノ-3-アミノメチル-3,5,5-トリメチル シクロヘキサン]	ISOPHORONEDIAMINE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
2290	イソホロンジイソシアネート [3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシク ロヘキシルイソシアネート]	ISOPHORONE DIISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	B SW2	-	-
2291	鉛化合物* (水溶性) (他に品名が明示されているもの及び備考の欄 の規定により当該危険物に該当しないものを除 く。)	LEAD COMPOUND, SOLUBLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG7 SGG9	SP199 SP274
2293	4-メトキシ-4-メチルペンタン-2-オン [4-メトキシ-4-メチル-2-ペンタノン]	4-METHOXY-4-METHYLPENTAN-2-ONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-

2294	N-メチルアニリン ^p	N-METHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	-	-
2295	クロロ酢酸メチル	METHYLCHLOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D	-	-
2296	メチルシクロヘキサン ^p 〔ヘキサヒドロトルエン〕	METHYLCYCLOHEXANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP2	-	-	B	-	-
2297	メチルシクロヘキサノン	METHYLCYCLOHEXANONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2298	メチルシクロペンタン ^p	METHYLCYCLOPENTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2299	ジクロロ酢酸メチル	METHYL DICHLOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2300	2-メチル-5-エチルピリジン 〔5-エチル-2-ピコリン〕	2-METHYL-5-ETHYLPYRIDINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2301	2-メチルフラン ^p	2-METHYLFURAN	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
2302	5-メチルヘキサン-2-オン 〔5-メチル-2-ヘキサノン〕	5-METHYLHEXAN-2-ONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2303	イソプロピルベンゼン ^p 〔アルファメチルスチレン又は2-フェニルプロペン〕	ISOPROPENYLBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2304	ナフタレン ^p (溶融状のもの)	NAPHTHALENE, MOLTEN	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	-	-	-	-	-	T1	TP3	-	-	C	-	-
2305	ニトロベンゼンスルホン酸	NITROBENZENESULPHONIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
2306	トリフルオロメチルニトロベンゼン ^p (液体) 〔ニトロベンゾトリフルオライド〕	NITROBENZOTRIFLUORIDES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-
2307	2-クロロ-5-トリフルオロメチルニトロベンゼン ^p	3-NITRO-4-CHLOROENZOTRIFLUORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-
2308	硫酸水素ニトロシル (液体)	NITROSYLSULPHURIC ACID, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	D SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1a	-
2309	オクタジエン	OCTADIENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2310	ペンタン-2,4-ジオン* 〔アセチルアセトン又は2,4-ペンタンジオン〕	PENTANE-2,4-DIONE	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2311	フェネチジン 〔アミノフェネトール〕	PHENETIDINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2312	フェノール (溶融状のもの) 〔石炭酸〕	PHENOL, MOLTEN	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	-	-	-	-	-	-	T7	TP3	-	-	B SW2	-	-
2313	ピコリン ^p	PICOLINES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	-	-
2315	ポリ塩化ビフェニル類 ^p (液体) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。) 〔PCB〕	POLYCHLORINATED BIPHENYLS, LIQUID	有害性物質	-	9	-	-	II	1L	E2	P906	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG50	SP305 SP908
2316	シアン化銅ナトリウム ^p (固体) 〔テトラシアノ第一銅ナトリウム〕	SODIUM CUPROCYANIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG35 SGG6	-
2317	シアン化銅ナトリウム ^p (水溶液) 〔テトラシアノ第一銅ナトリウム〕	SODIUM CUPROCYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	B SW2	SG35 SGG6	-
2318	硫化水素ナトリウム (結晶水の含有率が25質量%未満のものに限る。)	SODIUM HYDROSULPHIDE with less than 25% water of crystallization	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
2319	テルペン炭化水素類 (他に品名が明示されているものを除く。) 〔テルペン類〕	TERPENE HYDROCARBONS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	-
2320	テトラエチレンペンタミン	TETRAETHYLENAPENTAMINE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	-
2321	トリクロロベンゼン ^p (液体)	TRICHLOROBENZENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-
2322	トリクロロブテン ^p 〔トリクロロブチレン〕	TRICHLOROBUTENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 SW2	SGG10	-
2323	亜リン酸トリエチル ^p	TRIETHYL PHOSPHITE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2324	イソブチレン三量体 〔トリイソブチレン〕	TRIIISOBUTYLENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2325	1,3,5-トリメチルベンゼン ^p 〔メシチレン ^p 〕	1,3,5-TRIMETHYLBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
2326	トリメチルシクロヘキシルアミン	TRIMETHYLCYCLOHEXYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-

2327	トリメチルヘキサメチレンジアミン	TRIMETHYLHEXAMETHYLENEDIAMINES	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
2328	トリメチルヘキサメチレンジイソシアネート	TRIMETHYLHEXAMETHYLENE DIISOCYANATE	毒物類 毒物	-	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2 TP13	-	-	B	-	-
2329	亜リン酸トリメチル*	TRIMETHYL PHOSPHITE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2330	ノルマルウンデカン	UNDECANE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2331	塩化亜鉛 (無水物)	ZINC CHLORIDE, ANHYDROUS	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
2332	ペーアセトアルデヒドオキシム* [ペーアセトアルドキシム]	ACETALDEHYDE OXIME	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2333	酢酸アリル* [3-アセトキシプロペン]	ALLYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E SW2	-	-
2334	アリルアミン [2-プロベニルアミン又は3-アミノプロペン]	ALLYLAMINE	毒物類 毒物	-	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35	-
2335	アリルエチルエーテル* [3-エトキシ-1-プロペン]	ALLYL ETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E SW2	-	-
2336	ギ酸アリル*	ALLYL FORMATE	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	E SW2	-	-
2337	フェニルメルカプタン [チオフェノール又はベンゼンチオール]	PHENYL MERCAPTAN	毒物類 毒物	-	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35	-
2338	ベンゾトリフルオライド* [フェニルトリフルオロメタン又はトリフルオロメチルベンゼン]	BENZOTRIFLUORIDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	-	-
2339	臭化セコンダリーブチル* [2-ブromoブタン]	2-BROMOBUTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	SGG10	-
2340	2-ブromoエチルエーテル*	2-BROMOETHYL ETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	-	-
2341	1-ブromo-3-メチルブタン [臭化イソペンチル又は臭化イソアミル]	1-BROMO-3-METHYLBUTANE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	SGG10	-
2342	ブromoメチルプロパン* [イソブチルプロマイド、ターシャリーブチルプロマイド等]	BROMOMETHYLPROPANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
2343	臭化セコンダリーペンチル* [2-ブromoペンタン又は臭化セコンダリーアミル]	2-BROMOPENTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
2344	ブromoプロパン* [臭化プロピル又は臭化イソプロピル]	BROMOPROPANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	SGG10	-
2344	ブromoプロパン [イソプロピルプロマイド、プロピルプロマイド]	BROMOPROPANES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	SGG10	SP223
2345	3-ブromoプロピン* (濃度80質量%のトルエン溶液に限る。) [3-ブromo-1-ブロピン又は臭化プロパルギル]	3-BROMOPROPYNE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	D SW2	-	-
2346	ブタンジオン [ジアセチル又はジメチルグリオキサール]	BUTANEDIONE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2347	ブチルメルカプタン [ブチンチオール、ブチルチオール、ノルマルブチルメルカプタン又は1-ブチンチオール]	BUTYL MERCAPTAN	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG35 SG50 SG57	-
2348	アクリル酸ブチル* (安定剤入りのもの)	BUTYL ACRYLATES, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2350	ノルマルブチルメチルエーテル [1-メトキシブタン]	BUTYL METHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2351	亜硝酸ブチル*	BUTYL NITRITES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	-	-
2351	亜硝酸ブチル*	BUTYL NITRITES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A SW2	-	SP223
2352	ブチルビニルエーテル* (安定剤入りのもの)	BUTYL VINYL ETHER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2353	塩化ブチル* [塩化ブタノイル]	BUTYRYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2354	クロロメチルエチルエーテル*	CHLOROMETHYL ETHYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E SW2	-	-
2356	2-クロロプロパン [塩化イソプロピル]	2-CHLOROPROPANE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2 TP13	-	-	E	SGG10	-
2357	シクロヘキシルアミン [アミノシクロヘキサン]	CYCLOHEXYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG35	-
2358	シクロオクタテトラエン	CYCLOOCTATETRAENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-

2359	ジアリルアミン* [ジ-2-プロベニルアミン]	DIALLYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	6.1 8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC99	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG5 SG8 SG35	-
2360	ジアリルエーテル* [3-(2-プロベニルオキシ)プロペン]	DIALLYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E	-	-
2361	ジイソブチルアミン*	DIISOBUTYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
2362	1,1-ジクロロエタン* [二塩化エチリデン]	1,1-DICHLOROETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	SGG10	-
2363	エチルメルカプタン* [エタンチオール、エチルヒドロサルファイド又はエチルチオール]	ETHYL MERCAPTAN	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2 TP13	-	-	E	SG50 SG57	-
2364	ノルマルプロピルベンゼン	n-PROPYLBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2366	炭酸ジエチル* [炭酸エチル]	DIETHYL CARBONATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2367	アルファメチルバレアルデヒド*	<i>alpha</i> -METHYLVALERALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2368	アルファピネン*	<i>alpha</i> -PINENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
2370	1-ヘキセン [アルファヘキシレン]	1-HEXENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
2371	イソペンテン*	ISOPENTENES	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-
2372	N, N, N', N'-テトラメチルエチレンジアミン* [1,2-ジ(ジメチルアミノ)エタン]	1,2-DI-(DIMETHYLAMINO) ETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2373	ジエトキシメタン [ジエチルホルマル又はエチラール]	DIETHOXYMETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2374	3,3-ジエトキシプロペン* [アクロレインジエチルアセタール]	3,3-DIETHOXYPROPENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2375	硫化ジエチル [硫化エチル又はエチルチオエタン]	DIETHYL SULPHIDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E	-	-
2376	2,3-ジヒドロピラン	2,3-DIHYDROPYRAN	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2377	1,1-ジメトキシエタン [ジメチルアセタール又はエチリデンジメチルエーテル]	1,1-DIMETHOXYETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	-	-
2378	2-ジメチルアミノアセトニトリル* [N,N-ジメチルグリシノニトリル]	2-DIMETHYLAMINOACETONITRILE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	A SW2	SG35	-
2379	1,3-ジメチルブチルアミン*	1,3-DIMETHYLBUTYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	SG35 SGG18	-
2380	ジメチルジエトキシシラン*	DIMETHYLDIETHOXYSLANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2381	二硫化ジメチル* [メチルジチオメタン*]	DIMETHYL DISULPHIDE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	B SW2	-	-
2382	1,2-ジメチルヒドラジン*	DIMETHYLHYDRAZINE, SYMMETRICAL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG17 SG35 SGG18	-
2383	ジノルマルプロピルアミン*	DIPROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW1	SG35	-
2384	ジノルマルプロピルエーテル [1-プロポキシプロパン又はノルマルプロピルエーテル]	DI-n-PROPYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2385	イソ酪酸エチル [2-メチルプロパン酸エチル]	ETHYL ISOBUTYRATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2386	N-エチルピペリジン* [1-エチルピペリジン]	1-ETHYLPYPERIDINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	SG35 SGG18	-
2387	フルオロベンゼン* [フッ化フェニル]	FLUOROBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
2388	フルオロトルエン [メチルフルオロベンゼン]	FLUOROTOLUENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
2389	フラン* [フルフラン]	FURAN	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T12	TP2 TP13	-	-	E SW2	-	-
2390	2-ヨードブタン [ヨウ化セコンダリーブチル]	2-IODOBUTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
2391	ヨードメチルプロパン [ヨウ化イソブチル、ヨウ化ターシャリーブチル等]	IODOMETHYLPROPANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SGG10	-
2392	ヨードプロパン* [ヨウ化プロピル、1-ヨードプロパン又は2-ヨードプロパン]	IODOPROPANES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	SGG10	-
2393	ギ酸イソブチル*	ISOBUTYL FORMATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2394	プロピオン酸イソブチル	ISOBUTYL PROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	B	-	-
2395	塩化イソブチル* [2-メチルプロパノイルクロライド]	ISOBUTYRYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-

2396	メタクリルアルデヒド* (安定剤入りのもの)	METHACRYLALDEHYDE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP386
2397	3-メチルブタン-2-オン [1,1-ジメチルアセトン、3-メチル-2-ブタン 又はイソプロピルメチルケトン]	3-METHYLBUTAN-2-ONE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2398	メチルターシャリーブチルエーテル	METHYL <i>tert</i> -BUTYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E	-	-
2399	N-メチルピペリジン* [1-メチルピペリジン]	1-METHYLPYPERIDINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	SG35 SG618	-
2400	イソ吉草酸メチル	METHYL ISOVALERATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2401	ピペリジン [ヘキサヒドロピリジン]	PIPERIDINE	腐食性物質	-	8	-	3	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	D	SG35 SG618	-
2402	プロピルメルカプタン [プロパンチオール又はプロピルチオール アルコール]	PROPANETHIOLS	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP13	-	-	E	SG50 SG57	-
2403	酢酸イソプロペニル [1-メチルピニルアセテート]	ISOPROPENYL ACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2404	プロピオニトリル* [シアン化エチル]	PROPIONITRILE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E SW2	-	-
2405	酪酸イソプロピル*	ISOPROPYL BUTYRATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2406	イソ酪酸イソプロピル*	ISOPROPYL ISOBUTYRATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2407	クロロギ酸イソプロピル [クロロメタン酸イソプロピル又はクロロ炭酸 イソプロピル]	ISOPROPYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	-
2409	プロピオン酸イソプロピル	ISOPROPYL PROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2410	1,2,3,6-テトラヒドロピリジン	1,2,3,6-TETRAHYDROPYRIDINE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2411	ブチロニトリル* [シアン化プロピル]	BUTYRONITRILE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E SW2	-	-
2412	テトラヒドロチオフェン	TETRAHYDROTHIOPHENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2413	オルトチタン酸テトラプロピル	TETRAPROPYL ORTHOTITANATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2414	チオフェン*	THIOPHENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B SW2	-	-
2416	ホウ酸トリメチル [ホウ酸メチル]	TRIMETHYL BORATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B	-	-
2417	フッ化カルボニル [オキシフッ化炭素又はフッ化フルオロホルミ ル]	CARBONYL FLUORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2418	四フッ化硫黄	SULPHUR TETRAFLUORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG35	-
2419	ブromotriフルオロエチレン	BROMOTRIFLUOROETHYLENE	高圧ガス	引火性高圧ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
2420	ヘキサフルオロアセトン [六フッ化-2-プロパノン]	HEXAFLUOROACETONE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2421	三酸化二窒素 [ナイトロジェンセスキオキサイド]	NITROGEN TRIOXIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
2422	オクタフルオロ-2-ブテン [パーフルオロ-2-ブテン又は冷媒用ガス R1318]	OCTAFLUOROBUT-2-ENE (REFRIGERANT GAS R 1318)	高圧ガス	非引火性非毒 性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
2424	オクタフルオロプロパン [パーフルオロプロパン又は冷媒用ガスR218]	OCTAFLUOROPROPANE (REFRIGERANT GAS R218)	高圧ガス	非引火性非毒 性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
2426	硝酸アンモニウム (硝酸アンモニウムの濃度が93質量%以下の水 溶液で、可燃性の物質（炭素として計算される 有機物を含む。）の含有率が0.2質量%以下で、 他の添加物を含まないものであって、かつ、水 分含有率が7質量%以上で塩素イオンの濃度が 0.02質量%以下のものに限る。ただし、硝酸ア ンモニウムの濃度が80質量%以下の水溶液で あって、可燃性の物質の含有率が0.2質量%以下 で、硝酸アンモニウムが析出しなものを除 く。)	AMMONIUM NITRATE, LIQUID (hot concentrated solution)	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	T7	TP1 TP16 TP17	-	-	D	SG42 SG45 SG47 SG48 SG51 SG56 SG58 SG59 SG61 SG62	SP252 SP942
2427	塩素酸カリウム (水溶液)	POTASSIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SG64	-
2427	塩素酸カリウム (水溶液)	POTASSIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SG64	SP223

2428	塩素酸ナトリウム (水溶液)	SODIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SG64	-
2428	塩素酸ナトリウム (水溶液)	SODIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SG64	SP223
2429	塩素酸カルシウム (水溶液)	CALCIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SG64	-
2429	塩素酸カルシウム (水溶液)	CALCIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SG64	SP223
2430	アルキルフェノール類 (固体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [ブチルフェノール等]	ALKYLPHENOLS, SOLID, N.O.S. (including C2-C12 homologues)	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	-
2430	アルキルフェノール類 (固体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [ブチルフェノール等]	ALKYLPHENOLS, SOLID, N.O.S. (including C2-C12 homologues)	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	-
2430	アルキルフェノール類 (固体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [ブチルフェノール等]	ALKYLPHENOLS, SOLID, N.O.S. (including C2-C12 homologues)	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223
2431	アニシジン [メトキシアニリン] [アミノアニソール]	ANISIDINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2432	N,N-ジエチルアニリン	N,N-DIETHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2433	クロロニトロトルエン類 ⁷ (液体) (2-クロロ-6-ニトロトルエンを除く。) [4-クロロ-2-ニトロトルエン] [クロロオルトニトロトルエン]	CHLORONITROTOLUENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG6 SG8 SG10 SG12	-
2434	ジベンジルジクロロシラン	DIBENZYLIDICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2435	エチルフェニルジクロロシラン	ETHYLPHENYLDICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C	SG36 SG49 SG61	-
2436	チオ酢酸 ⁸	THIOACETIC ACID	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2437	メチルフェニルジクロロシラン	METHYLPHENYLDICHLOROSILANE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2438	トリメチルアセチルクロライド [ピバロイルクロライド]	TRIMETHYLACETYL CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	-
2439	フッ化水素ナトリウム	SODIUM HYDROGENDIFLUORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW2 H2	SG35 SG36 SG49 SG61	-
2440	塩化第二スズ (五水和物)	STANNIC CHLORIDE PENTAHYDRATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SG61	-
2441	三塩化チタン 又は三塩化チタン混合物 (自然発火性のもの)	TITANIUM TRICHLORIDE, PYROPHORIC or TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE, PYROPHORIC	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2 H1	SG26 SG67	-
2442	トリクロロアセチルクロライド	TRICHLOROACETYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P001	-	-	-	-	-	T7	TP2	-	-	D SW2	SG36 SG49 SG61	-
2443	三塩化バナジル [オキシ三塩化バナジウム]	VANADIUM OXYTRICHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2444	四塩化バナジウム	VANADIUM TETRACHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P802	-	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-

2446	ニトロクレゾール (固体) [メチルニトロフェノール]	NITROCRESOLS, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2447	黄リン [※] 又は白リン [※] (溶融状のもの)	PHOSPHORUS, WHITE, MOLTEN	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	I	-	-	-	-	-	-	-	-	T21	TP7 TP26 TP26	-	-	D	-	-
2448	硫黄 (溶融状のもの)	SULPHUR, MOLTEN	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	-	-	-	IBC01	-	T1	TP3	-	-	C	SG17	-
2451	三フッ化窒素	NITROGEN TRIFLUORIDE	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
2452	エチルアセチレン (安定剤入りのもの) [1-ブチン]	ETHYLACETYLENE, STABILIZED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW1 SW2	-	SP386
2453	フルオロエタン [フッ化エチル] [冷媒用ガスR161]	ETHYL FLUORIDE (REFRIGERANT GAS R 161)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
2454	フッ化メチル [フルオロメタン] [冷媒用ガスR41]	METHYL FLUORIDE (REFRIGERANT GAS R 41)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
2456	2-クロロプロペン [※] [2-クロロプロピレン] [塩化イソプロペニル]	2-CHLOROPROPENE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	SGG10	-
2457	2,3-ジメチルブタン [※] [ジイソプロピル]	2,3-DIMETHYLBUTANE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	E	-	-
2458	ヘキサジエン [※] [1,4-ヘキサジエン] [1,5-ヘキサジエン]	HEXADIENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2459	2-メチル-1-ブテン [※]	2-METHYL-1-BUTENE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-
2460	2-メチル-2-ブテン [※]	2-METHYL-2-BUTENE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP1	-	-	E	-	-
2461	メチルペンタジエン [※]	METHYLPENTADIENES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
2463	水素化アルミニウム	ALUMINIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E H1	SG26	-
2464	硝酸ベリリウム	BERYLLIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2465	ジクロロイソシアヌル酸 (乾性のもの) 又はジクロロイソシアヌル酸塩類 (ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム (二水和物)を除く。) [ジクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]	DICHLOROISOCYANURIC ACID, DRY or DICHLOROISOCYANURIC ACID SALTS	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	-	SP135
2466	超酸化カリウム	POTASSIUM SUPEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	I	-	-	P503	-	-	-	IBC06	B1	-	-	-	-	D H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-
2468	トリクロロイソシアヌル酸 (乾性のもの) [1,3,5-トリクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]	TRICHLOROISOCYANURIC ACID, DRY	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A H1	-	-
2469	臭素酸亜鉛	ZINC BROMATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	T33	-	-	A	SG38 SG49 SGG3 SGG7	-
2470	シアン化ベンジル (液体) [フェニルアセトニトリル]	PHENYLACETONITRILE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
2471	四酸化オスミウム [※]	OSMIUM TETROXIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP30 PP31	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B SW2	-	-
2473	アルサニル酸ナトリウム [4-アミノフェニルヒ酸水素ナトリウム]	SODIUM ARSANILATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	T33	-	-	A	-	-
2474	チオホスゲン [塩化チオカルボニル]	THIOPHOSGENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35	-
2475	三塩化バナジウム	VANADIUM TRICHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	T33	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2477	イソチオシアン酸メチル	METHYL ISOTHIOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2478	イソシアネート類又はその溶液 [※] (引火かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. or ISOCYANATE SOLUTION, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	D SW2	-	SP274

2478	イソシアネート類又はその溶液* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. or ISOCYANATE SOLUTION, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	PP31	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP13 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274
2480	イソシアン酸メチル又はその溶液 [メチルイソニトリル]	METHYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35	-
2481	イソシアン酸エチル*	ETHYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG35	-
2482	イソシアン酸ノルマルプロピル	n-PROPYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2483	イソシアン酸イソプロピル*	ISOPROPYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2484	イソシアン酸ターシャリーブチル	tert-BUTYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2485	イソシアン酸ノルマルブチル	n-BUTYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2486	イソシアン酸イソブチル*	ISOBUTYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2487	フェニルイソシアネート [フェニルカルビミド] [カルバニル]	PHENYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2488	イソシアン酸シクロヘキシル	CYCLOHEXYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2490	ジ(クロロイソプロピル)エーテル	DICHLOROISOPROPYL ETHER	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	-	-
2491	エタノールアミン又はその水溶液 [モノエタノールアミン] [2-アミノエタノール] [2-ヒドロキシエチルアミン]	ETHANOLAMINE or ETHANOLAMINE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
2493	ヘキサメチレンイミン*	HEXAMETHYLENEIMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	-	-
2495	五フッ化ヨウ素	IODINE PENTAFLUORIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1 8	I	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	SG6 SG16 SG19 SG35 SG36 SG49 SGG1	-
2496	無水プロピオン酸	PROPIONIC ANHYDRIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
2498	1,2,3,6-テトラヒドロベンズアルデヒド	1,2,3,6-TETRAHYDROBENZALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2501	トリ(1-アジリジン)ホスフィンオキサイド (水溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。) [トリエチレンホスホルアミド]	TRIS-(1-AZIRIDINYL) PHOSPHINE OXIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2501	トリ(1-アジリジン)ホスフィンオキサイド (水溶液) (殺虫殺菌剤類を除く。) [トリエチレンホスホルアミド]	TRIS-(1-AZIRIDINYL) PHOSPHINE OXIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	SP223
2502	ノルマルバレリルクロライド	VALERYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2503	四塩化ジルコニウム	ZIRCONIUM TETRACHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
2504	テトラブロモエタン* [1,1,2,2-テトラブロモエタン] [四臭化アセチレン]	TETRABROMOETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-
2505	フッ化アンモニウム	AMMONIUM FLUORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SGG2	-

2506	硫酸水素アンモニウム	AMMONIUM HYDROGEN SULPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	SG36 SG49 SG61 SG62	-
2507	クロロ白金酸 (固体)	CHLOROPLATINIC ACID, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SG61	-
2508	五塩化モリブデン	MOLYBDENUM PENTACHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2509	硫酸水素カリウム	POTASSIUM HYDROGEN SULPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SG61	-
2511	2-クロロプロピオン酸	2-CHLOROPROPIONIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SG61	SP223
2512	アミノフェノール (オルト-, メタ-, 又はパラ)	AMINOPHENOLS (o-, m-, p-)	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2513	ブロモアセチルブロマイド	BROMOACETYL BROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2514	ブロモベンゼン ^d [臭化フェニル]	BROMOBENZENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2515	ブロモホルム ^d [トリブロモメタン]	BROMOFORM	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 SW2 H2	SGG10	-
2516	四臭化炭素 ^d [テトラブロモメタン]	CARBON TETRABROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1	-	-
2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン [ジフルオロモノクロロエタン] [冷媒用ガスR142b]	1-CHLORO-1,1-DIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 142b)	高压ガス	引火性・高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	B SW2	-	-
2518	1,5,9-シクロドデカトリエン ^d	1,5,9-CYCLODODECATRIENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	-	-
2520	シクロオクタジエン ^d [1,5-シクロオクタジエン]	CYCLOOCTADIENES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2521	ジケテン (安定剤入りのもの) [アセチルケテン]	DIKETENE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	SG20 SG21	SP386
2522	2-ジメチルアミノエチルメタクリレート (安定剤入りのもの)	2-DIMETHYLAMINOETHYL METHACRYLATE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	-	SP386
2524	オルトギ酸エチル [トリエトキシメタン] [オルトギ酸トリエチル]	ETHYL ORTHOFORMATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2525	シュウ酸ジエチル [シュウ酸エチル]	ETHYL OXALATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2526	フルフリルアミン ^d [2-フランメチルアミン] [アルファフルフリルアミン]	FURFURYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SG35	-
2527	アクリル酸イソブチル ^d (安定剤入りのもの)	ISOBUTYL ACRYLATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2528	イソ酪酸イソブチル [イソ酪酸2-メチルプロピル]	ISOBUTYL ISOBUTYRATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2529	イソ酪酸 ^d [2-メチルプロピオン酸]	ISOBUTYRIC ACID	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2531	メタクリル酸 (安定剤入りのもの)	METHACRYLIC ACID, STABILIZED	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP18 TP30	-	-	C SW1 SW2	SG36 SG49 SG61	SP386
2533	トリクロロ酢酸メチル	METHYL TRICHLOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2534	メチルクロロシラン	METHYLCHLOROSILANE	高压ガス	毒性高压ガ ス	2.3	-	2.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG4 SG9	-
2535	N-メチルモルホリン ^d [4-メチルモルホリン]	4-METHYLMORPHOLINE (N-METHYLMORPHOLINE)	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	-	-
2536	メチルテトラヒドロフラン	METHYLtetrahydrofuran	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2538	ニトロナフタレン	NITRONAPHTHALENE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2541	テルピノレン	TERPINOLENE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2542	トリブチルアミン	TRIBUTYLAMINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2545	ハフニウム粉末 (乾性のもの)	HAFNIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG15	-
2545	ハフニウム粉末 (乾性のもの)	HAFNIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	SG26 SG15	-
2545	ハフニウム粉末 (乾性のもの)	HAFNIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	L4	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	D H1	SG26 SG15	SP223

2546	チタン粉末 (乾性のもの)	TITANIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG67 SGG15	-		
2546	チタン粉末 (乾性のもの)	TITANIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D H1	SG26 SG67 SGG15	-	
2546	チタン粉末 (乾性のもの)	TITANIUM POWDER, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	L4	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	D H1	SG26 SG67 SGG15	SP223	
2547	超酸化ナトリウム	SODIUM SUPEROXIDE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	I	-	-	P503	-	-	-	IBC06	B1	-	-	-	-	D H1	SG16 SG26 SG35 SG59 SGG16	-	
2548	五フッ化塩素	CHLORINE PENTAFLUORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-	
2552	ヘキサフルオロアセトン (液体)	HEXAFLUOROACETONE HYDRATE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	-	-	
2554	メチルアリルクロライド* [イソブテニルクロライド]	METHYL ALLYL CHLORIDE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP13	-	-	E	SGG10	-	
2555	ニトロセルロース (25質量%以上の水で湿性としたもの) [硝酸セルロース、硝化綿、又はコロジオン綿]	NITROCELLULOSE WITH WATER (not less than 25% water, by mass)	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30	SP394
2556	ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下であって、アルコールの含有率が25質量%以上のものに限る。) [硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]	NITROCELLULOSE WITH ALCOHOL (not less than 25% alcohol, by mass, and not more than 12.6% nitrogen, by dry mass)	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	D SW1 H2	SG7 SG30	SP394
2557	ニトロセルロース (窒素量が12.6質量%以下のもの(可塑剤又は顔料との混合物を含む。))であって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。 [硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]	NITROCELLULOSE, with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, MIXTURE WITH or WITHOUT PLASTICIZER, WITH or WITHOUT PIGMENT	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	P406	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG7 SG30	SP241 SP394
2558	エヒプロモヒドリン [†] [1-ブromo-2,3-エポキシプロパン]	EPIBROMOHYDRIN	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-	
2560	2-メチル-2-ペンタノール* [2-メチルペンタン-2-オール]	2-METHYLPENTAN-2-OL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2561	3-メチル-1-ブテン* [アルファイソブレン]	3-METHYL-1-BUTENE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	-	-	
2564	トリクロロ酢酸 (水溶液)	TRICHLOROACETIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	SG36 SG49 SGG1	-	
2564	トリクロロ酢酸 (水溶液)	TRICHLOROACETIC ACID SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	B	SG36 SG49 SGG1	SP223	
2565	ジシクロヘキシルアミン	DICYCLOHEXYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-	
2567	ペンタクロロフェノールナトリウム塩 [†]	SODIUM PENTACHLOROPHENATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
2570	カドミウム化合物(硫化カドミウムを除く。)	CADMIUM COMPOUND	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	-	SP274	
2570	カドミウム化合物(硫化カドミウムを除く。)	CADMIUM COMPOUND	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274	
2570	カドミウム化合物(硫化カドミウムを除く。)	CADMIUM COMPOUND	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274	
2570	硫化カドミウム [†]	CADMIUM SULPHIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	-	-	
2570	硫化カドミウム [†]	CADMIUM SULPHIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-	
2570	硫化カドミウム [†]	CADMIUM SULPHIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223	
2571	硫酸水素アルキル	ALKYLSULPHURIC ACIDS	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T8	TP2 TP13 TP28	-	-	C SW15	SG36 SG49 SGG1	-	
2572	フェニルヒドラジン [ヒドラジノベンゼン]	PHENYLHYDRAZINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-	
2573	塩素酸タリウム [†]	THALLIUM CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-	
2574	リン酸トリトリル [†] (3質量%を超えるオルト異性体を含むもの) [リン酸トリクレシル]	TRICRESYL PHOSPHATE with more than 3% ortho-isomer	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-	

2576	オキシ臭化リン (熔融状のもの)	PHOSPHORUS OXYBROMIDE, MOLTEN	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	-	-	-	-	-	-	T7	TP3 TP13	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2577	フェニルアセチルクロライド	PHENYLACETYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-
2578	三酸化リン	PHOSPHORUS TRIOXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	SG36 SG49 SGG1	-
2579	ピペラジン (固体) [ジエチレンジアミン]	PIPERAZINE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	SG35 SGG18	-
2580	臭化アルミニウム (水溶液)	ALUMINIUM BROMIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	SP223
2581	塩化アルミニウム (水溶液)	ALUMINIUM CHLORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	SP223
2582	塩化第二鉄 (溶液)	FERRIC CHLORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	SP223
2583	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸 (固体) (遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, SOLID or ARYLSULPHONIC ACIDS, SOLID with more than 5% free sulphuric acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
2584	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸 (液体) (遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID or ARYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID with more than 5% free sulphuric acid	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	B	SG36 SG49 SGG1	-
2585	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸 (固体) (遊離硫酸の含有率が5質量%以下のものに 限る。)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, SOLID or ARYLSULPHONIC ACIDS, SOLID with not more than 5% free sulphuric acid	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
2586	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸 (液体) (遊離硫酸の含有率が5質量%以下のものに 限る。)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID or ARYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID with not more than 5% free sulphuric acid	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	B	SG36 SG49 SGG1	-
2587	ベンゾキノン [キノンは又は1,4-シクロヘキサジエンジオン]	BENZOQUINONE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2588	その他の殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2588	その他の殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2588	その他の殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2589	クロロ酢酸ビニル	VINYL CHLOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2590	アスベスト、クリソタイル (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	ASBESTOS, CHRYSOTILE	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	PP37	-	-	IBC08	B3 B21	T1	TP33	-	-	A SW2 H4	SG29	SP168
2591	キセノン (深冷液化されているもの)	XENON, REFRIGERATED LIQUID	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	D	-	-
2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物 [冷媒用ガスR503] (クロロトリフルオロメタンの含有率が約60質量%のものに限る。)	CHLOROTRIFLUOROMETHANE AND TRIFLUOROMETHANE, AZEOTROPIC MIXTURE with approximately 60% chlorotrifluoromethane (REFRIGERANT GAS R 503)	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	-
2601	シクロブタン [テトラメチレン]	CYCLOBUTANE	高圧ガス	引火性高圧ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物 [冷媒用ガスR500] (ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のものに限る。)	DICHLORODIFLUOROMETHANE AND DIFLUOROETHANE, AZEOTROPIC MIXTURE with approximately 74% dichlorodifluoromethane (REFRIGERANT GAS R 500)	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
2603	シクロヘプタトリエン* [1,3,5-シクロヘプタトリエン] [トロピリデン]	CYCLOHEPTATRIENE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP13	-	-	E SW2	-	-
2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物	BORON TRIFLUORIDE DIETHYL ETHERATE	腐食性物質	-	8	-	3	I	-	-	P001	PP31	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-

2605	メトキシメチルイソシアネート*	METHOXYMETHYL ISOCYANATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2606	オルトケイ酸メチル [テトラメトキシシラン]	METHYL ORTHOSILICATE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
2607	アクロレイン二量体* (安定剤入りのもの)	ACROLEIN DIMER, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1 SW2	-	SP386
2608	ニトロプロパン*	NITROPROPANES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2609	ホウ酸トリアリル	TRIALLYL BORATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A H1	-	-
2610	トリアリルアミン*	TRIALLYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SG35	-
2611	プロピレンクロロヒドリン [1-クロロ-2-プロパノール]	PROPYLENE CHLOROHYDRIN	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	A SW1 SW2 H2	-	-
2612	メチルプロピルエーテル* [1-メトキシプロパン]	METHYL PROPYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP2	-	-	E SW2	-	-
2614	メタリルアルコール* [2-ブテン-1-オール] [イソブテノール] [2-メチル-2-プロペン-1-オール] [メチルアリルアルコール]	METHALLYL ALCOHOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2615	エチルプロピルエーテル* [1-エトキシプロパン]	ETHYL PROPYL ETHER	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	E	-	-
2616	ホウ酸トリイソプロピル	TRIISOPROPYL BORATE	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2616	ホウ酸トリイソプロピル	TRIISOPROPYL BORATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
2617	メチルシクロヘキサノール	METHYLCYCLOHEXANOLS, flammable	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2618	ビニルトルエン* (安定剤入りのもの) [メチルスチレン] [メチルビニルベンゼン]	VINYLTOLUENES, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2619	N,N-ジメチルベンジルアミン [ベンジルジメチルアミン]	BENZYLDMETHYLAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 SW2	SG35	-
2620	酪酸ベンチル [酪酸アミル]	AMYL BUTYRATES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2621	3-ヒドロキシブタン-2-オン* [アセトイン]	ACETYL METHYL CARBINOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2622	グリシドアルデヒド* [2,3-エポキシ-1-プロパノール] [2,3-エポキシプロピオンアルデヒド] [グリシダール]	GLYCIDALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B8	T7	TP1	-	-	A SW2	-	-
2623	たき付け (引火性の液体を含有するもの)	FIRELIGHTERS, SOLID with flammable liquid	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP15	LP02	-	-	-	-	-	-	-	A	SG35	-
2624	ケイ化マグネシウム	MAGNESIUM SILICIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410 PP40	-	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW5 H1	SG26	-
2626	塩素酸 (水溶液) (濃度が10質量%以下のものに限る。)	CHLORIC ACID, AQUEOUS SOLUTION with not more than 10% chloric acid	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	-	P504	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	D	SG36 SG49 SGG1	-
2627	無機亜硝酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているもの、亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩類とアンモニア化合物の混合物を除く。)	NITRITES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B3 B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG12	SP274
2628	フルオロ酢酸カリウム	POTASSIUM FLUOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	E	-	-
2629	フルオロ酢酸ナトリウム	SODIUM FLUOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	E	-	-
2630	セレン酸塩又は亜セレン酸塩	SELENATES or SELENITES	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	E	-	SP274
2642	フルオロ酢酸	FLUOROACETIC ACID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	E	SG36 SG49 SGG1	-
2643	プロモ酢酸メチル	METHYL BROMOACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	-	-
2644	ヨウ化メチル [ヨードメタン]	METHYL IODIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2 H2	SGG10	-

2645	臭化フェナシル [オメガプロモアセトフェノン]	PHENACYL BROMIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	-
2646	ヘキサクロシクロペンタジエン [パークロシクロペンタジエン]	HEXACHLOROCYCLOPENTADIENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SGG10	-
2647	マロニトリル [シアン化メチレン] [シアノアセトニトリル] [マロニジニトリル]	MALONONITRILE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 H2	-	-
2648	1,2-ジブromo-3-ブタン	1,2-DIBROMOBUTAN-3-ONE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
2649	1,3-ジクロロアセトン [1,3-ジクロロ-2-プロパノン]	1,3-DICHLOROACETONE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW1 SW2 H2	-	-
2650	1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン	1,1-DICHLORO-1-NITROETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 SW2 H2	SG17	-
2651	4,4'-ジアミノジフェニルメタン ^p [p,p'-メチレンジアニリン]	4,4'-DIAMINODIPHENYLMETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2653	ヨウ化ベンジル [アルファヨウ化トルエン]	BENZYL IODIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW1 SW2 H2	-	-
2655	ケイフッ化カリウム [六フッ化ケイ酸カリウム]	POTASSIUM FLUOROSILICATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	-
2656	キノリン	QUINOLINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 H2	-	-
2657	二硫化セレン	SELENIUM DISULPHIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2659	クロロ酢酸ナトリウム	SODIUM CHLOROACETATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2660	ニトロトルイジン	NITROTOLUIDINES (MONO)	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2661	ヘキサクロアセトン [ヘキサクロ-2-プロパノン]	HEXACHLOROACETONE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	B SW1 SW2 H2	-	-
2664	ジブromoメタン [メチレンジブromoマイド] [臭化メチレン]	DIBROMOMETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-
2667	ブチルトルエン類 [パラターシャリーブチルトルエン]	BUTYL TOLUENES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2668	クロロアセトニトリル [クロロエタンニトリル] [シアン化クロロメチル]	CHLOROACETONITRILE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2 H2	SG35	-
2669	クロロクレゾール (液体) [クロロメチルフェノール]	CHLOROCRESOLS SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 H2	-	-
2669	クロロクレゾール (液体) [クロロメチルフェノール]	CHLOROCRESOLS SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A SW1 H2	-	SP223
2670	シアン酸クロライド [2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン]	CYANURIC CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SGG1	-
2671	アミノピリジン	AMINOPYRIDINES (o-, m-, p-)	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW1 SW2 H2	SG35 SGG18	-
2672	アンモニア ^p (水溶液) (15°Cで比重が0.880以上0.957以下であって、 アンモニアの含有率が10%を超え35%以下のもの に限る。)	AMMONIA SOLUTION relative density between 0.880 and 0.957 at 15°C in water, with more than 10% but not more than 35% ammonia	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	B11	T7	TP2	-	-	A SW2 SW5	SG35 SGG18	-
2673	2-アミノ-4-クロロフェノール [パラクロロオルトアミノフェノール]	2-AMINO-4-CHLOROPHENOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2674	ケイフッ化ナトリウム [六フッ化ケイ酸ナトリウム]	SODIUM FLUOROSILICATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	-
2676	スチビン [水素化アンチモン] [三水素化アンチモン] [アンチモン化水素]	STIBINE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-

2677	水酸化ルビジウム (水溶液)	RUBIDIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-
2677	水酸化ルビジウム (水溶液)	RUBIDIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	SP223
2678	水酸化ルビジウム	RUBIDIUM HYDROXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-
2679	水酸化リチウム (水溶液)	LITHIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-
2679	水酸化リチウム (水溶液)	LITHIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	SP223
2680	水酸化リチウム	LITHIUM HYDROXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
2681	水酸化セシウム (水溶液)	CAESIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-
2681	水酸化セシウム (水溶液)	CAESIUM HYDROXIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	SP223
2682	水酸化セシウム (固体)	CAESIUM HYDROXIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-
2683	硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM SULPHIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	3 6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC01	-	T7	TP2 TP13	-	-	B SW1 H2	SG35 SG68 SGG2 SGG18	-
2684	3-ジエチルアミノプロピルアミン [N,N-ジエチル-1,3-プロパンジアミン]	3-DIETHYLAMINOPROPYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
2685	N,N-ジエチルエチレンジアミン	N,N-DIETHYLETHYLENEDIAMINE	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-
2686	2-ジエチルアミノエタノール [ジエチルアミノエタノール] [N,N-ジエチルエタノールアミン]	2-DIETHYLAMINOETHANOL	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35	-
2687	ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	DICYCLOHEXYLAMMONIUM NITRITE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	T33	-	-	A	SGG2	-
2688	1-クロロ-3-プロモプロパン [トリメチレンクロロプロマイド]	1-BROMO-3-CHLOROPROPANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SGG10	-
2689	3-クロロ-1,2-プロパンジオール [3-クロロ-1,2-ジヒドロキシプロパン]	GLYCEROL- <i>alpha</i> -MONOCHLOROHYDRIN	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2690	N-ノルマルブチルイミダゾール [N-ノルマルブチルイミナゾール]	N, n-BUTYLMIDAZOLE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2691	五臭化リン	PHOSPHORUS PENTABROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	-	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW1 SW2 H2	SG36 SG37 SG49 SGG1	-
2692	三臭化ホウ素 [トリプロモボラン]	BORON TRIBROMIDE	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	C SW1 H2	SG36 SG49 SGG1	-
2693	亜硫酸水素塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。) [亜硫酸水素アンモニウム] [亜硫酸水素カルシウム] [亜硫酸水素マグネシウム] [亜硫酸水素カリウム] [亜硫酸水素ナトリウム] [亜硫酸水素亜鉛]	BISULPHITES, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	SG35	SP274
2698	無水テトラヒドロフタル酸 (無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限り。)	TETRAHYDROPHthalic ANHYDRIDES with more than 0.05% maleic anhydride	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	PP14	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	SP29 SP169 SP939 SP973
2699	トリフルオロ酢酸	TRIFLUOROACETIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2	-	-	B SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SGG1	-
2705	1-ペンタール [3-メチル-2-ペンテン-4-イノール]	1-PENTOL	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	SG20 SG21	-
2707	ジメチルジオキサン*	DIMETHYLDIOXANES	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	-	-
2707	ジメチルジオキサン* [4,4-ジメチルジオキサン-1,3]	DIMETHYLDIOXANES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	SP223
2709	ブチルベンゼン ^{RP} [フェニルブタン]	BUTYLBENZENES	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-

2710	ジプロピルケトン [4-ヘプタノン]	DIPROPYL KETONE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2713	アクリジン [ジベンゾピリジン]	ACRIDINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2714	樹脂酸亜鉛	ZINC RESINATE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	A	SGG7	-
2715	樹脂酸アルミニウム	ALUMINIUM RESINATE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	A	-	-
2716	1,4-ブチンジオール [2-ブチン-1,4-ジオール]	1,4-BUTYNEDIOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SG36 SG55	-
2717	ショウ腦 [2-カンファン]	CAMPHOR, synthetic	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2719	臭素酸バリウム	BARIUM BROMATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG3	-
2720	硝酸クロム	CHROMIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2721	塩素酸銅	COPPER CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
2722	硝酸リチウム	LITHIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2723	塩素酸マグネシウム	MAGNESIUM CHLORATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG4	-
2724	硝酸マンガン	MANGANESE NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2725	硝酸ニッケル	NICKEL NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2726	亜硝酸ニッケル	NICKEL NITRITE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG38 SG49 SGG12	-
2727	硝酸タリウム ^β	THALLIUM NITRATE	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2728	硝酸ジルコニウム	ZIRCONIUM NITRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2729	ヘキサクロベンゼン [パークロベンゼン]	HEXACHLOROBENZENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2730	ニトロアニソール (液体) [1-メトキシ-2-ニトロベンゼン等]	NITROANISOLE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2732	ニトロプロモベンゼン (液体) [プロモニトロベンゼン]	NITROBROMOBENZENE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2733	アミン類又はポリアミン類* (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP1 TP27	-	-	D SW2	SG35 SGG18	SP274
2733	アミン類又はポリアミン類* (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP1 TP27	-	-	B SW2	SG35 SGG18	SP274
2733	アミン類又はポリアミン類* (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S.	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	SG35 SGG18	SP223 SP274
2734	アミン類又はポリアミン類 (液体) (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N.O.S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	3	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	A	SG35 SGG18	SP274
2734	アミン類又はポリアミン類 (液体) (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N.O.S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	A	SG35 SGG18	SP274
2735	アミン類又はポリアミン類 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	A	SG35 SGG18	SP274
2735	アミン類又はポリアミン類 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP1 TP27	-	-	A	SG35 SGG18	SP274
2735	アミン類又はポリアミン類 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	SG35 SGG18	SP223 SP274
2738	N-ノルマルブチルアニリン	N-BUTYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG17	-
2739	無水酪酸 [無水ブタン酸]	BUTYRIC ANHYDRIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-

2740	クロロギ酸ノルマルプロピル	n-PROPYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	B SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	-	
2741	次亜塩素酸バリウム (有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの)	BARIUM HYPOCHLORITE with more than 22% available chlorine	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	-	
2742	クロロギ酸エステル類 (毒性、腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [クロロカーボネート類]	CHLOROFORMATES, TOXIC, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC01	-	-	-	-	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	SP274
2743	クロロギ酸ノルマルブチル	n-BUTYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	II	100mL	-	P001	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	-	
2744	クロロギ酸シクロブチル	CYCLOBUTYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC01	-	T7	TP2 TP13	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG5 SG8 SG36 SG49 SG61	-	
2745	クロロギ酸クロロメチル	CHLOROMETHYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG36 SG49 SG61	-	
2746	クロロギ酸フェニル	PHENYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG36 SG49 SG61	-	
2747	クロロギ酸ターシャリーブチルシクロヘキシル	tert-BUTYLCYCLOHEXYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 H1 H2	-	-	
2748	クロロギ酸2-エチルヘキシル	2-ETHYLHEXYL CHLOROFORMATE	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG36 SG49 SG61	-	
2749	テトラメチルシラン*	TETRAMETHYLSILANE	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2	-	-	D	-	-	
2750	1,3-ジクロロ-2-プロパノール [ジクロロイソプロピルアルコール] [アルファジクロロヒドリン] [アルファプロベニルジクロロヒドリン]	1,3-DICHLOROPROPANOL-2	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 SW2 H2	-	-	
2751	塩化ジエチルチオホスホリル	DIETHYLTHIOPHOSPHORYL CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SG61	-	
2752	1,2-エポキシ-3-エトキシプロパン*	1,2-EPOXY-3-ETHOXYPROPANE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
2753	N-エチル-N-ベンジルトルイジン (液体)	N-ETHYLBENZYL TOLUIDINES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1	-	-	A	-	-	
2754	N-エチルトルイジン	N-ETHYL TOLUIDINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-	
2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274	
2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274	
2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274	
2758	カーバメート系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	

2758	カーバメート系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2760	ヒ素系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2760	ヒ素系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2762	有機塩素系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2762	有機塩素系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2764	トリアジン系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2764	トリアジン系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274

2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2772	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 [*] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2772	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 [*] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2775	銅殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2775	銅殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2775	銅殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2776	銅殺虫殺菌剤類 [*] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2776	銅殺虫殺菌剤類 [*] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2777	水銀殺虫殺菌剤類 [*] (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
2777	水銀殺虫殺菌剤類 [*] (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
2777	水銀殺虫殺菌剤類 [*] (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP223 SP274
2778	水銀殺虫殺菌剤類 [*] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃未満のもの)	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
2778	水銀殺虫殺菌剤類 [*] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃未満のもの)	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274

2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2780	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2780	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2781	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2781	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2781	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2782	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2782	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2783	有機リン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2783	有機リン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2783	有機リン系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2784	有機リン系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2784	有機リン系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2785	メチルメルカプトプロピオンアルデヒド [4-チアペンタナール]	4-THIAPENTANAL	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	PP31	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	D SW1	SG20 SG21	-
2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類* (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類* (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類* (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274

2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類 [※] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274		
2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類 [※] (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
2788	有機スズ化合物 [†] (液体) (殺虫殺菌剤類及び他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	A SW2	-	SP274		
2788	有機スズ化合物 [†] (液体) (殺虫殺菌剤類及び他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	A SW2	-	SP274	
2788	有機スズ化合物 [†] (液体) (殺虫殺菌剤類及び他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP223 SP274	
2789	酢酸 (水酢酸又は濃度が80質量%を超える水溶液)	ACETIC ACID, GLACIAL or ACETIC ACID SOLUTION, more than 80% acid, by mass	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-	
2790	酢酸 (水溶液) (濃度が50質量%以上80質量%以下のものに限る。)	ACETIC ACID SOLUTION not less than 50% but not more than 80% acid, by mass	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-	
2790	酢酸 (水溶液) (濃度が10質量%を超え50質量%未満のものに限る。)	ACETIC ACID SOLUTION more than 10% and less than 50% acid, by mass	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-	
2793	切削鉄くず又は切削鋼くず (自己発熱しやすい形状のもの) (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS, or CUTTINGS in a form liable to self-heating	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P003	PP20 PP100	LP02	L3	IBC08	B4 B6	-	-	-	-	BK2	A H1	SG26	SP223 SP931
2794	蓄電池 (酸性の液体を内蔵するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ACID electric storage	腐食性物質	-	8	-	-	-	1L	-	P801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A SW16	SG36 SG49 SGG1	SP295	
2795	蓄電池 (アルカリ性の液体を内蔵するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ALKALI electric storage	腐食性物質	-	8	-	-	-	1L	-	P801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A SW16	SG35 SGG18	SP295	
2796	硫酸 (濃度が51質量%以下のものに限る。) 又は電池液 (酸性のものに限る。)	SULPHURIC ACID with not more than 51% acid or BATTERY FLUID, ACID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2	-	-	B	SG36 SG49 SGG1a	-	
2797	電池液 (アルカリ性のもの)	BATTERY FLUID, ALKALI	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP28	-	-	A	SG22 SG35 SGG18	-	
2798	フェニルホスホラスジクロライド [フェニルジクロロホスフィン]	PHENYLPHOSPHORUS DICHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
2799	フェニルホスホラスチオジクロライド [フェニルジクロロホスフィンサルファイド]	PHENYLPHOSPHORUS THIODICHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
2800	蓄電池 (漏れ防止型) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	BATTERIES, WET, NON-SPILLABLE electric storage	腐食性物質	-	8	-	-	-	1L	-	P003	PP16	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP238	
2801	染料又は染料中間物 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. or DYE INTERMEDIATE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	A	-	SP940		
2801	染料又は染料中間物 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. or DYE INTERMEDIATE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	A	-	SP274	
2801	染料又は染料中間物 (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. or DYE INTERMEDIATE, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274	
2802	塩化銅 [†] [塩化第一銅又は塩化第二銅]	COPPER CHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	-	III	500g	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-	
2803	ガリウム	GALLIUM	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	-	P800	PP41	-	-	-	-	T1	TP33	-	-	B SW1	-	-	

2805	水素化リチウム (溶融固化したもの)	LITHIUM HYDRIDE, FUSED SOLID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	E H1	SG26 SG35	-	
2806	窒化リチウム	LITHIUM NITRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC04	B1	-	-	-	-	E	-	-	
2809	水銀 (機械類、日用品等に含まれるものを除く。)	MERCURY	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5kg	-	P800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	SG24 SG67 SGG11	SP365	
2810	その他の毒物 (有機物) (液体) (他の危険性を有しないもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315	
2810	その他の毒物 (有機物) (液体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274	
2810	その他の毒物 (有機物) (液体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	-	SP223 SP274	
2811	その他の毒物 (有機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC SOLID, ORGANIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B	-	SP274	
2811	その他の毒物 (有機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC SOLID, ORGANIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274	
2811	その他の毒物 (有機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC SOLID, ORGANIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274	
2813	その他の水反応可燃性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	WATER-REACTIVE SOLID, N.O.S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC99	-	T9	TP7 TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274	
2813	その他の水反応可燃性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	WATER-REACTIVE SOLID, N.O.S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274	
2813	その他の水反応可燃性物質 (固体) (他の危険性を有しないもの)	WATER-REACTIVE SOLID, N.O.S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP223 SP274	
2814	人体に病毒をうつしやすい物質	INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS	毒物類	病毒をうつしやすい物質	6.2	-	y	-	-	-	P620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	BK2 SP341	y	y	-
2815	N-アミノエチルピペラジン [1-ピペラジンエチルアミン]	N-AMINOETHYLPIPERAZINE	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	B SW1 SW2 H2	SG35	-	
2817	二フッ化水素アンモニウム (水溶液) [フッ化水素アンモニウム]	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	B20	T8	TP2 TP13	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1 SGG2	-	
2817	二フッ化水素アンモニウム (水溶液) [フッ化水素アンモニウム]	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1 TP13	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1 SGG2	SP223	
2818	ポリ硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM POLYSULPHIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	B SW1 SW2 H2	SG35 SGG2 SGG18	-	
2818	ポリ硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM POLYSULPHIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1 TP13	-	-	B SW1 SW2 H2	SG35 SGG2 SGG18	SP223	
2819	リン酸一水素ベンチル [リン酸一水素アミル]	AMYL ACID PHOSPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-	
2820	ノルマル酪酸 [ブタン酸]	BUTYRIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 H2	SG36 SG49 SGG1	-	
2821	フェノール (溶液) [石炭酸]	PHENOL SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-	

2821	フェノール (溶液) 〔石炭酸〕	PHENOL SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	SP223
2822	2-クロロピリジン	2-CHLOROPYRIDINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-
2823	クロトン酸 (固体) 〔2-ブテン酸〕	CROTONIC ACID, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3 B21	T1	TP33	-	-	A SW1 H2	SG36 SG49 SG61	-
2826	クロロチオギ酸エチル [†]	ETHYL CHLOROTHIOFORMATE	腐食性物質	-	8	-	3	II	-	-	P001	-	-	-	-	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SG61	-
2829	カプロン酸 〔ヘキサノ酸〕	CAPROIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG36 SG49 SG61	-
2830	リチウムフェロシリコン	LITHIUM FERROSILICON	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E SW2 SW5 H1	SG26	-
2831	1,1,1-トリクロロエタン 〔メチルクロロホルム〕	1,1,1-TRICHLOROETHANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SGG10	-
2834	亜リン酸	PHOSPHOROUS ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW1	SG36 SG49 SG61	-
2835	水素化ナトリウムアルミニウム	SODIUM ALUMINIUM HYDRIDE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	-	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	E H1	SG26 SG35	-
2837	硫酸水素塩類 (水溶液)	BISULPHATES, AQUEOUS SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2837	硫酸水素塩類 (水溶液)	BISULPHATES, AQUEOUS SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	SP223
2838	酪酸ビニル [*] (安定剤入りのもの)	VINYL BUTYRATE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	-	SP386
2839	アルドール 〔アセトアルドール、3-ヒドロキシブタナール 又は3-ヒドロキシブチルアルデヒド〕	ALDOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 H2	-	-
2840	ブチルアルデヒドオキシム [*] 〔ブタナールオキシム〕	BUTYRALDOXIME	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2841	ジノルマルベンチルアミン 〔ジノルマルアミルアミン〕	DI-n-AMYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
2842	ニトロエタン [*]	NITROETHANE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2844	カルシウムマンガンシリコン	CALCIUM MANGANESE SILICON	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	A SW5 H1	SG26 SG35	-
2845	その他の自然発火性物質 (有機物) (液体)	PYROPHORIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P400	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP7	-	-	D H1	SG26 SG63	SP274
2846	その他の自然発火性物質 (有機物) (固体)	PYROPHORIC SOLID, ORGANIC, N.O.S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274
2849	3-クロロ-1-プロパノール 〔トリメチレンクロロヒドリン〕	3-CHLOROPROPANOL-1	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2850	プロピレン四量体 ^{††} 〔テトラプロピレン [†] 又はドデセン [†] 〕	PROPYLENE TETRAMER	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP2	-	-	A	-	-
2851	三フッ化ホウ素 (二水和物)	BORON TRIFLUORIDE DIHYDRATE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW1 SW2 H2	SG36 SG49 SG61	-
2852	硫化ジピクリル (10質量%以上の水で湿性としたもの) 〔硫化ヘキサニトロジフェニル〕	DIPICRYL SULPHIDE, WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG7 SG30	-
2853	ケイフッ化マグネシウム 〔六フッ化ケイ酸マグネシウム〕	MAGNESIUM FLUOROSILICATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	-
2854	ケイフッ化アンモニウム 〔六フッ化ケイ酸アンモニウム〕	AMMONIUM FLUOROSILICATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SG62	-
2855	ケイフッ化亜鉛	ZINC FLUOROSILICATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SG67	-
2856	その他のケイフッ化物 (他に品名が明示されているものを除く。)	FLUOROSILICATES, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	SP274
2857	冷凍機器類 (非引火性非毒性の高圧ガス又は国連番号2672に該当するアンモニア水溶液が充てんされているものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。) 〔冷凍機又は冷蔵庫〕	REFRIGERATING MACHINES containing non-flammable, non-toxic gases or ammonia solutions (UN 2672)	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	-	-	P003	PP32	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP119

2858	ジルコニウム (乾性のもの) (板状、帯板状又は巻線状のものであって、厚さが18ミクロン以上254ミクロン未満のものに限る。)	ZIRCONIUM, DRY coiled wire, finished metal sheets, strip (thinner than 254 microns but not thinner than 18 microns)	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP100	LP02	-	-	-	-	-	-	A H1	SG25 SG26	SP221	
2859	メタバナジウム酸アンモニウム [バナジウム酸アンモニウム]	AMMONIUM METAVANADATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG6 SG8 SG10 SG12 SG62	-
2861	ポリバナジウム酸アンモニウム	AMMONIUM POLYVANADATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG6 SG8 SG10 SG12 SG62	-
2862	五酸化バナジウム粉末 (溶解固化したものを除く。)	VANADIUM PENTOXIDE, non-fused form	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2863	バナジウム酸アンモニウムナトリウム	SODIUM AMMONIUM VANADATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG62	-
2864	メタバナジウム酸カリウム [バナジウム酸カリウム]	POTASSIUM METAVANADATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2865	硫酸ヒドロキシルアミン [硫酸ヒドロキシルアンモニウム]	HYDROXYLAMINE SULPHATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SG36 SG49 SG61	-
2869	三塩化チタン混合物 (自然発火性を有しないもの)	TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	SG36 SG49 SG61 SG67	-
2869	三塩化チタン混合物 (自然発火性を有しないもの)	TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	SG36 SG49 SG61 SG67	SP223
2870	水素化ホウ素アルミニウム	ALUMINIUM BOROHYDRIDE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	4.3	I	-	-	P400	-	-	-	-	-	T21	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26	-
2870	水素化ホウ素アルミニウム (装置内に収納されているもの)	ALUMINIUM BOROHYDRIDE IN DEVICES	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	4.3	I	-	-	P002	PP13	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	-
2871	アンチモン粉末	ANTIMONY POWDER	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2872	ジブロモクロロプロパン [1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン等]	DIBROMOCHLOROPROPANES	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG610	-
2872	ジブロモクロロプロパン [1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン等]	DIBROMOCHLOROPROPANES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG610	SP223
2873	ジブチルアミノエタノール [2-ジブチルアミノエタノール]	DIBUTYLAMINOETHANOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2874	フルフリルアルコール	FURFURYL ALCOHOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG17 SG35	-
2875	ヘキサクロロフェン [ヘキサクロロファン又は2,2'-メチレンビス(3,4,6-トリクロロフェノール)]	HEXACHLOROPHENE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2876	レゾルシノール [1,3-ベンゼンジオール、メタジヒドロキシベンゼン又はレゾルシン]	RESORCINOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2878	スポンジチタン (粒状又は粉状のもの)	TITANIUM SPONGE GRANULES or TITANIUM SPONGE POWDERS	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP100	LP02	L3	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	D H1	SG25 SG26 SG17 SG615	SP223
2879	塩化セレン [オキシ塩化セレン]	SELENIUM OXYCHLORIDE	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	-	E SW2	SG36 SG49 SG61	-
2880	次亜塩素酸カルシウム [†] 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 [†] (水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE with not less than 5.5% but not more than 16% water	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	SP322
2880	次亜塩素酸カルシウム [†] 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 [†] (水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE with not less than 5.5% but not more than 16% water	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	SP223
2881	金属触媒 (乾性のもの)	METAL CATALYST, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	T21	TP7 TP33	-	-	C H1	SG25 SG26 SG67 SG615	SP274

2881	金属触媒 (乾性のもの)	METAL CATALYST, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	-	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG25 SG26 SG67 SGG15	SP274
2881	金属触媒 (乾性のもの)	METAL CATALYST, DRY	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	L4	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	C H1	SG25 SG26 SG67 SGG15	SP223 SP274
2900	動物に病毒をうつしやすすい物質	INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING ANIMALS only	毒物類	病毒をうつしやすしい物質	6.2	-	y	-	-	-	P620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	BK2 SP341	y y	-
2901	塩化臭素 [臭化塩素]	BROMINE CHLORIDE	高圧ガス	毒性高圧ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
2902	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2902	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2902	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2903	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2903	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2903	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2904	クロロフェノレート又はフェノレート類 (液体)	CHLOROPHENOLATES, LIQUID or PHENOLATES, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A	-	-
2905	クロロフェノレート又はフェノレート類 (固体)	CHLOROPHENOLATES, SOLID or PHENOLATES, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
2907	二硝酸イソソルビド混合物 (ラクトース、マンノース、スターチ若しくはリン酸水素カルシウムの含有率が60質量%以上のもの又は船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)	ISOSORBIDE DINITRATE MIXTURE with not less than 60% lactose, mannose, starch, or calcium hydrogen phosphate	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	P406	PP26 PP80	-	-	IBC06	B12 B21	-	-	-	-	E	SG7 SG30	-
2908	I型輸送物 (空容器)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-EMPTY PACKAGING	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP290
2909	I型輸送物 (機器等を構成する未照射の天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウム等)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-ARTICLES MANUFACTURED FROM NATURAL URANIUM or DEPLETED URANIUM or NATURAL THORIUM	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP290
2910	I型輸送物 (放射線量が少量のもの)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-LIMITED QUANTITY OF MATERIAL	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP290 SP368
2911	I型輸送物 (機器等)に内蔵される放射性物質)	RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE-INSTRUMENTS or ARTICLES	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP290
2912	低比放射性物質 (LSA-I) (核分裂性物質のものを除く。) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-I), non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2913	表面汚染物 (SCO-I、SCO-II及びSCO-III) (核分裂性物質のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I, SCO-II or SCO-III), non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2915	A型輸送物 (特別形放射性物質等以外のものであって核分裂性輸送物のものを除く。) (六フッ化ウランを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, non-special form, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2916	B(U)型輸送物 (核分裂性輸送物のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2917	BM型輸送物 (核分裂性輸送物のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2919	特別措置により運送される放射性輸送物 (核分裂性輸送物のものを除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2920	その他の腐食性物質 (液体) (引火性のもの)	CORROSIVE LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	3	I	-	-	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	C SW1 SW2	-	SP274	
2920	その他の腐食性物質 (液体) (引火性のもの)	CORROSIVE LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	C SW1 SW2	-	SP274
2921	その他の腐食性物質 (固体) (可燃性のもの)	CORROSIVE SOLID, FLAMMABLE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	4.1	I	-	-	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B SW1 H2	-	SP274
2921	その他の腐食性物質 (固体) (可燃性のもの)	CORROSIVE SOLID, FLAMMABLE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	4.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW1 H2	-	SP274
2922	その他の腐食性物質 (液体) (毒性のもの)	CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
2922	その他の腐食性物質 (液体) (毒性のもの)	CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B SW2	-	SP274
2922	その他の腐食性物質 (液体) (毒性のもの)	CORROSIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	B SW2	-	SP223 SP274
2923	その他の腐食性物質 (固体) (毒性のもの)	CORROSIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	I	-	-	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
2923	その他の腐食性物質 (固体) (毒性のもの)	CORROSIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
2923	その他の腐食性物質 (固体) (毒性のもの)	CORROSIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B SW2	-	SP223 SP274
2924	その他の引火性液体* (腐食性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2	-	-	E SW2	-	SP274
2924	その他の引火性液体* (腐食性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
2924	その他の引火性液体* (腐食性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	-	SP223 SP274
2925	その他の可燃性物質 (有機物) (固体) (腐食性のもの)	FLAMMABLE SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	8	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
2925	その他の可燃性物質 (有機物) (固体) (腐食性のもの)	FLAMMABLE SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	8	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	D SW2	-	SP223 SP274
2926	その他の可燃性物質 (有機物) (固体) (毒性のもの)	FLAMMABLE SOLID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
2926	その他の可燃性物質 (有機物) (固体) (毒性のもの)	FLAMMABLE SOLID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	B SW2	-	SP223 SP274
2927	その他の毒物 (有機物) (液体) (腐食性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
2927	その他の毒物 (有機物) (液体) (腐食性のもの)	TOXIC LIQUID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274
2928	その他の毒物 (有機物) (固体) (腐食性のもの)	TOXIC SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B SW2	-	SP274

2928	その他の毒物 (有機物) (固体) (腐食性のもの)	TOXIC SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
2929	その他の毒物 (有機物) (液体) (引火性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, FLAMMABLE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
2929	その他の毒物 (有機物) (液体) (引火性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, FLAMMABLE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
2930	その他の毒物 (有機物) (固体) (可燃性のもの)	TOXIC SOLID, FLAMMABLE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.1	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
2930	その他の毒物 (有機物) (固体) (可燃性のもの)	TOXIC SOLID, FLAMMABLE, ORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.1	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
2931	酸化硫酸バナジウム [硫酸バナジル]	VANADYL SULPHATE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2933	2-クロロプロピオン酸メチル* [アルファクロロプロピオン酸メチル]	METHYL 2-CHLOROPROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2934	2-クロロプロピオン酸イソプロピル* [アルファクロロプロピオン酸イソプロピル]	ISOPROPYL 2-CHLOROPROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2935	2-クロロプロピオン酸エチル*	ETHYL 2-CHLOROPROPIONATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2936	2-メルカプトプロピオン酸 [チオ乳酸]	THIOLACTIC ACID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2937	アルファメチルベンジルアルコール (液体)	<i>alpha</i> -METHYLBENZYL ALCOHOL, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2940	9-ホスファシクロノナン [シクロオクタジエンホスフィン]	9-PHOSPHABICYCLONONANES (CYCLOOCTADIENE PHOSPHINES)	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
2941	フルオロアニリン [2-フルオロアニリン (オルトフルオロアニリン) 又は4-フルオロアニリン (パラフルオロアニリン)]	FLUOROANILINES	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2942	2-トリフルオロメチルアニリン [2-アミノベンゾトリフルオライド]	2-TRIFLUOROMETHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A	-	-
2943	テトラヒドロフurfurylamine*	TETRAHYDROFURFURYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2945	N-メチルブチルアミン*	N-METHYLBUTYLAMINE	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1	-	-	B SW2	SG35	-
2946	2-アミノ-5-ジエチルアミノペンタン [1-ジエチルアミノ-4-アミノペンタン]	2-AMINO-5-DIETHYLAMINOPENTANE	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
2947	クロロ酢酸イソプロピル*	ISOPROPYL CHLOROACETATE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
2948	3-トリフルオロメチルアニリン [3-アミノベンゾトリフルオライド]	3-TRIFLUOROMETHYLANILINE	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	-	-
2949	硫化水素ナトリウム (結晶水の含有率が25質量%以上のものに限る。)	SODIUM HYDROSULPHIDE, HYDRATED with not less than 25% water of crystallization	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T7	TP2	-	-	A	SG35 SGG18	-
2950	マグネシウム (粒状) (表面が被覆されているもの) (粒径が149µm以上2mm以下のものに限る。)	MAGNESIUM GRANULES, COATED particle size not less than 149 microns	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP100	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	BK2	A H1	SG26 SG35 SGG15	SP920
2956	5-ターシャリーブチル-2, 4, 6-トリニトロメタキシレン [ムスクキシレン]	5-tert-BUTYL-2, 4, 6-TRINITRO-m-XYLENE (MUSK XYLENE)	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	P409	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2 H2 H3	SG1	-
2965	三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの錯化合物	BORON TRIFLUORIDE DIMETHYL ETHERATE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3 8	I	-	-	P401	PP31	-	-	-	-	T10	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW2 H1	SG5 SG8 SG13 SG25 SG26	-
2966	2-メルカプトエタノール [チオグリコール]	THIOGLYCOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
2967	スルファミド酸 [アミノスルホン酸]	SULPHAMIC ACID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-

2968	マンネブ [®] 又はマンネブ混合物 [®] (自己発熱を防止するために安定化されたものであって、1m ³ に堆積した試料を75±2℃で24時間加熱した場合に自然発火せず、かつ、堆積した試料の中心温度が200℃を超えないものを含む。) [マンガニーズエチレン-1,2-ビスジチオカーバメイト] [マンガニーズエチレンビスジチオカーバメイト]	MANEB, STABILIZED or MANEB PREPARATION, STABILIZED against self-heating	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P002	PP100	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	B H1	SG26 SG29 SG35	SP223 SP946
2969	ヒマの実、ヒマシ油かす、ヒマのひき割り、又はヒマのフレーク (十分な熱処理が施されたものを除く。)	CASTOR BEANS or CASTOR MEAL or CASTOR POMACE or CASTOR FLAKE	有害性物質	-	9	-	-	II	5kg	E2	P002	PP34	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	BK2	E SW2	SG10 SG18 SG29	SP141
2977	六フッ化ウラン (核分裂性輸送物のもの) (L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE, FISSILE	放射性物質等	-	7	-	6.1 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2978	六フッ化ウラン (核分裂性輸送物のものを除く。) (L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物及び特別措置により運送される放射性輸送物を除く。)	RADIOACTIVE MATERIAL, URANIUM HEXAFLUORIDE non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	6.1 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2983	酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物 [®] (酸化エチレンの含有率が30質量%以下のものに限る。)	ETHYLENE OXIDE AND PROPYLENE OXIDE MIXTURE not more than 30% ethylene oxide	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	E SW1 SW2	-	-
2984	過酸化水素(水溶液) (濃度が8質量%以上20質量%未満のものであって、必要に応じ安定剤を含むものに限る。)	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 8% but less than 20% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	B5	T4	TP1 TP6 TP24	-	-	B SW1	SG16 SG59 SG72B	SP65
2985	クロロシラン類 [®] (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG36 SG49 SG61	-
2986	クロロシラン類 (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	3	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13 TP27	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2987	クロロシラン類 (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, CORROSIVE, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	-	-	P010	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13 TP27	-	-	C SW2	SG36 SG49 SG61	-
2988	クロロシラン類 (水反応可燃性物質に該当し、引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3 8	I	-	-	P401	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	D SW2 H1	SG5 SG8 SG13 SG25 SG26 SG36 SG49 SG61	-
2989	ホスホン酸水素鉛 (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。) [第二亜リン酸鉛]	LEAD PHOSPHITE, DIBASIC	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	SG29 SG67 SG69	SP922
2989	ホスホン酸水素鉛 (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。) [第二亜リン酸鉛]	LEAD PHOSPHITE, DIBASIC	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	SG29 SG67 SG69	SP922
2990	救命器具 (膨脹式のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	LIFE-SAVING APPLIANCES, SELF- INFLATING	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P905	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	SG18 SG71	SP296
2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274

2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARSENICAL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOCHLORINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274

2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TRIAZINE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	THIOCARBAMATE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3009	銅殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3009	銅殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3009	銅殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23℃	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3010	銅殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3010	銅殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274

3010	銅殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COPPER-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3011	水銀殺虫殺菌剤類 ⁷ (液体) (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃以上60℃以下のもの)	MERCURY-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
3011	水銀殺虫殺菌剤類 ⁷ (液体) (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃以上60℃以下のもの)	MERCURY-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
3011	水銀殺虫殺菌剤類 ⁷ (液体) (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (引火点が23℃以上60℃以下のもの)	MERCURY-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP223 SP274
3012	水銀殺虫殺菌剤類 ⁷ (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
3012	水銀殺虫殺菌剤類 ⁷ (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP274
3012	水銀殺虫殺菌剤類 ⁷ (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCURY-BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	SGG7 SGG11	SP61 SP223 SP274
3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SUBSTITUTED NITROPHENOL PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274

3016	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3016	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3016	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	BIPYRIDILIUM PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3017	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3017	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3017	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3018	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3018	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3018	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOTIN PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3021	その他の殺虫殺菌剤類 ¹⁾ (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S. flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274

3021	その他の殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N.O.S. flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3022	1,2-酸化ブテン* (安定剤入りのもの) [1,2-酸化ブチレン] [1,2-エポキシブタン]	1,2-BUTYLENE OXIDE, STABILIZED	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	C SW1	SG20 SG21	SP386
3023	2-メチル-2-ヘプタンチオール	2-METHYL-2-HEPTANETHIOL	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG57	-
3024	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3024	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDES, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDES, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	COUMARIN DERIVATIVE PESTICIDES, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3028	乾電池 (固体の水酸化カリウムを内蔵するものであつて、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	BATTERIES, DRY, CONTAINING POTASSIUM HYDROXIDE, SOLID electric storage	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	-	P801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	SG35 SGG18	SP295 SP304
3048	リン化アルミニウム系殺虫殺菌剤 (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	ALUMINIUM PHOSPHIDE PESTICIDE	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	E SW2 SW5	-	SP153 SP930
3054	シクロヘキシルメルカプタン* [シクロヘキサントチオール] [ヘキサヒドロチオフェノール]	CYCLOHEXYL MERCAPTAN	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A SW2	SG50 SG57	-
3055	2-(2-アミノエトキシ)エタノール	2-(2-AMINOETHOXY) ETHANOL	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-

3056	ノルマルヘプタアルデヒド* [ノルマルヘプタナール] [ノルマルヘプチルアルデヒド]	n-HEPTALDEHYDE	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-	
3057	トリフルオロアセチルクロライド [パーフルオロアセチルクロライド]	TRIFLUOROACETYL CHLORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	TP21	-	-	D SW2 E	-	-	
3064	ニトログリセリン (アルコール溶液) (濃度が1質量%を超え5質量%以下のものに 限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物 に該当しないものを除く。)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with more than 1% but not more than 5% nitroglycerin	引火性液体類	-	3	-	-	II	-	-	P300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP359	
3065	アルコール飲料 (アルコールの含有率が70容量%を超えるもの に限る。)	ALCOHOLIC BEVERAGES, with more than 70% alcohol by volume	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L	E2	P001	PP2	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	-	-	
3065	アルコール飲料 (アルコールの含有率が24容量%を超え70容 量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規 定により危険物に該当しないものを除く。) [酒類]	ALCOHOLIC BEVERAGES, with more than 24% but not more than 70% alcohol by volume	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	PP2	-	-	IBC03	-	T2	TP1	-	SP247	A	-	SP144 SP145	
3066	塗料又は塗料関連物質 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP28	-	-	B SW2	-	SP163 SP367	
3066	塗料又は塗料関連物質 (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL (including paint thinning or reducing compound)	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A SW2	-	SP163 SP223 SP367	
3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロメタン の混合物 (酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下の ものに限る。)	ETHYLENE OXIDE AND DICHLORODIFLUOROMETHANE MIXTURE with not more than 12.5% ethylene oxide	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	SP392
3071	メルカプタン類又はメルカプタン混合物 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MERCAPTANS, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S. or MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	C SW2	SG57	SP274	
3072	救命器具 (非膨脹式のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当しな いものを除く。)	LIFE-SAVING APPLIANCES, NOT SELF- INFLATING containing dangerous goods as equipment	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P905	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	SG18 SG71	SP296
3073	ビニルピリジン (安定剤入りのもの)	VINYLPYRIDINES, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC01	-	T7	TP2 TP13	-	-	C SW1 SW2	SG5 SG8 SG35 SGG18	SP386	
3077	環境有害物質 (固体) (備考1(4)の表に掲げられたもの及び備考の欄 の規定により当該危険物に該当するもの又は備 考2(8)の基準を満たすものであって他の危険性 を有しないもの)	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	PP12	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW23	-	SP274 SP335	
3078	セリウム (削りくず又は砂状のもの)	CERIUM turnings or gritty powder	可燃性物質類	水反応可燃性 物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E H1	SG26 SG35 SGG15	-	
3079	メタクリロニトリル* (安定剤入りのもの)	METHACRYLONITRILE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2	-	SP386	
3080	イソシアネート類又はその溶液 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ISOCYANATES, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S or ISOCYANATE SOLUTION, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	D SW1 SW2	-	SP274	
3082	環境有害物質 (液体) (備考1(4)の表に掲げられたもの及び備考の欄 の規定により当該危険物に該当するもの又は備 考2(8)の基準を満たすものであって他の危険性 を有しないもの)	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.	有害性物質	-	9	-	-	III	5L	E1	P001	PP1	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP274 SP335	
3083	パークロリルフルオライド	PERCHLORYL FLUORIDE	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-
3084	その他の腐食性物質 (固体) (酸化性のもの)	CORROSIVE SOLID, OXIDIZING, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	5.1	I	-	-	P002	-	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	C	-	SP274	

3084	その他の腐食性物質 (固体) (酸化性のもの)	CORROSIVE SOLID, OXIDIZING, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	5.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3085	その他の酸化性物質 (固体) (腐食性のもの)	OXIDIZING SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	I	-	-	P503	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG38 SG49 SG60	SP274
3085	その他の酸化性物質 (固体) (腐食性のもの)	OXIDIZING SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	B H1	SG38 SG49 SG60	SP274
3085	その他の酸化性物質 (固体) (腐食性のもの)	OXIDIZING SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B H1	SG38 SG49 SG60	SP223 SP274
3086	その他の毒物 (固体) (酸化性のもの)	TOXIC SOLID, OXIDIZING, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	I	-	E5	P002	-	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	C	-	SP274
3086	その他の毒物 (固体) (酸化性のもの)	TOXIC SOLID, OXIDIZING, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3087	その他の酸化性物質 (固体) (毒性のもの)	OXIDIZING SOLID, TOXIC, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	I	-	-	P503	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG38 SG49 SG60	SP274
3087	その他の酸化性物質 (固体) (毒性のもの)	OXIDIZING SOLID, TOXIC, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	B	SG38 SG49 SG60	SP274
3087	その他の酸化性物質 (固体) (毒性のもの)	OXIDIZING SOLID, TOXIC, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	SG38 SG49 SG60	SP223 SP274
3088	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, ORGANIC, N.O.S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3088	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, ORGANIC, N.O.S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C	-	SP223 SP274
3089	金属粉末 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL POWDER, FLAMMABLE, N.O.S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B H1	SG17 SG25 SG26 SG67 SGG15	-
3089	金属粉末 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL POWDER, FLAMMABLE, N.O.S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP100	-	-	IBC08	B4 B21	T1	TP33	-	-	A H1	SG17 SG25 SG26 SG67 SGG15	SP223
3090	リチウム金属電池 (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	LITHIUM METAL BATTERIES (including lithium alloy batteries)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P903 P908 P909 P910 P911	-	LP903 LP904 LP905 LP906	-	-	-	-	-	-	-	A SW19	-	SP188 SP230 SP310 SP376 SP377 SP387
3091	リチウム金属電池 (装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	LITHIUM METAL BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT or LITHIUM METAL BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P903 P908 P909 P910 P911	-	LP903 LP904 LP905 LP906	-	-	-	-	-	-	-	A SW19	-	SP188 SP230 SP310 SP360 SP376 SP377 SP387 SP390
3092	1-メトキシ-2-プロパノール*	1-METHOXY-2-PROPANOL	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T2	TP1	-	-	A	-	-
3093	その他の腐食性物質 (液体) (酸化性のもの)	CORROSIVE LIQUID, OXIDIZING, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	5.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3093	その他の腐食性物質 (液体) (酸化性のもの)	CORROSIVE LIQUID, OXIDIZING, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	5.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3094	その他の腐食性物質 (液体) (水反応可燃性のもの)	CORROSIVE LIQUID, WATER-REACTIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	4.3	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274
3094	その他の腐食性物質 (液体) (水反応可燃性のもの)	CORROSIVE LIQUID, WATER-REACTIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	4.3	II	500mL	E2	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274
3095	その他の腐食性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	CORROSIVE SOLID, SELF-HEATING, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	4.2	I	-	-	P002	-	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D	-	SP274

3095	その他の腐食性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	CORROSIVE SOLID, SELF-HEATING, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	4.2	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	-	SP274
3096	その他の腐食性物質 (固体) (水反応可燃性のもの)	CORROSIVE SOLID, WATER-REACTIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	4.3	I	-	-	P002	-	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D H1	SG26	SP274
3096	その他の腐食性物質 (固体) (水反応可燃性のもの)	CORROSIVE SOLID, WATER-REACTIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	4.3	II	1kg	E2	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D H1	SG26	SP274
3097	その他の可燃性物質 (固体) (酸化性のもの)	FLAMMABLE SOLID, OXIDIZING, N.O.S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	5.1	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3097	その他の可燃性物質 (固体) (酸化性のもの)	FLAMMABLE SOLID, OXIDIZING, N.O.S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	5.1	III	-	-	P099	-	-	-	-	-	T1	TP33	-	-	x	x	SP274 SP976
3098	その他の酸化性物質 (液体) (腐食性のもの)	OXIDIZING LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	I	-	-	P502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG38 SG49 SG60	SP274
3098	その他の酸化性物質 (液体) (腐食性のもの)	OXIDIZING LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC01	-	-	-	-	-	B H1	SG38 SG49 SG60	SP274
3098	その他の酸化性物質 (液体) (腐食性のもの)	OXIDIZING LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B H1	SG38 SG49 SG60	SP223 SP274
3099	その他の酸化性物質 (液体) (毒性のもの)	OXIDIZING LIQUID, TOXIC, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	I	-	-	P502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG38 SG49 SG60	SP274
3099	その他の酸化性物質 (液体) (毒性のもの)	OXIDIZING LIQUID, TOXIC, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC01	-	-	-	-	-	B	SG38 SG49 SG60	SP274
3099	その他の酸化性物質 (液体) (毒性のもの)	OXIDIZING LIQUID, TOXIC, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B	SG38 SG49 SG60	SP223 SP274
3100	その他の酸化性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	OXIDIZING SOLID, SELF-HEATING, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	4.2	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3100	その他の酸化性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	OXIDIZING SOLID, SELF-HEATING, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	4.2	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3101	有機過酸化物B (液体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE B, LIQUID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	1	-	25mL	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG1 SG35 SG36 SG72D	SP181 SP274
3102	有機過酸化物B (固体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE B, SOLID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	1	-	100g	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG1 SG35 SG36 SG72D	SP181 SP274
3103	有機過酸化物C (液体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, LIQUID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	25mL	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3104	有機過酸化物C (固体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, SOLID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	100g	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3105	有機過酸化物D (液体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, LIQUID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	125mL	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72B SG72D	SP274
3106	有機過酸化物D (固体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, SOLID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	500g	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3107	有機過酸化物E (液体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, LIQUID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	125mL	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72B SG72D	SP274
3108	有機過酸化物E (固体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, SOLID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	500g	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274

3109	有機過酸化物F (液体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, LIQUID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	125mL	-	P520	-	-	-	IBC520	-	T23	-	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72B SG72D	SP274
3110	有機過酸化物F (固体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, SOLID	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	500g	-	P520	-	-	-	IBC520	-	T23	TP33	-	-	D SW1 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3111	有機過酸化物B (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE B, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	1	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG1 SG35 SG36 SG72D	SP181 SP274
3112	有機過酸化物B (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE B, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	1	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG1 SG35 SG36 SG72D	SP181 SP274
3113	有機過酸化物C (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3114	有機過酸化物C (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE C, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3115	有機過酸化物D (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3116	有機過酸化物D (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE D, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3117	有機過酸化物E (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3118	有機過酸化物E (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE E, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3119	有機過酸化物F (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	IBC520	-	T23	-	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3120	有機過酸化物F (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ORGANIC PEROXIDE TYPE F, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED	酸化性物質類	有機過酸化物	5.2	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	IBC520	-	T23	TP33	-	-	D SW1 SW3 SP122	SG35 SG36 SG72D	SP274
3121	その他の酸化性物質 (固体) (水反応可燃性のもの)	OXIDIZING SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	4.3	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3121	その他の酸化性物質 (固体) (水反応可燃性のもの)	OXIDIZING SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	4.3	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3122	その他の毒物 (液体) (酸化性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, OXIDIZING, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	SP274 SP315
3122	その他の毒物 (液体) (酸化性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, OXIDIZING, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274 SP315
3123	その他の毒物 (液体) (水反応可燃性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.3	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2 H1	SG26	SP274 SP315

3123	その他の毒物 (液体) (水反応可燃性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	TOXIC LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	D SW2 H1	SG26	SP274 SP315
3124	その他の毒物 (固体) (自己発熱性のもの)	TOXIC SOLID, SELF-HEATING, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.2	I	-	E5	P002	-	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3124	その他の毒物 (固体) (自己発熱性のもの)	TOXIC SOLID, SELF-HEATING, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.2	II	-	E4	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3125	その他の毒物 (固体) (水反応可燃性のもの)	TOXIC SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.3	I	-	E5	P099	-	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D SW2 H1	SG26	SP274
3125	その他の毒物 (固体) (水反応可燃性のもの)	TOXIC SOLID, WATER-REACTIVE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.3	II	500g	E4	P002	PP100	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D SW2 H1	SG26	SP274
3126	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (腐食性のもの)	SELF-HEATING SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	II	-	E2	P410	-	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3126	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (腐食性のもの)	SELF-HEATING SOLID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	III	-	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C	-	SP223 SP274
3127	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (酸化性のもの)	SELF-HEATING SOLID, OXIDIZING, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	5.1	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	T3	TP33	-	-	x	x	SP274 SP976
3127	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (酸化性のもの)	SELF-HEATING SOLID, OXIDIZING, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	5.1	III	-	-	P099	-	-	-	-	-	T1	TP33	-	-	x	x	SP223 SP274 SP976
3128	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (毒性のもの)	SELF-HEATING SOLID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	II	-	E2	P410	-	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3128	自己発熱性物質 (有機物) (固体) (毒性のもの)	SELF-HEATING SOLID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	III	-	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C	-	SP223 SP274
3129	その他の水反応可燃性物質 (液体) (腐食性のもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	8	I	-	-	P402	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13	-	-	D H1	SG26	SP274
3129	その他の水反応可燃性物質 (液体) (腐食性のもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	8	II	-	-	P402	-	-	-	IBC01	-	T11	TP2 TP7	-	-	E SW5 H1	SG26	SP274
3129	その他の水反応可燃性物質 (液体) (腐食性のもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	8	III	-	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP7	-	-	E SW5 H1	SG26	SP223 SP274
3130	その他の水反応可燃性物質 (液体) (毒性のもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274

3130	その他の水反応可燃性物質 (液体) (毒性のもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	II	-	-	P402	-	-	-	IBC01	-	-	-	-	-	E SW5 H1	SG26	SP274
3130	その他の水反応可燃性物質 (液体) (毒性のもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	III	-	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	E SW5 H1	SG26	SP223 SP274
3131	その他の水反応可燃性物質 (固体) (腐食性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	8	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26	SP274
3131	その他の水反応可燃性物質 (固体) (腐食性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	8	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP274
3131	その他の水反応可燃性物質 (固体) (腐食性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	8	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP223 SP274
3132	その他の水反応可燃性物質 (固体) (可燃性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC99	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274
3132	その他の水反応可燃性物質 (固体) (可燃性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP274
3132	その他の水反応可燃性物質 (固体) (可燃性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP223 SP274
3133	その他の水反応性可燃性物質 (固体) (酸化性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, OXIDIZING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	5.1	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3133	その他の水反応性可燃性物質 (固体) (酸化性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, OXIDIZING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	5.1	III	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP223 SP274 SP976
3134	その他の水反応可燃性物質 (固体) (毒性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274
3134	その他の水反応可燃性物質 (固体) (毒性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP274
3134	その他の水反応可燃性物質 (固体) (毒性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, TOXIC, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	6.1	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP223 SP274
3135	その他の水反応可燃性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26	SP274
3135	その他の水反応可燃性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP274
3135	その他の水反応可燃性物質 (固体) (自己発熱性のもの)	WATER-REACTIVE SOLID, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	E SW5 H1	SG26	SP223 SP274

3136	トリフルオロメタン (深冷液化されているもの)	TRIFLUOROMETHANE, REFRIGERATED LIQUID	高圧ガス	非引火性非毒 性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	D	-	-
3137	その他の酸化性物質 (固体) (可燃性のもの)	OXIDIZING SOLID, FLAMMABLE, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	4.1	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	SP274 SP976
3138	エチレン、アセチレン及びプロピレンの混合物 (深冷液化されているものに限る。) (エチレンの含有率が71.5質量%以上であって、アセチレンが22.5質量%以下、プロピレンが6質量%以下のものに限る。)	ETHYLENE, ACETYLENE AND PROPYLENE MIXTURE, REFRIGERATED LIQUID containing at least 71.5% ethylene, with not more than 22.5% acetylene and not more than 6% propylene	高圧ガス	引火性高圧ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P203	-	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	D SW2	SG46	-
3139	その他の酸化性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	OXIDIZING LIQUID, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	I	-	-	P502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG38 SG49 SG60	SP274
3139	その他の酸化性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	OXIDIZING LIQUID, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	-	B	SG38 SG49 SG60	SP274
3139	その他の酸化性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	OXIDIZING LIQUID, N.O.S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	-	B	SG38 SG49 SG60	SP223 SP274
3140	アルカロイド類又はアルカロイド塩類 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	ALKALOIDS, LIQUID, N.O.S. or ALKALOID SALTS, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274
3140	アルカロイド類又はアルカロイド塩類 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	ALKALOIDS, LIQUID, N.O.S. or ALKALOID SALTS, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274
3140	アルカロイド類又はアルカロイド塩類 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	ALKALOIDS, LIQUID, N.O.S. or ALKALOID SALTS, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	-	A	-	SP223 SP274
3141	無機アンチモン化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの並びにヒ素の 含有率が0.5質量%以下の硫化アンチモン及び酸 化アンチモンを除く。)	ANTIMONY COMPOUND, INORGANIC, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	-	A	-	SP45 SP274
3142	消毒剤 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A SW2	-	SP274
3142	消毒剤 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	-	A SW2	-	SP274
3142	消毒剤 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DISINFECTANT, LIQUID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	-	A SW2	-	SP223 SP274
3143	染料又は染料中間物 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, TOXIC, N.O.S. or DYE INTERMEDIATE, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	-	A	-	SP274
3143	染料又は染料中間物 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, TOXIC, N.O.S. or DYE INTERMEDIATE, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	-	A	-	SP274
3143	染料又は染料中間物 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, TOXIC, N.O.S. or DYE INTERMEDIATE, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	-	A	-	SP223 SP274
3144	ニコチン化合物又はニコチン製剤 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, LIQUID, N.O.S. or NICOTINE PREPARATION, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	SP274
3144	ニコチン化合物又はニコチン製剤 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, LIQUID, N.O.S. or NICOTINE PREPARATION, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	SP274
3144	ニコチン化合物又はニコチン製剤 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌 剤類を除く。)	NICOTINE COMPOUND, LIQUID, N.O.S. or NICOTINE PREPARATION, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	-	B	-	SP223 SP274

3145	アルキルフェノール類 (液体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。) 「ブチルフェノール」	ALKYLPHENOLS, LIQUID, N.O.S. (including C2-C12 homologues)	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	T14	TP2	-	-	B	-	-	
3145	アルキルフェノール類 (液体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。) 「ブチルフェノール」	ALKYLPHENOLS, LIQUID, N.O.S. (including C2-C12 homologues)	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B	-	-
3145	アルキルフェノール類 (液体) (アルキル基の炭素数が2から12までのもの) (他に品名が明示されているものを除く。) 「ブチルフェノール」	ALKYLPHENOLS, LIQUID, N.O.S. (including C2-C12 homologues)	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223
3146	有機スズ化合物 ^F (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
3146	有機スズ化合物 ^F (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP274
3146	有機スズ化合物 ^F (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOTIN COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP223 SP274
3147	染料又は染料中間物 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, CORROSIVE, N.O.S. or DYE INTERMEDIATE, SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	-	SP274
3147	染料又は染料中間物 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, CORROSIVE, N.O.S. or DYE INTERMEDIATE, SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	SP274
3147	染料又は染料中間物 (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	DYE, SOLID, CORROSIVE, N.O.S. or DYE INTERMEDIATE, SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
3148	その他の水反応可燃性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, N.O.S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	T13	TP2 TP7	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274
3148	その他の水反応可燃性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, N.O.S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500mL	E2	P402	PP31	-	-	IBC01	-	T7	TP2 TP7	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274
3148	その他の水反応可燃性物質 (液体) (他の危険性を有しないもの)	WATER-REACTIVE LIQUID, N.O.S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1L	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP7	-	-	E SW2 H1	SG26	SP223 SP274
3149	過酸化水素と過酢酸の混合物 (安定剤入りのもの) (酸、水及び5質量%以下の過酢酸を含有するものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	HYDROGEN PEROXIDE AND PEROXYACETIC ACID MIXTURE with acid(s), water and not more than 5% peroxyacetic acid, STABILIZED	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	II	1L	E2	P504	PP10	-	-	IBC02	B5	T7	TP2 TP6 TP24	-	-	D SW1	SG16 SG59 SG72B SGG16	SP196
3150	小型装置(炭化水素ガスで作動するもの)又は小型装置用炭化水素充てん物	DEVICES, SMALL, HYDROCARBON GAS POWERED or HYDROCARBON GAS REFILLS FOR SMALL DEVICES with release device	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	-
3151	ポリハロゲン化ビフェニル類 ^F 、ハロゲン化モノメチルジフェニルメタン類 ^F 又はポリハロゲン化テルフェニル類 ^F (液体) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	POLYHALOGENATED BIPHENYLS, LIQUID or HALOGENATED MONOMETHYLDIPHENYLMETHANES, LIQUID or POLYHALOGENATED TERPHENYLS, LIQUID	有害性物質	-	9	-	-	II	1L	E2	P906	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	A	SG50	SP203 SP305 SP908
3152	ポリハロゲン化ビフェニル類 ^F 、ハロゲン化モノメチルジフェニルメタン類 ^F 又はポリハロゲン化テルフェニル類 ^F (固体) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	POLYHALOGENATED BIPHENYLS, SOLID or HALOGENATED MONOMETHYLDIPHENYLMETHANES, SOLID or POLYHALOGENATED TERPHENYLS, SOLID	有害性物質	-	9	-	-	II	1kg	E2	P906	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG50	SP203 SP305 SP958
3153	トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル [パーフルオロメチルビニルエーテル] [トリフルオロメトキシトリフルオロエチレ	PERFLUORO (METHYL VINYL ETHER)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	E SW2	-	-

3154	ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル [パーフルオロエチルビニルエーテル] [ペンタフルオロエトキシトリフルオロエチレン]	PERFLUORO (ETHYL VINYL ETHER)	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2	-	-
3155	ペンタクロロフェノール [Ⓕ] (殺虫殺菌剤類を除く。)	PENTACHLOROPHENOL	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	-	A	-	-
3156	その他の圧縮ガス (酸化性のもの)	COMPRESSED GAS, OXIDIZING, N.O.S.	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3157	その他の液化ガス (酸化性のもの)	LIQUEFIED GAS, OXIDIZING, N.O.S.	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3158	その他の液化ガス (他の危険性を有しないもの) (深冷液化されているもの)	GAS, REFRIGERATED LIQUID, N.O.S.	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	D	-	SP274
3159	1,1,1,2-テトラフルオロエタン [冷媒用ガスR134a]	1,1,1,2-TETRAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 134a)	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	-
3160	その他の液化ガス (毒性かつ引火性のもの)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N.O.S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3161	その他の液化ガス (引火性のもの)	LIQUEFIED GAS, FLAMMABLE, N.O.S.	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3162	その他の液化ガス (毒性のもの)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, N.O.S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3163	その他の液化ガス (他の危険性を有しないもの)	LIQUEFIED GAS, N.O.S.	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	A	-	SP274 SP392
3164	物品 (加圧されたもの) (空気圧又は水圧により加圧された非引火性かつ 非毒性のガスを含有するものに限る。ただし、備 考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの を除く。)	ARTICLES, PRESSURIZED, PNEUMATIC or HYDRAULIC (containing non-flammable gas)	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	-	P003	PP32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP283 SP371
3165	航空機の油圧装置作動用燃料油タンク (無水ヒドラジンとモノメチルヒドラジンの混 合物を含むもの)	AIRCRAFT HYDRAULIC POWER UNIT FUEL TANK (containing a mixture of anhydrous hydrazine and methyldiazine) (M86 fuel)	引火性液体類	-	3	-	6.1 8	I	-	-	P301	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG5 SG8 SG13	-
3166	自動車 (引火性高压ガスを燃料とするもの)、 自動車 (引火性液体類を燃料とするもの)、燃 料電池自動車 (引火性高压ガスを燃料とする もの)又は燃料電池自動車 (引火性液体類を燃料 とするもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当する ものに限る。)	VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED or VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED or VEHICLE, FUEL CELL, FLAMMABLE GAS POWERED or VEHICLE, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP962	A	SP356 SP388 SP961
3167	ガス見本 (引火性) (他に品名が明示されているもの及び加圧又は 深冷液化されているものを除く。)	GAS SAMPLE, NON-PRESSURIZED, FLAMMABLE, N.O.S., not refrigerated liquid	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-
3168	ガス見本 (毒性かつ引火性) (他に品名が明示されているもの及び加圧又は 深冷液化されているものを除く。)	GAS SAMPLE, NON-PRESSURIZED, TOXIC, FLAMMABLE, N.O.S., not refrigerated liquid	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-
3169	ガス見本 (毒性) (他に品名が明示されているもの及び加圧又は 深冷液化されているものを除く。)	GAS SAMPLE, NON-PRESSURIZED, TOXIC, N.O.S., not refrigerated liquid	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	-
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工 程から生じた副生成物	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS	可燃性物質類	水反応可燃性 物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	BK2	B SW5 H1	SG26 SGG15	SP244
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工 程から生じた副生成物	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS	可燃性物質類	水反応可燃性 物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P002	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	BK2	B SW5 H1	SG26 SGG15	SP223 SP244
3171	自動車 (蓄電池を動力源とするもの)又は装置 (蓄電池を動力源とするもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当する ものに限る。)	BATTERY-POWERED VEHICLE or BATTERY- POWERED EQUIPMENT	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP962	A	SP388 SP961 SP971
3172	トキシン類 (液体) (生体から抽出されたものに限る。ただし、備 考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの 及び他に品名が明示されているものを除く。)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP210 SP274
3172	トキシン類 (液体) (生体から抽出されたものに限る。ただし、備 考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの 及び他に品名が明示されているものを除く。)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, LIQUID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	-	B	-	SP210 SP274

3172	トキシン類 (液体) (生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	-	-	-	-	A	-	SP210 SP223 SP274
3174	二硫化チタン	TITANIUM DISULPHIDE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SGG7	-
3175	固体 (引火性を有する液体を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SOLIDS CONTAINING FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP9	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	BK2	B	-	SP216 SP274
3176	その他の可燃性物質 (有機物) (溶融状のもの)	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, MOLTEN, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	-	-	-	-	-	-	T3	TP3 TP26	-	-	C	-	SP274
3176	その他の可燃性物質 (有機物) (溶融状のもの)	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, MOLTEN, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	-	-	-	-	-	T1	TP3 TP26	-	-	C	-	SP223 SP274
3178	その他の可燃性物質 (無機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE SOLID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3178	その他の可燃性物質 (無機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE SOLID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	-	SP223 SP274
3179	その他の可燃性物質 (無機物) (固体) (毒性のもの)	FLAMMABLE SOLID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
3179	その他の可燃性物質 (無機物) (固体) (毒性のもの)	FLAMMABLE SOLID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	B SW2	-	SP223 SP274
3180	その他の可燃性物質 (無機物) (固体) (腐食性のもの)	FLAMMABLE SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	8	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC06	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3180	その他の可燃性物質 (無機物) (固体) (腐食性のもの)	FLAMMABLE SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	8	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC06	-	T1	TP33	-	-	D SW2	-	SP223 SP274
3181	有機化合物の金属塩類 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL SALTS OF ORGANIC COMPOUNDS, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P002	PP31	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW2	SGG7	SP274
3181	有機化合物の金属塩類 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL SALTS OF ORGANIC COMPOUNDS, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B SW2	SGG7	SP223 SP274
3182	水素化金属 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL HYDRIDES, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC04	-	T3	TP33	-	-	E	-	SP274
3182	水素化金属 (可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL HYDRIDES, FLAMMABLE, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P002	PP31	-	-	IBC04	-	T1	TP33	-	-	E	-	SP223 SP274
3183	自己発熱性物質 (有機物) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3183	自己発熱性物質 (有機物) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP223 SP274
3184	自己発熱性物質 (有機物) (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	II	-	E2	P402	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3184	自己発熱性物質 (有機物) (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, TOXIC, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	III	-	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP223 SP274

3185	自己発熱性物質 (有機物) (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	II	-	E2	P402	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3185	自己発熱性物質 (有機物) (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, CORROSIVE, ORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	III	-	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP223 SP274
3186	自己発熱性物質 (無機物) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3186	自己発熱性物質 (無機物) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP223 SP274
3187	自己発熱性物質 (無機物) (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	II	-	E2	P402	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3187	自己発熱性物質 (無機物) (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	III	-	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP223 SP274
3188	自己発熱性物質 (無機物) (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	II	-	E2	P402	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP274
3188	自己発熱性物質 (無機物) (液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING LIQUID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	III	-	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	C	-	SP223 SP274
3189	自己発熱性金属粉末 (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL POWDER, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C H1	SG26 SG67 SGG15	SP274
3189	自己発熱性金属粉末 (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL POWDER, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	L4	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	C H1	SG26 SG67 SGG15	SP223 SP274
3190	自己発熱性物質 (無機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3190	自己発熱性物質 (無機物) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C	-	SP223 SP274
3191	自己発熱性物質 (無機物) (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	II	-	E2	P410	-	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3191	自己発熱性物質 (無機物) (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, TOXIC, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	6.1	III	-	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C	-	SP223 SP274
3192	自己発熱性物質 (無機物) (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	II	-	E2	P410	-	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	C	-	SP274
3192	自己発熱性物質 (無機物) (固体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELF-HEATING SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	III	-	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	C	-	SP274
3194	その他の自然発火性物質 (無機物) (液体)	PYROPHORIC LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG63	SP274

3200	その他の自然発火性物質 (無機物) (固体)	PYROPHORIC SOLID, INORGANIC, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP31	-	-	-	-	T21	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26	SP274
3205	アルカリ土類金属アルコホレート (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALINE EARTH METAL ALCOHOLATES, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP183 SP274
3205	アルカリ土類金属アルコホレート (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALINE EARTH METAL ALCOHOLATES, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	-	SP183 SP223 SP274
3206	アルカリ金属アルコホレート (自己発熱性かつ腐食性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALI METAL ALCOHOLATES, SELF-HEATING, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	II	-	E2	P410	PP31	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	B	SG35 SGG18	SP182 SP274
3206	アルカリ金属アルコホレート (自己発熱性かつ腐食性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALI METAL ALCOHOLATES, SELF-HEATING, CORROSIVE, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	8	III	-	E1	P002	PP31	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	B	-	SP182 SP223 SP274
3208	金属性物質 (水反応性) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	IBC99	-	-	-	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274
3208	金属性物質 (水反応性) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	-	P410	PP31	-	-	IBC07	B4 B21	T3	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274
3208	金属性物質 (水反応性) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP223 SP274
3209	金属性物質 (自己発熱性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274
3209	金属性物質 (自己発熱性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	II	-	E2	P410	PP31 PP40	-	-	IBC05	B21	T3	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP274
3209	金属性物質 (自己発熱性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	METALLIC SUBSTANCE, WATER-REACTIVE, SELF-HEATING, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	III	-	E1	P410	PP31	-	-	IBC08	B4	T1	TP33	-	-	E SW2 H1	SG26	SP223 SP274
3210	無機塩素酸塩類 (水溶液) (塩素酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	CHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62	SP274
3210	無機塩素酸塩類 (水溶液) (塩素酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	CHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62	SP223 SP274
3211	無機塩素酸塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERCHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SGG13	-
3211	無機塩素酸塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERCHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SGG13	SP223
3212	無機次亜塩素酸塩類 (アンモニウム化合物、他に品名が明示されているもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	HYPOCHLORITES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW1 SW17	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SGG8	SP274 SP903
3213	無機臭素酸塩類 (水溶液) (臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。)	BROMATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SGG3	SP274
3213	無機臭素酸塩類 (水溶液) (臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。)	BROMATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SGG3	SP223 SP274
3214	無機過マンガン酸塩類 (水溶液) (過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	PERMANGANATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	D	SG38 SG49 SG60 SG62 SGG14	SP274
3215	無機過硫酸塩類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERSULPHATES, INORGANIC, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG40 SG49	-
3216	無機過硫酸塩類 (水溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	PERSULPHATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	SG38 SG49 SG62	-
3218	無機硝酸塩類 (水溶液) (備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	NITRATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62	SP270

3218	無機硝酸塩類 (水溶液) (備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	NITRATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62	SP223 SP270
3219	無機亜硝酸塩類 (水溶液) (アンモニア化合物を含有するものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRITES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC01	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SGG12	SP274
3219	無機亜硝酸塩類 (水溶液) (アンモニア化合物を含有するものを除く。) (他に品名が明示されているものを除く。)	NITRITES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B	SG38 SG49 SG62 SGG12	SP223 SP274
3220	ペンタフルオロエタン [冷媒用ガスR125]	PENTAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 125)	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
3221	自己反応性物質B (液体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE B	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	1	-	25mL	-	P520	PP21	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG1 SG35 SG36	SP181 SP274
3222	自己反応性物質B (固体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE B	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	1	-	100g	-	P520	PP21	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG1 SG35 SG36	SP181 SP274
3223	自己反応性物質C (液体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE C	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	25mL	-	P520	PP21 PP94 PP95	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3224	自己反応性物質C (固体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE C	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	100g	-	P520	PP21 PP94 PP95	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3225	自己反応性物質D (液体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE D	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	125mL	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3226	自己反応性物質D (固体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE D	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	500g	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3227	自己反応性物質E (液体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE E	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	125mL	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3228	自己反応性物質E (固体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE E	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	500g	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3229	自己反応性物質F (液体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE F	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	125mL	-	P520	-	-	-	IBC99	-	T23	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3230	自己反応性物質F (固体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE F	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	500g	-	P520	-	-	-	IBC99	-	T23	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274
3231	自己反応性物質B (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE B, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	1	-	-	-	P520	PP21	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG1 SG35 SG36	SP181 SP274
3232	自己反応性物質B (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE B, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	1	-	-	-	P520	PP21	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG1 SG35 SG36	SP181 SP274
3233	自己反応性物質C (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE C, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	PP21	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3234	自己反応性物質C (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE C, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	PP21	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3235	自己反応性物質D (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE D, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3236	自己反応性物質D (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE D, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274

3237	自己反応性物質E (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE E, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3238	自己反応性物質E (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE E, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3239	自己反応性物質F (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE LIQUID TYPE F, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	T23	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3240	自己反応性物質F (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	SELF-REACTIVE SOLID TYPE F, TEMPERATURE CONTROLLED	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P520	-	-	-	-	T23	-	-	-	-	D SW1 SW3 SP194	SG35 SG36	SP274
3241	2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール [プロノール]	2-BROMO-2-NITROPROPANE-1,3-DIOL	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	E1	P520	PP22	-	-	IBC08	B3	-	-	-	-	C SW1 SW2 H2 H3	-	-
3242	アゾジカーボンアミド (自己反応性物質及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	AZODICARBONAMIDE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	500g	-	P409	-	-	-	-	T3	TP33	-	-	-	D	SG17 SG35 SG36	SP215
3243	固体 (毒性を有する液体を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SOLIDS CONTAINING TOXIC LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	PP9	-	-	IBC02	-	T3	TP33	-	BK2	B SW2	-	SP217 SP274
3244	固体 (腐食性を有する液体を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	SOLIDS CONTAINING CORROSIVE LIQUID, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	PP9	-	-	IBC05	-	T3	TP33	-	BK2	B SW2	-	SP218 SP274
3245	遺伝子組換え微生物又は遺伝子組換え生物 (病原性の遺伝子組換え微生物及び生物を除く。)	GENETICALLY MODIFIED MICROORGANISMS or GENETICALLY MODIFIED ORGANISMS	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P904	-	-	-	IBC99	-	-	-	-	-	x	x	SP219
3246	メタンスルホンクロライド [塩化メシル]	METHANESULPHONYL CHLORIDE	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
3247	過ホウ酸ナトリウム (無水物)	SODIUM PEROXOBORATE, ANHYDROUS	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 H1	-	-
3248	医薬品* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MEDICINE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	SP220	B SW2	-	-
3248	医薬品* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	MEDICINE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	SP220	A	-	SP223
3249	医薬品 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	MEDICINE, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	-	T3	TP33	-	-	-	C SW2	-	-
3249	医薬品 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	MEDICINE, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	-	-	T1	TP33	-	-	C SW2	-	SP223
3250	クロロ酢酸 (溶融状のもの) [モノクロロ酢酸]	CHLOROACETIC ACID, MOLTEN	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	-	-	-	-	-	-	-	T7	TP3 TP28	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	-	
3251	一硝酸イソソルビド (揮発性がなく、かつ、引火性がない粘性化剤 の含有率が30質量%以上のものを除く。)	ISOSORBIDE-5-MONONITRATE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	-	P409	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2 H2 H3	-	SP226
3252	ジフルオロメタン [冷媒用ガスR32]	DIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 32)	高圧ガス	引火性高圧ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	-	-
3253	メタケイ酸ナトリウム [トリオキシケイ酸二ナトリウム]	DISODIUM TRIOXOSILICATE	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35 SGG18	-
3254	トリブチルホスファン	TRIBUTYLPHOSPHANE	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	I	-	-	P400	-	-	-	-	T21	TP2 TP7	-	-	-	D	SG44	-
3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル	tert-BUTYL HYPOCHLORITE	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	8	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SGG8	SP976
3256	高温輸送物質 (液体) (引火点が60℃を超えるものであって、引火点 以上の温度で輸送されるもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ELEVATED TEMPERATURE LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. with flashpoint above 60°C, at or above its flashpoint	引火性液体類	-	3	-	-	III	-	-	P099	-	-	-	IBC01	-	T3	TP3 TP29	-	-	A	-	SP274

3257	高温輸送物質（液体） （100℃以上であって引火点を超えない温度で輸送されるもの（溶融金属類及び溶融塩類を含む。）に限る。） （他に品名が明示されているものを除く。）	ELEVATED TEMPERATURE LIQUID, N.O.S., at or above 100°C and below its flashpoint (including molten metals, molten salts, etc.)	有害性物質	-	9	-	-	III	-	-	P099	-	-	-	IBC99	-	T3	TP3	TP29	-	SP232	A	SW5	-	SP274		
3258	高温輸送物質（固体） （240℃以上の温度で輸送されるものに限る。） （他に品名が明示されているものを除く。）	ELEVATED TEMPERATURE SOLID, N.O.S., at or above 240°C	有害性物質	-	9	-	-	III	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP232	A	SW5	-	SP274		
3259	アミン類又はポリアミン類 （固体） （腐食性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	AMINES, SOLID, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A	SG35	SGG18	SP274			
3259	アミン類又はポリアミン類 （固体） （腐食性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	AMINES, SOLID, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4	T3	TP33	-	-	A	SG35	SGG18	SP274			
3259	アミン類又はポリアミン類 （固体） （腐食性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	AMINES, SOLID, CORROSIVE, N.O.S. or POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	SGG18	SP223	SP274		
3260	その他の腐食性物質 （無機物） （固体） （酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	SG36	SG49	SGG1	SP274		
3260	その他の腐食性物質 （無機物） （固体） （酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4	T3	TP33	-	-	B	SG36	SG49	SGG1	SP274		
3260	その他の腐食性物質 （無機物） （固体） （酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36	SG49	SGG1	SP223	SP274	
3261	その他の腐食性物質 （有機物） （固体） （酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, ORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	SG36	SG49	SGG1	SP274		
3261	その他の腐食性物質 （有機物） （固体） （酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, ORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4	T3	TP33	-	-	B	SG36	SG49	SGG1	SP274		
3261	その他の腐食性物質 （有機物） （固体） （酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, ORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36	SG49	SGG1	SP223	SP274	
3262	その他の腐食性物質 （無機物） （固体） （アルカリ性のもの）	CORROSIVE SOLID, BASIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	SG35	SGG18	SP274			
3262	その他の腐食性物質 （無機物） （固体） （アルカリ性のもの）	CORROSIVE SOLID, BASIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4	T3	TP33	-	-	B	SG35	SGG18	SP274			
3262	その他の腐食性物質 （無機物） （固体） （アルカリ性のもの）	CORROSIVE SOLID, BASIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	SGG18	SP223	SP274		
3263	その他の腐食性物質 （有機物） （固体） （アルカリ性のもの）	CORROSIVE SOLID, BASIC, ORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	SG35	SGG18	SP274			
3263	その他の腐食性物質 （有機物） （固体） （アルカリ性のもの）	CORROSIVE SOLID, BASIC, ORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4	T3	TP33	-	-	B	SG35	SGG18	SP274			
3263	その他の腐食性物質 （有機物） （固体） （アルカリ性のもの）	CORROSIVE SOLID, BASIC, ORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	SGG18	SP223	SP274		
3264	その他の腐食性物質 （無機物） （液体） （酸性のもの）	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2	TP27	-	-	B	SW2	SG36	SG49	SGG1	SP274

3264	その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (酸性のもの)	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	SP274
3264	その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (酸性のもの)	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	SP223 SP274
3265	その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (酸性のもの)	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	SP274
3265	その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (酸性のもの)	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG36 SG49 SGG1	SP274
3265	その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (酸性のもの)	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	SP223 SP274
3266	その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (アルカリ性のもの)	CORROSIVE LIQUID, BASIC, INORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG35 SGG18	SP274
3266	その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (アルカリ性のもの)	CORROSIVE LIQUID, BASIC, INORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG35 SGG18	SP274
3266	その他の腐食性物質 (無機物) (液体) (アルカリ性のもの)	CORROSIVE LIQUID, BASIC, INORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	SG35 SGG18	SP223 SP274
3267	その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (アルカリ性のもの)	CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG35 SGG18	SP274
3267	その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (アルカリ性のもの)	CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	SG35 SGG18	SP274
3267	その他の腐食性物質 (有機物) (液体) (アルカリ性のもの)	CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	SG35 SGG18	SP223 SP274
3268	安全装置 (火薬類に該当するものを除く。)	SAFETY DEVICES, electrically initiated	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P902	-	LP902	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP280 SP289
3269	ポリエステル樹脂キット (基材が液体のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	POLYESTER RESIN KIT, liquid base material	引火性液体類	-	3	-	-	II	5L SP236	SP340	P302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP236
3269	ポリエステル樹脂キット (基材が液体のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	POLYESTER RESIN KIT, liquid base material	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L SP236	SP340	P302	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP236
3270	ニトロセルロース製メンブランフィルター (ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	NITROCELLULOSE MEMBRANE FILTERS with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	1kg	E2	P411	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP237 SP286
3271	エーテル類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ETHERS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP274
3271	エーテル類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ETHERS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223 SP274
3272	エステル類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ESTERS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	SP274
3272	エステル類 (他に品名が明示されているものを除く。) [ノルマルブチルブチレート]	ESTERS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A	-	SP223 SP274
3273	ニトリル類 (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [有機シアン化物類]	NITRILES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	E SW2	SG35	SP274

3273	ニトリル類 (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [有機シアニ化物類]	NITRILES, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG35	SP274
3274	アルコール類 (アルコール溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLATES SOLUTION, N. O. S. in alcohol	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	-	-	-	-	B	SG35 SGG18	SP274
3275	ニトリル類 (毒性かつ引火性のもの) [有機シアニ化物類] (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	NITRILES, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG35	SP274 SP315
3275	ニトリル類 (毒性かつ引火性のもの) [有機シアニ化物類] (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	NITRILES, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG35	SP274 SP315
3276	ニトリル類 (毒性のもの) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。) [有機シアニ化物類]	NITRILES, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B	SG35	SP274 SP315
3276	ニトリル類 (毒性のもの) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。) [有機シアニ化物類]	NITRILES, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B	SG35	SP274 SP315
3276	ニトリル類 (毒性のもの) (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。) [有機シアニ化物類]	NITRILES, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	SG35	SP223 SP274 SP315
3277	クロロギ酸エステル類 (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) [クロロカーボネート類]	CHLOROFORMATES, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T8	TP2 TP13 TP28	-	-	A SW1 SW2 H1 H2	SG36 SG49 SGG1	SP274
3278	有機リン化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B	-	SP274 SP315
3278	有機リン化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B	-	SP274 SP315
3278	有機リン化合物 (液体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274
3279	有機リン化合物 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
3279	有機リン化合物 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315

3280	有機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B	-	SP274 SP315
3280	有機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B	-	SP274 SP315
3280	有機ヒ素化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274 SP315
3281	金属カルボニル類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	METAL CARBONYLS, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P601	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	D SW2	-	SP274 SP315
3281	金属カルボニル類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	METAL CARBONYLS, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
3281	金属カルボニル類 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	METAL CARBONYLS, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	B SW2	-	SP223 SP274 SP315
3282	有機金属化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B	-	SP274
3282	有機金属化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B	-	SP274
3282	有機金属化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, LIQUID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP223 SP274
3283	セレン化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3283	セレン化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3283	セレン化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
3284	テルル化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TELLURIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3284	テルル化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TELLURIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3284	テルル化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TELLURIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
3285	バナジウム化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	VANADIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3285	バナジウム化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	VANADIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3285	バナジウム化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	VANADIUM COMPOUND, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
3286	その他の引火性液体* (毒性かつ腐食性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1 8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	E SW2	SG5 SG8	SP274
3286	その他の引火性液体* (毒性かつ腐食性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1 8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC99	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	SG5 SG8	SP274

3287	その他の毒物 (無機物) (液体) (他の危険性を有しないもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
3287	その他の毒物 (無機物) (液体) (他の危険性を有しないもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
3287	その他の毒物 (無機物) (液体) (他の危険性を有しないもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A SW2	-	SP223 SP274 SP315
3288	その他の毒物 (無機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC SOLID, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3288	その他の毒物 (無機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC SOLID, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3288	その他の毒物 (無機物) (固体) (他の危険性を有しないもの)	TOXIC SOLID, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP223 SP274
3289	その他の毒物 (無機物) (液体) (腐食性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
3289	その他の毒物 (無機物) (液体) (腐食性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	TOXIC LIQUID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP274 SP315
3290	その他の毒物 (無機物) (固体) (腐食性のもの)	TOXIC SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
3290	その他の毒物 (無機物) (固体) (腐食性のもの)	TOXIC SOLID, CORROSIVE, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	SP274
3291	医療廃棄物 (他に品名が明示されているものを除く。)	CINICAL WASTE, UNSPECIFIED, N. O. S. or (B10) MEDICAL WASTE, N. O. S. or REGULATED MEDICAL WASTE, N. O. S.	毒物類	病毒をうつしやすい物質	6.2	-	-	-	-	-	P621	-	LP621	-	IBC620	-	-	-	-	-	y	y	-
3292	電池 (ナトリウムを内蔵する組電池又は単電池であって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	BATTERIES, CONTAINING SODIUM or CELLS, CONTAINING SODIUM	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	-	-	-	P408	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A H1	SG26	SP239
3293	ヒドラジン (水溶液) (濃度が37質量%以下のものに限る。) [ジアミン又はヒドラジンベース]	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with not more than 37% hydrazine, by mass	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
3294	シアン化水素 ^a (アルコール溶液) (濃度が45質量%以下のものに限る。)	HYDROGEN CYANIDE, SOLUTION IN ALCOHOL with not more than 45% hydrogen cyanide	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	-
3295	炭化水素類 (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBONS, LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	500mL	E3	P001	-	-	-	-	-	T11	TP1 TP8 TP28	-	-	E	-	-
3295	炭化水素類 (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBONS, LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	-	-
3295	炭化水素類 (他に品名が明示されているものを除く。)	HYDROCARBONS, LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP8 TP28	-	-	A	-	SP223
3296	ヘプタフルオロプロパン [冷媒用ガスR227]	HEPTAFLUOROPROPANE (REFRIGERANT GAS R 227)	高圧ガス	非引火性非毒性高圧ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-

3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のものに 限る。)	ETHYLENE OXIDE AND CHLOROTETRAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 8.8% ethylene oxide	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	SP392		
3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のものに 限る。)	ETHYLENE OXIDE AND PENTAFLUOROETHANE MIXTURE with not more than 7.9% ethylene oxide	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	SP392		
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに 限る。)	ETHYLENE OXIDE AND TETRAFLUOROETHANE MIXTURE with not more than 5.6% ethylene oxide	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	SP392		
3300	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるもの に限る。)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE with more than 87% ethylene oxide	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
3301	その他の腐食性物質 (液体) (自己発熱性のもの)	CORROSIVE LIQUID, SELF-HEATING, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	4.2	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274	
3301	その他の腐食性物質 (液体) (自己発熱性のもの)	CORROSIVE LIQUID, SELF-HEATING, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	4.2	II	-	E2	P001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274	
3302	2-ジメチルアミノエチルアクリレート (安定剤入りのもの) [2-プロペン酸-ジメチルアミノエチルエステ ル]	2-DIMETHYLAMINOETHYL ACRYLATE, STABILIZED	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW1	-	SP386	
3303	その他の圧縮ガス (毒性かつ酸化性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, OXIDIZING, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274	
3304	その他の圧縮ガス (毒性かつ腐食性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274	
3305	その他の圧縮ガス (毒性、引火性かつ腐食性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG4 SG9	SP274	
3306	その他の圧縮ガス (毒性、酸化性かつ腐食性のもの)	COMPRESSED GAS, TOXIC, OXIDIZING, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	SP274	
3307	その他の液化ガス (毒性かつ酸化性のもの)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, OXIDIZING, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274	
3308	その他の液化ガス (毒性かつ腐食性のもの)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274	
3309	その他の液化ガス (毒性、引火性かつ腐食性のもの)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG4 SG9	SP274	
3310	その他の液化ガス (毒性、酸化性かつ腐食性のもの)	LIQUEFIED GAS, TOXIC, OXIDIZING, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	SP274	
3311	その他の液化ガス (酸化性のもの) (深冷液化されているもの)	GAS, REFRIGERATED LIQUID, OXIDIZING, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P203	-	-	-	-	-	T75	TP22	-	-	-	D	-	SP274	
3312	その他の液化ガス (引火性のもの) (深冷液化されているもの)	GAS, REFRIGERATED LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P203	-	-	-	-	-	T75	-	-	-	-	D SW2	-	SP274	
3313	有機顔料 (自己発熱性のもの)	ORGANIC PIGMENTS, SELF-HEATING	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	II	-	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	-	C	-	-	
3313	有機顔料 (自己発熱性のもの)	ORGANIC PIGMENTS, SELF-HEATING	可燃性物質類	自然発火性物 質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	-	C	-	SP223	
3314	プラスチック成型用コンパウンド (塊状、シート状、縄状のものであって引火性 蒸気を発生するものに限る。)	PLASTICS MOULDING COMPOUND in dough, sheet or extruded rope form, evolving flammable vapour	有害性物質	-	9	-	-	III	5kg	E1	P002	PP14	-	-	IBC08	B3 B6	-	-	-	-	-	SP965	E SW1 SW6	SG5 SG14	SP207
3315	化学品見本 (毒性) (化学兵器禁止条約関連のものに限る。)	CHEMICAL SAMPLE, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
3316	化学検査キット又は救急キット (備考の欄の規定により当該危険物に該当する ものに限る。)	CHEMICAL KIT or FIRST AID KIT	有害性物質	-	9	-	-	-	-	SP340	P901	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP251	
3317	2-アミノ-4,6-ジニトロフェノール (20質量%以上の水で湿性としたもの) [ピクラミック酸 (湿性のもの)]	2-AMINO-4,6-DINITROPHENOL, WETTED with not less than 20% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP28	D	SG7 SG30	-
3318	アンモニア水溶液 (15°Cで比重が0.880未満でアンモニアの含有率 が50質量%を超える水溶液)	AMMONIA SOLUTION, relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 50% ammonia	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	-	D SW2	SG35 SG46 SGG18	-	
3319	ニトログリセリン混合物 (純性化されたもの) (他に品名が明示されていないもので、ニトロ グリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以 下のものであって、船積地を管轄する地方運輸 局長が承認したものに限る。)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, SOLID, N. O. S. with more than 2% but not more than 10% nitroglycerin, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E	-	SP274	

3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物（水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のものであって、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。）	SODIUM BOROHYDRIDE AND SODIUM HYDROXIDE SOLUTION with not more than 12% sodium borohydride and not more than 40% sodium hydroxide, by mass	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG35 SGG18	-
3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物（水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のものであって、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。）	SODIUM BOROHYDRIDE AND SODIUM HYDROXIDE SOLUTION with not more than 12% sodium borohydride and not more than 40% sodium hydroxide, by mass	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP2	-	-	A	SG35 SGG18	SP223
3321	低比放射性物質（LSA-II）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II), non fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3322	低比放射性物質（LSA-III）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III), non fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3324	低比放射性物質（LSA-II）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-II), FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3325	低比放射性物質（LSA-III）（核分裂性物質のものを除く。）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, LOW SPECIFIC ACTIVITY (LSA-III), FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3326	表面汚染物（SCO-I 及び CSO-II）（核分裂性物質のものを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, SURFACE CONTAMINATED OBJECTS (SCO-I or SCO-II), FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3327	A型輸送物（特別形放射性物質等以外のものであって核分裂性輸送物であるもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, FISSILE, non-special form	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3328	BU型輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(U) PACKAGE, FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3329	BM型輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE B(M) PACKAGE, FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3331	特別措置により運送される放射性輸送物（核分裂性輸送物のもの）	RADIOACTIVE MATERIAL, TRANSPORTED UNDER SPECIAL ARRANGEMENT, FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3332	A型輸送物（特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物でないもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM, non-fissile or fissile-excepted	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3333	A型輸送物（特別形放射性物質等であって核分裂性輸送物のもの）（六フッ化ウランを除く。）	RADIOACTIVE MATERIAL, TYPE A PACKAGE, SPECIAL FORM, FISSILE	放射性物質等	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3336	メルカプタン類又はメルカプタン混合物（液体）（引火性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. or MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2	-	-	E	SG50 SG57	SP274
3336	メルカプタン類又はメルカプタン混合物（液体）（引火性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. or MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP1 TP8 TP28	-	-	B	SG50 SG57	SP274
3336	メルカプタン類又はメルカプタン混合物（液体）（引火性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	MERCAPTANS, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. or MERCAPTAN MIXTURE, LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	B	SG50 SG57	SP223 SP274
3337	冷媒用ガスR404A 【ペンタフルオロエタン（約44%）、1,1,1-トリフルオロエタン（約52%）及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物】	REFRIGERANT GAS R 404A	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
3338	冷媒用ガスR407A 【ジフルオロメタン（約20%）、ペンタフルオロエタン（約40%）及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物】	REFRIGERANT GAS R 407A	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
3339	冷媒用ガスR407B 【ジフルオロメタン（約10%）、ペンタフルオロエタン（約70%）及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物】	REFRIGERANT GAS R 407B	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
3340	冷媒用ガスR407C 【ジフルオロメタン（約23%）、ペンタフルオロエタン（約25%）及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物】	REFRIGERANT GAS R 407C	高压ガス	非引火性非毒性 高压ガス	2.2	-	-	-	120mL	E1	P200	-	-	-	-	-	T50	-	-	-	A	-	-
3341	二酸化チオ尿素 【ホルムアミジンスルホン酸】	THIOUREA DIOXIDE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P002	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D	-	-
3341	二酸化チオ尿素 【ホルムアミジンスルホン酸】	THIOUREA DIOXIDE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	D	-	SP223

3342	キサントゲン酸塩	XANTHATES	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P002	PP31	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	-	
3342	キサントゲン酸塩	XANTHATES	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	PP31	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	D SW2	-	SP223	
3343	ニトログリセリン混合物 (鈍性化されたもの) (液体) (引火性) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの であって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, LIQUID, FLAMMABLE, N.O.S. with not more than 30% nitroglycerin, by mass	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3343	ニトログリセリン混合物 (鈍性化されたもの) (液体) (引火性) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの であって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, LIQUID, FLAMMABLE, N.O.S. with not more than 30% nitroglycerin, by mass	引火性液体類	-	3	-	-	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3343	ニトログリセリン混合物 (鈍性化されたもの) (液体) (引火性) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの であって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, LIQUID, FLAMMABLE, N.O.S. with not more than 30% nitroglycerin, by mass	引火性液体類	-	3	-	-	III	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3344	四硝酸ペンタエリスリット混合物 (鈍性化されたもの) (固体) (他に品名が明示されていないもので、四硝酸 ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え 20質量%以下のものであって、船積地を管轄す る地方運輸局長が承認したものに限る。)	PENTAERYTHRITTE TETRANITRATE (PENTAERYTHRITOL TETRANITRATE; PETN) MIXTURE, DESENSITIZED, SOLID, N.O.S. with more than 10% but not more than 20% PETN, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	-	-	P406	PP26 PP80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E	-	SP274
3345	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274	
3345	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274	
3345	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274	
3346	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3346	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3347	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3347	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3347	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274	

3348	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3348	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3348	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PHENOXYACETIC ACID DERIVATIVE PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP274
3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (固体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, SOLID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3350	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3350	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類* (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flashpoint less than 23°C	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	E5	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23℃以上60℃以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flashpoint not less than 23°C	毒物類	毒物	6.1	-	3	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	T14	TP2 TP13 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274	
3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B SW2	-	SP61 SP274
3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	PYRETHROID PESTICIDE, LIQUID, TOXIC	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP28	-	-	A SW2	-	SP61 SP223 SP274
3354	殺虫ガス類 (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, FLAMMABLE, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3355	殺虫ガス類 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	INSECTICIDE GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3356	酸素発生器 (化学反応によるもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	OXYGEN GENERATOR, CHEMICAL	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	-	-	-	P500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP284

3357	ニトログリセリン混合物 (純性化されたもの) (液体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESENSITIZED, LIQUID, N. O. S with not more than 30% nitroglycerin, by mass	引火性液体類	-	3	-	-	II	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274		
3358	冷凍機器類 (引火性かつ非毒性の液化されたガスが充てられているものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	REFRIGERATING MACHINES containing flammable, non-toxic, liquefied gas	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P003	PP32	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP291		
3359	くん蒸中のコンテナ又は自動車等	FUMIGATED CARGO TRANSPORT UNIT	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2 SP910	-	SP910		
3360	植物繊維(乾性のもの) (備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	FIBRES, VEGETABLE, DRY	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	-	-	-	P003	PP19	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP29 SP299 SP973		
3361	クロロシラン (毒性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	-	-	P010	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13 TP27	-	-	C SW2	SG36 SG49 SGG1	SP274		
3362	クロロシラン (毒性かつ腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, TOXIC, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	II	-	-	P010	-	-	-	-	T14	TP2 TP7 TP13 TP27	-	-	C SW2	SG5 SG8 SG36 SG49 SGG1	SP274		
3363	物品、機械又は装置類(危険物を含むもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)	DANGEROUS GOODS IN ARTICLES or DANGEROUS GOODS IN MACHINERY or DANGEROUS GOODS IN APPARATUS	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P907	-	-	-	-	-	-	-	-	SP301	A	SP301		
3364	トリニトロフェノール (10質量%以上の水で湿性としたもの) [ピクリン酸]	TRINITROPHENOL (PICRIC ACID), WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3365	トリニトロクロロベンゼン (10質量%以上の水で湿性としたもの) [ピクリンクロライド]	TRINITROCHLOROBENZENE (PICRYL CHLORIDE), WETTED with not less than 10% water by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3366	トリニトロトルエン (10質量%以上の水で湿性としたもの) [TNT]	TRINITROTOLUENE (TNT), WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3367	トリニトロベンゼン (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZENE, WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3368	トリニトロベンゼン酸 (10質量%以上の水で湿性としたもの)	TRINITROBENZOIC ACID, WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3369	ナトリウムジニトロオロトルエン (10質量%以上の水で湿性としたもの)	SODIUM DINITRO-o-CRESOLATE WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	6.1	I	-	-	P406	PP24 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3370	硝酸尿素 (10質量%以上の水で湿性としたもの)	UREA NITRATE, WETTED with not less than 10% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP31 PP78	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3371	2-メチルブタナール	2-METHYLBUTANAL	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	B		
3373	生体物質 (カテゴリーBのものに限る。)	BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B	毒物類	病毒をうつしやすき物質	6.2	-	-	-	-	-	P650	-	-	-	-	-	-	-	-	BK2 SP341	C SW2 SW18	-		
3374	アセチレン (溶媒を含まないもの)	ACETYLENE, SOLVENT FREE	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	P200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW2	SG46		
3375	硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル (爆薬中間体) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)	AMMONIUM NITRATE EMULSION or AMMONIUM NITRATE SUSPENSION or AMMONIUM NITRATE GEL intermediate for blasting explosives	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	-	E2	P505	-	-	-	-	IBC02	B16	T1	TP1 TP9 TP17 TP32	-	-	D SW1	SG16 SG42 SG45 SG47 SG48 SG51 SG56 SG58 SG59 SG61 SGG2	SP309
3376	4-ニトロフェニルヒドラジン (30質量%以上の水で湿性としたもの)	4-NITROPHENYLHYDRAZINE, with not less than 30% water, by mass	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP26 PP31	-	-	-	-	-	-	-	SP28	E	SG7 SG30		
3377	過ホウ酸ナトリウム (水和物)	SODIUM PERBORATE MONOHYDRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW1 SW23 H1	SG59 SGG16	
3378	過炭酸ナトリウム [パーオキシ炭酸ナトリウム]	SODIUM CARBONATE PEROXYHYDRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	BK2	A SW1 H1	SG59 SGG16	

3378	過炭酸ナトリウム [パーオキシ炭酸ナトリウム]	SODIUM CARBONATE PEROXYHYDRATE	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	BK3	BK2	A SW1 SW23 H1	SG59 SGG16	-
3379	鈍性化爆発物質 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	DESENSITIZED EXPLOSIVE, LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG30	SP274
3380	鈍性化爆発物質 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	DESENSITIZED EXPLOSIVE, SOLID, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P099	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	SG7 SG30	SP274 SP394
3381	吸入毒性液体 (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3382	吸入毒性液体 (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3383	吸入毒性液体 (引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3384	吸入毒性液体 (引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3385	吸入毒性液体 (水反応性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	4.3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2 H1	SG26	SP274
3386	吸入毒性液体 (水反応性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	4.3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2 H1	SG26	SP274
3387	吸入毒性液体 (酸化性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, OXIDIZING, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3388	吸入毒性液体 (酸化性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, OXIDIZING, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	5.1	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3389	吸入毒性液体 (腐食性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3390	吸入毒性液体 (腐食性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	D SW2	-	SP274
3391	有機金属化合物 (固体) (自然発火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, PYROPHORIC	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P404	PP86	-	-	-	-	T21	TP7 TP33 TP36	-	-	D H1	SG26 SG72C	SP274

3392	有機金属化合物 (液体) (自然発火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	I	-	-	P400	PP86	-	-	-	-	T21	TP2 TP7 TP36	-	-	D H1	SG26 SG63 SG72C	SP274
3393	有機金属化合物 (固体) (自然発火性かつ水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, PYROPHORIC, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	4.3	I	-	-	P404	PP86	-	-	-	-	T21	TP7 TP33 TP36 TP41	-	-	D H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3394	有機金属化合物 (液体) (自然発火性かつ水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	4.3	I	-	-	P400	PP86	-	-	-	-	T21	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	D H1	SG26 SG35 SG63 SG72C	SP274
3395	有機金属化合物 (固体) (水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3395	有機金属化合物 (固体) (水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500g	E2	P410	PP31	-	-	IBC04	-	T3	TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3395	有機金属化合物 (固体) (水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC06	-	T1	TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3396	有機金属化合物 (固体) (水反応性かつ可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3396	有機金属化合物 (固体) (水反応性かつ可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	II	500g	E2	P410	PP31	-	-	IBC04	-	T3	TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3396	有機金属化合物 (固体) (水反応性かつ可燃性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.1	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC06	-	T1	TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3397	有機金属化合物 (固体) (水反応性かつ自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID WATER-REACTIVE, SELF-HEATING	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3397	有機金属化合物 (固体) (水反応性かつ自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID WATER-REACTIVE, SELF-HEATING	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	II	500g	E2	P410	PP31	-	-	IBC04	-	T3	TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3397	有機金属化合物 (固体) (水反応性かつ自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID WATER-REACTIVE, SELF-HEATING	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	4.2	III	1kg	E1	P410	PP31	-	-	IBC06	-	T1	TP33 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3398	有機金属化合物 (液体) (水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	T13	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3398	有機金属化合物 (液体) (水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	II	500mL	E2	P001	PP31	-	-	IBC01	-	T7	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3398	有機金属化合物 (液体) (水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER-REACTIVE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	III	1L	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3399	有機金属化合物 (液体) (水反応性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	T13	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	D SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3399	有機金属化合物 (液体) (水反応性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	II	500mL	E2	P001	PP31	-	-	IBC01	-	T7	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	D SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274
3399	有機金属化合物 (液体) (水反応性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	III	1L	E1	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP7 TP36 TP41	-	-	E SW2 H1	SG26 SG35 SG72C	SP274

3400	有機金属化合物 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, SELF-HEATING	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	500g	E2	P410	-	-	-	IBC06	-	T3	TP33 TP36	-	-	C	SG72C	SP274
3400	有機金属化合物 (固体) (自己発熱性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, SOLID, SELF-HEATING	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	1kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	-	T1	TP33 TP36	-	-	C	SG72C	SP274
3401	アルカリ金属アマルガム (固体)	ALKALI METAL AMALGAM, SOLID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SG35 SGG7 SGG11	SP182
3402	アルカリ土類金属アマルガム (固体)	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, SOLID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SG35 SGG7 SGG11	SP183
3403	カリウム合金 (固体)	POTASSIUM METAL ALLOYS, SOLID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SG35	-
3404	カリウムナトリウム合金 (固体)	POTASSIUM SODIUM ALLOYS, SOLID	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	I	-	-	P403	PP31	-	-	-	-	T9	TP7 TP33	-	-	D H1	SG26 SG35	-
3405	塩素酸バリウム (水溶液)	BARIUM CHLORATE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG4	-
3405	塩素酸バリウム (水溶液)	BARIUM CHLORATE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG4	-
3406	過塩素酸バリウム (水溶液)	BARIUM PERCHLORATE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG13	-
3406	過塩素酸バリウム (水溶液)	BARIUM PERCHLORATE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG13	-
3407	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物 (溶液)	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE MIXTURE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG4	-
3407	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物 (溶液)	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE MIXTURE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	-	III	5L	E1	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SG62 SGG4	-
3408	過塩素酸鉛 ^p (溶液)	LEAD PERCHLORATE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	II	1L	E2	P504	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SGG7 SGG9 SGG13	-
3408	過塩素酸鉛 ^p (溶液)	LEAD PERCHLORATE SOLUTION	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	-	A	SG38 SG49 SGG7 SGG9 SGG13	-
3409	クロロニトロベンゼン (液体)	CHLORONITROBENZENES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
3410	4-クロロオルトトルイジン塩酸塩 (水溶液)	4-CHLORO-o-TOLUIDINE HYDROCHLORIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
3411	ベータナフチルアミン (溶液)	BETA-NAPHTHYLAMINE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
3411	ベータナフチルアミン (溶液)	BETA-NAPHTHYLAMINE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
3412	ギ酸 (濃度が10質量%以上85質量%以下のものに 限る。)	FORMIC ACID with not less than 10% but not more than 85% acid by mass	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
3412	ギ酸 (濃度が5質量%以上10質量%未満のものに 限る。)	FORMIC ACID with not less than 5% but less than 10% acid by mass	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW2	SG36 SG49 SGG1	-
3413	シアン化カリウム ^p (水溶液)	POTASSIUM CYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	B	SG35 SGG6	-
3413	シアン化カリウム ^p (水溶液)	POTASSIUM CYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B	SG35 SGG6	-

3413	シアン化カリウム ^p (水溶液)	POTASSIUM CYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	PP31	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP13 TP28	-	-	A	SG35 SG66	-
3414	シアン化ナトリウム ^p (水溶液)	SODIUM CYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	PP31	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	B	SG35 SG66	-
3414	シアン化ナトリウム ^p (水溶液)	SODIUM CYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	PP31	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP13 TP27	-	-	B	SG35 SG66	-
3414	シアン化ナトリウム ^p (水溶液)	SODIUM CYANIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	PP31	LP01	-	IBC03	-	T7	TP2 TP13 TP28	-	-	A	SG35 SG66	-
3415	フッ化ナトリウム (溶液)	SODIUM FLUORIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
3416	クロロアセトフェノン (液体) [フェニルクロロメチルケトン]	CHLOROACETOPHENONE, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP13	-	-	D SW1 SW2 H2	-	-
3417	臭化キシリル (固体)	XYLYL BROMIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	-
3418	2,4-トルエンジアミン (水溶液)	2,4-TOLUYLENEDIAMINE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
3419	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物 (固体)	BORON TRIFLUORIDE ACETIC ACID COMPLEX, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
3420	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物 (固体)	BORON TRIFLUORIDE PROPIONIC ACID COMPLEX, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
3421	フッ化水素カリウム (溶液)	POTASSIUM HYDROGEN DIFLUORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 SW2	SG35 SG36 SG49 SGG1	-
3421	フッ化水素カリウム (溶液)	POTASSIUM HYDROGEN DIFLUORIDE SOLUTION	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 SW2	SG35 SG36 SG49 SGG1	-
3422	フッ化カリウム (溶液)	POTASSIUM FLUORIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	SG35	-
3423	水酸化テトラメチルアンモニウム (固体)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG35 SG62 SGG18	-
3424	ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 ^p (溶液)	AMMONIUM DINITRO-o-CRESOLATE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	B	SG15 SG16 SG30 SG63 SGG2	-
3424	ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 ^p (溶液)	AMMONIUM DINITRO-o-CRESOLATE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG15 SG16 SG30 SG63 SGG2	-
3425	ブロモ酢酸 (固体)	BROMOACETIC ACID, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
3426	アクリルアミド (溶液)	ACRYLAMIDE SOLUTION	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 H2	-	-
3427	クロロベンジルクロライド ^p (固体)	CHLOROBENZYL CHLORIDES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
3428	3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート (固 体)	3-CHLORO-4-METHYLPHENYL ISOCYANATE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	-
3429	クロロトルイジン (液体)	CHLOROTOLUIDINES, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
3430	キシレノール (液体) [ジメチルフェノール] [ヒドロキシジメチルベンゼン]	XYLENOLS, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	-	-
3431	トリフルオロメチルニトロベンゼン ^p (固体) [ニトロベンゾトリフルオライド]	NITROBENZOTRIFLUORIDES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	-
3432	ポリ塩化ビフェニル類 ^p (固体) (備考の欄の規定により当該危険物に該当する ものに限る。) [PCB]	POLYCHLORINATED BIPHENYLS, SOLID	有害性物質	-	9	-	-	II	1kg	E2	P906	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG50	SP305 SP958

3434	ニトロクレゾール (液体) [メチルニトロフェノール]	NITROCRESOLS, LIQUID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A	-	-
3436	ヘキサフルオロアセトン (固体)	HEXAFLUOROACETONE HYDRATE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B SW2	-	-
3437	クロロクレゾール (固体) [クロロメチルフェノール]	CHLOROCRESOLS, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW1 H2	-	-
3438	アルファメチルベンジルアルコール (固体)	alpha-METHYLBENZYL ALCOHOL, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
3439	ニトリル類 (毒性のもの) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。) [有機シアン化物類]	NITRILES, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	SG35	SP274
3439	ニトリル類 (毒性のもの) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。) [有機シアン化物類]	NITRILES, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	SG35	SP274
3439	ニトリル類 (毒性のもの) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。) [有機シアン化物類]	NITRILES, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG35	SP274
3440	セレン化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP27	-	-	B	-	SP274
3440	セレン化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	100mL	E4	P001	-	-	-	IBC02	-	T11	TP2 TP27	-	-	B	-	SP274
3440	セレン化合物 (液体) (他に品名が明示されているものを除く。)	SELENIUM COMPOUND, LIQUID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T7	TP1 TP28	-	-	A	-	SP274
3441	クロロジニトロベンゼン ^P (固体)	CHLORODINITROBENZENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG15	-
3442	ジクロロアニリン ^P (固体)	DICHLOROANILINES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A SW2	-	-
3443	ジニトロベンゼン (固体)	DINITROBENZENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	SG15	-
3444	ニコチン塩酸塩 (固体) (殺虫殺菌剤類を除く。) [塩酸ニコチン]	NICOTINE HYDROCHLORIDE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
3445	ニコチン硫酸塩 (固体) [硫酸ニコチン]	NICOTINE SULPHATE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
3446	ニトロトルエン (固体)	NITROTOLUENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
3447	ニトロキシレン (固体) [2-ニトロ-3-キシレン] [3-ニトロ-2-キシレン] [4-ニトロ-3-キシレン]	NITROXYLENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
3448	催涙ガス物質 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TEAR GAS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P002	PP31	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3448	催涙ガス物質 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	TEAR GAS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	-	-	P002	PP31	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3449	メタシアン化プロモベンジル (固体)	BROMOBENZYL CYANIDES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	PP31	-	-	-	-	T6	TP33	-	-	D SW1 SW2 H2	SG35 SG66	SP138
3450	ジフェニルクロロアルシン ^P (固体)	DIPHENYLCHLOROARSINE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	-	P002	PP31	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	D SW2	-	-
3451	トルイジン ^P (固体)	TOLUIDINES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
3452	キシリジン (固体) [3,4-アミノジメチルベンゼン] [3,4-ジメチルアニリン]	XYLIDINES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-

3453	リン酸 (固体) [オルトリン酸]	PHOSPHORIC ACID, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
3454	ジニトロトルエン ⁶ (固体) [メチルジニトロベンゼン ⁷]	DINITROTOLUENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	A	-	-
3455	クレゾール (固体)	CRESOLS, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	8	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	-
3456	硫酸水素ニトロシル (固体)	NITROSYLSULPHURIC ACID, SOLID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1kg	E2	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SGG1	-
3457	クロロニトロトルエン類 ⁶ (固体) [4-クロロ-2-ニトロトルエン] [クロロオルトニトロトルエン]	CHLORONITROTOLUENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	SG6 SG8 SG10 SG12	-
3458	ニトロアニソール (固体) [1-メトキシ-3-ニトロベンゼン] [1-メトキシ-4-ニトロベンゼン]	NITROANISOLE, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
3459	ニトロブロモベンゼン (固体) [プロモニトロベンゼン]	NITROBROMOBENZENES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
3460	N-エチル-N-ベンジルトルイジン (固体)	N-ETHYLBENZYLTOUIDINES, SOLID	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	-
3462	トキシン類 (固体) (生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP210 SP274
3462	トキシン類 (固体) (生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP210 SP274
3462	トキシン類 (固体) (生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	TOXINS, EXTRACTED FROM LIVING SOURCES, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP210 SP274
3463	プロピオン酸 (濃度が90質量%以上のものに限る。)	PROPIONIC ACID, with not less than 90% acid by mass	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A	SG36 SG49 SGG1	-
3464	有機リン化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3464	有機リン化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3464	有機リン化合物 (固体) (他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)	ORGANOPHOSPHORUS COMPOUND, SOLID, TOXIC, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP274
3465	有機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3465	有機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3465	有機ヒ素化合物 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOARSENIC COMPOUND, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP274
3466	金属カルボニル類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL CARBONYLS, SOLID, N.O.S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	D SW2	-	SP274

3466	金属カルボニル類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL CARBONYLS, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3466	金属カルボニル類 (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	METAL CARBONYLS, SOLID, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	D SW2	-	SP274
3467	有機金属化合物 (毒性) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	I	-	E5	P002	-	-	-	IBC07	B1	T6	TP33	-	-	B	-	SP274
3467	有機金属化合物 (毒性) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	II	500g	E4	P002	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	B	-	SP274
3467	有機金属化合物 (毒性) (固体) (他に品名が明示されているものを除く。)	ORGANOMETALLIC COMPOUND, SOLID, TOXIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	-	III	5kg	E1	P002	-	LP02	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	A	-	SP274
3468	水素吸蔵合金又は装置に組み込まれたもの又は 装置と共に包装されたもの (水素が貯蔵されているものに限る。)	HYDROGEN IN A METAL HYDRIDE STORAGE SYSTEM or HYDROGEN IN A METAL HYDRIDE STORAGE SYSTEM CONTAINED IN EQUIPMENT or HYDROGEN IN A METAL HYDRIDE STORAGE SYSTEM PACKED WITH EQUIPMENT	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP321 SP356
3469	塗料又は塗料関連物質 (引火性かつ腐食性のもの) (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint thinning or reducing compound)	引火性液体類	-	3	-	8	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T11	TP2 TP27	-	-	E SW2	-	SP163 SP367
3469	塗料又は塗料関連物質 (引火性かつ腐食性のもの) (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint thinning or reducing compound)	引火性液体類	-	3	-	8	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP8 TP28	-	-	B SW2	-	SP163 SP367
3469	塗料又は塗料関連物質 (引火性かつ腐食性のもの) (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL, FLAMMABLE, CORROSIVE (including paint thinning or reducing compound)	引火性液体類	-	3	-	8	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1 TP29	-	-	A SW2	-	SP163 SP223 SP367
3470	塗料又は塗料関連物質 (腐食性かつ引火性のもの) (ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、 シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、 ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、 備考の欄の規定により当該危険物に該当しない ものを除く。)	PAINT, CORROSIVE, FLAMMABLE (including paint, lacquer, enamel, stain, shellac, varnish, polish, liquid filler and liquid lacquer base) or PAINT RELATED MATERIAL, CORROSIVE, FLAMMABLE (including paint thinning or reducing compound)	腐食性物質	-	8	-	3	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2 TP8 TP28	-	-	B SW2	-	SP163 SP367
3471	フッ化水素化合物 (腐食性かつ毒性のもの) (他の品名が明示されているものを除く。)	HYDROGENDIFLUORIDES SOLUTION, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	A SW1 SW2	SG35	-
3471	フッ化水素化合物 (腐食性かつ毒性のもの) (他の品名が明示されているものを除く。)	HYDROGENDIFLUORIDES SOLUTION, N. O. S.	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 SW2	SG35	SP223
3472	クロトン酸 (液体)	CROTONIC ACID, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	III	5L	E1	P001	-	LP01	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	A SW1 H2	SG36 SG49 SGG1	-

3473	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの (引火性を有する液体を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	FUEL CELL CARTRIDGES or FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT or FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT containing flammable liquids	引火性液体類	-	3	-	-	-	1L	-	P004	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP328
3474	1-ヒドロキシベンゾトリアゾール (一水和物) (20質量%以上の水で湿性したものである。)	1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE MONOHYDRATE	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	I	-	-	P406	PP48	-	-	-	-	-	-	-	D	SG7 SG30	-
3475	エタノールとガソリンの混合物 (エタノールの濃度が10質量%を超えるものに限る。 [エタノールとモータースピリットの混合物] [エタノールとペトロールの混合物])	ETHANOL AND GASOLINE MIXTURE or ETHANOL AND MOTOR SPIRIT MIXTURE or ETHANOL AND PETROL MIXTURE, with more than 10% ethanol	引火性液体類	-	3	-	-	II	1L	E2	P001	-	-	-	IBC02	-	T4	TP1	-	E	-	SP333
3476	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの (水反応性可燃性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	FUEL CELL CARTRIDGES or FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT or FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing water-reactive substances	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	-	-	500mL 又は 500g	-	P004	-	-	-	-	-	-	-	-	A H1	SG26	SP328 SP334
3477	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの (腐食性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	FUEL CELL CARTRIDGES or FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT or FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing corrosive substances	腐食性物質	-	8	-	-	-	1L 又は1kg	-	P004	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP328 SP334
3478	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの (引火性の液化されたガスが充てんされているものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	FUEL CELL CARTRIDGES or FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT or FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing liquefied flammable gas	高圧ガス	引火性高圧ガス	2.1	-	-	-	120mL	-	P004	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP328 SP338
3479	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの (水素化金属を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	FUEL CELL CARTRIDGES or FUEL CELL CARTRIDGES CONTAINED IN EQUIPMENT or FUEL CELL CARTRIDGES PACKED WITH EQUIPMENT, containing hydrogen in metal hydride	高圧ガス	引火性高圧ガス	2.1	-	-	-	120mL	-	P004	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP328 SP339
3480	リチウムイオン電池 (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P903 P908 P909 P910 P911	-	LP903 LP904 LP905 LP906	-	-	-	-	-	-	A SW19	-	SP188 SP230 SP310 SP348 SP376 SP377 SP387
3481	リチウムイオン電池 (装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT or LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P903 P908 P909 P910 P911	-	LP903 LP904 LP905 LP906	-	-	-	-	-	-	A SW19	-	SP188 SP230 SP310 SP348 SP360 SP376 SP377 SP387 SP390
3482	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物 (引火性のもの)	ALKALI METAL DISPERSION, FLAMMABLE or ALKALINE EARTH METAL DISPERSION, FLAMMABLE	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3	-	3	I	-	-	P402	PP31	-	-	-	-	-	-	-	D H1	SG26 SG35	SP182 SP183
3483	自動車燃料用アンチノック剤 ^P (引火性のもの) [四エチル鉛] [四メチル鉛] ^Q	MOTOR FUEL ANTI-KNOCK MIXTURE, FLAMMABLE	毒物類	毒物	6.1	-	3	I	-	-	P602	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	D SW1 SW2	SGG7 SGG9	-	
3484	ヒドラジン (水溶液) (引火性かつ毒性のもの) (濃度が37質量%以上のものに限る。)	HYDRAZINE AQUEOUS SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 37% hydrazine, by mass	腐食性物質	-	8	-	3 6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	T10	TP2 TP13	-	D SW2	SG5 SG8 SG35 SGG18	-	

3485	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^F (腐食性のもの) (乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効酸素の含有率が8.8質量%のものに限る。))	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	II	1kg	E2	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	-
3486	次亜塩素酸カルシウム混合物 ^F (腐食性のもの) (乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 10% but not more than 39% available chlorine	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	III	5kg	E1	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	-
3487	次亜塩素酸カルシウム ^F 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^F (腐食性のもの) (水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE, CORROSIVE with not less than 5.5% but not more than 16% water	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	II	1kg	E2	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	SP322
3487	次亜塩素酸カルシウム ^F 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^F (腐食性のもの) (水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE, CORROSIVE with not less than 5.5% but not more than 16% water	酸化性物質類	酸化性物質	5.1	-	8	III	5kg	E1	P002	PP85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW1 SW11 SP314	SG35 SG38 SG49 SG53 SG60 SG68	SP223
3488	吸入毒性液体 (引火性かつ腐食性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200ml/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG5 SG8	SP274
3489	吸入毒性液体 (引火性かつ腐食性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000ml/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	3 8	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG5 SG8	SP274
3490	吸入毒性液体 (水反応性かつ引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が200ml/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 200 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 500 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	4.3 3	I	-	-	P601	-	-	-	-	-	T22	TP2 TP13	-	-	-	-	-	D SW2 HI	SG5 SG13 SG25 SG26	SP274	
3491	吸入毒性液体 (水反応性かつ引火性のもの) (吸入毒性試験による半数致死濃度が1000ml/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	TOXIC BY INHALATION LIQUID, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, N. O. S. with an LC50 lower than or equal to 1000 ml/m ³ and saturated vapour concentration greater than or equal to 10 LC50	毒物類	毒物	6.1	-	4.3 3	I	-	-	P602	-	-	-	-	-	T20	TP2 TP13	-	-	-	-	-	D SW2 HI	SG5 SG13 SG25 SG26	SP274	
3494	原油(硫化水素分の高いもの) (引火性かつ毒性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	PETROLEUM SOUR CRUDE OIL, FLAMMABLE, TOXIC	引火性液体類	-	3	-	6.1	I	-	-	P001	-	-	-	-	-	T14	TP2 TP13	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	SP343
3494	原油(硫化水素分の高いもの) (引火性かつ毒性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	PETROLEUM SOUR CRUDE OIL, FLAMMABLE, TOXIC	引火性液体類	-	3	-	6.1	II	1L	E2	P001	-	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	-	-	D SW2	-	-	SP343
3494	原油(硫化水素分の高いもの) (引火性かつ毒性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	PETROLEUM SOUR CRUDE OIL, FLAMMABLE, TOXIC	引火性液体類	-	3	-	6.1	III	5L	E1	P001	-	-	-	-	IBC03	-	T4	TP1	-	-	-	-	C SW2	-	-	SP343
3495	ヨウ素	IODINE	腐食性物質	-	8	-	6.1	III	5kg	E1	P002	-	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	-	-	B SW2	SG37	-	
3496	ニッケル水素電池 (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	BATTERIES, NICKEL-METAL HYDRIDE	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP963 A SW1	-	-	SP963
3497	オキアミ粉	KRILL MEAL	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	II	-	E2	P410	-	-	-	-	IBC06	B21	T3	TP33	-	-	-	-	B SW27 SP300	SG65	-	
3497	オキアミ粉	KRILL MEAL	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2	-	-	III	-	E1	P002	-	-	-	-	IBC08	B3	T1	TP33	-	-	-	-	A SP300	-	-	SP223

3498	一塩化ヨウ素 (液体)	IODINE MONOCHLORIDE, LIQUID	腐食性物質	-	8	-	-	II	1L	-	P001	-	-	-	IBC02	-	T7	TP2	-	-	D SW2	SG6 SG16 SG17 SG19 SG36 SG49 SG61	-
3499	電気二重層キャパシター (エネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CAPACITOR, ELECTRIC DOUBLE LAYER (with an energy storage capacity greater than 0.3 Wh)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP361
3500	その他の加圧された化学薬品 (他の危険性を有しないもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2 SP362	-	-	-	-	-	P206	PP97	-	-	-	-	T50	TP4 TP40	-	-	B	-	SP274 SP362
3501	その他の加圧された化学薬品 (引火性のも) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1 SP362	-	-	-	-	-	P206	PP89	-	-	-	-	T50	TP4 TP40	-	-	D SW2	-	SP274 SP362
3502	その他の加圧された化学薬品 (毒性のも) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, TOXIC, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2 SP362	-	6.1	-	-	-	P206	PP89	-	-	-	-	T50	TP4 TP40	-	-	D SW2	-	SP274 SP362
3503	その他の加圧された化学薬品 (腐食性のも) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2 SP362	-	8	-	-	-	P206	PP89	-	-	-	-	T50	TP4 TP40	-	-	D SW2	-	SP274 SP362
3504	その他の加圧された化学薬品 (引火性かつ毒性のも) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1 SP362	-	6.1	-	-	-	P206	PP89	-	-	-	-	T50	TP4 TP40	-	-	D SW2	-	SP274 SP362
3505	その他の加圧された化学薬品 (引火性かつ腐食性のも) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1 SP362	-	8	-	-	-	P206	PP89	-	-	-	-	T50	TP4 TP40	-	-	D SW2	-	SP274 SP362
3506	水銀 (機械類、日用品等に含まれる水銀に限る。た だし、備考の欄の規定により当該危険物に該当 しないものを除く。)	MERCURY CONTAINED IN MANUFACTURED ARTICLES	腐食性物質	-	8	-	6.1	-	5kg	-	P003	PP90	-	-	-	-	-	-	-	-	B SW2	SG24	SP366
3507	六フッ化ウラン (I型輸送物に該当するもの) (輸送物1個当たりの六フッ化ウランの質量が 0.1kg未満のもの) (核分裂性輸送物のものを除く。)	URANIUM HEXAFLUORIDE, RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE, less than 0.1 kg per package, non-fissile or fissile-excepted	毒物類	毒物	6.1	-	7 8	I	-	-	P603	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A SW12	SG77	SP369
3508	非対称型キャパシター (エネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当する ものに限る。)	CAPACITOR, ASYMMETRIC (with an energy storage capacity greater than 0.3Wh)	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	P003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP372
3510	その他の吸着ガス (引火性のも)	ADSORBED GAS, FLAMMABLE, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガ ス	2.1	-	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3511	その他の吸着ガス (他の危険性を有しないもの)	ADSORBED GAS, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274
3512	その他の吸着ガス (毒性のも)	ADSORBED GAS, TOXIC, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3513	その他の吸着ガス (酸化性のも)	ADSORBED GAS, OXIDIZING, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒 性高压ガス	2.2	-	5.1	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D	-	SP274
3514	その他の吸着ガス (毒性かつ引火性のも)	ADSORBED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3515	その他の吸着ガス (毒性かつ酸化性のも)	ADSORBED GAS, TOXIC, OXIDIZING, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274
3516	その他の吸着ガス (毒性かつ腐食性のも)	ADSORBED GAS, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274 SP379
3517	その他の吸着ガス (毒性、引火性かつ腐食性のも)	ADSORBED GAS, TOXIC, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1 8	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG4 SG9	SP274
3518	その他の吸着ガス (毒性、酸化性かつ腐食性のも)	ADSORBED GAS, TOXIC, OXIDIZING, CORROSIVE, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	SP274
3519	三フッ化ホウ素 (吸着されたもの)	BORON TRIFLUORIDE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
3520	塩素 (吸着されたもの)	CHLORINE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	5.1 8	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	SG6 SG19	-
3521	テトラフルオロモノシラン (吸着されたもの) [四フッ化ケイ素]	SILICON TETRAFLUORIDE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-
3522	アルシン (吸着されたもの) [水素化ヒ素又はヒ化水素]	ARSINE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-

3523	ゲルマン (吸着されたもの) [水素化ゲルマニウム]	GERMANE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
3524	五フッ化リン (吸着されたもの)	PHOSPHORUS PENTAFLUORIDE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	8	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
3525	ホスフィン (吸着されたもの) [リン化水素]	PHOSPHINE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
3526	セレン化水素 (吸着されたもの) [水素化セレンウム]	HYDROGEN SELENIDE, ADSORBED	高压ガス	毒性高压ガス	2.3	-	2.1	-	-	-	-	P208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	-	
3527	ポリエステル樹脂キット (基材が固体のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	POLYESTER RESIN KIT, solid base material	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	II	5kg	SP340	P412	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP236	
3527	ポリエステル樹脂キット (基材が固体のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	POLYESTER RESIN KIT, solid base material	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	5kg	SP340	P412	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP236	
3528	内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械 (引火性液体類を燃料とするものに限る。)	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE LIQUID POWERED or ENGINE, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED or MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE LIQUID POWERED or MACHINERY, FUEL CELL, FLAMMABLE LIQUID POWERED	引火性液体類	-	3	-	-	-	-	-	-	P005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E SW29	-	SP363 SP972	
3529	内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械 (引火性高压ガスを燃料とするものに限る。)	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE GAS POWERED or ENGINE, FUEL CELL, FLAMMABLE GAS POWERED or MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION, FLAMMABLE GAS POWERED or MACHINERY, FUEL CELL, FLAMMABLE GAS POWERED	高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-	-	-	-	-	-	P005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E	-	SP363 SP972 SP356	
3530	内燃機関又は内燃機関を有する機械 ^g	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION or MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	-	P005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP363 SP972	
3531	重合性物質 (固体) (安定剤入りのものに限る。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, SOLID, STABILIZED, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	P002	PP92	-	-	-	IBC07	B18	T7	TP4 TP6 TP33	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274 SP386	
3532	重合性物質 (液体) (安定剤入りのものに限る。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, LIQUID, STABILIZED, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	P001	PP93	-	-	-	IBC03	B19	T7	TP4 TP6	-	-	-	D SW1	SG35 SG36	SP274 SP386	
3533	重合性物質 (固体) (温度管理が必要なものに限る。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, SOLID, TEMPERATURE CONTROLLED, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	P002	PP92	-	-	-	IBC07	B18	T7	TP4 TP6 TP33	-	-	-	D SW1 SW3	SG35 SG36	SP274 SP386	
3534	重合性物質 (液体) (温度管理が必要なものに限る。)	POLYMERIZING SUBSTANCE, LIQUID, TEMPERATURE CONTROLLED, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1	-	-	III	-	-	-	P001	PP93	-	-	-	IBC03	B19	T7	TP4 TP6	-	-	-	D SW1 SW3	SG35 SG36	SP274 SP386	
3535	その他の毒物 (固体) (引火性のもの) (無機物のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, FLAMMABLE, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.1	I	-	E5	P002	-	-	-	-	-	IBC99	-	T6	TP33	-	-	-	B	-	SP274	
3535	その他の毒物 (固体) (引火性のもの) (無機物のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	TOXIC SOLID, FLAMMABLE, INORGANIC, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1	-	4.1	II	500g	E4	P002	-	-	-	-	-	IBC08	B4 B21	T3	TP33	-	-	-	B	-	SP274	
3536	貨物輸送ユニットに内蔵されるリチウム電池 (リチウムイオン電池又はリチウム金属電池に限る)	LITHIUM BATTERIES INSTALLED IN CARGO TRANSPORT UNIT lithium ion batteries or lithium metal batteries	有害性物質	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP389	A	-	SP389
3537	その他の物品 (引火性高压ガスを含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE GAS, N. O. S.	高压ガス	引火性高压ガス	2.1 SP391	-	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D SW2	-	SP274 SP391
3538	その他の物品 (非引火性非毒性の高压ガスを含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING NON-FLAMMABLE, NON-TOXIC GAS, N. O. S.	高压ガス	非引火性非毒性高压ガス	2.2 SP391	-	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274 SP391
3539	その他の物品 (毒性高压ガスを含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING TOXIC GAS, N. O. S.	高压ガス	毒性高压ガス	2.3 SP391	-	-	SP391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP274 SP391
3540	その他の物品 (引火性液体類を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3 SP391	-	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B	-	SP274 SP391

3541	その他の物品 (可燃性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE SOLID, N. O. S.	可燃性物質類	可燃性物質	4.1 SP391	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	B	-	SP274 SP391
3542	その他の物品 (自然発火性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING A SUBSTANCE LIABLE TO SPONTANEOUS COMBUSTION, N. O. S.	可燃性物質類	自然発火性物質	4.2 SP391	-	SP391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP274 SP391
3543	その他の物品 (水反応可燃性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING A SUBSTANCE WHICH IN CONTACT WITH WATER EMITS FLAMMABLE GASES, N. O. S.	可燃性物質類	水反応可燃性物質	4.3 SP391	-	SP391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP274 SP391
3544	その他の物品 (酸化性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING OXIDIZING SUBSTANCE, N. O. S.	酸化性物質類	酸化性物質	5.1 SP391	-	SP391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP274 SP391
3545	その他の物品 (有機過酸化物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING ORGANIC PEROXIDE, N. O. S.	酸化性物質類	有機過酸化物質	5.2 SP391	-	SP391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	SP274 SP391
3546	その他の物品 (毒物を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING TOXIC SUBSTANCE, N. O. S.	毒物類	毒物	6.1 SP391	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	SP274 SP391
3547	その他の物品 (腐食性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING CORROSIVE SUBSTANCE, N. O. S.	腐食性物質	-	8 SP391	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	B SW2	-	SP274 SP391
3548	その他の物品 (有害性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING MISCELLANEOUS DANGEROUS GOODS, N. O. S.	有害性物質	-	9 SP391	-	SP391	-	-	-	P006	-	LP03	-	-	-	-	-	-	A	-	SP274 SP391
3549	人体に影響を及ぼす医療廃棄物又は動物に影響を及ぼす医療廃棄物 (カテゴリーAのものに限る。) (固体)	MEDICAL WASTE, CATEGORY A, AFFECTING HUMANS, solid or MEDICAL WASTE, CATEGORY A, AFFECTING ANIMALS only, solid	毒物類	病毒をうつしやすい物質	6.2	-	-	-	-	-	P622	-	LP622	-	-	-	-	-	-	y	y	SP395 SP975

備考 1 品名については、第3条第2項によるほか、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

- (1) 品名は、日本語名にあっては、日本語名の欄に掲げられているものとし、英語名にあっては、英語名の欄に掲げられているもののうち、大文字部分とする。
 (2) 品名の欄中「備考1(2)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる自己反応性物質とする。

国連 番号	品名	化学名		収納 方法	管理 温度	非常 温度	備考
		日本語名	英語名				
3221	自己反応性物質B (液体)	その他の化学名		x			
3222	自己反応性物質B (固体)	2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホニルクロ ライド (濃度が100質量%のものに限る。)	2-DIAZO-1-NAPHTHOL-4-SULPHONYL CHLORIDE (100%)	OP5			(2)
		2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホニルクロ ライド (濃度が100質量%のものに限る。)	2-DIAZO-1-NAPHTHOL-5-SULPHONYL CHLORIDE (100%)	OP5			(2)
		その他の化学名		x			
3223	自己反応性物質C (液体)	試験用のエネルギー物質 (見本)	SAMPLES OF ENERGETIC MATERIALS FOR TESTING PURPOSES				注4
		自己反応性物質 (液体) (見本)	SELF-REACTIVE LIQUID, SAMPLE	OP2			(8)
		その他の化学名		x			
3224	自己反応性物質C (固体)	アゾジカーボンアミド製品C (濃度が100質量%未満のものに限る。)	AZODICARBONAMIDE FORMULATION TYPE C (<100%)	OP6			(3)
		2,2'-アゾジイソブチロニトリル (濃度が50質量%以下のものであって、水 でペースト状にしたものに限る。)	2,2'-AZODI (ISOBUTYRONITRILE) (≤50% as a water-based paste)	OP6			
		N,N'-ジニトロソ-N,N'-ジメチルテレフタル アミド (濃度が72質量%のものであって、ペース ト状にしたものに限る。)	N,N'-DINITROSO-N,N'-DIMETHYL- TEREPHTHALAMIDE (72% as a paste)	OP6			
		N,N'-ジニトロソペンタメチレンテトラミン (濃度が82質量%のものに限る。)	N,N'-DINITROSOPENTAMETHYLENETETRAMINE (82%)	OP6			(7)
		試験用のエネルギー物質 (見本)	SAMPLES OF ENERGETIC MATERIALS FOR TESTING PURPOSES				注4
		自己反応性物質 (固体) (見本)	SELF-REACTIVE SOLID, SAMPLE	OP2			(8)
		その他の化学名		x			
3225	自己反応性物質D (液体)	その他の化学名		x			
3226	自己反応性物質D (固体)	アゾジカーボンアミド製品D (濃度が100質量%未満のものに限る。)	AZODICARBONAMIDE FORMULATION TYPE D (<100%)	OP7			(5)
		1,1'-アゾジ(ヘキサヒドロベンゾニトリル) (濃度が100質量%のものに限る。)	1,1'-AZODI (HEXAHYDROBENZONITRILE) (100%)	OP7			

ベンゼン-1,3-ジスルホニルヒドラジド (濃度が52質量%のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	BENZENE-1,3-DISULPHONYL HYDRAZIDE (52% as a paste)	OP7			
ベンゼンスルホニルヒドラジド (濃度が100質量%のものに限る。)	BENZENESULPHONYL HYDRAZIDE (100%)	OP7			
4-(ベンジル(エチル)アミノ)-3-エトキシベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	4-(BENZYL(ETHYL)AMINO)-3-ETHOXY-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7			
3-クロロ-4-ジエチルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	3-CHLORO-4-DIETHYLAMINO BENZENE-DIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7			
2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸エステル (濃度が100質量%のものに限る。)	2-DIAZO-1-NAPHTHOL-4-SULPHONIC ACID ESTER (100%)	OP7			
2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸エステル (濃度が100質量%のものに限る。)	2-DIAZO-1-NAPHTHOL-5-SULPHONIC ACID ESTER (100%)	OP7			
2-ジアゾ-1-ナフトールスルホン酸エステル混合物D (濃度が100質量%未満のものに限る。)	2-DIAZO-1-NAPHTHOLSULPHONIC ACID ESTER MIXTURE TYPE D (<100%)	OP7			(9)
2,5-ジエトキシ-4-(4-モルホリニル)-ベンゼンジアゾニウムサルフェート (濃度が100質量%のものに限る。)	2,5-DIETHOXY-4-(4-MORPHOLINYL)-BENZENEDIAZONIUM SULPHATE (100%)	OP7			
ジフェニルオキシド-4,4'-ジスルホニルヒドラジド (濃度が100質量%のものに限る。)	DIPHENYLOXIDE-4,4'-DISULPHONYL HYDRAZIDE (100%)	OP7			
4-ジプロピルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	4-DIPROPYLAMINO BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7			
4-メチルベンゼンスルホニルヒドラジド (濃度が100質量%のものに限る。)	4-METHYLBENZENESULPHONYLHYDRAZIDE (100%)	OP7			
2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸ナトリウム (濃度が100質量%のものに限る。)	SODIUM 2-DIAZO-1-NAPHTHOL-4-SULPHONATE (100%)	OP7			
2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸ナトリウム (濃度が100質量%のものに限る。)	SODIUM 2-DIAZO-1-NAPHTHOL-5-SULPHONATE (100%)	OP7			

		その他の化学名		x			
3227	自己反応性物質E (液体)	ホスホロチオ酸, 0- [(シアノフェニルメチレン) アザニル] 0, 0-ジエチルエステル (Z異性体の濃度が82質量%以上91質量%以下のものに限る。)	PHOSPHOROTHIOIC ACID, 0-[(CYANOPHENYL METHYLENE) AZANYL] 0, 0-DIETHYL ESTER (82-91 (Z isomer))	OP8			(10)
		その他の化学名		x			
3228	自己反応性物質E (固体)	アセトン-ピロガロールコポリマー-2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホネート (濃度が100質量%のものに限る。)	ACETONE-PYROGALLOLCOPOLYMER 2-DIAZO-1-NAPHTHOL-5-SULPHONATE (100%)	OP8			
		4-(ジメチルアミノ)ベンゼンジアゾニウム三塩化亜鉛(-1) (濃度が100質量%のものに限る。)	4-(DIMETHYLAMINO) BENZENEDIAZONIUM TRICHLOROZINCATE (-1) (100%)	OP8			
		2, 5-ジブトキシ-4-(4-モルホリニル)-ベンゼンジアゾニウムとテトラクロロ亜鉛塩の混合物 (2, 5-ジブトキシ-4-(4-モルホリニル)-ベンゼンジアゾニウムとテトラクロロ亜鉛塩の混合比が2対1のものに限る。)	2, 5-DIBUTOXY-4-(4-MORPHOLINYL)-BENZENEDIAZONIUM + TETRACHLOROZINCATE (2:1) (100%)	OP8			
		その他の化学名		x			
3229	自己反応性物質F (液体)	その他の化学名		x			
3230	自己反応性物質F (固体)	その他の化学名		x			
3231	自己反応性物質B (液体) (温度管理が必要なもの)	その他の化学名		x			
3232	自己反応性物質B (固体) (温度管理が必要なもの)	アゾジカーボンアミド製品B (温度管理が必要なもの) (濃度が100質量%未満のものに限る。)	AZODICARBONAMIDE FORMULATION TYPE B, TEMPERATURE CONTROLLED (<100%)	OP5	注2	注3	(1) (2)
		その他の化学名		x			
3233	自己反応性物質C (液体) (温度管理が必要なもの)	自己反応性物質 (液体) (見本) (温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE LIQUID, SAMPLE, TEMPERATURE CONTROLLED	OP2			(8)
		その他の化学名		x			
3234	自己反応性物質C (固体) (温度管理が必要なもの)	アゾジカーボンアミド製品C (温度管理が必要なもの) (濃度が100質量%未満のものに限る。)	AZODICARBONAMIDE FORMULATION TYPE C, TEMPERATURE CONTROLLED (<100%)	OP6	注2	注3	(4)
		2, 2'-アゾジ(イソブチロニトリル) (濃度が100質量%のものに限る。)	2, 2'-AZODI (ISOBUTYRONITRILE) (100%)	OP6	+40°C	+45°C	

		3-メチル-4-(ピロリジン-1-イル)ベンゼンジアゾニウムテトラフルオロボレート (濃度が95質量%のものに限る。)	3-METHYL-4-(PYRROLIDIN-1-YL)-BENZENE-DIAZONIUM TETRAFLUOROBORATE (95%)	OP6	+45°C	+50°C	
		自己反応性物質(固体)(見本)(温度管理が必要なもの)	SELF-REACTIVE SOLID, SAMPLE, TEMPERATURE CONTROLLED	OP2			(8)
		硝酸パラジウムテトラミン (濃度が100質量%のものに限る。)	TETRAMINEPALLADIUM(II) NITRATE (100%)	OP6	+30°C	+35°C	
		その他の化学名		x			
3235	自己反応性物質D(液体) (温度管理が必要なもの)	2,2'-アゾジ(エチル-2-メチルプロピオネート) (濃度が100質量%のものに限る。)	2,2'-AZODI(ETHYL-2-METHYLPROPIONATE) (100%)	OP7	+20°C	+25°C	
		その他の化学名		x			
3236	自己反応性物質D(固体) (温度管理が必要なもの)	アゾジカーボンアミド製品D(温度管理が必要なもの) (濃度が100質量%未満のものに限る。)	AZODICARBONAMIDE FORMULATION TYPE D, TEMPERATURE CONTROLLED ($<100\%$)	OP7	注2	注3	(6)
		2,2'-アゾジ(2,4-ジメチル-4-メトキシバレロニトリル) (濃度が100質量%のものに限る。)	2,2'-AZODI(2,4-DIMETHYL-4-METHOXY-VALERONITRILE) (100%)	OP7	-5°C	+5°C	
		2,2'-アゾジ(2,4-ジメチルバレロニトリル) (濃度が100質量%のものに限る。)	2,2'-AZODI(2,4-DIMETHYLVALERONITRILE) (100%)	OP7	+10°C	+15°C	
		2,2'-アゾジ(2-メチルブチロニトリル) (濃度が100質量%のものに限る。)	2,2'-AZODI(2-METHYLBUTYRONITRILE) (100%)	OP7	+35°C	+40°C	
		4-(ベンジル(メチル)アミノ)-3-エトキシベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	4-(BENZYL(METHYL)AMINO)-3-ETHOXY-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7	+40°C	+45°C	
		2,5-ジエトキシ-4-モルホリノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が67質量%以上100質量%以下のものに限る。)	2,5-DIETHOXY-4-MORPHOLINO-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (67%-100%)	OP7	+35°C	+40°C	
		2,5-ジエトキシ-4-モルホリノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が66質量%のものに限る。)	2,5-DIETHOXY-4-MORPHOLINO-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (66%)	OP7	+40°C	+45°C	
		2,5-ジエトキシ-4-モルホリノベンゼンジアゾニウムテトラフルオロボレート (濃度が100質量%のものに限る。)	2,5-DIETHOXY-4-MORPHOLINOBENZENE-DIAZONIUM TETRAFLUOROBORATE (100%)	OP7	+30°C	+35°C	

2,5-ジエトキシ-4-(フェニルスルホニル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が67質量%のものに限る。)	2,5-DIETHOXY-4-(PHENYLSULPHONYL)- BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (67%)	OP7	+40°C	+45°C	
2,5-ジメトキシ-4-(4-メチルフェニルスルホニル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が79質量%のものに限る。)	2,5-DIMETHOXY-4-(4-METHYLPHENYL- SULPHONYL) BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (79%)	OP7	+40°C	+45°C	
4-ジメチルアミノ-6-(2-ジメチルアミノエトキシ)トルエン-2-ジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	4-DIMETHYLAMINO-6-(2-DIMETHYLAMINO- ETHOXY) TOLUENE-2-DIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7	+40°C	+45°C	
2-(N,N-エトキシカルボニルフェニルアミノ)-3-メトキシ-4-(N-メチル-N-シクロヘキシルアミノ)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が63質量%以上92質量%以下のものに限る。)	2-(N,N-ETHOXYCARBONYLPHENYL AMINO)-3-METHOXY-4-(N-METHYL-N- CYCLOHEXYLAMINO)-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (63%-92%)	OP7	+40°C	+45°C	
2-(N,N-エトキシカルボニルフェニルアミノ)-3-メトキシ-4-(N-メチル-N-シクロヘキシルアミノ)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が62質量%のものに限る。)	2-(N,N-ETHOXYCARBONYLPHENYL AMINO)-3-METHOXY-4-(N-METHYL-N- CYCLOHEXYLAMINO)-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (62%)	OP7	+35°C	+40°C	
N-ホルミル-2-(ニトロメチレン)-1,3-パーヒドロチアジン (濃度が100質量%のものに限る。)	N-FORMYL-2-(NITROMETHYLENE)-1,3- PERHYDROTHIAZINE (100%)	OP7	+45°C	+50°C	
2-(2-ヒドロキシエトキシ)-1-(ピロリジン-1-イル)ベンゼン-4-ジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	2-(2-HYDROXYETHOXY)-1-(PYRROLIDIN-1- YL)-BENZENE-4-DIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7	+45°C	+50°C	
3-(2-ヒドロキシエトキシ)-4-(ピロリジン-1-イル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が100質量%のものに限る。)	3-(2-HYDROXYETHOXY)-4-(PYRROLIDIN-1- YL)-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7	+40°C	+45°C	
2-(N,N-メチルアミノエチルカルボニル)-4-(3,4-ジメチルフェニルスルホニル)ベンゼンジアゾニウム (濃度が96質量%のものに限る。)	2-(N,N-METHYLAMINOETHYLCARBONYL)-4- (3,4-DIMETHYLPHENYLSULPHONYL)- BENZENEDIAZONIUM HYDROGEN SULPHATE (96%)	OP7	+45°C	+50°C	
4-ニトロソフェノール (濃度が100質量%のものに限る。)	4-NITROSOPHENOL (100%)	OP7	+35°C	+40°C	
その他の化学名		x			

3237	自己反応性物質E (液体) (温度管理が必要なもの)	ジエチレングリコールビス(アリルカーボネート)とジイソプロピルパーオキシジカーボネートの混合物 (ジエチレングリコールビス(アリルカーボネート)の濃度が88質量%以上であってジイソプロピルパーオキシジカーボネートの濃度が12質量%以下のものに限る。) その他の化学名	DIETHYLENEGLYCOL BIS(ALLYL CARBONATE) + DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE (DIETHYLENEGLYCOL BIS(ALLYL CARBONATE) ≥88%+ DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE ≤12%)	OP8	-10°C	0°C	
							x
3238	自己反応性物質E (固体) (温度管理が必要なもの)	その他の化学名					x
3239	自己反応性物質F (液体) (温度管理が必要なもの)	その他の化学名					x
3240	自己反応性物質F (固体) (温度管理が必要なもの)	その他の化学名					x
<p>注 1 化学名の欄中「その他の化学名」のタイプ(品名の欄に掲げる英文字をいう。以下同じ。)は、備考2(4)(ii)の判定基準により決定するものとする。</p> <p>2 管理温度の欄に「注2」が掲げられている場合の管理温度は、自己加速分解温度(物質が自己加速分解を起こす最低温度をいう。以下同じ。)の区分に応じて、次の(1)から(3)までに定める温度とする。</p> <p>(1) 自己加速分解温度が20°C以下のもの 自己加速分解温度から20°Cを減じた温度</p> <p>(2) 自己加速分解温度が20°Cを超え35°C以下のもの 自己加速分解温度から15°Cを減じた温度</p> <p>(3) 自己加速分解温度が35°Cを超えるもの 自己加速分解温度から10°Cを減じた温度</p> <p>3 非常温度の欄に「注3」が掲げられている場合の非常温度は、自己加速分解温度に応じ、次に定める温度とする。</p> <p>(1) 自己加速分解温度が35°C以下のもの 自己加速分解温度から10°Cを減じた温度</p> <p>(2) 自己加速分解温度が35°Cを超えるもの 自己加速分解温度から5°Cを減じた温度</p> <p>4 備考の欄に「注4」が掲げられている場合は、IMDGコード2.0.4.3の規定を適用する。</p> <p>5 備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 備考2(4)(ii)の判定基準において、タイプがBであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。</p> <p>(2) 当該危険物を収納する小型容器には、副次危険性等級1を示す副標札を付すこと。</p> <p>(3) 備考2(4)(ii)の判定基準において、タイプがCであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。</p> <p>(4) 備考2(4)(ii)の判定基準において、タイプがCであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。</p> <p>(5) 備考2(4)(ii)の判定基準において、タイプがDであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。</p> <p>(6) 備考2(4)(ii)の判定基準において、タイプがDであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。</p> <p>(7) 沸点が150°C以下であって当該危険物と反応を起こさない希釈剤を含むものに限る。</p> <p>(8) 備考2(4)(ii)に規定するタイプを判定する試験を実施するために運送される自己反応性物質に限る。</p> <p>(9) 2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸エステルと2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸エステルの混合物であって、備考2(4)(ii)の判定基準において、タイプがDであると判定されたものに限る。</p> <p>(10) ノルマルブタノールとの混合物であってZ異性体の濃度が規定値内のものに限る。</p>							

(3) 品名の欄中「備考1(3)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる有機過酸化化物とする。

国連 番号	品名	化学名		収納 方法	管理 温度	非常 温度	備考
		日本語名	英語名				
3101	有機過酸化化物B (液体)	ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が52質量%を超え77質量%以下のもの であって、23質量%以上の希釈剤Aを含む ものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYACETATE (>52-77%, Diluent type A \geq 23%)	OP5			(3)
		1,1-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)シ クロヘキサン (濃度が80質量%を超えるものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXANE (>80-100%)	OP5			(3)
		1,1-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)- 3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が90質量%を超えるものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5- TRIMETHYLCYCLOHEXANE (>90-100%)	OP5			(3)
		エチルメチルケトンパーオキサイド (48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限 る。)	METHYL ETHYL KETONE PEROXIDE(S) (Diluent type A \geq 48%)	OP5			(3) (8) (13)
		2,5-ジメチル-2,5-ジ(ターシャリーブチル パーオキシ)ヘキシン-3 (濃度が86質量%を超えるものに限る。)	2,5-DIMETHYLY-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)- HEXYNE-3 (>86-100%)	OP5			(3)
		その他の化学名		x			
3102	有機過酸化化物B (固体)	ターシャリーブチルモノパーオキシマレエ ート (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	tert-BUTYL MONOREROXYMALEATE (>52-100%)	OP5			(3)
		3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が57質量%を超え86質量%以下のもの であって、14質量%以上の固体希釈剤を 含むものに限る。)	3-CHLOROPEROXYBENZOIC ACID (>57-86%, Inert solid \geq 14%)	OP1			(3)
		ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が52質量%を超えるものであって、 48質量%以下の固体希釈剤を含むものに限 る。)	DIBEZOYL PEROXIDE (>52-100%, Inert solid \leq 48%)	OP2			(3)
		ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が77質量%を超え94質量%以下のもの であって、6質量%以上の水を含むものに限 る。)	DIBEZOYL PEROXIDE (\geq 77-94%, Water \geq 6%)	OP4			(3)

		ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシド (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の水を含むものに限る。)	DI-4-CHLOROBENZOYL PEROXIDE ($\leq 77\%$, Water $\geq 23\%$)	OP5			(3)
		ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシド (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の水を含むものに限る。)	DI-2,4-DICHLOROBENZOYL PEROXIDE ($\leq 77\%$, Water $\geq 23\%$)	OP5			(3)
		2,2-ジヒドロパーオキシプロパン (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	2,2-DIHYDROPEROXYPROPANE ($\leq 27\%$, Inert solid $\geq 73\%$)	OP5			(3)
		2,5-ジメチル-2,5-ジ(ベンゾイルパーオキシ)ヘキサン (濃度が82質量%を超えるものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(BENZOYLPEROXY) HEXANE ($> 82-100\%$)	OP5			(3)
		ジ(2-フェノキシエチル)パーオキシジカーボネート (濃度が85質量%を超えるものに限る。)	DI-(2-PHENOXYETHYL) PEROXYDICARBONATE ($> 85-100\%$)	OP5			(3)
		ジサクシニックアシドパーオキシド (濃度が72質量%を超えるものに限る。)	DISUCCINIC ACID PEROXIDE ($> 72-100\%$)	OP4			(3) (17)
		その他の化学名		x			
3103	有機過酸化物C (液体)	ターシャリーアミルパーオキシベンゾエート	tert-AMYL PEROXYBENZOATE ($< 100\%$)	OP5			
		ターシャリーアミルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert- AMYLPEROXY ISOPROPYL CARBONATE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)	OP5			
		ノルマルブチル-4,4-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)バレレート (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	n-BUTYL-4,4-DI-(tert-BUTYLPEROXY) VALERATE ($> 52\%$)	OP5			
		ターシャリーブチルヒドロパーオキシド (濃度が79質量%を超え90質量%以下のものであって、10質量%以上の水を含むものに限る。)	tert-BUTYL HYDROPEROXIDE ($> 79-90\%$, Water $\geq 10\%$)	OP5			(13)

ターシャリーブチルヒドロパーオキシドとジターシャリーブチルパーオキシドの混合物 (ターシャリーブチルヒドロパーオキシドの濃度が82質量%未満で、ジターシャリーブチルパーオキシドの濃度が9質量%を超えるものであって、7質量%以上の水を含むものに限る。)	tert-BUTYL HYDROPEROXIDE + DI-tert-BUTYL PEROXIDE (tert-BUTYL HYDROPEROXIDE<82%, DI-tert-BUTYL PEROXIDE>9%, Water≥7%)	OP5			(13)
ターシャリーブチルモノパーオキシマレート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL MONOPEROXYMALEATE (≤52%, Diluent type A≥48%)	OP6			
ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が32質量%を超え52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYACETATE (>32-52%, Diluent type A≥48%)	OP6			
ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が77質量%を超えるものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYBENZOATE (>77-100%)	OP5			
ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYLCARBONATE (≤77%, Diluent type A≥23%)	OP5			
ターシャリーブチルパーオキシ-2-メチルベンゾエート	tert-BUTYLPEROXY-2-METHYLBENZOATE (≤100%)	OP5			
1,1-ジ-(ターシャリーアミルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が82質量%以下のものであって、18質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-AMYLPEROXY)CYCLOHEXANE (≤82%, Diluent type A≥18%)	OP6			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が90質量%以下のものであって、10質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5-TRIMETHYLCYCLOHEXANE (≤90%, Diluent type B≥10%)	OP5			(30)
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5-TRIMETHYLCYCLOHEXANE (≤77%, Diluent type B≥23%)	OP5			

2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタン (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	2,2-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTANE ($\leq 52\%$, Diluent type A $\geq 48\%$)	OP6			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が52質量%を超え80質量%以下のものであって、20質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXANE ($> 52-80\%$, Diluent type A $\geq 20\%$)	OP5			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXANE ($\leq 72\%$, Diluent type B $\geq 28\%$)	OP5			(30)
1,6-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)カルボニルオキシ)ヘキサン (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1,6-DI-(tert-BUTYLPEROXYCARBONYLOXY) HEXANE ($\leq 72\%$, Diluent type A $\geq 28\%$)	OP5			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が57質量%を超え90質量%以下のものであって、10質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5-TRIMETHYLCYCLOHEXANE ($> 57-90\%$, Diluent type A $\geq 10\%$)	OP5			
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン (濃度が90質量%を超えるものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY) HEXANE ($> 90-100\%$)	OP5			
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン-3 (濃度が52質量%を超え86質量%以下のものであって、14質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY) HEXANE-3 ($> 52-86\%$, Diluent type A $\geq 14\%$)	OP5			(26)
エチル-3,3-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブチレート (濃度が77質量%を超えるものに限る。)	ETHYL 3,3-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTYRATE ($> 77-100\%$)	OP5			
有機過酸化物 (液体) (見本)	ORGANIC PEROXIDE, LIQUID, SAMPLE	OP2			(11)
その他の化学名		x			

3104	有機過酸化物C (固体)	シクロヘキサノンパーオキシド (濃度が91質量%以下のものであって、9質量%以上の水を含むものに限る。)	CYCLOHEXANONE PEROXIDE(S) ($\leq 91\%$, Water $\geq 9\%$)	OP6			(13)
		ジベンゾイルパーオキシド (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の水を含むものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($\leq 77\%$, Water $\geq 23\%$)	OP6			
		2,5-ジメチル-2,5-ジ(ベンゾイルパーオキシ)ヘキサン (濃度が82質量%以下のものであって、18質量%以上の水を含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI(BENZOYLPEROXY)HEXANE ($\leq 82\%$, Water $\geq 18\%$)	OP5			
		2,5-ジメチル-2,5-ジヒドロパーオキシヘキサン (濃度が82質量%以下のものであって、18質量%以上の水を含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DIHYDROPEROXYHEXANE ($\leq 82\%$, Water $\geq 18\%$)	OP6			
		有機過酸化物(固体) (見本)	ORGANIC PEROXIDE, SOLID, SAMPLE	OP2			
		有機過酸化物(固体) (見本)	ORGANIC PEROXIDE, SOLID, SAMPLE	OP2			(11)
		その他の化学名		x			
3105	有機過酸化物D (液体)	アセチルアセトンパーオキシド (濃度が42質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、8質量%以上の水を含むものに限る。)	ACETYL ACETONE PEROXIDE ($\leq 42\%$, Diluent type A $\geq 48\%$, Water $\geq 8\%$)	OP7			(2)
		ターシャリーアミルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート	tert-AMYL PEROXY-2-ETHYLHEXYL CARBONATE ($\leq 100\%$)	OP7			
		ターシャリーアミルパーオキシアセテート (濃度が62質量%以下のものであって、38質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert- AMYL PEROXYACETATE ($\leq 62\%$, Diluent type A $\geq 38\%$)	OP7			
		ターシャリーアミルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート	tert-AMYL PEROXY-3,5,5-TRIMETHYLHEXANOATE ($< 100\%$)	OP7			
		ターシャリーブチルヒドロパーオキシド (濃度が80質量%以下のものであって、20質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL HYDROPEROXIDE ($\leq 80\%$, Diluent type A $\geq 20\%$)	OP7			(4) (13)

ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が52質量%を超え77質量%以下のもの であって、23質量%以上の希釈剤Aを含む ものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYBENZOATE (>52-77%, Diluent type A \geq 23%)	OP7			
ターシャリーブチルパーオキシブチルフマ レート (濃度が52質量%以下のものであって、48 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYBUTYL FUMARATE (\leq 52%, Diluent type A \geq 48%)	OP7			
ターシャリーブチルパーオキシクロトネー ト (濃度が77質量%以下のものであって、23 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYCROTONATE (\leq 77%, Diluent type A \geq 23%)	OP7			
ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘ キシルカーボネート	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXYLCARBONATE (\leq 100%)	OP7			
1-(2-ターシャリーブチルパーオキシイソブ ロピル)-3-イソプロペニルベンゼン (濃度が77質量%以下のものであって、23 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1-(2-tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYL)-3- ISOPROPENYLBENZENE (\leq 77%, Diluent type A \geq 23%)	OP7			
ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリ メチルヘキサノエート (濃度が37質量%を超えるものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-3, 5, 5- TRIMETHYLHEXANOATE (>37-100%)	OP7			
シクロヘキサノンパーオキサイド (濃度が72質量%以下のものであって、28 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	CYCLOHEXANONE PEROXIDE(S) (\leq 72%, Diluent type A \geq 28%)	OP7			(5)
2, 2-ジ-(ターシャリーアミルパーオキシ)ブ タン (濃度が57質量%以下のものであって、43 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	2, 2-DI-(tert-AMYLPEROXY) BUTANE (\leq 57%, Diluent type A \geq 43%)	OP7			
ジターシャリーブチルパーオキシアゼレー ト (濃度が52質量%以下のものであって、48 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DI-tert-BUTYL PEROXYAZELATE (\leq 52%, Diluent type A \geq 48%)	OP7			

1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が42質量%を超え52質量%以下のもの であって、48質量%以上の希釈剤Aを含む ものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXANE (>42-52%, Diluent type A \geq 48%)	OP7			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シ クロヘキサンとターシャリーブチルパーオ キシ-2-エチルヘキサノエートの混合物 (1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ) シクロヘキサンの濃度が43質量%以下で、 ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘ キサノエートの濃度が16質量%以下のもの であって、41質量%以上の希釈剤Aを含むも のに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXANE + tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE (1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXANE \leq 43%, tert-BUTYL PEROXY-2- ETHYLHEXANOATE \leq 16%, Diluent type A \geq 41%)	OP7			
ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)フタレ ート (濃度が42質量%を超え52質量%以下のもの であって、48質量%以上の希釈剤Aを含む ものに限る。)	DI-(tert-BUTYLPEROXY)PHTHALATE (>42-52%, Diluent type A \geq 48%)	OP7			
2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)プ ロパン (濃度が52質量%以下のものであって、48 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	2,2-DI-(tert BUTYLPEROXY)PROPANE (\leq 52%, Diluent type A \geq 48%)	OP7			
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチル パーオキシ)ヘキサン (濃度が52質量%を超え90質量%以下のもの であって、10質量%以上の希釈剤Aを含む ものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert- BUTYLPEROXY)HEXANE (>52-90%, Diluent type A \geq 10%)	OP7			
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(3,5,5-トリメチルヘ キサノイルパーオキシ)ヘキサン (濃度が77質量%以下のものであって、23 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(3,5,5- TRIMETHYLHEXANOYLPEROXY)HEXANE (\leq 77%, Diluent type A \geq 23%)	OP7			
エチル-3,3-ジ-(ターシャリアミルパーオ キシ)ブチレート (濃度が67質量%以下のものであって、33 質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	ETHYL 3,3-DI-(tert-AMYLPEROXY)BUTYRATE (\leq 67%, Diluent type A \geq 33%)	OP7			

		エチル-3,3-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブチレート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	ETHYL 3,3-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTYRATE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)	OP7			
		パラメンタンヒドロパーオキサイド (濃度が72質量%を超えるものに限る。)	p-MENTHYL HYDROPEROXIDE ($>72-100\%$)	OP7			(13)
		エチルメチルケトンパーオキサイド (55質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	METHYL ETHYL KETONE PEROXIDE(S) (Diluent type A $\geq 55\%$)	OP7			(9)
		イソブチルメチルケトンパーオキサイド (濃度が62質量%以下のものであって、19質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	METHYL ISOBUTYL KETONE PEROXIDE(S) ($\leq 62\%$, Diluent type A $\geq 19\%$)	OP7			(22)
		過酢酸D (濃度が43質量%以下のものであって、安定剤を含むものに限る。)	PEROXYACETIC ACID, TYPE D, stabilized ($\leq 43\%$)	OP7			(13) (14) (19)
		ピナニルヒドロパーオキサイド (濃度が56質量%を超えるものに限る。)	PINANYL HYDROPEROXIDE ($>56-100\%$)	OP7			(13)
		1,1,3,3-テトラメチルブチルヒドロパーオキサイド	1,1,3,3-TETRAMETHYLBUTYL HYDROPEROXIDE ($\leq 100\%$)	OP7			
		3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキシノン (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	3,6,9-TRIETHYL-3,6,9-TRIMETHYL-1,4,7-TRIPEROXONANE ($\leq 42\%$, Diluent type A $\geq 58\%$)	OP7			(28)
		その他の化学名		x			
3106	有機過酸化物D (固体)	アセチルアセトンパーオキサイド (濃度が32質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	ACETYL ACETONE PEROXIDE ($\leq 32\%$ as a paste)	OP7			(20)
		ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	tert- BUTYL PEROXYBENZOATE ($\leq 52\%$, Inert solid $\geq 48\%$)	OP7			

ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートと2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタンの混合物 (ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートの濃度が12質量%以下で、2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタンの濃度が14質量%以下のものであって、14質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、60質量%を超える固体希釈剤を含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE + 2,2-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTANE (tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE ≤ 12%, 2,2-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTANE ≤ 14%, Diluent type A ≥14%, Inert solid >60%)	OP7			
ターシャリーブチルパーオキシステアリルカーボネート	tert-BUTYLPEROXY STEARYLCARBONATE (≤100%)	OP7			
ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の固体希釈材を含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-3,5,5- TRIMETHYLHEXANOATE (≤42%, Inert solid ≥58%)	OP7			
3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が57質量%以下のものであって、3質量%以上の固体希釈剤を含み、かつ、40質量%以上の水を含むものに限る。)	3-CHLOROPEROXYBENZOIC ACID (≤57%, Inert solid ≥3%, Water ≥40%)	OP7			
3-クロロパーオキシベンゾイックアシド (濃度が77質量%以下のものであって、6質量%以上の固体希釈剤を含み、かつ、17質量%以上の水を含むものに限る。)	3-CHLOROPEROXYBENZOIC ACID (≤77%, Inert solid ≥6%, Water ≥17%)	OP7			
シクロヘキサノンパーオキサイド (濃度が72質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	CYCLOHEXANONE PEROXIDE(S) (≤72% as a paste)	OP7			(5) (20)
([3R-(3R,5aS,6S,8aS,9R,10R,12S,12aR**)]-デカヒドロ-10-メトキシ-3,6,9-トリメチル-3,12-エポキシ-12H-ピラノ[4,3-j]-1,2-ベンゾジオキセピン)	([3R-(3R,5aS,6S,8aS,9R,10R,12S,12aR**)]-DECAHYDRO-10-METHOXY-3,6,9-TRIMETHYL-3,12-EPOXY-12H-PYRANO[4,3-j]-1,2-BENZODIOXEPIN) (≤100%)	OP7			
ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が62質量%以下のものであって、28質量%以上の固体希釈剤を含み、かつ、10質量%以上の水を含むものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE (≤62%, Inert solid ≥28%, Water ≥10%)	OP7			

ジベンゾイルパーオキシド (濃度が52質量%を超え62質量%以下のもの であって、ペースト状にしたものに限 る。)	DIBENZOYL PEROXIDE (>52-62% as a paste)	OP7			(20)
ジベンゾイルパーオキシド (濃度が35質量%を超え52質量%以下のもの であって、48質量%以上の固体希釈剤を 含むものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE (>35-52%, Inert solid \geq 48%)	OP7			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シ クロヘキサン (濃度が42質量%以下のものであって、13 質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、45質 量%以上の固体希釈剤を含むものに限 る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXANE (\leq 42%, Diluent type A \geq 13%, Inert solid \geq 45%)	OP7			
ジ-(ターシャリーブチルパーオキシイソプ ロピル)ベンゼン (濃度が42質量%を超えるものであって、 57質量%以下の固体希釈剤を含むものに限 る。)	DI-(tert-BUTYLPEROXYISOPROPYL) BENZENE(S) (>42-100%, Inert solid \leq 57%)	OP7			
ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)フタレ ート (濃度が52質量%以下のものであって、ペ ースト状にしたものに限る。)	DI-(tert-BUTYLPEROXY) PHTHALATE (\leq 52% as a paste)	OP7			(20)
2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)プ ロパン (濃度が42質量%以下のものであって、13 質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、45質 量%以上の固体希釈剤を含むものに限 る。)	2,2-DI-(tert-BUTYLPEROXY) PROPANE (\leq 42%, Diluent type A \geq 13%, Inert solid \geq 45%)	OP7			
ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシド (濃度が52質量%以下のものであって、ペ ースト状にしたものに限る。)	DI-4-CHLOROBENZOYL PEROXIDE (\leq 52% as a paste)	OP7			(20)
2,2-ジ-(4,4-ジ-(ターシャリーブチルパー オキシ)シクロヘキシル)プロパン (濃度が42質量%以下であって、58質量% 以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	2,2-DI-(4,4-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXYL)PROPANE (\leq 42%, Inert solid \geq 58%)	OP7			

ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシド (濃度が52質量%以下であってシリコンオイルでペースト状にしたものに限る。)	DI-2,4-DICHLOROBENZOYL PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a paste with silicon oil)	OP7			
ジ-(1-ヒドロキシシクロヘキシル)パーオキシド	DI-(1-HYDROXYCYCLOHEXYL) PEROXIDE ($\leq 100\%$)	OP7			
ジ-イソプロピルベンゼンジハイドロパーオキシド (濃度が82質量%以下のものであって、5質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、5質量%以上の水を含むものに限る。)	DI-ISOPROPYLBENZENE DIHYDROPEROXIDE ($\leq 82\%$, Diluent type A $\geq 5\%$, Water $\geq 5\%$)	OP7			(24)
ジラウロイルパーオキシド	DILAUROYL PEROXIDE ($\leq 100\%$)	OP7			
ジ-(4-メチルベンゾイル)パーオキシド (濃度が52質量%以下のものであって、シリコンオイルでペースト状にしたものに限る。)	DI-(4-METHYLBENZOYL) PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a paste with silicon oil)	OP7			
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ベンゾイルパーオキシ)ヘキサン (濃度が82質量%以下のものであって、18質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(BENZOYLPEROXY) HEXANE ($\leq 82\%$, Inert solid $\geq 18\%$)	OP7			
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキシン-3 (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY) HEXYNE-3 ($\leq 52\%$, Inert solid $\geq 48\%$)	OP7			
ジ-(2-フェノキシエチル)パーオキシジカーボネート (濃度が85質量%以下のものであって、15質量%以上の水を含むものに限る。)	DI-(2-PHENOXYETHYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 85\%$, Water $\geq 15\%$)	OP7			
エチル-3,3-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブチレート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	ETHYL 3,3-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTYRATE ($\leq 52\%$, Inert solid $\geq 48\%$)	OP7			
その他の化学名		x			

3107	有機過酸化物E (液体)	ターシャリーアミルヒドロパーオキシド (濃度が88質量%以下のものであって、6質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、6質量%以上の水を含むものに限る。)	tert-AMYL HYDROPEROXIDE ($\leq 88\%$, Diluent type A $\geq 6\%$, Water $\geq 6\%$)	OP8			
		ターシャリーブチルヒドロパーオキシド (濃度が79質量%以下のものであって、14質量%を超える水を含むものに限る。)	tert-BUTYL HYDROPEROXIDE ($\leq 79\%$, Water $> 14\%$)	OP8			(13) (23)
		クミルヒドロパーオキシド (濃度が90質量%を超え98質量%以下のものであって、10質量%以下の希釈剤Aを含むものに限る。)	CUMYL HYDROPEROXIDE ($> 90-98\%$, Diluent type A $\leq 10\%$)	OP8			(13)
		ジ-ターシャリーアミルパーオキシド	DI-tert-AMYL PEROXIDE ($\leq 100\%$)	OP8			
		ジベンゾイルパーオキシド (濃度が36質量%を超え42質量%以下のものであって、18質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、40質量%以下の水を含むものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($> 36-42\%$, Diluent type A $\geq 18\%$, Water $\leq 40\%$)	OP8			
		ジ-ターシャリーブチルパーオキシド (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	DI-tert-BUTYL PEROXIDE ($> 52-100\%$)	OP8			
		1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が27質量%以下のものであって、25質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXANE ($\leq 27\%$, Diluent type A $\geq 25\%$)	OP8			(21)
		ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)フタレート (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DI-(tert-BUTYLPEROXY)PHTHALATE ($\leq 42\%$, Diluent type A $\geq 58\%$)	OP8			
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が57質量%以下のものであって、43質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5-TRIMETHYLCYCLOHEXANE ($\leq 57\%$, Diluent type A $\geq 43\%$)	OP8					

		1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が32質量%以下のものであって、26質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、42質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5-TRIMETHYLCYCLOHEXANE ($\leq 32\%$, Diluent type A $\geq 26\%$, Diluent type B $\geq 42\%$)	OP8			
		2,2-ジ-(4,4-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキシル)プロパン (濃度が22質量%以下のものであって、78質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	2,2-DI-(4,4-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXYL)PROPANE ($\leq 22\%$, Diluent type B $\geq 78\%$)	OP8			
		エチルメチルケトンパーオキシド (60質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	METHYL ETHYL KETONE PEROXIDE(S) (Diluent type A $\geq 60\%$)	OP8			(10)
		3,3,5,7,7-ペンタメチル-1,2,4-トリオキサパン	3,3,5,7,7-PENTAMETHYL-1,2,4-TRIOXEPANE ($\leq 100\%$)	OP8			
		過酢酸E (濃度が43質量%以下のものであって、安定剤を含むものに限る。)	PEROXYACETIC ACID, TYPE E, stabilized ($\leq 43\%$)	OP8			(13) (15) (19)
		ポリエーテルポリターシャリーブチルパーオキシカーボネート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	POLYETHER POLY-tert-BUTYLPEROXYCARBONATE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP8			
		その他の化学名		x			
3108	有機過酸化物E (固体)	ターシャリーブチルクミルパーオキシド (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	tert- BUTYL CUMYL PEROXIDE ($\leq 52\%$, Inert solid $\geq 48\%$)	OP8			
		ノルマルブチル-4,4-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)バレレート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	n-BUTYL-4,4-DI-(tert-BUTYLPEROXY)VALERATE ($\leq 52\%$, Inert solid $\geq 48\%$)	OP8			
		ターシャリーブチルモノパーオキシマレエート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	tert-BUTYL MONOPEROXYMALEATE ($\leq 52\%$, Inert solid $\geq 48\%$)	OP8			

		ターシャリーブチルモノパーオキシマレエート (濃度が52質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	tert-BUTYL MONOPEROXYMALEATE ($\leq 52\%$ as a paste)	OP8			
		1-(2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル)-3-イソプロペニルベンゼン (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	1-(2-tert-BUTYLPEROXY ISOPROPYL)-3-ISOPROPENYLBENZENE ($\leq 42\%$, Inert solid $\geq 58\%$)	OP8			
		ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が56.5質量%以下のペースト状のものであって、15質量%以上の水を含むものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($\leq 56.5\%$ as a paste, Water $\geq 15\%$)	OP8			
		ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が52質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a paste)	OP8			(20)
		2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン (濃度が47質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)HEXANE ($\leq 47\%$ as a paste)	OP8			
		2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)HEXANE ($\leq 77\%$, Inert solid $\geq 23\%$)	OP8			
		その他の化学名		X			
3109	有機過酸化物F (液体)	ターシャリーブチルクミルパーオキサイド (濃度が42質量%を超えるものに限る。)	tert-BUTYL CUMYL PEROXIDE ($> 42-100\%$)	OP8			
		ターシャリーブチルヒドロパーオキサイド (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の水を含むものに限る。)	tert-BUTYL HYDROPEROXIDE ($\leq 72\%$, Water $\geq 28\%$)	OP8			(13)
		ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYACETATE ($\leq 32\%$, Diluent type B $\geq 68\%$)	OP8			

ターシャリーブチルパーオキシ-3, 5, 5-トリメチルヘキサノエート (濃度が37質量%以下のものであって、63質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-3, 5, 5-TRIMETHYLHEXANOATE ($\leq 37\%$, Diluent type B $\geq 63\%$)	OP8			
クミルハイドロパーオキサイド (濃度が90質量%以下のものであって、10質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	CUMYL HYDROPEROXIDE ($\leq 90\%$, Diluent type A $\geq 10\%$)	OP8			(13) (18)
ジベンゾイルパーオキサイド (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DIBENZOYL PEROXIDE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8			
ジ-ターシャリーブチルパーオキサイド (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-tert-BUTYL PEROXIDE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP8			(25)
1, 1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1, 1-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXANE ($\leq 42\%$, Diluent type A $\geq 58\%$)	OP8			
1, 1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が13質量%以下のものであって、13質量%以上の希釈剤Aを含み、かつ、74質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1, 1-DI-(tert-BUTYLPEROXY) CYCLOHEXANE ($\leq 13\%$, Diluent type A $\geq 13\%$, Diluent type B $\geq 74\%$)	OP8			
ジラウロイルパーオキサイド (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DILAUROYL PEROXIDE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8			
2, 5-ジメチル-2, 5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	2, 5-DIMETHYL-2, 5-DI-(tert-BUTYLPEROXY) HEXANE ($\leq 52\%$, Diluent type A $\geq 48\%$)	OP8			
イソプロピルクミルハイドロパーオキサイド (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	ISOPROPYLCUMYL HYDROPEROXIDE ($\leq 72\%$, Diluent type A $\geq 28\%$)	OP8			(13)
メチルイソプロピルケトンパーオキサイド (70質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	METHYL ISOPROPYL KETONE PEROXIDE(S)	OP8			(31)

		パラメンタンヒドロパーオキシド (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	p-MENTHYL HYDROPEROXIDE ($\leq 72\%$, Diluent type A $\geq 28\%$)	OP8			(27)
		過酢酸F (濃度が43質量%以下のものであって、安定剤を含むものに限る。)	PEROXYACETIC ACID, TYPE F, stabilized ($\leq 43\%$)	OP8			(13) (16) (19)
		1-フェニルエチルヒドロパーオキシド (濃度が38質量%以下のものであって、62質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1-PHENYLETHYL HYDROPEROXIDE ($\leq 38\%$, Diluent type B $\geq 62\%$)	OP8			
		ピナニルヒドロパーオキシド (濃度が56質量%未満のものであって、44質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	PINANYL HYDROPEROXIDE ($\leq 56\%$, Diluent type A $\geq 44\%$)	OP8			
		その他の化学名		X			
3110	有機過酸化物F (固体)	ジクミルパーオキシド (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	DICUMYL PEROXIDE ($>52-100\%$)	OP8			(12)
		1, 1- ジ-(ターシャリーブチルパーオキサ)-3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン (濃度が57質量%以下のものであって、43質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	1, 1- DI-(tert- BUTYLPEROXY)- 3, 3, 5- TRIMETHYLCYCLOHEXANE ($\leq 57\%$, Inert solid $\geq 43\%$)	OP8			
		3, 6, 9-トリエチル-3, 6, 9-トリメチル-1, 4, 7トリパーオキシノン (濃度が17質量%以下のものであって、18質量%以上の希釈剤A及び65質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	3, 6, 9-TRIETHYL-3, 6, 9-TRIMETHYL-1, 4, 7 TRIPEROXONANE ($\leq 17\%$, Diluent type A $\geq 18\%$, Inert solid $\geq 65\%$)	OP8			
		その他の化学名		X			
3111	有機過酸化物B (液体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーブチルパーオキシイソブチレート (濃度が52質量%を超え77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYISOBUTYRATE ($>52-77\%$, Diluent type B $\geq 23\%$)	OP5	+15°C	+20°C	(3)
		ジイソブチルパーオキシド (濃度が32質量%を超え52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIISOBUTYRYL PEROXIDE ($>32-52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP5	-20°C	-10°C	(3)

		イソプロピルセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートとジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートとジ-イソプロピルパーオキシジカーボネートの混合物 (イソプロピルセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートの濃度が52質量%以下で、ジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートの濃度が28質量%以下であってジ-イソプロピルパーオキシジカーボネートの濃度が22質量%以下のものに限る。)	ISOPROPYL sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE + DI-sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE + DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE (ISOPROPYL sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE ≤52%, DI-sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE ≤28%, DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE ≤22%)	OP5	-20℃	-10℃	(3)
		その他の化学名		x			
3112	有機過酸化物B (固体) (温度管理が必要なもの)	アセチルシクロヘキサンスルホニルパーオキサイド (濃度が82質量%以下のものであって、12質量%以上の水を含むものに限る。)	ACETYL CYCLOHEXANESULPHONYL PEROXIDE (≤82%, Water ≥12%)	OP4	-10℃	0℃	(3)
		ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート (濃度が91質量%を超えるものに限る。)	DICYCLOHEXYL PEROXYDICARBONATE (>91-100%)	OP3	+10℃	+15℃	(3)
		ジイソプロピルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	DIISOPROPYL PEROXYDICARBONATE (>52-100%)	OP2	-15℃	-5℃	(3)
		ジ-(2-メチルベンゾイル)パーオキサイド (濃度が87質量%以下のものであって、13質量%以上の水を含むものに限る。)	DI-(2-METHYLBENZOYL) PEROXIDE (≤87%, Water ≥13%)	OP5	+30℃	+35℃	(3)
		その他の化学名		x			
3113	有機過酸化物C (液体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーアミルパーオキシピバレート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-AMYL PEROXYPIVALATE (≤77%, Diluent type B ≥23%)	OP5	+10℃	+15℃	
		ターシャリーブチルパーオキシジエチルアセテート	tert-BUTYL PEROXYDIETHYLACETATE (≤100%)	OP5	+20℃	+25℃	
		ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE (>52-100%)	OP6	+20℃	+25℃	
		ターシャリーブチルパーオキシピバレート (濃度が67質量%を超え77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYPIVALATE (>67-77%, Diluent type A ≥23%)	OP5	0℃	+10℃	

		ジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%を超えるものに限る。)	DI-sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE (>52-100%)	OP4	-20℃	-10℃	
		ジ-(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート (濃度が77質量%を超えるものに限る。)	DI-(2-ETHYLHEXYL) PEROXYDICARBONATE (>77-100%)	OP5	-20℃	-10℃	
		2,5-ジメチル-2,5-ジ-(2-エチルヘキサノイルパーオキシ)ヘキサン	2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(2-ETHYLHEXANOYLPEROXY)HEXANE (≤100%)	OP5	+20℃	+25℃	
		ジノルマルプロピルパーオキシジカーボネート	DI-n-PROPYL PEROXYDICARBONATE (≤100%)	OP3	-25℃	-15℃	
		ジノルマルプロピルパーオキシジカーボネート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-n-PROPYL PEROXYDICARBONATE (≤77%, Diluent type B≥23%)	OP5	-20℃	-10℃	
		有機過酸化物(液体)(見本)(温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE, LIQUID, SAMPLE, TEMPERATURE CONTROLLED	OP2			(11)
		その他の化学名		x			
3114	有機過酸化物C(固体) (温度管理が必要なもの)	ジ-(4-ターシャリーブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート	DI-(4-tert-BUTYLCYCLOHEXYL) PEROXYDICARBONATE (≤100%)	OP6	+30℃	+35℃	
		ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート (濃度が91質量%以下のものであって、9質量%以上の水を含むものに限る。)	DICYCLOHEXYL PEROXYDICARBONATE (≤91%, Water≥9%)	OP5	+10℃	+15℃	
		ジデカノイルパーオキサイド	DIDECANOYL PEROXIDE (≤100%)	OP6	+30℃	+35℃	
		ジノルマルオクタノイルパーオキサイド	DI-n-OCTANOYL PEROXIDE (≤100%)	OP5	+10℃	+15℃	
		有機過酸化物(固体)(見本)(温度管理が必要なもの)	ORGANIC PEROXIDE, SOLID, SAMPLE, TEMPERATURE CONTROLLED	OP2			(11)
		その他の化学名		x			
3115	有機過酸化物D(液体) (温度管理が必要なもの)	アセチルシクロヘキサンスルホニルパーオキサイド (濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	ACETYL CYCLOHEXANESULPHONYL PEROXIDE (≤32%, Diluent type B≥68%)	OP7	-10℃	0℃	

ターシャリーアミルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート	tert-AMYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE ($\leq 100\%$)	OP7	+20°C	+25°C	
ターシャリーアミルパーオキシネオデカノエート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-AMYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 77\%$, Diluent type B $\geq 23\%$)	OP7	0°C	+10°C	
ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートと2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタンの混合物 (ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエートの濃度が31質量%以下で、2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタンの濃度が36質量%以下のものであって、33質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE + 2,2-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTANE (tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE $\leq 31\%$, 2,2-DI-(tert-BUTYLPEROXY) BUTANE $\leq 36\%$, Diluent type B $\geq 33\%$)	OP7	+35°C	+40°C	
ターシャリーブチルパーオキシイソブチレート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%を超える希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYISOBUTYRATE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP7	+15°C	+20°C	
ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が77質量%を超えるものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEODECANOATE ($>77-100\%$)	OP7	-5°C	+5°C	
ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 77\%$, Diluent type B $\geq 23\%$)	OP7	0°C	+10°C	
ターシャリーブチルパーオキシネオヘプタノエート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEOHEPTANOATE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)	OP7	0°C	+10°C	
ターシャリーブチルパーオキシピバレート (濃度が27質量%を超え67質量%以下のものであって、33質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYPIVALATE ($>27-67\%$, Diluent type B $\geq 33\%$)	OP7	0°C	+10°C	

クミルパーオキシネオデカノエート (濃度が87質量%以下のものであって、13質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	CUMYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 87\%$, Diluent type A $\geq 13\%$)	OP7	-10°C	0°C	
クミルパーオキシネオデカノエート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	CUMYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 77\%$, Diluent type B $\geq 23\%$)	OP7	-10°C	0°C	
クミルパーオキシネオヘプタノエート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	CUMYL PEROXYNEOHEPTANOATE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)	OP7	-10°C	0°C	
クミルパーオキシピバレート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	CUMYL PEROXYPIVALATE ($\leq 77\%$, Diluent type B $\geq 23\%$)	OP7	-5°C	+5°C	
ジアセトンアルコールパーオキサイド (濃度が57質量%以下のものであって、26質量%以上の希釈剤Bを含み、かつ、8質量%以上の水を含むものに限る。)	DIACETONE ALCOHOL PEROXIDES ($\leq 57\%$, Diluent type B $\geq 26\%$, Water $\geq 8\%$)	OP7	+40°C	+45°C	(6)
ジアセチルパーオキサイド (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIACETYL PEROXIDE ($\leq 27\%$, Diluent type B $\geq 73\%$)	OP7	+20°C	+25°C	(7) (13)
ジノルマルブチルパーオキシジカーボネート (濃度が27質量%を超え52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-n-BUTYL PEROXYDICARBONATE ($>27-52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP7	-15°C	-5°C	
ジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP7	-15°C	-5°C	
ジ-(2-エトキシエチル)パーオキシジカーボネート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-(2-ETHOXYETHYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP7	-10°C	0°C	
ジ-(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-(2-ETHYLHEXYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 77\%$, Diluent type B $\geq 23\%$)	OP7	-15°C	-5°C	

ジイソブチリルパーオキシド (濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIISOBUTYRYL PEROXIDE ($\leq 32\%$, Diluent type B $\geq 68\%$)	OP7	-20°C	-10°C	
ジイソプロピルパーオキシジカーボネート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIISOPROPYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP7	-20°C	-10°C	
ジイソプロピルパーオキシジカーボネート (濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DIISOPROPYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 32\%$, Diluent type A $\geq 68\%$)	OP7	-15°C	-5°C	
ジ-(3-メトキシブチル)パーオキシジカーボネート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-(3-METHOXYBUTYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP7	-5°C	+5°C	
ジ-(3-メトキシベンゾイル)パーオキシドとベンゾイル-(3-メトキシベンゾイル)パーオキシドとジベンゾイルパーオキシドの混合物 (ジ-(3-メトキシベンゾイル)パーオキシドの濃度が20質量%以下で、ベンゾイル-(3-メトキシベンゾイル)パーオキシドの濃度が18質量%以下であってジベンゾイルパーオキシドの濃度が4質量%以下で、58質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-(3-METHYLBENZOYL) PEROXIDE + BENZOYL (3-METHYLBENZOYL) PEROXIDE + DIBENZOYL PEROXIDE (DI-(3-METHYLBENZOYL) PEROXIDE $\leq 20\%$, BENZOYL (3-METHYLBENZOYL) PEROXIDE $\leq 18\%$, DIBENZOYL PEROXIDE $\leq 4\%$, Diluent type B $\geq 58\%$)	OP7	+35°C	+40°C	
ジ-(2-ネオデカノイルパーオキシイソプロピル)ベンゼン (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DI-(2-NEODECANOYLPEROXYISOPROPYL) BENZENE ($\leq 52\%$, Diluent type A $\geq 48\%$)	OP7	-10°C	0°C	
ジ(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキシド (濃度が52質量%を超え82質量%以下のものであって、18質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE ($>52-82\%$, Diluent type A $\geq 18\%$)	OP7	0°C	+10°C	
1-(2-エチルヘキサノイルパーオキシ)-1,3-ジメチルブチルパーオキシピバレート (濃度が52質量%以下のものであって、45質量%以上の希釈剤A及び10質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1-(2-ETHYLHEXANOYLPEROXY)-1,3-DIMETHYLBUTYL PEROXYPIVALATE ($\leq 52\%$, Diluent type A $\geq 45\%$, Diluent type B $\geq 10\%$)	OP7	-20°C	-10°C	

ターシャリーヘキシルパーオキシネオデカノエート (濃度が71質量%以下のものであって、29質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-HEXYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 71\%$, Diluent type A $\geq 29\%$)	OP7	0°C	+10°C	
ターシャリーヘキシルパーオキシピバレート (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-HEXYL PEROXYPIVALATE ($\leq 72\%$, Diluent type B $\geq 28\%$)	OP7	+10°C	+15°C	
3-ヒドロキシ-1,1-メチルブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	3-HYDROXY-1,1-DIMETHYLBUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)	OP7	-5°C	+5°C	
イソプロピルセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートとジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートとジイソプロピルパーオキシジカーボネートの混合物 (イソプロピルセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートの濃度が32質量%以下で、ジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネートの濃度が15質量%以上18質量%以下で、ジイソプロピルパーオキシジカーボネートの濃度が12質量%以上15質量%以下であって38質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	ISOPROPYL sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE + DI-sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE + DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE (ISOPROPYL sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE $\leq 32\%$, DI-sec-BUTYL PEROXYDICARBONATE $\leq 15-18\%$, DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE $\leq 12-15\%$, Diluent type A $\geq 38\%$)	OP7	-20°C	-10°C	
メチルシクロヘキサノンパーオキサイド (濃度が67質量%以下のものであって、33質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	METHYLCYCLOHEXANONE PEROXIDE (S) ($\leq 67\%$, Diluent type B $\geq 33\%$)	OP7	+35°C	+40°C	
1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート	1,1,3,3-TETRAMETHYLBUTYL PEROXY-2-ETHYL HEXANOATE ($\leq 100\%$)	OP7	+15°C	+20°C	
1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	1,1,3,3-TETRAMETHYLBUTYL PEROXY-NEODECANOATE ($\leq 72\%$, Diluent type B $\geq 28\%$)	OP7	-5°C	+5°C	

		1, 1, 3, 3-テトラメチルブチルパーオキシピバレート (濃度が77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1, 1, 3, 3- TETRAMETHYLBUTYL PEROXYPIVALATE ($\leq 77\%$, Diluent type A $\geq 23\%$)	OP7	0°C	+10°C	
		その他の化学名		x			
3116	有機過酸化物D (固体) (温度管理が必要なもの)	ジミリスチルパーオキシジカーボネート	DIMYRISTYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 100\%$)	OP7	+20°C	+25°C	
		ジノルマルノナノイルパーオキサイド	DI-n-NONANOYL PEROXIDE ($\leq 100\%$)	OP7	0°C	+10°C	
		ジサクシニックアシドパーオキサイド (濃度が72質量%以下のものであって、28質量%以上の水を含むものに限る。)	DISUCCINIC ACID PEROXIDE ($\leq 72\%$, Water $\geq 28\%$)	OP7	+10°C	+15°C	
		その他の化学名		x			
3117	有機過酸化物E (液体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が32質量%を超え52質量%未満のものであって、48質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE ($>32-52\%$, Diluent type B $\geq 48\%$)	OP8	+30°C	+35°C	
		ジノルマルブチルパーオキシジカーボネート (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DI-n-BUTYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 27\%$, Diluent type B $\geq 73\%$)	OP8	-10°C	0°C	
		ターシャリーブチルパーオキシネオヘプタノエート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEOHEPTANOATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion)	OP8	0°C	+10°C	
		3-ヒドロキシ-1, 1-メチルブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	3-HYDROXY-1, 1-DIMETHYLBUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 52\%$, Diluent type A $\geq 48\%$)	OP8	-5°C	+5°C	
		1, 1-ジメチル-3-ヒドロキシブチルパーオキシネオヘプタノエート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	1, 1-DIMETHYL-3-HYDROXYBUTYL PEROXYNEOHEPTANOATE ($\leq 52\%$, Diluent type A $\geq 48\%$)	OP8	0°C	+10°C	
		ジプロピオニルパーオキサイド (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	DIPROPIONYL PEROXIDE ($\leq 27\%$, Diluent type B $\geq 73\%$)	OP8	+15°C	+20°C	

		その他の化学名	x				
3118	有機過酸化物E (固体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE ($\leq 52\%$, Inert Solid $\geq 48\%$)	OP8	+20°C	+25°C	
		ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化し、凍結させたものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water (frozen))	OP8	0°C	+10°C	
		ジ-(4-ターシャリーブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	DI-(4-tert-BUTYLCYCLOHEXYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 42\%$ as a paste)	OP8	+35°C	+40°C	
		ジノルマルブチルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化し、凍結させたものに限る。)	DI-n-BUTYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water (frozen))	OP8	-15°C	-5°C	
		ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシド (濃度が52質量%以下のものであって、ペースト状にしたものに限る。)	DI-2,4-DICHLOROBENZOYL PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a paste)	OP8	+20°C	+25°C	
		パーオキシラウリックアシッド	PEROXYLAURIC ACID ($\leq 100\%$)	OP8	+35°C	+40°C	
				その他の化学名	x		
3119	有機過酸化物F (液体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーアミルパーオキシネオデカノエート (濃度が47質量%以下のものであって、53質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-AMYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 47\%$, Diluent type A $\geq 53\%$)	OP8	0°C	+10°C	
		ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXY-2-ETHYLHEXANOATE ($\leq 32\%$, Diluent type B $\geq 68\%$)	OP8	+40°C	+45°C	

ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	0°C	+10°C	
ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 32\%$, Diluent type A $\geq 68\%$)	OP8	0°C	+10°C	
ターシャリーブチルパーオキシピバレート (濃度が27質量%以下のものであって、73質量%以上の希釈剤Bを含むものに限る。)	tert-BUTYL PEROXYPIVALATE ($\leq 27\%$, Diluent type B $\geq 73\%$)	OP8	+30°C	+35°C	
クミルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	CUMYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	-10°C	0°C	
ジ-(4-ターシャリーブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DI-(4-tert-BUTYLCYCLOHEXYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	+30°C	+35°C	
ジセチルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DICETYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	+30°C	+35°C	
ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DICYCLOHEXYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	+15°C	+20°C	
3-ヒドロキシ-1,1-メチルブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	3-HYDROXY-1,1-DIMETHYLBUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	-5°C	+5°C	
ジ-(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート (濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DI-(2-ETHYLHEXYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 62\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	-15°C	-5°C	
ジイソブチルパーオキシド (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DIISOBUTYRYL PEROXIDE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	-20°C	-10°C	

		ジミリスチルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DIMYRISTYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 42\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	+20°C	+25°C	
		ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキサイド (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	+10°C	+15°C	
		ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキサイド (濃度が38質量%以下のものであって、62質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE ($\leq 38\%$, Diluent type A $\geq 62\%$)	OP8	+20°C	+25°C	
		ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキサイド (濃度が38質量%を超え52質量%未満のものであって、48質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。)	DI-(3,5,5-TRIMETHYLHEXANOYL) PEROXIDE ($>38-52\%$, Diluent type A $\geq 48\%$)	OP8	+10°C	+15°C	
		1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)	1,1,3,3-TETRAMETHYLBUTYL PEROXYNEODECANOATE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water)	OP8	-5°C	+5°C	
		その他の化学名		x			
3120	有機過酸化化物F (固体) (温度管理が必要なもの)	ジ-(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート (濃度が52質量%以下のものであって、水中で分散安定化し、凍結させたものに限る。)	DI-(2-ETHYLHEXYL) PEROXYDICARBONATE ($\leq 52\%$ as a stable dispersion in water (frozen))	OP8	-15°C	-5°C	
		ジセチルパーオキシジカーボネート	DICETYL PEROXYDICARBONATE ($\leq 100\%$)	OP8	+30°C	+35°C	
		その他の化学名		x			

注 1 化学名の欄の「その他の化学名」のタイプは、備考2(5)(ii)の判定基準により決定するものとする。

2 「希釈剤A」とは、沸点が150°C以上の液体の有機化合物をいい、「希釈剤B」とは、沸点が60°C以上150°C未満の液体の有機化合物で引火点が5°C以上のものをいう。

3 希釈剤Bは、その沸点が、運送する有機過酸化物の自己加速分解温度より60°C以上高いものに限る。

4 希釈剤Bに代えて、希釈剤Aを使用することができる。

5 備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 希釈剤Bに代えて、希釈剤Aを使用することができること。

(2) 活性酸素濃度が4.7%以下のものに適用すること。

- (3) 副次危険性等級1を示す副標札を付すこと。
- (4) 希釈剤は、ジターシャリーブチルパーオキシドにより置き換えることができること。
- (5) 活性酸素濃度が9%以下のものに適用すること。
- (6) 過酸化水素の濃度が9%以下のものにおいて、活性酸素濃度が10%以下のものに適用すること。
- (7) 非金属性の容器及び包装のみが使用できること。
- (8) 水分の有無にかかわらず、活性酸素濃度が10%を超え10.7%以下であるものに適用すること。
- (9) 水分の有無にかかわらず、活性酸素濃度が10%以下のものに適用すること。
- (10) 水分の有無にかかわらず、活性酸素濃度が8.2%以下のものに適用すること。
- (11) IMDGコード2.5.3.2.5.1を参照すること。
- (12) 備考2(5)(ii)の判定基準により有機過酸化物Fに決定されているものであって、一容器あたり総質量2000kg以下のものに限り、適用すること。
- (13) 副次危険性等級8を示す副標札を付すこと。
- (14) 有機過酸化物Dの要件を満たす過酢酸及びその組成物であること。
- (15) 有機過酸化物Eの要件を満たす過酢酸及びその組成物であること。
- (16) 有機過酸化物Fの要件を満たす過酢酸及びその組成物であること。
- (17) 水の添加が熱安定性を減少させること。
- (18) 濃度が80質量%未満のものにあっては、副標札を付すことを要しない。
- (19) 過酸化水素、水及び酸との混合物であること。
- (20) 水分の有無にかかわらず、希釈剤Aで希釈されていること。
- (21) エチルベンゼンに加えて希釈剤Aを25%以上含有するものであること。
- (22) メチルイソブチルケトンに加えて希釈剤Aを19%以上含有するものであること。
- (23) ジターシャリーブチルパーオキシドの濃度は6%未満であること。
- (24) 1-イソプロピルヒドロパーオキシド-4-イソプロピルヒドロキシベンゼンの濃度は8%以下であること。
- (25) 希釈剤Bは沸点が110°Cを超えるものを用いること。
- (26) ヒドロパーオキシドの濃度が0.5%未満のものであること。
- (27) 濃度が56%を超えるものには、副次危険性等級8を示す副標札を付すこと。
- (28) 200°Cから260°Cの範囲で95%留出点を有する希釈剤Aで希釈したものであって、活性酸素濃度が7.6%以下のものに適用されること。
- (29) 有機過酸化物としての規定を適用しないこと。
- (30) 希釈剤Bは沸点が130°Cを超えるものを用いること。
- (31) 活性酸素濃度が6.7%以下のものに適用すること。

- (4) 品名の欄中「備考1(4)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる環境有害物質とする。

国連 番号	品名	化学名	
		日本語名	英語名
3077	環境有害物質（固体）	リン酸トリフェニル ^P	Triphenyl Phosphate ^P
		N ² -ターシャリーブチル-N ⁴ -シクロプロピル-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン ^P	N ² -tert-Butyl-N ⁴ -cyclopropyl-6-methylthio-1,3,5-triazine-2,4-diamine ^P

		1,4-ジターシャリーブチルベンゼン ^P	1,4-Di-tert-Butylbenzene ^P
		ジフェニル ^P	Diphenyl ^P
		ドデシルジフェニルベンゼンジスルホン酸塩 ^P	Dodecyl Diphenyl Oxide Disulphonate ^P
		マンコゼブ (ISO) ^P	Mancozeb (ISO) ^P
		リン酸トリイソプロピルフェニル ^P	Triisopropylated phenyl phosphates ^P
		リン酸フェニル ^P	Triphenyl Phosphate ^P
		臭化亜鉛 ^P	Zinc Bromide ^P
		備考2(8)の環境有害物質の判定基準に該当するもの(固体のものに限る。) (火薬類、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射性物質等及び腐食性物質を除く。)	
3082	環境有害物質 (液体)	塩素化パラフィン ^P (炭素数が10から13までのもの及びその混合物)	Chlorinated Paraffins(C ₁₀ -C ₁₃) ^P
		塩素化パラフィン ^P (炭素数14から17までのものと炭素数が13以下のものとの混合物であって、炭素数が13以下のものを1質量%以上含んでいるものに限る。)	Chlorinated Paraffins(C ₁₄ -C ₁₇)with more than 1% shorter chain length ^P
		リン酸トリルジフェニル ^P	Cresyl Diphenyl Phosphate ^P
		リン酸トリアリール ^P (他に品名が明示されているものを除く。)	Triaryl Phosphates, N. O. S. ^P
		リン酸トリトリル ^P (オルト異性体の含有率が1質量%以上3質量%以下のものに限る。)	Tricresyl Phosphate, not less than 1% but not more than 3% ortho-isomer ^P
		脂肪族アルコールポリエトキシラート ^P (セコンダリーアルコールでその炭素数が6から17までのものであって、エトキシル基の数が3から6までのもの及びその混合物)	Alcohol C ₆ -C ₁₇ (secondary)poly(3-6)ethoxylate ^P
		脂肪族アルコールポリエトキシラート ^P (アルコールの炭素数が12から16までのものであって、エトキシル基の数が1から6までのもの(セコンダリーアルコールであってエトキシル基の数が3以上のものを除く。))及びその混合物)	Alcohol C ₁₂ -C ₁₆ poly(1-6)ethoxylate ^P
		脂肪族アルコールポリエトキシラート ^P (アルコールの炭素数が13から15までのものであって、エトキシル基の数が1から6までのもの(セコンダリーアルコールであってエトキシル基の数が3以上のものを除く。))及びその混合物)	Alcohol C ₁₃ -C ₁₅ poly(1-6)ethoxylate ^P

アルキルベンゼンスルホン酸塩 ^P （分岐鎖及び直鎖のもの。） （アルキル基の炭素数が11から13までのもの及びその混合物を除く。）	Alkylbenzenesulphonates ^P
フタル酸ブチルベンジル ^P	Butyl Benzyl Phthalate ^P
亜硝酸やし油 ^P	Coconitrile ^P
デカルデヒド ^P	Decaldehyde ^P
アクリル酸デシル ^P	Decyl acrylate ^P
1,3-ジブロモベンゼン ^P	1,3-Dibromobenzene ^P
フタル酸ジノルマルブチル ^P	Di-n-butyl phthalate ^P
パラジクロロベンゼン ^P	para-Dichlorobenzene ^P
1,4-ジクロロベンゼン ^P	1,4-Dichlorobenzene ^P
1,6-ジクロロヘキサン ^P	1,6-Dichlorohexane ^P
ジイソプロピルベンゼン ^P	Diisopropylbenzenes ^P
ジイソプロピルナフタレン ^P （異性体の混合物）	Diisopropyl naphthalenes, mixed isomers ^P
ノルマルヘプチルベンゼン ^P	normal-Heptylbenzene ^P
ノルマルヘキシルベンゼン ^P	normal-Hexylbenzene ^P
アクリル酸イソデシル ^P	Isodecyl acrylate ^P
硝酸イソオクチル ^P	Isooctyl nitrate ^P
イソテトラメチルベンゼン ^P	Isotetramethylbenzene ^P
馬拉チオン ^P	Malathion ^P
フェニルシクロヘキサン ^P	Phenylcyclohexane ^P
亜硝酸タロー ^P	Tallow nitrile ^P
リン酸トリアリールイソプロピル化物 ^P	Triaryl phosphates, isopropylated ^P
リン酸トリトリル ^P （オルト異性体の含有率が1質量%未満のものに限る。）	Tricresyl phosphate, less than 1% ortho-isomer ^P
トリエチルベンゼン ^P	Triethylbenzene ^P
リン酸トリキシリル ^P	Trixylenyl phosphate ^P
備考2(8)の環境有害物質の判定基準に該当するもの（液体のものに限る。） （火薬類、高压ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射性物質等及び腐食性物質を除く。）	

(5) 殺虫殺菌剤類の化学名

(イ) 引火性液体類

国連 番号	品名	化学名	
		日本語名	英語名
2758	カーバメート系殺虫殺菌剤	アルジカルブ ^P	Aldicarb ^P

	類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	アミノカルブ ^P	Aminocarb ^P
		ベンダイオカルブ ^P	Bendiocarb ^P
		カルバリル ^P	Carbaryl ^P
		カルボフラン ^P	Carbofuran ^P
		カルタップ塩酸塩 ^P	Cartap hydrochloride ^P
		ジオキサカルブ ^P	Dioxacarb ^P
		ホルメタネート ^P	Formetanate ^P
		MIPC ^P [イソプロカルブ]	MIPC ^P [Isoproc carb]
		メルカプトジメツル ^P	Mercaptodimethur ^P
		メソミル ^P	Methomyl ^P
		メキサカルベート ^P	Mexacarbate ^P
		ピリミカーブ ^P	Pirimicarb ^P
		プロメカルブ ^P	Promecarb ^P
		プロポキスル ^P	Propoxur ^P
2762	有機塩素系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	アルドリン ^P	Aldrin ^P
		カンフェクロル ^P	Camphechor ^P
		クロルデン ^P	Chlordane ^P
		DDT ^P	DDT ^P
		ディルドリン ^P	Dieldrin ^P
		エンドスルファン ^P	Endosulfan ^P
		エンドリン ^P	Endrin ^P
		ヘプタクロル ^P	Heptachlor ^P
		イソベンザン ^P	Isobenzan ^P
		リンデン ^P	Lindane ^P
		ミレックス ^P	Mirex ^P
		ペンタクロロフェノール ^P	Pentachlorophenol ^P
2772	チオカーバメイト系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	メタムナトリウム ^P	Metam-sodium ^P
		ナーバム ^P	Nabam ^P
2778	水銀殺虫殺菌剤類 ^P (液体)	第一水銀化合物 ^P	Mercury (I) (marcurous) compounds ^P
		第二水銀化合物 ^P	Mercury (II) (marcurous) compounds ^P

	(引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		
2780	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ビナパクリル ^P	Binapacryl ^P
		ジノブトン ^P	Dinobuton ^P
		ジノゼブ ^P	Dinoseb ^P
		ジノゼブアセテート ^P	Dinosed acetate ^P
		DNO C ^P	DNO C ^P
2784	有機リン系殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	アジンホスエチル ^P	Azinphos-ethyl ^P
		アジンホスメチル ^P	Azinphos-methyl ^P
		ブロモホスエチル ^P	Bromophos-ethyl ^P
		カルボフェノチオン ^P	Carbophenothion ^P
		クロルフェンビンホス ^P	Chlorfenvinphos ^P
		クロルメホス ^P	Chlormephos ^P
		クロルピリオス ^P	Chlorpyriphos ^P
		クロルチオホス ^P	Chlorthiophos ^P
		クロトキシホス ^P	Crotoxyphos ^P
		CYA ^P [シアノホス]	CYA ^P [Cyanophos]
		DEF ^P	DEF ^P
		ジアリホス ^P	Dialifos ^P
		ダイアジノン ^P	Diazinon ^P
		ジクロフェンチオン ^P	Dichlofenthion ^P
		ジクロルボス ^P	Dichlorvos ^P
		ジクロトホス ^P	Dicrotophos ^P
		ジメトエート ^P	Dimethoate ^P
		ジオキサチオン ^P	Dioxathion ^P
		ジスルホトン ^P	Disulfoton ^P
		EDD ^P [エジフェンホス]	EDD ^P [Edifenphos]
		EPN ^P	EPN ^P
エチオン ^P	Ethion ^P		
エトプロホス ^P	Ethoprophos ^P		

フェナミホス ^P	Fenaminphos ^P
フェニトロチオン ^P	Fenitrothion ^P
フェンスルホチオン ^P	Fensulfothion ^P
フェンチオン ^P	Fenthion ^P
ホノホス ^P	Fonofos ^P
ヘプテノホス ^P	Heptenophos ^P
イソフェンホス ^P	Isofenphos ^P
イソキサチオン ^P	Isoxathion ^P
メカルバム ^P	Mecarbam ^P
メホスホラン ^P	Mephosfolan ^P
メタミドホス ^P	Methamidophos ^P
メチダチオン ^P	Methidathion ^P
メチルトリチオン ^P	Methyltrithion ^P
メビンホス ^P	Mevinphos ^P
モノクロトホス ^P	Monocrotophos ^P
ナレド ^P	Naled ^P
オキシジスルホトン ^P	Oxydisulfoton ^P
パラオキソン ^P	Paraoxon ^P
パラチオン ^P	Parathion ^P
メチルパラチオン ^P	Parathion-methyl ^P
フェントエート ^P	Fhenthioate ^P
ホレート ^P	Phorate ^P
ホサロン ^P	Phosalone ^P
ホスメット ^P	Phosmet ^P
ホスファミドン ^P	Phosphamidon ^P
ピリミホスエチル ^P	Pirimiphos-methyl ^P
プロパホス ^P	Propaphos ^P
プロトエート ^P	Prothoate ^P
ピラゾホス ^P	Pyrazophos ^P
キナルホス ^P	Quinalphos ^P
サリチオン ^P	Salithion ^P
スルホテップ ^P	Sulfotep ^P
スルプロホス ^P	Sulprophos ^P
テムホス ^P	Temephos ^P
TEPP ^P	TEPP ^P
テルブホス ^P	Terbufos ^P

		トリアゾホス ^P	Triazophos ^P
		トリクロルホン ^P	Trichlorfon ^P
		トリクロロナート ^P	Trichloronat ^P
2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ^P (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	シヘキサチン ^P	Cyhexatin ^P
		フェンチンアセテート ^P	Fentin acetate ^P
		フェンチンヒドロキシイド ^P	Fentin hydroxide ^P
		有機スズ化合物 ^P	Organotin compounds ^P
		トリブチルスズ化合物 ^P	Tributyltin compounds ^P
		トリフェニルスズ化合物 ^P (酢酸トリフェニルスズ及び水酸化トリフェニルスズを除く。)	Triphenyltin compounds ^P (other than Fentin Acetate and Fentin Hydroxide)
3021	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ベンキノックス ^P	Benquinox ^P
		プロモキシニル ^P	Bromoxynil ^P
		シペルメトリン ^P	Cypermethrin ^P
		ジアレート ^P	Di-allate ^P
		ダイファシノン ^P	Diphacinone ^P
		ドラゾキシロン ^P	Drazoxolon ^P
		フェンプロパスリン ^P	Fenpropathrin ^P
		アイオキシニル ^P	Ioxynil ^P
		オキサミル ^P	Oxamyl ^P
		ピンドン又はその塩 ^P	Pindone (and salts of) ^P
		ロテノン ^P	Rotenone ^P
		ストリキニーネ ^P	Strychnine ^P
		タリウム化合物 ^P	Thallium compounds ^P
		硫酸タリウム ^P	Thallium sulphate ^P
3024	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類 (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ブロジファクム ^P	Brodifacoum ^P
		クマクロール ^P	Coumachlor ^P
		クマホス ^P	Coumaphos ^P
		ワルファリン又はその塩 ^P	Warfarin (and salts of) ^P

(ロ) 毒物

国連番号	化学名	
	日本語名	英語名

2991	アルジカルブ ^P	Aldicarb ^P
2992		
2757		
2995	アルドリン ^P	Aldrin ^P
2996		
2761		
2991	アミノアルブ ^P	Aminocarb ^P
2992		
2757		
3017	アジンホスエチル ^P	Azinphos-ethyl ^P
3018		
2783		
3017	アジンホスメチル ^P	Azinphos-methyl ^P
3018		
2783		
2991	ベンダイオカルブ ^P	Bendiocarb ^P
2992		
2757		
2903	ベンキノックス ^P	Benquinox ^P
2902		
2588		
3013	ビナパクリル ^P	Binapacryl ^P
3014		
2779		
3025	ブロジファクム ^P	Brodifacoum ^P
3026		
3027		
3017	プロモホスエチル ^P	Bromophos-ethyl ^P
3018		
2783		
2903	ブロモキシニル ^P	Bromoxynil ^P
2902		
2588		
2995	カンフェクロル ^P	Camphechlor ^P
2996		
2761		

2991	カルバリル ^P	Carbaryl ^P
2992		
2757		
2991	カルボフラン ^P	Carbofuran ^P
2992		
2757		
3017	カルボフェノチオン ^P	Carbophenothion ^P
3018		
2783		
2991	カルタップ塩酸塩 ^P	Cartap hydrochloride ^P
2992		
2757		
2995	クロルデン ^P	Chlordane
2996		
3017	クロルフェンビンホス ^P	Chlorfenvinphos ^P
3018		
2783		
3017	クロルメホス ^P	Chlormephos ^P
3018		
2783		
3017	クロスピリホス ^P	Chlorpyrifos ^P
3018		
2783		
3017	クロルチオホス ^P	Chlorthiophos ^P
3018		
2783		
3025	クマクロール ^P	Coumachlor ^P
3026		
3027		
3025	クマフリル	Coumafuryl
3026		
3025	クマホス ^P	Coumaphos ^P
3026		
3027		
3017	クロトキシホス ^P	Crotoxyphos ^P
3018		

2783		
3017	CYA ^P [シアノホス]	CYA ^P [cyanophos]
3018		
2783		
3019	シヘキサチン ^P	Cyhexatin ^P
3020		
2786		
2903	シペルメトリン ^P	Cypermethrin ^P
2902		
2588		
2995	DDT ^P	DDT ^P
2996		
2761		
3017	DEF ^P	DEF ^P
3018		
3017	ジアリホス ^P	Dialifos ^P
3018		
2783		
2903	ジアレート ^P	Di-allate ^P
2902		
3017	ダイアジノン ^P	Diazinon ^P
3018		
2783		
3017	ジクロフェンチオン ^P	Dichlofenthino ^P
3018		
3017	ジクロルホス ^P	Diclorvos ^P
3018		
2783		
3017	ジクロトホス ^P	Dicrotophos ^P
3018		
2783		
2995	ディルドリン ^P	Dieldrin ^P
2996		
2761		
3017	ジメトエート ^P	Dimethoate ^P
3018		

2783		
3013	ジノブトン ^P	Dinobuton ^P
3014		
2779		
3013	ジノセブ ^P	Dinoseb ^P
3014		
2779		
3013	ジノセブアセテート ^P	Dinoseb acetate ^P
3014		
2779		
2991	ジオキサカルブ ^P	Dioxacarb ^P
2992		
2757		
3017	ジオキサチオン ^P	Dioxathion ^P
3018		
2783		
2903	ダイファシノン ^P	Diphacinone ^P
2902		
2588		
3017	ジスルホトン ^P	Disulfoton ^P
3018		
2783		
3013	DNOC ^P	DNOC ^P
3014		
2779		
2903	ドラゾキシロン ^P	Drazoxolon ^P
2902		
2588		
3017	EDDP ^P [エジフェンホス]	EDDP ^P [Edifenphos]
3018		
2783		
2995	エンドスルファン ^P	Endosulfan ^P
2996		
2761		
2995	エンドリン ^P	Endrin ^P
2996		

2761		
3017	E P N ^P	E P N ^P
3018		
2783		
3017	エチオン ^P	Ethion ^P
3018		
2783		
3017	エトプロホス ^P	Ethoprophos ^P
3018		
2783		
3017	フェナミホス ^P	Fenaminphos ^P
3018		
2783		
3017	フェニトロチオン ^P	Fenitrothion ^P
3018		
2903	フェンプロパスリン ^P	Fenpropathrin ^P
2902		
2588		
3017	フェンスルホチオン ^P	Fensulfothion ^P
3018		
2783		
3017	フェンチオン ^P	Fenthion ^P
3018		
2783		
3019	フェンチンアセテート ^P	Fentin acetate ^P
3020		
2786		
3019	フェンチンヒドロキサイド ^P	Fentin hydroxide ^P
3020		
2786		
3017	ホノホス ^P	Fonofos ^P
3018		
2783		
2991	ホルメタネート ^P	Formetate ^P
2992		
2757		

2995	ヘプタクロル ^P	Heptachlor ^P
2996		
2761		
3017	ヘプテノホス ^P	Heptenophos ^P
3018		
2783		
2903	アイオキニシル ^P	Ioxynil ^P
2902		
2588		
2995	イソベンザン ^P	Isobenzan ^P
2996		
2761		
3017	イソフェンホス ^P	Isofenphos ^P
3018		
2783		
2991	M I P C ^P [イソプロカルブ]	M I P C ^P [Isoprocab]
2992		
2757		
3017	イソキサチオン ^P	Isoxathion ^P
3018		
2783		
2995	リンデン ^P	Lindane ^P
2996		
2761		
3017	メカルバム ^P	Mecarbam ^P
3018		
2783		
3017	メホスホラン ^P	Mephosfolan ^P
3018		
2783		
2991	メルカプトジメツル ^P	Mercaptodimethur ^P
2992		
2757		
3011	第一水銀化合物 ^P	Mercury (I) (marcurous) compounds ^P
3012		
2777		

3011	第二水銀化合物 ^P	Mercury(II)(marcurous) compounds ^P
3012		
2777		
3005	メタムナトリウム ^P	Metam-sodium ^P
3006		
2771		
3017	メタミドホス ^P	Methamidophos ^P
3018		
2783		
3017	メチダチオン ^P	Methidathion ^P
3018		
2783		
2991	メソミル ^P	Methomyl ^P
2992		
2575		
3017	メチルトリチオン ^P	Methyltrithion ^P
3018		
2783		
3017	メビンホス ^P	Mevinphos ^P
3018		
2783		
2991	メキサカルベート ^P	Mexacarbate ^P
2992		
2757		
2995	ミレックス ^P	Mirex ^P
2996		
3017	モノクロトホス ^P	Monocrotophos ^P
3018		
2783		
3005	ナーバム ^P	Nabam ^P
3006		
3017	ナレッド ^P	Naled ^P
3018		
3019	有機スズ化合物 ^P	Organotin compounds ^P
3020		
2786		

2903	オキサミル ^P	Oxamyl ^P
2902		
2588		
3017	オキシジスルホトン ^P	Oxydisulfoton ^P
3018		
2783		
3017	パラオキゾン ^P	Paraoxon ^P
3018		
2783		
3017	パラチオン ^P	Parathion ^P
3018		
2783		
3017	メチルパラチオン ^P	Parathion-methyl ^P
3018		
2783		
2995	ペンタクロロフェノール ^P	Pentachlorophenol ^P
2996		
2761		
3017	フェントエート ^P	Phenthoate ^P
3018		
2783		
3017	ホレート ^P	Phorate ^P
3018		
2783		
3017	ホサロン ^P	Phosalone ^P
3018		
2783		
3017	ホスメット ^P	Phosmet ^P
3018		
2783		
3017	ホスファミドン ^P	Phosphamidon ^P
3018		
2783		
2903	ピンドン又はその塩 ^P	Pindone (and salts of) ^P
2902		
2991	ピリミカーブ ^P	Pirimicarb ^P

2992		
2757		
3017	ピリミホスエチル ^P	Pirimiphos-ethyl ^P
3018		
2783		
2991	プロメカルブ ^P	Promecarb ^P
2992		
2757		
3017	プロバホス ^P	Propahos ^P
3018		
2783		
2991	プロポキスル ^P	Propoxur ^P
2992		
2757		
3017	プロトエート ^P	Prothoate ^P
3018		
2783		
3017	ピラゾホス ^P	Pyrazophos ^P
3018		
3017	キナルホス ^P	Quinalphos ^P
3018		
2783		
2903	ロテノン ^P	Rotenone ^P
2902		
2588		
3017	サリチオン ^P	Salithion ^P
3018		
2783		
2903	ストリキニーネ ^P	Strychnine ^P
2902		
2588		
3017	スルホテップ ^P	Sulfotep ^P
3018		
2783		
3017	スルプロホス ^P	Sulprophos ^P
3018		

2783		
3017	テメホス ^P	Temephos ^P
3018		
2783		
3017	TEPP ^P	TEPP ^P
3018		
3017	テルブホス ^P	Terbufos ^P
3018		
2783		
2903	タリウム化合物 ^P	Thallium compounds ^P
2902		
2588		
2903	硫酸タリウム ^P	Thallium sulphate ^P
2902		
2588		
3017	トリアゾホス ^P	Triazophos ^P
3018		
2783		
3019	トリブチルスズ化合物 ^P	Tributyltin compounds ^P
3020		
2783		
3017	トリクロルホン ^P	Trichlorfon ^P
3018		
2783		
3017	トリクロロナート ^P	Trichloronat ^P
3018		
2783		
3019	トリフェニルスズ化合物 ^P	Triphenyltin compounds ^P (other than Fentin Acetate and Fentin Hydroxide)
3020	(酢酸トリフェニルスズ及び水酸化トリフェニルスズを除く。)	
2786		
3025	ワルファリン又はその塩 ^P	Warfarin (and salts of) ^P
3026		
3027		

備考 2 品名に化学名が明示されていない場合及び同一の品名に対して複数の等級、隔離区分又は容器等級が掲げられている場合は、(1)から(8)までに掲げる判定基準により、その分類若しくは項目に該当するかどうかを判断し、等級、隔離区分、容器等級又はタイプ（自己反応性物質、有機過酸化物質及び環境有害物質に限る。）を判定するものとする。

(1) 火薬類

(i) 火薬類の等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

火薬類の等級の判定基準	等級
大量爆発（ほぼ瞬間的にほとんど全ての貨物に影響が及ぶ爆発をいう。以下同じ。）の危険性がある物質及び火工品	1.1
大量爆発の危険性がなく、かつ、飛散の危険性がある物質及び火工品	1.2
大量爆発の危険性はないが、火災の危険性があり、かつ、弱い爆風の危険性若しくは弱い飛散の危険性又はその両方の危険性のある物質及び火工品（大量の輻射熱を放出するもの及び弱い爆風の危険性若しくは弱い飛散の危険性又はその両方を発生しながら次から次へと燃焼が継続するものを含む。）	1.3
高い危険性が認められない物質又は火工品（点火又は起爆が起きた場合にその影響が容器内に限られ、かつ、大きな破片が飛散しないものを含む。）	1.4
大量爆発の危険性はあるが、非常に鈍感な物質	1.5
大量爆発の危険性がなく、かつ、極めて鈍感な火工品	1.6
注 1 IMDGコード2.1.3.1に規定する試験又は船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める判定方法により判定するものとする。 2 等級1.1から1.6までに該当しない物質は、火薬類には該当しない。	

(ii) 火薬類の隔離区分は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

火薬類の隔離区分の判定基準	隔離区分
起爆薬	A
起爆薬を内蔵する火工品であって、2以上の安全装置を有しないもの	B
次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 発射薬、推進薬その他の爆燃性を有する爆発性物質（物質自体の化学反応により、高温、高圧、かつ、高速のガスを発生し、周辺に損害を与える物質であって、固体若しくは液体のもの又はその混合物をいう。以下同じ。） (2) (1)の爆発性物質を内蔵する火工品	C
次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1) 起爆薬以外の爆発性物質又は黒色火薬 (2) 起爆薬以外の爆発性物質を内蔵する火工品であって、点火装置、起爆装置、発射薬及び推進薬を有しないもの (3) 起爆薬を内蔵する火工品であって、2以上の安全装置を有するもの	D
起爆薬以外の爆発性物質を内蔵する火工品であって、点火装置及び起爆装置を有せず、かつ、発射薬又は推進薬を内蔵するもの（引火性の液体若しくはゲル又は自動で発火する液体を内蔵するものを除く。）	E
起爆薬以外の爆発性物質を内蔵する火工品であって、点火装置又は起爆装置を有するもの（引火性の液体若しくはゲル又は自動で発火する液体を内蔵するものを除く。）	F
次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1) 火工物質（爆ごう性がなく、かつ、持続する発熱化学反応により熱、光、音、ガス若しくは煙を発生させるように作られた物質又はその混合物をいう。以下同じ。）	G

(2) 火工物質を内蔵する火工品（水で作動するもの及び白リン、リン化物、自然発火する物質、引火性の液体若しくはゲル又は自動で発火する液体を内蔵するものを除く。）	
(3) 爆発性物質を内蔵し、かつ、照明剤、焼夷剤、催涙剤又は発煙剤を内蔵する火工品（水で作動するもの及び白リン、リン化物、自然発火する物質、引火性の液体若しくはゲル又は自動で点火する液体を内蔵するものを除く。）	
爆発性物質を内蔵し、かつ、白リンを内蔵する火工品	H
爆発性物質を内蔵し、かつ、引火性の液体若しくはゲルを内蔵する火工品	J
爆発性物質を内蔵し、かつ、毒性の物質を内蔵する火工品	K
次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 爆発性物質 (2) 爆発性物質を内蔵し、かつ、水により作動する物質、自動で発火する液体、リン化物、自然発火する物質等の存在による特別な危険性を有するため、同一の品名毎に隔離することを必要とする火工品	L
主として極めて鈍感な物質を内蔵する火工品	N
偶発的に点火又は起爆が起きた場合に、火災により容器及び包装が劣化していなければその影響が包装内に限られ、かつ、火災により容器が劣化している場合においても消火その他の非常措置を妨げるような爆風又は飛散の危険性がないように設計され、又は容器に収納された物質又は火工品	S
注 IMDGコード2.1.3.1に規定する試験の結果又は船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める判定方法により判定するものとする。	

(2) 高圧ガス

- (i) 次のイ又はロに該当する気体の物質は、引火性高圧ガスに該当する。ただし、ISO 10156:2017に規定される引火性判定方法によるものとする。
イ 20℃、101.3kPaの空気中において、13容量%以下の濃度で引火するもの
ロ 20℃、101.3kPaの空気中において、引火する濃度の範囲が12%以上のもの
- (ii) 20℃において200kPa（ゲージ圧力による。）以上の圧力に圧縮された気体の物質又は深冷液化され得る気体の物質であって、次のイ又はロに該当するものは、非引火性非毒性高圧ガスに該当する。ただし、引火性高圧ガス又は毒性高圧ガスに該当するものを除くものとする。
イ 空気中の酸素を置換し、又は濃度を低下させるもの
ロ 空気よりも激しく他の物質を燃焼させ、又は燃焼を助長するもの（ただし、ISO 10156:2017に規定される酸化性判定方法によるものとする。）
- (iii) 次のイ又はロに該当する気体の物質は、毒性高圧ガスに該当する。
イ (6)(i)ハに規定する吸入毒性試験による半数致死濃度が5000mL/m³以下のもの
ロ 人体に対して毒作用又は腐食作用を及ぼすもの

(3) 引火性液体類

- (i) 引火性液体類の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

引火性液体類の容器等級の判定基準	容器等級
初留点（日本工業規格（以下「JIS」という。）K0066又はIMDGコード2.3.4に規定する蒸留試験により測定された初留点をいう。以下同じ。）が35℃以下の液体の物質	I
引火点（JIS K 2265-1、JIS K 2265-2及びJIS K 2265-3又はIMDGコード2.3.3.6に規定する引火点試験により測定された引火点をいう。以下同じ。）が23℃未満であって、初留点が35℃を超える液体の物質	II
次の(1)又は(2)に該当するもの	III

(1) 引火点が23℃以上60℃以下であって、初留点が35℃を超える液体の物質	
(2) 規則第2条第1号ハ(2)及び(3)の物質	
注 容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、引火性液体類には該当しない。	

(ii) (i)の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす引火性液体類は、許容量が30L以下の単一容器又は内装容器に収納する場合に限り、容器等級をⅢとすることができる。

イ 溶剤分離試験（攪拌した試験物質を、高さが約25cmで内径が約3cmで均一なメスシリンダーに100mL注入し、24時間経過後の分離した溶剤の高さを測定する試験をいう。）において、分離した溶剤の高さが試験物質全体の高さの3%未満であること

ロ 備考2(6)及び(7)に規定する毒物及び腐食性物質の容器等級の判定基準において、毒物又は腐食性物質のいずれにも該当しないものであること

ハ 次の表の第1欄及び第2欄に掲げる流下時間（JIS K 5600-2-2に規定されるフローカップ法により測定された流下時間をいう。）及びその測定に用いたフローカップのオリフィス径（物質が非ニュートン流体に該当する場合又は物質の粘度測定にフローカップ法が適用できない場合にあっては、適切な粘度計を用いた試験方法により測定した同表の第3欄に掲げる動粘度）に応じ、引火点が同表の第4欄に掲げる温度であること

流下時間	フローカップのオリフィス径	23℃かつほぼ0のせん断速度における動粘度	引火点
20秒を超え60秒以下の時間	4mm	20mm ² /秒を超え80mm ² /秒以下の動粘度	17℃を超える温度
60秒を超え100秒以下の時間	4mm	80mm ² /秒を超え135mm ² /秒以下の動粘度	10℃を超える温度
20秒を超え32秒以下の時間	6mm	135mm ² /秒を超え220mm ² /秒以下の動粘度	5℃を超える温度
32秒を超え44秒以下の時間	6mm	220mm ² /秒を超え300mm ² /秒以下の動粘度	-1℃を超える温度
44秒を超え100秒以下の時間	6mm	300mm ² /秒を超え700mm ² /秒以下の動粘度	-5℃を超える温度
100秒を超える時間	6mm	700mm ² /秒を超える動粘度	温度制限なし

(4) 可燃性物質類

(i) 可燃性物質（自己反応性物質及び重合性物質を除く。）の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

可燃性物質（自己反応性物質及び重合性物質を除く。）の容器等級の判定基準		容器等級
金属粉	長さが250mmであって、断面の形状が直角二等辺三角形（底辺20mm及び高さ10mmのもの。）である三角柱に堆積した試験物質（以下「堆積物」という。）の一端に点火し、堆積物全体が燃焼する時間が5分以下のもの	Ⅱ
	燃焼する時間が5分を超え、かつ、10分以下のもの	Ⅲ
金属粉以外の物質	堆積物の一端に点火し、当該一端からの距離が80mmから180mmまでの区間が燃焼する時間が45秒未満であって、かつ、堆積物の点火していない方の端からの距離が30mmから40mmまでの区間に水1mLを加えて湿らせた部分（以下「湿性部」という。）を超えて燃焼が継続するもの	Ⅱ
	燃焼する時間が45秒未満であって、かつ、燃焼が湿性部を超えないもの	Ⅲ
注 1 IMDGコード2.4.2.2に規定する可燃性物質の試験によるものとする。		
2 容器等級Ⅱ又はⅢに該当しない物質（自己反応性物質及び重合性物質を除く。）は、可燃性物質には該当しない。		

(ii) 自己反応性物質のタイプは、次の表に定めるところにより判定するものとする。

自己反応性物質のタイプの判定基準	タイプ
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、熱爆発を起こす傾向を有するが、爆ごうも急速な爆燃も起こさないもの	B
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、爆ごう、急速な爆燃又は熱爆発のいずれの反応も起こさないもの	C
実験室での試験において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの	D

(1) 部分的な爆ごうを起こすが、急速な爆燃を起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの	
(2) 緩やかな爆燃を起こすが、爆ごうを全く起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの	
(3) 密閉された状態で加熱したときに中程度の反応を起こすが、爆ごうも爆燃も全く起こさないもの	
実験室での試験において、爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、かつ、密閉された状態で加熱したときにほとんど反応を起こさないもの	E
実験室での試験において、空隙がある状態で爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの	F
(1) 密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験でほとんど反応を起こさないもの	
(2) 密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、熱安定性がないもの（自己加速分解温度が60℃未満のものを含む。）	
(3) 密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、希釈剤の沸点が150℃未満のもの	
注 1 IMDGコード2.4.2.3.3に規定する自己反応性物質の試験によるものとする。	
2 次のいずれかに該当するものは、自己反応性物質には該当しない。	
(1) 火薬類	
(2) 酸化性物質（可燃性の有機物を5質量%以上含むものを除く。）	
(3) 有機過酸化物	
(4) 50kgを容器に収納した状態の自己加速分解温度が75℃を超える物質	
(5) 分解熱が300J/g未満のもの	

(iii) 次のいずれにも該当する物質は、重合性物質に該当する。

イ 運送の用に供される状態で自己加速重合温度が75℃以下の物質（ただし、自己加速重合温度は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第II部第28節の試験によるものとする。）

ロ 反応熱が300J/g以上のもの

ハ 他の判定基準（備考2(8)に規定する環境有害物質のタイプの判定基準において、いずれかのタイプに該当するものを除く。）に該当しないもの

(iv) 自然発火性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

自然発火性物質の容器等級の判定基準		容器等級
固体の物質（自己発熱性物質を除く。）	粉末の試験物質を1mの高さから断熱板上に落下させ、発火するもの	I
液体の物質（自己発熱性物質を除く。）	次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 珪藻土又はシリカゲルを5mmの高さに盛った磁製のカップに試験物質を5mL注入にした場合に、5分以内に発火するもの (2) 磁器カップ内に置いた乾燥したろ紙に試験物質を0.5mLを滴下した場合にろ紙を焦がすもの	I
自己発熱性物質	目開きが0.05mmのステンレス製金網で作られた一辺が25mmの立方体の容器に試験物質を堆積したものを恒温槽（熱風循環式のものに限る。以下この表において同じ。）内に設置し、恒温槽の温度を140℃で24時間保持したときに、試験物質が発火したもの又は試験物質の温度が200℃を超えるもの（0.45m ³ に集積した試験物質の自然発火温度が50℃を超えるものを除く。）	II

	<p>目開きが0.05mmのステンレス製金網で作られた一辺が100mmの立方体の容器に試験物質を堆積したもの（以下この表において「試験容器A」という。）を恒温槽内に設置し、恒温槽の温度を140℃で24時間保持したときに、試験物質が発火したもの又は試験物質の温度が200℃を超えるもの（容器等級Ⅱに該当するもの、27m³に集積した試験物質の自然発火温度が50℃を超えるもの及び次の(1)又は(2)に該当するものを除く。）</p> <p>(1) 試験容器Aを恒温槽内に設置し、恒温槽の温度を120℃で24時間保持したときに、発火せず、かつ、試験物質の温度が180℃を超えないもの（3m³以下の体積のものに限る。）</p> <p>(2) 試験容器Aを恒温槽内に設置し、恒温槽の温度を100℃で24時間保持したときに、発火せず、かつ、試験物質の温度が160℃を超えないもの（0.45m³以下の体積のものに限る。）</p>	Ⅲ
<p>注 1 IMDGコード2.4.3.2に規定する自然発火性物質の試験によるものとする。</p> <p>2 容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、自然発火性物質には該当しない。</p>		

(v) 水反応可燃性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

水反応可燃性物質の容器等級の判定基準		容器等級
試験物質を蒸留水に接触させたときに、次の(1)又は(2)に該当するもの	<p>(1) 発生する気体が、自然発火する物質</p> <p>(2) 可燃性の気体が発生する物質であって、20℃、101.3kPaにおいて、試験物質1kg、1分あたりの発生量が10L以上のもの</p>	Ⅰ
試験物質を蒸留水に接触させたときに可燃性の気体が発生する物質であって、20℃、101.3kPaにおいて、試験物質1kg、1時間あたりの発生量が20L以上のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）		Ⅱ
試験物質を蒸留水に接触させたときに可燃性の気体が発生する物質であって、20℃、101.3kPaにおいて、試験物質1kg、1時間あたりの発生量が1Lを超えるもの（容器等級Ⅰ及びⅡに該当するものを除く。）		Ⅲ
<p>注 1 IMDGコード2.4.4.2に規定する水反応可燃性物質の試験によるものとする。</p> <p>2 容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、水反応可燃性物質には該当しない。</p>		

(5) 酸化性物質類

(i) 酸化性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

酸化性物質の容器等級の判定基準		容器等級
固体の物質	<p>試験物質とファイバーセルロースの混合物でその質量比が1対1の混合物30g又はその質量比が4対1の混合物30gが燃焼する時間のうちいずれか短い方の時間（以下この表において「試料の燃焼時間」という。）が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースの混合物（以下この表において「標準物質」という。）でその質量比が3対2の混合物30gが燃焼する時間未満のもの</p>	Ⅰ
	<p>試料の燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースの質量比が2対3の標準物質30gが燃焼する時間以下のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）</p>	Ⅱ
	<p>試料の燃焼時間が、臭素酸カリウムとファイバーセルロースの質量比が3対7の標準物質30gが燃焼する時間以下のもの（容器等級Ⅰ及びⅡに該当するものを除く。）</p>	Ⅲ

液体の物質	次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 試験物質2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物（以下この表において「試料」という。）が自然発火するもの (2) 圧力容器（鋼製の外径60mm、内径20mm、長さ70mmの円筒形の容器とする。）中で試料を燃焼させたときに、圧力（ゲージ圧力をいう。）が690kPaから2,070kPaまで上昇する時間（以下この表において「圧力上昇時間」という。）が、濃度50%の過塩素酸水溶液2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物の圧力上昇時間未満のもの	I
	試料の圧力上昇時間が、濃度40%の塩素酸ナトリウム水溶液2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物の圧力上昇時間以下のもの（容器等級Iに該当するものを除く。）	II
	試料の圧力上昇時間が、濃度65%の硝酸水溶液2.5gとファイバーセルロース2.5gの混合物の圧力上昇時間以下のもの（容器等級I及びIIに該当するものを除く。）	III
注 1 IMDGコード2.5.2.2及び2.5.2.3に規定する酸化性物質の試験によるものとする。 2 容器等級IからIIIまでに該当しない物質は、酸化性物質には該当しない。		

(ii) 有機過酸化物のタイプは、次の表に定めるところにより判定するものとする。

有機過酸化物のタイプの判定基準	タイプ
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、熱爆発を起こす傾向を有するが、爆ごうも急速な爆燃も起こさないもの	B
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、爆ごう、急速な爆燃又は熱爆発のいずれの反応も起こさないもの	C
実験室での試験において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1) 部分的な爆ごうを起こすが、急速な爆燃を起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの (2) 緩やかな爆燃を起こすが、爆ごうを全く起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの (3) 密閉された状態で加熱したときに中程度の反応を起こすが、爆ごうも爆燃も全く起こさないもの	D
実験室での試験において、爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、かつ、密閉された状態で加熱したときにほとんど反応を起こさないもの	E
実験室での試験において、空隙がある状態で爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1) 密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験でほとんど反応を起こさないもの (2) 密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、熱安定性がないもの（自己加速分解温度が60℃未満のものを含む。） (3) 密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、希釈剤の沸点が150℃未満のもの	F
注 1 IMDGコード2.5.3.3に規定する有機過酸化物の試験によるものとする。 2 次のいずれかに該当するものは、有機過酸化物には該当しない。 (1) 火薬類 (2) 過酸化水素の含有率が1%以下、かつ、有機過酸化物に基く活性酸素量も1%以下のもの (3) 過酸化水素の含有率が1%を超え7%以下の場合において、有機過酸化物に基く活性酸素量が0.5%以下のもの	

(6) 毒物

(i) 毒物の容器等級は、次のイからハまでに掲げる試験により判定された容器等級のうち最も小さいもの（容器等級ⅡはⅢよりも小さく、容器等級ⅠはⅡよりも小さいものとする。）とする。なお、イからハまでに掲げるいずれの試験においても、容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、毒物には該当しない。

イ 経口毒性試験による判定基準

経口毒性試験による容器等級の判定基準		容器等級
半数致死量（試験物質を被験動物に経口投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する量（mgを単位とする。）を、被験動物の体重1kg当たりの数値で表したものをいう。以下この表において同じ。）が5mg以下のもの		Ⅰ
半数致死量が5mgを超え50mg以下のもの		Ⅱ
半数致死量が50mgを超え300mg以下のもの		Ⅲ
注 IMDGコード2.6.2.1.1に規定する経口毒性試験によるものとする。		

ロ 経皮毒性試験による判定基準

経皮毒性試験による容器等級の判定基準		容器等級
半数致死量（試験物質を被験動物に経皮投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する量（mgを単位とする。）を、被験動物の体重1kg当たりの数値で表したものをいう。以下この表において同じ。）が50mg以下のもの		Ⅰ
半数致死量が50mgを超え200mg以下のもの		Ⅱ
半数致死量が200mgを超え1,000mg以下のもの		Ⅲ
注 IMDGコード2.6.2.1.2に規定する経皮毒性試験によるものとする。		

ハ 吸入毒性試験による判定基準

吸入毒性試験による容器等級の判定基準		容器等級
粉じん又は煙霧を発生する物質	半数致死濃度（粉じん状又は煙霧状の試験物質を被験動物に、1時間経気道投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mg/Lを単位とする。）又は4時間経気道投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mg/Lを単位とする。）を4倍した値をいう。以下「粉じん又は煙霧を発生する物質」の項において同じ。）が0.2mg/L以下のもの	Ⅰ
	半数致死濃度が0.2mg/Lを超え2mg/L以下のもの	Ⅱ
	半数致死濃度が2mg/Lを超え4mg/L以下のもの	Ⅲ
蒸気を発生する物質	半数致死濃度（試験物質の蒸気を被験動物に経気道投与（投与時間は1時間とする。）したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mL/m ³ を単位とする。）又は4時間経気道投与したときに、14日以内に被験動物の半数が致死する濃度（mL/m ³ を単位とする。）を2倍した値をいう。この表の「蒸気を発生する物質」の場合において同じ。）が飽和蒸気濃度（20℃、101.3kPaの空気中において、試験物質の蒸気が飽和している状態の濃度（mL/m ³ を単位とする。）をいう。以下この表において同じ。）の10分の1以下であり、かつ、1000mL/m ³ 以下のもの	Ⅰ
	半数致死濃度が飽和蒸気濃度以下であり、かつ、3000mL/m ³ 以下のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅱ
	半数致死濃度が飽和蒸気濃度の5倍以下であり、かつ、5000mL/m ³ 以下のもの（容器等級Ⅰに該当するものを除く。）	Ⅲ
注 IMDGコード2.6.2.1.3に規定する吸入毒性試験によるものとする。		

(7) 腐食性物質

(i) 腐食性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

腐食性物質の容器等級の判定基準	容器等級
試験物質を被験動物の皮膚に3分間接触させたときに、60分以内に皮膚に対する不可逆的な損傷を起こすもの	I
試験物質を被験動物の皮膚に60分間接触させたときに、14日以内に皮膚に対する不可逆的な損傷を起こすもの（容器等級Iに該当するものを除く。）	II
次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 試験物質を被験動物の皮膚に4時間接触させたときに、14日以内に皮膚に対する不可逆的な損傷を起こすもの（容器等級I及びIIに該当するものを除く。） (2) 55℃において、試験物質中に鋼及びアルミニウムの試験片を一定時間浸漬したときに、次式により計算される1年当たりの浸食度が6.25mmを超えるもの（ただし、鋼又はアルミニウムのいずれか一方の試験片による試験において、容器等級IIIに該当すると判定された場合には、一方の試験片による試験は必要としない。） $\frac{W \times 10 \times 365}{d \times S \times T} \text{ (mm)}$ この式において、W、d、S及びTは、それぞれ、次の値を表すものとする。 W 試験片の質量減少量(g) d 試験片の材料の密度(g/cm ³) S 試験片の浸漬面積(cm ²) T 試験片の浸漬日数(日)	III
注 1 IMDGコード2.8.3に規定する腐食性物質の試験によるものとする。ただし、混合物についてはIMDGコード2.8.4に規定する試験の結果により判定して差し支えない。 2 容器等級IからIIIまでに該当しないものは、腐食性物質には該当しない。	

(8) 環境有害物質

環境有害物質のタイプは、次の表に定めるところにより判定するものとする。

環境有害物質のタイプの判定基準	タイプ
試験液1Lにつき試験物質1mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のもの	急性 1
急速分解性でないものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.1mg/1L以下のもの	慢性 1
急速分解性のあるものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.01mg/1L以下のもの	
試験液1Lにつき試験物質1mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のものであって、急速分解性でないもの又はオクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が4以上であるもの（ただし、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が500以上のものに限る。）	慢性 2
急速分解性でないものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.1mg/1Lを超え1mg/1L以下のもの	
急速分解性のあるものであって、魚類、甲殻類又は藻類に対する慢性毒性値が0.01mg/1Lを超え0.1mg/1L以下のもの	

試験液1Lにつき試験物質10mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のものであって、急速分解性でないもの又はオクタノールと水との間の分配係数測定試験において、分配係数の対数が4以上であって、慢性毒性無影響濃度が1mg/Lを越えないもの（ただし、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、生物濃縮係数が500以上のものに限る。）	
--	--

注	IMDGコード2.9.3に規定する環境有害物質の試験によるものとする。
---	-------------------------------------

備考 3 備考2の判定基準において、複数の分類若しくは項目に該当すると判定された場合又は国連番号3537、3538、3539、3540、3541、3542、3543、3544、3545、3546、3547及び3548に該当する危険物であって、2以上の危険物を内蔵している場合は、次に定めるところにより、分類又は項目を決定するものとする。

- (1) 次の分類又は項目に該当すると判定された場合は、その分類又は項目を優先し、他の分類又は項目を副次危険性とする。
- (i) 火薬類
 - (ii) 高圧ガス
 - (iii) 可燃性物質（備考2(4)(ii)の自己反応性物質のタイプの判定基準により自己反応性物質に該当すると判定された場合に限る。）
 - (iv) 自然発火性物質
 - (v) 有機過酸化物
 - (vi) 毒物（備考2(6)(i)への蒸気を発生する物質の吸入毒性試験による容器等級の判定基準により容器等級Ⅰの毒物に該当すると判定された場合に限る。）
- (2) (1)の場合以外の場合にあつては、次の表に掲げる分類又は項目を優先し、他の分類又は項目を副次危険性とする。

	4.2	4.3	5.1 (Ⅰ)	5.1 (Ⅱ)	5.1 (Ⅲ)	6.1 (Ⅰ、 経皮)	6.1 (Ⅰ、 経口)	6.1 (Ⅱ)	6.1 (Ⅲ)	8 (Ⅰ、 液体)	8 (Ⅰ、 固体)	8 (Ⅱ、 液体)	8 (Ⅱ、 固体)	8 (Ⅲ、 液体)	8 (Ⅲ、 固体)
3 (Ⅰ)		4.3				3	3	3	3	3	-	3	-	3	-
3 (Ⅱ)		4.3				3	3	3	3	8	-	3	-	3	-
3 (Ⅲ)		4.3				6.1	6.1	6.1	3*	8	-	8	-	3	-
4.1 (Ⅱ)	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	4.1	4.1	-	8	-	4.1	-	4.1
4.1 (Ⅲ)	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	6.1	4.1	-	8	-	8	-	4.1
4.2 (Ⅱ)		4.3	5.1	4.2	4.2	6.1	6.1	4.2	4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2 (Ⅲ)		4.3	5.1	5.1	4.2	6.1	6.1	6.1	4.2	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3 (Ⅰ)			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 (Ⅱ)			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 (Ⅲ)			5.1	5.1	4.3	6.1	6.1	6.1	4.3	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1 (Ⅰ)						5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 (Ⅱ)						6.1	5.1	5.1	5.1	8	8	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 (Ⅲ)						6.1	6.1	6.1	5.1	8	8	8	8	5.1	5.1
6.1 (Ⅰ、経皮)										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 (Ⅰ、経口)										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 (Ⅱ、吸入)										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 (Ⅱ、経皮)										8	6.1	8	6.1	6.1	6.1
6.1 (Ⅱ、経口)										8	8	8	6.1	6.1	6.1

6.1 (Ⅲ)										8	8	8	8	8	8
<p>注 1 表中の数字は、次に掲げる分類又は項目を示す。</p> <p>「3」 引火性液体類 「4.1」 可燃性物質 「4.2」 自然発火性物質 「4.3」 水反応可燃性物質 「5.1」 酸化性物質 「6.1」 毒物 「8」 腐食性物質</p> <p>2 表中「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」は、それぞれ、容器等級がⅠ、Ⅱ及びⅢであると判定された場合に限ることを示す。</p> <p>3 表中「経皮」、「経口」及び「吸入」は、それぞれ、備考2(6)(i)イ、ロ及びハの容器等級の判定基準により、容器等級が判定された場合に限ることを示す。</p> <p>4 表中「*」は、殺虫殺菌剤類にあっては、「6.1」とすることを示す。</p> <p>5 表中「-」は、組合せがないことを示す。</p>															

- (3) 引火性高圧ガス及び毒性高圧ガスのいずれにも該当すると判定された場合は、毒性高圧ガスを優先し、引火性高圧ガスを副次危険性とする。
- (4) 容器等級の判定は、個別の容器等級のうち数値の小さいものとする。

備考 4 等級の欄及び副次危険性等級の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
1及び 1.1から 1.6まで	爆発性を有する。
2.1	引火性高圧ガスとしての危険性を有する。
2.2	非引火性非毒性高圧ガスとしての危険性を有する。
2.3	毒性高圧ガスとしての危険性を有する。
3	引火性を有する。
4.1	可燃性を有する。
4.2	自然発火性を有する。
4.3	水反応可燃性を有する。
5.1	酸化性を有する。
5.2	有機過酸化物としての危険性を有する。
6.1	人体に対する毒性を有する。
6.2	病毒をうつしやすい物質としての危険性を有する。
7	放射性物質等としての危険性を有する。
8	腐食性を有する。
9	その他の危険性を有する。

SP63	備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むエアゾールにあつては、副次危険性等級を6.1とし、備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むエアゾールにあつては、副次危険性等級を8とする。
SP204	備考2(6)ハの毒物の吸入毒性試験による容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでのいずれかに該当する発煙物質を含むものにあつては、副次危険性等級を6.1とし、備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでのいずれかに該当する発煙物質を含むものにあつては、副次危険性等級を8とする。
SP271	鈍感剤の含有率が90質量%未満の混合物にあつては、副次危険性等級を6.1とする。
SP303	備考2(2)の高圧ガスの判定基準において引火性高圧ガスに該当するものにあつては、副次危険性等級を2.1とする。
SP362	1 次に該当する物質を含むものは等級2.1の引火性高圧ガスとする。 (1) 引火点が93℃以下の液体のもの (2) 備考2(4)(i)の可燃性固体の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当するもの (3) 備考2(2)(i)の高圧ガスの判定基準において引火性高圧ガスに該当するもの 2 備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むものにあつては、副次危険性等級を6.1とし、備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むものにあつては、副次危険性等級を8とする。
SP391	1 1の危険物を内蔵している物品にあつては、当該危険物の等級及び副次危険性等級を当該物品を代表する等級及び副次危険性等級とする。 2 2以上の危険物を内蔵している物品にあつては、備考3の規定に従い当該物品を代表する等級及び副次危険性等級を決定する。この場合において、当該危険物に内蔵される危険物の等級のみを考慮するものとし、副次危険性等級は考慮しない。
SP943	水で作動する火工品にあつては、副次危険性等級を4.3とする。

備考 5 少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。ただし、内装容器に収納される危険物の質量又は危険物の内容量は、内装容器1個当たりの許容容量又は許容質量を示すものとし、火薬類を除き総質量が20kg以下の場合にあつては、内装容器がシュリンク包装又はストレッチ包装によりトレイ上に堅固に固定されていれば、外装としてトレイを用いることができる。(ただし、内装容器としてガラス、陶器、磁器、特定のプラスチックその他の破壊されやすいものを使用する場合は、中間容器に収納しなければならない。)

記号	意義
SP236	当該危険物に含まれる引火性液体類の内装容器の許容容量に適用する。
SP277	備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅱ又はⅢに該当する物質を含むものにあつては、120mLとする。
SP364	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第1部16.7節の試験要件に適合するものであること。

注 1 容器等級Ⅱの液体の腐食性物質をガラス製、陶器製又は磁器製の内装容器に収納する場合は、硬質の中間容器に収納すること。

備考 5の2 微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 記号E1、E2、E3、E4及びE5の意義

記号	一内装容器当たりの許容容量又は許容質量(固体についてはg、液体及び気体についてはmlを単位とする。)	一外装容器当たりの許容容量又は許容質量(固体についてはg、液体及び気体についてはmlを単位とする。ただし、混載される場合にはg及びmlの合計量とする。)
E1	30	1000
E2	30	500
E3	30	300
E4	1	500

E5	1	300
----	---	-----

- 注 1 高压ガスについては、内装容器に示される容量は内装容器の内容積を表し、外装容器に示される容量は同一外装容器内に収納されたすべての内装容器の内容積の合計を表すものとする。
- 2 異なる記号が割り当てられている微量危険物が同一外装容器内に収納される場合には、一外装容器当たりの総質量は最も制限的な記号に対応する量に制限されなければならない。
- 3 微量危険物を収納する容器は、次の要件に適合するものでなければならない。
- イ 内装容器はプラスチック（液体の危険物を収納する場合は、その板厚は0.2mm以上であること。）、ガラス、磁器、せつ器、陶器又は金属を用いたものであること。
 - ロ 内装容器の閉鎖具は、針金、テープその他有効な方法により確実に固定されていること。
 - ハ 内装容器にねじ型のくびがついている場合、その蓋は、漏れを防止できるねじ型のものであること。
 - ニ 各内装容器は、緩衝材とともに中間容器に確実に収納されていること。
 - ホ 中間容器及び外装容器は、その向きにかかわらず、破損又は漏洩した場合に内装容器内の危険物を完全に包含できること。
 - ヘ 中間容器又は外装容器は、危険物が液体の場合に内装容器内の危険物を吸収するのに十分な吸収剤を有していること。この場合において、その吸収剤を緩衝材として使用することができる。
 - ト 中間容器は、強固な外装容器（木製、ファイバ板その他強固な材質を有するもの）に確実に収納されていること。
 - チ 各容器はIMDGコード3.5.3に規定する容器試験基準に適合するものであること。
- 4 E1、E2、E4又はE5が適用される微量危険物のうち、注3の要件に適合するものであって次の要件を満足したものは危険物明細書の提出を要しない。ただし、通常運送時に内装容器の損傷又は内容物の漏洩が起こらないように、又液体を収納する場合は内装容器と共に収納される吸収材によって内装容器内の危険物全体が吸収できるように、内装容器が安全に外装容器に収納されている場合には中間容器は必要としない。
- イ 各内装容器に収納される危険物の量が、液体及び気体にあつては1ml、また、固体にあつては1g以下であること。
 - ロ 輸送物に収納される危険物の量が、液体及び気体にあつては100ml、また、固体にあつては100g以下であること。
- 5 隔離の規定に拘わらず、相互の作用により発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こす恐れがない場合には品名の異なる危険物を同一外装内に収納することが出来る。

(2) 記号SP340の意義

記号	意義
SP340	<p>1 備考10のSP236の1(1)及び(2)の要件に適合する危険物を収納するポリエステル樹脂キットであつて、当該ポリエステル樹脂キットに収納される危険物の容量が、(1)の記号で定める容量以下であるものは、微量危険物として運送することができる。この場合において、有機過酸化物の許容容量又は許容質量は、記号E2で定めるものとする。</p> <p>2 備考10のSP251の1(2)の要件に適合する危険物を収納する化学検査キット又は救急キットであつて、当該化学検査キット又は救急キットに収納される危険物の容量が、(1)の記号で定める容量以下であるものは、微量危険物として運送することができる。この場合において、有機過酸化物の許容容量又は許容質量は、記号E2で定めるものとする。</p>

備考 6 容器の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 小型容器又は高压容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に応じ、次の要件に適合する容器を示す。

P001					
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量		
			容器等級がⅠの危険物を収納する場合	容器等級がⅡの危険物を収納する場合	容器等級がⅢの危険物を収納する場合
ガラス製容器	10L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1又は3B2	60kg	120kg	120kg
		3H1、3H2	30kg	120kg	120kg
プラスチック製容器	30L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1又は3B2	60kg	120kg	120kg
		3H1、3H2	30kg	120kg	120kg
金属製容器	40L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1又は3B2	60kg	120kg	120kg
		3H1、3H2	30kg	120kg	120kg
1A1、1B1、1N1又は1H1 ⁽¹⁾			250L	450L	450L
1A2、1B2、1N2又は1H2			使用禁止	250L	250L
3A1、3B1又は3H1 ⁽¹⁾			60L	60L	60L
3A2、3B2又は3H2			使用禁止	60L	60L
6HA1、6HB1又は6HH1			250L	250L	250L

6HG1 ⁽¹⁾ 又は6HD1 ⁽¹⁾	120L	250L	250L
6HA2 ⁽¹⁾ 、6HB2 ⁽¹⁾ 、6HC ⁽¹⁾ 、6HD2 ⁽¹⁾ 、6HG2 ⁽¹⁾ 、6HH2 ⁽¹⁾ 、6PA1、6PB1、6PG1、6PD1、6PH1、6PH2、6PA2、6PB2、6PC、6PG2又は6PD2	60L	60L	60L
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）			
<p>注 1 液体の危険物を収納する場合に限る。</p> <p>2 肩文字(1)が付されている容器は、容器等級Ⅰの引火性液体類の容器として使用してはならない。</p> <p>3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP1 国連番号が1133、1210、1263、1866及び3082（接着剤、印刷用インク、印刷用インク関連物質、塗料、塗料関連物質及び樹脂液に限る。）の危険物に関して、容器等級がⅡ又はⅢのものを内容積が5L以下の金属製容器又はプラスチック製容器に収納する場合であつて、かつ次の(1)又は(2)の条件で運送する場合には容器検査を必要としない。</p> <p>(1) パレット貨物、パレット箱又はユニット貨物（ストラッピング包装、シュリンク包装、ストレッチ包装その他の適切な方法でパレットに固縛されているものをいう。）に混合包装され、かつ、非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等に収納し固定されていること。ただし、自動車渡船で運送する場合においては、ユニット貨物の頂部の高さまで達する囲壁が設けられた非開放型自動車以外の自動車によることとして差し支えない。</p> <p>(2) 許容質量が40kg以下の組合せ容器の内装容器であること。</p> <p>PP2 国連番号が3065の危険物に関しては、容量250L以下の木樽を使用することができる。</p> <p>PP4 国連番号が1774の危険物に関して、容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合するものであること。</p> <p>PP5 国連番号が1204の危険物に関して、容器は内部圧力の上昇による爆発危険を防止できる構造のものであること。高压容器は使用してはならない。</p> <p>PP10 国連番号が1791の危険物（容器等級がⅡのものに限る。）に関して、容器は圧力調整弁付きのものであること。</p> <p>PP31 国連番号が1131、1553、1693、1694、1699、1701、2478、2604、2785、3148、3183、3184、3185、3186、3187、3188、3398（容器等級がⅡ又はⅢのものに限る。）、3399（容器等級がⅡ又はⅢのものに限る。）、3413及び3414の危険物に関して、容器は、気密に密封すること。</p> <p>PP33 国連番号が1308の危険物（容器等級がⅠ又はⅡのものに限る。）に関して、容器は許容質量75kg（総質量）以下の組合せ容器に限る。</p> <p>PP81 国連番号が1790の危険物（フッ化水素の濃度が60質量%を超え85質量%以下のものに限る。）及び国連番号が2031の危険物（硝酸の濃度が55%を超えるものに限る。）に関して、プラスチックドラム又はプラスチックジェリカンを単一容器として使用する場合、その容器は製造日から2年以内のものを使用すること。</p> <p>PP93 国連番号が3532及び3534の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。</p>			

P002			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量

	許容質量		容器等級がⅠの危険物を収納する場合	容器等級がⅡの危険物を収納する場合	容器等級がⅢの危険物を収納する場合
ガラス製容器	10kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	125kg	400kg	400kg
		4C2	250kg	400kg	400kg
		4G	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	75kg	120kg	120kg
プラスチック製容器 ⁽¹⁾	30kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	125kg	400kg	400kg
		4C2	250kg	400kg	400kg
		4G	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	75kg	120kg	120kg
金属製容器	40kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	125kg	400kg	400kg
		4C2	250kg	400kg	400kg
		4G	75kg	400kg	400kg
		4H1	40kg	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	75kg	120kg	120kg
紙製容器 ⁽¹⁾⁽²⁾	50kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	使用禁止	400kg	400kg
		4C2	使用禁止	400kg	400kg
		4G	使用禁止	400kg	400kg
		4H1	使用禁止	60kg	60kg

		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	使用禁止	120kg	120kg
ファイバ板製容器 ⁽¹⁾⁽²⁾	50kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4D、4F又は4H2	使用禁止	400kg	400kg
		4C2	使用禁止	400kg	400kg
		4G	使用禁止	400kg	400kg
		4H1	使用禁止	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	使用禁止	120kg	120kg
1A1、1A2 ⁽³⁾ 、1B1、1B2 ⁽³⁾ 、1N1、1N2 ⁽³⁾ 、1H1、1H2 ⁽³⁾ 、1G ⁽⁴⁾ 又は1D ⁽⁴⁾			400kg	400kg	400kg
3A1、3A2 ⁽³⁾ 、3B1、3B2 ⁽³⁾ 、3H1又は3H2 ⁽³⁾			120kg	120kg	120kg
4A ⁽⁴⁾ 、4B ⁽⁴⁾ 、4N ⁽⁴⁾ 、4C1 ⁽⁴⁾ 、4C2 ⁽⁴⁾ 、4D ⁽⁴⁾ 、4F ⁽⁴⁾ 、4G ⁽⁴⁾ 又は4H2 ⁽⁴⁾			使用禁止	400kg	400kg
5H3 ⁽⁴⁾ 、5H4 ⁽⁴⁾ 、5L3 ⁽⁴⁾ 又は5M2 ⁽⁴⁾			使用禁止	50kg	50kg
6HA1、6HB1、6HG1 ⁽⁴⁾ 、6HD1 ⁽⁴⁾ 又は6HH1			400kg	400kg	400kg
6HA2、6HB2、6HC、6HD2 ⁽⁴⁾ 、6HG2 ⁽⁴⁾ 、6HH2、6PA1、6PB1、6PD1 ⁽⁴⁾ 、6PG1 ⁽⁴⁾ 、6PA2、6PB2、6PC、6PD2 ⁽⁴⁾ 、6PG2 ⁽⁴⁾ 、6PH2又は6PH1 ⁽⁴⁾			75kg	75kg	75kg
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）					
注 1 固体の危険物を収納する場合に限る。					
2 表中肩文字(1)から(4)は、以下の要件を示す。					
(1) 粉末不漏性のものであること。					
(2) 収納する危険物が運送中液体状になるおそれのある場合には、当該内装容器を使用しないこと。					
(3) 収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中液体状になるおそれのある場合には、使用しないこと。					
(4) 収納する危険物が運送中液体状になるおそれのある場合には、当該容器を使用しないこと。					
3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。					
PP7	国連番号が2000の危険物に関しては、プラスチックフィルムにより包装され、かつ、スチールバンド等の適切な方法でパレット上に固定され、非開放型の貨物輸送ユニット内に単一貨物として収納する場合に限り、無外装で運送することができる。この場合において、各パレットの総質量は1,000kg以下とすること。				
PP8	国連番号が2002の危険物に関しては、容器は内部圧力の上昇による爆発危険を防止できる構造のものであること。高压容器は使用してはならない。				
PP9	国連番号が3175、3243及び3244の危険物に関して、容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る気密試験の要件に適合するものであること。国連番号が3175の危険物に関して、液体が密封された袋に収納された固体物質に完全に吸収されている場合に限り、気密試験を必要としない。				
PP11	国連番号が1309（容器等級がⅢのものに限る。）及び1362の危険物に関しては、プラスチック袋に収納してパレット上にシュリンク又はストレッチ包装されている場合に限り、5M1を使用することができる。				

- PP12 国連番号が1361、2213及び3077の危険物に関しては、非開放型の貨物輸送ユニットに収納して運送する場合に限り、5H1、5L1及び5M1を使用することができる。
- PP13 国連番号が2870に該当する物品に関しては、第25条の4に規定する容器等級Ⅰの危険物に係る要件に適合する組合せ容器に限り使用することができる。
- PP14 国連番号が2211、2698及び3314の危険物に関しては、容器検査を必要としない。
- PP15 国連番号が1324及び2623の危険物に関して、容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件に適合するものであること。
- PP20 国連番号が2217の危険物に関しては、全ての容器（粉末不漏性かつ裂け防止型のものに限る。）を使用することができる。
- PP30 国連番号が2471の危険物に関しては、紙製又はファイバ板製の内装容器を使用しないこと。
- PP31 国連番号が1362、1463、1565、1575、1626、1680、1689、1698、1868、1889、1932、2008、2009、2471、2545、2546、2881、3048、3088、3170、3174、3181、3182、3189、3190、3205、3206、3341、3342、3448、3449及び3450の危険物に関して、容器は気密に密封すること。
- PP34 国連番号が2969の危険物に関しては、ヒマの実に限り、5H1、5L1及び5M1を使用することができる。
- PP37 国連番号が2212及び2590の危険物に関しては、非開放型の貨物輸送ユニット内又は非開放型の硬質のオーバーパック内に収納して運送する場合に限り、5M1を含む袋を使用することができる。
- PP38 国連番号が1309の危険物に関しては、非開放型の貨物輸送ユニット内に収納する場合又はユニット貨物として運送する場合に限り、袋を使用することができる。
- PP84 国連番号が1057の危険物に関しては、第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合する硬質の外装容器を使用すること。容器は、移動、機器の不慮の着火又は引火性のガス若しくは液体の不慮の漏えいを防ぐように、設計され、構成され、又は設置されなければならない。
- PP85 国連番号が1748、2208、2880、3485、3486及び3487の危険物に関しては、袋を使用しないこと。
- PP92 国連番号が3531及び3533の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。
- PP100 国連番号が1309、1323、1333、1376、1435、1449、1457、1472、1476、1483、1509、1516、1567、1869、2210、2858、2878、2968、3089、3096及び3125の危険物に関して、フレキシブル容器又はファイバ板製若しくは木製の容器を使用する場合は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。

P003	
外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な容器	400kg
注 1 容器検査を必要としない。 2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP16 国連番号が2800の危険物に関しては、容器内において短絡を防ぐものであること。 PP17 国連番号が2037の危険物に関して、容器の正味質量は、それぞれ、ファイバ板製外装容器を使用する場合にあっては55kgを、他の外装容器を使用する場合にあっては125kgを超えないこと。 PP18 国連番号が1845の危険物に関して、容器は破裂に至るような圧力上昇を防止するため、炭酸ガスを放出することができる構造であること。 PP19 国連番号が1327、1364、1365、1856及び3360の危険物に関しては、パール状のものとして運送することができる。	

PP20	国連番号が1363、1386、1408及び2793の危険物に関しては、全ての容器（粉末不漏性かつ裂け防止型のものに限る。）を使用することができる。
PP32	国連番号が2857、3358及び堅牢な構造を有する国連番号が3164の危険物に関しては、木枠又は適切なオーバーバックに収納して運送するときには無外装で運送することができる。
PP90	国連番号が3506の危険物に関しては、容器の位置又は向きにかかわらず、輸送物からの内容物の漏えいを防止するための内張りで密封された若しくは内容物に対して不浸透性の強力な漏れ防止及び破損防止材質製の袋が使用されなければならない。
PP91	国連番号が1044の危険物に関しては、SP225に該当する大型消火器であってIMDGコード4.1.3.8.1.1から4.1.3.8.1.5の要件に適合し、当該消火器の弁がIMDGコード4.1.6.1.8.1から4.1.6.1.8.4のいずれかの方法によって保護され、かつ、当該消火器に取り付けられたその他の装置が偶発的に作動しないように保護されている場合には、無外装で運送することができる。
PP96	国連番号が2037の危険物（廃棄物として運送される小型ガスボンベに限る。）に関して、危険な雰囲気形成及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。
PP100	国連番号が1408及び2793の危険物に関して、フレキシブル容器又はファイバ板製若しくは木製の容器を使用する場合は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。

P004			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2であって、容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの			
強固な容器（装置内に収納されているもの又は装置と共に収納されたものに限る。）			
注 1 燃料電池カートリッジが大型で強固な装置内に収納されている場合には、無外装で運送することができる。			
2 燃料電池カートリッジが装置と共に収納されている場合には、内装容器又は外装容器に収納すること。外装容器に収納する場合にあつては、外装容器内での移動に起因する損傷を防止するために、外装容器内に緩衝材又は仕切り材を用いなければならない。			
3 装置内に組み込まれた燃料電池カートリッジは、短絡を防止できるものであり、かつ、装置は不用意な操作から保護されていること。			

P005			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な容器、架台、木枠等			
注 1 内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械内の危険物が運送中に適切に保護されるよう設計されている場合には、無外装で運送できる。			
2 架台、木枠等を用いる場合は、通常の運送状態において緩まないように固定すること。			
3 通常の運送中に機械内の危険物を収納する容器に対して損傷がなく、かつ、損傷した場合にあつても機械又は装置から危険物の漏えいがないものとする。			
4 通常の運送中に機械又は装置内において危険物を収納する容器の損傷又は危険物の漏えいを防止するために、当該容器の移動が防止できるように固定し、かつ、緩衝材を施さなければならない。			
5 緩衝材を施す場合には、機械内の危険物と危険な反応を生じないものとする。			
6 内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械の機能上又は安全操作上必要となる部品（蓄電池、消火器等）は、確実に取り付けること。			

P006			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A1、1B1、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2であつて、容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの			
適当な容器 ⁽¹⁾ （強固な物品を運送する場合に限る）			
<p>注 1 肩文字（1）が付されている容器は、容器の容量及びその使用目的に適切して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器を用いること。</p> <p>2 強固な物品は、物品内の危険物が運送中に適切に保護されるように設計されている場合には、無外装で又はパレットによって運送することができる。</p> <p>3 物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、適切な材質で製造された容器に収納されること。</p> <p>4 閉鎖装置等を有する容器で液体を運送する場合にあつては、当該装置を適切な向きで包装し、容器はIMDGコード6.1.5.5の要件を満たすこと。</p> <p>5 ガラス、陶器、炆器や特定のプラスチックその他の破損されやすい容器を用いる場合は、適切に保護すること。この場合、内容物の漏えいによって発生する物品や外装容器の損傷を防止できるものでなければならない。</p> <p>6 物品内のガスを収納する容器は、IMDGコード4.1.6及び6.2の要件に適合するか、又はIMDGコード4.1.4.1の「P200」若しくは「P208」の要件に適合すること。</p> <p>7 物品内で危険物が容器に収納されていない場合、通常の運送状態において、危険物の漏えいを防止するよう保護しなければならない。</p> <p>8 通常の運送中に物品の移動及び不慮の作動が防止できるものとする。</p>			

P010			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器	1L	1A1、1A2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	400kg
		4H1	60kg
鋼製容器	40L	1A1、1A2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	400kg
		4H1	60kg
1A1			450L
3A1			60L
6HA1			250L
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する鋼製高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過氧化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）			

P099			
x			

P101
x

P110(a)			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされたもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 ゴム製袋、 ゴム引き織布製袋又は織布製袋 木製容器	プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされたもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 ゴム製袋、 ゴム引き織布製袋、 プラスチック製容器又は金属製容器 木製容器	1A1、1A2、1N1、1N2、1H1又は1H2	100kg
<p>注 1 中間容器は、不凍液又は水で濡らした緩衝材のような含水材料で満たさなければならない。</p> <p>2 外装容器は、不凍液又は水で濡らした緩衝材のような含水材料で満たさなければならない、かつ、密封しなければならない。（国連番号が0224の危険物を乾燥状態で運送する場合を除く。）</p>			

P110(b)			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
金属製容器、 木製容器、 伝導性ゴム製容器、 伝導性プラスチック製容器、 伝導性ゴム製袋又は伝導性プラスチック製袋	金属製仕切り、 木製仕切り、 プラスチック製仕切り又はファイバ板製仕切り	4C2	70kg
		4D又は4F	50kg
<p>注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP42 国連番号が0074、0113、0114、0129、0130、0135及び0224の危険物に関しては、以下の要件に適合すること。</p> <p>(1) 内装容器には乾燥状態において50gを超える爆発物質を収納しないこと。</p> <p>(2) 仕切られた区画には2以上の内装容器を収納してはならず、かつ、確実に固定すること。</p> <p>(3) 外装容器は25区画を超えて仕切らないこと。</p>			

P111			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
紙袋（防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg

ゴム引き織布製袋、 プラスチック製シート、 ゴム引き織布製シート又は木製容器	4C1又は4C2	70kg
	1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
	1G又は4G	30kg

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP43 国連番号が0159の危険物に関して、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1又は1H2を外装容器として使用する場合には、内装容器を必要としない。

P112(a)			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
紙袋（多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 織布製袋、 ゴム引き織布製袋、 樹脂クロス製袋、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注 1 湿性固体のものであって、等級及び隔離区分が、それぞれ、1.1及びDのものに適用する。
2 外装容器に気密性の天板取外し式ドラムを使用している場合には、中間容器は必要としない。
3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP26 国連番号が0004、0076、0078、0154、0219及び0394の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
PP45 国連番号が0072及び0226の危険物に関しては、中間容器を必要としない。

P112(b)			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
クラフト紙袋、 紙袋（多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 織布製袋、 ゴム引き織布製袋又は樹脂クロス製袋	プラスチック製袋（国連番号が0150の危険物に限る。）又は織布製袋（プラスチックでコーティングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。） （国連番号が0150の危険物に限る。）	1A1、1A2、1B1、1B2、1H2、1N1、 1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G、4G、5H2、5H3、5H4、5L2、5L3 又は5M2	30kg

注 1 乾性固体（粉末のものを除く。）であって、等級及び隔離区分が、それぞれ、1.1及びDのものに適用する。
 2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
 PP26 国連番号が0004、0076、0078、0154、0216、0219及び0386の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
 PP46 国連番号が0209の危険物に関して、フレーク状又はプリル状のTNT（乾性のもの）には5H2を使用し、許容質量は30kgとすること。
 PP47 国連番号が0222の危険物に関しては、外装容器に袋を使用する場合に限り、内装容器を必要としない。

P112(c)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
紙袋（多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 樹脂クロス製袋、 ファイバ板製容器、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	紙袋（内張り付き、多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注 1 乾性固体（粉末のもの）であって、等級及び隔離区分が、それぞれ、1.1及びDのものに適用する。
 2 外装容器にドラムを使用する場合には、内装容器は必要としない。
 3 容器は粉末不漏性のものでなければならない。
 4 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
 PP26 国連番号が0004、0076、0078、0154、0216、0219及び0386の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
 PP46 国連番号が0209の危険物に関して、フレーク状又はプリル状のTNT（乾性のもの）には5H2を使用し、許容質量は30kgとすること。
 PP48 国連番号が0504の危険物に関しては、金属製の容器（金属製の閉鎖装置等を有するものであって、危険物との接触面が金属製でないものを除く。）を使用しないこと。

P113

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
紙袋、 プラスチック製袋、 ゴム引き織布製袋、 ファイバ板製容器、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注 1 容器は、粉末不漏性のものでなければならない。
 2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
 PP49 国連番号が0094及び0305の危険物に関して、内装容器の許容質量を50gとすること。
 PP50 国連番号が0027の危険物に関しては、外装容器にドラムを使用する場合に限り、内装容器を必要としない。
 PP51 国連番号が0028の危険物に関しては、クラフト紙製シート又はワックス紙製シートを内装容器として使用することができる。

P114(a)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
プラスチック製袋、 織布製袋 樹脂クロス製袋、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーテ ィングされているもの又はプラス チック製内張り付きのものに限 る。）、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器 （分割仕切り付きのものに限 る。）	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注 1 湿性固体に適用する。
 2 外装容器に気密性の天板取外し式ドラムを使用している場合には、中間容器は必要としない。
 3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
 PP26 国連番号が0077、0132、0234、0235及び0236の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
 PP43 国連番号が0342の危険物に関しては、外装容器に1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1又は1N2を使用する場合に限り、内装容器を必要としない。

P114(b)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
クラフト紙袋、 プラスチック製袋、 織布製袋（粉末不漏性のものに限 る。）、 樹脂クロス製袋（粉末不漏性のも のに限る。）、 ファイバ板製容器、 金属製容器、 紙製容器、 プラスチック製容器、樹脂クロス 製容器（粉末不漏性のものに限 る。）又は木製容器	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1又は1N2	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D又は4F	50kg
		1G又は4G	30kg

- 注 1 乾性固体に適用する。
- 2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
- PP26 国連番号が0077、0132、0234、0235及び0236の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
- PP48 国連番号が0508及び0509の危険物に関して、金属製容器（金属製の閉鎖装置等を有するものであって、危険物との接触面が金属製でないものを除く。）を使用してはならない。
- PP50 国連番号が0160、0161及び0508の危険物に関して、外装容器にドラムを使用する場合に限り、内装容器を必要としない。
- PP52 国連番号が0160及び0161の危険物に関して、外装容器に1A1、1A2、1B1、1B2、1N1又は1N2を使用する場合には、当該外装容器は内部又は外部からの要因による内部圧力の上昇による爆発危険を防止する構造のものであること。

P115			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製容器又は木製容器	プラスチック製袋（金属製容器に収納されたものに限る。）、金属製ドラム又は木製容器	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1又は1N2	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D又は4F	50kg
		1G	30kg

- 注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
- PP45 国連番号が0144の危険物に関しては、中間容器を必要としない。
- PP53 国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、箱を外装容器として使用する場合には、内装容器はテープ巻ネジ式閉鎖具付きとし、内装容器1個あたりの内容量は5L以下であること。内装容器を不燃性の緩衝吸収材で包むこと。当該緩衝吸収材は、内装容器の内容物を吸収するために十分な量であること。金属製容器には、相互に擦れ合わないよう緩衝材を当てること。箱を外装容器とする場合には、推進薬の正味質量は、輸送物1個につき30kg以下とすること。
- PP54 国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、外装容器及び中間容器にドラムを使用する場合には、各ドラムは、内装容器の内容物を吸収するために十分な量の緩衝吸収材で包むこと。金属製複合容器（内容物がプラスチック製のものに限る。）は、内装容器及び中間容器の代替として使用することができる。1個の輸送物の推進薬の正味容量は、120L以下とすること。
- PP55 国連番号が0144の危険物に関しては、緩衝吸収材を挿入すること。
- PP56 国連番号が0144の危険物に関しては、内装容器として金属製容器を使用することができる。
- PP57 国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、箱を外装容器として使用する場合には、中間容器として袋を使用すること。
- PP58 国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、ドラムを外装容器として使用する場合には、中間容器としてドラムを使用すること。
- PP59 国連番号が0144の危険物に関しては、外装容器として4G（許容質量30kg）を使用することができる。
- PP60 国連番号が0144の危険物に関しては、1B1、1B2、1N1又は1N2を使用しないこと。

P116			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量

紙袋（防水性かつ防油性のものに限る。） プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。） 樹脂クロス製袋（粉末不漏性のものに限る。） ファイバ板製容器（防水性のものに限る。） 金属製容器、 プラスチック製容器、 木製容器（粉末不漏性のものに限る。） 防水性紙製シート、 ワックス引き紙製シート又は プラスチック製シート	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G、3A1、3A2、3H1、3H2、4G、 5H1、5H2、5H3、5M2、5H4、5L2又は5L3	30kg

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP61 国連番号が0082、0241、0331及び0332の危険物に関しては、外装容器として気密性の天板取外し式ドラムを使用する場合に限り、内装容器を必要としない。

PP62 国連番号が0082、0241、0331及び0332の危険物に関しては、液体が浸透しない材質のものに詰められている場合に限り、内装容器を必要としない。

PP63 国連番号が0081の危険物に関しては、硝酸エステルが浸透しない硬質プラスチック製のものに詰められている場合に限り、内装容器を必要としない。

PP64 国連番号が0331の危険物に関しては、5H2、5H3又は5H4を外装容器として使用する場合に限り、内装容器を必要としないこと。

PP66 国連番号が0081の危険物に関しては、袋を外装容器として使用しないこと。

P130			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
—	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、 1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP67 国連番号が0006、0009、0010、0015、0016、0018、0019、0034、0035、0038、0039、0048、0056、0137、0138、0168、0169、0171、0181、0182、0183、0186、0221、0243、0244、0245、0246、0254、0280、0281、0286、0287、0297、0299、0300、0301、0303、0321、0328、0329、0344、0345、0346、0347、0362、0363、0370、0412、0424、0425、0434、0435、0436、0437、0438、0451、0488、0502及び0510の危険物に関して、通常軍用に使用される大型で強力な爆発物品で信管のないもの又は信管に2つ以上の効果的な安全装置のあるものは、無外装で運送することができる。このような物品が発射薬を有する場合又は自ら推進する場合、点火装置を通常の運送状態で遭遇する外力に対して防護すること。また、包装されていない物品に対する「危険物の輸送に関する国連勧告試験及び判定基準マニュアル」試験シリーズ4で否定的結果を示す爆発物品は、無外装で運送することができる。このような物品は、架台に取り付けられるか又は木枠若しくは他の適当な取扱い装置に固定すること。

P131			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋、プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器又はリール	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。			
PP68 国連番号が0029、0267及び0455の危険物に関しては、袋及びリールを内装容器として使用しないこと。			

P132(a)			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
—	—	4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		4G	30kg
注 非開放型の金属製、プラスチック製又はファイバ板製ケース入りの爆発物若しくはプラスチック爆薬からなる物品に適用する。			

P132(b)			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート又はプラスチック製シート	—	4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		4G	30kg

注 非開放型のケースを用いない物品に適用する。

P133			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）、プラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）又は木製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）	ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器又は木製容器	4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		4D、4F又は4H2	50kg
		4G	30kg
注 1 内装容器がトレイの場合に限り、中間容器を使用しなければならない。 2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP69 国連番号が0043、0212、0225、0268及び0306の危険物に関しては、トレイを内装容器として使用しないこと。			

P134			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
袋（防水性のものに限る。）、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板製シート（コルゲート）又はファイバ板製チューブ	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P135			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋、プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート又はプラスチック製シート	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P136

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製袋、織布製袋、ファイバ板製箱、プラスチック製箱、木製箱又は外装容器内の分割仕切り	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P137			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製袋、ファイバ板製箱、木製箱、ファイバ板製チューブ、金属製チューブ、プラスチック製チューブ又は外装容器内の分割仕切り	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP70 国連番号が0059、0439、0440及び0441の危険物に関して、成形爆薬を単独で収納する場合には、円すい形の空洞を下面とすることとし、かつ、輸送物には、第三号の二様式の上向き表示を表示すること。成形爆薬を対で収納する場合には、誤って発火した場合にジェット効果を最小にするため、円すい型の底面どうしを相対させること。			

P138			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製袋	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg
注 物品の両端が封印されている場合に限り、内装容器を必要としない。			

P139			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg

製容器、木製容器、リール、紙製シート又はプラスチック製シート	4C1又は4C2	70kg
	1D、4D、4F又は4H2	50kg
	1G又は4G	30kg

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP71 国連番号が0065、0102、0104、0289及び0290の危険物に関して、導爆線の両端は、火薬が漏れないよう堅固に固定されたプラグによる方法等により封印されたものであること。導爆線（柔軟性のもの）の両端は、強固に固定すること。

PP72 国連番号が0065及び0289の危険物に関しては、コイル状となっている場合に限り、内装容器を必要としない。

P140			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
プラスチック製袋、リール、クラフト紙製シート、プラスチック製シート又は木製容器	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP73 国連番号が0105の危険物に関しては、両端が封印されている場合には、内装容器を必要としない。

PP74 国連番号が0101の危険物に関して、ヒューズが紙チューブにより覆われ、かつ、チューブの両端が取外し式キャップで覆われている場合を除き、容器は粉末不漏性のものであること。

PP75 国連番号が0101の危険物に関しては、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、4A、4B及び4Nを使用しないこと。

P141			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、プラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）、木製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）又は外装容器内の分割仕切り	—	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P142			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量

紙袋、プラスチック製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、紙製シート 又はプラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）	-	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

P143			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
クラフト紙袋、プラスチック製袋、織布製袋、ゴム引き織布製袋、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、プラスチック製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）又は木製トレイ（分割仕切り付きのものに限る。）	-	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg
6HH2			50kg
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP76 国連番号が0271、0272、0415及び0491の危険物に関して、金属製の容器を使用する場合には、内部又は外部からの要因による内部圧力の上昇による爆発危険を防止する構造のものであること。			

P144			
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器又は外装容器内の分割仕切り	-	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1	70kg
		4D、4F、4H1又は4H2	50kg
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP77 国連番号が0248及び0249の危険物に関しては、容器内への水の浸入を防止できるものであること。水の浸入を防止する2以上の独立した保護措置が講じられている場合には、無外装で運送することができる。			

P200						
国連番号	品名	容器	定数		最大圧力	許容容量又は許容質量
			熱帯地方	その他		

1001	アセチレン	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	—		1.52MPa	1,000L（継目なし容器にあつては3,000L）
1002	空気 (圧縮されているもの) (酸素含有率が23.5%以下のものに限る。)		—		—	
1005	液体アンモニア		1.96	1.86	P	
1006	アルゴン (圧縮されているもの)		—		—	
1008	三フッ化ホウ素 (圧縮されているもの)		—		—	
1009	プロモトリフルオロメタン		0.83	0.79	P	
1010	ブタジエン (安定剤入りのもの)		1.94	1.85	P	
1011	ブタン		2.15	2.05	P	
1012	ブチレン		2.10	2.00	P	
1013	炭酸ガス (液化されているもの)		1.41	1.34	P	
1016	一酸化炭素 (圧縮されているもの)		—		—	
1017	塩素 ^P		0.84	0.80	P	
1018	クロロジフルオロメタン		1.05	0.98	P	
1020	クロロペンタフルオロエタン		1.00	0.90	P	
1021	1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン		c		P	
1022	クロロトリフルオロメタン		1.05	1.00	P	
1023	石炭ガス (圧縮されているもの)		—		—	
1026	ジシアン		c		P	
1027	シクロプロパン		1.96	1.87	P	
1028	ジクロロジフルオロメタン		0.92	0.86	P	
1029	ジクロロフルオロメタン		0.83	0.80	P	
1030	1,1-ジフルオロエタン		1.35	1.08	P	
1032	ジメチルアミン (無水物)		1.80	1.70	P	
1033	ジメチルエーテル	1.78	1.67	P		
1035	エタン	—		—		

1036	エチルアミン (無水物又は濃度が70質量%を超える水溶液)		1.68	1.62	P	
1037	塩化エチル		1.28	1.24	P	
1039	エチルメチルエーテル		c		P	
1040	酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物 (50℃における全圧が1MPa以下のもの)		1.37	1.3	P	
1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のもの)		c		P	
1043	液体肥料 (硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、尿素及びこれらの混合物の水溶液) (遊離アンモニアの含有率が35質量%を超えるもの)		-		-	
1045	フッ素 (圧縮されているもの)		-		-	
1046	ヘリウム (圧縮されているもの)		-		-	
1048	臭化水素 (無水物)		0.84	0.80	P	
1049	水素 (圧縮されているもの)		-		-	
1050	塩化水素 (無水物)		1.75	1.67	P	
1051	シアン化水素 (安定剤入りのもの) (水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)		-		-	
1052	フッ化水素 (無水物)		-		-	
1053	硫化水素		1.59	1.47	P	
1055	イソブチレン		c		P	
1056	クリプトン (圧縮されているもの)		-		-	

1058	非引火性液化ガス (窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの)		c	P	
1060	メチルアセチレンとプロパジエンの混合物 (安定剤入りのもの)		c	P	
1061	メチルアミン (無水物)		1.77	1.67	P
1062	臭化メチル (クロロピクリンの濃度が2質量%以下のもの)		0.68	0.66	P
1063	塩化メチル		1.31	1.25	P
1064	メチルメルカプタン		c	P	
1065	ネオン (圧縮されているもの)		—	—	
1066	窒素 (圧縮されているもの)		—	—	
1067	二酸化窒素		0.79	0.76	P
1069	塩化ニトロシル		0.89	0.86	P
1070	亜酸化窒素		—	—	
1071	オイルガス (圧縮されているもの)		—	—	
1072	酸素 (圧縮されているもの)		—	—	
1075	その他の液化石油ガス		c	P	
1076	ホスゲン		c	P	
1077	プロピレン		2.49	2.27	P
1078	冷媒用ガス類 (非引火性かつ非毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		c	P	
1079	二酸化硫黄		0.84	0.80	P
1080	六フッ化硫黄		0.96	0.91	P
1081	四フッ化エチレン (安定剤入りのもの)		1.17	1.11	P
1082	クロロトリフルオロエチレン (安定剤入りのもの)		c	P	
1083	トリメチルアミン (無水物)		1.85	1.76	P

1085	臭化ビニル (安定剤入りのもの)		c	P	
1086	塩化ビニル (安定剤入りのもの)		1.28	1.22	P
1087	メチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)		c	P	
1581	クロロピクリンと臭化メチルの混合物 (クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)		c	P	
1582	クロロピクリンと塩化メチルの混合物		c	P	
1589	塩化シアン ^P (安定剤入りのもの)		0.99	0.95	P
1612	四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物		c	P	
1660	一酸化窒素 (圧縮されているもの)		—	—	
1741	三塩化ホウ素		0.85	0.83	P
1745	五フッ化臭素		—	—	
1746	三フッ化臭素		—	—	
1749	三フッ化塩素		0.63	0.60	P
1858	ヘキサフルオロプロピレン		c	P	
1859	テトラフルオロモノシラン (圧縮されているもの)		c	P	
1860	フッ化ビニル (安定剤入りのもの)		c	P	
1911	ジボラン		c	P	
1912	塩化メチルと塩化メチレンの混合物 (引火性のもの)		c	P	
1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が9質量%以下のもの)		c	P	
1953	その他の圧縮ガス (毒性かつ引火性のもの)	x			
1954	その他の圧縮ガス (引火性のもの)	x			
1955	その他の圧縮ガス (毒性のもの)	x			
1956	その他の圧縮ガス (他の危険性を有しないもの)	x			

1957	重水素 (圧縮されているもの)	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	—		—	1,000L (継目なし容器にあつては3,000L)
1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン		0.80	0.76	P	
1959	1,1-ジフルオロエチレン		c		P	
1962	エチレン		—		—	
1964	炭化水素ガス混合物 (圧縮されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		—		—	
1965	炭化水素ガス混合物 (液化されているもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		c		P	
1967	殺虫ガス類 (毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		c		P	
1968	殺虫ガス類 (非引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		c		P	
1969	イソブタン		2.11	2.00	P	
1971	メタン又は天然ガス (圧縮されているもの) (高濃度のメタンを含有するもの)		—		—	
1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物 (クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの)		1.03	0.93	P	
1974	クロロジフルオロプロモメタン		0.64	0.61	P	
1975	一酸化窒素と二酸化窒素の混合物 [一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物]		c		P	
1976	オクタフルオロシクロブタン		0.8	0.74	P	
1978	プロパン		2.49	2.35	P	
1982	テトラフルオロメタン		—		—	
1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン	0.88	0.84	P		
1984	トリフルオロメタン	c		P		

2034	水素とメタンの混合物		—	—	
2035	1, 1, 1-トリフルオロエタン		c	P	
2036	キセノン		0.85	0.81	P
2044	2, 2-ジメチルプロパン		c	P	
2073	液体アンモニア (50℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が35質量%を超え50質量%以下の水溶液)		c	P	
2188	アルシン		c	P	
2189	ジクロロシラン		c	P	
2190	二フッ化酸素 (圧縮されているもの)		—	P	
2191	フッ化スルフルル		c	P	
2192	ゲルマン		c	P	
2193	ヘキサフルオロエタン		c	P	
2194	六フッ化セレン		c	P	
2195	六フッ化テルル		c	P	
2196	六フッ化タングステン		c	P	
2197	ヨウ化水素 (無水物)		c	P	
2198	五フッ化リン		c	P	
2199	ホスフィン		c	P	
2200	プロパジエン (安定剤入りのもの)		c	P	
2202	水素化セレン (無水物)		—	—	
2203	シラン		—	—	
2204	硫化カルボニル		c	P	
2417	フッ化カルボニル		c	P	
2418	四フッ化硫黄		c	P	
2419	プロモトリフルオロエチレン		c	P	
2420	ヘキサフルオロアセトン		c	P	
2421	三酸化二窒素		c	P	
2422	オクタフルオロ-2-ブテン		c	P	
2424	オクタフルオロプロパン		c	P	
2495	五フッ化ヨウ素		—	—	
2451	三フッ化窒素		—	—	

2452	エチルアセチレン (安定剤入りのもの)		c	P	
2453	フルオロエタン		c	P	
2454	フッ化メチル		c	P	
2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン		c	P	
2534	メチルクロロシラン		c	P	
2548	五フッ化塩素		c	P	
2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物 (クロロトリフルオロメタンの含有率が約60質量%のものに限る。)		c	P	
2601	シクロブタン		c	P	
2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物 (ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のものに限る。)		1.06	1.00	P
2676	スチビン		—	—	
2901	塩化臭素		c	P	
3057	トリフルオロアセチルクロライド		c	P	
3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下のものに限る。)		0.95	0.90	P
3083	パークロリルフルオライド		c	P	
3153	トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル		c	P	
3154	ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル		c	P	
3156	その他の圧縮ガス (酸化性のもの)	x			
3157	その他の液化ガス (酸化性のもの)	x			
3159	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	c	P	1,000L (継目なし容器にあつては3,000L)

3160	その他の液化ガス (毒性かつ引火性のもの)	x			
3161	その他の液化ガス (引火性のもの)	x			
3162	その他の液化ガス (毒性のもの)	x			
3163	その他の液化ガス (他の危険性を有しないもの)	x			
3220	ペンタフルオロエタン	継目なし容器、溶接 容器、超低温容器、 低温容器、ろう付け 容器、再充てん禁止 容器又は繊維強化プ ラスチック複合容器	c	P	1,000L (継目なし容器 にあつては3,000L)
3252	ジフルオロメタン		c	P	
3296	ヘプタフルオロプロパン		—	—	
3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタ ンの混合物 (酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下の ものに限る。)		c	P	
3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混 合物 (酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下の ものに限る。)		c	P	
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混 合物 (酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下の ものに限る。)		c	P	
3300	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 (酸化エチレンの含有率が87質量%を超え るものに限る。)	c	P		
3303	その他の圧縮ガス (毒性かつ酸化性のもの)	x			
3304	その他の圧縮ガス (毒性かつ腐食性のもの)	x			
3305	その他の圧縮ガス (毒性、引火性かつ腐食性のもの)	x			
3306	その他の圧縮ガス (毒性、酸化性かつ腐食性のもの)	x			
3307	その他の液化ガス (毒性かつ酸化性のもの)	x			
3308	その他の液化ガス (毒性かつ腐食性のもの)	x			

3309	その他の液化ガス (毒性、引火性かつ腐食性のもの)	x				
3310	その他の液化ガス (毒性、酸化性かつ腐食性のもの)	x				
3318	アンモニア水溶液 (15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液)	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	c		P	1,000L (継目なし容器にあつては3,000L)
3337	冷媒用ガスR404A		1.39	1.13	P	
3338	冷媒用ガスR407A		1.17	1.01	P	
3339	冷媒用ガスR407B		1.21	1.00	P	
3340	冷媒用ガスR407C		1.15	1.01	P	
3354	殺虫ガス類 (引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)		c		P	
3355	殺虫ガス類 (毒性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	c		P		
3374	アセチレン (溶媒を含まないもの)	c		P		
<p>注 1 容器の欄に掲げる容器は、それぞれ容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第2条の継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器をいう。</p> <p>2 本表に掲げる容器のほか、IMDGコード4.1.4.1の「P200」に適合するシリンダ、圧力ドラム、シリンダ束、チューブ又は集合ガス容器を使用することができる。</p> <p>3 表中「c」は、1.05を熱帯地方で65℃、その他の地方で45℃における当該ガスの比重（単位：kg/L）で除した値とする。ただし、超低温容器又は低温容器に充てんする場合にあつては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重に10分の9を乗じて得た値の逆数とする。</p> <p>4 表中「P」は、熱帯地方で65℃、その他の地方で45℃において当該容器の耐圧試験圧力（容器保安規則第2条第26号の耐圧試験圧力をいう。以下同じ。）の5分の3倍とする。ただし、超低温容器又は低温容器に充てんする場合にあつては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおいて、当該容器の耐圧試験圧力の5分の3倍とする。</p>						

P201			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器又は金属製容器（気密に密封されたものに限る。）	5L（毒性ガスにあつては1L）	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1及び3H2	
注 容器は、第25条の4に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件に適合するものでなければならない。			

P203			
容器	定数	最大圧力	許容容量
超低温容器	c	P	1,000L
<p>注 1 容器の欄に掲げる容器は、容器保安規則第2条の超低温容器をいう。</p> <p>2 本表に掲げる容器のほか、IMDGコード4.1.4.1の「P203」に適合する極低温容器を使用することができる。</p> <p>3 表中「c」は、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重に10分の9を乗じて得た値の逆数とする。</p> <p>4 表中「P」は、当該容器の耐圧試験圧力の5分の3倍とする。</p>			

P205
IMDGコード4.1.4.1の「P205」に適合するもの

P206
IMDGコード4.1.4.1の「P206」に適合するもの

P207	
外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2（第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合するものでなければならない。）	400kg
硬質容器 ⁽¹⁾	125kg (ファイバ板製容器にあつては55kgとする。)
<p>注 1 容器は、通常の輸送状態においてエアゾールの移動及び収納物の偶発的な放出を防止するように設計され、かつ製造されなければならない。</p> <p>2 肩文字(1)が付されている容器にあつては容器検査を必要としない。</p> <p>3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP87 国連番号が1950の危険物（廃棄物として運送されるエアゾールに限る。）に関して、輸送中に液体が漏れないように容器内に保持する手段を講じなければならない。危険な雰囲気形成及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。</p>	

P208
IMDGコード4.1.4.1の「P208」に適合するもの

P300

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
金属缶	1L	4C1、4C2、4D又は4F	5L (正味容量)
注 1 金属缶は、緩衝吸収剤で完全に包まなければならない。 2 外装容器は、水及びニトログリセリンが浸透しない材質で完全に内張りを施さなければならない。			

P301			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
頭部を溶接したアルミニウム製継ぎ目なし圧力容器又はアルミニウム製圧力容器			
注 1 頭部を溶接したアルミニウム製継ぎ目なし圧力容器を使用する場合には、次の要件に適合するものであること。 (1) 当該容器内の燃料用一次容器は溶接したアルミニウム製袋であってその最大内容積が46Lのものであること。 (2) 外装容器の最小耐圧強度は1275kPa (ゲージ圧力による。)、最小破裂圧は2755kPa (ゲージ圧力による。) であること。 (3) 製造中及び船積前に漏えい試験を行い気密性を確認すること。 (4) 内部ユニット一式は、すべての付属物を適切に保護する密閉型の強固な外装金属製容器に納め、パーミキュライト等の不燃性の緩衝剤中に確実に収納されたものであること。 (5) 燃料の許容容量は42Lとすること。 2 アルミニウム製圧力容器を使用する場合には、次の要件に適合するものであること。 (1) 当該容器内の燃料用一次容器は、最大内容積46Lの弾性重合体製袋であって溶接により気密に密封した燃料用区画のものであること。 (2) 外装容器の最小外耐圧強度は2680kPa (ゲージ圧力による。)、最小破裂圧は5170kPa (ゲージ圧力による。) であること。 (3) 全内部ユニットは、すべての付属物を適切に保護する密閉型の強固な外装金属製容器に納め、パーミキュライト等の不燃性の緩衝剤中に確実に収納されたものであること。 (4) 燃料の許容容量は42Lとすること。			

P302			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
		1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	
注 1 基材に適用される引火性液体類の基準に従い、容器等級がⅡのものにあつては第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に、容器等級がⅢのものにあつては同条に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件にそれぞれ適合する組合せ容器を使用する。 2 基材と活性剤は、別々に内装容器に収納する。 3 基材及び活性剤は、漏えい時に危険な相互反応を起こさない場合に限り、同一の外装容器に収納できる。 4 活性剤に係る内装容器の許容容量又は許容質量は、液体の場合は125mL、固体の場合は500g とする。			

P400

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器又は金属製容器	1L	4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1D、3A1、3A2、3B1、3B2、4G又は1G	125kg
金属缶	4L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、3A1、3A2、3B1、3B2、4A、4B又は4N	150kg
<p>IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 IMDGコード4.1.3.6の要件。 2 試験圧力が1MPa(ゲージ圧による。)であること。 3 規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。 4 液体を容器に収納する場合にあつては、20kPa以上の圧力(ゲージ圧による。)の不活性ガス層を有すること。 			
<p>注 1 ガラス製容器又は金属製容器を内装容器として使用する場合は、個々の内装容器を十分な量の不燃性の緩衝吸収材で包み、かつ、次の要件に適合する金属缶に入れなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ガasketにより密封したネジ式閉鎖具又は運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは緩みを防止できる閉鎖具を有すること。 (2) 気密に密封すること。 <p>2 金属缶を内装容器として使用する場合は、当該内装容器は次の要件に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ガasketにより密封したネジ式閉鎖具又は運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは緩みを防止できる閉鎖具を有すること。 (2) 十分な量の不燃性の緩衝吸収材で包むこと。 (3) 内装容器相互間の各層は仕切り材で仕切ること。 (4) 気密に密封すること。 <p>3 内装容器には、容量の90%を超えて充てんしてはならない。</p> <p>4 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP86 国連番号が3392及び3394の危険物に関しては、窒素による置換又は他の方法により、内部の空間から空気を除去すること。</p>			

P401			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器、金属製容器又はプラスチック製容器	1L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	30kg

<p>IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 IMDGコード4.1.3.6の要件。 2 規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。 3 液体を容器に収納する場合にあつては、20kPa以上の圧力(ゲージ圧による。)の不活性ガス層を有すること。
<p>注 1 ガラス製容器、金属製容器及びプラスチック製容器を内装容器として使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジ式閉鎖具を有するものであること。 (2) 十分な量の不燃性の緩衝吸収材で包むこと。 <p>2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP31 国連番号が1183、1242、1295、2965及び2988の危険物に関して、容器は気密に密封すること。</p>

P402			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器	10 kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	125kg
金属製容器又はプラスチック製容器	15 kg		
1A1			250L
6HA1又は6HB1			250L
<p>IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 IMDGコード4.1.3.6の要件。 2 規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。 3 液体を容器に収納する場合にあつては、20kPa以上の圧力(ゲージ圧による。)の不活性ガス層を有すること。 			
<p>注 1 ガラス製容器、金属製容器及びプラスチック製容器を内装容器として使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジ式閉鎖具を有するものであること。 (2) 十分な量の不燃性の緩衝吸収材で包むこと。 <p>2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP31 国連番号が1389、1391、1392、1420、1421、1422、3148、3184（容器等級がⅡのもの）、3185（容器等級がⅡのもの）、3187（容器等級がⅡのもの）、3188（容器等級がⅡのもの）、3398（容器等級がⅠのもの）、3399（容器等級がⅠのもの）及び3482の危険物に関して、容器は気密に密封すること。</p>			

P403			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量

ガラス製容器	2kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B又は4N	400kg
		4C1、4C2、4D又は4H2	250kg
		4F又は4G	125kg
		4H1	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg
プラスチック製容器	15kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B又は4N	400kg
		4C1、4C2、4D又は4H2	250kg
		4F又は4G	125kg
		4H1	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg
金属製容器	20kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B又は4N	400kg
		4C1、4C2、4D又は4H2	250kg
		4F又は4G	125kg
		4H1	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、6HA1又は6HB1		250kg	
3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2		120kg	
6HG1、6HH1、6HD1、6HA2、6HB2、6HC、6HD2、6HG2又は6HH2		75kg	
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）			
注 1 組合せ容器を使用する場合には、内装容器はテープ等により気密に密封しなければならない。			
2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。			
PP31 国連番号が1360、1397、1402、1404、1407、1409、1410、1413、1414、1415、1418、1419、1423、1426、1427、1428、1432、1433、1436、1714、1870、2010、2011、2012、2013、2257、2463、2806、2813、3131、3132、3134、3135、3208、3209、3395、3396、3397、3401、3402、3403及び3404の危険物に関して、容器は気密に密封すること。			

P404			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
金属製容器	15 kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、	125kg
ガラス製容器	1kg	4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、3A1、3A2、3B1、3B2、6HA1又は6HB1			150kg（総質量）

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）

注 1 内装容器に金属製容器を使用する場合は、内装容器はネジ式閉鎖具又は運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは緩みを防止できる閉鎖具付きのものとし、かつ、気密に密封しなければならない。

2 内装容器にガラス製容器を使用する場合には、ガスケットにより密封したネジ式閉鎖具又は運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは緩みを防止できる閉鎖具を十分な量の緩衝材で包み金属製の外装容器に入れ、かつ、当該外装容器を密封しなければならない。

3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP31 国連番号が1383、1854、1855、2008、2441、2545、2546、2846、2881及び3200の危険物に関して、容器は気密に密封すること。

PP86 国連番号が3391及び3393の危険物に関しては、窒素による置換又は他の方法により、内部の空間から空気を除去すること。

P405
(i) 黄リン又は白リン（水中保存又は溶液中のもの）

内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
金属缶	15 kg	4A、4B、4N、4C1、4C2、4D又は4F	75kg
ガラス製容器	2 kg		
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1又は1N2			400kg
3A1又は3B1			120kg

注 1 金属缶は気密に密封しなければならない。

2 ガラス製容器は十分な量の乾燥した不燃性の緩衝吸収材で包まなければならない。

3 容器は第25条の4に規定する容器等級IIの危険物に係る気密性の要件に適合するものでなければならない。

4 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP31 国連番号が1381の危険物に関して、容器は気密に密封すること。

P405
(ii) 黄リン 又は白リン（乾性のもの）

内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
1A2、1B2又は1N2			400kg

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP31 国連番号が1381の危険物に関して、容器は気密に密封すること。

内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
---------	----------------	---------	----------------

			容器等級がⅠの 危険物を収納す る場合	容器等級がⅡの 危険物を収納す る場合
適当な容器（防水性のものに限る。）	—	1D、1G、1H1、1H2、4C1、4D、4F又は4H2	125kg	400kg
		4C2	250kg	400kg
		4G	75kg	400kg
		3H1又は3H2	75kg	120kg
		4H1	40kg	60kg
1D、1G又は1H2（防水性内袋付きのもの、プラスチックフィルムで内張りされているもの又は防水性コーティングされているものに限る。）			400kg	400kg
4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2（防水性内袋付きのもの、プラスチックフィルムで内張りされているもの又は防水性コーティングされているものに限る。）			禁止	400kg
1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、6HA1、6HB1、6HG1、6HH1又は6HD1			400kg	400kg
3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2			120kg	120kg
6HA2、6HB2、6HC、6HD2、6HG2又は6HH2			75kg	75kg
<p>注 1 容器は水分、アルコール成分又は安定剤成分の損失を防止するものでなければならない。</p> <p>2 容器は爆発性過圧力又は300kPa（ゲージ圧力による。）を超える圧力の発生を防止するように製造し、かつ、閉鎖しなければならない。</p> <p>3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP24 国連番号が2852、3364、3365、3366、3367、3368及び3369の危険物に関しては、輸送物1個あたり正味質量500gを超えて運送しないこと。</p> <p>PP25 国連番号が1347の危険物に関しては、輸送物1個あたり正味質量15kgを超えて運送しないこと。</p> <p>PP26 国連番号が1310、1320、1321、1322、1344、1347、1348、1349、1517、2907、3317、3344及び3376の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。</p> <p>PP31 国連番号が1310、1320、1321、1322、1336、1337、1344、1347、1348、1349、1354、1355、1356、1357、1517、1571、2555、2556、2557、2852、3317、3364、3365、3366、3367、3368、3369、3370及び3376の危険物に関して、容器は気密に密封すること。</p> <p>PP48 国連番号が3474の危険物に関しては、金属製容器（金属製の閉鎖装置等を有するものであって、危険物との接触面が金属製でないものを除く。）を使用してはならない。</p> <p>PP78 国連番号が3370の危険物に関しては、輸送物1個あたり正味質量11.5kgを超えて運送しないこと。</p> <p>PP80 国連番号が2907及び3344の危険物に関して、容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合すること。同条に規定する容器等級Ⅰの危険物に係る要件に適合する容器は使用してはならない。</p>				

P407			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量

適当な容器 (密閉できるものに限る。)	適当な量	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、 1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、 4C1、4C2、4D、4F、4H1、4H2、 3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	45kg (総質量)
適当な容器 (密閉できるものに限る。)	適当な量	4G	30kg (総質量)
<p>注 1 マッチは、すき間なく収納しなければならない。</p> <p>2 容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件に適合するものでなければならない。</p> <p>3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP27 硫化リンマッチ (国連番号1331) を収納している外装容器には、安全マッチ又はろうマッチ (各々独立した内装容器に収納されているものに限る。) 以外の危険物を収納してはならず、かつ、硫化リンマッチを収納する場合は内装容器1個あたり700本以下とすること。</p>			

P408 (i) セル			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2			
<p>注 1 短絡を防止するように保護しなければならない。</p> <p>2 外装容器内には、セル間の接触及びセルと外装容器の内側表面との接触を防止し、かつ、運送中のセルの危険な移動を防止するための十分な緩衝材を施さなければならない。</p> <p>3 容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合するものでなければならない。</p>			

P408 (ii) 電池			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2			
木枠等の保護用外装材又は無外装			
<p>注 1 短絡を防止するように保護しなければならない。</p> <p>2 木枠等の保護用外装材を用いる場合又は無外装で運送する場合は、端子の上に他の電池等を置いてはならない。</p> <p>3 容器検査を必要としない。</p>			

P409			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
単層プラスチック製袋	—	4G	50kg
プラスチック製容器	5 kg	4G又は1G	25kg

1G (内張り又はコーティングされているものを含む。)	50kg
-----------------------------	------

P410				
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量	
			容器等級がⅡの危険物を収納する場合	容器等級がⅢの危険物を収納する場合
ガラス製容器	10kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G ⁽¹⁾ 、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G ⁽¹⁾ 又は4H2	400kg	400kg
		4H1	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg	120kg
プラスチック製容器 ⁽¹⁾	30kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G ⁽¹⁾ 、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G ⁽¹⁾ 又は4H2	400kg	400kg
		4H1	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg	120kg
金属製容器	40kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G ⁽¹⁾ 、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G ⁽¹⁾ 又は4H2	400kg	400kg
		4H1	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg	120kg
紙製容器 ^{(1) (2)}	10kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G ⁽¹⁾ 、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G ⁽¹⁾ 又は4H2	400kg	400kg
		4H1	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg	120kg
ファイバ板製容器 ^{(1) (2)}	10kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G ⁽¹⁾ 、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G ⁽¹⁾ 又は4H2	400kg	400kg
		4H1	60kg	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg	120kg

1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、4A ⁽³⁾ 、4B ⁽³⁾ 、4N ⁽³⁾ 、4C1 ⁽³⁾ 、4C2 ⁽³⁾ 、4D ⁽³⁾ 、4F ⁽³⁾ 、4G ⁽³⁾ 、4H2 ⁽³⁾ 、6HA1、6HB1、6HG1、6HD1又は6HH1	400kg	400kg
3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg	120kg
5H3 ⁽³⁾⁽⁴⁾ 、5H4 ⁽³⁾⁽⁴⁾ 、5L3 ⁽³⁾⁽⁴⁾ 又は5M2 ⁽³⁾⁽⁴⁾	50kg	50kg
6HA2、6HB2、6HC、6HD2、6HG2、6HH2、6PA1、6PB1、6PD1、6PG1、6PA2、6PB2、6PC、6PD2、6PG2、6PH1又は6PH2	75kg	75kg
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）		
<p>注 1 表中肩文字(1)から(4)は、以下の要件を示す。</p> <p>(1) 粉末不漏性のものであること。</p> <p>(2) 収納する危険物が運送中に液体状になるおそれのある場合には、当該内装容器を使用しないこと。</p> <p>(3) 収納する危険物が運送中に液体状になるおそれのある場合には、当該容器を使用しないこと。</p> <p>(4) 容器等級Ⅱのものを収納する場合には、当該容器を非開放型貨物輸送ユニットに収納して運送する場合に限り使用することができる。</p> <p>2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP31 国連番号が1326、1339、1340、1341、1343、1352、1358、1373、1374、1378、1379、1382、1384、1385、1390、1393、1394、1395、1396、1398、1400、1401、1402、1405、1409、1417、1418、1431、1436、1437、1871、1923、1929、2004、2008、2318、2545、2546、2624、2805、2813、2830、2835、2844、2881、2940、3078、3088、3131、3132、3134、3135、3170、3182、3189、3190、3205、3206、3208、3209、3395、3396及び3397の危険物に関して、容器は気密に密封すること。</p> <p>PP39 国連番号が1378の危険物に関して、金属製の容器にはガス抜き装置を設けること。</p> <p>PP40 国連番号が1326、1340、1352、1358、1374、1378、1382、1390、1393、1394、1395、1396、1398、1400、1401、1402、1403、1405、1409、1417、1418、1436、1437、1871、2624、2805、2813、2830、2835、3078、3131、3132、3134、3170、3182、3208及び3209の危険物（容器等級がⅡのものに限る。）に関しては、袋を使用しないこと。</p> <p>PP100 国連番号が2950の危険物に関して、フレキシブル容器又はファイバ板製若しくは木製の容器を使用する場合は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものに限る。</p>		

P411			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2（内圧の上昇により爆発しないものに限る。）			30kg

P412			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量

		1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2
注	1	基材に適用される可燃性物質の基準に従い、容器等級がⅡのものにあつては第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に、容器等級がⅢのものにあつては同条に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件にそれぞれ適合する組合せ容器を使用する。
	2	基材と活性剤は、別々に内装容器に収納する。
	3	基材及び活性剤は、漏えい時に危険な相互反応を起こさない場合に限り、同一の外装容器に収納できる。
	4	活性剤に係る内装容器の許容量又は許容質量は、液体の場合は125mL、固体の場合は500gとする。

P500			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2			
注	容器は、運送中に1の酸素発生器が作動した場合に次の要件を満たすものとする。		
	(1) 容器中の他の酸素発生器が作動しないこと。		
	(2) 容器の材料が発火しないこと。		
	(3) 輸送物の外部表面温度が100℃を超えないこと。		

P501			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
ガラス製容器、プラスチック製容器又は金属製容器	5L	4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4H2、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	125kg
プラスチック製容器又は金属製容器	2L	1G又は4G	50kg
1A1、1B1、1N1、1H1、6HA1、6HB1、6HG1、6HH1又は6HD1			250L
3A1、3B1、3H1、6HA2、6HB2、6HC、6HD2、6HG2、6HH2、6PA1、6PB1、6PG1、6PD1、6PH1、6PH2、6PA2、6PB2、6PC、6PG2又は6PD2			60L
注	1 外装容器として1G又は4Gを使用する場合には、内装容器は1個ずつプラスチック製袋に入れなければならない。		
	2 内部の空間を内容積の10%以上残さなければならない。		
	3 圧力調整弁付きのものであること。		

P502			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量

ガラス製容器、プラスチック製容器又は金属製容器	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	125kg
		4H1	60kg
1A1、1B1、1H1、6HA1、6HB1、6HG1、6HH1又は6HD1			250L
3A1、3B1、3H1、6HA2、6HB2、6HC、6HD2、6HG2、6HH2、6PA1、6PB1、6PG1、6PD1、6PH1、6PH2、6PA2、6PB2、6PC、6PG2又は6PD2			60L
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP28 危険物に接触する箇所は、ガラス製又はプラスチック製としなければならない。			

P503			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
ガラス製容器、プラスチック製容器又は金属製容器	5kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F又は4H2	125kg
		4G	40kg
		4H1	60kg
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1又は1N2			250kg
1G（内張り付きのものに限る。）又は1D（内張り付きのものに限る。）			200kg

P504			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
ガラス製容器	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg
プラスチック製容器	30L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg
金属製容器	40L	1G、4F又は4G	125kg
		1A1、1A2、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D又は4H2	225kg
1A1、1B1、1N1、1H1、6HA1又は6HB1			250L
3A1、3B1、3H1、6HA2、6HB2、6HC、6HD2、6HG2、6HH2、6PA1、6PB1、6PG1、6PD1、6PH1、6PH2、6PA2、6PB2、6PC、6PG2又は6PD2			60L

6HG1、6HH1又は6HD1	120L
<p>注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>PP10 国連番号が2014及び3149の危険物に関して、容器は圧力調整弁付きのものであること。</p> <p>PP31 国連番号が2626の危険物に関して、容器は気密に密閉すること。</p>	

P505			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
ガラス製容器、プラスチック製容器又は金属製容器	5L	1B2、 1G、 1N2、 1H2、 1D、 3B2、 3H2、 4B、 4C1、 4C2、 4D、 4G又は4H2	125kg
1B1、 1B2、 1H1又は1H2			250L
3B1、 3B2、 3H1又は3H2			60L
6HB1、 6HG1、 6HH1又は6HD1			250L
6HB2、 6HC、 6HD2、 6HG2、 6HH2、 6PB1、 6PG1、 6PD1、 6PH1、 6PH2、 6PB2、 6PC、 6PG2又は6PD2			60L

P520														
組合せ容器又は単一容器若しくは複合容器 (固体の危険物を収納するものに限る。)	内装容器	外装容器	許容質量又は許容容量											
			OP1	OP2		OP3	OP4		OP5	OP6	OP7	OP8		
				内装容器	外装容器		内装容器	外装容器						
			適当な容器注7	1A1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg	
				1A2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg	
				1B1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg	
				1B2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg	
				1G	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
				1H1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
				1H2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	1D	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg			
	3A1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg				
	3A2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg				

	3B1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg
	3B2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg
	3H1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	60kg
	3H2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	60kg
	4A	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	200kg
	4B	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	200kg
	4N	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	200kg
	4C1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	4C2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	4D	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	4F	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	4G	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	4H1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	4H2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	200kg
	1A1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	1A2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	1B1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	1B2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	1G	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	1H1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	1H2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	1D	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	3A1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg
	3A2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg
	3B1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg
	3B2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	60kg
	3H1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	60kg
	3H2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	60kg
	6HA1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	6HA2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	6HB1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	6HB2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	50kg	400kg
	6HC	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	6HD1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg

	6HD2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	6HG1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	6HG2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	6HH1	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
	6HH2	0.5kg	0.5kg	10kg	5kg	5kg	25kg	25kg	50kg	50kg	400kg
単一容器又は複合容器（液体の危険物を収納するものに限る。）	1A1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	1A2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	1B1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	1B2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	1G	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	1H1	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	1H2	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	1D	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	3A1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	60L	
	3A2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	60L	
	3B1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	60L	
	3B2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	60L	
	3H1	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	60L	
	3H2	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	60L	
	6HA1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	6HA2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	6HB1	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	6HB2	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	60L	225L	
	6HC	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	6HD1	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	6HD2	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	6HG1	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
	6HG2	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L	
6HH1	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L		
6HH2	0.5L	禁止	5L	禁止	30L	60L	60L	60L	225L		

- 注 1 別表第1の備考1(2)及び(3)の表中、収納方法の欄の記号は、この表に規定するOP1からOP8までの記号に対応する。
- 2 金属製容器（内装容器を含む）は、OP7及びOP8の収納方法に限り使用できる。
- 3 組合せ容器の内装容器としてガラス製容器を使用する場合には、許容質量又は許容容量はそれぞれ0.5kg又は0.5Lとする。
- 4 組合せ容器の緩衝材は、難燃性のものでなければならない。
- 5 火薬類の副次危険性を要求されている有機過酸化物質又は自己反応性物質の容器は、IMDGコード4.1.5.10及び4.1.5.11の規定に適合しなければならない。
- 6 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
- PP21 自己反応性物質B又は自己反応性物質Cである国連番号が3221、3222、3223、3224、3231、3232、3233及び3234の危険物に関しては、IMDGコード4.1.7及び2.4.2.3.2.3の規定に従い、収納方法OP5又はOP6により許可されている許容質量又は許容容量を超えない容器を使用すること。
- PP22 国連番号が3241の危険物に関しては、OP6に従って収納すること。
- PP94 国連番号が3223及び3224の極めて少量の危険物であって試験用のエネルギー物質（見本）を運送する場合は、以下の要件に適合すること。
- (1) 外装容器は4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2の組合せ容器を使用すること。
 - (2) プラスチック、ガラス、磁器又は珪器製のマイクロプレートを内装容器として使用すること。
 - (3) 各内装容器に収納される危険物の量が、固体にあつては0.01g、また、液体にあつては0.01ml以下であること。
 - (4) 輸送物に収納される危険物の量が、固体にあつては20g、液体にあつては20ml、固体と液体を混包した場合は、固体部分の質量をグラムで表した値及び液体部分の容積をミリリットルで表した値の合計が20以下であること。
 - (5) ドライアイス又は液体窒素を冷却剤として使用する場合には、IMDGコード5.5.3の要件に適合しなければならない。内装容器は緩衝材により保護されていること。内装容器及び外装容器は、冷却剤が消失した後でも損傷を防止できるものでなければならない。
- PP95 国連番号が3223及び3224の少量の危険物であって試験用のエネルギー物質（見本）（PP94の規定が適用される場合を除く。）を運送する場合は、以下の要件に適合すること。
- (1) 外装容器は、長さ60cm以上、幅40.5cm以上、高さ30cm以上のものとし、厚さ1.3cm以上の4G（波型のものに限る。）を使用すること。
 - (2) 危険物は密度 18 ± 1 g/Lで厚さ130mm以上の発泡ポリエチレンに収められた最大容量30mlのガラス又はプラスチック製の内装容器に収納すること。
 - (3) 発泡ポリエチレンに収納する内装容器は、互いに40mm以上、外装容器の内側表面からは70mm以上離すこと。発泡ポリエチレンを積み重ねて運送する場合は、輸送物1個につき2個以下とすること。内装容器の数は、発泡ポリエチレン1個につき28個以下とすること。
 - (4) 各内装容器に収納される危険物の量が、固体にあつては1g、また、液体にあつては1ml以下であること。
 - (5) 輸送物に収納される危険物の量が、固体にあつては56g、液体にあつては56ml、固体と液体を混包した場合は固体部分の質量をグラムで表した値及び液体部分の容積をミリリットルで表した値の合計が56以下であること。
 - (6) ドライアイス又は液体窒素を冷却剤として使用する場合には、IMDGコード5.5.3の要件に適合しなければならない。内装容器は緩衝材により保護されていること。内装容器及び外装容器は、冷却剤が消失した後でも損傷を防止できるものでなければならない。
- 7 収納方法がOP8であつて、外装容器が4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2である25kg以下のプラスチック製又はファイバ製の内装容器を使用する場合には許容質量を400kgとすることができる。

P600			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2		75kg	
注 1 容器は第25条の4に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に適合しなければならない。 2 物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、1個ずつ包装し、かつ、区画、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用して相互に離して収納しなければならない。			

P601			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器 ⁽¹⁾	1L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	15kg（総質量）
金属製容器 ⁽¹⁾ 又はプラスチック製容器 ⁽¹⁾	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg（総質量）
1A1 ⁽²⁾ 、1B1 ⁽²⁾ 、1N1 ⁽²⁾ 、1H1 ⁽²⁾ 又は6HA1 ⁽²⁾	125L	1A1 ⁽³⁾ 、1A2 ⁽³⁾ 、1H1 ⁽³⁾ 又は1H2 ⁽³⁾	400kg
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）ただし、圧力装置は必要としない。 1 IMDGコード4.1.3.6の要件。 2 試験圧力が1MPa（ゲージ圧による。）であること。 3 規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。 4 半数致死濃度が200ml/m ³ 以下の吸入毒性を有する液体を収納する場合にあつては次の要件に適合すること。 (1) 弁は、テーパードねじ込み接続とし、高压容器の試験圧力に耐えるものであること。 (2) 弁が腐食性材質の場合にあつては、弁と内容物との反応により容器に損傷が生じないような構造とすること。 (3) 弁の排気口は、ねじ込みキャップ又はねじ込み硬質栓により密封し、ガスケット材質を挿入すること。 (4) 高压容器、弁、口栓、排気口キャップ、ルーティング及びガスケットに関する構造の材質は、部品相互間又は収納する危険物と反応しないものであること。 5 板圧が2.0mm未満の高压容器又は弁保護を備えていない高压容器は、外装容器に収納して運送すること。高压容器は、相互接続してはならない。			

注	<p>1 内装容器にガラス製容器を使用する場合には、当該ガラス製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包み金属製容器に入れ、かつ、当該金属製容器を1個ずつ外装容器に入れなければならない。</p> <p>2 内装容器に金属製容器を使用する場合には、当該金属製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包まなければならない。</p> <p>3 容器は、気密に密封しなければならない。</p> <p>4 肩文字(1)を付した内装容器には、内容積の90%を超えて充填してはならない。また、閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものとする。</p> <p>5 肩文字(2)を付した内装容器は、次の要件に適合しなければならない。</p> <p>(1) 水圧試験は、0.3MPa(ゲージ圧力)以上の圧力で行うこと。</p> <p>(2) 設計及び製造時の気密試験は、0.03MPaの試験圧力で行うこと。</p> <p>(3) 内装容器は、不活性緩衝材により完全に保護することにより、外装ドラムとの接触を防止すること。</p> <p>(4) 閉鎖装置は、次の要件に適合するスクリュタイプのカップであること。</p> <p>イ 運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。</p> <p>ロ キャップシール付きのものであること。</p> <p>6 肩文字(2)を付した内装容器及び肩文字(3)を付した外装容器は、次の要件に適合しなければならない。</p> <p>(1) 2年6ヶ月を超えない間隔で5(2)の気密試験を行うこと。</p> <p>(2) 容器検査を行った期日及び(1)の試験を行った期日並びに機関の名称が表示されていること。</p> <p>(3) 内装容器を収納することを目的した容器、又は、固体又は液体を収納することを目的した単一容器のいずれかで組み立てた容器の重量に相当する重量であって、第25条の4の要件に適合し、かつ、その結果が表示されていること。</p>
---	--

P602			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器 ⁽¹⁾	1L(正味容量)	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	15kg(総質量)
金属製容器 ⁽¹⁾ 又はプラスチック製容器 ⁽¹⁾	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg(総質量)
1A1 ⁽²⁾ 、1B1 ⁽²⁾ 、1N1 ⁽²⁾ 、1H1 ⁽²⁾ 、6HA1 ⁽²⁾ 又は6HH1 ⁽²⁾			250L

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）ただし、圧力逃し装置は必要としない。

- 1 IMDGコード4.1.3.6の要件。
- 2 試験圧力が1MPa（ゲージ圧による。）であること。
- 3 規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
- 4 半数致死濃度が200ml/m³以下の吸入毒性を有する液体を収納する場合にあつては次の要件に適合すること。
 - (1) 弁は、テーパーねじ込み接続とし、高圧容器の試験圧力に耐えるものであること。
 - (2) 弁が腐食性材質の場合にあつては、弁と内容物との反応により容器に損傷が生じないような構造とすること。
 - (3) 弁の排気口は、ねじ込みキャップ又はねじ込み硬質栓により密封し、ガスケット材質を挿入すること。
 - (4) 高圧容器、弁、口栓、排気口キャップ、ルーティング及びガスケットに関する構造の材質は、部品相互間又は収納する危険物と反応しないものであること。
- 5 板圧が2.0mm未満の高圧容器又は弁保護を備えていない高圧容器は、外装容器に収納して運送すること。高圧容器は、は相互接続してはならない。

- 注
- 1 内装容器にガラス製容器を使用する場合には、当該ガラス製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包み、金属製容器に入れ、かつ、当該金属製容器を1個ずつ外装容器に入れなければならない。
 - 2 内装容器に金属製容器を使用する場合には、当該金属製容器を十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包まなければならない。
 - 3 容器は、気密に密封しなければならない。
 - 4 肩文字(1)を付した内装容器には、内容積の90%を超えて充填しないこと。また、閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものとする。
 - 5 肩文字(2)を付した容器は、次の要件に適合しなければならない。
 - (1) 水圧試験は、0.3MPa（ゲージ圧力）以上の圧力で行うこと。
 - (2) 設計及び製造時の気密試験は、0.03MPaの試験圧力で行うこと。
 - (3) 密閉は、次の要件に適合するスクリュタイプのカップであること。
 - イ 運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。
 - ロ キャップシール付きのものであること。

P603		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
金属製容器又はプラスチック製容器	耐漏水性の硬質の容器	1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2
注		
<ol style="list-style-type: none"> 1 内装容器は通常の輸送状態では破損、破裂及び充填物の漏えいが生じない方法で中間容器の中に収納しなければならない。外装容器内には、中間容器の移動を防止するための緩衝材を施さなければならない。複数の内装容器を1つの中間容器の中に収納する場合、内装容器相互の接触を防ぐため、個々に包装し又は相互に離して収納しなければならない。 2 収納物はIMDGコード2.7.2.4.5.2の要件に適合しなければならない。 3 容器はIMDGコード6.4.4の要件に適合しなければならない。 4 副次危険性等級7を有するL型輸送物の場合、IMDGコード2.7.2.3.5及び6.4.11.2の要件に適合しなければならない。 		

P620			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P621			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P622			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P650			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
y			

P800			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器、金属製容器又は硬質プラスチック製容器	15kg	1A1、1A2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A又は4N	400kg
		4C1、4C2又は4D	250kg
		4F、4G又は4H2	125kg
		4H1	60kg
鋼製フラスコ又は瓶（ネジ式閉鎖具付きのものに限る。）			3L
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）			

注 1	組合せ容器を使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。 (1) 内装容器は、破壊を防ぐための十分な緩衝材を用いて収納されていること。 (2) 内装容器又は外装容器のいずれかが、内張り付きのものであり、又は、内容物に対して不浸透性の強力な漏れ防止及び破損防止材質製の袋を有し、その位置又は向きにかかわらず、輸送物からの内容物の漏えいを防止するために完全に包装しているものであること。
2	追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP41 国連番号が2803の危険物に関して、ガリウムを完全な固体状態に維持するため低温で運送することが必要な場合には、当該輸送物をドライアイス又は他の冷媒を入れた強固な耐水性の外装容器内に混合包装することができる。冷媒を使用する場合には、ガリウムの容器に使用される全ての材質は、化学的及び物理的にその冷媒に対して耐性を有し、かつ、使用される冷媒によってもたらされる低温中にある場合も耐衝撃性を有していること。ドライアイスを使用する場合には、外装容器は二酸化炭素ガスの放出を可能にするものであること。

P801			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な硬質の外装容器、木製クレート又はパレット			
ステンレス鋼製又はプラスチック製の箱（中古の蓄電池を収納する場合に限る。）			
注 1	容器検査を必要としない。		
2	短絡を防止できるものとする。		
3	積み重ねられた電池は、非電導物質の層により区分けされた各段において適切に固定されなければならない。		
4	電池の端子は他の積重ね部分の荷重から保護されなければならない。		
5	不慮の移動を防止できるよう包装され固定されなければならない。		
6	国連番号が2794及び2795の危険物に関しては、45度の傾斜試験において液漏れがないものとする。		
7	電池を収納する容器は、通常の運送状態において電池から電解液が漏えいした場合であっても、当該容器から電解液の漏えいを防止するための措置が講じられたものであること。		
8	ステンレス鋼製又はプラスチック製の箱を使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。 (1) 箱は、耐酸性又は耐アルカリ性のものであること。 (2) 箱の高さ以上に蓄電池を収納しないこと。 (3) 箱の外表面に電解液が付着していないこと。 (4) 収納物が箱から落下しないよう措置を講じること。		

P802			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器又はプラスチック製容器	10L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg

金属製容器	40L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、 1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、 4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	125kg
1A1（オーステナイト系のものに限る。）			250L
6PA1、6PB1、6PD1、6PH2、6PA2、6PB2、6PC又は6PD2			60L
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高压容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高压容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物質、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）			
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP79 国連番号が1790の危険物に関して、濃度が60質量%を超え85質量%以下のものについては、P001に規定する容器を使用することができる。 PP81 国連番号が1790の危険物（フッ化水素の濃度が85質量%以下のものに限る。）及び国連番号が2031の危険物（硝酸の濃度が55%を超えるものに限る。）に関して、プラスチックドラム又はプラスチックジェリカンを単一容器として使用する場合、その容器は製造日から2年以内のものを使用すること。			

P803			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2			75kg
注 物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、1個ずつ包装し、かつ、区画、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用して相互に離して収納しなければならない。			

P804			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器	1.3L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、 1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、 4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	25kg（総質量）
金属製容器又はポリビニリデンフルオライド（PVDF）容器	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、 1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、 4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg（総質量）
1A1 ⁽¹⁾ 、1B1 ⁽¹⁾ 、1N1 ⁽¹⁾ 、1H1 ⁽¹⁾ 又は6HA1 ⁽¹⁾	125L	1A1 ⁽²⁾ 、1A2 ⁽²⁾ 、1H1 ⁽²⁾ 又は1H2 ⁽²⁾	400kg

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）ただし、圧力逃し装置は必要としない。

- 1 IMDGコード4.1.3.6の要件。
- 2 試験圧力が1MPa(ゲージ圧による。)であること。
- 3 規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
- 4 容器は2年6ヶ月を超えない間隔で水圧試験を行い、かつ、内部の検査を行わなければならない。
- 5 容器は二重の閉鎖装置を有しなければならない。

注 1 内装容器にガラス製容器を使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 内装容器は、内容積の90%を超えて充填しないこと。
- (2) 内装容器の閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。
- (3) 内装容器は、十分な量の吸収材及び緩衝材とともに金属製容器に入れ、かつ、外装容器に入れること。

2 内装容器に金属製容器又はポリビニリデンフルオライド(PVDF)容器を使用する場合には次の要件に適合しなければならない。

- (1) 内装容器は、内容積の90%を超えて充填しないこと。
- (2) 内装容器の閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。
- (3) 当該内装容器は十分な量の不活性の吸収材及び緩衝材で包まなければならない。

3 肩文字(1)を付した内装容器は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 水圧試験は、0.3MPa(ゲージ圧力による。)以上の圧力で行うこと。
- (2) 設計及び製造時の気密試験は、0.03MPaの試験圧力で行うこと。
- (3) 内装容器は、不活性緩衝材により完全に保護することにより、外装ドラムとの接触を防止すること。
- (4) 閉鎖装置は、次の要件に適合するスクリュタイプのカップであること。
 - イ 運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。
 - ロ キャップシール付きのものであること。

4 肩文字(1)を付した内装容器及び肩文字(2)を付した外装容器は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 2年6ヶ月を超えない間隔で3(2)の気密試験を行い、かつ、内部の検査を行うこと。
- (2) 容器検査を行った期日及び(1)の試験を行った期日並びに機関の名称が表示されていること。
- (3) 内装容器を収納することを目的とした容器、又は、固体若しくは液体を収納することを目的とした単一容器のいずれかで組み立てた容器の重量に相当する重量で、第25条の4の要件に適合し、かつ、その結果が表示されていること。

P900			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
5H1、5H2、5H3、5H4、5L1、5L2、5L3、5M1又は5M2			50kg
P002に規定する容器であつて、容器等級がⅢの危険物を収納することができるもの			
注 無外装のものを非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等に収納して運送する場合には、コンテナ又は自動車等の内部の空間を最小に制限しなければならない。			

P901

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2			10kg（冷却用のドライアイスの質量を除く。）
注 1 キット内の危険物は、内装容器に収納し、かつ、キット内の他の物質から保護しなければならない。 2 容器等級が割り当てられていない危険物のみを収納する場合は、容器等級がⅡの要件に適合しなければならない。			

P902			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅢの危険物を収納することができるもの。）			
注 1 通常の運送中に物品の移動及び不慮の作動が防止できるものとする。 2 製造工場から組立て工場（運送の経由地を含む。）へ運送する場合において、専用の運搬容器、コンテナ又は自動車等に収納するときには、無外装で運送できる。			

P903			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）			
強固な容器、囲い又はパレット ^{注4} （総質量が12kg以上であって、強固で耐衝撃性の筐体を有する電池又は組電池に限る。）			

注	<p>1 単電池及び組電池が装置と共に収納されている場合には、1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納し、装置とともに外装容器に入れるか、単電池及び組電池を完全に覆う小型容器に入れて、装置とともに1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納するものとする。装置は、不慮の移動を防止するために固定されることとする。</p> <p>2 装置に組み込まれた単電池又は組電池にあつては、当該装置を不慮の作動が防止できるような強固な容器に収納して運送しなければならない。この場合にあつては、容器検査は必要としない。大型装置に組み込まれた単電池又は組電池であつて、当該大型装置によって保護されるものにあつては、無包装又はパレットより運送することができる。危険な熱を発生しない無線自動識別（RFID）装置、時計及び温度測定器等は、強固な外装容器に入れ起動した状態で運送することができる。</p> <p>3 単電池若しくは組電池及び装置に組み込まれた単電池若しくは組電池を同一の外装容器に収納する場合にあつては、以下の要件に適合すること。</p> <p>(1) 小型容器に収納された単電池若しくは組電池及び装置に組み込まれた単電池若しくは組電池を収納する外装容器は、1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）を使用すること。</p> <p>(2) 1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納された単電池若しくは組電池及び装置に組み込まれた単電池若しくは組電池を収納する外装容器は、不慮の作動を防止できる強固なものであること。なお、外装容器は、容器検査を必要としない。</p> <p>(3) 外装容器を使用する場合にあつては、装置（単電池又は組電池が組み込まれたものに限る。）を外装容器内で固定すること。</p> <p>(4) 危険な熱を発生しない無線自動識別（RFID）装置、時計及び温度測定器等は、強固な容器に入れ起動した状態で運送することができる。</p> <p>4 単電池及び組電池は、短絡を防止できるものとする。</p> <p>5 電池は、不慮の移動を防止するために固定されることとする。ただし、端子に荷重がかかってはならない。</p>
---	---

P904			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
P001又はP002に規定する容器			
次の要件に適合する容器 ^{註1}			
<p>1 内装容器が次の(1)から(3)で構成されていること。</p> <p>(1) 液体を収納する場合にあつては漏れ防止型、固体を収納する場合にあつては粉末不漏性の一次容器</p> <p>(2) 耐水かつ気密の二次容器</p> <p>(3) 液体を収納する場合にあつては、一次容器と二次容器の間に置かれる吸収材（ただし、一次容器の全内容物を吸収するのに十分な量であること。）</p> <p>2 複数の脆弱な一次容器が単一の二次容器内に置かれる場合には、接触を防ぐために個々に包装され、又は分離されていること。</p> <p>3 外装容器は、100mm以上の外部寸法を有していること。</p>			

- 注 1 肩文字「注1」が付されている容器にあつては、容器検査を必要としない。
- 2 ドライアイス又は液体窒素を冷却剤として使用する場合には、IMDGコード5.5.3の要件に適合しなければならない。
- 3 氷を冷却剤として使用する場合には、二次容器の外側であつて、外装容器又はオーバーパックの内側に置かなければならない。
- 4 氷が溶け出した後、その原位置に二次容器を保持するための内部支持物を設けなければならない。
- 5 氷が使用される場合には、当該氷を収納する外装容器又はオーバーパックは漏れ防止型のものでなければならない。
- 6 外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと。（ふちの線の太さは2ミリメートル以上、一辺の大きさは5センチメートル以上、文字及び数字の高さは6ミリメートル以上とする。）



P905			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な容器			
注 1 容器検査を必要としない。			
2 適当な風雨密のケースに格納されているものは、無外装で運送できる。			
3 運送中不慮の膨張が起こらないよう措置が講じられなければならない。			

P906			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
P001又はP002に規定する容器			
次に掲げる要件をに適合する漏れ防止型の金属製容器（変圧器、コンデンサその他の物品（以下この表において「物品」という。）を収納する場合に限る。）			
1 内容積が、物品に充てんされているPCB含有物等の体積の1.25倍の体積に物品の体積を加えた値以上であること。			
2 物品内にある液体の1.1倍以上の体積の液体を吸収することができる吸収材を備えていること。			
3 物品を固定できること。			
P001又はP002に規定する容器以外の容器又は無外装（装置内にある液体の1.1倍以上の体積の液体を吸収することができる吸収材を備えた漏れ防止型の金属製トレイであつて800mm以上の高さのものに収納され、かつ、コンテナ又は自動車等に収納して運送される場合に限る。）			
注 1 P001又はP002に規定する容器以外の容器又は無外装の場合にあつては、容器検査を必要としない。			
2 PCB含有物等とは、国連番号が2315、3151、3152若しくは3432の危険物含有し、又はこれらの危険物によって汚染されている液体又は固体をいう。			
3 変圧器及びコンデンサは、通常の運送状態において漏えいを防止するための密封措置が講じられたものでなければならない。			

P907			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な容器			
注 1 容器検査を必要としない。 2 機械又は装置内の危険物が運送中に適切に保護されるよう設計されている場合には、無外装で運送できる。 3 通常の運送中に機械中の危険物を含有する容器に対して損傷がなく、かつ、損傷した場合にあっても機械又は装置から危険物の漏えいがないものとする。 4 通常の運送中に機械又は装置内において危険物を含有する容器の損傷又は危険物の漏えいを防止するために、当該容器の移動が防止できるように取付け、固定し、かつ、緩衝材を施さなければならない。 5 緩衝材を施す場合には、機械中の危険物と危険な反応を生じないものとする。			

P908			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、又は4H2			400kg
注 1 損傷又は欠陥のあるリチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置の収納に用いる容器は次の要件に従うものとする。 (1) 単電池及び組電池並びにこれらの電池が組み込まれている装置は、内装容器で個別に包装され、外装容器に収納されていること。 (2) 容器は容器等級 II の要件に適合していること。 (3) 外装容器又は内装容器は、電解液の漏洩を防ぐのものであること。 2 それぞれの内装容器は、不燃性及び非電導性を有する十分な量の断熱材によって囲わなければならない。 3 密封された小型容器は、必要に応じ通気装置を備えなければならない。 4 輸送中において、輸送物内の電池又は組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非電導性の緩衝材を使うことができる。 5 電解液が漏洩している単電池又は組電池については、電解液を吸収するために十分な量の不活性の吸収材を内装容器又は外装容器に備えなければならない。 6 単電池及び組電池の質量が 30 k g を超える場合、外装容器 1 個当たりに収納できる単電池又は組電池は 1 個以下であること。			

P909			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、又は4H2			400kg
注 1 廃棄又は再利用のために運送されるリチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池の収納に用いる容器は次の要件に従うものとする。			

- (1) 容器等級Ⅱの要件に適合していること。
- (2) 金属製容器は、意図した使用方法に対応した十分な強度を持った非電導性の材料で内張りされていること。
- 2 上記の規定にかかわらず、蓄電池の容量が 20 Wh 以下のリチウムイオン電池、100Wh 以下のリチウムイオン組電池、リチウムの含有量 1 g 以下のリチウム金属電池及びリチウムの総含有量が 2g 以下のリチウム金属組電池は次の要件に従って収納することができる。
 - (1) IMDG コード 4.1.1 及び 4.1.3 の要件に適合する総質量 30 k g 以下の強固な外装容器を用いること。なお、容器検査を必要としない。
 - (2) 金属製小型容器は、意図した使用方法に対応した十分な強度を持った非電導性の材料で内張りされていること。
- 3 装置に組み込まれた単電池又は組電池については、容器の容量及びその使用目的に適切して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器を使用して差し支えない。なお、容器検査を必要としない。装置は、当該単電池又は組電池が組み込まれた状態で当該装置によって同等に保護されている場合には、無外装で又はパレットによって運送することができる。
- 4 容器の容量及びその使用目的に適切して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器は、強固で耐衝撃性の筐体を有する総質量 12kg 以上の単電池又は組電池のために使用できる。なお、容器検査を必要としない。
- 5 単電池及び組電池は短絡が防止されたものでなければならない。
- 6 単電池及び組電池は、輸送中の過度の移動を防止するため、外装容器内で固定されなければならない。

P910			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2			400kg
注 1 試作品又は生産数量が 100 個以下のリチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池の収納に用いる容器は、容器等級Ⅱの要件に適合していること。			
2 単電池又は組電池（装置と共に収納されたものを含む。）は、次の要件に従った容器に収納するものとする。			
(1) 単電池及び組電池は内装容器で個別に包装され、外装容器に収納するものとする。			
(2) それぞれの内装容器は、不燃性及び非電導性を有する十分な量の断熱材によって完全に囲われたものであること。			
(3) 運送中において、運送物内の単電池又は組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非電導性の緩衝材を使うことができる。			
(4) 単電池及び組電池の質量が 30 k g を超える場合、外装容器 1 個当たりに収納できる単電池又は組電池は 1 個以下であること。			
3 単電池及び組電池が装置内に収納されている場合には、次の要件に従った容器に収納するものとする。			
(1) 当該装置は、不慮の作動が防止できるような容器に収納して運送されなければならない。			
(2) 運送中において、運送物内の単電池又は組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非電導性の緩衝材を使うことができる。			
4 無外装で運送する場合は、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものであること。			
5 単電池及び組電池は、短絡が防止されたものでなければならない。			

P911			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量

1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A2、3B2又は3H2	400kg
<p>注1 損傷又は欠陥のあるリチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置（通常の運送状態において、発熱、発火、分解、毒性若しくは腐食性又は引火性ガスの発生その他のおそれのあるものに限る。）の収納に用いる容器について、船積地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次の事項を確認すること。</p> <p>(1) 容器等級 I の要件に適合していること。</p> <p>(2) 容器の表面温度は、100℃以下を維持すること。ただし、一時的な温度上昇時の表面温度は、最大 200℃まで許容される。</p> <p>(3) 容器の外側で火炎が出ないこと。</p> <p>(4) 容器から漏えいがないこと。</p> <p>(5) 容器は、適切なガス制御装置を備えていること。</p> <p>2 単電池又は組電池の名称、数量、質量、種類、エネルギー量、容器識別情報、及び容器に関する書類が関係機関及び関係者の求めに応じ提供されなければならない。</p> <p>3 ドライアイス又は液体窒素を冷却剤として使用する場合には、IMDG コード 5.5.3 の要件に適合しなければならない。内装容器は緩衝材により保護されていること。内装容器及び外装容器は、冷却剤が消失した後も損傷を防止できるものでなければならない。</p>	

- (ii) (i) の表中に掲げる小型容器の容器記号、最大内容積及び最大正味質量は、小型容器の種類、材質及び細分類に応じて次の表に定めるとおりとする。ただし、(i) に掲げる要件により外装容器の許容量又は許容質量が定められている場合にあっては、最大内容積又は最大正味質量は (i) に掲げる要件の外装容器の許容量又は許容質量を超えてはならない。

種類	材質	細分類	記号	最大内容積	最大正味質量
1. ドラム	A. 鋼	天板固着式のもの	1A1	450L	400kg
		天板取外し式のもの	1A2	450L	400kg
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	1B1	450L	400kg
		天板取外し式のもの	1B2	450L	400kg
	D. 合板	-	1D	250L	400kg
	G. ファイバ板	-	1G	450L	400kg
	H. プラスチック	天板固着式のもの	1H1	450L	400kg
		天板取外し式のもの	1H2	450L	400kg
	N. 金属（鋼及びアルミニウム以外のもの）	天板固着式のもの	1N1	450L	400kg
		天板取外し式のもの	1N2	450L	400kg
2. 削除					
3. ジェリカン	A. 鋼	天板固着式のもの	3A1	60L	120kg
		天板取外し式のもの	3A2	60L	120kg
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	3B1	60L	120kg
		天板取外し式のもの	3B2	60L	120kg
	H. プラスチック	天板固着式のもの	3H1	60L	120kg
		天板取外し式のもの	3H2	60L	120kg
4. 箱	A. 鋼	-	4A	450L	400kg
	B. アルミニウム	-	4B	450L	400kg

	C. 天然木材	普通型	4C1	450L	400kg
		粉末不漏型	4C2	450L	400kg
	D. 合板	-	4D	450L	400kg
	F. 再生木材	-	4F	450L	400kg
	G. ファイバ板	-	4G	450L	400kg
	H. プラスチック	発泡プラスチック	4H1	450L	60kg
		硬質プラスチック	4H2	450L	400kg
N. 金属（鋼及びアルミニウム以外のもの）	-	4N	450L	400kg	
5. 袋	H. プラスチック	樹脂クロスであつて内張りがないもの	5H1	450L	50kg
		樹脂クロスであつて粉末不漏性のもの	5H2	450L	50kg
		樹脂クロスであつて防水性のもの	5H3	450L	50kg
		プラスチックフィルム	5H4	450L	50kg
	L. 織布	内張り付きでないもの	5L1	450L	50kg
		粉末不漏性のもの	5L2	450L	50kg
		防水性のもの	5L3	450L	50kg
	M. 紙	多層のもの	5M1	450L	50kg
		多層で防水性のもの	5M2	450L	50kg
	6. 複合容器	H. プラスチック製内容器のもの	外装用鋼製ドラム付き	6HA1	250L
外装用鋼製枠又は鋼製箱付き			6HA2	60L	75kg
外装用アルミニウムドラム付き			6HB1	250L	400kg
外装用アルミニウム製枠又はアルミニウム製箱付き			6HB2	60L	75kg
外装用木箱付き			6HC	60L	75kg
外装用合板ドラム付き			6HD1	250L	400kg
外装用合板箱付き			6HD2	60L	75kg
外装用ファイバドラム付き			6HG1	250L	400kg
外装用ファイバ板箱付き			6HG2	60L	75kg

P. ガラス製又は陶磁器製内容器のもの	外装用プラスチックドラム付き	6HH1	250L	400kg
	外装用硬質プラスチック箱付き	6HH2	60L	75kg
	外装用鋼製ドラム付き	6PA1	60L	75kg
	外装用鋼製枠又は鋼製箱付き	6PA2	60L	75kg
	外装用アルミニウムドラム付き	6PB1	60L	75kg
	外装用アルミニウム製枠又はアルミニウム製箱付き	6PB2	60L	75kg
	外装用木箱付き	6PC	60L	75kg
	外装用合板ドラム付き	6PD1	60L	75kg
	外装用木製かご付き	6PD2	60L	75kg
	外装用ファイバドラム付き	6PG1	60L	75kg
	外装用ファイバ板箱付き	6PG2	60L	75kg
	外装用発泡プラスチック製容器付き	6PH1	60L	75kg
	外装用硬質プラスチック製容器付き	6PH2	60L	75kg

(2) 大型容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に応じ、次の要件に適合する容器を示す。

LP01					
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	許容量又は許容質量		
			容器等級がⅠの危険物を収納する場合	容器等級がⅡの危険物を収納する場合	容器等級がⅢの危険物を収納する場合
ガラス製容器	10L	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G	禁止	禁止	3m ³
プラスチック製容器	30L				
金属製容器	40L				

注 液体の危険物を収納する場合に限る。

LP02					
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	許容容量又は許容質量		
			容器等級がⅠの危険物を収納する場合	容器等級がⅡの危険物を収納する場合	容器等級がⅢの危険物を収納する場合
ガラス製容器	10kg	50A、50B、50N、50H、 50C、50D、50F、50G又は 51H ⁽³⁾	禁 止	禁 止	3m ³
プラスチック製容器 ⁽²⁾	50kg				
金属製容器	50kg				
紙製容器 ⁽¹⁾⁽²⁾	50kg				
ファイバ板製容器 ⁽¹⁾⁽²⁾	50kg				
<p>注 1 固体の危険物を収納する場合に限る。</p> <p>2 表中肩文字(1)から(3)は、以下の要件を示す。</p> <p>(1) 収納する危険物が運送中液体状になるおそれがある場合には、当該容器を使用しないこと。</p> <p>(2) 粉末不漏性のものであること。</p> <p>(3) フレキシブル内装容器を使用する場合に限ること。</p> <p>3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>L3 国連番号が1309、1376、1483、1869、2793、2858及び2878の危険物に関して、フレキシブル内装容器及びファイバ板製内装容器は、粉末不漏性かつ防水性のものであること。</p> <p>L4 国連番号が1932、2008、2009、2545、2546、2881及び3189の危険物に関して、フレキシブル内装容器及びファイバ板製内装容器は、気密に密封すること。</p>					

LP03		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
<p>注 1 物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、適切な材質で製造された容器で保護すること。</p> <p>2 閉鎖装置等を有する容器で液体を収納する場合にあっては、当該装置を適切な向きに合わせて包装し、容器はIMDGコード6.1.5.5の要件に適合すること。</p> <p>3 ガラス、陶器、炝器や特定のプラスチックその他の破壊されやすい容器を用いる場合は、適切に保護すること。内容物の漏えいによって発生する物品や外装容器の損傷を防止できるものでなければならない。</p> <p>4 物品内のガスを収納する容器は、IMDGコード4.1.6及び6.2の要件に適合するか、又はIMDGコード4.1.4.1の「P200」若しくは「P208」の要件に適合すること。</p> <p>5 物品内で危険物が容器に収納されていない場合、通常の運送状態において、危険物の漏えいを防止するよう保護しなければならない。</p> <p>6 通常の運送中に物品の移動及び不慮の作動が防止できるものとする。</p> <p>7 容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければならない。</p>		

LP101		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類

—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
<p>注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>L1 国連番号が0006、0009、0010、0015、0016、0018、0019、0034、0035、0038、0039、0048、0056、0137、0138、0168、0169、0171、0181、0182、0183、0186、0221、0243、0244、0245、0246、0254、0280、0281、0286、0287、0297、0299、0300、0301、0303、0321、0328、0329、0344、0345、0346、0347、0362、0363、0370、0412、0424、0425、0434、0435、0436、0437、0438、0451、0488、0502及び0510の危険物に関して、通常軍事用に使用される大型で強力な爆発物品で信管のないもの又は信管に2つ以上の効果的な安全装置のあるものは、無外装で運送することができる。このような物品が発射薬を有する場合又は自ら推進する場合、点火装置を通常の運送状態で遭遇する外力に対して防護すること。また、包装されていない物品に対する「危険物の輸送に関する国連勧告試験及び判定基準マニュアル」試験シリーズ4で否定的結果を示す爆発物品は無外装で運送することができる。このような物品は、架台に取り付けられるか又は木枠若しくは他の適当な取扱い装置に固定すること。</p>		

LP102		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
袋（防水性のものに限る。）、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板製シート（波型のものに限る。）又はファイバ板製チューブ	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G

LP200		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
<p>注 1 容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければならない。</p> <p>2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>L2 国連番号が1950及び2037の危険物を廃棄物として運送する場合は、以下の要件に適合すること。</p> <p>(1) 容器は、通常の運送状態において、危険な移動及び偶発的噴射を防止するよう設計及び製造されなければならない。</p> <p>(2) 危険な雰囲気形成及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。ただし、国連番号が1950の危険物を廃棄物として運送する場合には、封入された液体の漏えいを防ぐための措置を講じること。</p>		

LP621		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
y		

LP622		
-------	--	--

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
y		

LP902		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
注 1 通常の運送中に物品の移動又は不慮の作動が防止できるものでなければならない。 2 容器等級Ⅲに適合するものでなければならない。 3 製造工場から組立て工場（運送の経由地を含む。）へ運送する場合において、専用の運搬容器、自動車、コンテナ又は貨車に収納するときには、無外装で運送できる。		

LP903		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
注 1 蓄電池は大型容器内での移動によって発生する損傷を防止できるよう包装されたものでなければならない。 2 容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければならない。 3 蓄電池は短絡が防止されたものでなければならない。 4 外装容器には、1の単電池又は組電池（装置に組み込まれたものを含む。）を収納することができる。		

LP904		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H又は50D
<p>注 1 損傷又は欠陥のあるリチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置は、容器に1つずつ個別に収納されなければならない。</p> <p>2 容器等級IIの要件に適合するものであること。</p> <p>3 蓄電池は短絡が防止されたものでなければならない。蓄電池は大型容器内での移動によって発生する損傷を防止できるものでなければならない。</p> <p>4 蓄電池及び蓄電池を組み込まれた装置に対し、</p> <p>(1) 内装容器又は外装容器は、電解液の漏洩を防止するものでなければならない。</p> <p>(2) 内装容器は、危険な熱放出を防ぐため、不燃性であって非導電性の断熱材料によって包まなければならない。</p> <p>(3) 密封された容器は、必要に応じ通気装置を取り付けなければならない。</p> <p>(4) 輸送中の輸送物内での蓄電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃による影響が最小になる適切な方法が取られなければならない。</p> <p>(5) 非導電性であること。</p> <p>(6) 電解液が漏洩している電池については、電解液を吸収するために充分な量の不活性の吸収材を、内装容器又は外装容器に備えなければならない。</p> <p>(7) 外装容器には、装置の中に組み込まれた1の蓄電池を含む、1以下の蓄電池を収納することができる。</p>		

LP905		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
<p>注 1 試作品又は生産数量が100個以下のリチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池の収納に用いる容器は、容器等級IIの要件に適合していること。</p> <p>2 1の組電池を運送する場合は、次の要件に従った容器に収納するものとする。</p> <p>(1) 組電池を収納した内装容器は、外装容器の内側に収納されていること。</p> <p>(2) 内装容器は不燃性であって、かつ、非導電性の十分な量の断熱材で完全に囲われたものであること。</p> <p>(3) 運送中において、運送物内の組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。</p> <p>(4) 不燃性であること。</p> <p>3 1の装置を運送する場合は、次の要件に従った容器に収納するものとする。</p> <p>(1) 当該装置は、不慮の作動が防止できるような容器に収納して運送されなければならない。</p> <p>(2) 運送中において、運送物内の装置の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。</p> <p>(3) 不燃性であること。</p> <p>4 単電池及び組電池は、短絡が防止されたものでなければならない。</p>		

LP906		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50D、50G又は50H
<p>注 1 損傷又は欠陥のあるリチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置（通常の運送状態において、発熱、発火、分解、毒性若しくは腐食性又は引火性ガスの発生その他のおそれのあるものに限る。）の収納に用いる容器について、船積地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次の事項を確認すること。</p> <p>(1) 容器等級Iの要件に適合していること。</p> <p>(2) 容器の表面温度は、100℃以下を維持すること。ただし、一時的な温度上昇時の表面温度は、最大200℃まで許容される。</p> <p>(3) 容器の外側で火炎が出ないこと。</p> <p>(4) 容器から漏えいがないこと。</p> <p>(5) 容器は適切なガス制御装置を備えていること。</p> <p>2 単電池又は組電池の名称、数量、質量、種類、エネルギー量、容器識別情報、及び容器に関する書類が関係機関及び関係者の求めに応じ提供されなければならない。</p> <p>3 ドライアイス又は液体窒素を冷却剤として使用する場合には、IMDGコード5.5.3の要件に適合しなければならない。内装容器は緩衝材により保護されていること。内装容器及び外装容器は、冷却剤が消失した後でも損傷を防止できるものでなければならない。</p>		

(ii) (i)の表中に掲げる大型容器の容器記号は、大型容器の種類及び材質に応じて次の表に定めるとおりとする。

種類	材質	記号
50. 硬質大型容器	A. 鋼	50A
	B. アルミニウム	50B
	C. 天然木材	50C
	D. 合板	50D
	F. 再生木材	50F
	G. ファイバ板	50G
	H. プラスチック	50H
	L. 織布	50L
	M. 紙（多層のもの）	50M
	N. 金属（鋼又はアルミニウム以外のもの）	50N
51. フレキシブル大型容器	P. ガラス又は陶磁器	50P
	A. 鋼	51A
	B. アルミニウム	51B
	C. 天然木材	51C
	D. 合板	51D
	F. 再生木材	51F

	G. ファイバ板	51G
	H. プラスチック	51H
	L. 織布	51L
	M. 紙（多層のもの）	51M
	N. 金属（鋼又はアルミニウム以外のもの）	51N
	P. ガラス又は陶磁器	51P

(3) IBC容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に応じ、次の要件に適合する容器を示す。

IBC01
31A、31B又は31N

IBC02
31A、31B、31N、31H1、31H2又は31HZ1
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 B5 国連番号が1791、2014、2984及び3149の危険物に関して、IBC容器はベント機能を備えたものでなければならず、ガス抜き口は運送中最大充てん状況下においてIBC容器の蒸気空間に位置するものであること。 B8 純品はIBC容器で運送しないこと。 B15 国連番号が2031の危険物（硝酸の濃度が55%を超えるものに限る。）に関して、硬質プラスチック製IBC容器又は硬質プラスチック製内容器を使用するプラスチック製内容器付複合IBC容器を使用する場合、その容器は製造日から2年以内のものを使用すること。 B16 国連番号が3375の危険物について、31A及び31Nタイプの容器を使用する場合は、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものであること。 B20 国連番号が1716、1717、1736、1737、1738、1742、1743、1755、1764、1768、1776、1778、1782、1789、1790、1796、1826、1830、1832、2031、2038、2308、2353、2513、2584、2796及び2817の危険物に関して、IBC容器は2つの閉鎖装置を備えたものであること。

IBC03
31A、31B、31N、31H1、31H2、31HZ1、31HA2、31HB2、31HN2、31HD2又は31HH2
注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 B8 純品はIBC容器で運送しないこと。 B11 国連番号が2672の危険物（アンモニア溶液で濃度が25%を超えないものに限る。）は、31H1、31H2及び31HZ1に限ること。 B19 国連番号が3532及び3534の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。

IBC04
11A、11B、11N、21A、21B、21N、31A、31B又は31N

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

- B1 容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

IBC05

11A、11B、11N、21A、21B、21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、21HZ1又は31HZ1

注 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

- B1 容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。
- B21 固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

IBC06

11A、11B、11N、21A、21B、21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2又は31HZ1

注 1 収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HZ2及び21HZ2に収納してはならない。

2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

- B1 容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。
- B12 国連番号が2907の危険物に関しては、第25条の5に規定する容器等級Ⅱの要件に適合するIBC容器を使用すること。同条に規定する容器等級Ⅰの危険物に係る要件に適合するIBC容器は使用してはならない。
- B21 固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

IBC07

11A、11B、11N、21A、21B、21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、31HZ1、11C、11D又は11F

注	1	木製IBC容器の内張りは、粉末不漏性のものとしなければならない。
	2	収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HZ2、21HZ2、11C、11D及び11Fに収納してはならない。
	3	追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
	B1	容器等級Ⅰの危険物について、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。
	B4	フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。
	B18	国連番号が3531及び3533の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。
	B21	固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

IBC08		
11A、11B、11N、21A、21B、21N、31A、31B、31N、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、31HZ1、11G、11C、11D、11F、13H1、13H2、13H3、13H4、13H5、13L1、13L2、13L3、13L4、13M1又は13M2		
注	1	収納する危険物（容器等級Ⅰのものに限る。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には収納してはならない。また、収納する危険物（容器等級Ⅰのものを除く。）が運送中に液体状になるおそれのある場合には、11HZ2、21HZ2、11G、11C、11D、11F、13H1、13H2、13H3、13H4、13H5、13L1、13L2、13L3、13L4、13M1及び13M2に収納してはならない。
	2	追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
	B3	フレキシブルIBC容器は、粉末不漏性かつ水密性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。
	B4	フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器又は木製IBC容器は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。
	B6	国連番号が1327、1363、1364、1365、1386、1408、1841、1856、2211、2217、2793及び3314の危険物に関しては、容器検査を必要としない。
	B21	容器等級Ⅱの危険物及び国連番号が1374、2590、2823及び3535の危険物に関して、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

IBC99		
x		

IBC100		
11A、11B、11N、21A、21B、21N、31A、31B、31N、13H2、13H3、13H4、13L2、13L3、13L4、13M2、11H1、11H2、21H1、21H2、31H1、31H2、11HZ1、11HZ2、21HZ1、21HZ2、31HZ1又は31HZ2		

- 注 1 IBC容器は、自由流動物質に限り使用できる。
- 2 フレキシブルIBC容器は、固体物質に限り使用できる。
- 3 31HZ2に収納する場合は、外側のケーシング容積の80%以上充てんし、かつ、非開放型の貨物輸送ユニットに収納して運送しなければならない。
- 4 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
- B2 国連番号が0222の危険物に関しては、金属製IBC容器又は硬質プラスチック製IBC容器以外のIBC容器の場合、IBC容器は非開放型の貨物輸送ユニットにより運送されなければならない。
- B3 国連番号が0222の危険物に関しては、フレキシブルIBC容器に収納する場合は、粉末不漏性であって耐水性のフレキシブルIBC容器か、粉末不漏性であって、耐水性の内張りのあるフレキシブルIBC容器により運送されなければならない。
- B9 国連番号が0082の危険物に関しては、硝酸アンモニウム又は他の無機硝酸塩と爆発性成分を有しない他の可燃性物質との混合物であって、ニトログリセリン、類似の液体有機硝酸塩又は塩素酸塩を含まない場合に限り使用すること。金属製IBC容器は使用できない。
- B10 国連番号が0241の危険物に関しては、物質が主要な成分として水及び一部又は全体が溶液である高比率のアンモニウム硝酸塩又は他の酸化性物質で構成されている場合に限り使用すること。他の構成物質は、炭化水素又はアルミニウム粉末を含み、トリニトロトルエン等ニトロ誘導体を含まないこと。金属製IBC容器は使用できない。
- B17 国連番号が0222の危険物に関しては、金属製IBC容器は使用できない。

IBC520						
国連番号	品名	化学名	IBC容器の種類	許容量 (リットル)	管理温度 (℃)	非常温度 (℃)
3109	有機過酸化物F (液体)	ターシャリーブチルパーオキシサイド	31HA1	1000		
		ターシャリーブチルヒドロパーオキシサイド (濃度が72質量%以下の水溶液)	31A	1250		
			31HA1	1000		
		ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000		
		ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31A	1250		
		ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサ ノエート (濃度が37質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31A	1250		
			31HA1	1000		
クミルヒドロパーオキシサイド (濃度が90質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1250				

		ジベンゾイルパーオキシド (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31H1	1000		
		ジターシャリーブチルパーオキシド (濃度が52質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31A	1250		
			31HA1	1000		
		1,1-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が37質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31A	1250		
		1,1-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン (濃度が42質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31H1	1000		
		2,5-ジメチル-2,5-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン (濃度が52質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31AHA1	1000		
		ジラウロイルパーオキシド (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000		
		イソプロピルキミルハイドロパーオキシド (濃度が72質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1250		
		パラメンタンヒドロパーオキシド (濃度が72質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1250		
		過酢酸 (安定剤入りのもの) (濃度が17質量%以下のものに限る。)	31H1	1500		
			31H2			
			31HA1			
			31A			
		3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキシノナン (濃度が27質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000		
3110	有機過酸化物F (固体)	ジクミルパーオキシド	31A	2000		
			31H1			
			31HA1			

3119	有機過酸化物F (液体) (温度管理が必要なもの)	ターシャリーアミルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が62質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000	15	20
		ターシャリーアミルパーオキシピバレート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31A	1250	10	15
		ターシャリーアミルパーオキシピバレート (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	0	10
		ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)	31HA1	1000	30	35
			31A	1250	30	35
		ターシャリーブチルパーオキシピバレート (濃度が27質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)	31HA1	1000	10	15
			31A	1250	10	15
		ターシャリーブチルパーオキシピバレート (濃度が42質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000	10	15
			31A	1250	10	15
		ジ (4-ターシャリーブチルシクロヘキシル) パーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	30	35
		ジセチルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	30	35
		ジミリスチルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	15	20
		ジ (3,5,5-トリメチルヘキサノイル) パーオキシサイド (濃度が52質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000	10	15
			31A	1250	10	15
		ジイソブチルパーオキシサイド (濃度が28質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	-20	-10
			31A	1250	-20	-10
ジイソブチルパーオキシサイド (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	-25	-15		
	31A	1250	-25	-15		

	ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31A	1250	0	10
	ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	-5	5
	ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	-5	5
	クミルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	-15	-5
	ジ (2-エチルヘキシル) パーオキシジカーボネート (濃度が62質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	-20	-10
		31HA1	1000	-20	-10
	ジ (2-ネオデカニルパーオキシイソプロピル) ベンゼン (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	-15	-5
	3-ヒドロキシ-1,1-ジメチルブチルパーオキシデオデカノエート (濃度が52質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	-15	-5
	ジ (3,5,5-トリメチルヘキサノイル) パーオキサイド (濃度が52質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	10	15
	1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HA1	1000	-5	5
		31A	1250	-5	5
	1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が67質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000	15	20
	ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート (濃度が42質量%以下で、安定な水分散体としたもの)	31A	1250	10	15

注	1	運送中にガス抜き可能な装置を設置しなければならない。ガス抜き口は、運送中最大充てん状況下においてIBC容器の蒸気空間に位置するものでなければならない。
	2	金属IBC容器又は複合IBC容器は、いかなる場合にも容器の破裂を防止できる適切な圧力安全装置を取り付けたものでなければならない。
	3	第25条の5第2項第1号から第3号までに規定する容器等級Ⅱの危険物を収納する容器に係る要件に適合するものであること。
	4	表中に掲げる物質は、管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をする場合、備考6 (1) P520に規定されるOP8の収納方法で運送することができる。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては、温度管理をすることを要しない。

IBC620
y

(ii) (i)の表中に掲げるIBC容器の容器記号は、IBC容器の種類、材質及び細分類に応じて次の表に定めるとおりとする。

種類	材質	細分類	記号
11. 金属製IBC容器 (重力によって充てん及び排出する固体用のもの)	A. 鋼	—	11A
	B. アルミニウム	—	11B
	N. 金属 (鋼又はアルミニウム以外のもの)	—	11N
21. 金属製IBC容器 (最大許容使用圧力0.01メガパスカルを超える圧力で充てん及び排出する固体用のもの)	A. 鋼	—	21A
	B. アルミニウム	—	21B
	N. 金属 (鋼又はアルミニウム以外のもの)	—	21N
31. 金属製IBC容器 (液体用のもの)	A. 鋼	—	31A
	B. アルミニウム	—	31B
	N. 金属 (鋼又はアルミニウム以外のもの)	—	31N
13. フレキシブルIBC容器 (重力によって充てん及び排出する固体用のもの)	H. 樹脂クロス	コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きでないもの	13H1
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きでないもの	13H2
		コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きのもの	13H3
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きのもの	13H4
	H. プラスチックフィルム	—	13H5
	L. 織布	コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きでないもの	13L1
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きでないもの	13L2

		コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きのもの	13L3
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きのもの	13L4
	M. 紙	多層のもの	13M1
		多層で防水性のもの	13M2
11. 硬質プラスチック製IBC容器 (重力によつて充てん及び排出する固体用のもの)	H. プラスチック材	積み重ねた場合、全荷重に耐えるように設計された構造設備を備えたもの	11H1
		積み重ねるための構造設備を備えないもの	11H2
21. 硬質プラスチック製IBC容器 (圧力によつて充てん及び排出する固体用のもの)	H. プラスチック材	積み重ねた場合、全荷重に耐えるように設計された構造設備を備えたもの	21H1
		積み重ねるための構造設備を備えないもの	21H2
31. 硬質プラスチック製IBC容器 (液体用のもの)	H. プラスチック材	積み重ねた場合、全荷重に耐えるように設計された構造設備を備えたもの	31H1
		積み重ねるための構造設備を備えないもの	31H2
11. プラスチック製内容器付複合IBC容器 (重力によつて充てん及び排出する固体用のもの)	HZ	内容器が硬質プラスチック製のもの	11HZ1
		内容器がフレキシブルプラスチック製のもの	11HZ2
21. プラスチック製内容器付複合IBC容器 (圧力によつて充てん及び排出する固体用のもの)	HZ	内容器が硬質プラスチック製のもの	21HZ1
		内容器がフレキシブルプラスチック製のもの	21HZ2
31. プラスチック製内容器付複合IBC容器 (液体用のもの)	HZ	内容器が硬質プラスチック製のもの	31HZ1
		内容器がフレキシブルプラスチック製のもの	31HZ2
11. ファイバ板製IBC容器 (重力によつて充てん及び排出する固体用のもの)	G. ファイバ板	-	11G
11. 木製IBC容器 (重力によつて充てん及び排出する固体用のもの)	C. 天然木材	内張り付きのもの	11C
	D. 合板	内張り付きのもの	11D

出す固体用のもの)	F. 再生木材	内張り付きのもの	11F
-----------	---------	----------	-----

(注) プラスチック製内容器付複合IBC容器の材質を示す記号のうちZについては、外装容器の材質を示す以下の記号に置き換える。

A	鋼
B	アルミニウム
C	天然木材
D	合板
F	再生木材
G	ファイバ板
H	プラスチック材
L	織布
M	紙（多層のもの）
N	金属（鋼又はアルミニウム以外のもの）

(iii) IBC容器の最大内容積は、IBC容器の種類、収納する危険物の容器等級及び性状に応じて次の表に定めるとおりとする。

IBC容器の種類	収納する危険物の容器等級	収納する危険物の性状	最大内容積
金属製IBC容器	I	固体	3000L
硬質プラスチック製IBC容器、プラスチック製内容器付複合IBC容器、フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器、木製IBC容器	I	固体	1500L
液体用のプラスチック製内容器付複合IBC容器（外装容器の材質が鋼又はプラスチック材で、内容器がフレキシブルプラスチック製のものに限る。）以外のIBC容器	II又はIII	固体又は液体	3000L
液体用のプラスチック製内容器付複合IBC容器（外装容器の材質が鋼又はプラスチック材で、内容器がフレキシブルプラスチック製のものに限る。）	II又はIII	液体	1250L

(4) ポータブルタンクの欄に掲げる記号

(i) タンクの欄に掲げる記号の意義は、以下のとおりとする。

T1からT22				
タンクの記号	最小試験圧力 (MPa)	タンク外板の最小板厚 (基準鋼)	圧力安全装置の種類	底部開口
T1	0.15	—	N	A
T2	0.15	—	N	B
T3	0.265	—	N	A
T4	0.265	—	N	B
T5	0.265	—	NF	C

T6	0.4	—	N	A
T7	0.4	—	N	B
T8	0.4	—	N	C
T9	0.4	6mm	N	C
T10	0.4	6mm	NF	C
T11	0.6	—	N	B
T12	0.6	—	NF	B
T13	0.6	6 mm	N	C
T14	0.6	6 mm	NF	C
T15	1	—	N	B
T16	1	—	NF	B
T17	1	6mm	N	B
T18	1	6mm	NF	B
T19	1	6mm	NF	C
T20	1	8mm	NF	C
T21	1	10mm	N	C
T22	1	10mm	NF	C

T23									
国連番号	品名	化学名	最小試験圧力 (MPa)	タンク 外板の 最小板厚 (基準鋼)	底部開口	圧力安全装置 の種類	ポータブルタンクの内容積 に対する内部 の空間の割合 の最小許容値	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)
3109	有機過酸化物質F (液体) (備考1(3)の 表に掲げられ たもの)	ターシャリーブチルハ イドロパーオキサイド (濃度が72質量%以下 の水溶液) ⁽¹⁾	0.4	—	B	IMDG コード 4.2.1.13.6、 4.2.1.13.7、 4.2.1.13.8 及 び6.7.2.8.2に 規定する要件 に適合するも の	10パーセント (15°C)	—	—
		クミルハイドロパーオ キサイド (濃度が90質 量%以下で、希釈剤A を含有するもの)						—	—
		ジターシャリーブチル パーオキサイド (濃度 が32質量%以下で、希 釈剤Aを含有するも の)						—	—

		イソプロピルキミルハイドロパーオキシド (濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを含有するもの)						—	—
		パラメンタンヒドロパーオキシド (濃度が72質量%以下で、希釈剤Aを含有するもの)						—	—
		ピナニルヒドロパーオキシド (濃度が56質量%以下で、希釈剤Aを含有するもの)						—	—
		その他の化学名	x						
3110	有機過酸化物F (固体) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ジクミルパーオキシド ⁽²⁾	0.4	—	B	IMDGコード 4.2.1.13.3、 4.2.1.13.7、 4.2.1.13.8及び 6.7.2.8.2に 規定する要件 に適合するもの	10パーセント (15℃)	—	—
		その他の化学名	x						
3119	有機過酸化物F (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(3)の表に掲げられたもの)	ターシャリーアミルパーオキシネオデカノエート (濃度が47質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	0.4	—	B	IMDGコード 4.2.1.13.6、 4.2.1.13.7、 4.2.1.13.8及び 6.7.2.8.2に 規定する要件 に適合するもの	10パーセント (15℃)	-10	-5
		ターシャリーブチルパーオキシアセテート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)						30	35

		ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート（濃度が32質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの）						15	20
		ターシャリーブチルパーオキシピバレート（濃度が27質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの）						5	10
		ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチル-ヘキサノエート（濃度が32質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの）						35	40
		ジ（3,5,5-トリメチルヘキサノイル）パーオキサイド（濃度が38質量%以下であって、希釈剤A又は希釈剤Bを含有するもの）						0	5
		過酢酸（蒸留したもの）（安定剤入りのもの） ⁽³⁾						30	35
		その他の化学名	x						
3120	有機過酸化物F（固体） （温度管理が必要なもの） （備考1(3)の表に掲げられたもの）	x							

3229	自己反応性物質F (液体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	x		—	—
3230	自己反応性物質F (固体) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	x		—	—
3239	自己反応性物質F (液体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	x			
3240	自己反応性物質F (固体) (温度管理が必要なもの) (備考1(2)の表に掲げられたもの)	x			
<p>注 1 表中肩文字(1)から(3)は、以下の要件を示す。</p> <p>(1) 濃度が65%の水溶液と同等の安全性が確保される場合に限る。</p> <p>(2) 最大許容質量は2,000kgとする。</p> <p>(3) 濃度41%以下の過酢酸水溶液を原料として蒸留により得られた組成物であって、全活性酸素(過酢酸+過酸化水素)の濃度が9.5%以下であって、IMDGコード2.5.3.3.2.6の基準を満たすものであること。腐食性の副次危険性を示す標札等を付すこと。</p> <p>2 表中に掲げる物質は、管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をする場合、備考6(1)P520に規定される0P8の収納方法で運送することができる。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては、温度管理をすることを要しない。</p>					

T50					
国連番号	品名	最大許容使用圧力 (MPa)	底部開口	圧力安全装	ポータブル

	日本語名	英語名	直径 1.5m以 下のポー タブルタ ンク	直径 1.5mを 超え、か つ、日光 遮蔽板又 は断熱材 を有しな いポータ ブルタン ク	直径 1.5mを 超え、か つ、日光 遮蔽板を 有するポ ータブル タンク	直径 1.5mを 超え、か つ、断熱 材を有す るポータ ブルタン ク		置の種類	タンクの内 容積に対す る常温液化 ガスの最大 質量の割合 の最大値 (kg/L)
1005	液体アンモニア	AMMONIA, ANHYDROUS	2.9	2.57	2.2	1.97	A	NF	0.53
1009	ブロモトリフルオロメタン [冷媒用ガス R13B1]	BROMOTRIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 13B1)	3.8	3.4	3	2.75	A	N	1.13
1010	ブタジエン (安定剤入りのものに限 る。)	BUTADIENES, STABILIZED	0.75	0.7	0.7	0.7	A	N	0.55
1010	ブタジエンと炭化水素の混合 物 (安定剤入りのものであっ て、ブタジエンの濃度が 40% を超えるものに限る。)	BUTADIENES AND HYDROCARBON MIXTURE, STABILIZED with more than 40% butadienes	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力				A	N	*
1011	ブタン	BUTANE	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	0.51
1012	ブチレン	BUTYLENE	0.8	0.7	0.7	0.7	A	N	0.53
1017	塩素	CHLORINE	1.9	1.7	1.5	1.35	C	NF	1.25
1018	クロロジフルオロメタン [冷媒用ガス R22]	CLORODIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 22)	2.6	2.4	2.1	1.9	A	N	1.03
1020	クロロペンタフルオロメタン [冷媒用ガス R115]	CHLOROPENTAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 115)	2.3	2	1.8	1.6	A	N	1.06
1021	1-クロロ-1, 2, 2, 2-テトラフル オロエタン [冷媒用ガス R124]	1-CHLORO-1, 2, 2, 2- TETRAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 124)	1.03	0.98	0.79	0.7	A	N	1.2
1027	シクロプロパン	CYCLOPROPANE	1.8	1.6	1.45	1.3	A	N	0.53
1028	ジクロロジフルオロメタン [冷媒用ガス R12]	DICHLORODIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 12)	1.6	1.5	1.3	1.15	A	N	1.15
1029	ジクロロフルオロメタン [冷媒用ガス R21]	DICHLOROFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 21)	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	1.23
1030	1, 1-ジフルオロエタン [冷媒用ガス R152a]	1, 1-DIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 152a)	1.6	1.4	1.24	1.1	A	N	0.79

1032	ジメチルアミン (無水物)	DIMETHYLAMINE, ANHYDROUS	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	0.59
1033	ジメチルエーテル	DIMETHYL ETHER	1.55	1.38	1.2	1.06	A	N	0.58
1036	エチルアミン (無水物又は濃度が70質量% を超える水溶液に限る。)	ETHYLAMINE	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	0.61
1037	塩化エチル	ETHYL CHLORIDE	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	0.8
1040	酸化エチレンと窒素の混合物 (50°Cにおける全圧が1MPa以下 のもの)	ETHYLENE OXIDE WITH NITROGEN up to a total pressure of 1MPa at 50°C	—	—	—	1	C	NF	0.78
1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混 合物 (酸化エチレンの含有率が9 質量%を超え87質量%以下の もの)	ETHYLENE OXIDE AND CARBON DIOXIDE MIXTURE, with more than 9% but not more than 87% ethylene oxide	IMDGコード6.7.3.1に規定する圧力				A	N	*
1055	イソブチレン	ISOBUTYLENE	0.81	0.7	0.7	0.7	A	N	0.52
1060	メチルアセチレンとプロパジ エンの混合物	METHYLACETYLENE AND PROPADIENE MIXTURE, STABILIZED	2.8	2.45	2.2	2	A	N	0.43
1061	メチルアミン (無水物)	METHYLAMINE, ANHYDROUS	1.08	0.96	0.78	0.7	A	N	0.58
1062	臭化メチル (クロロピクリンの含有率が2 質量%を超えないものに限 る。)	METHYL BROMIDE with not more than 2% chloropicrin	0.7	0.7	0.7	0.7	C	NF	1.51
1063	塩化メチル [冷媒用ガスR40]	METHYL CHLORIDE (REFRIGERANT GAS R 40)	1.45	1.27	1.13	1	A	N	0.81
1064	メチルメルカプタン	METHYL MERCAPTAN	0.7	0.7	0.7	0.7	C	NF	0.78
1067	二酸化窒素	DINITROGEN TETROXIDE	0.7	0.7	0.7	0.7	C	NF	1.3
1075	その他の液化石油ガス	PETROLEUM GAS, LIQUEFIED	IMDGコード6.7.3.1に規定する圧力				A	N	*
1077	プロピレン	PROPYLENE	2.8	2.45	2.2	2	A	N	0.43
1078	冷媒用ガス類 (非引火性かつ非毒性のも の) (他に品名が明示されている ものを除く。)	REFRIGERANT GAS, N. O. S.	IMDGコード6.7.3.1に規定する圧力				A	N	*
1079	二酸化硫黄	SULPHUR DIOXIDE	1.16	1.03	0.85	0.76	C	NF	1.23

1082	クロロトリフルオロエチレン (安定剤入りのもの) [冷媒用ガス R1113]	TRIFLUOROCHLOROETHYLENE, STABILIZED (REFRIGERANT GAS R 1113)	1.7	1.5	1.31	1.16	C	NF	1.13
1083	トリメチルアミン (無水物)	TRIMETHYLAMINE, ANHYDROUS	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	0.56
1085	臭化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL BROMIDE, STABILIZED	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	1.37
1086	塩化ビニル (安定剤入りのもの)	VINYL CHLORIDE, STABILIZED	1.06	0.93	0.8	0.7	A	N	0.81
1087	メチルビニルエーテル (安定剤入りのもの)	VINYL METHYL ETHER, STABILIZED	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	0.67
1581	クロロピクリンと臭化メチル の混合物 (クロロピクリンの濃度が 2 質量%を超えるもの)	CHLOROPICRIN AND METHYL BROMIDE MIXTURE with not more than 2% chloropicrin	0.7	0.7	0.7	0.7	C	NF	1.51
1582	クロロピクリンと塩化メチル の混合物	CHLOROPICRIN AND METHYL CHLORIDE MIXTURE	1.92	1.69	1.51	1.31	C	NF	0.81
1858	ヘキサフルオロプロピレン [冷媒用ガス R1216]	HEXAFLUOROPROPYLENE (REFRIGERANT GAS R 1216)	1.92	1.69	1.51	1.31	A	N	1.11
1912	塩化メチルと塩化メチレンの 混合物 (引火性のもの)	METHYL CHLORIDE AND METHYLENE CHLORIDE MIXTURE	1.52	1.3	1.16	1.01	A	N	0.81
1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラ フルオロエタン [冷媒用ガス R114]	1,2-DICHLORO-1,1,2,2- TETRAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 114)	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	1.3
1965	炭化水素ガス混合物 (液化されているもの) (他に品名が明示されている ものを除く。)	HYDROCARBON GAS, MIXTURE LIQUEFIED, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力				A	N	*
1969	イソブタン	ISOBUTANE	0.85	0.75	0.7	0.7	A	N	0.49
1973	クロロジフルオロメタンとク ロロペンタフルオロエタンの 混合物 (クロロジフルオロメタンを 約 49 質量%含有し、一定の沸 点を有するもの) [冷媒用ガス R502]	CHLORODIFLUOROMETHANE AND CHLOROPENTAFLUOROETHANE MIXTURE with fixed boiling point, with approximately 49% chlorodifluoromethane (REFRIGERANT GAS R 502)	2.83	2.53	2.28	2.03	A	N	1.05

1974	クロロジフルオロプロモメタン [冷媒用ガス R12B1]	CHLORODIFLUOROBROMOMETHANE (REFRIGERANT GAS R 12B1)	0.74	0.7	0.7	0.7	A	N	1.61
1976	オクタフルオロシクロブタン [冷媒用ガス RC318]	OCTAFLUOROCYCLOBUTANE (REFRIGERANT GAS RC 318)	0.88	0.78	0.7	0.7	A	N	1.34
1978	プロパン	PROPANE	2.25	2.04	1.8	1.65	A	N	0.42
1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン [冷媒用ガス R133a]	1-CHLORO-2,2,2-TRIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 133a)	0.7	0.7	0.7	0.7	A	N	1.18
2035	1,1,1-トリフルオロエタン [冷媒用ガス R143a]	1,1,1-TRIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 143a)	3.1	2.75	2.42	2.18	A	N	0.76
2424	オクラフルオロプロパン [冷媒用ガス R218]	OCTAFLUOROPROPANE (REFRIGERANT GAS R 218)	2.31	2.08	1.86	1.66	A	N	1.07
2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン [冷媒用ガス R142b]	1-CHLORO-1,1-DIFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 142b)	0.89	0.78	0.7	0.7	A	N	0.99
2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物 (ジクロロジフルオロメタンの含有率が約 74 質量%のもの) [冷媒用ガス R500]	DICHLORODIFLUOROMETHANE AND DIFLUOROETHANE AZEOTROPIC MIXTURE with approximately 74% dichlorodifluoromethane (REFRIGERANT GAS R 500)	2	1.8	1.6	1.45	A	N	1.01
3057	トリフルオロアセチルクロライド	TRIFLUOROACETYL CHLORIDE	1.46	1.29	1.13	0.99	C	NF	1.17
3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 12.5 質量%以下のもの)	ETHYLENE Oxide AND DICHLORODIFLUOROMETHANE MIXTURE, with not more than 12.5% ethylene oxide	1.4	1.2	1.1	0.9	A	NF	1.09
3153	トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル	PERFLUORO (METHYL VINYL ETHER)	1.43	1.34	1.12	1.02	A	N	1.14
3159	1,1,1,2-テトラフルオロエタン [冷媒用ガス R134a]	1,1,1,2-TETRAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 134a)	1.77	1.57	1.38	1.21	A	N	1.04
3161	その他の液化ガス (引火性のもの)	LIQUEFIED GAS, FLAMMABLE, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力				A	N	*

3163	その他の液化ガス (他の危険性を有しないもの)	LIQUEFIED GAS, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力				A	N	*
3220	ペンタフルオロエタン [冷媒用ガス R125]	PENTAFLUOROETHANE (REFRIGERANT GAS R 125)	3.44	3.08	2.75	2.45	A	N	0.87
3252	ジフルオロメタン [冷媒用ガス R32]	DIFLUOROMETHANE (REFRIGERANT GAS R 32)	4.3	3.9	3.44	3.05	A	N	0.78
3296	ヘプタフルオロプロパン [冷媒用ガス R227]	HEPTAFLUOROPROPANE (REFRIGERANT GAS R 227)	1.6	1.4	1.25	1.1	A	N	1.2
3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 8.8 質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND CHLOROTETRAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 8.8% ethylene oxide	0.81	0.7	0.7	0.7	A	N	1.16
3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 7.9 質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND PENTAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 7.9% ethylene oxide	2.59	2.34	2.09	1.86	A	N	1.02
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物 (酸化エチレンの含有率が 5.6 質量%以下のもの)	ETHYLENE OXIDE AND TETRAFLUOROETHANE MIXTURE, with not more than 5.6% ethylene oxide	1.67	1.47	1.29	1.12	A	N	1.03
3318	アンモニア水溶液 (15°Cで比重が 0.880 未満でアンモニアの含有率が 50 質量%を超える水溶液)	AMMONIA SOLUTION, relative density less than 0.88 at 15°C in water, with more than 50% ammonia	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力				A	NF	*
3337	冷媒用ガス R404A	REFRIGERANT GAS R 404A	3.16	2.83	2.53	2.25	A	N	0.82
3338	冷媒用ガス R407A	REFRIGERANT GAS R 407A	3.13	2.81	2.51	2.24	A	N	0.94
3339	冷媒用ガス R407B	REFRIGERANT GAS R 407B	3.3	2.96	2.65	2.36	A	N	0.93
3340	冷媒用ガス R407C	REFRIGERANT GAS R 407C	2.99	2.68	2.39	2.13	A	N	0.95
3500	その他の加圧された化学薬品 (他の危険性を有しないもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力				A	IMDG コード 6.7.3.7.3 に規定する 要件に適合 するもの	TP4 ^c

3501	その他の加圧された化学薬品 (引火性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力	A	IMDG コード 6.7.3.7.3 に規定する 要件に適合 するもの	TP4 ^c
3502	その他の加圧された化学薬品 (毒性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, TOXIC, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力	A	IMDG コード 6.7.3.7.3 に規定する 要件に適合 するもの	TP4 ^c
3503	その他の加圧された化学薬品 (腐食性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, CORROSIVE, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力	A	IMDG コード 6.7.3.7.3 に規定する 要件に適合 するもの	TP4 ^c
3504	その他の加圧された化学薬品 (引火性かつ毒性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力	A	IMDG コード 6.7.3.7.3 に規定する 要件に適合 するもの	TP4 ^c
3505	その他の加圧された化学薬品 (引火性かつ腐食性のもの) (備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	CHEMICAL UNDER PRESSURE, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.	IMDG コード 6.7.3.1 に規定する圧力	A	IMDG コード 6.7.3.7.3 に規定する 要件に適合 するもの	TP4 ^c

T75

IMDGコード4.2.5.2.6に規定する「T75」の要件に適合するもの

(ii) (i) の表の各欄にあつては、次に定めるとおりとする。

- 1) 「T1からT22」の表中において、タンク外板の最小板厚（基準鋼）の欄が「-」のポータブルタンクの外板の最小板厚（基準鋼）は、次に定めるとおりとする。
 - ① 直径1.8m以下のポータブルタンクについては、5mmとする。
 - ② 直径1.8mを超えるポータブルタンクについては、6mmとする。ただし、容器等級がⅡ又はⅢの粉状又は粒状固体物質のものを収納するポータブルタンクにつ

いては、5mmとすることができる。

- 2) 「T1からT22」、「T23」及び「T50」の表中において、圧力安全装置の種類は、次に定めるとおりとする。
- ① 「N」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類がばね式圧力安全弁（IM0タンク及びUNタンクの欄に掲げる記号がT1からT22までのポータブルタンクであって、容積が1,900L未満の容器又は区画室は、ばね式圧力安全弁又は破裂板）であるポータブルタンクを示す。
 - ② 「NF」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類が破裂板を直列に設けたばね式圧力安全弁であるポータブルタンクを示す。
 - ③ 容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類がばね式圧力安全弁（容積が1,900L未満の容器又は区画室にあつては、ばね式圧力安全弁又は破裂板）であるポータブルタンクに収納して運送することができる危険物は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類が破裂板を直列に設けたばね式圧力安全弁であるポータブルタンクに収納して運送することができる。
 - ④ T23に係る圧力安全装置については、IMDGコード4.2.13.1に規定するところによる。
- 3) 「T1からT22」及び「T50」の表中において、底部開口の種類は、次に定めるとおりとする。
- ① 「A」は、底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。タンクの欄に掲げる記号がT1からT22までのポータブルタンクにあつては、底部開口には互いに独立な二重の閉鎖装置を有していなければならない。
 - ② 「B」は、互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。
 - ③ 「C」は、底部開口が設けられていないポータブルタンクを示す。ただし、通常の運送状態における温度において固体である危険物は、①の要件に適合する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる。
 - ④ 互いに独立な二重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる危険物は、互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンク又は底部開口が設けられていないポータブルタンクに収納して運送することができる。
 - ⑤ 互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる危険物は、底部開口が設けられていないポータブルタンクに収納して運送することができる。
- 4) 「T50」の表中において、ポータブルタンクの内容積に対する常温液化ガス及び加圧された化学薬品の最大質量の割合の最大値の欄が「*」となっているものは、次に定めるとおりとする。
- ① 危険物を充てんしている場合にあつては、設計温度範囲内でなければならない。
 - ② ポータブルタンクの内容積に対する常温液化ガス及び加圧された化学薬品の最大質量の割合（kg/L）は、50℃における常温液化ガス及び加圧された化学薬品の密度に0.95を乗じた値以下とする。また、タンクは、60℃において液体満載の状態としてはならない。
- 5) 「T50」の表中において、肩文字「C」が付されている国連番号3500、3501、3502、3503、3504及び3505については、充填度を最大充填率とみなす。

(iii) 次の表の第1欄のポータブルタンクに代えて、第2欄のポータブルタンクを用いることができる。

T1	T2、T3、T4、T5、T6、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T2	T4、T5、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T3	T4、T5、T6、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T4	T5、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T5	T10、T14、T19、T20、T22
T6	T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T7	T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T8	T9、T10、T13、T14、T19、T20、T21、T22
T9	T10、T13、T14、T19、T20、T21、T22
T10	T14、T19、T20、T22

T11	T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T12	T14、T16、T18、T19、T20、T22
T13	T14、T19、T20、T21、T22
T14	T19、T20、T22
T15	T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T16	T18、T19、T20、T22
T17	T18、T19、T20、T21、T22
T18	T19、T20、T22
T19	T20、T22
T20	T22
T21	T22

- (iv) 高温状態の危険物を収納して運送する場合のポータブルタンクは、次に定める要件を満たさなければならない。
- ① 容器の設計、材料の選択、断熱材、付属物及び備品は、充てん、排出又は運送中の最高温度及び運送される物質に適したものであること。
 - ② 最大許容使用圧力を計算するときに、65℃を超える場合には、充てん、排出又は運送中の最高温度を使用すること。また、最小試験圧力は、本表の最小試験圧力の欄に掲げる圧力を下回ってはならない。
 - ③ タンク外板又は断熱材の外表面の温度は、運送中70℃を超えないこと。
 - ④ 内部加熱装置の加熱部の表面温度又はタンク外板部の温度（外部加熱装置の場合）は、運送される物質の自然発火温度の80%を超えないこと。また、内部加熱装置は、内部加熱部が完全に没しない限り加熱されるものであってはならない。
 - ⑤ 電気加熱装置が当該容器の内部に設置される場合、100mA未満の開放電流で作動する漏電回路ブレーカーを取り付けること。
 - ⑥ 当該容器に備え付けられた電気スイッチは、容器内部に直接接してはならず、その保護構造はIEC144又はIEC529のIP56又はこれと同等以上のものであること。
 - ⑦ 底部開口の閉鎖装置は全て外部に備え付けることができる。
- (v) 平成22年12月31日までに製造されたポータブルタンク（T50及びT75を除く。）であって、7,500リットル以下の区画に区分されたものは、規則第113条の規定による容器検査を受けるときまでに第25条の6第7号の規定により表示する第7号様式の表示中「Tank water capacity at 20℃」及び「Water capacity of compartment at 20℃」の欄の右側に記号Sを追加すること。
- (vi) 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意 義
TP1	第8条第3項第3号ロの基準に適合すること。
TP2	第8条第3項第3号イの基準に適合すること。
TP3	第8条第3項第4号の基準に適合すること。
TP4	船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示（昭和52年国土交通省告示第585号）第12条の3第1号ニの基準に適合すること。
TP6	容器の破裂を防止できる適切な圧力安全装置を取り付けたものとする。
TP7	窒素ガス又はその他の不活性ガスを封入すること。
TP8	試験圧力は、運送される物質の引火点が0℃を超える場合には、0.15 MPaまで減じることができる。
TP9	x

TP10	容器は、厚さ5mm以上の鉛ライニング又はこれと同等のライニングを施すこと。（1年を超えない範囲でライニングの状態を確認すること。）
TP13	追加の自蔵式呼吸具（船舶の消防装置の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）第32条の規定に適合するもの）を備えている場合に限りポータブルタンクを使用することができる。
TP16	通常の運送中に著しい過負圧を防ぐために船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める設備を備えること。
TP17	タンクの断熱材として無機不燃性物質のみが使用することができる。
TP18	18℃から40℃の間で運送すること。運送中は再加熱してはならない。
TP19	タンクの板厚は計算による最小板厚よりも3mm以上増加したもので設計及び製造されていること。なお、容器検査の際のタンクの板厚は計算による最小板厚以上として差支えない。
TP20	窒素ガスを封入すること。
TP21	タンクの板厚を8mm以上とすること。タンクは2年6ヶ月を超えない間隔で水圧試験を行い、かつ、内部の検査を行わなければならない。
TP22	継ぎ目又は他の設備用の潤滑油は、耐酸素性のものとすること。
TP24	最大限度まで充てんした状態で危険物の緩慢な分解による過度の圧力発生を防ぐための装置をタンク外板の気層部に備えることができること。この装置は、タンクが転倒した場合であっても大量の漏洩及び異物の混入を防ぐものである。
TP25	純度99.95%以上のものを安定剤を添加せずに運送する場合には、温度を32.5℃以上に保つこと。
TP26	加熱状態で運送される場合には、加熱装置はタンク外板の外側に備え付けること。（国連番号3176のものにあつては、当該物質が水と危険な反応を生ずる場合に限る。）
TP27	最小試験圧力を0.4MPaとすることができる。
TP28	最小試験圧力を0.265MPaとすることができる。
TP29	最小試験圧力を0.15MPaとすることができる。
TP30	断熱性を有するポータブルタンクで運送すること。
TP31	固体状態で運送すること。
TP32	国連番号が0331、0332及び3375の危険物に関しては、次の要件を満たすポータブルタンクに限ること。 (1) 不必要な制限を避けるために、金属で構成された各ポータブルタンクは、再び密閉できるスプリング可動式、フランジディスク又は可溶要素の圧力安全装置が取り付けられたものであること。0.4メガパスカルを超える最小試験圧力を有するポータブルタンクにあつては、吹き出し開始圧力又は爆発圧力は、可能な限り、0.265メガパスカル以下としなければならない。 (2) 国連番号が3375の危険物については、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第I部第18.7節の試験により、運送に適した状態であることが証明されていること。 (3) 内部が洗浄され、残留物がないこと。
TP33	次に掲げる危険物を運送する場合に限ること。ただし、(3)を運送する場合は、IMDGコード4.2.1.19の規定による。 (1) 粒状又は粉状の固体 (2) 融点以上の温度で充てんされ、又は排出され、かつ、冷却して運送される固体 (3) 融点以上で運送される固体
TP34	IMDGコード6.7.4.15.1に規定する金属板に「NOT FOR RAIL TRANSPORT」（文字が10センチメートル以上の大きさのものに限る。）が表示されており、かつ、同表示が外側ジャケットの両側面に付されている場合は、IMDGコード6.7.4.14.1に規定する試験を実施する必要はない。
TP36	気相部に可溶栓を設置することができる。

TP40	ポータブルタンクは噴霧装置を付けた状態では輸送してはならない。
TP41	有機金属化合物の運送のみに使用されるものに係る検査については、地方運輸局長又は登録検査機関の指示するところによる。
TP90	底部開口を有するタンクは、船舶救命設備規則第1条の2第5項に規定する長国際航海(以下、「長国際航海」という。) 以外に使用することができる。
TP91	底部開口を有するポータブルタンクは、長国際航海に使用することができる。

(5) フレキシブルバルクコンテナの欄に掲げる記号の意義は、以下のとおりとする。

記号	意 義
BK3	<ul style="list-style-type: none"> 一 フレキシブルバルクコンテナにばら積みして運送することができる。 二 フレキシブルバルクコンテナは次に掲げる要件に適合するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 粉末不滲性であること。 ロ 内容物の漏出を防ぐために完全に閉鎖されるものであること。 ハ 防水性であること。 二 危険物により変質又は強度低下が生じないものであること。 ホ 危険物と危険な反応を生じないものであること。 へ 通常の運送状態で危険な状況を起こし得る危険物の浸透がないものであること。

(6) 特別規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意 義
BK2	非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等にばら積みして運送することができる。
SP28	容器は、運送中に希釈材の含有率が変化しないものとする。
SP220	当該危険物の容器に、引火性の成分の化学名のみを品名に続けて表示する。
SP232	x (コンテナ (タンクコンテナを除く。) 又は自動車等 (タンク自動車及びタンク車を除く。) に収納して運送する場合に限る。)
SP247	<p>アルコールの含有率が24容量%を超え70容量%以下の製造工程中のアルコール飲料であって、次の要件を満たす場合には、容量が250Lを超え500L以下の木樽とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運送前にたが締めを行うこと。 (2) 充てん率は97%未満であること。 (3) 栓口を上部にして積載すること。 (4) 木枠等に固定し、1972年の安全なコンテナに関する国際条約の要件に適合するコンテナに収納すること。 (5) 開放された貨物区域、又は、引火点が23℃以下の引火性液体を運送するための要件を満たした非開放の貨物区域に積載する。
SP280	火災に遭遇した場合に、破碎し、又は飛散することがないように設計又は包装されたものとする。
SP301	液体が収納され上下方向の確認を要求される場合は、ISO一般貨物の荷扱い指示マーク (ISO780:1985) を少なくとも相対する2側面に貼付する。

SP327	<p>廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベの運送は次の条件に従うこと。</p> <p>(1) 危険な雰囲気形成及び圧力の上昇を防止するための手段がとられている場合には内容物の漏えいを防止するための措置を講じることを要しない。</p> <p>(2) 廃棄物として運送されるエアゾールの容器及び包装は、漏れ又は重大な変形がある場合を除き、小型容器にあつてはP207、大型容器にあつてはLP200並びにL2の要件によること。</p> <p>(3) 廃棄物として運送される小型ガスボンベの容器及び包装は、漏れ又は重大な変形がある場合を除き、小型容器にあつてはP003、PP17及びPP96、大型容器にあつてはLP200及びL2の要件によること。</p> <p>(4) 漏れ又は重大な変形がある場合には、圧力の上昇を確実に防止するための手段を講じてサルベージ高圧容器又はサルベージ容器に収納して運送すること。</p> <p>(5) 非開放型のコンテナに収納してはならない。</p>
SP341	y (コンテナ (タンクコンテナを除く。)) 又は自動車等 (タンク自動車及びタンク車を除く。)) に収納して運送する場合に限る。)
SP389	<p>1 次に掲げる要件を満たす場合に限り、無外装で運送することができる。</p> <p>(1) 電池は、損傷、短絡及び誤作動を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 貨物輸送ユニットの安全を保持するために当該貨物輸送ユニットで使用するものであって、脱落することがないように確実に取り付けられているものは、危険物に該当しない (別段の定めがあるものを除く。))。</p> <p>2 貨物輸送ユニット内のリチウム電池には、標札を付し、又は品名等を表示することを要しない。</p> <p>3 貨物輸送ユニットの両側面に正標識を付すこと。</p> <p>4 貨物輸送ユニットに収納する危険物の国連番号を表示する場合にあつては、高さ65ミリメートル以上の大きさの黒色文字で、等級を示す正標識に表示すること。ただし、当該正標識に表示することができない場合にあつては、当該正標識に近接して付す第2号様式の国連番号用表示を用いて表示して差し支えない。</p>
SP907	非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載する場合には、コンテナ又は自動車等の内部の空間が最小となるように収納し、又は積載する。
SP948	融点が75℃以上の場合に限り、非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等にばら積みして運送することができる。
SP951	非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等にばら積みして運送する場合にあつては、気密に密閉し、かつ、窒素を封入する。
SP962	<p>1 備考10のSP961の規定により危険物に該当する自動車にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、無外装で運送することができる。</p> <p>(1) 蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー、蓄圧器又は燃料タンクからの漏洩がないこと。</p> <p>(2) 引火性液体類を燃料とする自動車は、燃料タンク内の引火性液体類の量を最大容量の4分の1以下にしなければならない。かつ、いかなる場合においても引火性液体類の合計量が250リットルを超えないこと。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 引火性高圧ガスを燃料とする自動車は、燃料タンクの燃料遮断弁が確実に閉鎖されていること。</p> <p>(4) 蓄電池は、損傷、短絡、誤作動を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>(5) リチウムイオン電池又はリチウム金属電池は、IMDGコード2.9.4の規定に適合することが確認された型式のものであること。ただし、取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、IMDGコード2.9.4.1及び2.9.4.7の規定を適用しない。</p> <p>(6) リチウムイオン電池又はリチウム金属電池に損傷又は欠陥がある場合は、当該電池を自動車から取り外し、SP376の規定に従って運送すること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。</p> <p>2 標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。</p>

SP963	<ol style="list-style-type: none"> 1 適当な容器に収納し、かつ、短絡を防止するための措置を講じること。 2 標札等を付し、又は品名等を表示することを要しない。
SP965	<ol style="list-style-type: none"> 1 非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあっては、危険な雰囲気形成を防ぐために防爆型機械式通風装置にて換気され又はドアを開け放ち換気されなければならない。ただし、IMDGコード7.3.7.6の規定により温度管理された非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等により運送する場合にあってはこの限りではない。 2 次に掲げる要件を満たす場合は、前項の規定によらないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気密に密封された液体危険物を収納する要件を満たした容器等級Ⅱの小型容器又はIBC容器に収納されている場合。 (2) IMDGコード4.1.1.10.1に規定する充填率により定まる55℃における全ゲージ圧の1.5倍以上の圧力による水圧試験に合格した表示のある小型容器又はIBC容器 3 発火源から隔離されている場合を除き、「引火性ガスに注意！」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「CAUTION – MAY CONTAIN FLAMMABLE VAPOUR」をコンテナ、自動車等の全てのドアの見やすい位置に表示しなければならない。 4 前項の表示の文字は高さ25ミリメートル以上の大きさの文字とし、危険な雰囲気を形成したガス等が完全に除去されるまで、継続して表示されなければならない。

備考 7 積載方法の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。ただし、ES01からES05まで並びにA、B、C、D及びEについては、第2欄に掲げる船舶の区分に応じ、第3欄に定めるものとする。

記号	意義	
ES01	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
ES02	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載 （火薬庫）
ES03	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載
	旅客船	—
ES04	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）又は甲板下積載 （火薬庫）
	旅客船	—
ES05	旅客船以外の船舶	甲板上積載（火薬庫）
	旅客船	—
A	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
B	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
C	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
D	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	—
E	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	—
SW1	熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること。	
SW2	居住区域から離れた場所に積載すること。	
SW3	適切な温度管理の下に運送すること。	
SW4	表層通風換気を行うこと。	
SW5	甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。	
SW6	甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。当該装置は、防爆型の機械通風装置であること。	
SW7	y（ウイルスをうつしやすき物質に限る。）、x（ウイルスをうつしやすき物質を除く。）	
SW8	通風換気を行うこと。	
SW9	イ 袋に収納した場合には、通風換気を施すこと ロ 航海中船倉の各高さにおいて規則的に温度計測を行い記録すること ハ 貨物の温度が周辺温度を超え上昇し続ける場合には、通風換気を中止すること	

SW10	<p>イ 非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載して運送する場合を除き、ペール状のものは、覆布等で覆われていること</p> <p>ロ 貨物区域は、清掃され乾燥され油又はグリースが取り除かれていること</p> <p>ハ 貨物区域の通風装置の排気口には、発火を防止するための金網を備え付けること</p> <p>ニ 貨物区域の他の開口部、入り口及びハッチは、確実に閉鎖されていること</p> <p>ホ 積荷役中断中、ハッチが開放状態の場合には、火災防止のための監視が維持されていること</p> <p>ヘ 荷役中の付近での喫煙は禁止し、消火設備を用意し危急の操作ができるようにしておくこと</p>
SW11	当該危険物が収納されたコンテナ又は自動車等は、直射日光を避け熱源から2.4m以上離して積載すること。当該コンテナ又は自動車等に収納されている危険物は、適切な空気循環が行われるように収納すること。
SW12	危険物明細書に記載された特記事項に従うこと。
SW13	国土交通大臣が承認した書面に記載された要求事項を満たすこと。
SW14	清潔であって緊急時に開放できる貨物区域に積載する場合には、「A」とすることができる。
SW15	鋼製ドラムに収納されている場合には、「B」とすることができる。
SW16	パレット等に収納したものを開放型のコンテナ又は自動車等に収納する場合には、「B」とすること。
SW17	<p>イ 非開放型のコンテナ若しくは自動車等に収納されている場合又は非開放型の箱に収納されている場合は、「E」とすることができる</p> <p>ロ 通風換気を行うこと</p>
SW18	P650の容器に収納して運送される場合は、「A」とすること。
SW19	SP376又はSP377の規定に従い運送される蓄電池は、長国際航海に従事する船舶に積載される場合には、「C」とすること。
SW22	<p>イ 容積が1リットル以下のエアゾールの場合は「A」とすること</p> <p>ロ 容積が1リットルを超えるエアゾールの場合は「B」とすること</p> <p>ハ 廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベの場合には、居住区域から離れた場所に積載するとともに「C」とすること</p>
SW23	BK3に収納して運送する場合には、甲板下に積載すること。
SW24	<p>当該危険物を収納した容器を積み重ねて運送する場合には、次によること。</p> <p>イ 航海中1日に3回温度を計測すること</p> <p>ロ 貨物の温度が55℃を超え上昇を続ける場合には、船倉への通風を制限すること。自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入すること。船倉へ二酸化炭素又は不活性ガスを注入できる設備を備えること</p> <p>ハ 貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること</p> <p>コンテナで運送する場合には、次によること。</p> <p>イ 収納後、ドア及び他の開口部は、空気の侵入を防ぐために密閉すること</p> <p>ロ 航海中早朝に1日1回温度を計測し記録すること</p> <p>ハ 船倉の温度が周辺温度より過度に上昇し続ける場合には、緊急で多量の水を適用する必要性及び船舶の復原性への危険性を考慮すること</p> <p>ニ 貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること</p>

SW25	<p>圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものは、次によること。</p> <p>イ 表層を含む通風換気を行うこと</p> <p>ロ 航海が5日を超える場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを貨物区域に注入する設備を備える船舶により運送すること</p> <p>ハ 袋に収納されている場合には、二重ストリップ方法で積付けること</p> <p>ニ 航海中船倉の各高さにおいて定期的に温度計測を行い記録すること。貨物の温度が55℃を超え上昇し続ける場合には、通風換気は、中止すること。この場合において、自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入する等の措置を講ずること</p> <p>溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%以下（水分含有率が10質量%を超える場合に限る。）のものは、次によること。</p> <p>イ 溶剤の残留蒸気の除去を促進するために表層通風換気を行うこと</p> <p>ロ 袋に収納された貨物が積載され、かつ、航海が5日を超える場合には、船倉の各高さにおいて定期的に温度計測を行い記録すること（通風換気が行われない場合に限る。）</p> <p>ハ 航海が5日を超える場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを貨物区域に注入する設備を備える船舶により運送すること</p>
SW26	緊急時に開放できる清潔な貨物区域に積載すること。袋に収納された肥料又は非開放型のコンテナ又は自動車等に肥料が収納されている場合には、緊急時に貨物へ自由に接近でき、機械通風換気により、分解により発生したガス又は臭気を排出できること。
SW27	<p>当該危険物を収納した容器を積み重ねて運送する場合には、次によること。</p> <p>イ 航海中1日に3回温度を計測すること</p> <p>ロ 貨物の温度が55℃を超え上昇を続ける場合には、船倉への通風を制限すること。自己発熱が続く場合には、二酸化炭素又は不活性ガスを注入すること。船倉へ二酸化炭素又は不活性ガスを注入できる設備を備えること</p> <p>ハ 貨物は、熱源から水平距離で2.4m以上離れた場所に積載すること</p>
SW28	y
SW29	引火点が23℃以上の燃料を搭載している国連番号が3528の危険物は、「A」とすることができる。
SW30	IMDGコード7.1.4.4.5に規定する要件に適合すること。
H1	できる限り乾燥した場所に積載すること。
H2	できる限り温度の低い場所に積載すること。
H3	温度が低く通風が良好な場所に積載すること。
H4	海上で貨物区域を清掃せざるを得ない場合は、港で清掃を行う場合と同等以上に安全な操作と設備を用いること。当該清掃を行うまでアスベストを積載していた貨物区域は閉鎖し、出入りを禁止すること。
SP122	適用される有機過酸化物の包括品名に応じ、備考1(3)の表（IBC520の容器を使用できる場合にあっては備考6(3)の表、T23の容器を使用する場合にあっては備考6(4)の表）の管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をすること。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては、温度管理をすることを要しない。
SP194	備考1(2)の表の管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をすること。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては温度管理をすることを要しない。
SP281	濡れている場合、湿っている場合又は油で汚染されている場合は、船舶に積載しないこと。
SP294	正味質量が25kg以下の場合には、第14条の4の規定を適用しない。
SP300	船積み前の当該危険物の温度が、35℃又は周囲の気温より5℃高い温度を超えている場合は、船舶に積載しないこと。
SP314	日光の直射を受けず、通風が良好な場所であって、かつ、熱源から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。

SP907	船積み前に28日以上空気にさらすこと。ただし、国連番号が1374の魚粉に限る。
SP910	イ コンテナのくん蒸に際しては、国際海事機関の「船舶における殺虫殺菌剤類の安全な使用に関する勧告」に従うこと ロ 船舶に積載された状態でくん蒸を開始しないこと
SP926	船積み前に1ヶ月以上空気にさらすこと。ただし、水分含有率が5質量%以下である国連番号が1363のコブラにあっては、この限りでない。

- 注 1 少量危険物又は微量危険物にあっては、積載方法の欄に「B」、「C」、「D」又は「E」とあるのは「A」と読み替えるものとし、備考7の他の規定は適用しない。
- 2 空の容器（毒性高圧ガス、少量危険物又は微量危険物の運送又は貯蔵に使用されたものを除く。）にあっては、積載方法の欄に「B」又は「C」とあるのは「A」と読み替えるものとし、「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。ただし、この読み替えにおいて空の容器（毒性高圧ガス、少量危険物又は微量危険物の運送又は貯蔵に使用されたものを除く。）を甲板下積載する場合（積載方法の欄に「B」とあるのを「A」と読み替えた場合であって旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船に積載する場合を除く。）にあっては、機械通風装置により換気を行うこと。
- 3 第3条第2項の規定に基づき品名に「安定剤入り」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「STABILIZED」を付す場合にあっては、積載方法の欄に「A」、「B」、「C」又は「E」とあるのは「D」と読み替えるものとし、SW1を適用する。
- 4 ハッチカバーを有しない船倉であって、規則別表第1のコンテナ貨物区域に適用される防火等の措置が講じられている船倉又はその鉛直上方には、甲板下積載をすることができる危険物（コンテナに収納された危険物を含む。）を積載することができる。
- 5 意義の欄中「一」が掲げられている船舶による運送は、規則第7条第2項により禁止されている。

備考 8 隔離の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
SG1	副次危険性等級が1の場合にあっては、等級が1.3の火薬類とみなして規則第21条に規定する隔離の基準を適用する。ただし、火薬類との隔離においては、等級に従い規則第21条に規定する隔離の基準を適用する。
SG2	別表第14及び同14の2に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.2隔離区分Gの危険物として隔離すること。
SG3	別表第14及び同14の2に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.3隔離区分Gの危険物として隔離すること。
SG4	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から等級が2.1の高圧ガスとして隔離すること。
SG5	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から引火性液体類として隔離すること。
SG6	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から酸化性物質として隔離すること。
SG7	引火性液体類 ⁽⁶⁾ から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG8	可燃性物質 ⁽¹⁾ から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG9	水反応可燃性物質 ⁽³⁾ から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG10	酸化性物質 ⁽²⁾ から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG11	病毒をうつしやすい物質から3m以上離して積載すること。
SG12	放射性物質等から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG13	腐食性物質 ⁽⁵⁾ から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG14	甲板上積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ （等級が1.4隔離区分Sのものを除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ （等級が1.4隔離区分Sのものを除く。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG15	甲板上積載をする場合には、引火性液体類 ⁽⁶⁾ から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、引火性液体類 ⁽⁶⁾ とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG16	甲板上積載をする場合には、可燃性物質 ⁽¹⁾ から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、可燃性物質 ⁽¹⁾ とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG17	甲板上積載をする場合には、酸化性物質 ⁽²⁾ から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載にあっては、酸化性物質 ⁽²⁾ とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG18	甲板上積載をする場合には、病毒をうつしやすい物質から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、病毒をうつしやすい物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG19	甲板上積載をする場合には、放射性物質等から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、放射性物質等とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG20	酸類から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG21	アルカリ類から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG22	アンモニウム塩類と水平距離で3m以上離して積載すること。
SG23	動植物油類から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。
SG24	アジ化物から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG25	甲板上積載をする場合には、引火性高圧ガス及び引火性液体類から6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。

SG26	コンテナ船の甲板上に積載をする場合には、引火性高圧ガス及び引火性液体類から、船の幅方向に2コンテナ以上離れた場所に積載すること。また、ロールオン・ロールオフ貨物船に積載をする場合には、これらの物質から船の幅方向に6m以上離して積載すること。
SG27	甲板上積載をする場合には、塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有する火薬類 ⁽⁴⁾ から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有する火薬類 ⁽⁴⁾ とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG28	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG29	甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で6m以上離れた場所に積載することとし、甲板下積載をする場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。ただし、当該危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で3m以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。また、当該危険物と食料を同一コンテナに積載する場合には、食料から3m以上離れた場所に積載すること。
SG30	重金属類及びその化合物から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG31	鉛及びその化合物から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG32	液体のハロゲン化炭化水素から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG33	金属粉末から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG34	アンモニウム化合物を含有するものを甲板上積載をする場合にあっては、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG35	甲板上積載をする場合には、酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸類と同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG36	甲板上積載をする場合には、アルカリ類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アルカリ類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG37	甲板上積載をする場合には、アンモニアから水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニアとは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG38	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG39	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物（国連番号が1444の危険物を除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物（国連番号が1444の危険物を除く。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG40	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG41	甲板上積載をする場合には、動植物油類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、動植物油類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG42	甲板上積載をする場合には、臭素酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、臭素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG43	甲板上積載をする場合には、臭素から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、臭素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。

SG44	甲板上積載をする場合には、四塩化炭素から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、四塩化炭素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG45	甲板上積載をする場合には、塩素酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG46	甲板上積載をする場合には、塩素から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG47	甲板上積載をする場合には、亜塩素酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、亜塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG48	甲板上積載をする場合には、可燃物（可燃性物質 ⁽¹⁾ を含む。）から6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、可燃物（可燃性物質 ⁽¹⁾ を含む。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。なお、当該可燃物には包装材又は敷物は含まない。
SG49	甲板上積載をする場合には、シアン化物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、シアン化物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG50	甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で6m以上離れた場所に積載することとし、甲板下積載をする場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。ただし、当該危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で3m以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。また、当該危険物は、食料と同一のコンテナに収納してはならない。
SG51	甲板上積載をする場合には、次亜塩素酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、次亜塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG52	甲板上積載をする場合には、酸化鉄から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸化鉄とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG53	貨物輸送ユニットに収納する場合には、可燃物（可燃性物質 ⁽¹⁾ を含み、包装材又は敷物を含まない。）とは同一のものに収納してはならない。
SG54	甲板上積載をする場合には、水銀及びその化合物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG55	甲板上積載をする場合には、水銀塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、水銀塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG56	甲板上積載をする場合には、亜硝酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、亜硝酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG57	甲板上積載をする場合は、においを吸着する物質から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、においを吸着する物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG58	甲板上積載をする場合は、過塩素酸塩類から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、過塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG59	甲板上積載をする場合は、過マンガン酸塩類から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、過マンガン酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG60	甲板上積載をする場合は、過酸化物から水平距離で6m以上離れた場所に積載することとし、甲板下積載をする場合は、過酸化物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG61	甲板上積載をする場合には、金属粉末から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、金属粉末とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。

SG62	甲板上積載をする場合には、硫黄から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、硫黄とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG63	甲板上積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。
SG65	甲板上積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ （等級が1.4のものを除く。）から水平距離で12m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ とは一船倉又は一区画以上離して積載すること。
SG67	イ 甲板上積載をする場合には、等級が1.4の火薬類（隔離区分がJのものを除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、等級が1.4の火薬類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 ロ 甲板上積載をする場合には、等級が1.1、1.2、1.3、1.5及び1.6の火薬類 ⁽⁴⁾ （隔離区分がJのものを除く。）から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。
SG68	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から引火性液体類として隔離することとし、可燃性物質 ⁽¹⁾ から水平距離で3m以上離して積載すること。
SG69	イ 容積が1リットル以下のエアゾールの場合には、別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から高圧ガスに代えて有害性物質として隔離すること。甲板上積載をする場合には、火薬類 ⁽⁴⁾ （等級が1.4のものを除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 ロ 容積が1リットルを超えるエアゾールの場合及び廃エアゾールの場合には、割り当てられる高圧ガスの等級に従い隔離すること。
SG70	硫化ヒ素にあつては、甲板上積載をする場合には、酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG71	救命器具の一部を構成する危険物には、第15条の規定を適用しない。
SG72A	国連番号が1295、1818及び2189の危険物は相互に隔離することを要しない。
SG72B	国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Eに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物は相互に隔離することを要しない。
SG72C	国連番号が3391、3392、3393、3394、3395、3396、3397、3398、3399及び3340の危険物は相互に隔離することを要しない。
SG72D	国連番号が3101、3102、3103、3104、3105、3106、3107、3108、3109、3110、3111、3112、3113、3114、3115、3116、3117、3118、3119、3120及び1325（化学名がシクロヘキサノンパーオキシド（濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）、ジベンゾイルパーオキシド（濃度が35質量%以下のものであって、65質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）、ジ-(2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル)ベンゼン（濃度が42質量%以下のものであって、58質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）、ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシド（濃度が32質量%以下のものであって、68質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）及びジクミルパーオキシド（濃度が52質量%以下のものであって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに限る。）に限る。）の危険物は相互に隔離することを要しない。ただし、化学名に過酢酸が含まれるものを除く。
SG74	別表第14及び同14の2に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.4隔離区分Gの危険物として隔離すること。
SG75	甲板上積載をする場合には、強酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、強酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG76	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から放射性物質等として隔離すること。
SG77	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から腐食性物質として隔離すること。ただし、放射性物質等と隔離することを要しない。
SG78	甲板上積載をする場合には、等級が1.1、1.2及び1.5の火薬類から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。

SGG1	備考9 (1) の酸類を示す。
SGG1a	備考9 (1) の酸類 (強酸) を示す。
SGG2	備考9 (2) のアンモニウム化合物を示す。
SGG3	備考9 (3) の臭素酸塩類を示す。
SGG4	備考9 (4) の塩素酸塩類を示す。
SGG5	備考9 (5) の亜塩素酸塩類を示す。
SGG6	備考9 (6) のシアン化物を示す。
SGG7	備考9 (7) の重金属類及び化合物を示す。
SGG8	備考9 (8) の次亜塩素酸塩類を示す。
SGG9	備考9 (9) の鉛及びその化合物を示す。
SGG10	備考9 (10) の液体のハロゲン化炭化水素を示す。
SGG11	備考9 (11) の水銀及びその化合物を示す。
SGG12	備考9 (12) の亜硝酸塩類及びその混合物を示す。
SGG13	備考9 (13) の過塩素酸塩類を示す。
SGG14	備考9 (14) の過マンガン酸塩類を示す。
SGG15	備考9 (15) の金属粉末を示す。
SGG16	備考9 (16) の過酸化物を示す。
SGG17	備考9 (17) のアジ化物を示す。
SGG18	備考9 (18) のアルカリ類を示す。
SP294	正味質量が25kg以下の場合には、第15条の規定を適用しない。

注 1 肩文字(1)から(6)は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 副次危険性等級が4.1の危険物を含む。
 - (2) 副次危険性等級が5.1の危険物を含む。
 - (3) 副次危険性等級が4.3の危険物を含む。
 - (4) 副次危険性等級が1の危険物を含む。
 - (5) 副次危険性等級が8の危険物を含む。
 - (6) 副次危険性等級が3の危険物を含む。
- 2 一方の危険物が非開放型のコンテナ又は自動車等に収納されている場合にあつては、「3m以上離して積載すること」とされているものは、隔離を要せず、「甲板上積載をする場合には6m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には同一の船倉又は区画に積載しないこと」とされているものは、3m以上離して積載することができる。
- 3 甲板下積載をする場合の規定は、積載方法の欄の規定により甲板下積載をすることができる危険物の場合に限る。

備考 9 備考8において、酸類、アンモニウム化合物、臭素酸塩類、塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、シアン化物、重金属類及びその化合物、次亜塩素酸塩類、鉛及びその化合物、液体のハロゲン化炭化水素、水銀及びその化合物、亜硝酸塩類及びその混合物、過塩素酸塩類、過マンガン酸塩類、金属粉末、過酸化物、アジ化物並びにアルカリ類とは、それぞれ、次に掲げる危険物とする。

(1) 酸類(SGG1及びSGG1a)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1052*	フッ化水素（無水物）	HYDROGEN FLUORIDE, ANHYDROUS
1182	クロロギ酸エチル [クロロ炭酸エチル]	ETHYL CHLOROFORMATE
1183	エチルジクロロシラン	ETHYLDICHLOROSILANE
1238	クロロギ酸メチル [クロロ炭酸メチル]	METHYL CHLOROFORMATE
1242	メチルジクロロシラン	METHYLDICHLOROSILANE
1250	メチルトリクロロシラン	METHYLTRICHLOROSILANE
1295	トリクロロシラン	TRICHLOROSILANE
1298	トリメチルクロロシラン	TRIMETHYLCHLOROSILANE
1305	ビニルトリクロロシラン	VINYLTRICHLOROSILANE
1572	カコジル酸 [ジメチルアルシン酸]	CACODYLICH ACID
1595	硫酸ジメチル [硫酸メチル]	DIMETHYL SULPHATE
1715	無水酢酸 [酸化アセチル]	ACETIC ANHYDRIDE
1716	臭化アセチル	ACETYL BROMIDE
1717	塩化アセチル [塩化エタノイル]	ACETYL CHLORIDE
1718	リン酸二水素ブチル [ブチルリン酸]	BUTYL ACID PHOSPHATE
1722	クロロギ酸アリル [アリルクロロカーボネート]	ALLYL CHLOROFORMATE
1723	ヨウ化アリル	ALLYL IODIDE
1724	アリルトリクロロシラン（安定剤入りのもの）	ALLYLTRICHLOROSILANE, STABILIZED
1725	臭化アルミニウム（無水物）	ALUMINIUM BROMIDE, ANHYDROUS
1726	塩化アルミニウム（無水物）	ALUMINIUM CHLORIDE, ANHYDROUS
1727	二フッ化水素アンモニウム（固体） [フッ化水素アンモニウム]	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID

1728	ペンチルトリクロロシラン [アミルトリクロロシラン]	AMYLTRICHLOROSILANE
1729	塩化アニソイル	ANISOYL CHLORIDE
1730	五塩化アンチモン (液体)	ANTIMONY PENTACHLORIDE, LIQUID
1731	五塩化アンチモン (水溶液)	ANTIMONY PENTACHLORIDE SOLUTION
1732	五フッ化アンチモン	ANTIMONY PENTAFLUORIDE
1733	三塩化アンチモン	ANTIMONY TRICHLORIDE
1736	塩化ベンゾイル	BENZOYL CHLORIDE
1737	臭化ベンジル [アルファプロモトルエン]	BENZYL BROMIDE
1738	塩化ベンジル	BENZYL CHLORIDE
1739	クロロギ酸ベンジル [ベンジルクロロカーボネート]	BENZYL CHLOROFORMATE
1740	フッ化水素化合物	HYDROGENDIFLUORIDES, N. O. S.
1742	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物 (液体)	BORON TRIFLUORIDE ACETIC ACID COMPLEX, LIQUID
1743	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物 (液体)	BORON TRIFLUORIDE PROPIONIC ACID COMPLEX, LIQUID
1744	臭素又はその溶液	BROMINE OR BROMINE SOLUTION
1745	五フッ化臭素	BROMINE PENTAFLUORIDE
1746	三フッ化臭素	BROMINE TRIFLUORIDE
1747	ブチルトリクロロシラン	BUTYLTRICHLOROSILANE
1750	クロロ酢酸 (水溶液)	CHLOROACETIC ACID SOLUTION
1751	クロロ酢酸 (固体)	CHLOROACETIC ACID, SOLID
1752	クロロアセチルクロライド	CHLOROACETYL CHLORIDE
1753	クロロフェニルトリクロロシラン	CHLOROPHENYLTRICHLOROSILANE
1754	クロロスルホン酸 (三酸化硫黄を含有するものを含む。)	CHLOROSULPHONIC ACID (with or without sulphur trioxide)
1755	クロム酸 (水溶液)	CHROMIC ACID SOLUTION
1756	フッ化クロム (固体)	CHROMIC FLUORIDE, SOLID
1757	フッ化クロム (水溶液)	CHROMIC FLUORIDE SOLUTION
1758	塩化クロミル [オキシ塩化クロム]	CHROMIUM OXYCHLORIDE
1762	シクロヘキセニルトリクロロシラン	CYCLOHEXENYLTRICHLOROSILANE
1763	シクロヘキシルトリクロロシラン	CYCLOHEXYLTRICHLOROSILANE
1764	ジクロロ酢酸	DICHLOROACETIC ACID
1765	ジクロロアセチルクロライド	DICHLOROACETYL CHLORIDE
1766	ジクロロフェニルトリクロロシラン	DICHLOROPHENYLTRICHLOROSILANE
1767	ジエチルジクロロシラン	DIETHYLDICHLOROSILANE

1768	二フッ化リン酸	DIFLUOROPHOSPHORIC ACID, ANHYDROUS
1769	ジフェニルジクロロシラン	DIPHENYLDICHLOROSILANE
1770	臭化ジフェニルメチル [プロモジフェニルメタン] [ジフェニルプロモメタン]	DIPHENYL METHYLBROMIDE
1771	ドデシルトリクロロシラン	DODECYLTRICHLOROSILANE
1773	塩化第二鉄	FERRIC CHLORIDE, ANHYDROUS
1775	テトラフルオロホウ酸 [フッ化ホウ素酸又はホウフッ酸]	FLUOROBORIC ACID
1776	フルオロリン酸	FLUOROPHOSPHORIC ACID, ANHYDROUS
1777*	フルオロスルホン酸 [フッ化スルホン酸]	FLUOROSULPHONIC ACID
1778	ヘキサフルオロケイ酸 [フッ化ケイ素酸、ケイフッ化水素酸又はケイフッ酸]	FLUROSILICIC ACID
1779	ギ酸 (濃度が 85 質量%を超えるものに限る。)	FORMIC ACID with more than 85% acid by mass
1780	塩化フマリル	FUMARYL CHLORIDE
1781	ヘキサデシルトリクロロシラン	HEXADECYLTRICHLOROSILANE
1782	ヘキサフルオロリン酸 [六フッ化リン酸]	HEXAFLUOROPHOSPHORIC ACID
1784	ヘキシルトリクロロシラン	HEXYLTRICHLOROSILANE
1786*	フッ化水素酸と硫酸の混合物	HYDROFLUORIC ACID AND SULPHURIC ACID MIXTURE
1787*	ヨウ化水素酸 [ヨウ酸]	HYDRIODIC ACID
1788*	臭化水素酸 [臭酸]	HYDROBROMIC ACID
1789*	塩酸	HYDROCHLORIC ACID
1790*	フッ化水素酸	HYDROFLUORIC ACID
1792	一塩化ヨウ素 (固体)	IODINE MONOCHLORIDE, SOLID
1793	リン酸二水素イソプロピル	ISOPROPYL ACID PHOSPHATE
1794	硫酸鉛 (遊離酸の含有率が 3 質量%を超えるものに限る。)	LEAD SULPHATE with more than 3% free acid
1796*	混酸	NITRATING ACID MIXTURE
1798*	王水	NITROHYDROCHLORIC ACID
1799	ノニルトリクロロシラン	NONYLTRICHLOROSILANE
1800	オクタデシルトリクロロシラン	OCTADECYLTRICHLOROSILANE
1801	オクチルトリクロロシラン	OCTYLTRICHLOROSILANE
1802*	過塩素酸 (濃度が 50 質量%以下のものに限る。)	PERCHLORIC ACID with not more than 50% acid, by mass

1803	フェノールスルホン酸 (液体)	PHENOLSULPHONIC ACID, LIQUID
1804	フェニルトリクロシラン	PHENYLTRICHLOROSILANE
1805	リン酸 (水溶液) [オルトリン酸]	PHOSPHORIC ACID SOLUTION
1806	五塩化リン	PHOSPHORUS PENTACHLORIDE
1807	五酸化リン [無水リン酸]	PHOSPHORUS PENTOXIDE
1808	三臭化リン	PHOSPHORUS TRIBROMIDE
1809	三塩化リン [塩化リン]	PHOSPHORUS TRICHLORIDE
1810	塩化ホスホリル [オキシ塩化リン]	PHOSPHORUS OXYCHLORIDE
1811	フッ化水素カリウム (固体)	POTASSIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID
1815	塩化プロピオニル [塩化プロパノイル]	PROPIONYL CHLORIDE
1816	プロピルトリクロシラン	PROPYLTRICHLOROSILANE
1817	塩化ピロスルフリル [塩化ジスルフリル]	PYROSULPHURYL CHLORIDE
1818	四塩化ケイ素	SILICON TETRACHLORIDE
1826*	廃混酸	NITRATING ACID MIXTURE, SPENT
1827	塩化第二スズ (無水物)	STANNIC CHLORIDE, ANHYDROUS
1828	塩化硫黄類 [塩化硫黄又は二塩化硫黄]	SULPHUR CHLORIDES
1829	三酸化硫黄 (安定剤入りのもの) [無水硫酸]	SULPHUR TRIOXIDE, STABILIZED
1830*	硫酸 (濃度 51 質量%を超えるものに限る。)	SULPHURIC ACID with more than 51% acid
1831*	発煙硫酸 [二硫酸等]	SULPHURIC ACID, FUMING
1832*	廃硫酸	SULPHURIC ACID, SPENT
1833	亜硫酸	SULPHUROUS ACID
1834	塩化スルフリル [塩化スルホニル]	SULPHURYL CHLORIDE
1836	塩化チオニル [オキシ塩化硫黄又は塩化スルフィニル]	THIONYL CHLORIDE
1837	塩化チオホスホリル [チオ塩化リン]	THIOPHOSPHORYL CHLORIDE

1838	四塩化チタン [塩化チタン]	TITANIUM TETRACHLORIDE
1839	トリクロロ酢酸	TRICHLOROACETIC ACID
1840	塩化亜鉛 (水溶液)	ZINC CHLORIDE SOLUTION
1848	プロピオン酸 (濃度が 10 質量%以上 90 質量%未満のものに限る。)	PROPIONIC ACID with not less than 10% and less than 90% by mass
1873*	過塩素酸 (濃度が 50 質量%を超え 72 質量%以下のものに限る。)	PERCHLORIC ACID with more than 50% but not more than 72% acid, by mass
1898	ヨウ化アセチル	ACETYL IODIDE
1902	リン酸一水素ジイソオクチル [リン酸水素ジ (2-エチルヘキシル) 等]	DIISOOCTYL ACID PHOSPHATE
1905	セレン酸	SELENIC ACID
1906*	廃酸	SLUDGE ACID
1938	ブロモ酢酸 (水溶液)	BROMOACETIC ACID SOLUTION
1939	オキシ臭化リン (固体)	PHOSPHORUS OXYBROMIDE, SOLID
1940	メルカプト酢酸 [チオグリコール酸]	THIOGLYCOLIC ACID
2031*	硝酸	NITRIC ACID, OTHER THAN RED FUMING
2032*	発煙硝酸	NITRIC ACID, RED FUMING
2214	無水フタル酸 (無水マレイン酸の含有率が 0.05 質量%を超えるものに限る。)	PHTHALIC ANHYDRIDE with more than 0.05% of maleic anhydride
2215	無水マレイン酸	MALEIC ANHYDRIDE
2218	アクリル酸	ACRYLIC ACID, INHIBITED
2225	塩化ベンゼンスルホニル [ベンゼンスルホクロライド]	BENZENESULPHONYL CHLORIDE
2226	三塩化ベンジリジン [ベンゾトリクロライド]	BENZOTRICHLORIDE
2240*	クロム硫酸	CHROMOSULPHURIC ACID
2262	N,N-ジメチルカルバモイルクロライド	DIMETHYLCARBAMOYL CHLORIDE
2267	塩化ジメチルチオホスホリル	DIMETHYL THIOPHOSPHORYL CHLORIDE
2305	ニトロベンゼンスルホン酸	NITROBENZENESULPHONIC ACID
2308*	硫酸水素ニトロシル (液体)	NITROSYLSULPHURIC ACID, LIQUID
2331	塩化亜鉛	ZINC CHLORIDE, ANHYDROUS
2353	塩化ブチリル	BUTYRYL CHLORIDE
2395	塩化イソブチリル [2-メチルプロパノイルクロライド]	ISOBUTYRYL CHLORIDE

2407	クロロギ酸イソプロピル [クロロメタン酸イソプロピル又はクロロ炭酸イソプロル]	ISOPROPYL CHLOROFORMATE
2434	ジベンジルジクロロシラン	DIBENZYLDICHLOROSILANE
2435	エチルフェニルジクロロシラン	ETHYLPHENYLDICHLOROSILANE
2437	メチルフェニルジクロロシラン	METHYLPHENYLDICHLOROSILANE
2438	トリメチルアセチルクロライド [ピパロイルクロライド]	TRIMETHYLACETYL CHLORIDE
2439	フッ化水素ナトリウム	SODIUM HYDROGENDIFLUORIDE
2440	塩化第二スズ	STANNIC CHLORIDE PENTAHYDRATE
2442	トリクロロアセチルクロライド	TRICHLOROACETYL CHLORIDE
2443	三塩化バナジル [オキシ三塩化バナジウム]	VANADIUM OXYTRICHLORIDE
2444	四塩化バナジウム	VANADIUM TETRACHLORIDE
2475	三塩化バナジウム	VANADIUM TRICHLORIDE
2495	五フッ化ヨウ素	IODINE PENTAFLUORIDE
2496	無水プロピオン酸	PROPIONIC ANHYDRIDE
2502	ノルマルバレリルクロライド	VALERYL CHLORIDE
2503	四塩化ジルコニウム	ZIRCONIUM TETRACHLORIDE
2506	硫酸水素アンモニウム	AMMONIUM HYDROGEN SULPHATE
2507	クロロ白金酸 (固体)	CHLOROPLATINIC ACID, SOLID
2508	五塩化モリブデン	MOLYBDENUM PENTACHLORIDE
2509	硫酸水素カリウム	POTASSIUM HYDROGEN SULPHATE
2511	2-クロロプロピオン酸	2-CHLOROPROPIONIC ACID
2513	ブromoアセチルブロマイド	BROMOACETYL BROMIDE
2531	メタクリル酸 (安定剤入りのもの)	METHACRYLIC ACID, STABILIZED
2564	トリクロロ酢酸 (水溶液)	TRICHLOROACETIC ACID SOLUTION
2571	硫酸水素アルキル	ALKYLSULPHURIC ACIDS
2576	オキシ臭化リン	PHOSPHORUS OXYBROMIDE, MOLTEN
2577	フェニルアセチルクロライド	PHENYLACETYL CHLORIDE
2578	三酸化リン	PHOSPHORUS TRIOXIDE
2580	臭化アルミニウム (水溶液)	ALUMINIUM BROMIDE SOLUTION
2581	塩化アルミニウム (水溶液)	ALUMINIUM CHLORIDE SOLUTION
2582	塩化第二鉄 (水溶液)	FERRIC CHLORIDE SOLUTION
2583	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸 (遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるものに限る。)	ALKYLSULPHONIC ACIDS, SOLID OR ARYL-SULPHONIC ACIDS, SOLID with more than 5% free sulphuric acid

2584	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸（遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるものに限る。）	ALKYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID OR ARYL-SULPHONIC ACIDS, LIQUID with more than 5% free sulphuric acid
2585	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸（遊離硫酸の含有率が5質量%以下のものに限る。）	ALKYLSULPHONIC ACIDS, SOLID OR ARYL-SULPHONIC ACIDS, SOLID with not more than 5% free sulphuric acid
2586	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸（遊離硫酸の含有率が5質量%以下のものに限る。）	ALKYLSULPHONIC ACIDS, LIQUID OR ARYL-SULPHONIC ACIDS, LIQUID with not more than 5% free sulphuric acid
2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物	BORON TRIFLUORIDE DIETHYL ETHERATE
2626	塩素酸（水溶液）（10質量%以下のものに限る。）	CHLORIC ACID, AQUEOUS SOLUTION with not more than 10% chloric acid
2642	フルオロ酢酸	FLUOROACETIC ACID
2670	シアヌル酸クロライド [2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン]	CYANURIC CHLORIDE
2691	五臭化リン	PHOSPHORUS PENTABROMIDE
2692	三臭化ホウ素 [トリブロモボラン]	BORON TRIBROMIDE
2698	無水テトラヒドロフタル酸（無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限る。）	TETRAHYDROPHthalic ANHYDRIDES with more than 0.05 % of maleic anhydride
2699	トリフルオロ酢酸	TRIFLUOROACETIC ACID
2739	無水酪酸 [無水ブタン酸]	BUTYRIC ANHYDRIDE
2740	クロロギ酸ノルマルプロピル	PROPYL CHLOROFORMATE
2742	クロロギ酸エステル類（毒性、腐食性かつ引火性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。） [クロロカーボネート類]	CHLOROFORMATES, TOXIC, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.
2743	クロロギ酸ノルマルブチル	N-BUTYL CHLOROFORMATE
2744	クロロギ酸シクロブチル	CYCLOBUTYL CHLOROFORMATE
2745	クロロギ酸クロロメチル	CHLOROMETHYL CHLOROFORMATE
2746	クロロギ酸フェニル	PHENYL CHLOROFORMATE
2748	クロロギ酸-2-エチルヘキシル	2-ETHYLHEXYL CHLOROFORMATE
2751	塩化ジエチルチオホスホリル	DIETHYLTHIOPHOSPHORYL CHLORIDE
2789	酢酸（氷酢酸又は濃度が80質量%を超える水溶液）	ACETIC ACID, GLACIAL OR ACETIC ACID SOLUTION, more than 80% acid, by mass
2790	酢酸（氷酢酸又は濃度が10質量%を超え80質量%以下の水溶液）	ACETIC ACID SOLUTION, more than 10% but not more than 80% acid, by mass
2794	蓄電池（酸性の液体を内蔵するもの）	BATTERIES, WET FILLED WITH ACID electric storage
2796*	硫酸（濃度が51質量%以下のものに限る。）又は電池液（酸性のもの）	SULPHURIC ACID with not more than 51% acid or BATTERY FLUID, ACID

2798	フェニルホスホラスジクロライド [フェニルジクロロホスフィン]	PHENYLPHOSPHORUS DICHLORIDE
2799	フェニルホスホラスチオジクロライド [フェニルジクロロホスフィンサルファイド]	PHENYL PHOSPHORUS THIODICHLORIDE
2802	塩化銅 [塩化第一銅又は塩化第二銅]	COPPER CHLORIDE
2817	二フッ化水素アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION
2819	リン酸一水素ペンチル [リン酸一水素アミル]	AMYL ACID PHOSPHATE
2820	ノルマル酪酸 [ブタン酸]	BUTYRIC ACID
2823	クロトン酸 (固体) [2-ブテン酸]	CROTONIC ACID, SOLID
2826	クロロチオギ酸エチル	ETHYL CHLOROTHIOFORMATE
2829	カプロン酸 [ヘキサン酸]	CAPROIC ACID
2834	亜リン酸 (水溶液又は固体)	PHOSPHOROUS ACID
2851	三フッ化ホウ素 (二水和物)	BORON TRIFLUORIDE DIHYDRATE
2865	硫酸ヒドロキシルアミン [硫酸ヒドロキシルアンモニウム]	HYDROXYLAMINE SULPHATE
2869	三塩化チタン混合物 (自然発火性を有しないもの)	TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE
2879	塩化セレニル [オキシ塩化セレン]	SELENIUM OXYCHLORIDE
2967	スルファミド酸 [アミノスルホン酸]	SULPHAMIC ACID
2985	クロロシラン類 (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.
2986	クロロシラン類 (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.
2987	クロロシラン類 (他に品名が明示されているものを除く)	CHLOROSILANES, CORROSIVE, N. O. S.
2988	クロロシラン類 (水反応可燃性物質に該当し、引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	CHLOROSILANES, WATER-REACTIVE, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.
3246	メタンスルホニルクロライド [塩化メシル]	METHANESULPHONYL CHLORIDE
3250	クロロ酢酸 (熔融状のもの) [モノクロロ酢酸]	CHLOROACETIC ACID, MOLTEN
3260	その他の腐食性物質 (無機物) (固体) (酸性のもの)	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S.

3261	その他の腐食性物質（有機物）（固体）（酸性のもの）	CORROSIVE SOLID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.
3264	その他の腐食性物質（無機物）（液体）（酸性のもの）	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N. O. S.
3265	その他の腐食性物質（有機物）（液体）（酸性のもの）	CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, ORGANIC, N. O. S.
3277	クロロギ酸エステル類（毒性かつ腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。） [クロロカーボネート類]	CHLOROFORMATES, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.
3361	クロロシラン（毒性かつ腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	CHLOROSILANES, TOXIC, CORROSIVE, N. O. S.
3362	クロロシラン（毒性かつ腐食性かつ引火性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	CHLOROSILANES, TOXIC, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.
3412	ギ酸（濃度が10質量%以上85質量%以下のものに限る。）	FORMIC ACID with not less than 10% but not more than 85% acid by mass
	ギ酸（濃度が5質量%以上10質量%以下のものに限る。）	FORMIC ACID with not less than 5% but not more than 10% acid by mass
3419	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物（固体）	BORON TRIFLUORIDE ACETIC ACID COMPLEX, SOLID
3420	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物（固体）	BORON TRIFLUORIDE PROPIONIC ACID COMPLEX, SOLID
3421	フッ化水素カリウム（溶液）	POTASSIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION
3425	ブロモ酢酸（固体）	BROMOACETIC ACID, SOLID
3453	リン酸（固体） [オルトリン酸]	PHOSPHORIC ACID, SOLID
3456	硫酸水素ニトロシル（固体）	NITROSYLSULPHURIC ACID, SOLID
3463	プロピオン酸（濃度が90質量%以上のものに限る。）	PROPIONIC ACID with not less than 90% acid by mass
3472	クロトン酸（液体）	CROTONIC ACID, LIQUID
3498	一塩化ヨウ素（液体）	IODINE MONOCHLORIDE, LIQUID

注 国連番号の欄に付記された肩文字「*」は、当該危険物が強酸（SGG1a）に該当するものであることを意味する。

(2) アンモニウム化合物(SGG2)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0004	ピクリン酸アンモニウム（乾性のもの又は10質量%未満の水で湿性としたもの）	AMMONIUM PICRATE dry or wetted with less than 10% water, by mass
0222	硝酸アンモニウム（可燃物の含有率が0.2質量%を超え、他の添加物を含まないもの）	AMMONIUM NITRATE
0402	過塩素酸アンモニウム（酸化性物質に該当するものを除く。）	AMMONIUM PERCHLORATE
1310	ピクリン酸アンモニウム（10質量%以上の水で湿性としたもの）	AMMONIUM PICRATE, WETTED with not less than 10% water, by mass

1439	重クロム酸アンモニウム	AMMONIUM DICHROMATE
1442	過塩素酸アンモニウム	AMMONIUM PERCHLORATE
1444	過硫酸アンモニウム [ペルオキシ二硫酸アンモニウム]	AMMONIUM PERSULPHATE
1546	ヒ酸アンモニウム	AMMONIUM ARSENATE
1630	塩化第二水銀アンモニウム	MERCURY AMMONIUM CHLORIDE
1727	二フッ化水素アンモニウム (固体) [フッ化水素アンモニウム]	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE, SOLID
1835	水酸化テトラメチルアンモニウム (水溶液)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE SOLUTION
1843	ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 (固体)	AMMONIUM DINITRO-O-CRESOLATE, SOLID
1942	硝酸アンモニウム (可燃物の含有率が 0.2 質量%以下であって、他の添加物を含まないもの)	AMMONIUM NITRATE with not more than 0.2% combustible substances
2067	硝酸アンモニウム肥料	AMMONIUM NITRATE FERTILIZER
2071	硝酸アンモニウム肥料	AMMONIUM NITRATE FERTILIZER
2073	液体アンモニア (15°Cで比重が 0.880 未満でアンモニアの含有率が 35 質量%を超え 50 質量%以下の水溶液)	AMMONIA SOLUTION, relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 35% but not more than 50% ammonia
2426	硝酸アンモニウム (高温高濃度の水溶液)	AMMONIUM NITRATE, LIQUID (HOT CONCENTRATED SOLUTION)
2505	フッ化アンモニウム	AMMONIUM FLUORIDE
2506	硫酸水素アンモニウム	AMMONIUM HYDROGEN SULPHATE
2683	硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM SULPHIDE SOLUTION
2687	ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	DICYCLOHEXYLAMMONIUM NITRITE
2817	二フッ化水素アンモニウム	AMMONIUM HYDROGENDIFLUORIDE SOLUTION
2818	ポリ硫化アンモニウム	AMMONIUM POLYSULPHIDE SOLUTION
2854	ケイフッ化アンモニウム [六フッ化ケイ酸アンモニウム]	AMMONIUM FLUOROSILICATE
2859	メタバナジン酸アンモニウム [バナジン酸アンモニウム]	AMMONIUM METAVANADATE
2861	ポリバナジン酸アンモニウム	AMMONIUM POLYVANADATE
2863	バナジン酸アンモニウムナトリウム	SODIUM AMMONIUM VANADATE
3375	硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル	AMMONIUM NITRATE EMULSION or SUSPENSION or GEL intermediate for blasting explosives
3423	水酸化テトラメチルアンモニウム (固体)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID
3424	ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩 (溶液)	AMMONIUM DINITRO-O-CRESOLATE SOLUTION

(3) 臭素酸塩類(SGG3)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1450	無機臭素酸塩（固体）（臭素酸アンモニウムを除く。）（他に品名が明示されているものを除く。）	BROMATES, INORGANIC, N. O. S.
1473	臭素酸マグネシウム	MAGNESIUM BROMATE
1484	臭素酸カリウム	POTASSIUM BROMATE
1494	臭素酸ナトリウム	SODIUM BROMATE
2469	臭素酸亜鉛	ZINC BROMATE
2719	臭素酸バリウム	BARIUM BROMATE
3213	無機臭素酸塩類（水溶液）（臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。）	BROMATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.

(4) 塩素酸塩類 (SGG4)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1445	塩素酸バリウム（固体）	BARIUM CHLORATE, SOLID
1452	塩素酸カルシウム	CALCIUM CHLORATE
1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物	CHLORATE AND BORATE MIXTURE
1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物（固体）	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE MIXTURE, SOLID
1461	無機塩素酸塩類（固体）（塩素酸アンモニウムを除く。）（他に品名が明示されているものを除く。）	CHLORATES, INORGANIC, N. O. S.
1485	塩素酸カリウム	POTASSIUM CHLORATE
1495	塩素酸ナトリウム	SODIUM CHLORATE
1506	塩素酸ストロンチウム	STRONTIUM CHLORATE
1513	塩素酸亜鉛	ZINC CHLORATE
2427	塩素酸カリウム（水溶液）	POTASSIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION
2428	塩素酸ナトリウム（水溶液）	SODIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION
2429	塩素酸カルシウム（水溶液）	CALCIUM CHLORATE, AQUEOUS SOLUTION
2573	塩素酸タリウム	THALLIUM CHLORATE
2721	塩素酸銅	COPPER CHLORATE
2723	塩素酸マグネシウム	MAGNESIUM CHLORATE
3405	塩素酸バリウム（水溶液）	BARIUM CHLORATE SOLUTION
3407	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物（水溶液）	CHLORATE AND MAGNESIUM CHLORIDE MIXTURE SOLUTION

(5) 亜塩素酸塩類 (SGG5)

国連番号	品名

	日本語名	英語名
1453	亜塩素酸カルシウム	CALCIUM CHLORITE
1462	無機亜塩素酸塩類（亜塩素酸アンモニウムを除く。） （他に品名が明示されているものを除く。）	CHLORITES, INORGANIC, N. O. S.
1496	亜塩素酸ナトリウム	SODIUM CHLORITE
1908	亜塩素酸塩類	CHLORITE SOLUTION

(6) シアン化物 (SGG6)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1541	アセトンシアンヒドリン（安定剤入りのもの）	ACETONE CYANHYDRIN, STABILIZED
1565	シアン化バリウム	BARIUM CYANIDE
1575	シアン化カルシウム	CALCIUM CYANIDE
1587	シアン化銅	COPPER CYANIDE
1588	無機シアン化物（固体）（他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。）	CYANIDES, INORGANIC, SOLID, N. O. S.
1620	シアン化鉛	LEAD CYANIDE
1626	シアン化第二水銀カリウム [シアン化水銀カリウム]	MERCURIC POTASSIUM CYANIDE
1636	シアン化第二水銀	MERCURY CYANIDE
1642	オキシシアン化第二水銀（減感剤入りのもの）	MERCURY OXYCYANIDE, DESENSITIZED
1653	シアン化ニッケル	NICKEL CYANIDE
1679	シアン化銅カリウム [テトラシアノ第一銅カリウム]	POTASSIUM CUPROCYANIDE
1680	シアン化カリウム（固体）	POTASSIUM CYANIDE, SOLID
1684	シアン化銀	SILVER CYANIDE
1689	シアン化ナトリウム（固体）	SODIUM CYANIDE, SOLID
1694	オルトシアン化プロモベンジル（液体）	BROMOBENZYL CYANIDES, LIQUID
1713	シアン化亜鉛	ZINC CYANIDE
1889	シアン化臭素 [臭化シアノゲン又はプロモシアン]	CYANOGEN BROMIDE
1935	シアン化物（溶液）（他に品名が明示されているものを除く。）	CYANIDE SOLUTION, N. O. S.
2205	アジポニトリル [1,4-ジシアノブタン又はシアン化テトラメチレン]	ADIPONITRIL

2316	シアン化銅ナトリウム (固体) [テトラシアノ第一銅ナトリウム]	SODIUM CUPROCYANIDE, SOLID
2317	シアン化銅ナトリウム (水溶液) [テトラシアノ第一銅ナトリウム]	SODIUM CUPROCYANIDE SOLUTION
3413	シアン化カリウム (水溶液)	POTASSIUM CYANIDE SOLUTION
3414	シアン化ナトリウム (水溶液)	SODIUM CYANIDE SOLUTION
3449	メタシアン化ブロモベンジル (固体)	BROMOBENZYL CYANIDES, SOLID

(7) 重金属類及び化合物(SGG7)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0129	アジ化鉛 (20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	LEAD AZIDE, WETTED, with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
0130	スチフニン酸鉛 (20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	LEAD STYPHNATE (LEAD TRINITRORESORCINATE), WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
0135	雷こう (20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	MERCURY FULMINATE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
1347	ピクリン酸銀 (30 質量%以上の水で湿性としたもの)	SILVER PICRATE, WETTED WITH NOT LESS THAN 30% WATER, BY MASS
1389	アルカリ金属アマルガム (液体)	ALKALI METAL AMALGAM, LIQUID
1392	アルカリ土類金属アマルガム (液体)	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, LIQUID
1435	亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残渣又は亜鉛滓	ZINC ASHES
1436	亜鉛粉末	ZINC DUST or ZINC POWDER
1469	硝酸鉛	LEAD NITRATE
1470	過塩素酸鉛 (固体)	LEAD PERCHLORATE, SOLID
1493	硝酸銀	SILVER NITRATE
1513	塩素酸亜鉛	ZINC CHLORATE
1514	硝酸亜鉛	ZINC NITRATE
1515	過マンガン酸亜鉛	ZINC PERMANGANATE
1516	過酸化亜鉛	ZINC PEROXIDE
1587	シアン化銅	COPPER CYANIDE
1616	酢酸鉛	LEAD ACETATE
1617	ヒ酸鉛	LEAD ARSENATES
1618	亜ヒ酸鉛	LEAD ARSENITES
1620	シアン化鉛	LEAD CYANIDE

1623	ヒ酸第二水銀	MERCURIC ARSENATE
1624	塩化第二水銀 [二塩化水銀]	MERCURIC CHLORIDE
1625	硝酸第二水銀	MERCURIC NITRATE
1626	シアン化第二水銀カリウム [シアン化水銀カリウム]	MERCURIC POTASSIUM CYANIDE
1627	硝酸第一水銀	MERCUROUS NITRATE
1629	酢酸水銀 [酢酸第一水銀又は酢酸第二水銀]	MERCURY ACETATE
1630	塩化第二水銀アンモニウム	MERCURY AMMONIUM CHLORIDE
1631	安息香酸第二水銀	MERCURY BENZOATE
1634	臭化水銀 [臭化第一水銀又は臭化第二水銀]	MERCURY BROMIDES
1636	シアン化第二水銀	MERCURY CYANIDE
1637	グルコン酸第二水銀	MERCURY GLUCONATE
1638	ヨウ化第二水銀	MERCURY IODIDE
1639	核酸水銀 [マーキュロール]	MERCURY NUCLEATE
1640	オレイン酸第二水銀	MERCURY OLEATE
1641	酸化第二水銀	MERCURY OXIDE
1642	オキシシアン化第二水銀 (減感剤入りのもの)	MERCURY OXYCYANIDE, DESENSITIZED
1643	ヨウ化第二水銀カリウム	MERCURY POTASSIUM IODIDE
1644	サリチル酸第一水銀	MERCURY SALICYLATE
1645	硫酸水銀類又は硫酸水素水銀類 [硫酸第一水銀、硫酸第二水銀、硫酸水素第一水銀又は硫酸水素第二水銀]	MERCURY SULPHATE
1646	チオシアン酸第二水銀	MERCURY THIOCYANATE
1649	自動車燃料用アンチノック剤 [四エチル鉛又は四メチル鉛等]	MOTOR FUEL ANTI-KNOCK MIXTURE
1653	シアン化ニッケル	NICKEL CYANIDE
1674	酢酸フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC ACETATE
1683	亜ヒ酸銀 [オルト亜ヒ酸銀]	SILVER ARSENITE
1684	シアン化銀	SILVER CYANIDE
1712	ヒ酸亜鉛、メタ亜ヒ酸亜鉛又はこれらの混合物	ZINC ARSENATE AND ZINC ARSENITE MIXTURE
1713	シアン化亜鉛	ZINC CYANIDE

1714	リン化亜鉛	ZINC PHOSPHIDE
1794	硫酸鉛（遊離酸の含有率が3質量%を超えるものに限る。）	LEAD SULPHATE with more than 3% free acid
1838	塩化スルフリル [塩化スルホニル]	TITANIUM TETRACHLORIDE
1840	塩化亜鉛（水溶液）	ZINC CHLORIDE SOLUTION
1872	二酸化鉛 [過酸化鉛]	LEAD DIOXIDE
1894	水酸化フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC HYDROXIDE
1895	硝酸フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC NITRATE
1931	亜ジチオン酸亜鉛 [亜鉛ヒドロサルファイト]	ZINC DITHIONITE (ZINC HYDROSULPHITE)
2024	水銀化合物（液体）（他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。）	MERCURY COMPOUND, LIQUID, N. O. S.
2025	水銀化合物（固体）（他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。）	MERCURY COMPOUND, SOLID, N. O. S.
2026	フェニル第二水銀化合物（他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。）	PHENYLMERCURIC COMPOUND, N. O. S.
2291	鉛化合物（水溶性）	LEAD COMPOUND, SOLUBLE, N. O. S.
2331	塩化亜鉛（無水物）	ZINC CHLORIDE, ANHYDROUS
2441	1-ブromo-3-メチルブタン [臭化イソペンチル又は臭化イソアミル]	TITANIUM TRICHLORIDE, PYROPHORIC OR TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE, PYROPHORIC
2469	臭素酸亜鉛	ZINC BROMATE
2546	チタン粉末（乾性のもの）	TITANIUM POWDER, DRY
2714	樹脂酸亜鉛	ZINC RESINATE
2777	水銀殺虫殺菌剤類（固体）（毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	MERCURY BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC
2778	水銀殺虫殺菌剤類（液体）（引火性かつ毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。） （引火点が23℃未満のもの）	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC
2809	水銀	MERCURY
2855	ケイフッ化亜鉛	ZINC FLUOROSILICATE
2869	三塩化チタン混合物	TITANIUM TRICHLORIDE MIXTURE
2878	スポンジチタン	TITANIUM SPONGE GRANULES OR TITANIUM, SPONGE POWDERS
2881	金属触媒（乾性のもの）	METAL CATALYST, DRY
2989	ホスホン酸水素鉛 [第二亜リン酸鉛]	LEAD PHOSPHITE, DIBASIC

3011	水銀殺虫殺菌剤類（液体） （毒性かつ引火性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（引火点が 23℃以上 60℃以下のもの）	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE
3012	水銀殺虫殺菌剤類（液体）（毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC
3089	金属粉末（可燃性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	METAL POWDER, FLAMMABLE, N. O. S.
3174	二硫化チタン	TITANIUM DISULPHIDE
3181	有機化合物の金属塩類（可燃性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	METAL SALTS OF ORGANIC COMPOUNDS, FLAMMABLE, N. O. S.
3189	自己発熱性金属粉末（他に品名が明示されているものを除く。）	METAL POWDER, SELF-HEATING, N. O. S.
3401	アルカリ金属アマルガム（固体）	ALKALI METAL AMALGAM, SOLID
3402	アルカリ土類金属アマルガム（固体）	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, SOLID
3408	過塩素酸鉛（溶液）	LEAD PERCHLORATE SOLUTION
3483	自動車燃料用アンチノック剤（引火性のもの）	MOTOR FUEL ANTI-KNOCK MIXTURE, FLAMMABLE

(8) 次亜塩素酸塩類(SGG8)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1471	次亜塩素酸リチウム又は次亜塩素酸リチウム混合物	LITHIUM HYPOCHLORITE
1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物 （乾性のもので有効塩素の含有率が 39 質量%を超えるもの （有効酸素の含有率が 8.8 質量%のものに限る。））	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)
1791	次亜塩素酸塩	HYPOCHLORITE SOLUTION
2208	次亜塩素酸カルシウム混合物 （乾性のもので有効塩素の含有率が 10 質量%を超え 39 質量%以下のものに限る。）	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 10% but with not more than 39% available chlorine
2741	次亜塩素酸バリウム （有効塩素の含有率が 22 質量%を超えるものに限る。）	BARIUM HYPOCHLORITE with more than 22% available chlorine
2880	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物（水和物で水の含有率が 5.5 質量%以上 16 質量%以下のものに限る。）	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE with not less than 5.5% but not more than 16% water
3212	無機次亜塩素酸塩類 （他に品名が明示されているものを除く。）	HYPOCHLORITES, INORGANIC, N. O. S.
3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル	TERT-BUTYL HYPOCHLORITE

3485	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物 (乾性かつ腐食性のもので、有効塩素の含有率が 39 質量%を超えるもの(有効酸素の含有量が 8.8 質量%のもの))	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)
3486	次亜塩素酸カルシウム混合物 (乾性かつ腐食性のもので有効塩素の含有率が 10 質量%を超え 39 質量%以下のもの)	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 10% but not more than 39% available chlorine
3487	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物 (腐食性のもので水の含有率が 5.5 質量%以上 16 質量%以下のもの)	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE, CORROSIVE with not less than 5.5% but not more than 16% water

(9) 鉛及びその化合物(SGG9)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0129	アジ化鉛 (20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	LEAD AZIDE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
0130	スチフニン酸鉛 (20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたもの)	LEAD STYHPNATE (LEAD TRINITRORESORCINATE), WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
1469	硝酸鉛	LEAD NITRATE
1470	過塩素酸鉛 (固体)	LEAD PERCHLORATE, SOLID
1616	酢酸鉛	LEAD ACETATE
1617	ヒ酸鉛	LEAD ARSENATES
1618	亜ヒ酸鉛	LEAD ARSENITES
1620	シアン化鉛	LEAD CYANIDE
1649	自動車燃料用アンチノック剤 [四エチル鉛 ^{PP} 又は四メチル鉛等]	MOTOR FUEL ANTI-KNOCK MIXTURE
1794	硫酸鉛 (遊離酸の含有率が 3 質量%を超えるものに限る。)	LEAD SULPHATE with more than 3% free acid
1872	二酸化鉛 [過酸化鉛]	LEAD DIOXIDE
2291	鉛化合物 ^P (他に品名が明示されているものを除く。)	LEAD COMPOUND, SOLUBLE, N. O. S.
2989	ホスホン酸水素鉛 [第二亜リン酸鉛]	LEAD PHOSPHIDE, DIBASIC
3408	過塩素酸鉛 (溶液)	LEAD PERCHLORATE SOLUTION
3483	自動車燃料用アンチノック剤 (引火性のもの)	MOTOR FUEL ANTI-KNOCK MIXTURE, FLAMMABLE

(10) 液体のハロゲン化炭化水素(SGG10)

国連番号	品名

	日本語名	英語名
1099	臭化アリル [プロモアリレン又は3-ブロモプロペン]	ALLYL BROMIDE
1100	塩化アリル [アルファクロプロピレン又は3-クロプロペン]	ALLYL CHLORIDE
1107	塩化ペンチル [塩化アミル又はクロロペンタン]	AMYL CHLORIDE
1126	臭化ノルマルブチル [1-ブロモブタン]	1-BROMOBUTANE
1127	クロロブタン	CHLOROBUTANES
1134	クロロベンゼン [クロロベンゾール]	CHLOROBENZENE
1150	1,2-ジクロロエチレン [二塩化アセチレン]	1, 2-DICHLOROETHYLENE
1152	ジクロロペンタン [1,5-ジクロロペンタン等]	DICHLOROPENTANES
1184	二塩化エチレン [1,2-ジクロロエタン又は塩化エチレン]	ETHYLENE DICHLORIDE
1278	1-クロプロパン [塩化ノルマルプロピル]	1-CHLOROPROPANE
1279	1,2-ジクロプロパン [二塩化プロピレン]	1, 2-DICHLOROPROPANE
1303	塩化ビニリデン (安定剤入りのもの)	VINYLDENE CHLORIDE, STABILIZED
1591	オルトジクロロベンゼン [1,2-ジクロロベンゼン]	O-DICHLOROBENZENE
1593	ジクロロメタン [塩化メチレン]	DICHLOROMETHANE
1605	1,2-ジブロモエタン [二臭化エチレン]	ETHYLENE DIBROMIDE
1647	臭化メチルと1,2-ジブロモエタンの混合物 (液体)	METHYL BROMIDE AND ETHYLENE DIBROMIDE MIXTURE, LIQUID
1669	ペンタクロロエタン [ペンタリン]	PENTACHLOROETHANE
1701	臭化キシリル	XYLYL BROMIDE
1702	テトラクロロエタン [1,1,2,2-テトラクロロエタン又は四塩化アセチレン]	1, 1, 2, 2-TETRACHLOROETHANE
1710	トリクロロエチレン	TRICHLOROETHYLENE
1723	ヨウ化アリル	ALLYL IODIDE

1737	臭化ベンジル [アルファブロモトルエン]	BENZYL BROMIDE
1738	塩化ベンジル	BENZYL CHLORIDE
1846	三フッ化臭素	CARBON TETRACHLORIDE
1887	ブロモクロロメタン [メチレンクロロブロマイド]	BROMOCHLOROMETHANE
1888	クロロホルム [トリクロロメタン]	CHLOROFORM
1891	臭化エチル [ブロモエタン]	ETHYL BROMIDE
1897	テトラクロロエチレン [パークロロエチレン]	TETRACHLOROETHYLENE
1991	クロロプレン (安定剤入りのもの) [2-クロロブタジエン-1,3]	CHLOROPRENE, STABILIZED
2234	クロロベンゾトリフルオライド	CHLOROBENZOTRIFLUORIDES
2238	クロロトルエン [メチルクロロベンゼン]	CHLOROTOLUENES
2279	ヘキサクロロブタジエン [1,3-ヘキサクロロブタジエン又はヘキサクロロ-1,3-ブタジエン]	HEXACHLOROBUTADIENE
2321	トリクロロベンゼン (液体)	TRICHLOROBENZENES, LIQUID
2322	トリクロロブテン [トリクロロブチレン]	TRICHLOROBUTENE
2339	臭化セコンダリーブチル [2-ブロモブタン]	2-BROMOBUTANE
2341	1-ブロモ-3-メチルブタン [臭化イソペンチル又は臭化イソアミル]	1-BROMO-3-METHYLBUTANE
2342	ブロモメチルプロパン [イソブチルブロマイド、ターシャリーブチルブロマイド等]	BROMOMETHYLPROPANES
2343	臭化セコンダリーペンチル [2-ブロモペンタン又は臭化セコンダリーアミル]	2-BROMOPENTANE
2344	ブロモプロパン [臭化プロピル又は臭化イソプロピル]	BROMOPROPANES
2356	2-クロロプロパン [塩化イソプロピル]	2-CHLOROPROPANE
2362	1,1-ジクロロエタン[二塩化エチリデン]	1,1-DICHLOROETHANE

2387	フルオロベンゼン [フッ化フェニル]	FLUOROBENZENE
2388	フルオロトルエン [メチルフルオロベンゼン]	FLUOROTOLUENES
2390	2-ヨードブタン [ヨウ化セコンダリーブチル]	2-IODOBUTANE
2391	ヨードメチルプロパン [ヨウ化イソブチル、ヨウ化ターシャリーブチル等]	IODOMETHYLPROPANES
2392	ヨードプロパン [ヨウ化プロピル、1-ヨードプロパン又は2-ヨードプロパン]	IODOPROPANES
2456	2-クロロプロペン [2-クロロプロピレン又は塩化イソプロペニル]	2-CHLOROPROPENE
2504	テトラブロモエタン [1, 1, 2, 2-テトラブロモエタン又は四臭化アセチレン]	TETRABROMOETHANE
2515	ブロモホルム [トリブロモメタン]	BROMOFORM
2554	メチルアリルクロライド [イソブテニルクロライド]	METHYLALLYL CHLORIDE
2644	ヨウ化メチル [ヨードメタン]	METHYL IODIDE
2646	ヘキサクロロシクロペンタジエン [パークロロシクロペンタジエン]	HEXACHLOROCYCLOPENTADIENE
2664	ジブロモメタン [メチレンジブロマイド又は臭化メチレン]	DIBROMOMETHANE
2688	1-クロロ-3-ブロモプロパン [トリメチレンクロロブロマイド]	1-BROMO-3-CHLOROPROPANE
2831	1, 1, 1-トリクロロエタン [メチルクロロホルム]	1, 1, 1-TRICHLOROETHANE
2872	ジブロモクロロプロパン [1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン等]	DIBROMOCHLOROPROPANES

(11) 水銀及びその化合物(SGG11)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0135	雷こう（20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。）	MERCURY FULMINATE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
1389	アルカリ金属アマルガム（液体）	ALKALI METAL AMALGAM, LIQUID

1392	アルカリ土類金属アマルガム（液体）	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, LIQUID
1623	ヒ酸第二水銀	MERCURIC ARSENATE
1624	塩化第二水銀 [二塩化水銀]	MERCURIC CHLORIDE
1625	硝酸第二水銀	MERCURIC NITRATE
1626	シアン化第二水銀カリウム [シアン化水銀カリウム]	MERCURIC POTASSIUM CYANIDE
1627	硝酸第一水銀	MERCUROUS NITRATE
1629	酢酸水銀 [酢酸第一水銀又は酢酸第二水銀]	MERCURY ACETATE
1630	塩化第二水銀アンモニウム	MERCURY AMMONIUM CHLORIDE
1631	安息香酸第二水銀	MERCURY BENZOATE
1634	臭化水銀 [臭化第一水銀又は臭化第二水銀]	MERCURY BROMIDES
1636	シアン化第二水銀	MERCURY CYANIDE
1637	グルコン酸第二水銀	MERCURY GLUCONATE
1638	ヨウ化第二水銀	MERCURY IODIDE
1639	核酸水銀 [マーキュロール]	MERCURY NUCLEATE
1640	オレイン酸第二水銀	MERCURY OLEATE
1641	酸化第二水銀	MERCURY OXIDE
1642	オキシシアン化第二水銀（減感剤入りのもの）	MERCURY OXYCYANIDE, DESENSITIZED
1643	ヨウ化第二水銀カリウム	MERCURY POTASSIUM IODIDE
1644	サリチル酸第一水銀	MERCURY SALICYLATE
1645	硫酸水銀類又は硫酸水素水銀類 [硫酸第一水銀、硫酸第二水銀、硫酸水素第一水銀又は硫酸水素第二水銀]	MERCURY SULPHATE
1646	チオシアン酸第二水銀	MERCURY THIOCYANATE
1894	水酸化フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC HYDROXIDE
1895	硝酸フェニル第二水銀	PHENYLMERCURIC NITRATE
2024	水銀化合物（液体）（他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。）	MERCURY COMPOUND, LIQUID, N. O. S.
2025	水銀化合物（固体）（他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類及び辰砂を除く。）	MERCURY COMPOUND, SOLID, N. O. S.
2026	フェニル第二水銀化合物（他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。）	PHENYLMERCURIC COMPOUND, N. O. S.

2777	水銀殺虫殺菌剤類（固体）（毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	MERCURY BASED PESTICIDE, SOLID, TOXIC
2778	水銀殺虫殺菌剤類（液体）（引火性かつ毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。） （引火点が 23℃未満のもの）	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC flashpoint less than 23°C
2809	水銀（機械類、日用品等に用いられている質量 1 キログラム以下の水銀を除く。）	MERCURY
3011	水銀殺虫殺菌剤類（液体） （毒性かつ引火性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（引火点が 23℃以上 60℃以下のもの）	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE flashpoint not less than 23°C
3012	水銀殺虫殺菌剤類（液体）（毒性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	MERCURY BASED PESTICIDE, LIQUID, TOXIC
3401	アルカリ金属アマルガム（固体）	ALKALI METAL AMALGAM, SOLID
3402	アルカリ土類金属アマルガム（固体）	ALKALINE EARTH METAL AMALGAM, SOLID

(12) 亜硝酸塩類及びその混合物 (SGG12)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1487	硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物	POTASSIUM NITRATE AND SODIUM NITRITE MIXTURE
1488	亜硝酸カリウム	POTASSIUM NITRITE
1500	亜硝酸ナトリウム	SODIUM NITRITE
2627	無機亜硝酸塩類（固体）（他に品名が明示されているもの、 亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩類とアンモニア化合物 の混合物を除く。）	NITRITES, INORGANIC, N. O. S.
2726	亜硝酸ニッケル	NICKEL NITRITE
3219	無機亜硝酸塩類（水溶液）（アンモニア化合物を含有するもの を除く。）（他に品名が明示されているものを除く。）	NITRITES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.

(13) 過塩素酸塩類 (SGG13)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1442	過塩素酸アンモニウム	AMMONIUM PERCHLORATE
1447	過塩素酸バリウム（固体）	BARIUM PERCHLORATE, SOLID
1455	過塩素酸カルシウム	CALCIUM PERCHLORATE
1470	過塩素酸鉛（固体）	LEAD PERCHLORATE, SOLID
1475	過塩素酸マグネシウム	MAGNESIUM PERCHLORATE

1481	無機過塩素酸塩類（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）	PERCHLORATES, INORGANIC, N. O. S.
1489	過塩素酸カリウム	POTASSIUM PERCHLORATE
1502	過塩素酸ナトリウム	SODIUM PERCHLORATE
1508	過塩素酸ストロンチウム	STRONTIUM PERCHLORATE
3211	無機過塩素酸塩類（水溶液）（他に品名が明示されているものを除く。）	PERCHLORATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.
3406	過塩素酸バリウム（水溶液）	BARIUM PERCHLORATE SOLUTION
3408	過塩素酸鉛（溶液）	LEAD PERCHLORATE SOLUTION

(14) 過マンガン酸塩類 (SGG14)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1448	過マンガン酸バリウム	BARIUM PERMANGANATE
1456	過マンガン酸カルシウム	CALCIUM PERMANGANATE
1482	無機過マンガン酸塩類（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）	PERMANGANATES, INORGANIC, N. O. S.
1490	過マンガン酸カリウム	POTASSIUM PERMANGANATE
1503	過マンガン酸ナトリウム	SODIUM PERMANGANATE
1515	過マンガン酸亜鉛	ZINC PERMANGANATE
3214	無機過マンガン酸塩類（水溶液）（過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。）	PERMANGANATES, INORGANIC, AQUEOUS SOLUTION, N. O. S.

(15) 金属粉末 (SGG15)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1309	アルミニウム粉末	ALUMINIUM POWDER, COATED
1326	ハフニウム粉末（25質量%以上の水で湿性としたもの）	HAFNIUM POWDER, WETTED with 25% water
1352	チタン粉末（25質量%以上の水で湿性としたもの）	TITANIUM POWDER, WETTED, with 25% water
1358	ジルコニウム粉末（25質量%以上の水で湿性としたもの）	ZIRCONIUM POWDER, WETTED with 25% water
1383	自然発火性金属又は自然発火性合金	PYROPHORIC ALLOY OR PYROPHORIC METAL, N. O. S.
1396	アルミニウム粉末	ALUMINIUM POWDER, UNCOATED
1398	アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの）	ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED

1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末（マグネシウムの含有率が 50 質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの）	MAGNESIUM POWDER or MAGNESIUM ALLOYS POWDER
1435	亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残渣又は亜鉛滓	ZINC ASHES
1436	亜鉛粉末	ZINC DUST OR POWDER
1854	バリウム合金	BARIUM ALLOYS, PYROPHORIC
2008	ジルコニウム粉末（乾性のもの）	ZIRCONIUM POWDER, DRY
2009	ジルコニウム（乾性のもの）（板状、帯板状又は巻線状のもの）（厚さが 18 ミクロン未満のもの）	ZIRCONIUM, DRY, SHEETS, STRIP OR COILED WIRE
2545	ハフニウム粉末（乾性のもの）	HAFNIUM POWDER, DRY
2546	チタン粉末（乾性のもの）	TITANIUM POWDER, DRY
2878	スポンジチタン	TITANIUM SPONGE POWDERS
2881	金属触媒（乾性のもの）	METAL CATALYST, DRY
2950	マグネシウム（表面が被覆されており、マグネシウムの含有率が 50 質量%を超え、粒度が 149µm 以上 2000µm 以下のもの）	MAGNESIUM GRANULES, COATED, particle size not less than 149 microns
3078	セリウム（削りくず又は砂状のもの）	CERIUM, TURNINGS OR GRITTY POWDER
3089	金属粉末（可燃性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	METAL POWDER, FLAMMABLE N. O. S.
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生成物	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS
3189	自己発熱性金属粉末（他に品名が明示されているものを除く。）	METAL POWDER, SELF-HEATING, N. O. S.

(16) 過酸化物 (SGG16)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1449	過酸化バリウム	BARIUM PEROXIDE
1457	過酸化カルシウム	CALCIUM PEROXIDE
1472	過酸化リチウム	LITHIUM PEROXIDE
1476	過酸化マグネシウム	MAGNESIUM PEROXIDE
1483	無機過酸化物類（他に品名が明示されているものを除く。）	PEROXIDES, INORGANIC, N. O. S.
1491	過酸化カリウム	POTASSIUM PEROXIDE
1504	過酸化ナトリウム	SODIUM PEROXIDE
1509	過酸化ストロンチウム	STRONTIUM PEROXIDE
1516	過酸化亜鉛	ZINC PEROXIDE

2014	過酸化水素（水溶液）（必要に応じて安定剤を加えたものであって、濃度が 20 質量%以上 60 質量%以下のものに限る。）	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, with not less than 20% but not more than 60% hydrogen peroxide (stabilized as necessary)
2015	過酸化水素（水溶液）（安定剤入りのものであって、濃度が 60 質量%を超えるものに限る。）	HYDROGEN PEROXIDE, STABILIZED or HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, STABILIZED with more than 60% hydrogen peroxide
2466	超酸化カリウム	POTASSIUM SUPEROXIDE
2547	超酸化ナトリウム	SODIUM SUPEROXIDE
3149	過酸化水素と過酢酸の混合物	HYDROGEN PEROXIDE AND PEROXYACETIC ACID MIXTURE
3377	過ホウ酸ナトリウム（水和物）	SODIUM PERBORATE MONOHYDRATE
3378	過炭酸ナトリウム [パーオキシ炭酸ナトリウム]	SODIUM CARBONATE PEROXYHYDRATE

(17) アジ化物 (SGG17)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0129	アジ化鉛（20 質量%以上の水又はアルコールと水の混合物で湿性としたものに限る。）	LEAD AZIDE, WETTED with not less than 20% water, or mixture of alcohol and water, by mass
0224	アジ化バリウム（乾性のもの又は 50 質量%未満の水で湿性としたもの）	BARIUM AZIDE, DRY or wetted with less than 50% water, by mass
1571	アジ化バリウム（50 質量%以上の水で湿性としたもの）	BARIUM AZIDE, WETTED with not less than 50% water, by mass
1687	アジ化ナトリウム	SODIUM AZIDE

(18) アルカリ類 (SGG18)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1005	液体アンモニア	AMMONIA, ANHYDROUS
1160	ジメチルアミン（水溶液）	DIMETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION
1163	ジメチルヒドラジン（非対称型のもの） [1,1-ジメチルヒドラジン]	DIMETHYLHYDRAZINE, UNSYMMETRICAL
1235	メチルアミン（水溶液） [アミノメタン] [モノメチルアミン]	METHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION
1244	メチルヒドラジン	METHYLHYDRAZINE
1289	ナトリウムメチレート（アルコール溶液）	SODIUM METHYLATE SOLUTION in alcohol

1382	硫化カリウム（無水物又は結晶水の含有率が 30 質量%未満のものに限る。）	POTASSIUM SULPHIDE, ANHYDROUS or POTASSIUM SULPHIDE with less than 30% water of crystallization
1385	硫化ナトリウム（無水物又は結晶水の含有率が 30 質量%未満のものに限る。）	SODIUM SULPHIDE, ANHYDROUS or SODIUM SULPHIDE with less than 30% water of crystallization
1431	ナトリウムメチレート	SODIUM METHYLATE
1604	エチレンジアミン [1,2-ジアミノエタン]	ETHYLENEDIAMINE
1719	カ性アルカリ類（液体）（他に品名が明示されているものを除く。）	CAUSTIC ALKALI LIQUID, N.O.S.
1813	水酸化カリウム（固体） [カ性カリ]	POTASSIUM HYDROXIDE, SOLID
1814	水酸化カリウム（水溶液） [カ性カリ]	POTASSIUM HYDROXIDE SOLUTION
1819	アルミン酸ナトリウム（水溶液）	SODIUM ALUMINATE SOLUTION
1823	水酸化ナトリウム（固体） [カ性ソーダ]	SODIUM HYDROXIDE, SOLID
1824	水酸化ナトリウム（水溶液） [カ性ソーダ]	SODIUM HYDROXIDE SOLUTION
1825	酸化ナトリウム	SODIUM MONOXIDE
1835	水酸化テトラメチルアンモニウム （水溶液）	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE SOLUTION
1847	硫化カリウム（水和物）（結晶水の含有率が 30 質量%以上のものに限る。）	POTASSIUM SULPHIDE, HYDRATED with not less than 30% water of crystallization
1849	硫化ナトリウム（水和物）（結晶水の含有率が 30 質量%以上のものに限る。）	SODIUM SULPHIDE, HYDRATED with not less than 30% water
1907	ソーダ石灰（水酸化ナトリウムの含有率が 4 質量%以上のものに限る。） [ソーダライム]	SODA LIME with more than 4% sodium hydroxide
1922	ピロリジン	PYRROLIDINE
2029	ヒドラジン（無水物）	HYDRAZINE, ANHYDROUS
2030	ヒドラジン（水溶液）（濃度が 37 質量%以上のものに限る。）	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with more than 37% hydrazine, by mass
2033	酸化カリウム	POTASSIUM MONOXIDE
2073	液体アンモニア（15°Cで比重が 0.880 未満でアンモニアの含有率が 35 質量%を超え 50 質量%以下の水溶液）	AMMONIA SOLUTION relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 35% but not more than 50% ammonia
2079	ジエチレントリアミン	DIETHYLENETRIAMINE

2259	トリエチレンテトラミン	TRIETHYLENETETRAMINE
2270	エチルアミン* (水溶液) (濃度が 50 質量%以上 70 質量%以下のものに限る。) [アミノエタン又はモノエチルアミン]	ETHYLAMINE, AQUEOUS SOLUTION with not less than 50% but not more than 70% ethylamine
2318	硫化水素ナトリウム (結晶水の含有率が 25 質量%未満のものに限る。)	SODIUM HYDROSULPHIDE with less than 25% water of crystallization
2320	テトラエチレンペンタミン	TETRAETHYLENEPENTAMINE
2379	1,3-ジメチルブチルアミン	1,3-DIETHYLBUTYLAMINE
2382	1,2-ジメチルヒドラジン	DIMETHYLHYDRAZINE, SYMMETRICAL
2386	N-エチルピペリジン [1-エチルピペリジン]	1-ETHYLPYPERIDINE
2399	N-メチルピペリジン [1-メチルピペリジン]	1-METHYLPYPERIDINE
2401	ピペリジン [ヘキサヒドロピリジン]	PIPERIDINE
2491	エタノールアミン又はその水溶液 [モノエタノールアミン] [2-アミノエタノール] [2-ヒドロキシエチルアミン]	ETHANOLAMINE or ETHANOLAMINE SOLUTION
2579	ピペラジン (固体) [ジエチレンジアミン]	PIPERAZINE
2671	アミノピリジン	AMINOPYRIDINES (o-, m-, p-)
2672	アンモニア (水溶液) (15°Cで比重が 0.880 以上 0.957 以下であって、アンモニアの含有率が 10 質量%を超え 35 質量%以下のものに限る。)	AMMONIA SOLUTION relative density between 0.880 and 0.957 at 15°C in water, with more than 10% but not more than 35% ammonia, by mass
2677	水酸化ルビジウム (水溶液)	RUBIDIUM HYDROXIDE SOLUTION
2678	水酸化ルビジウム	RUBIDIUM HYDROXIDE
2679	水酸化リチウム (水溶液)	LITHIUM HYDROXIDE SOLUTION
2680	水酸化リチウム	LITHIUM HYDROXIDE
2681	水酸化セシウム (水溶液)	CAESIUM HYDROXIDE SOLUTION
2682	水酸化セシウム (固体)	CAESIUM HYDROXIDE
2683	硫化アンモニウム (水溶液)	AMMONIUM SULPHIDE SOLUTION
2733	アミン類又はポリアミン類 (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. or POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.
2734	アミン類又はポリアミン類 (液体) (腐食性かつ引火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, FLAMMABLE, N. O. S.

2735	アミン類又はポリアミン類（液体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S. or POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N. O. S.
2795	蓄電池（アルカリ性の液体を内蔵するもの）	BATTERIES, WET, FILLED WITH ALKALI electric storage
2797	電池液（アルカリ性のもの）	BATTERY FLUID, ALKALI
2818	ポリ硫化アンモニウム（水溶液）	AMMONIUM POLYSULPHIDE SOLUTION
2949	硫化水素ナトリウム（結晶水の含有率が 25 質量%以上のものに限る。）	SODIUM HYDROSULPHIDE, SOLID with not less than 25% water of crystallization
3028	乾電池（固体の水酸化カリウムを内蔵するものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。）	BATTERIES, DRY, CONTAINING POTASSIUM HYDROXIDE, solid electric storage
3073	ビニルピリジン（安定剤入りのもの）	VINYLPYRIDINES, STABILIZED
3206	アルカリ金属アルコレート （自己発熱性かつ腐食性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	ALKALI METAL ALCOHOLATES, SELF-HEATING, CORROSIVE, N. O. S.
3253	メタケイ酸ナトリウム [トリオキシケイ酸二ナトリウム]	DISODIUM TRIOXOSILICATE
3259	アミン類又はポリアミン類（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	AMINES, SOLID, CORROSIVE, N. O. S. or POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N. O. S.
3262	その他の腐食性物質（無機物）（固体）（アルカリ性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	CORROSIVE SOLID, BASIC, INORGANIC, N. O. S
3263	その他の腐食性物質（有機物）（固体）（アルカリ性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	CORROSIVE SOLID, BASIC, ORGANIC, N. O. S
3266	その他の腐食性物質（無機物）（液体）（アルカリ性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	CORROSIVE LIQUID, BASIC, INORGANIC, N. O. S
3267	その他の腐食性物質（有機物）（液体）（アルカリ性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）	CORROSIVE LIQUID, BASIC, ORGANIC, N. O. S
3274	アルコレート類 （アルコール溶液） （他に品名が明示されているものを除く。）	ALCOHOLATES SOLUTION, N. O. S. in alcohol
3293	ヒドラジン（水溶液）（濃度が 37 質量%以下のものに限る。） [ジアミン又はヒドラジンベース]	HYDRAZINE, AQUEOUS SOLUTION with not more than 37% hydrazine, by mass
3318	アンモニア水溶液（15℃で比重が 0.880 未満でアンモニアの含有率が 50 質量%を超える水溶液）	AMMONIA SOLUTION relative density less than 0.880 at 15°C in water, with more than 50% ammonia
3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物（水素化ホウ素ナトリウムの濃度が 12 質量%以下であって、水酸化ナトリウムの濃度が 40 質量%以下のものに限る。）	SODIUM BOROHYDRIDE AND SODIUM HYDROXIDE SOLUTION with not more than 12% sodium borohydride and not more than 40% sodium hydroxide, by mass

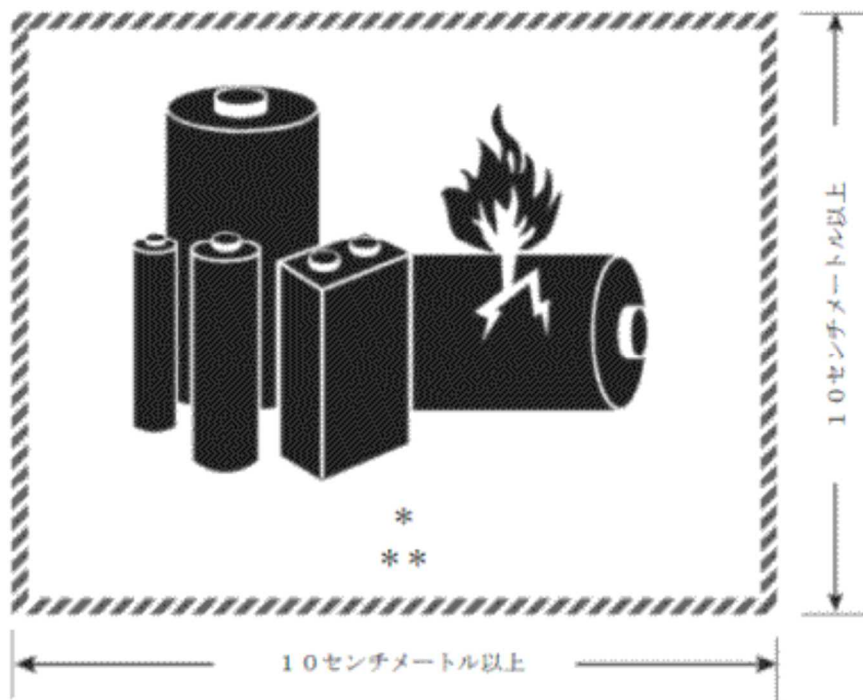
3423	水酸化テトラメチルアンモニウム (固体)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID
3484	ヒドラジン (水溶液) (引火性かつ毒性のもので (濃度が 37 質量%以上のものに限る。))	HYDRAZINE AQUEOUS SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 37% hydrazine, by mass

備考10 備考の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
SP29	等級が「Class」の文字に続けて表示されている場合にあつては、容器に正標札を付すことを要しない。
SP32	無定形でないものは、危険物に該当しない。
SP37	表面が被覆されたものは、危険物に該当しない。
SP38	カルシウムカーバイドの含有率が0.1%以下のものは、危険物に該当しない。
SP39	ケイ素の含有率が30%未満のもの又は90%以上のものは、危険物に該当しない。
SP45	ヒ素の含有率が0.5質量%以下の硫化アンチモン及び酸化アンチモンは、危険物に該当しない。
SP47	フェリシアン化物及びフェロシアン化物は、危険物に該当しない。
SP59	マグネシウムの含有率が50%以下のものは、危険物に該当しない。
SP61	SP274の規定により、付記しなければならぬ化学名は、国際標準化機構が定めた規格による名称又は世界保健機関のガイドラインに掲げられる名称とすること。
SP62	水酸化ナトリウムの含有率が4%以下のものは、危険物に該当しない。
SP63	<ol style="list-style-type: none"> 1 等級2.1に該当するエアゾールは、エアゾールに含まれる引火性成分（国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部31.1.3節のノート1から3に規定された、引火性液体、引火性固体又は引火性ガス及びその混合物をいう。以下SP63において「引火性成分」という。）が85質量%以上であり、かつ、燃焼時発熱量（ASTM D 240、ISO/FDIS 13943:1999(E/F) 86.1から86.3又はNAPA 30Bのいずれかに規定された方法により決定されたものに限る。以下この項において「燃焼時発熱量」という。）が30kJ/g以上のものであつて、備考2(2)(iii)イ又はロに該当する気体の物質を含まないものに限る。 2 等級2.2に該当するエアゾールは、エアゾールに含まれる引火性成分が1質量%以下であり、かつ、燃焼時発熱量が20kJ/g以下のものであつて、備考2(2)(iii)イ又はロに該当する気体の物質を含まないものに限る。 3 上記1及び2以外のエアゾールの等級は、国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部31節の規定された試験方法に従い決定すること。 4 備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅰに該当する物質又は備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅰに該当する物質を含まないものに限る。
SP65	過酸化水素の濃度が8%未満のものは、危険物に該当しない。
SP66	辰砂は、危険物に該当しない。
SP119	<ol style="list-style-type: none"> 1 冷凍機器類には、冷蔵庫、空調機等の食料その他の物品を低温に保つための機器類を含むものとする。 2 12kg未満の備考2(2)(ii)に該当する高圧ガス又は12L未満のアンモニア（水溶液）が充てんされている冷凍機器類は危険物に該当しない。
SP131	乾燥している四硝酸ペンタエリスリットに比べて著しく鈍感なものに限る。
SP135	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム（二水和物）は危険物に該当しない（酸化性物質以外の危険性を有する場合を除く。）。
SP138	p-シアン化プロモベンジルは、危険物に該当しない。
SP141	十分な熱処理が施されたものは、危険物に該当しない。
SP142	次に掲げる要件を満たす採油後の大豆かすは、危険物に該当しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の含有率が1.5%以下で、かつ、水分含有率が11%以下であること。 (2) 引火性の溶剤を含有しないものに限る。 (3) (1)及び(2)に該当するものであることの証明書が添付されていること。
SP144	アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液は、危険物に該当しない。
SP145	容積が250L以下の容器に収納されている場合は、危険物に該当しない。

SP152	備考2(1)(i)の火薬類の等級の判定基準において、火薬類に該当しないと判定された過塩素酸アンモニウムに限る。
SP153	備考2(4)(iv)の水反応可燃性物質の容器等級の判定基準において、水反応可燃性物質に該当しないと判定されたリン化アルミニウム系殺虫殺菌剤に限る。
SP163	1 他に品名が明示されている物質を除く。 2 ニトロセルロース（乾燥状態における窒素の含有量が12.6質量%以下のものに限る。）の含有率が20質量%を超えるものを除く。
SP168	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1) セメント、プラスチック、アスファルト、樹脂、鉱石その他の天然又は人工の接合剤により固められたものであって、人体に危害を与えるおそれのある量のアスベストが、運送中に剥離して吸入されることがないものであること。 (2) 容器に収納されたアスベストを含む物品であって、人体に危害を与えるおそれのある量のアスベストが、運送中に剥離して吸入されることがないものであること。
SP169	無水マレイン酸の含有率が0.05%以下の無水フタル酸（固体に限る。）又は無水テトラヒドロフタル酸は危険物に該当しない。ただし、引火点以上の温度に加熱され、熔融状態で運送されるものは、国連番号3256の高温輸送物質に該当する。
SP177	硫酸バリウムは、危険物に該当しない。
SP181	特殊な容器に収納されているため爆発性を有しないことが証明されている場合であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めた場合は、副標札を付すことを要しない。
SP182	アルカリ金属には、リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム及びセシウムを含むものとする。
SP183	アルカリ土類金属には、マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム及びバリウムを含むものとする。
SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1) リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池にあつては、リチウム含有量が1g以下であり、リチウムイオン単電池にあつては、ワット時間が20Wh以下であること。 (2) リチウム金属組電池又はリチウム合金組電池にあつては、総リチウム含有量が2g以下であり、リチウムイオン組電池にあつては、ワット時間が100Wh以下であること。この要件に該当するリチウムイオン電池（平成21年1月1日前に製造されたものを除く。）については、外装ケースにワット時間を表示すること。 (3) 単電池及び組電池は、IMDGコード2.9.4.1、2.9.4.5、2.9.4.6（リチウム金属単電池と再充電可能なリチウムイオン単電池から構成され、外部から充電されるように設計されていないリチウム組電池を運送する場合に限る。）及び2.9.4.7の規定に適合するものであること。 (4) 単電池及び組電池（装置に組み込まれたものを除く。）は、その単電池及び組電池を完全に密閉することができる内装容器に収納され、かつ、短絡しないように保護されていること（これには、同一容器内での短絡を誘発する可能性のある電導性のあるものとの接触防止も含まれる。）。内装容器は強固な外装容器に収納されていること。 (5) 装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷及び短絡から保護され、かつ、その装置は不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられたものであること（ただし、無線自動識別（RFID）装置、時計、感知器等、輸送中に意図的に作動されるものであって危険な発熱を引き起こすことのない装置を除く。）。電池が装置に組み込まれている場合には、その装置は、その容量及び意図される使用方法について適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること（電池が装置により同等の保護がなされている場合を除く。）。 (6) 単電池及び組電池（装置に組み込まれている場合を除く。）を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、運送の安全を損なうような損傷がなく、かつ、容器内のリチウム電池が接触するような移動及び漏えいが無いこと。 (7) 総質量（容器の質量を含む。）が30kg以下であること（装置に組み込まれたもの及び装置と共に包装されたものを除く。）。

(8) 外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと（ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器（1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。）であって、電池の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のものを除く。）。オーバーパックに収納する場合は、外部から見やすい位置に次の表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーパック表示が付されていること。



部 分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	赤
記 号	黒

- 注1 危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、標示の大きさを縦7センチメートル以上、横10センチメートル以上として差し支えない。
 2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて国連番号を、**に追加情報問い合わせのための電話番号を記入すること。
 3 「リチウム含有量」とは、リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池の陽極中に含まれるリチウムの質量をいう。リチウム金属電池及びリチウムイオン電池については、各輸送モード間でこれらの電池の輸送を容易にするため及び異なる非常措置活動が適用されるために、別の品名が存在する。
 4 線の太さは0.5センチメートル以上とすること。

SP190	1 エアゾールは、充てんされている高圧ガスの偶発的な放出を防止するための措置が講じられているものに限る。 2 備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでに該当する物質を含まないものであつて、その容積が50mLを超えないものは、危険物に該当しない。
SP191	備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでに該当する物質を含まないものであつて、その容積が50mLを超えないものは、危険物に該当しない。

SP193	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部第39節の判定基準において、硝酸アンモニウム系肥料に該当するものに限る。
SP196	1 過酸化水素と過酢酸の混合物は、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1) 実験室での試験において、空隙がある状態で爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに全く反応を起こさず、かつ、爆発性を有しないものであること。 (2) 熱安定性を有するもの（質量50kgの危険物において自己加速分解温度が60℃以上のものをいう。）であること。 2 1に該当しない過酸化水素と過酢酸の混合物は、有機過酸化物に該当する。
SP198	印刷用インク、印刷用インク関連物質、香料製品類、塗料又は塗料関連物質として運送されるニトロセルロース（溶液）であって、ニトロセルロース（乾燥状態における窒素の含有量が12.6%以下のものに限る。）の含有率が20%以下のものは国連番号が1210、1263、1266、3066、3469又は3470に該当する。
SP199	23℃±2℃において、鉛化合物の試験物質と0.07molの塩酸を1対1000の比で混合し、1時間攪拌したときの溶解度が5%以下のものであって、他の危険物の分類に合致しないものは、危険物に該当しない。
SP203	ポリ塩化ビフェニル類（国連番号2315又は3432）を除く。
SP205	ペンタクロロフェノール（国連番号3155）を除く。
SP207	ポリスチレン及びポリメチルメタクリレートを原料として製造されたものを含む。
SP208	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムの複塩を主成分とする硝酸カルシウム肥料であって、かつ、硝酸アンモニウムの含有率が10%以下で、結晶水の含有率が12%以上のものは危険物に該当しない。
SP210	ウイルスをうつしやすい物質を含む植物、動物及び細菌から抽出されたトキシン類及びウイルスをうつしやすい物質に含まれるトキシン類は、ウイルスをうつしやすい物質に該当する。
SP215	1 自己加速分解温度が75℃を超える工業的純品及びその製品に限る。 2 アゾジカーボンアミドの濃度が35質量%以下であって、かつ、不活性物質の濃度が65%以上のものは、危険物に該当しない。
SP216	1 危険物に該当しない固体と引火性を有する液体（備考2(3)の引火性液体類の容器等級の判定基準において、容器等級ⅠからⅢまでに該当するものに限る。）との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものに限る。 2 次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1) 含まれる液体が、備考2(3)の引火性液体類の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当するものであって、かつ、10ml未満であること。 (2) 密閉された容器又は物品危険物に収納されており、かつ、液体が分離していないこと。
SP217	危険物に該当しない固体と毒性を有する液体（備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当するものに限る。）との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものに限る。
SP218	危険物に該当しない固体と腐食性を有する液体（備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当するものに限る。）との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものに限る。
SP219	備考6(1)のP904に規定する小型容器に収納された場合は、危険物に該当しない。
SP223	備考2の容器等級の判定基準において、容器等級ⅠからⅢまでに該当しないものであって、かつ、環境有害物質に該当しないものは、危険物に該当しない。
SP225	作動薬包（等級が1.4であって、隔離区分がC又はSとなるものに限る。）を内蔵する消火器であって、消火器1個当たりの火薬の質量が3.2g以下のものを含む。消火器は製造国又は使用国の規定（製造、試験、承認及び表示に限る。）に従うものでなければならない。
SP226	揮発性がなく、かつ、引火性がない粘性化剤の含有率が30%以上のものは、危険物に該当しない。

SP227	水及び無機不活性物質で鈍性化されている場合は、硝酸尿素の含有率が75質量%以下のものであって、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1(a)の国連ギャップ試験により爆ごう性がないと判定されたものに限る。
SP228	備考2(2)の高圧ガスの判定基準において、引火性高圧ガスに該当しない塩化メチルと塩化メチレンの混合物は、国連番号3163のその他の液化ガス（他の危険性を有しないもの）に該当する。
SP230	リチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定を満たす単電池又は組電池に限る。
SP235	乗物（自動車、船舶又は航空機等をいう。以下同じ）に取り付けられたものであって、備考2(1)の火薬類の等級の判定基準において、等級1.1から1.6までに該当する物質を含むものに限る。
SP236	1 ポリエステル樹脂キットは、次の(1)と(2)から構成されるものに限る。 (1) 備考2(3)の引火性液体類又は備考2(4)(i)の可燃性物質の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当する基材 (2) 備考2(5)(ii)の有機過酸化物のタイプの判定基準において、D、E又はFに該当する有機過酸化物であって、温度管理を必要としないもの 2 容器等級は、1(1)の基材が容器等級Ⅱに該当するものである場合にはⅡ、容器等級Ⅲに該当するものである場合にはⅢとする。
SP237	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1(a)の国連ギャップ試験により爆ごう性がないと判定されたものに限る。ただし、備考2(4)(i)の可燃性物質の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当しないと判定されたものは危険物に該当しない。
SP238	1 蓄電池は、次に掲げる試験を実施したときに電解液が漏れることがないものに限る。 (1) 振動試験 蓄電池を振動台に固定し、振幅0.8mm、振動数10Hzから55Hzまでの範囲（10Hzから1分間に1Hzの割合で増加させ、その後55Hzから1分間に1Hzの割合で減少させるものとする。）で95±5分間振動させる。これを、蓄電池の互いに垂直な三面を底面にして行い、注液口、排出口がある場合は、さらに、反対の面を底面にして行うものとする。機械又は電子装置を構成する蓄電池にあっては、機械又は電子装置の蓄電池ホルダーに固定し、かつ、損傷し、又は短絡しないように保護するものとする。 (2) 気圧差試験 (1)の振動試験の後、蓄電池を24±4℃で88キロパスカル以上の気圧差の下で、6時間以上保持する。これを、蓄電池の互いに垂直な三面を底面にして行い、注液口、排出口がある場合は、さらに、反対の面を底面にして行うものとする。機械又は電子装置を構成する蓄電池にあっては、機械又は電子装置の蓄電池ホルダーに固定し、かつ、損傷し、又は短絡しないように保護するものとする。 2 55℃において、電解液及びその他の液体が蓄電池から漏れることがないものであって、短絡を防止するために電極が保護されているものは危険物に該当しない。
SP239	次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1) ナトリウム、硫化物及びナトリウム化合物以外の危険物を含まないこと。 (2) 運送される温度において、液状のナトリウムが存在しないこと。 (3) 単電池にあっては、ナトリウム、硫化物及びナトリウム化合物が漏洩しないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉されたものであること。 (4) 組電池にあっては、ナトリウム、硫化物及びナトリウム化合物が漏洩しないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉された単電池が、固定されたものであること。
SP241	1 ニトロセルロースは、均質であって、かつ、分離しないものに限る。 2 次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。

	<p>(1) 危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ1(a)の国連ギャップ試験、試験シリーズ2(b)のケーネン試験及び試験シリーズ2(c)の時間/圧力試験により、爆ごう性、爆燃性及び爆発性がないと判定されたものであること。</p> <p>(2) 備考2(4)(i)の可燃性物質（自己反応性物質を除く。）の容器等級の判定基準において、容器等級Ⅱ又はⅢに該当しないものであること。</p>
SP242	プリル状、顆粒状、ペレット状、錠剤状又は薄片状のものは危険物に該当しない。
SP243	点火型のエンジンに使用されるガソリン、モータースピリット及びペトロールは、揮発性の差異にかかわらず本国連番号の危険物に該当する。
SP244	アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済の陰極、使用済のポットライナー及びアルミニウム塩のスラグを含む。石灰化等により水分が除かれている場合を除き、積荷前には、周囲温度まで冷却すること。ばら積み貨物を含む貨物輸送ユニットは十分に換気され、かつ、水の進入を防ぐものとする。
SP249	鉄の含有率が10%以上のもので腐食に対し安定化されたものは危険物に該当しない。
SP251	<p>1 次に掲げる要件を満たす化学検査キット又は救命キットに限る。</p> <p>(1) 微量危険物の許容量又は許容質量の欄に記号が掲げられている危険物を含む場合は、その欄に掲げられている記号に応じ、運送すること。</p> <p>(2) 少量危険物の許容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物を含む場合は、内装容器に収納される危険物の容量が250mL以下であって、かつ、質量が250g以下であること。</p> <p>2 化学検査キット又は救急キットに収納される危険物の総容量が1L以下であって、かつ、総質量が1kg以下であること。</p> <p>3 容器等級は、化学検査キット又は救急キットに収納されている危険物の容器等級のうち、最も小さいものとする。ただし、収納されている危険物に容器等級の割り当てがない場合には、危険物明細書に容器等級を記載することを要しない。</p>
SP252	硝酸アンモニウムの濃度が80%以下の水溶液であって、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2%以下で、硝酸アンモニウムが析出しないものは危険物に該当しない。
SP270	最低運送温度における水溶液の濃度が飽和濃度の80%を超えないものは当該危険物に該当しない。
SP271	<p>1 ラクトース、グルコース又は類似する物質は鈍感剤として使用することができる。ただし、この場合は鈍感剤を90質量%以上含むものとする。</p> <p>2 危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ6(c)の外部火災試験により、火薬類に該当しないと判定されたものを除く。</p> <p>3 98質量%以上の鈍感剤を含むものは、危険物に該当しない。</p>
SP273	安定化され、自己発熱性がないものであって、1m ³ の立方体に堆積した試料を75±2℃で24時間加熱した場合に自然発火せず、かつ、堆積した試料の中心温度が200℃を超えないものは自然発火性物質に該当しない。
SP274	<p>1 第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、括弧中に化学名（危険性を最も適切に示す2以下の成分に限る。）を付記すること。</p> <p>2 1により付記する化学名は、別表第1の品名の欄に掲げる物質（英語名にN. O. S. を含まないものに限る。）のうち備考の欄にSP274が掲げられていないものとする（国連番号が3077又は3082に該当する危険物に限る。）。</p>
SP280	<p>エアバッグインフレーター、エアバッグモジュール、シートベルトプレテンショナー等は、自動車、船舶又は航空機用のものであって、次に掲げる要件を満たすものに限る。ただし、国連番号2990の救命器具（膨脹式のもの）及び国連番号3072の救命器具（非膨脹式のもの）に該当するものを除く。</p> <p>(1) 備考2(1)から(7)までに掲げる判定基準により、危険物に該当する物質を内蔵するものであること。</p>

	(2) 危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第I部試験シリーズ6(c)の外部火災試験により、装置が爆発し、又はケーシング若しくは圧力容器が破裂しないものであって、かつ、破片が飛散する危険性及び消火その他の非常措置を妨げるような熱の発生がないと判定されたものであること。
SP283	次に掲げる要件を満たすショックアブゾーバ（衝撃を吸収する装置を含む。）及び空気ばねは、危険物に該当しない。 (1) ガスが充てんされている容器の容積が1.6L以下で、充てん圧力が28メガパスカル以下のものであって、かつ、容積（Lを単位とする。）と充てん圧力（メガパスカルを単位とする。）との積が8.0以下であること。 (2) 最小破裂圧力が20℃における充てん圧力の5倍（ガスが充てんされている容器の容積が0.5L以下のものにあつては、4倍）であること。 (3) 破裂した場合に、破片が生じない材料で作られたものであること。 (4) 火災時に圧力安全装置（火災の熱により分解される栓を含む。）が作動することにより、破片及び部品が飛散しないことを確認する火災試験に合格したものであること。
SP284	酸素発生器は、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1) 爆発装置を内蔵する酸素発生器にあつては、備考2(1)(i)の火薬類の等級の判定基準において火薬類に該当しないものであること。 (2) 外装容器に収納しない酸素発生器にあつては、1.8mの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏洩がなく、かつ、酸素発生器が作動しないものであること。 (3) 作動装置を内蔵する酸素発生器にあつては、誤作動を防止するための措置が2以上講じられたものであること。
SP286	質量が0.5gを超えないニトロセルロース製メンブランフィルターであつて、物品に含まれ、又は機密性のある包装が施されているものは危険物に該当しない。
SP289	乗物若しくはハンドル、ドア、シート又はその他の乗物の完成部品に組み込まれた国連番号0503又は3268に該当するものは、危険物に該当しない。
SP290	収納される物質に放射性物質等以外の分類又は項目に該当する物質を含む場合は、L形輸送物の規準に加え、次に掲げる要件に従わなければならない。 (1) 当該物質の容量又は質量が微量危険物の許容量又は許容質量以下の場合、その容器は備考5の2(1)注3の要件に適合しなければならない。 (2) 当該物質の質量又は容量が微量危険物の許容量又は許容質量を超える場合は、当該物質が該当する品名の危険物として運送しなければならない。この場合において、当該物質の品名のほか、L型輸送物の品名を表示しなければならない。 (3) 上記(2)に該当する場合は、少量危険物として運送してはならない。
SP291	1 次に掲げる要件を満たす冷凍機器類に限る。 (1) 液化された引火性のガスは、当該冷凍機器類の構成要素に充てんされていること。 (2) 液化された引火性のガスを充てんする冷凍機器類の構成要素は、冷凍装置が作動する圧力の3倍以上の圧力に耐えるように設計され、かつ、試験されたものであること。 (3) 液化された引火性のガスにより破裂し、又は亀裂が生じないように設計され、製作されたものであること。 2 内蔵されているガスが12kg未満の冷凍機器類は、危険物に該当しない。
SP293	品名の定義は、次に定めるものとする。 (1) 強力マッチ マッチの頭部に摩擦反応式発火部分及びほとんど燃えず炎が生じないが強力な熱を発生する部分が備えられているマッチをいう。 (2) 安全マッチ 箱、つづり若しくはカードが結合され、又は加えられたマッチであつて、備えられた表面のみを摩擦することによって発火するマッチをいう。

	<p>(3) 硫化リンマッチ 固体の表面を摩擦することにより発火させるマッチをいう。</p> <p>(4) ろうマッチ 備えられた表面又は固体の表面を摩擦することによって発火するマッチをいう。</p>
SP295	<p>オーバーパック（パレットを使用するものに限る。）により運送する場合であって、オーバーパックに標札が付され、かつ、品名及び国連番号が表示されているときは、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている個々の危険物に標札を付し、又は品名及び国連番号を表示することを要しない。</p>
SP296	<p>1 国連番号2990は自己膨張式救命器具（救命筏、個人用浮遊具、スライダー等）に、又、国連番号3072は自己膨張式以外の救命器具（救命筏、個人用浮遊具等）に適用する。当該品名が適用される救命器具は、次に掲げる危険物以外の危険物を内蔵してはならない。</p> <p>(1) 不慮の作動を防止する容器に収納された火薬類に該当する煙及び照明信号炎火を含む信号装置</p> <p>(2) 国連番号2990については、装置当たりの正味質量が3.2gを超えない膨張装置のための作動薬包（等級が1.4であって、隔離区分がSとなるものに限る。）</p> <p>(3) 圧縮又は液化ガス（等級が2.2のものに限る。）</p> <p>(4) 蓄電池又はリチウム電池</p> <p>(5) 少量の危険物（等級が3、4.1、5.2、8又は9のものに限る。）を含んだ救急用具又は修理道具</p> <p>(6) 不慮の作動を防止する容器に収納された硫化リンマッチ</p> <p>2 等級が2.2の圧縮又は液化ガス（容量120cm³以下のシリンダーに収納されたものに限る。）以外の危険物を内蔵していない救命器具であって、木製又はファイバー板製の外装容器に収納され、かつ、総質量（外装容器の質量を含む。）が40kg以下とされたものは、危険物に該当しない。</p>
SP297	<p>コンテナに収納された貨物の冷却に使用する場合は、当該危険物を収納する容器及び包装等は、規則第8条第1項、規則第20条及び規則第21条の規定にかかわらず、次に掲げる要件に従わなければならない。</p> <p>(1) 冷却剤を必要とする危険物を収納した容器で、備考6(1)(i)中P203、P620、P650、P800、P901又はP904で規定する容器以外の要件に当てはまるものは、極低温に耐え、かつ冷却剤による変質又は著しい強度劣化を生じないものとし、圧力上昇による破壊を防ぐため、ガスを放出できるように設計・製作されたものであること。また、危険物は冷却剤が消失した後でも動くことがないように包装されたものでなければならない。</p> <p>(2) 冷却剤を収納する容器は十分に換気されたコンテナ等によって輸送されなければならない。</p> <p>(3) 冷却剤に利用される危険物を収納した容器には、「冷却剤使用中」の文字と、それに続いて当該危険物の品名（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは当該危険物の品名（英語名）と、それに続いて「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字が表示されなければならない。</p> <p>(4) 冷却剤を収納した容器又は無包装のドライアイスを受納したコンテナ等を運送する場合には、「冷却剤使用中」の文字と、それに続いて当該冷却剤の品名（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは当該冷却剤の品名（英語名）、国連番号及びそれに続いて「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字をコンテナ危険物明細書等に記載しなければならない。この場合において、国連番号は「UN」の文字に続けて記載しなければならない。</p> <p>(5) 無包装のドライアイスを用いる場合、ドライアイスをコンテナ等の金属構造部分と直接接触させてはならず、ドライアイスとコンテナ等の間に30 mm以上の間隔を作るための適切な手段を講じなくてはならない。</p>
SP299	<p>次に掲げるものであって、かつ、非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載されているものは、危険物に該当しない。</p> <p>(1) IS08115：1986に従って測定した密度が360kg/m³以上の綿花（乾性のもの）</p> <p>(2) IS08115：1986に従って測定した密度が400kg/m³以上の亜麻（乾性のもの）</p> <p>(3) IS08115：1986に従って測定した密度が360kg/m³以上のサイザル麻（乾性のもの）</p> <p>(4) IS08115：1986に従って測定した密度が360kg/m³以上のタンピコ繊維（乾性のもの）</p>

SP301	<p>物品、機械又は装置類は、次に掲げる要件を満たすものに限る。ただし、他に品名が明示されている物品、機械又は装置類は、当該品名に該当しない。</p> <p>(1) 内蔵されている危険物が、別表第1の「少量危険物の許容容量又は許容質量」の欄に容量又は質量が掲げられているもののみであって、容量又は質量が「少量危険物の許容容量又は許容質量」の欄に掲げられている容量又は質量以下であること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 2以上の危険物を内蔵している物品、機械又は装置類にあつては、それらの危険物は、混合した場合に、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的反応を起こすおそれがないものであること。</p> <p>(3) 液体の危険物を内蔵している物品、機械又は装置類であつて、下向きにはならないものについては、第3号の2様式又は日本産業規格「包装—包装貨物の荷扱い図記号」に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。</p>
SP304	水酸化カリウムを乾燥させた状態の電池に限る。
SP305	濃度が50mg/kg以下のものは、危険物に該当しない。
SP306	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第I部試験シリーズ2の試験を実施した場合に、火薬類に該当しないものに限る。
SP307	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第III部第39節の判定基準において、硝酸アンモニウム系肥料に該当するものに限る。
SP308	<p>次に掲げる要件を満たすものに限る。</p> <p>(1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン又はトコフェロールによって安定化されていること。</p> <p>(2) 製造されてから12月を超える期間が経過していないこと。</p> <p>(3) 抗酸化剤として魚粉1kg当たり50mg以上のエトキシキン、100mg以上のジブチルヒドロキシトルエン又は250mg以上のトコフェロールを含むこと。</p>
SP309	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第I部試験シリーズ8に規定する試験に合格したものであつて、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものであること。
SP310	<p>1 IMDGコード4.1.4.1のP910若しくは4.1.4.3のLP905の規定に適合した容器に収納された試作品又は生産数量が100個以下の単電池若しくは組電池は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第III部38.3節の各試験要件に適合することを要しない。この場合、危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 310」であることを記載すること。</p> <p>2 損傷又は欠陥のある単電池若しくは組電池又は装置に組み込まれた単電池若しくは組電池は、SP376の要件を適用し、IMDGコード4.1.4.1のP908又は4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納すること。</p> <p>3 廃棄又は再利用のために運送される単電池若しくは組電池又は装置に組み込まれた単電池若しくは組電池は、SP377の要件を適用し、IMDGコード4.1.4.1のP909の規定に適合した容器に収納すること。</p>
SP315	備考2(6)の毒物の吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち、蒸気を発生する物質において容器等級Iに該当するものを除く。
SP316	乾性であつて砕けにくい錠剤状で運送されるものに限る。
SP321	常時水素を含有しているものとして取り扱わなければならない。
SP322	乾性であつて砕けにくい錠剤状で運送されるものは、容器等級をⅢとする。
SP324	濃度が99質量%以下のものにあつては、安定化されたものであること。
SP327	<p>1 廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベは本品名として運送することができる。</p> <p>2 等級が2.2の高圧ガスが充てんされたものであつて、廃棄物として運送される小型ガスボンベ（穴が開いているものに限る。）は危険物に該当しない。</p>

SP328	<p>1 燃料電池カートリッジは、燃料電池に供給するための燃料を蓄えるものであり、燃料電池への燃料供給量を制御するバルブを介して燃料が供給されなければならない。燃料電池カートリッジは通常の運送状態において内容物が漏れることがないように設計され製造されたものでなければならない。</p> <p>2 燃料として液体を使用する設計仕様の燃料電池カートリッジは、容器包装無しで0.1メガパスカル（ゲージ圧力による。）の内圧試験に合格する設計仕様のものでなければならない。</p> <p>3 各設計仕様の燃料電池カートリッジ（SP339の要件に適合する水素化金属中に水素を含有する燃料電池カートリッジを除く。）は、収納システムの損傷を最も生じさせそうな向きで硬い落下面への1.2 m落下試験において、内容物の漏洩がないこと。</p> <p>4 リチウム金属電池又はリチウムイオン電池が燃料電池システムに含まれている場合は、国連番号が3091又は3481の危険物に該当する。</p>
SP332	硝酸マグネシウム六水和物は、危険物に該当しない。
SP333	点火型のエンジンに使用されるエタノール及びガソリン、モータースピリット又はペトロールの混合物は、揮発性の差異にかかわらず本品名に割り当てなければならない。
SP334	運送中の間、燃料との混り合いを防止するための独立した2つの措置が講じられている場合においては、活性剤を含有することができる。
SP335	<p>1 危険物に該当しない固体と国連番号が3082の危険物との混合物であって、容器又はコンテナ（不漏性のものに限る。）に収納する際に、液体が分離していないものは、国連番号が3077の危険物として運送することができる。</p> <p>2 次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。</p> <p>(1) 国連番号が3077の危険物であって、密閉された容器又は物品危険物に収納されており、10g未満であること。</p> <p>(2) 危険物に該当しない固体と国連番号が3082の危険物との混合物のうち、含まれる液体が10ml未満であって、密閉された容器又は物品危険物に収納されており、かつ液体が分離していないこと。</p>
SP338	<p>次の掲げる要件を満たすものに限る。</p> <p>(1) 55°Cにおける内容物の平衡圧力の2倍以上の圧力において、漏洩又は破裂しないものであること。</p> <p>(2) 55°Cにおいて1メガパスカル以下の蒸気圧を有する引火性の液化ガスを200mlを超えて収納してないものであること。</p> <p>(3) IMDGコード6.2.4.1に規定する温水浴槽試験に合格するものであること。</p>
SP339	<p>次の掲げる要件を満たすものに限る。</p> <p>(1) 許容容量が120ml以下であること。</p> <p>(2) 55°Cにおける内圧が5メガパスカル以下であること。</p> <p>(3) その設計仕様は、55°Cにおける設計圧力の2倍又は設計圧力より0.2メガパスカル高い圧力のうちいずれか高い方の圧力（最低外殻破裂圧力）に、漏洩又は破裂しないものであること。</p> <p>(4) 製造者が定める手順書に従って充てんされていること。</p> <p>(5) 製造者はカートリッジと共に次の情報を提供すること。</p> <p>(i) 最初の充てん前及び再充てんの前に実施される検査手順</p> <p>(ii) 安全予防策及び潜在的危険性</p> <p>(iii) 規定容量に達した時の判定方法</p> <p>(iv) 最低及び最高圧力の範囲</p> <p>(v) 最低及び最高温度の範囲</p> <p>(vi) 最初の充てん及び再充てんについての守るべきその他の要件（最初の充てん及び再充てんに使用すべき機器の種類を含む。）</p> <p>(6) 通常の運送状態において内容物が漏れることがないように設計され製造されたものであって、次に掲げる試験に合格する設計仕様のものであること（燃料電池と一体型のものを含む。）。</p>

	<p>(i) 落下試験</p> <p>次に掲げる落下姿勢での堅い落下面への1.8m落下試験をおこない、カートリッジに規定充てん圧力を充填し、石けん水又はその他の同等な方法により漏洩しそうな全ての箇所を検査した場合に、漏洩がないこと。カートリッジは破裂するまで流体力学的に加圧されること。記録される破裂圧力は最低外殻破裂圧力の85%を超えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 遮断弁のある端部の垂直落下 ロ 遮断弁の反対側の端部の垂直落下 ハ 上向き状態にした直径38mmの鋼製棒の先端への落下 ニ 遮断弁のある端部の角度45°での落下 <p>(ii) 火災試験</p> <p>規定容量まで水素で満たされているものあっては、火災巻き込み試験の要件に適合するものであること。ただし、統合された排出機能を有する設計となっているものであって、次に掲げる要件を満たすものは、火災試験に合格したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 破裂することなく、内圧がゲージ圧力で0の状態になるまで水素を放出することができるものであること。 ロ 破裂することなく、20分間の火災に耐えられるものであること。 <p>(iii) 水素サイクリング試験</p> <p>カートリッジの水素充てん量を規定容量の5%以下の状態から95%以上の状態にした後、再度5%以下の状態に戻すようなサイクルで、実施する。充てんの際の圧力は規定充てん圧力を使用し、温度は通常の作動域内の温度に維持されていること。当該サイクル作業は少なくとも100回続けて行われること。サイクリング試験後に、カートリッジに水素を再充てんし、カートリッジの体積を測定すること。本試験を行ったカートリッジの体積が、規定容量の95%まで水素を充てんかつ最低外殻破裂圧力の75%に加圧した本試験を行っていないカートリッジの体積を超えない場合には、当該カートリッジの設計仕様は水素サイクリング試験に合格したとみなす。</p> <p>(iv) 製品漏洩試験</p> <p>規定充てん圧力まで加圧した状態で15℃±5℃において、石けん水又はその他の同等の方法により漏洩しそうな全ての箇所を検査した場合に漏洩がないものであること。各カートリッジには、次に掲げる情報が恒久的に表示されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 規定充てん圧力（単位はメガパスカル（MPa）で表示） ロ 製造者の認識番号又は固有の識別番号 ハ 最長耐用年数に基づく有効期限（年数を4桁、月を2桁で表示）
SP342	<p>次に掲げる要件に適合する場合には、微量危険物として運送することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内装容器はガラス製（アンプル、カプセル等）であること。 (2) 内装容器1個あたりの充てん量が30ml未満であり、かつ、外装容器1個あたりの充てん量が300ml以下であること。 (3) 充てん後の内装容器について温水浴槽試験（内部圧力が55℃における酸化エチレンの蒸気圧と等しくなるまで温水中に入れること。）を行い、漏洩、ひずみその他の欠陥がないことを確認すること。 (4) 内装容器は、酸化エチレンといずれの反応も起こさないこと。 (5) 内装容器は、プラスチック製袋に入れて密閉し、外装容器に収納すること。ただし、ガラス製の内装容器は、当該容器が損傷した場合にあっても、プラスチック製袋に穴が開かないように緩衝材により保護されていること。
SP343	<p>原油から発生する硫化水素の蒸気が備考2(6)(i)ハの吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち蒸気を発生する物質に係る基準に該当するものに限る。</p>
SP344	<p>IMDGコード6.2.4に規定する要件に適合するものであること。</p>

SP345	ガラス製の開放型極低温容器（内容積が1リットル以下であり、かつ、二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に充てんされたガスであって、内装容器が損傷を防止するために緩衝材に包まれたものは、危険物に該当しない。
SP346	多孔性物質に完全に吸収された窒素（深冷液化されているものに限る。）を開放型極低温容器に収納する場合は、危険物に該当しない。
SP347	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第1部試験シリーズ6(d)の試験により、点火又は起爆が起きた場合の影響が包装内に限られると判定されたものに限る。
SP348	平成24年1月1日以降に製造された電池については、外装ケースにワット時間を表示すること。
SP355	作動薬包（等級1.4がであって、隔離区分がC又はSとなるものに限る。）を内蔵する医療用の酸素ボンベ（作動薬包の不慮の作動を防止するための措置が講じられたものに限る。）であって、酸素ボンベ1個あたりの火薬の質量が3.2g以下のものを含む。
SP356	機械、エンジン、乗物若しくは乗物の完備品に組み込まれた水素吸蔵合金又は機械、エンジン若しくは乗物に組み込まれる予定の水素吸蔵合金は、規則第3条第3項第1号ロの規定に基づき、高圧ガス保安法又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に適合することが危険物明細書に付記され、又はそれを証明する書類が添付されていること。
SP357	原油から発生する硫化水素の蒸気が備考2(6)(i)ハの吸入毒性試験による容器等級の判定基準のうち蒸気を発生する物質に係る基準に該当するものは、国連番号が3494の危険物に該当する。
SP358	濃度が1質量%を超え5質量%以下のものであって備考6(1)のP300に規定する小型容器に収納されたものは、国連番号が3064の危険物に該当する。
SP359	備考6(1)のP300に規定された小型容器に収納されていないものは国連番号が0144の危険物に該当する。
SP360	1 リチウム金属電池又はリチウムイオン電池のみを動力源とする自動車は国連番号が3171の危険物に該当する。 2 貨物輸送ユニットに内蔵されるリチウム電池であって、当該ユニットの外部に電力を供給するように設計されたものは、国連番号が3536の危険物に該当する。
SP361	1 キャパシターは、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1) ケーシングにエネルギー貯蔵容量がWh単位にて表示されていること。ただし、平成25年12月31日以前に製造された電池については表示することを要しない。 (2) ケーシングに設けられた圧力弁又はきり欠きより、使用中に上昇する内部圧力が安全に開放されるよう設計されたものであること。 (3) 備考2(1)から(8)の判定基準に該当する電解液を含む場合は、95キロパスカルの圧力差試験に耐えうるよう設計されたものであること。 2 キャパシターは次の状態で運送すること。 (1) 非充電状態であること。ただし、装置に組み込まれている場合であって、短絡を防止する措置が施されている場合を除く。 (2) キャパシター又はモジュール（複数のキャパシターを電気的に接続した製品）の両端子を金属製ストラップで接続すること。ただし、装置に組み込まれている場合、又はキャパシターのエネルギー貯蔵容量が10Wh以下の場合であって短絡を防止する措置が施されている場合を除く。 (3) 上記1(2)に規定された圧力弁又はきり欠きの開放によって液体が噴出した場合、その液体が容器包装又はキャパシターが組み込まれている装置内に留まるものでなければならない。 3 上記1及び2の要件を満たすキャパシターであって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものは危険物に該当しない。 (1) 備考2(1)から(8)の判定基準に該当する電解液を含まないこと。 (2) (1)に該当しないもの（エネルギー貯蔵容量が10Wh以下のものに限る。（装置に組み込まれたものを除く。））であって、容器に収納されていない状態で強く弾性力のない平坦な平面上に1.2mの高さから落下しても内容物の損失がないこと。

	<p>(3) (1)に該当しないもの（装置に組み込まれたものに限る。）であって、装置に運送中の不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられ、かつ、適切な材質及び十分な強度と設計で製造された強固な外装容器に収納されている（キャパシターが組み込まれている装置が大型で堅牢であって、装置が強固な外装容器に収納されている同等の保護が与えられている場合を除く。）こと。</p> <p>4 非対称キャパシター等、設計上、端子間に電位を有するものは当該危険物に該当しない。</p>
SP362	<p>1 本品名は、高圧ガスによって圧縮された液体及び固体に適用する。</p> <p>2 次に該当する物質を含まないものに限る。</p> <p>(1) 毒性高圧ガス又は酸化性物質に該当する気体のもの。</p> <p>(2) 備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級Ⅰに該当する物質又は備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級Ⅰに該当するもの。</p> <p>(3) 等級1の火薬類、等級3の液体鈍性化爆薬、等級4.1の自己反応性物質又は固体鈍性化爆薬、等級4.2の自然発火性物質、等級4.3の水反応可燃性物質、等級5.1の酸化性物質、等級5.2の有機過酸化物、等級6.2のウイルスをうつしやすき物質又は等級7の放射性物質等に該当するもの。</p> <p>3 蒸気中に空気が混入することが許されないものは当該危険物に該当しない。</p>
SP363	<p>1 本品名は、内燃機関又は燃料電池を用いて、危険物に分類される燃料により駆動されるエンジン及び機械（国連番号が3166及び3363の危険物を除く。）に適用する。</p> <p>2 液体又はガスの燃料が空（燃料が液体の場合にあつては、燃料タンクから燃料が排出され、燃料不足により内燃機関が作動できない状態をいい、燃料が液化ガスの場合にあつては、燃料タンク内の圧力が0.2メガパスカルを越えておらず、燃料が遮断されている又は遮断弁が閉められ封印されている状態をいう。）の状態であつて他の危険物を含有しないエンジン及び機械は危険物に該当しない。</p> <p>3 引火性高圧ガスと引火性液体の両方を燃料とするエンジン及び機械は、国連番号が3529の危険物に該当する。</p> <p>4 その機能又は安全な操作のために必要とする燃料以外の危険物を、その危険物に対する他の追加要件を適用することなく、これらの危険物を搭載することができる（別段の定めがあるものを除く。）。</p> <p>5 危険物に該当するものについては、地方運輸局長が当該危険物の積付け方法を考慮して差し支えないと認める場合に限り、運送することができる。</p>
SP365	機械類、日用品等に含まれる水銀は国連番号が3506の危険物に該当する。
SP366	機械類、日用品等に含まれる水銀であつて、1kg以下のものは危険物に該当しない。
SP367	<p>第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、次に掲げるものを使用することができる。</p> <p>(1) 塗料及び塗料関連物質が同一の容器に収納されている場合 「塗料関連物質」</p> <p>(2) 塗料（引火性かつ腐食性のもの）及び塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）が同一の容器に収納されている場合 「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）」</p> <p>(3) 塗料（腐食性かつ引火性のもの）及び塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）が同一の容器に収納されている場合 「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）」</p> <p>(4) 印刷用インク及び印刷用インク関連物質が同一の容器に収納されている場合 「印刷用インク関連物質」</p>
SP368	核分裂性輸送物に該当しない放射性輸送物若しくは規則第81条第2号又は第3号の要件に該当する放射性輸送物であつて、六フッ化ウランを収納するものは、国連番号3507又は国連番号2978のいずれかに該当する。
SP369	<p>1 副次危険性等級7を有する場合は、L型輸送物の基準に加え、次に掲げる要件に従わなければならない。</p> <p>(1) 輸送物当たりの六フッ化ウランの質量が0.1kgを超えないこと。</p> <p>(2) 核分裂性輸送物にあつては、規則第81条第2号又は第3号の要件を満たすこと。</p>

	<p>(3) 第4条第1項第1号の要件を満たすこと。</p> <p>2 等級7の副標札は、付すことを要しない。</p>
SP370	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>(1) 可燃性物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2%を超え、他の添加物を含まないもの</p> <p>(2) 国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第I部12節試験シリーズ2の試験を実施した場合に、火薬類に該当するものであり、かつ、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないもの</p>
SP371	<p>1 次に掲げる要件を満たすもの（噴射装置付き小型压力容器に収納された物品を含む。）は国連番号が3164の危険物に該当する。</p> <p>(1) 容量が0.5リットルを超えず、摂氏15度における使用圧力が2.5メガパスカルを超えないこと。</p> <p>(2) 最小破裂圧力が摂氏15度における充てん圧力の4倍であること。</p> <p>(3) 通常の荷役、梱包、運送及び使用の状態において、出火又は漏洩を防止するための安全装置が取り付けられたものであること。</p> <p>(4) 压力容器またはその一部が飛散する危険性がないものであること。</p> <p>(5) 破裂した場合に、破片が生じない材料で作られているものであること。</p> <p>(6) 国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第I部16節の16.6.12（ただしgを除く。）16.6.1.3.1から16.6.1.3.6、16.6.1.3.7及び16.6.1.3.8の基準に従った火災試験を実施しなければならない。圧力安全装置（火災の熱により分解される栓を含む。）が作動することにより、部品又は破片が10m以上飛散しないものであること。</p> <p>(7) 収納される一の容器に対して、刺激伝播の試験を行った場合に、容器の破片が外部に飛散する危険性がないものであること。</p> <p>2 製造者が作成した設計、仕様、製造、試験及びその成績を記した技術的な書類並びに製造された物品が1の要件を満たすものであることを保証する書類が添付されていること。当該書類は、船積地を管轄する地方運輸局長の求めに応じ提供されなければならない。</p>
SP372	<p>1 非対称型キャパシターは、次に掲げる要件を満たすものに限る。</p> <p>(1) ケーシングにエネルギー貯蔵容量がWh単位にて表示されていること。ただし、平成27年12月31日以前に製造された非対称型キャパシターについては表示することを要しない。</p> <p>(2) ケーシングに設けられた圧力弁又は切り欠きにより、使用中に上昇する内部圧力が安全に解放されるよう設計されたものであること。</p> <p>(3) 備考2(1)から(8)の判定基準に該当する電解液を含む場合は、95キロパスカルの圧力試験に耐えうるよう設計されたものであること。</p> <p>2 キャパシターは次の状態で運送すること。</p> <p>(1) キャパシター又はモジュール（複数のキャパシターを電気的に接続した製品）は、短絡を防止する措置が施されていること。</p> <p>(2) 1(2)に規定された圧力弁又は切り欠きの開放によって液体が噴出した場合、その液体が容器包装又はキャパシターが組み込まれている装置内に溜まる措置が施されていること。</p> <p>3 上記1及び2の要件を満たすキャパシターであって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものは危険物に該当しない。</p> <p>(1) 備考2(1)から(8)の判定基準に該当する電解液を含まないこと。</p> <p>(2) (1)に該当しないもの（エネルギー貯蔵容量が20Wh以下のものに限る。（装置に組み込まれたものを除く。））であって、容器に収納されていない状態で堅く弾力力のない平坦な平面上に1.2mの高さから落下しても内部が破壊しないものであること。</p> <p>(3) (1)に該当しないもの（装置に組み込まれたものに限る。）であって、装置に運送中の誤作動を防止する手段が備えられ、かつ、十分な強度を有する強固な外装容器に収納されていること。ただし、キャパシターが組み込まれている装置が外装容器に収納されているものと同等の強度を有する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4 アルカリ電解液（腐食性物質）を含むニッケル炭素非対称型キャパシターは、国連番号2795の危険物に該当する。</p>
SP373	<p>1 次に掲げる要件を満たす中性子線検知器（加圧しない三フッ化ホウ素を含むものに限る。）は、本品名として運送することができる。</p> <p>(1) 摂氏20度における検知器内の圧力は105キロパスカルを超えないこと。</p> <p>(2) 検知器内のガスの含有量が13gを超えないこと。</p>

	<p>(3) ISO 9001 : 2008に従い製造されたものであること。</p> <p>(4) 個々の中性子線検知器は、溶接された金属の構造で、金属にセラミック製の供給アセンブリーがろう付けされている構造であること。品質試験において、最小破裂圧力が1.8メガパスカル以上であること。</p> <p>(5) 漏洩試験による漏洩率が$1 \times 10^{-10} \text{ cm}^3/\text{s}$以下であること。</p> <p>2 中性子線検知器は次の状態で運送されること。</p> <p>(1) 漏洩物を吸収又は吸着するのに十分な吸収剤又は吸着剤を有する密閉されたプラスチック製の中間容器に収納されていること。</p> <p>(2) 1.8mの高さから落下させた場合であっても漏洩しないよう強固な外装容器に収納されていること。</p> <p>(3) 外装容器あたりのガスの含有量が52gを超えていないこと。</p> <p>3 上記1の条件を満たす中性子線検知器を含む装置は次の状態で運送されること。</p> <p>(1) 密閉され、強固に包装されていること。</p> <p>(2) 包装は、漏洩物を吸収するのに十分な吸収剤を有していること。</p> <p>(3) 1.8mの高さから落下させた場合であっても漏洩しないよう強固に包装されていること。ただし、検知器が組み込まれている装置が強固な外装容器に収納されているものと同等の強度を有する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>4 P200の要件は適用しない。</p> <p>5 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 373」であることを記載すること。</p> <p>6 溶接されたガラスの結合部を有する上記1及び2の要件を満足する検知器又は上記3の要件を満足する装置であって、三フッ化ホウ素の含有量が1g以下のものは危険物に該当しない。</p> <p>7 中性子線検知器にあっては、積載方法の欄に「D」とあるのは「A」と読み替えるものとする。</p>
SP376	<p>1 危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」の要件を満たさない損傷又は欠陥のあるリチウムイオン単電池若しくは組電池及びリチウム金属単電池又は組電池とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 欠陥品として識別されたもの</p> <p>(2) 電解液の漏洩があるもの</p> <p>(3) 運送前に不具合の程度が診断されていないもの</p> <p>(4) 物理的又は機械的損傷を被ったもの</p> <p>2 単電池及び組電池は、UN3090、UN3091、UN3480及びUN3481に規定された要件（SP230の要件を除く。）に従って運送されなければならない。</p> <p>3 容器には、「DAMAGED/DEFECTIVE」（文字が12ミリメートル以上の大きさのものに限る。）が表示されていること。</p> <p>4 単電池及び組電池は、IMDGコード4.1.4.1のP908及び4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納しなければならない。</p> <p>5 通常の運送状態において、発熱、発火、分解、毒性若しくは腐食性又は引火性ガスの発生その他のおそれのある単電池及び組電池を運送する場合は、IMDGコード4.1.4.1のP911又は4.1.4.3のLP906の規定に適合した容器に収納すること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合はこの限りではない。</p> <p>6 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 376」及び「DAMAGED/DEFECTIVE」を記載すること。</p>
SP377	<p>1 廃棄又は再利用の目的で運送されるリチウムイオン単電池又は組電池及びリチウム金属単電池又は組電池は、IMDGコード4.1.4.1のP909の要件に従った容器に収納することができる。</p> <p>2 当該単電池及び組電池はIMDGコード2.9.4の要件を適用しないこととして差し支えない。</p> <p>3 容器には、「LITHIUM BATTERIES FOR DISPOSAL」又は「LITHIUM BATTERIES FOR RECYCLING」（文字が12ミリメートル以上の大きさのものに限る。）が表示されていること。</p> <p>4 損傷又は欠陥のある電池と判定されたものは、SP376の要件に従い、IMDGコード4.1.4.1のP908又は4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納すること。</p>

	5 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 377」及び「LITHIUM BATTERIES FOR DISPOSAL」又は「LITHIUM BATTERIES FOR RECYCLING」を記載すること。
SP378	次に掲げる要件を満たしている場合にあっては、IMDGコード4.1.4.1のP200の規定に適合しない再充填不可の高圧容器に当該ガスを収納している放射線検知器であっても、運送することができる。 (1) 高圧容器の使用圧力が50barを超えないこと。 (2) 高圧容器の許容容量が12リットルを超えないこと。 (3) 高圧容器の最小破裂圧力が、使用圧力の4倍以上(圧力安全装置が付きのものにあっては、使用圧力の3倍以上)であること。 (4) 高圧容器は、破裂した場合に、破片が生じない材料で作られたものであること。 (5) 放射線検知器は、ISO 9001:2008その他の認証された品質管理プログラムに従い製造されたものであること。 (6) 放射線検知器は強固な外装容器で運送されること。放射線検知器を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、放射線検知器の破損及び外装容器の破損がないこと。 (7) 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 378」の記載があること。 上記(1)から(6)までの要件を満たし、かつ、高圧容器の許容容量が50mlを超えないものにあっては、危険物に該当しない。
SP379	次に掲げる要件を満たすアンモニア分配装置又は同装置の一部の容器の中に含まれる固体に吸収されているもしくは吸着されている無水アンモニアは、危険物に該当しない。 (1) 次の特性を示すこと。 (i) 20℃における容器内の圧力が0.6 bar以下 (ii) 35℃における容器内の圧力が1 bar以下 (iii) 85℃における容器内の圧力が12 bar以下 (2) 吸収剤や吸着剤は他の危険性を有しないこと。 (3) 容器内のアンモニアの最大量が10 kgであること。 (4) 収納する容器が次のいずれにも該当すること。 (i) ISO 11114-1:2012+Amd 1:2017に規定するアンモニアに適した素材で造られたもの (ii) 容器及びその閉鎖具は機密に密閉され、発生するアンモニアを封じ込めることができるもの (iii) 85℃において発生する圧力に耐えることができるものであって、体積膨張率が0.1%以下のもの。 (iv) 15 barの圧力を超えた際に、ガスを排出させることができる装置が備えられているもの (v) 圧力安全装置が作動しない場合、漏えいが無い状態で20 barの圧力に耐えることができるもの 上記の要件を確認することができる、危険物が収納されている容器及び装置の強度に関する試験結果を示す書類が添付されていること。当該書類は、船積地を管轄する地方運輸局長の求めに応じ提供されなければならない。
SP382	ポリスチレン、ポリメタクリル酸メチル樹脂又は他の高分子材料から製造されたものに限る。危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部第38.4.4節のU1テスト(可燃性蒸気を発生するおそれのある物質の試験方法)により、可燃性蒸気を発生することが無いことが確認されたものにあっては、危険物に該当しない。
SP383	卓球用の玉(セルロイド製に限る。)は、一個当たりの質量が3.0gを超えず、かつ、容器当たりの総質量が500gを超えない場合には、危険物に該当しない。
SP386	物質が温度管理により安定化されている場合、IMDGコード7.3.7の規定を適用する。化学的に安定化させる場合又は重合防止剤を投与する場合、危険物の温度が50℃(ポータブルタンクに収納される場合にあっては、45℃)において重合のおそれがないことを確認すること。自己加速重合温度が50℃(ポータブルタンクに収納される場合にあっては、45℃)以下の物質は、温度管理により安定化させること。

SP387	<p>IMDGコード2.9.4.6（リチウム金属単電池と再充電可能なリチウムイオン単電池から構成され、外部から充電されるように設計されていないリチウム組電池を運送する場合に限る。）の規定に適合するリチウム電池は、国連番号が3090又は3091の危険物に該当する。SP188の要件を適用する場合は、リチウム金属単電池にあつては、リチウム含有量は1.5g以下であり、リチウムイオン単電池の総容量にあつては、ワット時間が10Wh以下であること。</p>
SP388	<ol style="list-style-type: none"> 1 引火性液体類若しくは引火性高圧ガスを燃料とする内燃機関を搭載した自動車（人又は品物を輸送するために設計された自走式の器具。）又は引火性液体類若しくは引火性高圧ガスを燃料とする燃料電池自動車は、国連番号3166の危険物に該当する。 2 燃料電池を動力源とする自動車（蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を搭載し、かつ、燃料電池及び内燃機関を動力源とするハイブリッド自動車を含む。）は、国連番号3166の燃料電池自動車（引火性高圧ガスを燃料とするもの）又は国連番号3166の燃料電池自動車（引火性液体類を燃料とするもの）に該当する。 3 上記2以外の内燃機関を搭載している自動車（内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車を含む。）は、国連番号3166の自動車（引火性高圧ガスを燃料とするもの）又は国連番号3166の自動車（引火性液体類を燃料とするもの）に該当する。 4 引火性液体類及び引火性高圧ガスを燃料とする自動車の品名は「自動車（引火性高圧ガスを燃料とするもの）」とする。 5 蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とする自動車は、電池が搭載された状態で運送される場合、国連番号3171の危険物に該当する。 6 リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とする装置は、それぞれ国連番号3091又は3481の危険物に該当する。 7 貨物輸送ユニットに内蔵されるリチウム金属電池又はリチウムイオン電池であつて、当該ユニットの外部に電力を供給するように設計されたものは、国連番号が3536の危険物に該当する。 8 自動車の走行又は人命の安全を保持するために当該自動車で使用するものであつて、脱落することがないように確実に取り付けられているものは、危険物に該当しない（別段の定めがあるものを除く。）。
SP389	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる要件を満たすものに限る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貨物輸送ユニットに内蔵されるリチウムイオン組電池又はリチウム金属組電池であつて、貨物輸送ユニットの外部に電力を供給するように設計されたものであること。 (2) リチウム電池は、IMDGコード2.9.4.1から2.9.4.7の規定に適合するものであること。 (3) リチウム電池は、過充電及び過放電を防止する措置が施されていること。 2 貨物輸送ユニットの安全を保持するために用いられない危険物は、当該貨物輸送ユニットで輸送してはならない。
SP390	<p>リチウム金属電池及びリチウムイオン電池の収納方法に応じ、次に掲げる文字を容器に表示し、危険物明細書に記載すること。ただし、装置に組み込まれるボタン形電池はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 包装されたリチウム金属電池又は装置と共に包装されたリチウム金属電池及び装置に組み込まれたリチウム金属電池を同一の容器に収納する場合 UN 3091 Lithium metal batteries packed with equipment (2) 包装されたリチウムイオン電池又は装置と共に包装されたリチウムイオン電池及び装置に組み込まれたリチウムイオン電池を同一の容器に収納する場合 UN 3481 Lithium ion batteries packed with equipment (3) 装置に組み込まれたリチウム金属電池及び装置に組み込まれたリチウムイオン電池を同一の容器に収納する場合 UN 3091 Lithium metal batteries packed with equipment及びUN 3481 Lithium ion batteries packed with equipment (4) 装置に組み込まれたリチウム金属電池又はリチウムイオン電池及び包装されたリチウム金属電池又はリチウムイオン電池を同一の容器に収納する場合 UN 3091 Lithium metal batteries packed with equipment及びUN 3481 Lithium ion batteries packed with equipment

SP391	<p>1 危険物（等級が1、6.2及び7のものを除く。）を含有する物品に限る。ただし、他に品名が明示されている物品は、当該品名に該当しない。</p> <p>2 SP301(1)の要件を満たすものは国連番号3363の危険物に該当する。</p> <p>3 物品が次のいずれかに該当する場合には、船積地を管轄する地方運輸局長の承認を受けるものとする。</p> <p>(1) 等級2.3の毒性高圧ガス、等級4.2の自然発火性物質、等級4.3の水反応可燃性物質、等級5.1の酸化性物質、等級5.2の有機過酸化物質又は備考2(6)(i)ハの吸入毒性による容器等級の判定基準のうち、容器等級Iに該当する危険物を含有する場合</p> <p>(2) 等級2の高圧ガス、等級3の液体鈍性化爆薬及び等級4.1の自己反応性物質又は固体鈍性化爆薬に該当する危険物のうち、二種類以上の危険物を含有する場合</p> <p>4 リチウム金属組電池又はリチウムイオン組電池が組み込まれた物品は、次の要件に従うものとする。</p> <p>(1) 電池（試作品又は生産数量が100個以下のものを除く。）は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部38.3節の各試験要件に適合するものであること。</p> <p>(2) 搭載された電池に損傷又は欠陥がある場合には、当該電池を取り外すこと。</p> <p>(3) 物品を収納する容器又は無外装で運送する物品は、第1号様式における等級9を示す標札（国連番号3090、3091、3480及び3481の危険物並びに備考10のSP391の4(3)の要件に適合する危険物に限る。）を付すこと。ただし、リチウム金属組電池にあつては、リチウム含有量が2g以下であり、リチウムイオン組電池にあつてはワット時間が100Wh以下である場合は、SP188(8)に規定される表示を付すこと。</p> <p>5 液体の危険物を内蔵している物品にあつて、下向きにしてはならないものにあつては、第3号の2様式又は日本産業規格「包装—包装貨物の荷扱い図記号」に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。</p> <p>6 2以上の危険物を内蔵している物品にあつては、それらの危険物は、混合した場合に、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的反応を起こすおそれがないものであること。</p>
SP392	<p>船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認めるガス収納装置（自動車用として設計及び認証されたものに限る。）に収納されて運送される場合は、廃棄、再利用、修理、検査、メンテナンス又は製造工場から組立て工場への運送を目的とする場合に限り、IMDGコード4.1.4.1及び6.2の要件を適用しない。</p>
SP393	<p>ニトロセルロースは、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」付録10のベルクマンユンク試験又はメチルバイオレット試験の要件に適合するものであること。当該「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部13.2節タイプ3(c)の熱安定性を判定する試験を実施する必要はない。</p>
SP394	<p>ニトロセルロースは、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」付録10のベルクマンユンク試験又はメチルバイオレット試験の要件に適合するものであること。</p>
SP395	<p>廃棄物として運送される医療廃棄物（カテゴリーA）（固体）に限る。</p>
SP903	<p>有効塩素の濃度が10%以下のものは危険物に該当しない。</p>
SP904	<p>環境有害物質に該当しないものであつて、水と完全に混和し、かつ、250L以下の容器に収納されているものは、危険物に該当しない。</p>
SP907	<p>規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、次に掲げる事項が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。</p> <p>(1) 水分含有率</p> <p>(2) 脂肪の含有率</p> <p>(3) 製造後6月を超える期間を経過したものにあつては、抗酸化剤の詳細（ただし、国連番号が2216の魚粉に限る。）</p> <p>(4) 船積み前の抗酸化剤の濃度（ただし、国連番号が2216の魚粉に限る。）</p> <p>(5) 当該危険物を収納する容器の種類、収納方法、袋の数及び総質量</p> <p>(6) 工場から出荷された時の温度</p> <p>(7) 製造年月日</p>

SP908	<p>1 国連番号が2315の場合にあつては、ポリ塩化ビフェニル類の自由液を内蔵する変圧器、コンデンサその他の機器を含む。</p> <p>2 国連番号が3151の場合にあつては、ポリハロゲン化ビフェニル類（ポリ塩化ビフェニル類を除く。）又はポリハロゲン化テルフェニル類の自由液を内蔵する変圧器、コンデンサその他の機器を含む。</p>
SP910	<p>1 等級が9の有害性物質を収納している場合を除き、くん蒸中のコンテナ、自動車等には、標識9を貼付してはならない。</p> <p>2 規則第28条第6項の規定に従い、使用したくん蒸剤の種類及び量並びにくん蒸を実施した日時を明示した「くん蒸注意用表示」をくん蒸中のコンテナ、自動車等のドアに表示しなければならない。</p> <p>3 規則第30条第1項第7号の規定に従い、くん蒸を実施した日時並びに使用されたくん蒸剤の種類及び量をコンテナ危険物明細書に記載しなければならない。また、残ったくん蒸剤（くん蒸装置を使用した場合には当該装置も含む）の処分方法も同明細書に記載しなければならない。</p> <p>4 くん蒸後ドアを開け放つ又は機械式通風装置にて換気され、「くん蒸注意表示」に換気を実施した日付が記入されているコンテナ、自動車等は危険物に該当しない。くん蒸された全ての貨物及び資材が搬出された場合には、「くん蒸注意用表示」を取り外さなければならない。</p> <p>5 くん蒸中のコンテナ、自動車等を甲板下積載する船舶は、くん蒸ガス又はガス類の検知装置並びにその使用指示書を備えなければならない。</p>
SP916	機械的に製造された粉末であつて、粒径が53ミクロン以上のもの又は化学的に製造された粉末であつて、粒径が840ミクロン以上のものは、危険物に該当しない。
SP917	ゴムの含有率が45%未満のもの又は840ミクロンを超えるもの及び十分に加硫処理された硬質のものは、危険物に該当しない。
SP920	棒状のもの及びインゴットは、危険物に該当しない。
SP921	厚さが254ミクロン以上のジクロニウムは、危険物に該当しない。
SP922	安定化されたホスホン酸水素鉛であつて、可燃性物質としての性状を有しない旨を証する書類が添付されているものは、危険物に該当しない。
SP925	次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1) カーボンブラック（鉱物から製造されたもので不活性のものに限る。） (2) 備考2(4)(iv)の自然発火性物質の容器等級の判定基準において、自己発熱性物質に該当しないと判定された炭素製品であつて、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの (3) 水蒸気賦活工程により製造された活性炭
SP927	50%を超える水で湿性のあるパラニトロソジメチルアニリンは、危険物に該当しない。
SP928	次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1) 水分含有率が40%以上で酸性の魚粉 (2) 自己発熱性がない魚粉であつて、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの (3) 白身魚から製造された魚粉であつて、水分含有率が12質量%以下で、かつ、脂肪の含有率が5質量%以下のもの
SP929	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、油及び水の含有率が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP930	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、当該危険物が水と接触した場合に自然発火せず、かつ、引火性ガスを発生しないことが危険物明細書に付記され、又はその旨を証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP931	自己発熱性物質としての性状を有しない旨を証する書類が添付されているものは危険物に該当しない。
SP932	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、船積み前に覆いがある場所で3日以上貯蔵され、かつ、容器に収納される量で空気に触れていたことが危険物明細書に付記され、又はその旨を証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP934	規則第17条第3項第1号ロの規定に従い、カルシウムカーバイドの不純物の含有率が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP935	水分を含んだ場合に引火性のガスを発生しないものであつて、その旨を証する書類が添付されているものは危険物に該当しない。

SP937	水和物は危険物に該当しない。
SP939	無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えないものであって、その旨を証する書類が添付されているものは、危険物に該当しない。
SP942	規則第17条第3項第1号の規定に従い、船積み時における当該危険物の温度、硝酸アンモニウムの濃度並びに可燃性の物質、塩化物及び遊離酸の含有量が危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP946	規則第17条第3項第1号の規定に従い、当該危険物が、等級4.2に該当しないことが危険物明細書に付記され、又はその旨を証する書類が危険物明細書に添付されていること。
SP954	圧縮してバール包装されたものを非開放型のコンテナに収納し、又は非開放型の自動車等に積載して運送する場合は、水分含有率が14%未満の乾草類であって、その旨及び可燃性物質の危険性を有しない旨を証する書類が添付されているものは、危険物に該当しない。
SP958	1 国連番号が3152の場合にあっては、ポリハロゲン化ビフェニル類（ポリ塩化ビフェニル類を除く。）又はポリハロゲン化テルフェニル類を吸収しているものであって、それらの自由液が存在していない布きれ、綿屑、衣類、おが屑等を含む。 2 国連番号が3432の場合にあっては、ポリ塩化ビフェニル類を吸収しているものであって、それらの自由液が存在していない布きれ、綿屑、衣類、おが屑等を含む。
SP959	廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベは長国際航海以外の航海において運送することができる。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合にはこの限りではない。
SP961	1 自動車は、次に掲げる積載場所の別により、いずれかの要件に該当するものは、危険物に該当しない。なお、自動車の部品は脱落することがないように確実に取り付けられ、かつ、内部に搭載されたその他の危険物及び燃料電池エンジンの燃料及び燃料電池以外の危険物は、個別に収納され、それぞれの危険物に適用される要件に従い運送されるものであること。 (1) ロールオン・ロールオフ船又はロールオン・ロールオフ船以外の船舶であって船舶防火構造規則及び船舶消防設備規則の規定により自走用の燃料を有する自動車を積載することが認められた区域（以下、この項において「車両区域」という。）に積載する場合（自動車が貨物輸送ユニットに収納され、ロールオン・ロールオフ船のコンテナ貨物区域に積載する場合を除く。） 電解液、燃料又は燃料ガスの漏えいがない自動車又は装置（蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器又は燃料タンクが搭載されたものをいう。） なお、リチウムイオン電池のみを動力源とする自動車並びに内燃機関及びリチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車（以下、この項において「ハイブリッド自動車等」という。）のリチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定に適合するものであること。ただし、取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合には、IMDGコード2.9.4.1及び2.9.4.7の規定を適用しない。 (2) (1)以外の船舶又は車両区域以外の区域に積載する場合 (i) 燃料系統からの漏洩がなく、燃料タンク内の引火性液体類の量は450リットル以下であり、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が38℃以上の引火性液体類を燃料とする自動車 (ii) 燃料タンクが空（燃料タンクから燃料が排出され、燃料不足により内燃機関が作動できない状態をいう。）であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が38℃未満の引火性液体類を燃料とする自動車（燃料系統及び燃料タンクを洗浄又は清浄していないものを含む。） (iii) 燃料タンク内の圧力が0.2メガパスカル以下であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火性高圧ガス（液化又は圧縮されたもの）を燃料とする自動車 (iv) 電池の短絡を防止するための措置が講じられている蓄電池又はナトリウム電池を動力源とする自動車 2 ハイブリッド自動車等に取り付けられたリチウム電池に損傷又は欠陥がある場合は、当該電池を自動車から取り外さなければならない。
SP963	1 装置と共に包装されたニッケル水素電池、装置に組み込まれたニッケル水素電池又はボタン形ニッケル水素電池は危険物に該当しない。

	2 適当な容器及び包装に確実に収納され、かつ、短絡を防止するための措置が講じられているニッケル水素電池であって、貨物輸送ユニットに収納される総質量が100kg未満ものは危険物に該当しない。
SP964	砕けにくいプリル状又は顆粒状で運送され、かつ、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部34.4.1節の酸化性物質（固体のもの）の試験により、酸化性がないと判定されたものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものは危険物に該当しない。
SP968	1 本記号が付される危険物の国連番号は海上運送においては適用しない。 2 廃棄される容器はIMDGコード4.1.1.11の規定に従うこと。
SP971	電池を動力源とする装置は、電池に内蔵する電解液の漏えいが無く、短絡を防止するための措置が施されている場合に限り運送することができる。この場合、危険物に該当しない。
SP972	リチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定に適合したものであること。ただし、エンジン又は機械に取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものである場合、IMDGコード2.9.4.1及び2.9.4.7の規定は適用しない。エンジン又は機械に取り付けられたリチウム電池に損傷又は欠陥がある場合には、当該電池を取り外さなければならない。
SP973	1 ベール状のものとして運送する場合は、危険物に品名及び国連番号を付すことを要しない。 2 同一の国連番号の危険物のみを貨物輸送ユニットで運送する場合は、危険物に標札を付すことを要しない。
SP975	国連番号が3549の危険物は、長国際航海において運送してはならない。ただし、国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合はこの限りでない。
SP976	国連番号が2249、3097、3100、3121、3127、3133、3137及び3255の危険物は、運送してはならない。ただし、国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合はこの限りでない。

別表第2から別表第8まで 削除

別表第8の2（液化ガス物質）（第2条、第3条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条及び第35条関係）

品名	船型	タイプC独立型タンクの要求	貨物タンクの環境制御	ガス検知装置	液面計測装置	特別要件
アセトアルデヒド	2G	—	不活性化	F-T	C	14.3.3.1、14.4.3、17.4.1、17.6.1
アンモニア（無水）	2G	—	—	T	C	14.4、17.2.1、17.12
ブタジエン	2G	—	—	F-T	C	14.4、17.2.2、17.4.2、17.4.3、17.6、17.8
ブタン	2G	—	—	F	R	
ブタンとプロパンの混合物	2G	—	—	F	R	
ブチレン	2G	—	—	F	R	
二酸化炭素（純度の高いもの）	3G	—	—	A	R	17.21
二酸化炭素（純度の低いもの）	3G	—	—	A	R	17.22
塩素	1G	有	乾燥	T	I	14.4、17.3.2、17.4.1、17.5、17.7、17.9、17.13
ジエチルエーテル*	2G	—	不活性化	F-T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.6、17.3.1、17.6.1、17.9、17.10、17.11.2、17.11.3
ジメチルアミン	2G	—	—	F-T	C	14.4、17.2.1
ジメチルエーテル	2G	—	—	F-T	C	
エタン	2G	—	—	F	R	
塩化エチル	2G	—	—	F-T	C	
エチレン	2G	—	—	F	R	
酸化エチレン	1G	有	不活性化	F-T	C	14.4、17.2.2、17.3.2、17.4.1、17.5、17.6.1、17.14
酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が三十重量%以下のもの） *	2G	—	不活性化	F-T	C	14.4.3、17.3.1、17.4.1、17.6.1、17.9、17.10、17.18
イソプレン*（全ての異性体を含む）	2G	—	—	F	R	14.4.3、17.8、17.9、17.11.1
イソプレン*（精製されたもの）	2G	—	—	F	R	14.4.3、17.8、17.9、17.11.1
イソプロピルアミン*	2G	—	—	F-T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.4、17.9、17.10、17.11.1、17.15
メタン（LNG）	2G	—	—	F	C	
メチルアセチレンとプロパジ	2G	—	—	F	R	17.16

エンの混合物						
臭化メチル	1G	有	—	F-T	C	14.4、17.2.3、17.3.2、17.4.1、17.5
塩化メチル	2G	—	—	F-T	C	17.2.3
混合 C4 貨物	2G	—	—	F-T	C	14.4、17.2.2、17.4.2、17.4.3、17.6、17.20
モノエチルアミン*	2G	—	—	F-T	C	14.4、17.2.1、17.3.1、17.9、17.10、17.11.1、17.15
窒素	3G	—	—	A	C	17.17
ペンタン*	2G	—	—	F	R	17.9、17.11
ペンテン*	2G	—	—	F	R	17.9、17.11
プロパン	2G	—	—	F	R	
プロピレン	2G	—	—	F	R	
酸化プロピレン*	2G	—	不活性化	F-T	C	14.4.3、17.3.1、17.4.1、17.6.1、17.9、17.10、17.18
冷媒ガス	3G	—	—	—	R	
二酸化イオウ	1G	有	乾燥	T	C	14.4、17.3.2、17.4.1、17.5、17.7
塩化ビニル	2G	—	—	F-T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.2、17.2.3、17.3.1、17.6、17.19
ビニルエチルエーテル*	2G	—	不活性化	F-T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.2、17.3.1、17.6.1、17.8、17.9、17.10、17.11.2、17.11.3
塩化ビニリデン*	2G	—	不活性化	F-T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.5、17.6.1、17.8、17.9、17.10
その他の液化ガス物質	その他の液化ガス物質					

備考

1 表中船型の欄は、次に定めるとおりとする。

(1) 「1G」は、タイプ1G船を示す。

(2) 「2G」は、タイプ2G船を示す。

(3) 「3G」は、タイプ3G船を示す。

(4) タイプ1G船により運送することとされた貨物は、一体型タンク以外のタンクにより運送すること。

(5) タイプ2G船により運送することができる貨物は、タイプ1G船により運送することができる。

(6) タイプ3G船により運送することができる貨物は、タイプ1G船又はタイプ2G船により運送することができる。

2 表中「F」、「T」、「0」及び「F-T」は、次に定めるとおりとする。

(1) Fは、表中「品名」の欄に記載されている物質の爆発下限界の1/20のガス濃度を計測できる検知装置を示す。

- (2) Tは、表中「品名」の欄に記載されている物質に係る安全データシートに記載された許容濃度（暴露限界値（Threshold Limit Value（TLV値））のうち最も厳しいもの）を計測できる検知装置を示す。
 - (3) F-Tは、(1)及び(2)に掲げる検知装置を示す。
 - (4) Aは、表中「品名」の欄に記載されている物質のガス濃度を計測できる検知装置を示す。
- 3 表中「I」、「C」及び「R」は、次に定めるとおりとする。
- (1) Iは、規則第201条第1項第1号に規定する密閉式
 - (2) Cは、規則第201条第1項第1号又は第2号に規定する密閉式又は貫通密閉式
 - (3) Rは、規則第201条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する密閉式、貫通密閉式又は制限式
- 4 品名中、冷媒ガスとは、非毒性かつ非引火性ガスをいう。
- 5 「特別要件」の番号は、次に定めるとおりとする。なお、各番号は、液化ガスばら積船の構造及び設備に関する国際規約の項番号を示す。
- 14.3.3.1 各自蔵式呼吸具に対し、予備の空気ポンペを備えること。
- 14.4 人身保護に係る要件
- 人身保護のための次の措置を講ずること。
- 14.4.2 非常時の脱出のための適当な呼吸保護具及び目の保護具を乗船者の数以上に備えること。呼吸保護具は、消火用又は貨物取扱い作業用に使用してはならず、かつ、この旨表示しておくこと。
- 14.4.3 適切な標示がなされ、かつ、あらゆる気象条件において使用できる除染シャワー及び洗眼器を甲板上の利用しやすい場所に備え付けること。
- 14.4.4 規則第239条第1項第2号に規定する保護衣は、気密のものとする。
- 17.2 貨物タンク、管装置及びその他の装置の材料として次に示すものは使用しないこと。
- 17.2.1 銅、銅合金、亜鉛及び水銀
- 17.2.2 マグネシウム、銅、銀、水銀及びその他のアセチリド形成金属
- 17.2.3 アルミニウム及びアルミニウム合金
- 17.2.4 銅、銅合金、亜鉛及び亜鉛メッキ鋼
- 17.2.5 アルミニウム、銅及びこれらの合金
- 17.2.6 銅及び銅の含有率が1%を超える銅合金
- 17.3 独立型タンク
- 17.3.1 独立型タンク以外のタンクで運送しないこと。
- 17.3.2 貨物タンクの設計圧力は、封入圧力及び圧力式の揚荷を行う場合の圧力を考慮すること。
- 17.4 冷却装置に係る要件
- 17.4.1 間接式以外のものを使用しないこと。
- 17.4.2 危険な過酸化物を容易に形成する貨物を運送する場合は、貨物の重合を防止するために次のいずれかの方法を用いること。
- (1) 貨物タンク内に凝縮器を配置した間接方式
 - (2) 間接方式又は組合せ方式、かつ、いかなる箇所においても液体貨物が集積しないような凝縮装置を使用する方法又は貨物タンクの上方から安定剤を添加する方法
 - (3) 貨物タンク外に凝縮器を配置した間接方式、かつ、いかなる箇所においても液体貨物が

集積しないような凝縮装置を使用する方法又は貨物タンクの上方から安定剤を添加する方法

17.4.3 貨物を連続して運送する場合は、次によること。

- (1) 17.4.2の貨物をバラスト航海をはさんで連続して運送する場合は、バラスト航海以前の重合防止がなされていない残液を除去すること。
- (2) 連続して運送する間に別の貨物を運送する場合は、再液化装置は別の貨物の積載前にドレン抜きをし、かつ、パージすること。
- (3) (2)のパージは、イナート・ガス又は貨物に適合性のある他の貨物ガスを用いること。
- (4) 装置を取り扱う場合に、装置の中に重合体又は過酸化物が蓄積しないようにすること。

17.5 タイプ1G船に係る要件

17.5.1 直径が75mmを超える貨物管の突合せ溶接の溶接部は、すべて放射線試験を行うこと。

17.5.2 固定式毒性ガス検知器は次の要件によること。

- (1) ガス採取管に接続された配管は、ガス安全区域を通さないこと。
- (2) 警報装置は、ガス濃度が暴露限界値に達した場合に作動すること。

17.5.4 貨物制御室はガス安全区域に設置されており、かつ、全ての機器類は間接式のものであること。

17.5.5 多量の貨物の流失が生じた場合に、人身を保護するための閉囲された区画を居住区域内に設けること。

17.5.6 貨物区域に面した区域の出入りは、エアロックにより行うものであること。

17.6 環境制御に係る要件

17.6.1 積込み前に貨物タンク及び連結した管装置から空気を抜くほか次によること。

- (1) 正圧を保持するためにイナート・ガスを封入すること。
- (2) イナート・ガスの貯蔵量及び製造容量は、通常の使用状態での使用量及び逃し弁からの漏洩量を考慮し、十分な容量であること。
- (3) イナート・ガス中の酸素含有率が体積で0.2%を超えないこと。

17.6.2 積込み前に貨物タンク及び連結した管装置から空気を抜き、かつ、正圧を保持するために貨物の温度制御を行うこと。

17.7 湿度制御に係る要件

- (1) 引火性を有さず、かつ、水と作用し腐食性又は危険な反応を生じるおそれのあるガスを運送する場合は、貨物タンクを乾燥し、かつ、揚荷中の貨物タンクの負圧を防止するために乾燥空気又は貨物のガスを封入する湿度制御装置を設けること。
- (2) (1)の乾燥空気は、大気圧で露点が -45°C 以下の空気であること。

17.8 安定剤に係る要件

製造業者から次に掲げる事項を記載した安定化剤証明書を手し、船内に保管しておくこと。

- (1) 添加した安定剤の名称及び量
- (2) 安定剤を添加した日付及び有効期間
- (3) 安定剤の有効期間の保証温度範囲
- (4) 航海期間が安定剤の有効期間を超える場合に執るべき措置

17.9 貨物タンクの通気口に係る要件

- (1) 取替えが容易であり、かつ、有効な防火金網又は承認された型式の安全管頭を取り付けること。
 - (2) (1)の防火金網及び安全管頭の構造は、貨物のガスの凍結又は着氷により閉塞しにくいものであること。
- 17.10 貨物の容量の条件
貨物の容量は、1タンク当たり3,000m³を超えないこと。
- 17.11 貨物の揚荷に係る要件
- 17.11.1 引火性の貨物を運送する場合は、水中型電動ポンプが取り付けられている貨物タンク内のガスの状態を不活性化すること。
- 17.11.2 ディープウェルポンプ又は油圧駆動の水中型ポンプを用いる方法以外の方法で行わないこと。ポンプのシャフトグランドは、過大な液圧を防止する措置の講じられた構造のものであること。
- 17.11.3 イナート・ガスを用いる置換法は、タイプC独立型タンクからの揚荷以外に用いないこと。
- 17.12 アンモニアに係る要件
- 17.12.1 開放された甲板上の場所を除き規則第14款の規定に適合すること。
- 17.12.2 炭素マンガン鋼を貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管に使用する場合は、最小降伏応力の規格値が355N/mm²以下であって、最小降伏応力の実測値が440N/mm²以下の細粒キルド鋼でなければならない。さらに、下記のいずれか一の条件に適合しなければならない。
- (1) 最小引張強度の規格値が、410N/mm²以下であること。
 - (2) 貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管は、応力除去のための熱処理を行うこと。
 - (3) 運送温度が-33℃に近い温度に維持することが望ましい。ただし、いかなる場合にも-20℃以上としてはならない。
 - (4) 積載する貨物は、水を質量比0.1%以上含有するアンモニアであることを荷送人から提出された文書により確認すること。
- 17.12.3 17.12.2に規定する以外の高降伏応力を有する炭素マンガン鋼を貨物タンク及び荷役配管等に使用する場合は、17.12.2(2)の規定を適用する。
- 17.12.4 炭素マンガン鋼をプロセス用の圧力容器及び冷却システムの凝縮部分の配管等に使用する場合は、17.12.2(2)の規定を適用する。
- 17.12.5 引張強度及び降伏応力は、貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管等の材料特性を実質的に最小限だけ超えるものでなければならない。
- 17.12.6 5%を超えるニッケルを含有するニッケル鋼は、貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管に使用してはならない。
- 17.12.7 5%以下のニッケルを含有するニッケル鋼は、運送温度が17.12.2(3)の規定に適合する場合は、貨物タンク、プロセス用の圧力容器及び荷役配管に使用して差し支えない。
- 17.12.8 応力腐食割れの危険性を最小限にするため、溶解酸素濃度を2.5ppm以下に抑えることが望ましい。このため、貨物を積載する前にタンク内部の酸素の平均濃度を次表に規定する温度に対する値未満まで減じること。なお、表中において、中間の温度に対する酸素の平均濃度は、直接の補間法により求めた値として差し支えない。

温度 (°C)	酸素の平均濃度 (% ; 体積比)
-30 以下	0.90
-20	0.50
-10	0.28
0	0.16
10	0.10
20	0.05
30	0.03

17.13 塩素に係る要件

17.13.1 貨物格納設備

17.13.1.1 貨物タンクの容量は、1タンク当たり600m³を超えてはならず、かつ、貨物タンクの容量の合計は、1,200m³を超えないこと。

17.13.1.2 貨物タンク的设计蒸気圧は、1.35MPa未満としないこと。

17.13.1.3 上甲板上の貨物タンクの突出部は、火災の場合の輻射熱から保護する措置を講じること。

17.13.1.4 適切な材料の破壊板を貨物タンクと圧力逃し弁の間に取り付けること。破壊板の破壊圧力は、1.35MPa以上であり、かつ、貨物タンク的设计蒸気圧で設定されている圧力逃し弁の設定圧力より0.1MPa小さい値であること。破壊板と圧力逃し弁の間の空気は、通常の使用状態において、大気圧又はそれに近い圧力に維持し、かつ、エクセスフロー弁を介して圧力計及びガス検知装置に導くこと。

17.13.1.5 圧力逃し弁からの排出口は、船内及び周囲の環境の危険を最小にするように設けること。圧力逃し弁からの漏洩は、できる限りガス濃度を減少させる呼吸装置を通すこと。圧力逃し弁からの排気管は、船舶の前端の甲板の高さの位置で船外に排出できるように両舷に取り付け、かつ、いずれか一方の舷側の開口が開くことができるような設備を設けること。塩素を冷却して運送する場合は、貨物タンク内の圧力は適切な圧力であること。

17.13.2 貨物管装置

17.13.2.1 塩素は、水中型ポンプを使用するか又は陸上からの加圧された塩素ガス、乾燥空気若しくはその他のガスにより揚荷すること。揚荷中の貨物タンク内の圧力は、1.05MPaを超えないこと。

17.13.2.2 貨物管装置的设计圧力は、2.1MPa以上であること。貨物管の内径は、100mmを超えないこと。熱による伸縮を吸収する方法は、曲り管以外の方法を用いないこと。フランジ継手は、必要な最小限度の数にとどめ、かつ、突合せ溶接のフランジを用いること。

17.13.2.3 貨物管装置の逃し弁からの排出は、適切な吸収速度を有する吸収装置へ導くこと。

17.13.3 材料

17.13.3.1 貨物タンク及び貨物管装置は、貨物の性状及び-40°Cの温度に適した鋼製のものとする事。

17.13.3.2 貨物タンクは、熱処理による応力除去を行うこと。

17.13.4 各種装置（安全設備）に係る要件

17.13.4.1 貨物タンク及び貨物管装置には、塩素吸収装置を接続すること。吸収装置は適切な吸収速度を有し、かつ、貨物の容量の2%以上を中和できるものであること。

- 17.13.4.2 貨物タンク内をガスフリーする場合、大気中に貨物のガスを放出しないこと。
- 17.13.4.3 ガス検知装置は、体積比1ppmのガス濃度を検出でき、体積比5ppmのガス濃度で可視可聴の警報を発するものであること。採取端は、次の位置に取り付けること。
- (1) 船倉区域の底部付近
 - (2) 逃し弁に接続された管内
 - (3) ガス吸収装置の排出口
 - (4) 居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所の通風装置の空気取入口
 - (5) 甲板上の貨物区域の前端、中央部及び後端
- 17.13.4.4 貨物タンクには、1.05MPa以上で可聴警報を発する装置を取り付けること。
- 17.13.5 人身保護
- 多量の貨物の流失が生じた場合に、人身を保護するために次の要件に適合する閉鎖された区画を居住区域内に設けること。
- (1) 開放された甲板及び居住区域から容易、かつ、迅速に近づくことができ、かつ、直ちにガス密に閉鎖できるものであること。
 - (2) 甲板及び居住区域からの出入りは、エアロックにより行うものであること。
 - (3) 乗務員全員が居住するのに十分な大きさであること。
 - (4) 新鮮な空気を4時間以上供給できる装置が備えられていること。
 - (5) 一の防染シャワーが、当該区域に通行するためのエアロック付近に備えられていること。
 - (6) 1組の酸素呼吸具が備えられていること。
- 17.13.6 積付制限
- 17.13.6.1 規則第233条第2号の規定は適用しない。
- 17.13.6.2 積荷終了後の貨物タンク内の空間の塩素ガス含有率は、体積比で80%を超えること。
- 17.14 酸化エチレンに係る要件
- 17.14.1 17.18の規定に適合すること。
- 17.14.2 甲板タンクで運送しないこと。
- 17.14.3 鋳鉄並びにステンレス鋼のうち日本工業規格SUS416及びSUS442は、貨物格納設備及び管装置に用いないこと。
- 17.14.4 直前に積載していた貨物が酸化エチレン、酸化プロピレン又はこれらの物質の混合物である場合を除き、前の貨物の残渣が完全に除去されるようあらかじめ酸化エチレンを積載するタンク及び関連の管装置を十分、かつ、有効に洗浄すること。
- 17.14.5 ディープウェルポンプ又はイナート・ガスを用いる置換法以外の方法で揚荷しないこと。
- 17.14.6 -30℃未満で運送しなければならない。
- 17.14.7 圧力逃し弁は、0.55MPa以上の圧力で設定すること。最大設定圧力は、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第8条の船舶にあっては、船級協会。17.18.24の規定において同じ。）の承認を受けること。
- 17.14.8 貨物タンク内に窒素ガスを封入し、貨物タンクの空間を窒素含有率が体積比で45%未満としないようにすること。
- 17.14.9 積込み前及び貨物タンク内に酸化エチレンの液体又はガスが入っている場合は、貨物タンク

ク内のガスは、窒素で不活性化すること。

- 17.14.10 水噴霧装置は、貨物格納設備の火災時に自動的に作動するものであること。
- 17.14.11 制御できない自己反応が起こった場合、酸化エチレンを廃棄するための設備を設けること。
- 17.15 配管に係る要件
 - 管装置は、分離すること。
- 17.16 メチルアセチレンとプロパジエンの混合物に係る要件
 - 17.16.1 適切な安定化を行うこと。冷却中の温度及び圧力は適切なものであること。
 - 17.16.4 メチルアセチレンとプロパジエンの混合物を運送する場合は、できる限り間接式の冷却装置を備え付けること。ただし、組成に応じた圧力及び温度を制限する場合は、直接蒸気圧縮の冷却装置を使用することができる。
 - 17.16.5 メチルアセチレンとプロパジエンの混合物を積載する貨物タンクの管装置及び冷却装置は、他の貨物タンクの管装置及び冷却装置から独立又は分離すること。
- 17.17 窒素に係る要件
 - 貨物を取り扱う装置の構造材料及び防熱材等は、高い濃度の酸素の影響に耐えるものであること。凝縮が生じるおそれのある場所は、十分に通風すること。
- 17.18 酸化プロピレン及び酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が30重量%以下のもの）（以下「酸化プロピレン等」という。）に係る要件
 - 17.18.1 酸化プロピレン等は、アセチレンを除去したものであること。
 - 17.18.2 酸化プロピレン等は、次に掲げる重合触媒として知られる物質を3回前までに積載したことのあるタンクに積載してはならない。ただし、当該タンクが十分に洗浄されている場合は、この限りでない。
 - (1) アンモニア及びアンモニア水溶液
 - (2) アミン類及びアミン類水溶液
 - (3) 酸化性物質類
 - 17.18.3 酸化プロピレン等を積載する場合は、直前に積載していた貨物が酸化プロピレン等である場合を除き、あらかじめ前貨物の残渣が完全に除去されるように酸化プロピレン等を積載するタンク及び関連の管装置を十分、かつ、有効に洗浄すること。この場合において、当該タンクがステンレス鋼以外の材料を使用したタンクであって直前にアンモニアを積載していた場合は、特に注意して洗浄すること。
 - 17.18.4 酸化プロピレン等を積載する場合は、酸化プロピレン等と危険な反応をするおそれのある酸性物質又はアルカリ性物質の残渣が酸化プロピレン等を積載するタンク及び関連の管装置に残っていないことを確認すること。
 - 17.18.5 酸化プロピレン等を初めて積載する場合は、酸化プロピレン等を積載するタンクに大量の錆の沈澱、明らかな構造上の欠陥及び汚染がないことを確認すること。酸化プロピレン等を同一のタンクに連続して積載する場合は、2年を超えない間隔で同様の確認を行うこと。
 - 17.18.6 酸化プロピレン等を積載するタンクの材料は、鋼又はステンレス鋼であること。
 - 17.18.7 酸化プロピレン等を積載していたタンクに他の貨物を積載する場合は、あらかじめ水洗い又はパーキングにより当該タンク及び関連の管装置を完全に洗浄すること。
 - 17.18.8 酸化プロピレン等に係る弁、フランジ、取付け物及び附属品は、次に掲げる要件に適合す

ること。

(1) 酸化プロピレン等に対する使用に適したものであること。

(2) 材料は、鋼又はステンレス鋼であること。酸化プロピレン等に係る弁のディスク又はディスクの表面、弁座及びその他の摩擦部分の材料は、11%以上のクロムを含有するステンレス鋼であること。

17.18.9 酸化プロピレン等に係るガスケットは、次に掲げる要件に適合すること。

(1) 材料は、耐火性で適切な機械的性質を有し、酸化プロピレン等と反応するおそれがなく、かつ、酸化プロピレン等に溶解したり、酸化プロピレン等の自然発火温度を下げるおそれがないものであること。

(2) 酸化プロピレン等にさらされる表面の材料は、ポリテトラフルオロエチレン (PTFE)、不活性化作用により PTFE と同程度の安全性を有するもの又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認めるものであること。

17.18.10 酸化プロピレン等にさらされる断熱材及びパッキンの材質は、酸化プロピレン等と反応するおそれなく、かつ、酸化プロピレン等に溶解したり、酸化プロピレン等の自然発火温度を下げるおそれのないものであること。

17.18.11 次に掲げる材料は、酸化プロピレン等を積載するタンク及びその附属設備のガスケット、パッキン及び類似したものに使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(1) ネオプレン又は天然ゴム (酸化プロピレン等にさらされる場合に限る。)

(2) 石綿類又は石綿類を用いた固着材

(3) ミネラルウール等のマグネシウムの酸化物を含有する材料

17.18.12 酸化プロピレン等の注入及び排出管の端部開口は、タンクの底部から100mm以内に配置すること。

17.18.13 酸化プロピレン等を荷役する場合は、酸化プロピレン等を積載しているタンクから酸化プロピレン等の蒸気を大気中に排出しないこと。積込み中陸上への蒸気還流を行う場合は、酸化プロピレン等を積載しているタンクに接続される蒸気還流装置は、他の貨物タンク及びその附属設備から独立したものであること。

17.18.14 酸化プロピレン等の揚荷作業中は、酸化プロピレン等を積載しているタンク内の圧力は、0.007MPa以上に維持すること。

17.18.15 酸化プロピレン等は、ディーゼルポンプ若しくは油圧駆動式サブマージドポンプを使用し、又はイナート・ガス置換法により揚荷すること。酸化プロピレン等の貨物ポンプは、当該ポンプからの揚荷管系が遮断又は閉鎖した場合に、酸化プロピレン等が異常に加熱されないように配置すること。

17.18.16 酸化プロピレン等を積載するタンクの通気装置は、他の貨物を積載するタンクから独立していること。酸化プロピレン等を積載するタンクには、当該タンクを大気に開放せずに酸化プロピレン等を採取する装置を備え付けること。

17.18.17 酸化プロピレン等の荷役に用いる貨物ホースには、「酸化アルキレン荷役専用」と表示すること。

17.18.18 酸化プロピレン等を積載しているタイプA及びタイプB独立型タンクの周囲の船倉区域は、

不活性化すること。不活性化する場所には、酸化プロピレン等及び酸素の監視装置を備え付けること。当該場所の酸素濃度は体積比で2%以下に維持すること。

- 17.18.19 陸上管系を取り外す前に、酸化プロピレン等及びその蒸気に係る管装置内の圧力をローディングヘッダーに取り付けた適当な弁を通して逃がすこと。これらの管装置からの液体及び蒸気は大気中に排出しないこと。
- 17.18.20 酸化プロピレン等を積載するタンクは、荷役及び運送中に発生することが予想される最大圧力に耐えるように設計されたものであること。
- 17.18.21 酸化プロピレン等を積載するタンクの設計圧力が0.12MPa未満（酸化プロピレンのみを積載するタンクにあつては0.06MPa未満）の場合は、当該タンクに酸化プロピレン等を基準温度以下に維持するための冷却設備を設けること。
- 17.18.22 酸化プロピレン等を積載するタンクの逃し弁の設定圧力は、0.02MPa以上であり、かつ、次によらなければならない。
- (1) タイプC独立型タンクで酸化プロピレンを運送する場合は、0.70MPa以下
 - (2) タイプC独立型タンクで酸化エチレン、酸化プロピレンの混合物を運送する場合は、0.53MPa以下
- 17.18.23 酸化プロピレン等を積載するタンクの管装置は、空タンクを含め他のタンクの管装置から分離したものであること。当該管装置が独立していない場合は、短管、弁又は他の管類を取り外し、かつ、これらの箇所にブラインドフランジを取り付けること。
- 17.18.24 酸化プロピレン等を運送する場合は、次に掲げる事項及びその他必要事項を記載した船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が承認した貨物取扱い計画書に従うこと。
- (1) 使用予定積荷設備
 - (2) 貨物管装置及び17.18.23の規定により取り付けられるブラインドフランジの取付け場所承認された貨物取扱い計画書の写しを船内に保管すること。
- 17.18.25 船長は、酸化プロピレン等の積載前に、17.21の規定に従っていることを確認し、その旨を記載した確認書を船内に保管すること。船長は、不注意によりブラインドフランジが外れることがないようにブラインドフランジと管装置のフランジとの接続部にワイヤー及びシールを取り付けること。
- 17.18.27 酸化プロピレン等は、窒素ガスを封入し、適当な保護のもとに運送すること。周囲の状態又は冷却装置の故障のために酸化プロピレン等の温度が低下した場合にあつても、酸化プロピレン等を積載しているタンクの圧力が0.007MPa以下になることを防ぐための自動窒素補給装置を備え付けること。自動圧力制御に必要な十分な量の窒素を船上でいつでも使用することができるように備えておくこと。封入のための窒素は、商業用純粋窒素（窒素の濃度が、体積比で99.9%以上のもの）であること。
- 17.18.28 酸化プロピレン等を積載する場合は、積込みの前後に酸化プロピレン等を積載するタンクの蒸気空間の酸素濃度が体積比2%以下であることを確認すること。
- 17.18.29 次に掲げる要件に適合する水噴霧装置を備え付けること。
- (1) 積荷用マニホールド、暴露甲板上の荷役に関係する配管及びタンクドームの周辺の場所に有効に水を噴霧することができる十分な容量を有すること。
 - (2) 配管及びノズルの配置は、均等に1m²につき毎分10Lの放出率を保つことができること

- 。
- (3) 当該装置の設置場所で操作を行うことができ、かつ、漏えいした酸化プロピレン等を洗い流すことができるように配置されていること。
- 17.18.30 水噴霧装置は、17.18.29(1)の場所に火災が発生した場合であっても、居住区域に隣接した、容易に近づき当該装置を操作することができる貨物区域の外側の適当な場所から、当該装置に水を供給するポンプの遠隔始動及び当該装置の配管に取り付けられている弁であって通常は閉鎖されているものの遠隔手動操作を行うことができること。
- 17.18.31 水噴霧装置は、荷役作業中は、凍結するおそれがある場合を除き、直ちに使用できるようホースをノズルに接続しておくこと。
- 17.19 塩化ビニールに係る要件
- 重合防止剤を添加する場合は、17.8の規定によること。重合防止剤を添加しない場合又は、添加しても十分な効果が得られない場合には、17.6の規定によること。ただし、この場合において同規定中「0.2%」とあるのは「0.1%」と読み替えるものとする。貨物タンク内にイナート・ガスを封入する場合は、貨物の積込み前に貨物タンク及び管装置からイナート・ガスの試料を採取して分析すること。運送中、貨物タンク内は、正圧を保持すること。
- 17.20 混合C4貨物に係る要件
- 17.20.1 船長は、混合C4貨物（ブタン、ブチレン、ブタジエン等を含む混合物からなる貨物をいう。以下同じ。）の積載前に、性状を示した文書によりブタジエン含有率を確認すること。ブタジエンが含まれていることを確認した場合は、毒性を有するものとして取り扱うこと。
- 17.20.2 ブタジエンを50mol%以上含有する場合は、17.8の規定に適合すること。
- 17.20.3 混合C4貨物の液体膨張率が確認できない場合は、混合される物質の液体膨張率のうち、最大の液体膨張率を混合C4貨物の液体膨張率とすること。
- 17.21 二酸化炭素（純度の高いもの）に係る要件
- 17.21.1 圧力監視装置は、積載しようとする高純度二酸化炭素の三重点における圧力より0.05MPa以上高い圧力で作動するよう設定すること。
- 17.21.2 圧力逃し弁が開放された状態で故障した場合に、当該圧力逃し弁を安全に隔離できるものであること。
- 17.21.3 圧力逃し弁の開口端の保護金網は取り外すこと。
- 17.21.4 圧力監視装置は、次に掲げるものであること。
- (1) 貨物タンクの圧力を継続的に監視できるものであること。
 - (2) 貨物制御場所及び船橋に可視可聴の警報を発することができるものであること。
 - (3) 荷役管の全ての弁を自動的に閉鎖し、貨物圧縮機及び貨物ポンプを停止できるものであること。
- 17.21.5 貨物タンク及び貨物管装置の材料は、運送中に予想される最低温度に適したものであること。
- 17.21.6 二酸化炭素が滞留するおそれのある貨物区域その他開放されていない区域には固定式の二酸化炭素検知装置が備えられていること。
- 17.22 二酸化炭素（純度の低いもの）に係る要件
- 17.22.1 17.21の規定によること。なお、水分、二酸化硫黄その他の不純物が混入している場合は、

貨物タンク、貨物管装置その他貨物の取扱いに使用される装置の材料が、当該不純物により腐食するおそれがないものであること。

別表第 8 の 3 (液体化学薬品) (第 2 条、第 3 条、第 35 条の 2、第 36 条、第 36 条の 2、第 36 条の 3、第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 38 条の 3、第 39 条、第 40 条、第 40 条の 2、第 40 条の 3、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条、第 52 条の 2 及び第 53 条関係)

品名		危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名						分類	グループ	引火点 > 60℃						
酢酸	Acetic acid	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F	A, C	Y1, Z	E	1.11.2~ 1.11.4, 1.11.6~ 1.11.8, 1.17, 1.19
無水酢酸	Acetic anhydride	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C	Y1	E	1.11.2~ 1.11.4, 1.11.6~ 1.11.8, 1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
アセトクロール	Acetochlor	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6
アセトンシアノヒドリン	Acetone cyanohydrin	S/P	1	1G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	Y1	E	1.12, 1.13, 1.17, 1.19, 2.1~2.3
アセトニトリル	Acetonitrile	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
アセトニトリル(低純度品)	Acetonitrile(Low purity grade)	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
大豆油、とうもろこし油及びひまわり(メイズ)油の精製されたものからなるアシッドオイル混合物	Acid oil mixture from soya bean, corn(maize) and sunflower oil refining	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1.19.6
アクリルアミド水溶液(濃度が 50 質量%以下のものに限る。)	Acrylamide solution(50% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1.12, 1.13, 1.17, 1.19, 2.1
アクリル酸	Acrylic acid	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	Y1	E	1.11.2~ 1.11.4, 1.11.6~ 1.11.8, 1.12.3, 1.12.4, 1.13, 1.17, 1.19, 2.1
アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合水溶液	Acrylic acid/ethenesulphonic acid copolymer with phosphonate groups, sodium salt solution	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	
アクリロニトリル	Acrylonitrile	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A, C	N3, Z	E	1.12, 1.13, 1.17, 1.19
アクリロニトリル及びスチレンの共重合体(ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。)	Acrylonitrile-Styrene copolymer dispersion in polyether polyol	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6

アジポニトリル	Adiponitrile	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
アラクロール(濃度が90質量%以上のものに限る。)	Alachlor technical(90% or more)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	Y1	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
脂肪族アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が9から11までのものであって、重合度が2.5から9までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C9-C11) poly(2.5-9) ethoxylate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
脂肪族セカンダリーアルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が3から6までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C6-C17) (secondary) poly(3-6) ethoxylates	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
脂肪族セカンダリーアルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が7から12までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C6-C17) (secondary) poly(7-12) ethoxylates	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
脂肪族アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が10から18までのもの(炭素数が12から16までのものを除く。))であって、重合度が7のもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C10-C18) poly(7) ethoxylate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
脂肪族アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が1から6までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C12-C16) poly(1-6) ethoxylates	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
脂肪族アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が20以上のもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C12-C16) poly(20+) ethoxylates	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
脂肪族アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が7から19までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohol(C12-C16) poly(7-19) ethoxylates	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
脂肪族アルコール(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。)	Alcohols(C13+)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6

第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が12以上のもの及びその混合物(アルコールの炭素数が12から13までのもの及びその混合物並びにアルコールの炭素数が14から18までのもの及びその混合物を除く。)に限る。)	Alcohols(C12+), primary, linear	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が8から11までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohols(C8-C11), primary, linear and essentially linear	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が12から13までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohols(C12-C13), primary, linear and essentially linear	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が14から18までのもの及びその混合物に限る。)	Alcohols(C14-C18), primary, linear and essentially linear	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその混合物に限る。)	Alkanes(C6-C9)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)並びにその混合物	Iso- and cyclo-alkanes(C10-C11)	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
イソアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)並びにその混合物	Iso- and cyclo-alkanes(C12+)	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
ノルマルアルカン(炭素数が9から11までのもの及びその混合物に限る。)	n-Alkanes(C9-C11)	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
ノルマルアルカン(炭素数が10から20までのもの及びその混合物に限る。)	n-Alkanes(C10-C20)	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
アルキルアリアルポリエーテル(アルキル基の炭素数が9から20までのもの及びその混合物に限る。)	Alkaryl polyethers(C9-C20)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
アルケン酸ポリヒドロキシエステル のほう酸エステル	Alkenoic acid, polyhydroxy ester borated	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

アルケン酸アミド (アルケニル基の炭素数が 11 以上のもの及びその混合物に限る。)	Alkenyl (C11+) amide	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6	
アルケニル(アルキル基の炭素数が 16 から 20 までのもの及びその混合物に限る。)こはく酸無水物	Alkenyl (C16-C20) succinic anhydride	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19	
アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体(トルエン溶液)	Alkyl acrylate/vinylpyridine copolymer in toluene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A, B, C	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
磷酸アルキルアリの混合物(磷酸ジフェニルトリルが 40%を超えるもの(オルト基のトリル体が 0.02%未満のものに限る。))	Alkylaryl phosphate mixtures (more than 40% Diphenyl tolyl phosphate, less than 0.02% ortho-isomers)	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6	
アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が 4 から 9 までのもの及びその混合物に限る。)	Alkylated (C4-C9) hindered phenols	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が 6 から 11 までのもの及びその混合物に限る。)、アルキルインダン(アルキル基の炭素数が 3 から 8 までのもの及びその混合物に限る。)及びアルキルインデン(アルキル基の炭素数が 3 から 8 までのもの及びその混合物に限る。)の混合物	Alkylbenzene, alkylindane, alkylindene mixture (each C12-C17)	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C	不要		
アルキルベンゼンの蒸留残渣	Alkylbenzene distillation bottoms	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
アルキルベンゼン混合物(少なくとも 50 質量%のトルエンを含むものに限る。)	Alkylbenzene mixtures (containing at least 50% of toluene)	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	x	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
アルキルベンゼンの混合物(ナフタレンを含むものに限る。)	Alkylbenzenes mixtures (containing naphthalene)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が 3 から 4 までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C3-C4) benzenes	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が 5 から 8 までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C5-C8) benzenes	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が 9 以上のもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C9+) benzenes	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6	

アルキルベンゼン スルホン酸(アルキ ル基の炭素数が 11 から 17 までのもの 及びその混合物に 限る。)	Alkyl(C11-C17) benzene sulphonic acid	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルベンゼン スルホン酸ナトリ ウム塩水溶液	Alkylbenzene sulphonic acid, sodium salt solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	不要	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
アルキルアルコー ル及びシクロアル コール(いずれもアル コールの炭素数が 4 又は 5 のもの 及びその混合物に 限る。)の混合物	Alkyl/cyclo(C4-C5) alcohols	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	F-T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルフェノー ルポリエトキシラ ート(アルキル基の 炭素数が 12 のもの を含む炭素数が 10 から 15 までのもの であって、重合度が 4 から 12 までのも の混合物に限る。)	Alkyl(C10-C15, C12 rich) phenol poly(4-12) ethoxylate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルジメチル アミン(アルキル基 の炭素数が 12 以上 のもの及びその混 合物に限る。)	Alkyl(C12+) dimethylamine	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ジチオカルバミン 酸アルキル(アルキ ル基の炭素数が 19 から 35 までのもの 及びその混合物に 限る。)	Alkyl dithiocarbamate(C19 -C35)	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
アルキルジチオチ アジアゾール(アル キル基の炭素数が 6 から 24 までのもの 及びその混合物に 限る。)	Alkyldithiothiadiaz ole(C6-C24)	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	不要	1. 19. 6
アルキルエステル 共重合体(アルキル 基の炭素数が 4 から 20 までのもの及び その混合物に限る。)	Alkyl ester copolymer(C4-C20)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
硝酸アルキル(アル キル基の炭素数が 7 から 9 までのもの 及びその混合物に 限る。)	Alkyl(C7-C9) nitrates	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19, 1. 20, 2. 1~2. 3
アルキルポリグル コシド水溶液(アル キル基の炭素数が 8 から 10 までのもの 及びその混合物の 濃度が 40 質量%以 下であって、アルキ ル基の炭素数が 12 から 14 までのもの 及びその混合物の 濃度が 60 質量%以 上のもに限る。)(濃 度が 55 質量%以下 のものに限る。)	Alkyl(C8-C10) /(C12-C14): (40% or less/60% or more) polyglucoside solution(55% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19

アルキルポリグルコシド水溶液(アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物の濃度が60質量%以上であって、アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が40質量%以下のものに限る。)(濃度が55質量%以下のものに限る。)	Alkyl (C8-C10) / (C12-C14): (60% or more/40% or less) polyglucoside solution(55% or less)	S/P	3	2G	制御	不要				Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルフェノールポリエトキシレート(アルキル基の炭素数が7から11までのものであって、重合度が4から12までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C7-C11) phenol poly(4-12) ethoxylate	S/P	2	2G	制御	不要				Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルフェノールスルフィド(アルキル基の炭素数が8から40までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C8-C40) phenol sulphide	S/P	3	2G	開放	不要				Yes	開放	不要	A, B, C		不要	
アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。)(芳香族溶媒溶液)	Alkyl (C8-C9) phenylamine in aromatic solvents	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	制限	F-T		A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルフェニルプロポキシレート(アルキル基の炭素数が9から15までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C9-C15) phenyl propoxylate	S/P	3	2G	制御	不要				Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルポリグルコシド水溶液(アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が65質量%以下のものに限る。)	Alkyl (C8-C10) polyglucoside solution(65% or less)	S/P	3	2G	制御	不要				Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルポリグルコシド水溶液(アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物並びに炭素数が12から14までのもの及びその混合物の濃度が各々50質量%であるものに限る。)(濃度が55質量%以下のものに限る。)	Alkyl (C8-C10) / (C12-C14): (50% /50%) polyglucoside solution(55% or less)	S/P	3	2G	制御	不要				Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
アルキルポリグルコシド水溶液(アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。)(濃度が55質量%以下のものに限る。)	Alkyl (C12-C14) polyglucoside solution(55% or less)	S/P	3	2G	制御	不要				Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19

アルキルプロポキシアミンエトキシラート(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C12-C16) propoxyamine ethoxylate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	x	E	1.12, 1.17, 1.19
亜リン酸アルキル(アルキル基の炭素数が10から20までのもの及びその混合物であって、飽和又は不飽和のものに限る。)	Alkyl (C10-C20, saturated and unsaturated) phosphite	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
アルキルスルホン酸フェノールエステル	Alkyl sulphonic acid ester of phenol	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が18以上のもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C18+) toluenes	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1.19.6
アルキルトルエンスルホン酸(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C18-C28) toluenesulphonic acid	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1.11.2~1.11.4, 1.11.6~1.11.8, 1.12, 1.17, 1.19
アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩のほう酸エステル	Alkyl (C18-C28) toluenesulphonic acid, calcium salts, borated	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1.19.6
アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。)	Alkyl (C18-C28) toluenesulphonic acid, calcium salts, low overbase	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物であって、水酸化カルシウムで炭酸処理されたものに限る。)	Alkyl (C18-C28) toluenesulphonic acid, calcium salts, high overbase	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1.19.6
アリルアルコール	Allyl alcohol	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19
塩化アリル	Allyl chloride	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19
塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液	Aluminium chloride/Hydrogen chloride solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	不要	x	E	1.11, 1.12, 1.17, 1.19
水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液(濃度が40質量%以下のものに限る。)	Aluminium hydroxide, sodium hydroxide, sodium carbonate solution(40% or less)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N8	E	1.12, 1.17, 1.19
硫酸アルミニウム水溶液	Aluminium sulphate solution	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1.12, 1.17, 1.19
2-(2-アミノエトキシ)エタノール	2-(2-Aminoethoxy) ethanol	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, D	N2	E	1.12, 1.17, 1.19

アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液	Aminoethyldiethanolamine/Aminoethylethanolamine solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19
アミノエチルエタノールアミン	Aminoethyl ethanolamine	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	N1	E	1.12, 1.17, 1.19
N-アミノエチルピペラジン	N-Aminoethylpiperazine	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	N2	E	1.12, 1.17, 1.19
2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	2-Amino-2-methyl-1-propanol	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	N1	E	1.12, 1.17, 1.19
アンモニア水(濃度が28質量%以下のものに限る。)	Ammonia aqueous(28% or less)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N4	E	1.12, 1.17, 1.19
塩化アンモニウム水溶液(濃度が25質量%未満のものに限る。)	Ammonium chloride solution(less than 25%)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	x	不要	
磷酸水素アンモニウム水溶液	Ammonium hydrogen phosphate solution	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
リグニンスルホン酸アンモニウム水溶液	Ammonium lignosulphonate solutions	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
硝酸アンモニウム水溶液(濃度が93質量%以下のものに限る。)	Ammonium nitrate solution(93% or less)	S/P	2	1G	制御	不要			NF	制限	T	不要	Y4	不要	1.2, 1.11.4, 1.11.6, 1.12.3, 1.12.4, 1.18, 1.19.6
ポリ磷酸アンモニウム水溶液	Ammonium polyphosphate solution	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
硫酸アンモニウム水溶液	Ammonium sulphate solution	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
硫化アンモニウム水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)	Ammonium sulphide solution(45% or less)	S/P	2	2G	制御	不活性	T4	II B	No	密閉	F-T	A, C	N1	不要	1.12, 1.17, 1.19, 2.1~2.3
チオ硫酸アンモニウム水溶液(濃度が60質量%以下のものに限る。)	Ammonium thiosulphate solution(60% or less)	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
酢酸ペンチル	Amyl acetate(all isomers)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1.19.6
ノルマルペンチルアルコール	n-Amyl alcohol	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		E	1.12, 1.17, 1.19
第一級ペンチルアルコール(ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。)	Amyl alcohol, primary	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
第二級ペンチルアルコール	sec-Amyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
ターシャリーペンチルアルコール	tert-Amyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
ターシャリーペンチルエチルエーテル	tert-Amyl ethyl ether	P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C	x	不要	1.19.6
ターシャリーペンチルメチルエーテル	tert-Amyl methyl ether	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
アニリン	Aniline	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19

アリアルポリオレフィン(ポリオレフィン基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。)	Aryl polyolefins (C11-C50)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
航空用アルキレート(炭素数が8のパラフィンであって、沸点が95℃以上120℃以下のものに限る。)	Aviation alkylates (C8 paraffins and iso-paraffins BPT 95-120℃)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
長鎖アルキルアリアルスルホン酸バリウム(アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。)	Barium long chain (C11-C50) alkaryl sulphonate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
ベンゼン(濃度が10質量%以上の粗製ベンゼンを含む。) ¹⁾	Benzene and mixtures having 10% benzene or more ¹⁾	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
塩化ベンゼンスルホニルホニル	Benzene sulphonyl chloride	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	Benzenetricarboxylic acid, trioctyl ester	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
酢酸ベンジル	Benzyl acetate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ベンジルアルコール	Benzyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
塩化ベンジル	Benzyl chloride	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		E	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19
脂肪酸メチルエステル(植物由来のものに限る。)及び軽油の混合物(脂肪酸メチルエステルの体積が25%を超え99%未満のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。)	Bio-fuel blends of Diesel/gas oil and FAME (>25% but <99% by volume)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
植物油及び軽油の混合物(植物油の体積が25%を超え99%未満のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。)	Bio-fuel blends of Diesel/gas oil and vegetable oil (>25% but <99% by volume)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
エチルアルコール(植物由来のものに限る。)及びガソリンの混合物(エチルアルコールの体積が25%を超え99%未満のものに限る。)	Bio-fuel blends of Gasoline and Ethyl alcohol (>25% but <99% by volume)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, C	x	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
テレフタル酸ジ-2-エチルヘキシル	Bis(2-ethylhexyl) terephthalate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6

ブレーキ液基剤(ポリアルキレングリコール(アルキレングリコールの炭素数が2又は3のものであって、重合度が2から8までのものに限る。)、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキレングリコールの炭素数が2から10までのものであって、アルキル基の炭素数が1から4までのものに限る。)及びそれらのホウ酸エステルの混合物に限る。)	Brake fluid base mix: Poly(2-8)alkylene(C2-C3)glycols/Polyalkylene(C2-C10) glycols monoalkyl(C1-C4)ethers and their borate esters	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
ブロモクロロメタン	Bromochloromethane	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要	N3	不要	
ブテンオリゴマー	Butene oligomer	P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物(エチレングリコールモノブチルエーテルの濃度が58質量%のものに限る。)	2-Butoxyethanol(58%)/Hyperbranched polyesteramide(42%)(mixture)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
酢酸ブチル	Butyl acetate(all isomers)	P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
アクリル酸ブチル	Butyl acrylate(all isomers)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
ターシャリーブチルアルコール	tert-Butyl alcohol	P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
ブチルアミン	Butylamine(all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ブチルベンゼン	Butylbenzene(all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
フタル酸ブチルベンジル	Butyl benzyl phthalate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
酪酸ブチル	Butyl butyrate(all isomers)	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物	Butyl/Decyl/Cetyl/Eicosyl methacrylate mixture	S/P	2	2G	開放	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
ブチレングリコール	Butylene glycol	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
1,2-酸化ブチレン	1,2-Butylene oxide	S/P	3	2G	制御	不活性	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C	Z	不要	1. 8. 1~1. 8. 7, 1. 8. 12, 1. 8. 13, 1. 8. 16~1. 8. 19, 1. 8. 21, 1. 8. 25, 1. 8. 27, 1. 8. 29, 1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
ノルマルブチルエーテル	n-Butyl ether	S/P	3	2G	制御	不活性	T4	II B	No	制限	F	A, C		不要	1. 4. 6, 1. 19

メタクリル酸ブチル	Butyl methacrylate	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
プロピオン酸ノルマルブチル	n-Butyl propionate	P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
ブチルアルデヒド	Butyraldehyde(all isomers)	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
酪酸	Butyric acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	開放	不要	A, C	Y1	不要	1. 11. 2~1. 11. 4, 1. 11. 6~1. 11. 8, 1. 19. 6
ガンマブチロラクトン	gamma-Butyrolactone	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
アルキルアリースルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium alkaryl sulphonate(C11-C50)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	
アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が10から28までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium alkyl(C10-C28) salicylate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
水酸化カルシウム(スラリー)	Calcium hydroxide slurry	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
次亜塩素酸カルシウム水溶液(濃度が15質量%以下のものに限る。)	Calcium hypochlorite solution(15% or less)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要	N5	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
次亜塩素酸カルシウム水溶液(濃度が15質量%を超えるものに限る。)	Calcium hypochlorite solution(more than 15%)	S/P	1	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要	N5	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
リグニンスルホン酸カルシウム水溶液	Calcium lignosulphonate solutions	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要	
長鎖アルキル(アルキル基の炭素数が5から10までのもの及びその混合物に限る。)カルシウムフェネート	Calcium long-chain alkyl(C5-C10) phenate	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
長鎖アルキル(アルキル基の炭素数が11から40までのもの及びその混合物に限る。)カルシウムフェネート	Calcium long-chain alkyl(C11-C40) phenate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩(アルキル基の炭素数が8から40までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium long-chain alkyl phenate sulphide(C8-C40)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が13以上のもの及びその混合物(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物を除く。)に限る。)	Calcium long-chain alkyl salicylate(C13+)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6

長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium long-chain alkyl (C18-C28) salicylate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6	
塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合水溶液	Calcium nitrate/Magnesium nitrate/Potassium chloride solution	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要		
硝酸カルシウム水溶液(濃度が50質量%以下のものに限る。)	Calcium nitrate solution (50% or less)	S	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要		
アマナズナ種子油	Camelina oil	S/P	2k													
イプシロン-カプロラクタム(熔融状のもの又は水溶液に限る。)	epsilon-Caprolactam (molten or aqueous solutions)	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
石炭酸油	Carbolic oil	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	F-T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19	
二硫化炭素	Carbon disulphide	S/P	1	1G	制御	封入 + 不活性	T6	II C	No	密閉	F-T	C		E	1. 3, 1. 12, 1. 17 ~ 1. 19	
四塩化炭素	Carbon tetrachloride	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	Z	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
カシュウナツツシエル油(未精製のものに限る。)	Cashew nut shell oil (untreated)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
ひまし油	Castor oil	S/P	2k													
ギ酸セシウム水溶液	Cesium formate solution	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	x	不要	1. 19. 6	
メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物	Cetyl/Eicosyl methacrylate mixture	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2	
塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	Chlorinated paraffins (C10-C13)	S/P	1	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19	
塩素化パラフィン(塩素を50質量%以上含有する炭素数が14から17までのもの及びその混合物であって炭素数が13以下のものが1質量%未満のものに限る。)	Chlorinated paraffins (C14-C17) (with 50% chlorine or more, and less than 1% C13 or shorter chains)	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19	
クロロ酢酸(濃度が80質量%以下のものに限る。)	Chloroacetic acid (80% or less)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	Y5	E	1. 11. 2 ~ 1. 11. 4, 1. 11. 6 ~ 1. 11. 8, 1. 12, 1. 17 ~ 1. 19	
クロロベンゼン	Chlorobenzene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
クロロホルム	Chloroform	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
クロロヒドリン(粗製のものに限る。)	Chlorohydrins (crude)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19	
4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液	4-Chloro-2-methylphenoxyacetic acid, dimethylamine salt solution	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	

オルトクロロニトロベンゼン	o-Chloronitrobenzene	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19	
1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチルペンタン-3-オン	1-(4-Chlorophenyl)-4,4-dimethylpentan-3-one	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, D		不要	1.19.6	
2-又は 3-クロロプロピオン酸	2- or 3-Chloropropionic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	Y1	不要	1.11.2~1.11.4, 1.11.6~1.11.8, 1.12.3, 1.12.4, 1.19	
クロロスルホン酸	Chlorosulphonic acid	S/P	1	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1.11.2~1.11.8, 1.12, 1.16.2, 1.17~1.19	
メタクロロトルエン	m-Chlorotoluene	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19	
オルトクロロトルエン	o-Chlorotoluene	P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1.19.6	
パラクロロトルエン	p-Chlorotoluene	P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1.19.6	
クロロトルエン(異性体混合物)	Chlorotoluenes (mixed isomers)	P	2	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1.19.6	
塩化コリン水溶液	Choline chloride solutions	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要		
クエン酸(濃度が70質量%以下のものに限る。)	Citric acid(70% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19	
コールタール	Coal tar	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	Yes	密閉	T	B, D		不要	1.12, 1.17, 1.19.6	
コールタールナフサソルベント	Coal tar naphtha solvent	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6	
コールタールピッチ(熔融状のものに限る。)	Coal tar pitch(molten)	S/P	2	1G	制御	不要	T2	II A	Yes	密閉	T	A, B, C, D		不要	1.12, 1.17, 1.19.6	
ココアバター	Cocoa butter	S/P	2k													
やし油	Coconut oil	S/P	2k													
やし油脂肪酸	Coconut oil fatty acid	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6	
やし油脂肪酸メチルエステル	Coconut oil fatty acid methyl ester	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6	
長鎖アルカン酸銅塩(アルキル基の炭素数が17以上のもの及びその混合物に限る。)	Copper salt of long chain(C17+) alkanolic acid	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6	
とうもろこし油	Corn Oil	S/P	2k													
綿実油	Cotton seed oil	S/P	2k													
クレオソート(コールタールから得られたものに限る。)	Creosote(coal tar)	S/P	1	2G	制御	不要	T2	II A	Yes	密閉	T	A, D		不要	1.12, 1.17, 1.19.6	
クレオソート(コールタールから得られたものに限る。)(炭素数が8から22までのものであって、分子量が116から278までの有機化合物及びその混合物に限る。)	Creosote(coal tar)(C8-C22, MW 116-278)	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6	
クレゾール	Cresols(all isomers)	S/P	1	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, B, C		E	1.12, 1.18, 1.19	

クレゾール、フェノール及びキシレノールの混合物	Cresol/Phenol/Xylenol mixture	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
クレゾール(フェノールを含まないものに限る。)	Cresylic acid, dephenolized	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
クレゾールナトリウム塩水溶液	Cresylic acid, sodium salt solution	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	密閉	F-T	A, C	N8	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
クロトンアルデヒド	Crotonaldehyde	S/P	1	1G	制御	不要	T3	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1. 12, 1. 17~1. 19
1,5,9-シクロドデカトリエン	1,5,9-Cyclododecatriene	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C	N2	不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
シクロヘプタン	Cycloheptane	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
シクロヘキサン	Cyclohexane	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
1,2-シクロヘキサジカルボン酸ジイソノニルエステル	Cyclohexane-1,2-dicarboxylic acid, diisononyl ester	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩水溶液	Cyclohexane oxidation products, sodium salts solution	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
シクロヘキサノール	Cyclohexanol	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
シクロヘキサノン	Cyclohexanone	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C	N5	不要	1. 19. 6
シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物	Cyclohexanone, Cyclohexanol mixture	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	F	A, C	N5	不要	1. 19. 6
酢酸シクロヘキシル	Cyclohexyl acetate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
シクロヘキシルアミン	Cyclohexylamine	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
1,3-シクロペンタジエン二量体(熔融状態のものに限る。)	1,3-Cyclopentadiene dimer (molten)	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
シクロペンタン	Cyclopentane	P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
シクロペンテン	Cyclopentene	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
パラシメン	p-Cymene	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
デカヒドロナフタレン	Decahydronaphthalene	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
デカン酸(ネオデカン酸を除く。)	Decanoic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
デセン	Decene	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
アクリル酸デシル	Decyl acrylate	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	N2	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 13, 1. 19, 2. 1, 2. 2
デカノール	Decyl alcohol(all isomers)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物	Decyl/Dodecyl/Tetradecyl alcohol mixture	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
デシルオキシスルホラン	Decyloxytetrahydrothiophene dioxide	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ジアセトンアルコール	Diacetone alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

ジアルキル(アルキル基の炭素数が 8 及び 9 のもの並びにその混合物に限る。)ジフェニルアミン	Dialkyl (C8-C9) diphenylamines	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	
フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が 7 から 13 までのもの(アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。)及びアルキル基の炭素数が 7 から 13 までのものの混合物(アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの、フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。)に限る。)	Dialkyl (C7-C13) phthalates	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が 9 から 10 までのもの及びその混合物に限る。)	Dialkyl (C9-C10) phthalates	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩水溶液	Dialkyl thiophosphates sodium salts solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
2,6-ジアミノヘキサ酸燐酸塩水溶液	2,6-Diaminohexanoic acid phosphonate mixed salts solution	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	不要	不要	x	不要	1. 11, 1. 17, 1. 19. 6
ジブロモメタン	Dibromomethane	S/P	2	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要	N3	不要	1. 19. 6
ジブチルアミン	Dibutylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C,	N4	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ホスホン酸水素ジブチル	Dibutyl hydrogen phosphonate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
2,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2,6-Di-tert-butylphenol	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
フタル酸ジブチル(フタル酸ジイソブチルを除く。)	Dibutyl phthalate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
テレフタル酸ジブチル	Dibutyl terephthalate	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
ジクロロベンゼン	Dichlorobenzene (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, B, D	N5	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
3,4-ジクロロ-1-ブテン	3,4-Dichloro-1-butene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1,1-ジクロロエタン	1,1-Dichloroethane	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
ジクロロエチルエーテル	Dichloroethyl ether	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N5	E	1. 12, 1. 17~1. 19
1,6-ジクロロヘキサン	1,6-Dichlorohexane	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ビス(2-クロロイソプロピル)エーテル	2,2'-Dichloroisopropyl ether	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C,	N5	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
ジクロロメタン	Dichloromethane	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6

2,4-ジクロロフェノール	2,4-Dichlorophenol	S/P	2	2G	制御	乾燥			Yes	密閉	T	A, D	N1	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩水溶液	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, diethanolamine salt solution	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, dimethylamine salt solution(70% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩水溶液	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, triisopropanolamine salt solution	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
1,1-ジクロロプロパン	1,1-Dichloropropane	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C	Z	不要	1. 19. 6
1,2-ジクロロプロパン	1,2-Dichloropropane	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, B, C	Z	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	Dichloropropane/ Dichloropropene mixtures	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, D		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
2,2-ジクロロプロピオン酸	2,2-Dichloropropionic acid	S/P	2	2G	制御	乾燥			Yes	密閉	T	A, D	Y5	E	1. 11. 2, 1. 11. 4, 1. 11. 6~ 1. 11. 8, 1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%までのものに限る。)	Dicyclopentadiene, Resin Grade, 81-89%	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	II B	No	密閉	F-T	A, B, C	x	E	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19
ジエタノールアミン	Diethanolamine	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, C	N2	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
ジエチルアミン	Diethylamine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ジエチルアミノエタノール	Diethylaminoethanol	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
2,6-ジエチルアニリン	2,6-Diethylaniline	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C,	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ジエチルベンゼン	Diethylbenzene	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ジエチレングリコール	Diethylene glycol	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ジエチレングリコールジブチルエーテル	Diethylene glycol dibutyl ether	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	x	不要	
ジエチレングリコールジエチルエーテル	Diethylene glycol diethyl ether	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
フタル酸ジエチレングリコール	Diethylene glycol phthalate	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

ジエチレントリアミン	Diethylenetriamine	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	N2	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩水溶液	Diethylenetriaminepentaacetic acid, pentasodium salt solution	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
ジエチルエーテル	Diethyl ether	S/P	2	1G	制御	不活性	T4	II B	No	制限	F	A, C	N7	不要	1. 4, 1. 14, 1. 19
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	Di-(2-ethylhexyl) adipate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
燐酸水素ジ(2-エチルヘキシル)	Di-(2-ethylhexyl) phosphoric acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, D		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
フタル酸ジエチル	Diethyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
硫酸ジエチル	Diethyl sulphate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	N3	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ビスフェノール A のジグリシジルエーテル	Diglycidyl ether of bisphenol A	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ビスフェノール F のジグリシジルエーテル	Diglycidyl ether of bisphenol F	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	x	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
フタル酸ジヘプチル	Diheptyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
アジピン酸ジノルマルヘキシル	Di-n-hexyl adipate	S/P	1	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19
フタル酸ジヘキシル	Dihexyl phthalate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
ジイソブチルアミン	Diisobutylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	密閉	F-T	A, B, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
ジイソブチレン	Diisobutylene	P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
ジイソブチルケトン	Diisobutyl ketone	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
フタル酸ジイソブチル	Diisobutyl phthalate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
アジピン酸ジイソノニル	Diisononyl adipate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
フタル酸ジイソオクチル	Diisooctyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ジイソプロパノールアミン	Diisopropanolamine	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	N2	不要	
ジイソプロピルアミン	Diisopropylamine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C	N2	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 17, 1. 19. 6
ジイソプロピルベンゼン	Diisopropylbenzene (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ジイソプロピルナフタレン	Diisopropylnaphthalene	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
N,N-ジメチルアセトアミド	N,N-Dimethylacetamide	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
N,N-ジメチルアセトアミド水溶液(濃度が40質量%以下のものに限る。)	N,N-Dimethylacetamide solution (40% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アジピン酸ジメチル	Dimethyl adipate	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ジメチルアミン水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)	Dimethylamine solution (45% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19

ジメチルアミン水溶液(濃度が45質量%を超え55質量%以下のものに限る。)	Dimethylamine solution(greater than 45% but not greater than 55%)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, C	N1	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19
ジメチルアミン水溶液(濃度が55質量%を超え65質量%以下のものに限る。)	Dimethylamine solution(greater than 55% but not greater than 65%)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, C	N1	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.14, 1.19
N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン	N,N-Dimethylcyclohexylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	密閉	F-T	A, C	N1	E	1.12, 1.17, 1.19
二硫化ジメチル	Dimethyl disulphide	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
N,N-ジメチルドデシルアミン	N,N-Dimethyldodecylamine	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	N4	E	1.12, 1.17, 1.19
ジメチルエタノールアミン	Dimethylethanolamine	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, C	N2	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
ジメチルホルムアミド	Dimethylformamide	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
グルタル酸ジメチル	Dimethyl glutarate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
ホスホン酸水素ジメチル	Dimethyl hydrogen phosphite	S/P	3	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
ジメチルオクタノ酸	Dimethyl octanoic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
フタル酸ジメチル	Dimethyl phthalate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6
ジメチルポリシロキサン	Dimethylpolysiloxane	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
2,2-ジメチルプロパン-1,3-ジオール(溶融状のもの又は水溶液に限る。)	2,2-Dimethylpropane-1,3-diol(molten or solution)	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	
こはく酸ジメチル	Dimethyl succinate	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6
ジニトロトルエン(溶融状のものに限る。)	Dinitrotoluene(molten)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19, 1.21, 2.4
フタル酸ジノニル	Dinonyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6
フタル酸ジオクチル	Diocetyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
1,4-ジオキササン	1,4-Dioxane	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
ジペンテン	Dipentene	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
ジフェニル	Diphenyl	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
ジフェニルアミン(溶融状のものに限る。)	Diphenylamine(molten)	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
ジフェニルアミン及び2,2,4-トリメチルペンテンの反応生成物	Diphenylamine, reaction product with 2,2,4-Trimethylpentene	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19
アルキルジフェニルアミン	Diphenylamines, alkylated	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19
ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	Diphenyl/Diphenyl ether mixtures	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
ジフェニルエーテル	Diphenyl ether	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6

ジフェニルエーテル及びジフェニルフェニルエーテルの混合物	Diphenyl ether/Diphenyl phenyl ether mixture	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ジフェニルメタンジイソシアナート	Diphenylmethane diisocyanate	S/P	2	2G	制御	乾燥	-	-	Yes ^a	密閉	T ^a	A, B ^b , D	N5	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
ビスフェノール A エピクロロヒドリン樹脂	Diphenylol propane-epichlorohydrin resins	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ジノルマルプロピルアミン	Di-n-propylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	密閉	F-T	A, C	N2	E	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 17, 1. 19. 6
ジプロピレングリコール	Dipropylene glycol	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
ジチオカルバミン酸アルキル(アルキル基の炭素数が7から35までのもの及びその混合物に限る。)	Dithiocarbamate ester (C7-C35)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
アジピン酸ジトリデシル	Ditridecyl adipate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
フタル酸ジトリデシル	Ditridecyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
フタル酸ジウンデシル	Diundecyl phthalate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ドデカン	Dodecane (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
ターシャリードデカンチオール	tert-Dodecanethiol	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1-ドデセン	1-Dodecene	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ドデセン	Dodecene (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ドデカノール	Dodecyl alcohol	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ノルマルドデカンチオール	n-Dodecyl mercaptan	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ドデシルアミン及びテトラデシルアミンの混合物	Dodecylamine/Tetradecylamine mixture	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ドデシルベンゼン	Dodecylbenzene	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩水溶液	Dodecyl diphenyl ether disulphonate solution	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド	Dodecyl hydroxypropyl sulphide	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
メタクリル酸ドデシル	Dodecyl methacrylate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 13, 1. 19. 6
メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	Dodecyl/Octadecyl methacrylate mixture	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	N4	不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物	Dodecyl/Pentadecyl methacrylate mixture	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
ドデシルフェノール	Dodecyl phenol	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ドデシルキシレン	Dodecyl Xylene	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6

掘削用ブライン(塩化亜鉛を含むものに限る。)	Drilling brines(containing zinc chloride)	S/P	2	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		E	1.19.6
掘削用ブライン(臭化カルシウムを含むものに限る。)	Drilling brines(containing calcium bromide)	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	1.19.6
エピクロロヒドリン	Epichlorohydrin	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19
エタノールアミン	Ethanolamine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	Yes	密閉	F-T	A, C	N2	E	1.12, 1.17, 1.19
エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート	2-Ethoxyethyl acetate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
長鎖(炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。)アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物	Ethoxylated long chain(C16+) alkyloxyalkylamine	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		E	1.12, 1.17, 1.19
エトキシ化タローアミン(濃度が95質量%を超えるものに限る。)	Ethoxylated tallow amine(>95%)	S/P	2	2G	制御	不活性	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1.12, 1.17, 1.19
酢酸エチル	Ethyl acetate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1.19.6
アセト酢酸エチル	Ethyl acetoacetate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
アクリル酸エチル	Ethyl acrylate	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12, 1.13, 1.17, 1.19, 2.1, 2.2
エチルアミン	Ethylamine	S/P	2	1G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F	A, C	N2	不要	1.12.3(2), 1.14, 1.19
エチルアミン水溶液(濃度が72質量%以下のものに限る。)	Ethylamine solutions(72% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F	A, C	N1	不要	1.12.3(2), 1.14, 1.19
エチルベンチルケトン	Ethyl amyl ketone	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
エチルベンゼン	Ethylbenzene	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
エチルターシャリーブチルエーテル	Ethyl tert-butyl ether	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
酪酸エチル	Ethyl butyrate	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
エチルシクロヘキサン	Ethylcyclohexane	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
N-エチルシクロヘキシルアミン	N-Ethylcyclohexylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	密閉	F-T	A, C	N1	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19
ジプロピルチオカルバミン酸 S-エチル	S-Ethyl dipropylthiocarbamate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
炭酸エチレン	Ethylene carbonate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
エチレンクロロヒドリン	Ethylene chlorohydrin	S/P	1	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C		E	1.12, 1.17~1.19
エチレンシアノヒドリン	Ethylene cyanohydrin	S/P	2	2G	制御	不要		II B	Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6

エチレンジアミン	Ethylenediamine	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
エチレンジアミン 四酢酸四ナトリウム 塩水溶液	Ethylenediaminetetr aacetic acid, tetrasodium salt solution	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ジブロモエタン	Ethylene dibromide	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
ジクロロエタン	Ethylene dichloride	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	N4	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
エチレングリコール	Ethylene glycol	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
エチレングリコール モノアセタート	Ethylene glycol acetate	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
エチレングリコール モノブチルエー テルアセタート	Ethylene glycol butyl ether acetate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
エチレングリコール ジアセタート	Ethylene glycol diacetate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
エチレングリコール メチルエーテル アセタート	Ethylene glycol methyl ether acetate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
エチレングリコール モノアルキルエ ーテル	Ethylene glycol monoalkyl ethers	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
エチレングリコール モノフェニルエ ーテル	Ethylene glycol phenyl ether	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
エチレングリコール モノフェニルエ ーテル及びジエチ レングリコールモ ノフェニルエーテ ルの混合物	Ethylene glycol phenyl ether/Diethylene glycol phenyl ether mixture	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
エチレングリコール、 アルキルカルボ ン酸ナトリウム及 びホウ砂の混合物 (エチレングリコー ルの濃度が 75 質 量%を超えるもの に限る。)	Ethylene glycol(>75%)/sodium alkyl carboxylates/borax mixture	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
エチレングリコール 及びアルキルカ ルボン酸ナトリウ ムの混合物(エチレ ングリコールの濃 度が 85 質量%を超 えるものに限る。)	Ethylene glycol(>85%)/sodium alkyl carboxylates mixture	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
酸化エチレン及び 酸化プロピレンの 混合物(酸化エチレ ンの濃度が 30 質 量%以下のものに 限る。)	Ethylene oxide/Propylene oxide mixture with an ethylene oxide content of not more than 30% by mass	S/P	2	1G	制御	不活 性	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1. 8, 1. 12, 1. 14, 1. 17, 1. 19
エチレン及び酢酸 ビニルの共重合体	Ethylene-vinyl acetate copolymer (emulsion)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
3-エトキシプロピ オン酸エチル	Ethyl-3- ethoxypropionate	P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
2-エチルヘキサ ン酸	2-Ethylhexanoic acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アクリル酸 2-エチ ルヘキシル	2-Ethylhexyl acrylate	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2

2-エチルヘキシルアミン	2-Ethylhexylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1, 3-ジオールアルキルエステル(アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。)	2-Ethyl-2-(hydroxymethyl)propane-1, 3-diol(C8-C10) ester	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
エチリデンノルボルネン	Ethylidene norbornene	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	制限	F-T	A, B, C	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メタクリル酸エチル	Ethyl methacrylate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
N-エチルメチルアリルアミン	N-Ethylmethylallylamine	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
プロピオン酸エチル	Ethyl propionate	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
2-エチル-3-プロピルアクロレイン	2-Ethyl-3-propylacrolein	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
エチルトルエン	Ethyl toluene	P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
飽和脂肪酸(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。)	Fatty acid(saturated C13+)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
脂肪酸メチルエステル(混合物に限る。)*	Fatty acid methyl esters*	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
脂肪酸(炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。)	Fatty acids, (C8-C10)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
脂肪酸(炭素数が12以上のもの及びその混合物であって炭素数が12から15までのものを含むものに限る。)	Fatty acids, (C12+)	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
脂肪酸(炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。)	Fatty acids, (C16+)	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
直鎖脂肪酸 2-エチルヘキシルエステル(脂肪酸の炭素数が6から18までのもの及びその混合物に限る。)	Fatty acids, essentially linear(C6-C18) 2-ethylhexyl ester	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
塩化第二鉄水溶液	Ferric chloride solutions	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11, 1. 12, 1. 17, 1. 19
硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液	Ferric nitrate/Nitric acid solution	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11, 1. 12, 1. 17, 1. 19
魚油	Fish oil	S/P	2k												
フィッシュサイレージ(ぎ酸の含有量が4質量%以下のものに限る。)	Fish silage protein concentrate(containing 4% or less formic acid)	P	2	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	1. 19. 6
魚類たんぱく質濃縮物(ぎ酸の含有量が4質量%以下のものに限る。)	Fish protein concentrate(containing 4% or less formic acid)	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要	

フッ化ケイ素酸水溶液(濃度が20質量%以上30質量%以下のものに限る。)	Fluorosilicic acid solution (20-30%)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	x	E	1.11, 1.12, 1.17, 1.19
ホルムアルデヒド水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)	Formaldehyde solutions(45% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19
ホルムアミド	Formamide	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
ギ酸(濃度が85質量%以下のものに限る。)	Formic acid(85% or less acid)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T*	A, C	Y2, Y3	E	1.11.2~1.11.4, 1.11.6~1.11.8, 1.12.3, 1.12.4, 1.17, 1.19
ギ酸(濃度が85質量%を超えるものに限る。)	Formic acid(over 85%)	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T*	A, C	Y2, Y3	E	1.11.2~1.11.4, 1.11.6~1.11.8, 1.12.3, 1.12.4, 1.17, 1.19
ギ酸の混合物(プロピオン酸の濃度が18質量%以下のものであって、ギ酸ナトリウムの濃度が25質量%以下のものに限る。)	Formic acid mixture(containing up to 18% propionic acid and up to 25% sodium formate)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T*	A, C	x	不要	1.11.2~1.11.4, 1.11.6~1.11.8, 1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
フルフラール	Furfural	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19
フルフリルアルコール	Furfuryl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1.12, 1.17, 1.19
プロポキシ化グリシトール及びプロポキシ化グリセリンの混合物(アミンの濃度が10質量%未満のものに限る。)	Glucitol/glycerol blend propoxylated(containing less than 10% amines)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
プロポキシ化グリシトール及びプロポキシ化グリセリンの混合物(アミンの濃度が10質量%以上のものに限る。)	Glucitol/glycerol blend propoxylated(containing 10% or more amines)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
グルタルアルデヒド水溶液(濃度が50質量%以下のものに限る。)	Glutaraldehyde solutions(50% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1.12, 1.17, 1.19
グリセリン	Glycerine	S	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
グリセリンモノオレイン酸	Glycerol monooleate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	x	不要	1.19.6
プロポキシ化グリセリン	Glycerol propoxylated	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
プロポキシ化グリセリン及びエトキシ化グリセリンの混合物	Glycerol, propoxylated and ethoxylated	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	
プロポキシ化グリセリン、エトキシ化グリセリン、プロポキシ化ショ糖及びエトキシ化ショ糖の混合物	Glycerol/sucrose blend propoxylated and ethoxylated	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	

グリセリルトリアセタート	Glyceryl triacetate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
トリアルキル(炭素数が 10 のものに限る。)酢酸グリシジル	Glycidyl ester of C10 trialkylacetic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
グリシンナトリウム塩水溶液	Glycine, sodium salt solution	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
グリコール酸水溶液(濃度が 70 質量%以下のものに限る。)	Glycolic acid solution(70% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	不要		E	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 17, 1. 19
グリオキサール水溶液(濃度が 40 質量%以下のものに限る。)	Glyoxal solution(40% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
グリオキシル酸水溶液(濃度が 50 質量%以下のものに限る。)	Glyoxylic acid solution(50% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C, D	x	E	1. 11. 2~1. 11. 4, 1. 11. 6~1. 11. 8, 1. 12, 1. 17, 1. 19 2. 1~2. 3
グリホサート水溶液(界面活性剤を含まないものに限る。)	Glyphosate solution(not containing surfactant)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ぶどう油	Grape Seed Oil	S/P	2k												
落花生油	Groundnut oil	P	2k												
ヘプタン	Heptane(all isomers)	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
ノルマルヘプタン酸	n-Heptanoic acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	不要	A, B, C		不要	1. 17, 1. 19. 6
ヘプタノール ^d	Heptanol(all isomers) ^d	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ヘプテン	Heptene(all isomers)	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
酢酸ヘプチル	Heptyl acetate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1-ヘキサデシルナフタレン及び 1,4-ビス(ヘキサデシル)ナフタレンの混合物	1-Hexadecylnaphthalene/1,4-bis(hexadecyl)naphthalene mixture	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ヘキサヒドロ-1,3,5-トリエタノール-1,3,5-トリアジン水溶液	1,3,5-Hexahydrotriethanol-1,3,5-triazine solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17~1. 19
ヘキサヒドロ-1,3,5-トリメチル-1,3,5-トリアジン水溶液(濃度が 45 質量%以下のものに限る。)	Hexahydro-1,3,5-trimethyl-1,3,5-triazine solution(45% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ヘキサメチレンジアミン(溶融状態のものに限る。)	Hexamethylenediamine(molten)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ヘキサメチレンジアミンアジペート水溶液(濃度が 50 質量%以上のものに限る。)	Hexamethylenediamine adipate(50% in water)	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
ヘキサメチレンジアミン水溶液	Hexamethylenediamine solution	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ヘキサメチレンジイソシアネート	Hexamethylene diisocyanate	S/P	2	2G	制御	乾燥	T1	II B	Yes	密閉	T	A, C ^b , D	Y4	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17~1. 19

ヘキサメチレングリコール	Hexamethylene glycol	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
ヘキサメチレンイミン	Hexamethyleneimine	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
ヘキサメチレンテトラミン水溶液	Hexamethylenetetramine solutions	S	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ヘキサン	Hexane (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
1,6-ヘキサジオール(蒸留留出物)	1,6-Hexanediol, distillation overheads	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ノルマルヘキサン酸	Hexanoic acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ヘキシルアルコール(メチルペンチルアルコールを除く。)	Hexanol	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ヘキセン	Hexene (all isomers)	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
酢酸ヘキシル(酢酸メチルペンチルを除く。)	Hexyl acetate	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
ヘキシレングリコール	Hexylene glycol	S	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
炭化水素ワックス	Hydrocarbon wax	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
塩酸	Hydrochloric acid	S/P	3	1G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11, 1. 12, 1. 17, 1. 19
過酸化水素水溶液(濃度が60質量%を超え70質量%以下のものに限る。)	Hydrogen peroxide solutions (over 60% but not over 70% by mass)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要		不要	1. 5. 1, 1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
過酸化水素水溶液(濃度が8質量%を超え60質量%以下のものに限る。)	Hydrogen peroxide solutions (over 8% but not over 60% by mass)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要		不要	1. 5. 2, 1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 18, 1. 19. 6
アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	2-Hydroxyethyl acrylate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19, 2. 1, 2. 2
N-(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩水溶液	N-(Hydroxyethyl) ethylenediaminetriacetic acid, trisodium salt solution	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸	2-Hydroxy-4-(methylthio) butanoic acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
イリッペオイル	Illipe oil	P	2k												
イソアミルアルコール	Isoamyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
イソブチルアルコール	Isobutyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
ギ酸イソブチル	Isobutyl formate	P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
イソブチルメタクリレート	Isobutyl methacrylate	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
イソホロン	Isophorone	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

イソホロンジアミン	Isophoronediamine	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
イソホロンジイソシアナート	Isophorone diisocyanate	S/P	2	2G	制御	乾燥			Yes	密閉	T	A, B, D	N5	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
イソプレン	Isoprene	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12~ 1. 14, 1. 17, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
イソプロパノールアミン	Isopropanolamine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	Yes	制限	不要	A, C	N2	不要	1. 19. 6
酢酸イソプロピル	Isopropyl acetate	P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
イソプロピルアミン	Isopropylamine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N2	不要	1. 12. 3(2), 1. 14, 1. 19
イソプロピルアミン水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)	Isopropylamine (70% or less) solution	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	x	不要	1. 12. 3(2), 1. 19
イソプロピルシクロヘキサン	Isopropylcyclohexane	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
イソプロピルエーテル	Isopropyl ether	S/P	3	2G	制御	不活性	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 4. 6, 1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
ジャトロファ油	Jatropha oil	P	2k												
乳酸	Lactic acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ラクトニトリル水溶液(濃度が80質量%以下のものに限る。)	Lactonitrile solution (80% or less)	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	Y1	E	1. 12, 1. 13, 1. 17~ 1. 19, 2. 1~ 2. 3
ラード	Lard	S/P	2k												
ラテックス(安定剤として1質量%以下のアンモニアを含むものに限る。)	Latex, ammonia (1% or less)-inhibited	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ラテックス(スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。)	Latex: Carboxylated styrene-Butadiene copolymer; Styrene-Butadiene rubber	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
ラウリン酸	Lauric acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
リグニンスルホン酸マグネシウム塩水溶液	Ligninsulphonic acid, magnesium salt solution	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	x	不要	
リグニンスルホン酸ナトリウム塩水溶液	Ligninsulphonic acid, sodium salt solution	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
亜麻仁油	Linseed oil	S/P	2k												
化学廃液	Liquid chemical wastes	S/P	2	2G	制御	不要			No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19, 3. 1, 3. 2

アルカリルポリエーテル(アルキル基の炭素数が11から20までのもの及びその混合物に限る。)	Long-chain alkaryl polyether (C11-C20)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
長鎖アルキルアールスルホン酸(アルキル基の炭素数が16から60までのもの及びその混合物に限る。)	Long-chain alkaryl sulphonate (C16-C60)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物	Long-chain alkylphenate/Phenol sulphide mixture	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
長鎖アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が14から18までのもの及びその混合物に限る。)	Long-chain alkylphenol (C14-C18)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
長鎖アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が18から30までのもの及びその混合物に限る。)	Long-chain alkylphenol (C18-C30)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
L-リシン水溶液(濃度が60質量%以下のものに限る。)	L-Lysine solution (60% or less)	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要		
塩化マグネシウム水溶液	Magnesium chloride solution	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要		
水酸化マグネシウム(スラリー)	Magnesium hydroxide slurry	S	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要		
長鎖アルキルアールスルホン酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。)	Magnesium long-chain alkaryl sulphonate (C11-C50)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
アルキルサリチル酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が11以上のものに限る。)	Magnesium long-chain alkyl salicylate (C11+)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6	
無水マレイン酸	Maleic anhydride	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C ^f		E	1. 12, 1. 17, 1. 19	
無水マレイン酸及びプロパ-2-エン-1-スルホン酸ナトリウムの共重合体の水溶液	Maleic anhydride-sodium allylsulphonate copolymer solution	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要		
マンゴー核油	Mango kernel oil	P	2k													
メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩水溶液	Mercaptobenzothiazol, sodium salt solution	S/P	2	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要	N1	不要	1. 19. 6	
酸化メシチル	Mesityl oxide	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩水溶液	Metam sodium solution	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	不要	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19	
メタクリル酸	Methacrylic acid	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	Y1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 13, 1. 19, 2. 1	

メタクリル酸アルコキシ(アルケンオキサイド)メタクリレート共重合体ナトリウム塩水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)	Methacrylic acid-alkoxypoly(alkylene oxide) methacrylate copolymer, sodium salt aqueous solution(45% or less)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	x	不要	
メタクリル樹脂(1,2-ジクロロエタン溶液)	Methacrylic resin in ethylene dichloride	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	N4	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
メタクリロニトリル	Methacrylonitrile	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, C	N4, Z	E	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19
3-メトキシ-1-ブタノール	3-Methoxy-1-butanol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
酢酸 3-メトキシブチル	3-Methoxybutyl acetate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド	N-(2-Methoxy-1-methyl ethyl)-2-ethyl-6-methyl chloroacetanilide	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
酢酸メチル	Methyl acetate	P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
アセト酢酸メチル	Methyl acetoacetate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アクリル酸メチル	Methyl acrylate	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19
メチルアルコール	Methyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12. 1, 1. 12. 2, 1. 12. 3(2), 1. 12. 3(3), 1. 12. 4, 1. 17, 1. 19
メチルアミン水溶液(濃度が42質量%以下のものに限る。)	Methylamine solutions(42% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
酢酸メチルペンチル	Methylamyl acetate	P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
メチルペンチルアルコール	Methylamyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メチルペンチルケトン	Methyl amyl ketone	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
N-メチルアニリン	N-Methylaniline	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1-フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物(アセトフェノンの濃度が15質量%以下のものに限る。)	alpha-Methylbenzyl alcohol with acetophenone(15% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
メチルブテノール	Methylbutenol	S/P	3	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メチルターシャリーブチルエーテル	Methyl tert-butyl ether	P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
メチルブチルケトン	Methyl butyl ketone	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。)	Methylbutynol	S/P	3	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6

酪酸メチル	Methyl butyrate	S/P	3	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メチルシクロヘキサン	Methylcyclohexane	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
メチルシクロペンタジエン二量体	Methylcyclopentadiene dimer	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル	Methylcyclopentadienyl manganese tricarbonyl	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17~ 1. 19
メチルジエタノールアミン	Methyl diethanolamine	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C	N2	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
2-メチル-6-エチルアニリン	2-Methyl-6-ethyl aniline	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メチルエチルケトン	Methyl ethyl ketone	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
2-メチル-5-エチルピリジン	2-Methyl-5-ethyl pyridine	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	N4	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ギ酸メチル	Methyl formate	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 14, 1. 19. 6
2-メチルグルタロニトリル及び2-エチルブタンジニトリルの混合物(2-エチルブタンジニトリルの濃度が12質量%以下のものに限る。)	2-Methylglutaronitrile with 2-Ethylsuccinonitrile (12% or less)	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチン	2-Methyl-2-hydroxy-3-butyne	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C	N6	不要	1. 19. 6
メチルイソブチルケトン	Methyl isobutyl ketone	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メタクリル酸メチル	Methyl methacrylate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 13, 1. 19. 6,
3-メチル-3-メトキシブタノール	3-Methyl-3-methoxybutanol	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
メチルナフタレン(溶融状態のものに限る。)	Methyl naphthalene (molten)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
N-メチルグルカミン水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)	N-Methylglucamine solution (70% or less)	S	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
2-メチル-1,3-プロパンジオール	2-Methyl-1,3-propanediol	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
2-メチルピリジン	2-Methylpyridine	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F	A, C	N4	不要	1. 12. 3(2), 1. 19
3-メチルピリジン	3-Methylpyridine	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, C	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
4-メチルピリジン	4-Methylpyridine	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, C	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
N-メチル-2-ピロリドン	N-Methyl-2-pyrrolidone	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
メチルプロピルケトン	Methyl propyl ketone	S	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
サリチル酸メチル	Methyl salicylate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6

アルファメチルスチレン	alpha-Methylstyrene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A ^d , D		不要	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
3-メチルチオプロピオンアルデヒド	3-(methylthio) propionaldehyde	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, B, C	Y5	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体	Molybdenum polysulphide long chain alkyl dithiocarbamide complex	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
モルホリン	Morpholine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N2, Z	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
自動車燃料用アンチノック剤(アルキル鉛を含むものに限る。)	Motor fuel anti-knock compound(containing lead alkyls)	S/P	1	1G	制御	不活性	T4	II A	No	密閉	F-T	A, C		E	1. 6, 1. 12, 1. 17~ 1. 19
ミルセン	Myrcene	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ナフタレン(溶融状のものに限る。)	Naphthalene (molten)	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
粗製ナフタレン(溶融状のものに限る。)	Naphthalene crude (molten)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩水溶液	Naphthalenesulphonic acid-Formaldehyde copolymer, sodium salt solution	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
ネオデカン酸	Neodecanoic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
混酸(硝酸及び硫酸の混合物に限る。)	Nitrating acid(mixture of sulphuric and nitric acids)	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11, 1. 12, 1. 16. 2, 1. 17~ 1. 19
硝酸(濃度が 70 質量%以上のものに限る。)	Nitric acid(70% and over)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11, 1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
硝酸(濃度が 70 質量%未満のものに限る。)	Nitric acid(less than 70%)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11, 1. 12, 1. 17, 1. 19
ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩水溶液	Nitrilotriacetic acid, trisodium salt solution	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
ニトロベンゼン	Nitrobenzene	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
ニトロエタン	Nitroethane	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, B, C ^f	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2, 2. 4
ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの濃度が 80 質量%のものに限る。)	Nitroethane (80%)/ Nitropropane (20%)	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, B, C ^f	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6, 2. 1~2. 3

ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物(それぞれの濃度が15質量%以上のものに限る。)	Nitroethane, 1-Nitropropane (each 15% or more) mixture	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, B, C ^f	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6, 2.1~2.3	
オルトニトロフェノール(熔融のものに限る。)	o-Nitrophenol (molten)	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F	A, B, C	不要	1.19.6	
1-又は2-ニトロプロパン	1- or 2-Nitropropane	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C	不要	1.12, 1.17, 1.19	
ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロプロパンの濃度が60質量%のものに限る。)	Nitropropane (60%)/Nitroethane (40%) mixture	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, B, C ^f	N4	不要	1.12, 1.17, 1.19.6
ニトロトルエン(オルト又はパラ異性体に限る。)	o- or p-Nitrotoluenes	S/P	2	2G	制御	不要		II B	Yes	密閉	T	A, B, C	不要	1.12, 1.17, 1.19.6	
ノナン	Nonane (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C	不要	1.19.6	
ノナン酸	Nonanoic acid (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	E	1.12, 1.17, 1.19	
工業用パーム油(食用を除く。)	Non-edible industrial grade palm oil	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
ノネン	Nonene (all isomers)	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
ノナノール	Nonyl alcohol (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
メタクリル酸ノニル	Nonyl methacrylate monomer	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19.6
ノニルフェノール	Nonylphenol	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	E	1.12, 1.17, 1.19	
ノニルフェノールポリエトキシレート(重合度が4以上のもの及びその混合物に限る。)	Nonylphenol poly(4+) ethoxylate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
オクタメチルシクロテトラシロキサシ	Octamethylcyclotetrasiloxane	P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C	x	不要	1.19.6
オクタン	Octane (all isomers)	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
オクタン酸	Octanoic acid (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C	E	1.12, 1.17, 1.19	
オクタノール	Octanol (all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
オクテン	Octene (all isomers)	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
酢酸ノルマルオクチル	n-Octyl acetate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6
オクチルアルデヒド	Octyl aldehydes	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F	A, C		不要	1.19.6
アジピン酸オクチルデシル	Octyl decyl adipate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6
ノルマルオクタンチオール	n-Octyl mercaptan	S/P	1	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1.19
海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水P(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	Offshore contaminated bulk liquid P	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1.19.6

海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	Offshore contaminated bulk liquid S	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, C	E	1. 12, 1. 15, 1. 17, 1. 19
アルキルエステル及びオレフィンの共重合体(分子量が2000以上のもの及びその混合物に限る。)	Olefin-Alkyl ester copolymer(molecular weight 2000+)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
オレフィン混合物(炭素数が7から9までのものの混合物であって炭素数8のものを主成分とし安定化されたもの。)	Olefin Mixture(C7-C9) C8 rich, stabilized	P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	制限	F	A, B, C	x	1. 13, 1. 19. 6
オレフィン混合物(炭素数が5から7までのものの混合物に限る。)(アルファオレフィンであって、炭素数が6から7までのもののみから成る混合物を除く。)	Olefin mixtures(C5-C7)	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C	不要	1. 19. 6
オレフィン混合物(炭素数が5から15までのものの混合物に限る。)(炭素数が5から7までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって炭素数が6から15までのもののみから成る混合物を除く。)	Olefin mixtures(C5-C15)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
オレフィン(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。)	Olefins(C13+, all isomers)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
アルファオレフィン混合物(炭素数が6から18までのものの混合物に限る。)	alpha-Olefins(C6-C18) mixtures	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II A	No	制限	F-T	A, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
オレイン酸	Oleic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
発煙硫酸	Oleum	S/P	2	2G	制御	乾燥	-	-	NF	密閉	T	不要	E	1. 11. 2~1. 11. 8, 1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19
オレイルアミン	Oleylamine	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
オリーブ油	Olive oil	S/P	2k											
酸素含有脂肪族炭化水素	Oxygenated aliphatic hydrocarbon mixture	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要
パームアシッドオイル	Palm acid oil	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
パーム油脂肪酸蒸留物	Palm fatty acid distillate	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6

アシッドオイル(パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)	Palm kernel acid oil	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
パーム核油脂肪酸蒸留物	Palm kernel fatty acid distillate	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	x	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
パーム核油	Palm kernel oil	S/P	2k												
パーム核油オレイン	Palm kernel olein	P	2k												
パーム核油ステアリン	Palm kernel stearin	P	2k												
パーム油の分別物	Palm mid-fraction	P	2k												
パーム油	Palm oil	P	2k												
パーム油脂肪酸メチルエステル	Palm oil fatty acid methyl ester	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
パームオレイン	Palm olein	P	2k												
パームステアリン	Palm stearin	P	2k												
パラフィンワックス(精製されたものであって、鉱油の含有量が 0.5 質量% 以下のものに限る。)	Paraffin wax, highly-refined	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
パラフィンワックス(精製されたものであって、鉱油の含有量が 0.5 質量% を超え 5 質量% 以下のものに限る。)	Paraffin wax, semi-refined	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
パラアルデヒド	Paraldehyde	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II B	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	Paraldehyde-ammonia reaction product	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A, B, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ペンタクロロエタン	Pentachloroethane	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
1,3-ペンタジエン	1,3-Pentadiene	P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1~2. 3
1,3-ペンタジエン(濃度が 50 質量% を超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1,3-Pentadiene (greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	S/P	2	2G	制御	不活性	T3	II B	No	密閉	F-T	A, B, C		E	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19
ペンタエチレンヘキサミン	Pentaethylenehexamine	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	x	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ペンタン	Pentane (all isomers)	P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 14, 1. 19. 6
吉草酸	Pentanoic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
吉草酸及び 2-メチル酪酸の混合物(吉草酸の濃度が 64 質量% のものに限る。)	n-Pentanoic acid (64%)/2-Methyl butyric acid (36%) mixture	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	Y1	E	1. 11. 2~1. 11. 4, 1. 11. 6~1. 11. 8, 1. 12, 1. 17, 1. 19
ペンテン	Pentene (all isomers)	P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 14, 1. 19. 6
プロピオン酸ノルマルペンチル	n-Pentyl propionate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
テトラクロロエチレン	Perchloroethylene	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6

フェノール	Phenol	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
1-フェニル-1-キシリルエタン	1-Phenyl-1-xylyl ethane	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
アルキル(アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。)アミン燐酸エステル	Phosphate esters, alkyl(C12-C14) amine	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
燐酸	Phosphoric acid	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1. 11. 1~ 1. 11. 4, 1. 11. 6~ 1. 11. 8, 1. 12, 1. 17, 1. 19
黄燐(白燐)	Phosphorus, yellow or white	S/P	1	1G	制御	封入 + (通風又は不活性)			No ^c	密閉	不要	A, B, C		不要	1. 7, 1. 19
ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸アンモニウム塩水溶液(濃度が60質量%以下のものに限る。)	[[(Phosphonomethyl) imino] bis [ethylenenitrilobis (methylene)]] tetrakisphosphonic acid, ammonium salt solution (60% or less)	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
無水フタル酸(熔融状のものに限る。)	Phthalic anhydride (molten)	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
アルファピネン	alpha-Pinene	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
ベータピネン	beta-Pinene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
パイン油	Pine oil	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ピペラジン水溶液(濃度が68質量%のものに限る。)	Piperazine, 68% solution	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ポリアクリル酸水溶液(濃度が40質量%以下のものに限る。)	Polyacrylic acid solution (40% or less)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	x	不要	
ポリアクリル酸アルキル(アルキル基の炭素数が18から22までのもの及びその混合物に限る。)及びキシレンの混合物	Polyalkyl(C18-C22) acrylate in xylene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II B	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	Polyalkylalkenamine succinimide, molybdenum oxysulphide	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が1から6までのものであって、重合度が2から8までのもの及びその混合物に限る。)	Poly(2-8) alkylene glycol monoalkyl(C1-C6) ether	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	

ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート(アルキル基の炭素数が1から6までのものであって、重合度が2から8までのもの及びその混合物に限る。)	Poly(2-8) alkylene glycol monoalkyl (C1-C6) ether acetate	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
ポリアルキルメタクリレート(アルキル基の炭素数が10から20までのもの及びその混合物に限る。)	Polyalkyl (C10-C20) methacrylate	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
ポリアルキルメタクリレート(アルキル基の炭素数が10から18までのもの及びその混合物に限る。)及びエチレンプロピレン共重合体の混合物	Polyalkyl (C10-C18) methacrylate/ethylene-propylene copolymer mixture	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
ポリ塩化アルミニウム水溶液	Polyaluminium chloride solution	S	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要	不要	
ポリブテン	Polybutene	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
ポリブテニルこはく酸イミド	Polybutenyl succinimide	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
多環芳香族化合物(環の数が2以上のもの及びその混合物に限る。)	Poly(2+) cyclic aromatics	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
ポリエーテル(分子量が1350以上のもの及びその混合物に限る。)	Polyether (molecular weight 1350+)	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	不要	1. 19. 6
ポリエチレングリコール	Polyethylene glycol	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C	不要	
ポリエチレングリコールジメチルエーテル	Polyethylene glycol dimethyl ether	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C	不要	
ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル(分子量が1000を超えるもの及びその混合物に限る。)	Poly(ethylene glycol) methylbutenyl ether (MW>1000)	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C	x	不要
ポリエチレンポリアミン	Polyethylene polyamines	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	x	E 1. 12, 1. 17, 1. 19
ポリエチレンポリアミン(炭素数が5から20までのものであって、パラフィンの濃度が50質量%以上のものに限る。)	Polyethylene polyamines (more than 50% C5-C20 paraffin oil)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	x	E 1. 12, 1. 17, 1. 19
ポリ硫酸第二鉄水溶液	Polyferric sulphate solution	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	Y4	E 1. 12, 1. 17, 1. 19
エトキシ化ポリエチレンイミン水溶液(重合物の濃度が90質量%以下のものに限る。)	Poly(iminoethylene)-graft-N-poly(ethyleneoxy) solution (90% or less)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	不要	
ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素(炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)溶媒溶液	Polyisobutenamine in aliphatic (C10-C14) solvent	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

ポリイソブチルアミノの脂肪族炭化水素(炭素数が5から20までのもの及びその混合物に限る。)溶媒溶液	(Polyisobutene) amino products in aliphatic hydrocarbons	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリイソブチレンの酸無水物付加体	Polyisobutenyl anhydride adduct	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	
ポリイソブチレン(重合度が4以上のものであって、分子量が224を超えるもの及びその混合物に限る。)	Poly(4+)isobutylene (MW>224)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリイソブチレン(重合度が4以上のものであって、分子量が224を超えるもの及びその混合物を除く。)	Polyisobutylene (MW≤224)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリグリセリンナトリウム塩水溶液(水酸化ナトリウムの含有量が3質量%未満のものに限る。)	Polyglycerin, sodium salt solution (containing less than 3% sodium hydroxide)	S	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ポリメチレンポリフェニルイソシアナート	Polymethylene polyphenyl isocyanate	S/P	3	2G	制御	乾燥			Yes ^a	密閉	T ^a	A, D	N5	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17, 1. 19. 6
ポリオレフィン(分子量が300以上のもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin (molecular weight 300+)	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が17以上のもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin amide alkeneamine (C17+)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩(ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin amide alkeneamine borate (C28-C250)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	Polyolefin amide alkeneamine polyol	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
ポリオレフィンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefinamine (C28-C250)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が2から4までのもの及びその混合物に限る。)及びポリオレフィンアミンの混合物	Polyolefinamine in alkyl (C2-C4) benzenes	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物	Polyolefinamine in aromatic solvent	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ポリオレフィンアミノエステル塩(分子量が2000以上のものに限る。)	Polyolefin aminoester salts (molecular weight 2000+)	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
無水イソブチレン酸	Polyolefin anhydride	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6

ポリオレフィンエステル(ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin ester (C28-C250)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリオレフィンフェノールアミン(ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin phenolic amine (C28-C250)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリオレフィンホスホルスルフィドバリウム化合物(炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin phosphorosulphide, barium derivative (C28-C250)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(重合度が20のものに限る。)	Poly(20) oxyethylene sorbitan monooleate	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ポリプロピレン(重合度が5以上のもの及びその混合物に限る。)	Poly(5+) propylene	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ポリプロピレングリコール	Polypropylene glycol	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ポリシロキサン	Polysiloxane	P	2	2G	制御	不要	T2	II B	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
塩化カリウム水溶液	Potassium chloride solution	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要	
水酸化カリウム水溶液	Potassium hydroxide solution	S/P	3	2G	開放	不要			NF	密閉	不要	不要	N8	不要	1. 12. 3(2), 1. 19
ギ酸カリウム水溶液	Potassium formate solutions	S	3	2G	開放	不要			NF	制限	不要	不要		不要	1. 19. 6
オレイン酸カリウム	Potassium oleate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
チオ硫酸カリウム(濃度が50質量%以下のものに限る。)	Potassium thiosulphate (50% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
ノルマルプロパノールアミン	n-Propanolamine	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムクロライド)水溶液	2-Propene-1-aminium, N,N-dimethyl-N-2-propenyl-, chloride, homopolymer solution	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	x	不要	1. 19. 6
ベータプロピオラクトン	beta-Propiolactone	S/P	1	2G	制御	不要		II A	Yes	密閉	T	A, C		E	1. 12, 1. 17~1. 19
プロピオンアルデヒド	Propionaldehyde	S/P	3	2G	制御	不活性	T4	II B	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6
プロピオン酸	Propionic acid	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, C	Y1	E	1. 11. 2~1. 11. 4, 1. 11. 6~1. 11. 8, 1. 12, 1. 17, 1. 19
無水プロピオン酸	Propionic anhydride	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	Yes	密閉	T	A, C	Y1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
プロピオニトリル	Propionitrile	S/P	1	1G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A, C		E	1. 12, 1. 17~1. 19
酢酸ノルマルプロピル	n-Propyl acetate	P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6

ノルマルプロピルアルコール	n-Propyl alcohol	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
ノルマルプロピルアミン	n-Propylamine	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	II A	No	密閉	F-T	A, C	N2	E	1. 12, 1. 17, 1. 19	
プロピルベンゼン	Propylbenzene(all isomers)	P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6	
炭酸プロピレン	Propylene carbonate	S	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19	
プロピレングリコールメチルエーテルアセタート	Propylene glycol methyl ether acetate	P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要		
プロピレングリコールモノアルキルエーテル	Propylene glycol monoalkyl ether	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 19. 6	
プロピレングリコールフェニルエーテル	Propylene glycol phenyl ether	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要		
酸化プロピレン	Propylene oxide	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C	Z	不要	1. 8, 1. 12, 1. 14, 1. 17, 1. 19	
プロピレン四量体	Propylene tetramer	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6	
プロピレン三量体	Propylene trimer	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6	
ピリジン	Pyridine	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F-T	A, C	N4	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
熱分解ガソリン(ベンゼンを含むものに限る。)	Pyrolysis gasoline(containing benzene)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
菜種油	Rapeseed oil	P	2k													
菜種油脂肪酸メチルエステル	Rape seed oil fatty acid methyl esters	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6	
蒸留された樹脂油	Resin oil, distilled	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	x	不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6	
米糠油	Rice bran oil	S/P	2k													
ロジン	Rosin	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
サフラワー油	Safflower oil	S/P	2k													
シアバター	Shea butter	S/P	2k													
アルキルスルホン酸ナトリウム塩水溶液(アルキル基の炭素数が14から17までのものであって、濃度が60質量%以上65質量%以下のものに限る。)	Sodium alkyl(C14-C17) sulphonates(60-65% solution)	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6	
アルミノけい酸ナトリウム(スラリー)	Sodium aluminosilicate slurry	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要		
安息香酸ナトリウム	Sodium benzoate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要		
水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液(水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。)	Sodium borohydride(15% or less)/Sodium hydroxide solution	S/P	3	2G	開放	不要			NF	密閉	不要	不要	N1	不要	1. 19	

臭化ナトリウム水溶液(濃度が 50 質量%未満のものに限る。)	Sodium bromide solution(less than 50%)	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	制限	不要	不要	x	不要	1.19.6
炭酸ナトリウム水溶液	Sodium carbonate solution	S/P	3	2G	開放	不要			NF	制限	不要	不要		不要	1.19.6
塩素酸ナトリウム水溶液(濃度が 50 質量%以下のものに限る。)	Sodium chlorate solution(50% or less)	S/P	3	2G	開放	不要			NF	制限	不要	不要		不要	1.9, 1.12, 1.19
重クロム酸ナトリウム水溶液(濃度が 70 質量%以下のものに限る。)	Sodium dichromate solution(70% or less)	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N2	E	1.12, 1.17~1.19
硫化水素ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液(硫化水素ナトリウムの濃度が 6 質量%以下のものであって、炭酸ナトリウムの濃度が 3 質量%以下のものに限る。)	Sodium hydrogen sulphide(6% or less)/Sodium carbonate(3% or less) solution	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	1.19.6
亜硫酸水素ナトリウム水溶液(濃度が 45 質量%以下のものに限る。)	Sodium hydrogen sulphite solution(45% or less)	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液	Sodium hydrosulphide/Ammonium sulphide solution	S/P	2	2G	制御	不要	T4	II B	No	密閉	F-T	A, C	N1	E	1.12, 1.15, 1.17, 1.19, 2.1~2.3
硫化水素ナトリウム水溶液(濃度が 45 質量%以下のものに限る。)	Sodium hydrosulphide solution(45% or less)	S/P	3	2G	制御	通風又は封入(ガス)			NF	制限	T	不要		E	1.12, 1.15, 1.19.6
水酸化ナトリウム水溶液	Sodium hydroxide solution	S/P	3	2G	開放	不要			NF	密閉	不要	不要	N8	不要	1.19
次亜塩素酸ナトリウム水溶液(濃度が 15 質量%以下のものに限る。)	Sodium hypochlorite solution(15% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	制限	不要	不要	N5	不要	1.17, 1.19.6
ナトリウムメトキシド(濃度が 21 質量%以上 30 質量%以下のメチルアルコール溶液に限る。)	Sodium methylate 21-30% in methyl alcohol	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	F-T	A, C	x	E	1.12, 1.17, 1.19
亜硝酸ナトリウム水溶液	Sodium nitrite solution	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		不要	1.12.3, 1.12.4, 1.19
石油スルホン酸ナトリウム	Sodium petroleum sulphonate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		E	1.12.3, 1.12.4, 1.19.6
ポリアクリル酸ナトリウム水溶液(重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。)	Sodium poly(4+) acrylate solutions	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要	
けい酸ナトリウム水溶液	Sodium silicate solution	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E	1.12, 1.17, 1.19
硫酸ナトリウム水溶液	Sodium sulphate solutions	S	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
硫化ナトリウム水溶液(濃度が 15 質量%以下のものに限る。)	Sodium sulphide solution(15% or less)	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要	N5	E	1.12, 1.17, 1.19
亜硫酸ナトリウム水溶液(濃度が 25 質量%以下のものに限る。)	Sodium sulphite solution(25% or less)	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	1.19.6

チオシアン酸ナトリウム水溶液(濃度が56質量%以下のものに限る。)	Sodium thiocyanate solution(56% or less)	S/P	3	2G	開放	不要				NF	開放	不要	不要		不要	1.19.6
大豆油	Soyabean oil	S/P	2k													
大豆油脂肪酸メチルエステル	Soybean Oil Fatty Acid Methyl Ester	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要		1.19.6
スチレン	Styrene monomer	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	N4, Z	不要		1.12, 1.13, 1.17, 1.19.6, 2.1, 2.2
硫化炭化水素(炭素数が3から88までのもの及びその混合物に限る。)	Sulphohydrocarbon(C3-C88)	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要		1.19.6
スルホラン	Sulpholane	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要		1.19.6
硫黄(溶融状のものに限る。)	Sulphur(molten)	S	3	1G	開放	通風又は封入(ガス)	T3		Yes	開放	F-T	不要		不要		1.10
硫酸	Sulphuric acid	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E		1.11, 1.12, 1.16.2, 1.17, 1.19
廃硫酸	Sulphuric acid, spent	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	不要		E		1.11, 1.12, 1.16.2, 1.17, 1.19
硫化脂肪(炭素数が14から20までのものに限る。)	Sulphurized fat(C14-C20)	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要		
硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン(炭素数が28から250までのものに限る。)	Sulphurized polyolefinamide alkene(C28-C250) amine	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要		
ひまわり実油	Sunflower seed oil	S/P	2k													
トール油(粗製のものに限る。)	Tall oil, crude	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要		1.19.6
トール油(蒸留物に限る。)	Tall oil, distilled	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要		1.19.6
トール油脂肪酸(樹脂酸分が20質量%未満のものに限る。)	Tall oil fatty acid(resin acids less than 20%)	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C		不要		1.19.6
トール油ピッチ	Tall oil pitch	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要		1.19.6
トール油のナトリウム塩(粗製のものに限る。)	Tall oil soap, crude	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	x	E		1.12, 1.17, 1.19
タロー	Tallow	P	2k													
タロー脂肪酸	Tallow fatty acid	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, C		不要		1.19.6
テトラクロロエタン	Tetrachloroethane	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	不要		不要		1.12.3, 1.12.4, 1.19
テトラエチレングリコール	Tetraethylene glycol	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要		
テトラエチレンペンタミン	Tetraethylene pentamine	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, C	N1	E		1.12, 1.17, 1.19
テトラヒドロフラン	Tetrahydrofuran	S	3	2G	制御	不要	T3	II B	No	制限	F	A, C		不要		1.19.6
テトラヒドロナフタレン	Tetrahydronaphthalene	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要		1.12.3, 1.12.4, 1.19.6

テトラメチルベンゼン	Tetramethylbenzene (all isomers)	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
酸化チタン(スラリー)	Titanium dioxide slurry	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	
トルエン	Toluene	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
トルエンジアミン	Toluenediamine	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C	N1	E	1. 12, 1. 17~1. 19
トルエンジイソシアナート	Toluene diisocyanate	S/P	2	2G	制御	乾燥	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C ^b , D	N4	E	1. 12, 1. 16. 2, 1. 17~1. 19
オルトトルイジン	o-Toluidine	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
磷酸トリブチル	Tributyl phosphate	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1,2,3-トリクロロベンゼン(溶融状のものに限る。)	1,2,3-Trichlorobenzene (molten)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1,2,4-トリクロロベンゼン	1,2,4-Trichlorobenzene	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	1. 19. 6
トリクロロエチレン	Trichloroethylene	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	不要		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
1,2,3-トリクロロプロパン	1,2,3-Trichloropropane	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン	1,1,2-Trichloro-1,2,2-Trifluoroethane	P	2	2G	開放	不要			NF	開放	不要	不要		不要	1. 19. 6
磷酸トリトリル(オルト異性体の濃度が1質量%以上のものに限る。)	Tricresyl phosphate (containing 1% or more ortho-isomer)	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19
磷酸トリトリル(オルト異性体の濃度が1質量%未満のものに限る。)	Tricresyl phosphate (containing less than 1% ortho-isomer)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
トリデカン	Tridecane	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
トリデカン酸	Tridecanoic acid	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
酢酸トリデシル	Tridecyl acetate	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
トリエタノールアミン	Triethanolamine	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
トリエチルアミン	Triethylamine	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	N2	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19
トリエチルベンゼン	Triethylbenzene	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
トリエチレンテトラミン	Triethylenetetramine	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	A, C	N1	E	1. 12, 1. 17, 1. 19
磷酸トリエチル	Triethyl phosphate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
ホスホン酸トリエチル	Triethyl phosphite	S/P	3	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
トリエチルプロパノールアミン	Triisopropanolamine	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6
磷酸トリエチルプロピルフェニル	Triisopropylated phenyl phosphates	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	1. 19. 6

トリメチル酢酸	Trimethylacetic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C	Y1	不要	1. 11, 1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
トリメチルアミン水溶液(濃度が 30 質量%以下のものに限る。)	Trimethylamine solution(30% or less)	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	制限	F-T	A, C	N1	不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 14, 1. 19. 6
トリメチルベンゼン	Trimethylbenzene(all isomers)	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
プロポキシ化トリメチロールプロパン	Trimethylol propane propoxylated	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	
イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ジイソブトキシペンチル	2,2,4-Trimethyl-1,3-pentanediol diisobutyrate	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ヒドロキシペンチル	2,2,4-Trimethyl-1,3-pentanediol-1-isobutyrate	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
1,3,5-トリオキササン	1,3,5-Trioxane	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
トリプロピレングリコール	Tripropylene glycol	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
燐酸トリキシリル	Trixylyl phosphate	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 17, 1. 19. 6
桐油	Tung oil	S/P	2k												
テレピン油	Turpentine	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, C		不要	1. 19. 6
ウンデカン酸	Undecanoic acid	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
1-ウンデセン	1-Undecene	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
ウンデカノール	Undecyl alcohol	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
硝酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液	Urea/Ammonium nitrate solution	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要		不要	1. 19. 6
燐酸アンモニウム及び尿素の混合水溶液	Urea/Ammonium phosphate solution	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	A, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
尿素水溶液	Urea solution	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, C		不要	
廃食用油(トリグリセリド(炭素数が18の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が16から18までのものの混合物に限る。))を除く。)(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)*	Used cooking oil*	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
廃食用油(トリグリセリド(炭素数が18の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が16から18までのものの混合物に限る。))に限る。)(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)*	Used cooking oil(Triglycerides, C16-C18 and C18 unsaturated)*	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
バレラルデヒド	Valeraldehyde(all isomers)	S/P	3	2G	制御	不活性	T3	II B	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 4. 6, 1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
アシッドオイル(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)*	Vegetable acid oils*	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6

脂肪酸蒸留物(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)*	Vegetable fatty acid distillates ^m	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有率が15質量%未満のものに限る。)(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)*	Vegetable oil mixtures, containing less than 15% free fatty acid ^m	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C	x	不要	1. 19. 6
酢酸ビニル	Vinyl acetate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C		不要	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
ビニルエチルエーテル	Vinyl ethyl ether	S/P	2	2G	制御	不活性	T3	II B	No	制限	F	A, B, C	N6	不要	1. 4, 1. 13, 1. 14, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
塩化ビニリデン	Vinylidene chloride	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	N5	不要	1. 12~1. 14, 1. 17, 1. 19, 2. 1, 2. 2
ネオデカン酸ビニル	Vinyl neodecanoate	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19, 2. 1, 2. 2
ビニルトルエン	Vinyltoluene	S/P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	密閉	F-T	A, B, C	N1	不要	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2
ホワイトスピリット(芳香族系成分の濃度が15質量%以上であって、20質量%以下のものに限る。)	White spirit, low(15-20%) aromatic	S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
リグニン(木材から生成するものに限る。)、酢酸ナトリウム及びシュウ酸ナトリウムの混合物	Wood lignin with sodium acetate/oxalate	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	不要	不要	x	不要	
キシレン	Xylenes	P	2	2G	制御	不要	T1	II A	No	制限	F	A, B, C		不要	1. 19. 6
キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が10質量%以上のものに限る。)	Xylenes/ethylbenzene(10% or more) mixture	S/P	2	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F-T	A, B, C		不要	1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 19. 6
キシレノール	Xylenol	S/P	2	2G	制御	不要	-	II A	Yes	密閉	T	A, B, C		E	1. 12, 1. 17, 1. 19
アルカリジチオホスファイト(アルキル基の炭素数が7から16までのもの及びその混合物に限る。)	Zinc alkaryl dithiophosphate(C7-C16)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
アルケン酸カルボキシアミド亜鉛	Zinc alkenyl carboxamide	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6
アルキルジチオホスファイト(アルキル基の炭素数が3から14までのもの及びその混合物に限る。)	Zinc alkyl dithiophosphate(C3-C14)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B, C		不要	1. 19. 6

その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これらを「P混合物」という。)であって、引火点が60℃以下のものに限る。)	—	P	y ^α	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	A	不要	1.19 ^γ
その他の液体化学薬品(P混合物であって、引火点が60℃を超えるものに限る。)	—	P	y ^α	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A	不要	1.19 ^γ
その他の液体化学薬品(P混合物を除く。)	—	y ^β												

備考

- 1 表中「危険性」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「S」は、当該危険物が安全上の危険性を理由にこの表に含まれていることを示す。
 - (2) 「P」は、当該危険物が汚染上の危険性を理由にこの表に含まれていることを示す。
 - (3) 「S/P」は、当該危険物が安全上及び汚染上の危険性を理由にこの表に含まれていることを示す。
- 2 表中「船型」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「1」は、タイプ1 船を示す。
 - (2) 「2」は、タイプ2 船を示す。
 - (3) 「2k」は、タイプ2k 船を示す。
 - (4) 「3」は、タイプ3 船を示す。
 - (5) タイプ2 船により運送することができる貨物は、タイプ1 船により運送することができる。
 - (6) タイプ3 船により運送することができる貨物は、タイプ1 船又はタイプ2 船により運送することができる。
- 3 表中「タンク型式」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「1P」は、独立型タンクであって圧力式のもの（タンク頂部において0.07 メガパスカルを超える設計圧力を有するタンクをいう。以下同じ。）を示す。
 - (2) 「1G」は、独立型タンクであって重力式のもの（タンク頂部において0.07 メガパスカル以下の設計圧力を有するタンクをいう。以下同じ。）を示す。
 - (3) 「2G」は、一体型タンク（船体の一部を構成するタンクをいう。以下同じ。）であって重力式のものを示す。
 - (4) 独立型タンクであって重力式のものに積載することができる危険物は、独立型タンクであって圧力式のものに積載することができる。
 - (5) 一体型タンクに積載することができる危険物は、独立型タンクに積載することができる。
- 4 表中「通気装置」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「制御」は、制御式通気装置を示す。
 - (2) 「開放」は、開放式通気装置を示す。
 - (3) 開放式通気装置を備え付けているタンクに積載することができる危険物は、制御式通気装置を備え付けているタンクに積載することができる。
- 5 表中「環境制御」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「不活性」は、不活性化法を示す。
 - (2) 「封入」は、封入法を示す。
 - (3) 「乾燥」は、乾燥法を示す。
 - (4) 「通風」は、強制通風又は自然通風する方法を示す。
 - (5) 「不要」は、環境制御を必要としないことを示す。
- 6 表中「電気設備」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 表中「分類」の欄は、実際に使用される状態において達する機器各部分の許容最高表面温度を示すものであり、各分類ごとの最高温度は、次の表によるものとする。

分類	最高表面温度 (°C)
T1	450
T2	300
T3	200
T4	135
T5	100
T6	85
—	要件なし

- (2) 表中「グループ」の欄は、すきの奥行25mmにおいて火炎逸走を生じないすきの最大値を示すものであり、各グループごとのすきの最大値は、次の表によるものとする。

グループ	すきの最大値
II A	0.9mm 以上
II B	0.5mm を超え0.9mm 未満
II C	0.5mm 以下
—	要件なし

- (3) 表中「引火点>60°C」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (a) 「Yes」は、当該危険物が引火点60°Cを超える物質であることを示す。
 - (b) 「No」は、当該危険物が引火点60°C以下の物質であることを示す。
 - (c) 「NF」は、当該危険物が不燃性物質であることを示す。

なお、分類又はグループが空欄のものは、最高表面温度及びすきの最大値が不明確なものであることを意味しており、当該危険物が不燃性物質であることを意味しているのではない。

- 7 表中「計測装置」の欄は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 「密閉」は、密閉式計測装置を示す。
 - (2) 「制限」は、制限式計測装置を示す。
 - (3) 「開放」は、開放式計測装置を示す。

- (4) 開放式計測装置により計測できる危険物は、制限式計測装置又は密閉式計測装置により計測することができる。
- (5) 制限式計測装置により計測できる危険物は、密閉式計測装置により計測することができる。
- 8 表中「ガス検知装置」の欄は、次に定めるとおりとする。
- (1) 「F」は、引火性ガス検知装置を示す。
- (2) 「T」は、毒性ガス検知装置を示す。
- (3) 「F-T」は、引火性及び毒性ガス検知装置を示す。
- (4) 「不要」は、ガス検知装置が不要であることを示す。
- 9 表中「消火剤等」の欄は、次に定めるとおりとする。
- (1) 「A」は、耐アルコール泡又は多用途泡が有効な消火剤であることを示す。
- (2) 「B」は、標準泡（フッ素系蛋白質及び水成膜泡（A F F F）を含むすべての耐アルコール型でない泡を含有する。）が有効な消火剤であることを示す。
- (3) 「C」は、水噴霧が有効な消火方法であることを示す。
- (4) 「D」は、粉末消火剤が有効な消火剤であることを示す。粉末消火装置で消火する際には、冷却のため船舶消防設備規則に定める射水消火装置を必要とする。
- (5) 「不要」は、特別な消火装置が不要であることを示す。
- 10 表中「材料」の欄は、次に定めるとおりとする。
- (1) 次の表の記号は、使用してはならない材料を示す。

記号	材 料
N1	アルミニウム、銅、銅合金、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及び水銀
N2	銅、銅合金、亜鉛及び亜鉛メッキ鋼
N3	アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及びリチウム
N4	銅及び不純物を含む銅
N5	アルミニウム、銅及びこれらの合金
N6	銅、銀、水銀、マグネシウム及びほかのアセチドリ形成金属並びにこれらの合金
N7	銅及び不純物並びに1質量%以上の銅を含む合金
N8	アルミニウム、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及び水銀

- (2) 次の表の記号は、使用しなければならない材料を示す。
- | 記号 | 材 料 |
|----|-------------------------------------|
| Y1 | 適当な保護ライニング又は塗装を施した鋼、アルミニウム及びステンレス鋼 |
| Y2 | 当該危険物の濃度が98 質量%以上の場合、アルミニウム及びステンレス鋼 |
| Y3 | 当該危険物の濃度が98 質量%未満の場合、特別の耐酸性ステンレス鋼 |
| Y4 | 粒状オーステナイトステンレス鋼 |
| Y5 | 適当な保護ライニング若しくは塗装を施した鋼又はステンレス鋼 |
- 11 表中「呼吸及び目の保護」の欄は、次に定めるとおりとする。
- (1) 「E」は、当該危険物が非常時の脱出のため呼吸保護具及び目の保護具を必要とするものであることを示す。
- (2) 「不要」は、当該危険物が非常時の脱出のため呼吸保護具及び目の保護具を必要としないものであることを示す。
- 12 表中「特別要件」の欄の数字は、次に定めるとおりとする。
- 1.1 削除
- 1.2 硝酸アンモニウム水溶液（硝酸アンモニウムの含有率が93 質量%以下のものに限る。）に係る要件
- 1.2.1 硝酸アンモニウム水溶液は、次の要件に適合するものであること。
- (1) 当該水溶液1 に対し水10 の質量比で希釈した水溶液の酸性度（p H）が、5.0 以上7.0 以下のものであること。
- (2) 塩化物イオン及び鉄イオンをそれぞれ10p p m以上含有していないこと。
- (3) 塩化物イオン及び鉄イオン以外の不純物を含有していないこと。
- 1.2.2 硝酸アンモニウム水溶液に係るタンク及び設備は、他の貨物に係るタンク及び設備と独立したものであること。硝酸アンモニウム水溶液に係る設備は、使用中又は故障中に潤滑剤等の可燃性物質を硝酸アンモニウム水溶液の中に放出するおそれのないものであること。硝酸アンモニウム水溶液を積載するタンクに海水バラストを積載しないこと。
- 1.2.3 硝酸アンモニウム水溶液は、以前に硝酸アンモニウム水溶液以外の貨物を積載していたタンクに積載しないこと。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。
- 1.2.4 次に掲げる要件に適合する硝酸アンモニウム水溶液を加熱するための装置を備え付けていること。
- (1) 熱媒体の温度が摂氏160 度以下であること。
- (2) 硝酸アンモニウム水溶液の平均温度を摂氏140 度に保つための制御装置を備え付けていること。
- (3) 硝酸アンモニウム水溶液の平均温度が摂氏145 度及び摂氏150 度となった場合に警報を発する高温警報装置並びに摂氏125 度となった場合に警報を発する低温警報装置を備え付けていること。
- (4) 熱媒体の温度が摂氏160 度を越えた場合に警報を発する警報装置を備え付けていること。
- (5) 温度警報装置及び制御装置は、船橋に備え付けられていること。
- 1.2.5 硝酸アンモニウム水溶液の平均温度が摂氏145 度に達した場合は、当該水溶液1 に対し蒸留水又は軟水10 の質量比で希釈した水溶液の酸性度（p H）を呈示範囲の狭い試験紙又は試験棒により24 時間毎に測定すること。当該希釈水溶液の酸性度（p H）が4.2 以下の場合、5.0 に達するまでアンモニアガスを硝酸アンモニウム水溶液に注入すること。
- 1.2.6 アンモニアガスを硝酸アンモニウム水溶液に注入するための固定式設備を備え付けること。当該設備の制御装置は、船橋に備え付けること。1,000 トンの硝酸アンモニウム水溶液に対して300 キログラムのアンモニアを船上に備えておくこと。
- 1.2.7 硝酸アンモニウム水溶液に係る貨物ポンプは、ディーゼル型遠心式ポンプ又は摩擦部水冷方式遠心式ポンプであること。

- 1.2.8 硝酸アンモニウム水溶液を積載するタンクの通気管には、検査及び掃除のために容易に近づくことができる適当な雨よけフードを取り付けること。
- 1.2.9 硝酸アンモニウム水溶液にさらされていたタンク、配管及び装置に対し火を用いる作業及びその他高温を伴う作業をしようとする場合は、あらかじめ硝酸アンモニウム水溶液の残渣を完全に除去すること。
- 1.3 二硫化炭素に係る要件
- 1.3.1 二硫化炭素を積載するタンク内の封入法による環境制御は、水を使用し、かつ、二硫化炭素の荷役及び運送中に、二硫化炭素を積載しているタンク内に封入水を維持するための設備を設けること。二硫化炭素の運送中には、二硫化炭素を積載しているタンク内の空間にイナート・ガスを封入しておくこと。
- 1.3.2 二硫化炭素を積載するタンクの開口は、甲板上のタンク頂部に設けること。
- 1.3.3 二硫化炭素の積荷管のタンクの端部開口は、タンクの底部付近に配置すること。
- 1.3.4 二硫化炭素を積載するタンクには、非常時に測深するための適当なアレージ開口を設けること。
- 1.3.5 二硫化炭素に係る貨物配管及び通気管系は、ほかの貨物に係る貨物配管及び通気管系と独立したものであること。
- 1.3.6 二硫化炭素に係る揚荷ポンプは、ディーブウェル型又は油圧駆動式水中型であること。ディーブウェル型ポンプの駆動装置は、二硫化炭素の発火源とならないものとし、かつ、常に温度が摂氏80度以下のものであること。
- 1.3.7 二硫化炭素の揚荷に揚荷ポンプを使用する場合は、当該ポンプは、二硫化炭素を積載するタンクの頂部から底部付近までわたる円筒型のウェルの中に備え付けられていること。二硫化炭素を積載しているタンク内に二硫化炭素から発生するガスがない場合を除き、当該ポンプの作動の前に当該ウェルの中に水を封入すること。
- 1.3.8 二硫化炭素を積載しているタンク及び関連の荷装置が予想される圧力及び温度に対して設計されている場合は、水又はイナート・ガスをを用いる置換法により揚荷することができる。
- 1.3.9 二硫化炭素に係る安全弁の材料は、ステンレス鋼であること。
- 1.3.10 二硫化炭素又はその蒸気が漏えいし、又は蓄積するおそれのある場所には、電気設備（本質安全防爆構造のものを除く。）を設けてはならない。
- 1.3.11 二硫化炭素を積載するタンクは、0.06メガパスカル以上の設計圧力を有する独立型タンクとすること。
- 1.3.12 二硫化炭素を積載するタンクの開口は、甲板上のタンク頂部に設けること。
- 1.3.13 二硫化炭素を積載するタンク及びその附属設備に使用されるガスケットの材質は、二硫化炭素と反応せず、かつ、二硫化炭素に溶解しないものであること。
- 1.3.14 ねじ込み式の継ぎ手は、二硫化炭素又はその蒸気に係る管装置に用いないこと。
- 1.3.15 二硫化炭素の積載前に、貨物タンクを、酸素濃度が体積比で2%いかとなるように、適当なイナート・ガスにより不活性化すること。荷役及び運送中に、適当なイナート・ガスをを用いてタンク内を0.01メガパスカル以上0.02メガパスカル以下の正圧に自動的に維持できる装置を備え付けること。当該装置には、タンク内の圧力が過加圧又は過負圧となった場合に警報を発する沿革式監視装置を備え付けること。
- 1.3.16 二硫化炭素を積載する独立型タンクが設けられた船倉区域を、酸素濃度が体積比で2%以下となるように、適当なイナート・ガスにより不活性化すること。二硫化炭素の運送中に、不活性化状態を維持し、かつ、監視することができる装置を備え付けること。当該区域の二硫化炭素の蒸気を採取することができる装置を備え付けること。
- 1.3.17 二硫化炭素の荷役及び運送中には、二硫化炭素を大気中に排出しないこと。蒸気還流を行う場合には、蒸気還流装置は、他の貨物タンク及びその附属設備から独立したものであること。
- 1.3.18 二硫化炭素は、ディーブウェルポンプ若しくは油圧駆動式サブマージドポンプを使用し、又はイナート・ガス置換法により荷揚すること。当該ポンプは、温度が異常に上昇しないように使用すること。当該ポンプに温度検知器を備え付け、貨物制御室に当該検知器の遠隔読み取り装置及び警報装置を備え付けること。当該警報装置の警報温度の設定値は80℃とすること。当該ポンプには、揚荷中にタンク内圧力が大気圧より下がったときに自動停止する装置を備え付けること。
- 1.3.19 二硫化炭素の入っている貨物タンク、貨物ポンプ及び管装置には、空気が入らないようにすること。
- 1.3.20 二硫化炭素の荷役中は、他の貨物の取扱い、タンクの洗浄又はバラスト水の排水を行わないこと。
- 1.3.21 次に掲げる要件に適合する水噴霧装置を備え付けること。
- (1) 積荷用マニホールド、暴露甲板の荷役に関する配管及びタンクドームの周辺の場所に有効に水を噴霧することができる十分な容量を有すること。
 - (2) 配管及びノズルの配置は、均等に一平方メートルにつき毎分十リットルの放出量を保つことができること。
 - (3) の場所に火災が発生した場合であっても、居住区域に隣接した、容易に近づき当該装置を操作することができる貨物区域の外側の適当な場所から、当該装置に水を供給するポンプの遠隔始動及び当該装置の配管にとりつけられ弁であって通常は閉鎖されているものの遠隔手動操作を行うことができること。
 - (4) 当該装置の設置場所で操作を行うことができ、かつ、漏えいした二硫化炭素を洗い流すことができるように配置されていること。
 - (5) 当該装置が凍結するおそれがない場合には、ホースをノズルに接続してノズルのバルブの開閉により荷役作業中に直ちに使用できるようにしておくこと。
- 1.3.22 二硫化炭素を積載する場合は、二硫化炭素の容積を、基準温度においてタンク容積の98%以下とすること。
- 1.3.23 タンクに積載する二硫化炭素の容積は、次の算式により算定した値以下であること。

$$V_1 = 0.98V(\rho_r / \rho)$$

この場合において、

V_1 は、積載できる最大容積

V は、タンクの容積

ρ_r は、基準温度における二酸化炭素の比重

ρ_l は、積載温度における二酸化炭素の比重

- 1.3.24 船長は、二酸化炭素を積載する各タンクの積込み時の温度及び最大基準温度ごとに記載された充てん限度一覧書であって、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長によって承認されたものの写しを船内に保管すること。
- 1.3.25 二酸化炭素を積載する貨物タンクの開口、ガスの出口、貨物管のフランジ又は弁から三メートル以内にある開放された甲板上の場所及び半閉囲場所の電気設備は、表中電気設備の欄の要件を満たすこと。当該場所においては、表面温度が80℃をこえる蒸気管その他の熱源を設けないこと。
- 1.3.26 タンクを開放せず、かつ、封入されているイナート・ガスを乱すことなくタンク内の貨物を計量し、かつ、採取することができる装置を備え付けること。
- 1.3.27 二酸化炭素を運送する場合は、次に掲げる事項及びその他必要事項を記載した船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が承認した貨物取扱計画書に従うこと。
- (1) 使用予定積荷設備
- (2) 貨物管装置
- 承認された貨物取扱計画書の写しを船内に保管すること。
- 1.4 ジエチルエーテルに係る要件
- 1.4.1 ジエチルエーテルを積載しているタンクの周囲の空所を不活性化法による環境制御を行わない場合は、当該空所を自然通風又は機械通風とすること。機械通風を行う場合は、機械通風装置の送風機は、火花を発生しないものでなければならない。当該通風装置は、ジエチルエーテルを積載しているタンクの周囲の空所外に備え付けなければならない。
- 1.4.2 ジエチルエーテルを積載するタンクが重力式タンクの場合は、当該タンクの安全弁の設定圧力は、0.02 メガパスカル以上であること。
- 1.4.3 ジエチルエーテルを積載するタンクが圧力式タンクであって、当該タンク及び関連の管装置が予想される圧力に対して設計されている場合は、ジエチルエーテルは、イナート・ガスを用いる置換法により揚荷することができる。
- 1.4.4 貨物区域には、発火源及び発火源となる機器及び設備を設けないこと。
- 1.4.5 ジエチルエーテルの揚荷に使用するポンプは、軸パッキン押えに液圧を受けないもの又は油圧駆動式サブマージド型のものであること。
- 1.4.6 ジエチルエーテルの荷役及び運送中に、ジエチルエーテルを積載しているタンク内にイナート・ガスを封入しておくための設備を設けること。
- 1.5 過酸化水素水溶液に係る要件
- 1.5.1 専用船で運送すること。
- 1.5.2 貨物タンク及び関連の設備に用いる材料は、純アルミニウム（アルミニウムの含有率が99.5 質量%以上のもの）又は純ステンレス鋼であり、かつ、適切な方法で不動態化されたものであること。甲板上の配管の材料には、アルミニウムを用いないこと。貨物タンク及びその附属設備には、過酸化水素により侵されるか又はその分解を助長する非金属材料を用いてはならない。
- 1.5.3 貨物ポンプ室は、貨物荷役作業中に使用してはならない。
- 1.5.4 貨物タンクは、コファダムにより燃料油タンク及び引火性又は可燃性材料のある場所から分離すること。
- 1.5.5 貨物タンクに海水バラストを積載しないこと。
- 1.5.6 貨物タンクの頂部及び底部に、温度検知器を備え付けること。当該検知器の読取り装置及び連続監視装置並びに貨物タンク内の温度が摂氏35 度以上となった場合に可視可聴警報を発生する警報装置を船橋に備え付けること。
- 1.5.7 貨物タンクに隣接する空所に、当該空所への過酸化水素水溶液の漏えいを検知するための固定式酸素監視装置又はガス採取管を備え付けること。当該酸素監視装置又はガス採取管の遠隔式読取り装置及び連続監視装置（ガス採取管を備え付ける場合にあっては、断続的な採取による監視装置）並びに酸素濃度が当該空所の体積の30%を超えた場合に可視可聴警報を発生する警報装置を船橋に備え付けること。2個の持運び式酸素監視装置を備え付けること。
- 1.5.8 自然分解に対する安全措置として過酸化水素水溶液を船外に廃棄するための装置を備え付けること。過酸化水素水溶液の温度上昇率が5時間以上にわたり毎時摂氏2度を超える場合又は過酸化水素水溶液を積載しているタンク内の温度が摂氏40度を超える場合は、過酸化水素水溶液を船外に廃棄すること。
- 1.5.9 貨物タンクの通気装置には、過酸化水素水溶液の自然分解により貨物タンクの圧力が急速に上昇した場合に通気するための非常通気用の破壊板又はこれと同様な装置を取り付けること。破壊板又はこれと同様な装置は、貨物タンク的设计圧力及び寸法並びに予想される過酸化水素水溶液の分解率に応じ、適当な寸法を有するものであること。
- 1.5.10 甲板上に漏れた過酸化水素水溶液を希釈し、かつ、洗い流すため、次に掲げる要件に適合する固定式水噴霧装置を備え付けること。
- (1) 荷役用のマニホールドとホースの接続部及び貨物タンクの頂部に水噴霧できること。
- (2) 水噴霧率は、漏れた過酸化水素水溶液を5分以内に35質量%以下に希釈できるものであること。
- 1.5.11 過酸化水素水溶液の分解率は、摂氏25度において毎年1%以下であること。当該基準に適合している旨の証明書を荷送人から入手し、船内に保管すること。製造業者の技術責任者は、過酸化水素水溶液の荷役作業の監視のため乗船し、船長に対して過酸化水素水溶液が安定した状態で積み込まれていることを証明すること。
- 1.5.12 荷役作業に携わるすべての乗組員のために、過酸化水素水溶液の耐える保護衣を備えること。保護衣は、適当な手袋、長靴及び眼の保護具並びに不燃性の全身保護衣により構成されるものであること。
- 1.5.13 削除
- 1.5.14 貨物タンクは、船舶の外板を構成しないものであり、かつ、船舶の外板に接しないものであること。

- 1.5.15 過酸化水素水溶液以外の貨物を積載していたタンクに過酸化水素水溶液を積載する場合は、次に掲げるところによること。
- (1) 1.5.26の手順によりタンク及び関連の装置の点検、洗浄及び不動態化を行い、かつ、適切な方法により荷役を行うこと。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合に限り、不動態化を省略することができる。
 - (2) タンク及び関連の装置の点検、洗浄及び不動態化を行った方法並びに過酸化水素水溶液の積載した方法を記録し船内に保管すること。
 - (3) 過酸化水素水溶液は、ほかの貨物と同時に運送しないこと。
 - (4) 過酸化水素水溶液を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液以外の貨物を積載する場合は、その積載前に、1.5.26の手順による洗浄を行うこと。
 - (5) 過酸化水素水溶液を積載するタンクは、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (a) タンク内部材が必要最小限であること。
 - (b) 排水が効果的にできるものであること。
 - (c) 液だまりを形成しないものであること。
 - (d) 目視による点検が容易な構造のものであること。
- 1.5.16 貨物タンク及び関連の設備に用いる材料は、純アルミニウム（アルミニウムの含有率が99.5質量%以上のもの）又は純ステンレス鋼であること。甲板上の配管の材料には、アルミニウムを用いないこと。貨物タンク及びその附属設備には、過酸化水素により侵されるか又はその分解を助長する非金属材料を用いてはならない。
- 1.5.17 貨物タンクは、コファダムにより燃料油タンク及び過酸化水素水溶液と相互反応する物質を積載しているタンクから分離すること。
- 1.5.18 貨物タンクの頂部及び底部に、温度検知器を備え付けること。当該検知器の読取り装置及び連続監視装置並びに貨物タンク内の温度が摂氏35度以上となった場合に可視可聴警報を発する警報装置を船橋に備え付けること。
- 1.5.19 貨物タンクに隣接する空所に、当該空所への過酸化水素水溶液の漏えいを検知するための固定式酸素監視装置又はガス採取管を備え付けること。当該酸素監視装置又はガス採取管の遠隔式読取り装置及び連続監視装置（ガス採取管を備え付ける場合にあっては、断続的な採取による監視装置）並びに酸素濃度が体積で30%を超えた場合に可視可聴警報を発する警報装置を船橋に備え付けること。2個の持運び式酸素監視装置を備え付けること。
- 1.5.20 自然分解に対する安全措置として過酸化水素水溶液を船外に廃棄するための装置を備え付けること。過酸化水素水溶液の温度上昇率が5時間以上にわたり毎時摂氏2度を超える場合又は過酸化水素水溶液を積載しているタンク内の温度が摂氏40度を超える場合は、過酸化水素水溶液を船外に廃棄すること。
- 1.5.21 貨物タンクの通気装置にろ過装置が取り付けられている場合は、当該通気装置には、過酸化水素水溶液の自然分解により貨物タンクの圧力が急速に上昇した場合に通気するための非常通気用の破壊板又はこれと同様な装置を取り付けること。破壊板又はこれと同様な装置は、貨物タンク的设计圧力及び寸法並びに予想される過酸化水素水溶液の分解率に応じ、適当な寸法を有するものであること。
- 1.5.22 甲板上に漏えいした過酸化水素水溶液を希釈し、かつ、洗い流すため、次に掲げる要件に適合する固定式水噴霧装置を備え付けること。
 - (1) 荷役用のマニホールドとホースの接続部及び貨物タンクの頂部に水噴霧できるものであること。
 - (2) 水噴霧率は、漏れた過酸化水素水溶液を5分以内に35質量%以下に希釈できるものであること。
- 1.5.23 過酸化水素水溶液の分解率は、摂氏25度において毎年1%以下であること。当該基準に適合している旨の証明書を荷送人から入手し、船内に保管すること。製造業者の技術責任者は、過酸化水素水溶液の荷役作業の監視のため乗船し、船長に対して過酸化水素水溶液が安定した状態で積み込まれていることを証明すること。
- 1.5.24 荷役作業に携わるすべての乗組員のために、過酸化水素水溶液に耐える保護衣を備えること。保護衣は、適当な手袋、長靴及び眼の保護具並びに不燃性の全身保護衣により構成されるものであること。
- 1.5.25 過酸化水素水溶液を荷役する場合、過酸化水素水溶液に係る管装置は、当該危険物に係る装置以外の装置から分離すること。過酸化水素水溶液の荷役に用いる貨物ホースには、「過酸化水素水溶液荷役専用」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「FOR HYDROGEN PEROXIDE TRANSFER ONLY」と表示すること。
- 1.5.26 過酸化水素水溶液以外の貨物を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液を積載する場合及び過酸化水素水溶液を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液以外の貨物を積載する場合の貨物タンク等の点検、洗浄及び不動態化並びに積載の方法に関する手順に係る要件
- 1.5.26.1 過酸化水素水溶液以外の貨物を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液を積載する場合の貨物タンク等の点検及び洗浄の方法は、1.5.26.2から1.5.26.8までの手順に適合すること。
- 1.5.26.2 積載していた過酸化水素水溶液以外の貨物（以下「前貨物」という。）を揚荷した後に、前貨物の残渣及びスケール並びに錆の有無を点検すること。
- 1.5.26.3 貨物タンク等をろ過した水（塩素の含有率が低いものに限る。）で洗浄すること。
- 1.5.26.4 前貨物の残渣及び蒸気をスチーム加熱により取り除くこと。
- 1.5.26.5 貨物タンク等をろ過した水（塩素の含有率が低いものに限る。）で再び洗浄し、油分が除去された空気により乾燥させること。
- 1.5.26.6 貨物タンク内の空気を採取し、有機物の蒸気の有無及び酸素濃度を計測すること。
- 1.5.26.7 タンク内の前貨物の臭い、残渣及びスケール並びに錆の有無を点検すること。
- 1.5.26.8 1.5.26.2及び1.5.26.7の点検並びに1.5.26.6の計測により臭い、残渣、スケール、錆又は有機物の蒸気存在が認められた場合は、1.5.26.3から1.5.26.5までの措置を繰り返すこと。
- 1.5.26.9 ステンレス鋼で製作された貨物タンク等であって、貨物タンクに前貨物を積載又は貨物タンク等を補修した場合の不動態化の

方法は、次に掲げる手順に適合すること。

- (1) 新しい溶接部分及びその他の補修した部分は洗浄し、ワイヤブラシ、たがね、紙やすり又はパフを用いて滑らかに仕上げること。さらに、当該部分以外であっても荒い面は滑らかに仕上げること。
- (2) 油分を含む残渣は、過酸化水素の製造者によって推奨された有機溶剤又は水溶性洗剤を用いて取り除くこと。
- (3) (2)で使用した有機洗剤又は水溶性洗剤の残渣を取り除き、水洗浄すること。
- (4) スケール及び錆は、過酸化水素の製造者によって推奨された酸を用いて取り除き、ろ過した水（塩素の含有率が低いものに限る。）で洗浄すること。
- (5) 過酸化水素と接触するおそれのある金属の表面は、硝酸（濃度が10質量%以上35質量%以下のものであって、重金属、他の酸化剤及びフッ化水素を含まないものに限る。）で不動態化すること。不動態化の作業は、酸の濃度、周囲温度及びその他の要因に応じ8時間から24時間継続し、不動態化される表面と硝酸は当該作業中、常時接触していること。また、当該作業は、貨物タンク内に水素ガスを発生するおそれがあるため、爆発又は発火を防ぐための適切な処置を行うこと。
- (6) 不動態化の作業が終了した後、不動態化した表面をろ過した水（塩素の含有率が低いものに限る。）で洗浄すること。当該洗浄は、洗浄水の使用前後のpH値が同じ値になるまで繰り返し行うこと。

1.5.26.10 アルミニウムで製作された貨物タンク等であって、貨物タンクに前貨物を積載又は貨物タンク等を補修した場合の不動態化は、適切な方法及び手順で行うこと。

1.5.26.11 過酸化水素水溶液を積載前に当該貨物の濃度を確認するとともに、当該貨物が安定化されていることを確認すること。

1.5.26.12 積載は、適当な開口部から貨物タンクの内部を継続的に監視しながら行うこと。

1.5.26.13 多量の泡が発生し、積載が終了した後、15分が経過しても当該泡が消失しない場合は、貨物タンク内の貨物を揚荷し、安全な方法で処理し、貨物タンク等を1.5.26.9又は1.5.26.10の不動態化を再び行うこと。

1.5.26.14 再び、1.5.26.11の措置を行うこと。

1.5.26.15 1.5.26.2から1.5.26.8までの措置は、船長又は荷送人の監督のもとで実施すること。1.5.26.9から1.5.26.14までの措置は、過酸化水素水溶液の製造業者又は当該貨物の安全な取扱いに精通している者の監督のもとで実施すること。

1.5.26.16 過酸化水素水溶液を積載していた貨物タンクに過酸化水素水溶液以外の貨物を積載する場合は、次に掲げる手順に適合すること。

- (1) 過酸化水素水溶液の残渣は、貨物タンク等から可能な限り排出すること。
- (2) 貨物タンク等をろ過した水（塩素の含有率が低いものに限る。）で洗浄すること。
- (3) 貨物タンクの内部を乾燥させ、残渣がないことを確認すること。

1.6 自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）に係る要件

1.6.1 自動車燃料用アンチノック剤を積載するタンクは、専用のものであること。

1.6.2 自動車燃料用アンチノック剤に係る貨物ポンプ室が1.18の規定のより甲板上に設けられる場合には、当該貨物ポンプ室の通風装置は、1.17の規定に適合するものであること。

1.6.3 自動車燃料用アンチノック剤の運送に使用するタンク内に入ってはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

1.6.4 自動車燃料用アンチノック剤に係る貨物ポンプ室又は自動車燃料用アンチノック剤を積載するタンクに隣接する空所に入る場合は、あらかじめ鉛の含有率について空気分析を行い、環境が良好であることを確認すること。

1.7 黄燐（白燐）に係る要件

1.7.1 黄燐を積載するタンク内の封入法による環境制御は、水によるものとし、深さが760ミリメートル以上の封入水のもとで荷役及び運送を行うこと。揚荷作業中、揚荷された黄燐の体積に相当する量の水を当該タンク内に注入する設備を設けること。黄燐を積載するタンクから排出された水は、すべて陸上の施設に戻すこと。

1.7.2 黄燐を積載するタンクは、タンクの深さ、黄燐の比重及び荷役方法を考慮し、計画載荷状態のもとでタンクの頂板上2.4メートル以上の水高圧力に耐えるように設計し、かつ、試験すること。

1.7.3 黄燐を積載するタンクは、黄燐と封入水の接触面積が最小となるように設計すること。

1.7.4 封入水の上部には、1%以上の空間スペースを残すこと。当該空間スペースは、イナート・ガスを満たすか又は2本のキセル型通風筒（異なった高さのものであって、甲板上6メートル以上の高さで、かつ、ポンプ室頂部上2メートル以上の高さのものであること。）により自然通風すること。

1.7.5 黄燐を積載するタンクの開口は、タンクの頂部に設けること。当該開口の取付け物及び継手の材料は、五酸化燐に侵されないものであること。

1.7.6 黄燐は摂氏60度以下で積荷すること。

1.7.7 黄燐の加熱装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 黄燐を積載するタンクの外部に備え付けられていること。
- (2) 黄燐の温度を摂氏60度以下に保つための制御装置を備え付けていること。
- (3) 高温警報装置を備え付けていること。

1.7.8 黄燐を積載するタンクの周囲の空所には、黄燐が漏れた場合に自動的に作動する適当な注水装置を備え付けること。

1.7.9 1.7.8の空所には、非常時に速やかに気密を保つことのできる有効な機械通風装置を備え付けること。

1.7.10 次に掲げる要件に適合する黄燐の荷役を制御するための集中制御装置を備え付けること。

- (1) 高位液面警報装置を備え付けていること。
- (2) 黄燐を積載するタンクからの黄燐の溢出をおこさないものであること。
- (3) 船舶又は陸上のいずれにおいても、非常時に速やかに荷役を停止できるものであること。

- 1.7.11 黄燐を荷役する場合は、甲板上の水ホースを給水装置に接続し、漏えいした黄燐を速やかに水で洗い流すことができるようにしておくこと。
- 1.7.12 船舶と陸上間の荷役連結具は、適当なものであること。
- 1.8 酸化プロピレン並びに酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が30質量%以下のものに限る。）に係る要件
- 1.8.1 酸化プロピレン並びに酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が30質量%以下のものに限る。）（以下「酸化プロピレン等」という。）は、アセチレンを除去したものであること。
- 1.8.2 酸化プロピレン等は、次に掲げる重合触媒として知られる物質を3回前までに積載したことがあるタンクに積載してはならない。ただし、当該タンクが十分に洗浄されている場合は、この限りでない。
- (1) 無機酸類（例：硫酸、塩酸、硝酸等）
 - (2) カルボン酸及び無水物類（例：ぎ酸、酢酸等）
 - (3) ハロゲン化カルボン酸類（例：クロロ酢酸等）
 - (4) スルホン酸類（例：ベンゼンスルホン酸等）
 - (5) 苛性アルカリ類（例：水酸化ナトリウム水溶液、水酸化カリウム水溶液等）
 - (6) アンモニア及びアンモニア水溶液
 - (7) アミン類及びアミン類水溶液
 - (8) 酸化性物質類
- 1.8.3 酸化プロピレン等を積載する場合は、直前に積載していた貨物が酸化プロピレン等である場合を除き、あらかじめ直前に積載していた貨物の残渣が完全に除去されるように酸化プロピレン等を積載するタンク及び関連の管装置を十分、かつ、有効に洗浄すること。この場合において、当該タンクがステンレス鋼以外の鋼を使用したタンクであって直前にアンモニアを積載していた場合は、特に注意して洗浄すること。
- 1.8.4 酸化プロピレン等を積載する場合は、酸化プロピレン等と危険な反応をするおそれのある酸性物質又はアルカリ性物質の残渣が酸化プロピレン等を積載するタンク及び関連の管装置に残っていないことを確認すること。
- 1.8.5 酸化プロピレン等を初めて積載する場合は、酸化プロピレン等を積載するタンクに大量の錆の沈澱、明らかな構造上の欠陥及び汚染がないことを確認すること。酸化プロピレン等を同一のタンクに連続して積載する場合は、2年を超えない間隔で同様の確認を行うこと。
- 1.8.6 酸化プロピレン等を積載するタンクの材料は、鋼又はステンレス鋼であること。
- 1.8.7 酸化プロピレン等を積載していたタンクに酸化プロピレン等以外の貨物を積載する場合は、あらかじめ水洗い又はパーキングにより当該タンク及び関連の管装置を完全に洗浄すること。
- 1.8.8 酸化プロピレン等に係る弁、フランジ、取付け物及び付属品は、次に掲げる要件に適合すること。
- (1) 酸化プロピレン等に対する使用に適したものであること。
 - (2) 材料は、鋼又はステンレス鋼であること。
酸化プロピレン等に係る弁のディスク又はディスクの表面、座面及びその他の摩擦部分の材料は、11%以上のクロムを含有するステンレス鋼であること。
- 1.8.9 酸化プロピレン等に係るガスケットは、次に掲げる要件に適合すること。
- (1) 材料は、耐火性で適切な機械的性質を有し、酸化プロピレン等と反応するおそれがなく、かつ、酸化プロピレン等に溶解したり、酸化プロピレン等の自然発火温度を下げるおそれのないものであること。
 - (2) 酸化プロピレン等にさらされる表面の材料は、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）、不活性化作用によりPTFEと同程度の安全性を有するものであること。
- 1.8.10 酸化プロピレン等にさらされる断熱材及びパッキンの材質は、酸化プロピレン等と反応するおそれがなく、かつ、酸化プロピレン等に溶解したり、又は酸化プロピレン等の自然発火温度を下げるおそれのないものであること。
- 1.8.11 次に掲げる材料は、酸化プロピレン等を積載するタンク及びその附属設備のガスケット、パッキン及び類似したものに使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。
- (1) ネオプレン又は天然ゴム（酸化プロピレン等にさらされる場合に限る。）
 - (2) 石綿又は石綿類を用いた固着材
 - (3) ミネラルウール等のマグネシウムの酸化物を含有する材料
- 1.8.12 ねじ込み式の継ぎ手は、酸化プロピレン等又はその蒸気に係る管装置に用いないこと。
- 1.8.13 酸化プロピレン等の注入及び排出管の端部開口は、タンクの底部から100ミリメートル以内に配置すること。
- 1.8.14.1 酸化プロピレン等を積載するタンクには、弁付きの蒸気還流接続具を備え付けること。
- 1.8.14.2 酸化プロピレン等を荷役する場合は、酸化プロピレン等を積載しているタンクから酸化プロピレン等の蒸気を大気中に排出しないこと。積荷中に陸上へ蒸気還流を行う場合は、酸化プロピレン等を積載しているタンクに接続される蒸気還流装置は、ほかの貨物タンク及びその附属設備から独立したものであること。
- 1.8.14.3 酸化プロピレン等の揚荷作業中は、酸化プロピレン等を積載しているタンク内の圧力を0.007メガパスカル以上に維持すること。
- 1.8.15 酸化プロピレン等は、ディーゼルポンプ若しくは油圧駆動式サブマージドポンプを使用し、又はイナート・ガス置換法により揚荷すること。酸化プロピレン等の貨物ポンプは、当該ポンプからの揚荷管系が遮断又は閉鎖した場合に、酸化プロピレン等が異常に加熱されないように配置すること。
- 1.8.16 酸化プロピレン等を積載しているタンクの通気装置は、ほかの貨物を積載するタンクから独立していること。酸化プロピレン

- 等を積載するタンクには、当該タンクを大気に開放することなく酸化プロピレン等を採用することができる装置を備え付けること。
- 1.8.17 酸化プロピレン等の荷役に用いる貨物ホースには、「酸化アルキレン荷役専用」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「FOR ALKYLENE OXIDE TRANSFER ONLY」と表示すること。
- 1.8.18 酸化プロピレン等を積載している一体型重力式タンクに隣接する貨物タンク、空所及び他の閉鎖された場所は、酸化プロピレン等と相互反応しない貨物を積載するか適当なイナート・ガスにより不活性化すること。酸化プロピレン等を積載している独立型タンクが設けられた船倉区域は、不活性化すること。不活性化する場所には、酸化プロピレン等及び酸素の監視装置を備え付けること。当該場所の酸素濃度は体積比で2%以下に維持すること。
- 1.8.19 酸化プロピレン等の入っている貨物ポンプ及び管装置には、空気が入らないようにすること。
- 1.8.20 陸上管系を取り外す前に、酸化プロピレン等及びその蒸気に係る管装置内の圧力をローディングヘッダーに取り付けた適当な弁を通して逃がすこと。これらの管装置からの液体及び蒸気は、大気中に排出しないこと。
- 1.8.21 酸化プロピレン等を積載するタンクは、荷役及び運送中に発生することが予想される最大圧力に耐えるように設計されたものであること。
- 1.8.22.1 酸化プロピレンを積載するタンクの設計圧力が0.06 メガパスカル未満の場合並びに酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物を積載するタンクの設計圧力が0.12 メガパスカル未満の場合は、当該タンクに酸化プロピレン等を基準温度（ガス圧力が圧力逃し弁の設定圧力に相当する圧力になる温度をいう。以下同じ。）以下に維持するための冷却設備を設けること。
- 1.8.22.2 航行する区域及び期間を考慮して船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、1.8.22.1の規定は適用しない。
- 1.8.23.1 1.8.22.1の冷却設備は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- (1) 酸化プロピレン等の温度は、酸化プロピレン等のガス圧力が酸化プロピレン等を積載しているタンクの圧力逃し弁の設定圧力以下になるように維持できること。
 - (2) タンク内の状態変化によって自動的に調整される冷却装置を2台備えていること。
 - (3) (2)の冷却装置は、それぞれ通常の操作に対し必要な補機を専用に備えていること。
 - (4) 制御装置は、手動による操作が可能なるものであること。
 - (5) 温度制御に異常が生じた場合に警報を発する警報装置を備えていること。
 - (6) 酸化プロピレン等を基準温度以下に維持することができる十分な容量を有するものであること。
- 1.8.23.2 1.8.23.1(2)及び(3)の規定にかかわらず、1.8.23.1(2)の冷却装置の代替設備として、いずれの2台を組み合わせても酸化プロピレン等の温度を基準温度以下に維持することができる十分な能力を有するものであって、タンク内の状態変化によって自動的に調整される3台の冷却装置を備え付けることができる。
- 1.8.23.3 冷却媒体が酸化プロピレン等から一重の囲壁のみにより分離されている場合は、当該冷却媒体は酸化プロピレン等と反応しないものであること。
- 1.8.23.4 1.8.22.1の冷却設備は、酸化プロピレン等を圧縮しないものであること。
- 1.8.24 酸化プロピレン等を積載するタンクを圧力式タンクとする場合は、当該タンクの圧力逃し弁の設定圧力は、0.02メガパスカル以上0.70メガパスカル以下であること。酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物を積載するタンクを圧力式タンクとする場合は、当該タンクの圧力逃し弁の設定圧力は、0.02メガパスカル以上0.53メガパスカル以下であること。
- 1.8.25.1 酸化プロピレン等を積載するタンクの管装置は、空タンクを含めほかのタンクの管装置から分離したものであること。当該管装置が独立していない場合は、短管、弁、又はほかの管類を取り外し、かつ、これらの箇所にはブラインドフランジを取り付けること。
- 1.8.25.2 酸化プロピレン等を運送する場合は、次に掲げる事項及びその他必要事項を記載した船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が承認した貨物取扱計画書に従うこと。
- (1) 使用予定積荷設備
 - (2) 貨物管装置及び1.8.25.1の規定により取り付けられるブラインドフランジの取付場所
承認された貨物取扱計画書の写しを船内に保管すること。
- 1.8.25.3 船長は酸化プロピレン等の積載前に、1.8.25.1の規定に従っていることを確認し、その旨を記載した確認書を船内に保管すること。船長は、不注意によりブラインドフランジが外れることがないように、ブラインドフランジと管装置のフランジとの接続部にワイヤー及びシールを取り付けること。
- 1.8.26.1 酸化プロピレン等を積載する場合は、酸化プロピレン等の容積を基準温度においてタンクの容積の98%以下とすること。
- 1.8.26.2 タンクに積載する酸化プロピレン等の容積は、次の算式により算定した値以下であること。
- $$V_1 = 0.98V(\rho_r / \rho_l)$$
- この場合において、
- V₁は、積載できる最大容積
 - Vは、タンクの容積
 - ρ_r は、基準温度における酸化プロピレン等の比重
 - ρ_l は、積載温度における酸化プロピレン等の比重
- 1.8.26.3 船長は、酸化プロピレン等を積載する各タンクの充てん限度一覧書であって、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長によって承認されたものの写しを船内に保管すること。
- 1.8.27 酸化プロピレン等は、窒素ガスを封入し、適当な保護のもとに運送すること。周囲の状態又は冷却装置の故障のために酸化プロピレン等の温度が低下した場合に、酸化プロピレン等を積載しているタンクの圧力が0.007メガパスカル以下になることを防ぐための自動窒素補給装置を備え付けること。

自動圧力制御に必要な十分な量の窒素を船上でいつでも使用することができるように備えておくこと。

封入のための窒素は、商業用純粋窒素（窒素の濃度が、体積比で99.9%以上のものに限る。）であること。

1.8.28 酸化プロピレン等を積載する場合は、積荷の前後に酸化プロピレン等を積載するタンクの蒸気空間の酸素濃度が体積比2%以下であることを確認すること。

1.8.29 次に掲げる要件に適合する水噴霧装置を備え付けること。

- (1) 積荷用マニホールド、暴露甲板上の荷役に関する配管及びタンクドームの周辺の場所に有効に水を噴霧することができる十分な容量を有すること。
- (2) 配管及びノズルの配置は、均等に1平方メートルにつき毎分10リットルの放出率を保つことができること。
- (3) (1)の場所に火災が発生した場合であっても、居住区域に隣接した、容易に近づき当該装置を操作することができる貨物区域の外側の適当な場所から、当該装置に水を供給するポンプの遠隔始動及び当該装置の配管に取り付けられている弁であって通常は閉鎖されているものの遠隔手動操作を行うことができること。
- (4) 当該装置の設置場所で操作を行うことができ、かつ、漏えいした酸化プロピレン等を洗い流すことができるように配置されていること。
- (5) 当該装置が凍結するおそれがない場合には、ホースをノズルに接続してノズルのバルブの開閉により荷役作業中に直ちに使用できるようにしておくこと。

1.8.30 酸化プロピレン等の荷役に使用される貨物ホースの接続部には、遠隔操作式の閉鎖速度制御式遮断弁を取り付けること。

1.9 塩素酸ナトリウム水溶液（塩素酸ナトリウムの含有率が50質量%以下のものに限る。）に係る要件

1.9.1 塩素酸ナトリウム水溶液を積載していたタンクに他の貨物を積載する場合は、あらかじめ水洗い又はパーシングにより当該タンク及び関連の装置を完全に洗浄すること。

1.9.2 漏えいした塩素酸ナトリウム水溶液は直ちに洗い流すこと。火災の危険性を最小にするために、漏えいした塩素酸ナトリウム水溶液を乾燥させないこと。

1.10 硫黄（溶融状のものに限る。）に係る要件

1.10.1 硫黄を積載しているタンク内の空間における硫化水素の濃度を爆発下限界の2分の1（体積比1.85%）以下に維持するため、硫黄を積載するタンクには通風装置を備え付けること。

1.10.2 硫黄を積載するタンク内の硫黄から発生するガスの濃度を低く保つために機械通風装置を備え付ける場合は、当該通風装置の故障時に警報を発する警報装置を備え付けること。

1.10.3 硫黄を積載するタンクの通風装置は、当該通風装置内に硫黄が付着することを防ぐように設計されたものであること。

1.10.4 硫黄を積載するタンクに隣接する空所の開口は、水、硫黄及び硫黄から発生する蒸気の侵入を防ぐように設計されたものであること。

1.10.5 硫黄を積載するタンクに隣接する空所には、蒸気を採取し、かつ、分析することができるような接続具を備え付けること。

1.10.6 硫黄の温度を摂氏155度以下に維持するための温度制御装置を備え付けること。

1.10.7 電気設備は硫黄から発生する蒸気に対して安全が保証されているものであること。

1.11 酸に係る要件

1.11.1 船体外板は、当該危険物を積載するタンクの囲壁として使用しないこと。

1.11.2 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、当該危険物を積載する鋼製のタンク及び関連の管装置に耐食材料によるライニングを施すことができる。ライニング材料は、母材の弾性以上の弾性を有するものであること。

1.11.3 当該危険物を積載するタンクの材料が耐食性のものか又はライニングが施されたものである場合を除き、当該タンクの板厚は、当該危険物による腐しよくを考慮したものであること。

1.11.4 荷役用マニホールド連結管のフランジ部には、当該危険物の噴出の危険を防ぐための覆い及び当該危険物の甲板上への漏えいを防ぐための受け皿を取り付けること。

1.11.5 当該危険物から発生する可能性のある水素が漏えいし、又は蓄積するおそれのある場所の電気設備は、水素と空気の混合気体中での使用に適したものであること。これらの場所には、発火源となる機器及び設備を設けないこと。

1.11.6 当該危険物は、燃料油タンクから隔離して積載すること。

1.11.7 当該危険物を積載するタンクに隣接する場所への当該危険物の漏えいを検知するための装置を備え付けること。

1.11.8 当該危険物に係る貨物ポンプ室のビルジ吸引設備及び排出設備の材料は、耐しよく性のあるものであること。

1.12 有毒物質に係る要件

1.12.1 当該危険物を積載するタンクの通気装置の排気口は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 暴露甲板（甲板タンクの場合にあつては、 GANGウェイ）上船舶の幅の3分の1又は6メートルのうちいずれか大きい方の値以上の高さを有する位置に設けられたものであること。
- (2) 船楼間 GANGウェイから水平方向に6メートル以内に距離を有する位置に設ける場合は、当該 GANGウェイ上6メートル以上の高さを有する位置に設けられたものであること。
- (3) 居住区域及び業務区域に至る開口及び空気取入口から15メートル以上の距離を有する位置に設けられたものであること。

(1)及び(2)の規定にかかわらず、蒸気と空気の混合気体を垂直上方に毎秒30メートル以上の速度で排気することができる船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める高速排気装置を備え付ける場合は、排気口の高さは、暴露甲板（甲板タンクの場合にあつては、 GANGウェイ）上又は船楼間 GANGウェイ上3メートルまで減じることができる。

1.12.2 当該危険物を積載するタンクの通気装置には、陸上施設への戻し管に対する連結装置を設けること。

1.12.3 当該危険物を積載するタンク、管装置及び通気装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) タンクは、燃料油タンクに隣接していないこと。

(2) 管装置は、他の管装置から分離され、かつ、燃料タンクを貫通していないこと。

(3) 通気装置は、有毒でない貨物を積載するタンクから分離されていること。

1.12.4 当該危険物を積載するタンクの圧力逃し弁の設定圧力は、少なくとも0.02メガパスカルとする。

1.13 自己反応を抑制する必要がある貨物に係る要件

1.13.1 重合、分解、酸化又はその他の化学的変化（以下「重合等」という。）を防止するため、当該危険物への安定剤の投入又は当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間の環境制御を行うこと。

1.13.2 当該危険物を積載するタンク及び当該危険物の荷役装置は、触媒として作用したり又は安定剤の効果を損なうおそれのある材料を使用していないものであり、かつ、そのような汚染物質が除去されたものであること。

1.13.3 製造業者から次に掲げる事項を記載した安定化済証明書を手し、船内に保管すること。ただし、タンク及び関連の管装置の環境制御をする場合（1.13.5.1及び1.13.5.2ただし書に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

(1) 添加した安定剤の名称及び量

(2) 添加した安定剤の酸素依存性

(3) 安定剤を添加した日付及び有効期間

(4) 安定剤の有効期間の保証温度範囲

(5) 航海期間が安定剤の有効期間を超える場合にとるべき措置

1.13.4 当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間の環境制御は、規則第299条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき行われるものであること。ただし、当該危険物の重合等を防止するために安定剤を投入する場合は、この限りでない。

1.13.5.1 重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合であって、次に掲げる場合においては、積荷中及び運送中には、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化しないこと。ただし、揚荷の開始前に、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間を不活性化すること。

(1) 規則第298条の規定により貨物タンク及び関連の管装置の環境制御（封入法による環境制御にあつては、ガスを用いるものに限る。）を行うべき場合

(2) 規則第324条第2項で準用する規則第328条第3項の規定により固定式イナーート・ガス装置を操作すべき場合

1.13.5.2 重合等を防止するために酸素に依存する安定剤を投入した危険物を運送する場合であって、前節に掲げる場合以外の場合には、3,000m³以下のタンクを用いて運送を行うこと。ただし、揚荷の開始前に不活性化を行う場合は、この限りでない。

1.13.6 当該危険物を積載するタンクの通気装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 当該危険物から生成される重合等生成物による閉塞が起こらないように設計されていること。

(2) 定期的に作動状況の適否を点検できること。

1.13.7 当該危険物が結晶化又は凝固しないように十分な注意を払うこと。当該危険物の加熱装置が必要な場合には、当該加熱装置は、当該危険物を危険な重合等が起こる温度まで過熱するおそれのないものであること。水蒸気コイルにより当該危険物の過熱が起きるおそれのある場合には、間接式の低温加熱装置を使用すること。

1.14 摂氏37.8度において0.1013メガパスカル（絶対圧力）より高いガス圧力を有する貨物に係る要件

1.14.1 当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置が、摂氏45度における当該危険物のガス圧力に耐えるように設計されている場合を除き、機械冷却装置を備え付けること。

1.14.2 機械冷却装置は、当該危険物の温度を当該危険物のガス圧力が当該危険物を積載するタンクの設計圧力に等しくなる温度以下に維持するものであること。

1.14.3 1.14.1の規定にかかわらず、航行する区域及び期間並びに年間の航海の回数を考慮して船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、機械冷却装置を備え付けることを要しない。

1.14.4 当該危険物の荷役中に、当該危険物から発生するガスを陸上に戻すための連結装置を備え付けること。

1.14.5 当該危険物を積載するタンクには、当該タンク内の蒸気空間の圧力を示す圧力計を備え付けること。

1.14.6 当該危険物を冷却する必要がある場合には、当該危険物を積載するタンクの頂部及び底部に温度計を備え付けること。

1.14.7.1 タンクに積載する当該危険物の容積は、基準温度においてタンク容積の98%以下であること。

1.14.7.2 タンクに積載する当該危険物の容積は、次の算式により算定した値以下であること。

$$V_1 = 0.98V(\rho_r / \rho_l)$$

この場合において、

V_1 は、積載できる最大容積

V は、タンクの容積

ρ_r は、基準温度における当該危険物の比重

ρ_l は、積載温度における当該危険物の比重

1.14.7.3 船長は、当該危険物を積載する各タンクの積載温度及び基準温度における最大許容充てん限度の一覧表であつて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長によって承認されたものの写しを船内に保管すること。

1.15 硫化水素を生成する物質に係る要件

当該危険物を運送する船舶は、硫化水素の漏えいを検知するための装置を備え付けること。規則第297条第1項のガス検知装置が硫化水素の漏えいを検知できる場合には、当該装置を備え付ければ足りる。

1.16 貨物の混合に係る要件

1.16.1 当該危険物には、水酸化ナトリウム水溶液等のアルカリ性の物質又は硫酸等の酸性の物質が混入しないように、適切な措置を講ずること。

1.16.2 当該危険物を運送する場合は、次に掲げる基準によること。

- (1) 当該危険物に水が混入しないように、適切な措置を講じること。
- (2) 当該危険物を積載するタンクの圧力真空逃し弁の空気取入れ口は、暴露甲板上2メートル以上の高さを有する位置に設けること。
- (3) 水及び水蒸気を当該危険物の温度制御装置の熱媒体として使用しないこと。
- (4) 専用バラスタンク又は水タンクに隣接するタンクには、当該危険物を積載しないこと。ただし、これらのタンクが空であり、かつ、乾燥状態である場合は、この限りでない。
- (5) バラスト、スロップ又は当該危険物と危険な反応を起こすおそれのある水分を含有する貨物を積載したタンクには、当該危険物を積載しないこと。バラスト、スロップ又は当該危険物と危険な反応を起こすおそれのある水分を含有する貨物を積載したタンクに接続するポンプ、管及び通気管系は、当該危険物を積載しているタンクに接続するポンプ、管及び通気管系から分離したものであること。スロップタンクに接続する管及びバラスタ管系は、パイプトンネル内に収納した場合を除き、当該危険物を積載するタンク内を通さないこと。

1.17 強化通風に係る要件

規則第286条の規定により備え付ける当該危険物に係る貨物ポンプ室の通風装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 一時間につき当該通風装置を備え付ける場所の容積の45倍以上の空気を換気することができること。
- (2) 排気ダクトは、居住区域、作業区域及びこれらに類似した場所の開口及び通風装置の吸入口から10メートル以上の距離を有する位置に設けられていること。
- (3) タンク甲板上4メートル以上の高さを有する位置で排気すること。

1.18 特別な貨物ポンプ室に係る要件

当該危険物に係る貨物ポンプは、甲板と同じ高さに配置された貨物ポンプ室又は貨物タンク内に備え付けること。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

1.19 オーバーフロー制御に係る要件

- 1.19.1 この要件は、当該危険物の計測装置に係る要件に追加して適用すること。
- 1.19.2 当該危険物の安全な積荷に不可欠な装置の動力源が故障した場合は、関係する積荷作業員に警報を発すること。
- 1.19.3 当該危険物の安全な積荷に不可欠な装置の動力源が故障した場合は、積荷作業を直ちに中止すること。
- 1.19.4 当該危険物の液面警報装置は、積荷に先だって試験することができるものであること。
- 1.19.5 1.19.6の高位液面警報装置は、1.19.7のオーバーフロー制御装置及び当該危険物の計測装置から独立しているものであること。
- 1.19.6 当該危険物を積載するタンクには、1.19.4及び1.19.5に適合し、かつ、当該タンク内の液面が満載状態に達した場合に可視可聴警報を発する高位液面警報装置を備えていること。この場合において、当該警報装置は、1.19.2及び1.19.3の安全な積荷に不可欠な装置とする。
- 1.19.7 当該危険物を積載するタンクには、次に掲げる要件に適合するオーバーフロー制御装置を備え付けなければならない。
 - (1) 通常積荷時において、液面が満載状態を超える場合に積荷が停止されなかった場合に作動すること。
 - (2) 船内にいる積荷作業員に可視可聴警報を発すること。
 - (3) 陸上のポンプ若しくは弁又は船舶の弁が遮断された場合に、規定の信号を発すること。
 - (4) 船上において自動操作弁を使用していないこと。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

1.19.8 当該危険物の積荷速度は、次の算式により算定した値以下であること。

$$Lr=3600U/t$$

この場合において、

Lrは、最大積荷速度 (m³/h)

U は、信号を発する液面におけるタンク内の空間の容積 (m³)

t は、信号を発してから、タンクへの貨物の流れが完全に停止するまでに要する時間 (積荷作業員の信号に対する反応時間、ポンプ停止及び弁の閉鎖に要する時間等の連続動作の合計時間) (秒)

また、当該危険物の積荷速度を決定するにあたっては、管装置の設計圧力を考慮に入れること。

1.20 硝酸アルキルに係る要件

- 1.20.1 貨物の運送温度は、自己発熱分解反応を防止するため、摂氏10度以下に保持すること。
- 1.20.2 甲板上にすえ付けられた压力容器によって運送する場合は、次に掲げる要件によること。
 - (1) タンクは火気から十分に隔離されていること。
 - (2) 当該危険物の温度を摂氏100度以下に保持し、かつ、摂氏650度の火気にさらされた場合であっても1時間当たり摂氏1.5度以上当該危険物の温度が上昇しないように散水装置を備え付けること。

1.21 温度感知装置に係る要件

当該危険物に係る貨物ポンプには、故障による過熱を防止するため、当該貨物ポンプの温度を監視できる感知装置を備え付けなければならない。

2 過度の熱にさらしてはならない貨物に係る要件

- 2.1 当該危険物は、反応を起こすおそれのある高温の貨物から適当に隔離して積載し、かつ、運送すること。
- 2.2 当該危険物を積載するタンク内の加熱コイルは、ブラインドフランジで切り離すか、又は同等の手段で保護すること。
- 2.3 当該危険物を防熱されていない甲板タンクに積載しないこと。
- 2.4 貨物の温度上昇を避けるため、甲板上的タンクに積載して運送してはならない。

3 化学廃液に係る要件

- 3.1 当該危険物を運送する船舶は、輸出国の関係当局が発給した化学廃液運送許可書を当該船内に備え付けていること。
- 3.2 当該危険物は本表に規定する要件に従って運送すること。ただし、当該危険物が表中「品名」の欄に記載されている当該危険物以外の危険物を含有していることが明らかな場合にあっては、次に掲げる含有されている危険物（以下「含有危険物」という。）の数量の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に従って運送しなければならない。
- (1) 1 本表に規定する含有危険物の要件
 - (2) 2以上 本表に規定する含有危険物ごとの各要件を比較して、それぞれ最も厳しい要件
- 13 表中次に掲げる肩文字が付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 「a」 引火点が摂氏60度以下の引火性溶剤を含む危険物にあっては、引火性ガス検知装置を備えなければならない。
 - (2) 「b」 当該危険物の屋外火災の消火のためには、水が適する。しかし、危険ガスの発生を防ぐために当該危険物を積載している周囲のタンクに水が混入しないようにしなければならない。
 - (3) 「c」 電気設備の要件は、摂氏60度を超える引火点を有する物質に係るものと同じものとするができる。
 - (4) 「d」 引火点が摂氏60度以下の異性体に限る。
 - (5) 「f」 ドライケミカルは、消火剤として使用してはならない。
 - (6) 「g」 閉囲された場所にあつては、ぎ酸蒸気と分解生成成分の一酸化炭素ガスを計測しなければならない。
 - (7) 「i」 表中危険性の欄が「S」となる物質（粗製ベンゼンを除く。）及び海洋汚染防止法施行令別表第一に掲げるX類物質等を含むものを除く。
 - (8) 「j」 特定の耐アルコール泡のみが有効な消火剤であることを示す。
 - (9) 「m」 植物油、動物性脂肪及び魚油の精製の際に生ずるものに限る。
 - (10) 「α」 既に液体化学薬品の船型の評価がされているものについては、xとする。
 - (11) 「β」 既に液体化学薬品の危険性の評価がされているものについては、xとする。
 - (12) 「γ」 海洋汚染防止法施行令別表第一に掲げるX類物質等又はY類物質等に該当するものに限る。

別表第9（第4条関係）

危 険 物		数量又は質量
分 類	品 名	
火薬類	小火器用実包（猟用又はスポーツ用のものを除く。）又は小火器用空包	200 個
	小火器用実包（猟用又はスポーツ用のものに限る。）	400 個
	黒色火薬、無煙火薬（いずれも猟用又はスポーツ用のものに限る。）又は煙火（玩具用のもの）	1kg
	導火線	3kg
	火工品（救命信号用のもの）	2 個
高圧ガス	消火器又は薬品類	2 本
	喫煙用ガスライター又はこれに準ずるもの（液化石油ガスを充てんしているもの）	10kg
	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 44 条第 1 項の容器検査に合格している高圧容器（液化石油ガスを充てんしているもの）	10kg
	産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、日本産業規格「カセットこんろ用燃料容器」に適合するものとして、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成 17 年厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令第 6 号）第 1 条第 1 項の規定に基づく表示を付されたもの又はこれと同等以上の効力を有するもの（液化石油ガスを充てんしているもの）	10kg
引火性液体類	殺虫殺菌剤類（液体）（引火性かつ毒性のもの）又は薬品類	3kg
	塗料、ガソリン又は灯油	20kg
	喫煙用ガスライター（燃料油入りのもの）	10kg
可燃性物質類	セルロイド	1kg
	安全マッチ又は薬品類	3kg
	シウ脳、ナフタレン、油性加工紙又は繊維	5kg
	フィルム（ニトロセルロースベースのもの）	20kg
酸化性物質類	高度さらし粉又は普通さらし粉	3kg
毒物類	試薬として使用される毒物であつて容器等級がⅡ又はⅢのもの	3kg
腐食性物質	蓄電池	2 個
	消火液（腐しよく性のもの）又は薬品類	3kg
有害性物質	ドライアイス	5kg

- 備考 1 数量は、携帯者 1 人について定めたものである。
2 質量は、容器及び包装の質量を含めたものである。

別表第10から別表第12 削除

別表第 13（第 14 条関係）

危 険 物		積 載 の 方 法	
分 類	品 名		
	日 本 語 名		英 語 名
可燃性物質	アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN1395	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で 3 日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>九 自蔵式呼吸具を 2 組以上備えること。</p> <p>十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。</p> <p>十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十二 積載場所の水素、リン化水素、ヒ化水素及びシランの濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十三 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十四 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
	アルミニウムシリコン粉末 （表面を被覆していないもの） UN1398	ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED UN1398	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p>

（船舶による危険物の運送基準等を定める告示）

		<p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>九 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。</p> <p>十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。</p> <p>十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十二 貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>十三 積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十五 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
<p>アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。） UN3170</p>	<p>ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS UN3170</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>九 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。</p> <p>十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではな</p>

		<p>い。</p> <p>十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十二 貨物から発生する水素、アンモニア及びアセチレンその他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>十三 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレンの濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十五 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
<p>コプラ （乾燥したもの） UN1363</p>	<p>COPRA （dry） UN1363</p>	<p>一 燃料油タンクその他の加熱面に隣接して積載しないこと。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次の事項を確認すること。</p> <p>イ 貨物が 1 ヶ月以上外気にさらしたものであること。</p> <p>ロ 貨物の水分が 5 % 以下であること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>十一 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p>
<p>フェロシリコン UN1408 （ケイ素の含有率が 30 質量 % 以上 90 質量 % 未満のもの） （ブリケットを含む）</p>	<p>FERROSILICON UN1408 with 30% or more but less than 90% silicon (including briquettes)</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p>

む。)	<p>切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 (自己発熱しやすい形状のもの)</p>	<p>FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS</p>	<p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。</p> <p>八 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。</p> <p>九 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。</p> <p>十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十二 通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十三 航海中、前号の濃度を少なくとも1日に3回計測し、計測記録を船内に保管すること。</p> <p>十四 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十五 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。</p> <p>十六 携帯型の照明は、防爆型のものであること。</p> <p>十七 陸揚げ前及び陸揚げ後から清掃前までの間に、積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。</p> <p>十八 積載場所で作業を行う場合、水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を30分おきに計測すること。</p> <p>十九 積載場所の空気中のリン化水素濃度が0.3ppm、ヒ化水素濃度が0.05ppmを超えた場合、又は酸素濃度が18%未満になった場合は、当該場所への立入りを禁止すること。</p> <p>二十 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p> <p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッ</p>
-----	--	--	---

	<p>UN2793 in a form liable to self-heating</p>	<p>チを閉鎖すること。</p> <p>六 航海開始前、貨物を転圧すること。</p> <p>七 積載場所を清掃し、残滓（サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。）を除去すること。</p> <p>八 船積み前及び船積み中、貨物の温度を計測すること。</p> <p>九 船積み前、貨物の温度が摂氏 55 度以下であることを確認すること。</p> <p>十 船積み中、積載場所の貨物の表面温度が摂氏 90 度を超えた場合には、船積みを中止し、当該貨物の温度が摂氏 85 度以下になるまで船積みを再開しないこと。</p> <p>十一 航海開始前、積載された貨物の温度が摂氏 65 度未満であり、当該貨物の温度が 8 時間以上上昇がないことを確認すること。</p> <p>十二 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十三 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>十四 前号の計測は積載場所に立ち入ることなく実施すること。ただし、自蔵式呼吸具を 2 組以上船舶に備えている場合には、この限りでない。</p> <p>十五 陸揚げ時には、自蔵式呼吸具を装着した訓練された者、又は当該呼吸具と同等の機能を有する呼吸具を装着した者以外の積載場所への立入りを禁止すること。</p> <p>十六 前号の立入りは、通風を行った後に行うこと。</p> <p>十七 陸揚げ後、残滓を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウエルから、漏れた油を取り除くこと。</p>
<p>酸化鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過程から生じたもの) [海綿鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過程から生じたもの)]</p>	<p>IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT UN1376 obtained from coal gas purification</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が冷却され、かつ、8 週間以上外気に通じたものであることを確認すること。</p> <p>八 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>九 積載場所の酸素及びシアン化水素の濃度を計測するための機器（空気中に酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録</p>

		を船内に保管すること。
<p>硫化金属精鉱 (自己発熱特性を有するもの) * UN3190</p>	<p>METAL SULPHIDE CONCENTRATES, SELF-HEATING UN3190</p>	<p>一 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷操りすること。</p> <p>五 船積み前及び船積み中、貨物の温度を計測すること。</p> <p>六 船積み前、貨物の温度が摂氏 55 度以下であることを確認すること。</p> <p>七 積載場所に立ち入ることなく、貨物の温度を摂氏 0 度から 100 度までの範囲で計測できるようにすること。</p> <p>八 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。</p> <p>九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>十 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十一 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>十二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十三 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>十六 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測す</p>

		<p>るための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十七 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p>
<p>シードケーキ (a) UN1386 (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が 10 質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が 20 質量%を超えるものに限る。)</p>	<p>SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (a) mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined</p>	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>六 船積み前、貨物の温度が周囲温度に 10 度加えた温度又は摂氏 55 度のいずれか低い方の温度より低いことを確認すること。</p> <p>七 船積み前、貨物を養生すること。</p> <p>八 航海中は貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。</p> <p>九 貨物の温度が摂氏 55 度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十一 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十二 航海中、積載場所を機械式通風装置により通風しないこと。</p> <p>十三 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>十四 前各号の規定にかかわらず、船積み地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、次欄に掲げる要件に従い運送することができる。</p>
<p>シードケーキ (b) UN1386 (溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の種子であって、油の含有率が 10 質量%以下のもの又は油と水分の含有率が 20 質量%以下（水分含有率が 10 質量%を超える場合に限る。）のもの)</p>	<p>SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (b) solvent extractions and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined</p>	<p>一 積載場所と機関室の間の隔壁が A60 級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で 3m 以上離して積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。</p> <p>七 船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を確認すること。</p> <p>八 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>

<p>のに限る。)</p>		<p>と。</p> <p>九 船積み前、貨物を養生すること。</p> <p>十 航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。</p> <p>十一 貨物の温度が摂氏 55 度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十二 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十三 前号の規定にもかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険がある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。</p> <p>十四 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十五 積載期間が 5 日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。</p> <p>十六 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。</p> <p>十七 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十八 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。</p> <p>十九 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>二十 積載場所のハッチは風雨密であること。</p>
<p>シードケーキ UN2217 (油の含有率が 1.5 質量%以下で水の含有率が 11 質量%以下のものに限る。) (採油後の大豆かすであって、油の含有率が 1.5 質量%以下で水の含有率が 11 質量%以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しないものを除く。)</p>	<p>SEED CAKE UN2217 with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture</p>	<p>一 積載場所と機関室の間の隔壁が A60 級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で 3m 以上離して積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。</p> <p>七 船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を確認すること。</p> <p>八 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>九 航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。</p> <p>十 貨物の温度が摂氏 55 度以上の場合、通風しないこと。</p>

		<p>十一 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十二 前号の規定にもかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険がある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。</p> <p>十三 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十四 積載期間が5日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。</p> <p>十五 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。</p> <p>十六 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十七 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。</p> <p>十八 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>十九 積載場所のハッチは風雨密であること。</p>
<p>硫黄 UN1350 (粉砕された塊及び粗粒)</p>	<p>SULPHUR UN1350 (crushed lump and coarse grained)</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>四 積載場所の内底板の腐食を防止するための措置をとること。</p> <p>五 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>六 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。</p> <p>七 貨物が硫黄華(硫黄の微粉のみで構成される物質)に該当しないことを確認すること。</p> <p>八 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>九 積載場所のビルジは定期的に排出すること。</p> <p>十 積載場所及び貨物(当該貨物の粉じんを含む。)に接触したおそれのある構造物の掃き掃除を禁止すること。</p> <p>十一 積載場所及び貨物(当該貨物の粉じんを含む。)に接触したおそれのある構造物は、清水で洗い流した後、乾燥させること。</p> <p>十二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>

<p>亜鉛灰 UN1435 [亜鉛ドロス UN1435] [亜鉛残渣 UN1435] [亜鉛滓 UN1435]</p>	<p>ZINC ASHES UN1435</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において船積みをしていないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 七 船積み前、船長は、貨物が濡れたことがないことを確認すること。 八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 九 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十一 積載場所の水素濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十二 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十三 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
<p>酸化性物質</p> <p>硝酸アルミニウム UN1438</p>	<p>ALUMINIUM NITRATE UN1438</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしていないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>
<p>硝酸アンモニウム UN1942 (可燃性の物質(炭素として計算される有機物を含む。)の含有率が 0.2 質量% 以下のものであって、他の添加</p>	<p>AMMONIUM NITRATE UN1942 with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance, calculated as carbon to</p>	<p>一 積載場所に熱源又は発火源を置かないこと。 二 可燃性物質（液体のものに限る。）、塩素酸塩、塩化物、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過マンガン酸塩及び綿その他の繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。 三 前号の物質以外の物質と、同一の船倉又は区画に積載しないこと。 四 積載場所と機関室の間の隔壁が A60 級である場合</p>

物を含まないものに限る。)

the exclusion of any other added substance

を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で 3m 以上離して積載すること。

五 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。

六 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。

七 雨中において荷役作業をしないこと。

八 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

九 燃料タンクに隣接して積載しないこと。ただし、積載中、当該タンクを加熱しない場合においてはこの限りでない。

十 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

十一 船積み前、貨物の温度が摂氏 40 度以下であることを確認すること。

十二 船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。

十三 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。

十四 船積み中、燃料油の補給を禁止すること。

十五 船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。

十六 貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。

十七 荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。

十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。

十九 積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。

二十 積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。

二十一 積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。

二十二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。

二十三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

二十四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

二十五 航海中、積載場所を通風しないこと。

二十六 積載場所のハッチは風雨密であること。

		<p>二十七 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>二十八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>二十九 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
<p>硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 (地方運輸局長が承認したものに限る。)</p>	<p>AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2067</p>	<p>一 可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。</p> <p>二 前号の物質以外の物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 熱源若しくは発火源と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>四 燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏 50 度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。</p> <p>五 積載場所と機関室の間の隔壁が A60 級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で 3m 以上離して積載すること。</p> <p>六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>七 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>八 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>九 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>十 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>十一 船積み前、貨物の温度が摂氏 40 度以下であることを確認すること。</p> <p>十二 船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。</p> <p>十三 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十四 船積み中、燃料油の補給を禁止すること。</p> <p>十五 船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。</p> <p>十六 貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。</p> <p>十七 荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。</p> <p>十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる</p>

		<p>作業を禁止すること。</p> <p>十九 積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>二十 積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十一 積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。</p> <p>二十二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>二十三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>二十四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>二十五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>二十六 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>二十七 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>二十八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>二十九 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
硝酸バリウム UN1446	BARIUM NITRATE UN1446	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p>
硝酸カルシウム UN1454 (主として硝酸カルシウム・硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシ	CALCIUM NITRATE UN1454	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p>

<p>ウム肥料であつて、全硝酸アンモニウム量が 10 質量%以下であり、かつ、結晶水の含有率が 12 質量%以上のものを除く。)</p>		<p>六 貨物を可燃物と隔離して積載すること。 七 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 八 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九 航海中、積載場所を通風しないこと。 十 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
<p>硝酸鉛 UN1469</p>	<p>LEAD NITRATE UN1469</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において船積みをしなないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
<p>硝酸マグネシウム UN1474</p>	<p>MAGNESIUM NITRATE UN1474</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 四 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>
<p>硝酸カリウム UN1486</p>	<p>POTASSIUM NITRATE UN1486</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしなないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。 八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>

	硝酸ナトリウム UN1498	SODIUM NITRATE UN1498	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
	硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物 UN1499	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE UN1499	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
腐食性物質	硫化金属精鉱（腐食性を有するもの）* UN1759	METAL SULPHIDE CONCENTRATES, CORROSIVE UN1759	一 自然発火性物質及び腐食性物質に該当するものとして、別表第十五の規定により隔離すること。 二 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハ

(船舶による危険物の運送基準等を定める告示)

			<p>ッチを閉鎖すること。</p> <p>五 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>六 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>九 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十一 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十二 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十三 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>十四 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十五 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十六 陸揚げ後、積載場所を洗い流し、かつ、乾燥させること。</p>
有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2071	<p>一 可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。</p> <p>二 前号の物質以外の物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 熱源若しくは発火源と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>四 燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏 50 度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。</p> <p>五 積載場所と機関室の間の隔壁が A60 級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で 3m 以上離して積載すること。</p> <p>六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>七 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p>

		<p>八 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>九 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>十 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>十一 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十二 船積み中、燃料油の補給を禁止すること。</p> <p>十三 船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。</p> <p>十四 貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。</p> <p>十五 貨物の自然分解の速度が 0.25m/h 以下であること。</p> <p>十六 荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。</p> <p>十七 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>十九 積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十 積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。</p> <p>二十一 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>二十二 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>二十三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>二十四 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>二十五 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>二十六 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>二十七 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>二十八 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
<p>ヒマの実 (危険性がないよ)</p>	<p>CASTOR BEANS UN2969</p>	<p>一 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p>

<p>うに十分な熱処理を施したものを除く。)</p> <p>UN2969</p>		<p>二 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジュエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>七 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。</p>
<p>魚粉 (安定化されているもの) (抗酸化剤入りのもの)</p> <p>UN2216</p>	<p>FISH MEAL (FISH SCRAP) , STABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated</p>	<p>一 自然発火性物質に該当するものとして、別表第十五の規定により隔離すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、貨物の温度が摂氏 35 度以下又は周辺温度に 5 度を加えた温度以下であることを確認すること。</p> <p>八 船積み前、抗酸化剤の添加その他の貨物の安定化のための措置を講じること。</p> <p>九 船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより水分その他の貨物に関する情報を確認すること。</p> <p>十 積載場所の空気中の酸素濃度を計測する機器を船舶に備えること。</p> <p>十一 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>十二 貨物の温度が摂氏 55 度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十三 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十四 航海中、貨物を低温で乾燥した状態に保つこと。</p> <p>十五 航海中、貨物の温度を 1 日に 3 回計測し、計測記録を船内に保管すること。</p>
<p>鉛及び亜鉛を含む煙じん*</p>	<p>FLUE DUST, CONTAINING LEAD AND ZINC</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の</p>

		<p>船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
銅及び鉛を含むマット	MATTE CONTAINING COPPER AND LEAD	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>

別表第14 (第15条関係)

危険物	火薬類(等級が1・1・1、1・2又は1・5のもの)	火薬類(等級が1・3又は1・6のもの)又は副次危険性等級が1の危険物	火薬類(等級が1・4のもの)	高圧ガス(等級が2・1のもの)又は副次危険性等級が2.1のもの	高圧ガス(等級が2.2のもの)	高圧ガス(等級が2.3のもの)	引火性液体類又は副次危険性等級が3の危険物	可燃性物質又は副次危険性等級が4.1の危険物	自然発火性物質又は副次危険性等級が4.2の危険物	水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物	酸化性物質又は副次危険性等級が5.1の危険物	有機過酸化物	毒物又は副次危険性等級が6.1の危険物	病毒をうつしやすい物質	放射線物質等	腐食性物質又は副次危険性等級が8の危険物	有害性物質
火薬類(等級が1.1、1.2又は1.5のもの)				4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	4	2	4	×
火薬類(等級が1.3又は1.6のもの)又は副次危険性等級が1の危険物				4	2	2	4	3	3	4	4	4	2	4	2	2	×
火薬類(等級が1.4のもの)				2	1	1	2	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×
高圧ガス(等級が2.1のもの)又は副次危険性等級が2.1のもの	4	4	2	×	×	×	2	1	2	2	2	2	×	4	2	1	×
高圧ガス(等級が2.2のもの)	2	2	1	×	×	×	1	×	1	×	×	1	×	2	1	×	×
高圧ガス(等級が2.3のもの)	2	2	1	×	×	×	2	×	2	×	×	2	×	2	1	×	×
引火性液体類又は副次危険性等級が3の危険物	4	4	2	2	1	2	×	×	2	2	2	2	×	3	2	×	×
可燃性物質又は副次危険性等級が4.1の危険物	4	3	2	1	×	×	×	×	1	×	1	2	×	3	2	1	×
自然発火性物質又は副次危険性等級が4.2の危険物	4	3	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	1	3	2	1	×
水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物	4	4	2	2	×	×	2	×	1	×	2	2	×	2	2	1	×
酸化性物質又は副次危険性等級が5.1の危険物	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2	2	2	1	3	1	2	×
有機過酸化物	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	3	2	2	×
毒物又は副次危険性等級が6.1の危険物	2	2	×	×	×	×	×	×	1	×	1	1	1	×	×	×	×
病毒をうつしやすい物質	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1	3	3	×	×
放射線物質等	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	×	3	2	×	×
腐食性物質又は副次危険性等級が8の危険物	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2	×	×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考 1 ×印は、隔離を要しないことを示す。

2 一方の危険物が非開放型のコンテナ又は自動車等に収納されている場合にあつては、表中の1及び2を、それぞれ、×印及び1と読み替えることとする。

3 表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

	1	2	3	4
甲板上積載	水平距離で3m以上離して積載すること。	水平距離で6m以上離して積載すること。	水平距離で12m以上離して積載すること。	船首尾方向に24m以上離して積載すること。
甲板下積載	同一の船倉又は区画に積載することができる。ただし、水平距離で3m以上離すこと。	別の船倉又は区画に積載すること。	一船倉又は一区画以上離して積載すること。	船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

4 甲板上積載される危険物と甲板下積載される危険物相互の隔離の方法は、表中の1及び2については隔離を要せず、表中の3については船倉又は区画を介在する場合を除き水平距離で12m以上離して、また、表中の4については船首尾方向に24m以上離し、かつ、船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。

5 別表第1の隔離の欄において、品名の異なる危険物との隔離が規定されている場合は、別表第1の隔離の規定によることとする。

6 別表第1の隔離の欄に規程がない場合であつて、相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがない場合は、等級が同じ危険物は、副次危険性等級にかかわらず隔離することを要しない。

別表第14の2（第15条関係）

火薬類の 隔離区分	火薬類の 隔離区分													
	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	N	S	
A	—	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
B	※	—	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	—
C	※	※	—	-(6)	-(6)	※	-(1)	※	※	※	※	※	-(4)	—
D	※	※	-(6)	—	-(6)	※	-(1)	※	※	※	※	※	-(4)	—
E	※	※	-(6)	-(6)	—	※	-(1)	※	※	※	※	※	-(4)	—
F	※	※	※	※	※	—	※	※	※	※	※	※	※	—
G	※	※	-(1)	-(1)	-(1)	※	—	※	※	※	※	※	※	—
H	※	※	※	※	※	※	※	—	※	※	※	※	※	—
J	※	※	※	※	※	※	※	※	—	※	※	※	※	—
K	※	※	※	※	※	※	※	※	※	—	※	※	※	—
L	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-(2)	※	※
N	※	※	-(4)	-(4)	-(4)	※	※	※	※	※	※	※	-(3)	-(5)
S	※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	-(5)	—

- 備考 1 A、B、C、D、E、F、G、H、J、K、L、N及びSは、別表第1の隔離区分の欄に定める隔離区分とする。
- 2 ※印は、火薬類相互の隔離（「甲板上積載をする場合は、6m以上離して積載すること又はコンテナへの混載の禁止、甲板下積載をする場合は、同一の船倉、区画又はコンテナへの混載の禁止を示す。この場合において、船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所であること。」をいう。以下同じ。）を要することを示す。
- 3 表中「—」は、隔離を要しないことを示し、表中の数字は、次の要件を示す。
- (1) 隔離区分がGの爆発性物品（煙火、発煙弾及び催涙弾を除く。）を隔離区分がC、D又はEの爆発性物品と積載する場合は、同一の船倉、区画又はコンテナ等に爆発性物質を積載してはならない。
 - (2) 同一の品名の場合に限る。
 - (3) 当該火薬類相互間の作用により爆発する危険がない等級1.6の火薬類に限る。
 - (4) 隔離区分がNの火薬類は、隔離区分がC、D又はEの火薬類とは火薬類相互の隔離を要しないことを示す。
 - (5) 隔離区分がNの火薬類と隔離区分がSの火薬類を同一の船舶に積載する場合、これらの火薬類は、隔離区分をNとして積載する。
 - (6) 隔離区分がC、D及びEの火薬類（物品に限る。）は隔離区分をEとして積載し、隔離区分C及びDの火薬類（物品を除く。）は隔離区分を正味薬量の多い方の隔離区分として積載する。
- 4 別表第1の隔離の欄において、品名の異なる危険物との隔離が規定されている場合は、別表第1の隔離の規定によること。

別表第15 (第15条関係)

危険物 危険物等 (固体) (ばら積みして運送するもの)	の火薬類 (等級が1・1、1・2又は1・5のもの)	火薬類 (等級が1・3又は1・6のもの) 又は副次危険等級が1の危険物	火薬類 (等級が1・4のもの)	高圧ガス (等級が2・1のもの) 又は副次危険等級が2・1のもの	高圧ガス (等級が2・2又は2・3のもの)	引火性液体類 又は副次危険等級が3の危険物	可燃性物質 又は副次危険等級が4・1の危険物	自然発火性物質 又は副次危険等級が4・2の危険物	水反応可燃性物質 又は副次危険等級が4・3の危険物	酸化性物質 又は副次危険等級が5・1の危険物	有機過酸化物	毒物 又は副次危険等級が6・1の危険物	病毒をうつしやすい物質	放射性物質等	腐食性物質 又は副次危険等級が8の危険物	有害性物質
可燃性物質	4	3	2	2	2	2	×	1	×	1	2	×	3	2	1	×
自然発火性物質	4	3	2	2	2	2	1	×	1	2	2	1	3	2	1	×
水反応可燃性物質	4	4	2	2	×	2	×	1	×	2	2	×	2	2	1	×
酸化性物質	4	4	2	2	×	2	1	2	2	×	2	1	3	1	2	×
毒物	2	2	×	×	×	×	×	1	×	1	1	×	1	×	×	×
放射性物質等	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	×	3	×	2	×
腐食性物質	4	2	2	1	×	1	1	1	1	2	2	×	3	2	×	×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
固体化学物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	×	×	×

- 備考 1 固体化学物質とは、特殊貨物船舶運送規則第1条の2の2第4号の固体化学物質をいう。
 2 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 3 表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

1	2	3	4
同一の船倉又は区画に積載することができる。ただし、水平距離で3メートル以上離すこと。	別の船倉又は区画に積載すること。	一船倉又は一区画以上離して積載すること。	船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

別表第16 (第16条の4の2関係)

コンテナに収納し、 又は自動車等に 積載する危険物 コンテナに収納し、 又は自動車等に 積載する危険物	火薬類 (等級が1・1、1・2又は1・5のもの)	火薬類 (等級が1・3又は1・6のもの) 又は副次危険性等級が1の危険物	火薬類 (等級が1・4のもの)	高圧ガス (等級が2・1のもの又は副次危険性等級が2.1のもの)	高圧ガス (等級が2.2のもの)	高圧ガス (等級が2.3のもの)	引火性液体類又は副次危険性等級が3の危険物	可燃性物質又は副次危険性等級が4.1の危険物	自然発火性物質又は副次危険性等級が4.2の危険物	水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物	酸化性物質又は副次危険性等級が5.1の危険物	有機過酸化物	毒物又は副次危険性等級が6.1の危険物	病毒をうつしやすい物質	放射性物質等	腐食性物質又は副次危険性等級が8の危険物	有害性物質
	※	※	※	4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	4	2	4	×
	※	※	※	4	2	2	4	3	3	4	4	4	2	4	2	2	×
	※	※	※	2	1	1	2	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×
	4	4	2	×	×	×	2	1	2	2	2	2	×	4	2	1	×
	2	2	1	×	×	×	1	×	1	×	×	1	×	2	1	×	×
	2	2	1	×	×	×	2	×	2	×	×	2	×	2	1	×	×
	4	4	2	2	1	2	×	×	2	2	2	2	×	3	2	×	×
	4	3	2	1	×	×	×	×	1	×	1	2	×	3	2	1	×
	4	3	2	2	1	2	2	1	2	1	2	2	1	3	2	1	×
	4	4	2	2	×	×	2	×	1	2	2	2	×	2	2	1	×
	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2	2	2	1	3	1	2	×
	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	3	2	2	×
	2	2	×	×	×	×	×	×	1	×	1	1	1	1	×	×	×
	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1	3	3	3	×
	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	×	3	2	2	×
	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

- 備考 1 本表は、危険物が収納されたコンテナ相互及び自動車等相互についてのみ適用する。
 2 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 3 ※印については、別表第14の2によること。
 4 別表第1の隔離の欄において、品名の異なる危険物との隔離が規定されている場合は、別表第1の隔離の規定によること。
 5 表中の1、2、3及び4は、それぞれ、船舶の種類に応じ次に掲げる隔離方法を示す。

(1) コンテナ船のハッチカバーを有する船倉に積載する場合のコンテナ相互の隔離表

隔離方法	鉛直方向			水平方向						
	非開放型のコンテナ相互	非開放型のコンテナと開放型のコンテナ	開放型のコンテナ相互		非開放型のコンテナ相互		非開放型のコンテナと開放型のコンテナ		開放型のコンテナ相互	
					甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載
1	①	④	③	船首尾方向	①	①	①	①	⑥	⑨
				船の幅方向	①	①	①	①	⑥	⑥
2	③	③	③	船首尾方向	⑥	⑨	⑥	⑨	⑥	⑩
				船の幅方向	⑥	⑥	⑥	⑦	⑦	⑩
3	③	③	③	船首尾方向	⑥	⑩	⑥	⑩	⑦	⑫
				船の幅方向	⑦	⑩	⑦	⑩	⑬	⑫
4	⑤	⑤	⑤	船首尾方向	⑧	⑪	⑧	⑫	⑧	⑫
				船の幅方向	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

備考 表中の数字は次を示す。

- ① 隔離を要しない。
- ② 同一鉛直線上に積載しないこと。
- ③ 同一鉛直線上に積載しないこと。ただし、1以上の甲板を介在させて積載する場合を除く。
- ④ 同一鉛直線上に積載しないこと。ただし、開放型のコンテナを非開放型のコンテナに上積みする場合又は1以上の甲板を介在させて積載する場合を除く。
- ⑤ 禁止
- ⑥ 1コンテナ分以上離して積載すること。
- ⑦ 2コンテナ分以上離して積載すること。
- ⑧ 24m以上離して積載すること。
- ⑨ 1コンテナ分以上離すか又は1以上の甲板を介在させて積載すること。
- ⑩ 1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑪ 1以上の隔壁を介在させて24m以上離し、かつ、介在する隔壁から6m以上離して積載すること。
- ⑫ 2以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑬ 3コンテナ分以上離して積載すること。

イ 「1コンテナ分」とは、船首尾方向にあっては水平距離で6.0m、船の幅方向にあっては水平方向で2.4mとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。

ロ 「隔壁」又は「甲板」は、耐火性で、かつ、耐水性であること。

(2) コンテナ船のハッチカバーを有しない船倉に積載する場合のコンテナ相互の隔離表

隔離方法	鉛直方向			水平方向						
	非開放型のコンテナ相互	非開放型のコンテナと開放型のコンテナ	開放型のコンテナ相互		非開放型のコンテナ相互		非開放型のコンテナと開放型のコンテナ		開放型のコンテナ相互	
					甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載
1	①	③	②	船首尾方向	①	①	①	①	⑤	⑧
				船の幅方向	①	①	①	①	⑤	⑤
2	②	②	②	船首尾方向	⑤	⑧	⑤	⑧	⑬	⑨
				船の幅方向	⑤	⑤	⑥	⑥	⑭	⑨
3	②	②	②	船首尾方向	⑬	⑨	⑬	⑨	⑭	⑪
				船の幅方向	⑭	⑨	⑭	⑨	⑯	⑪
4	④	④	④	船首尾方向	⑮	⑩	⑮	⑪	⑮	⑪
				船の幅方向	④	④	④	④	④	④

備考 表中の数字は次を示す。

- ① 隔離を要しない。
- ② 同一鉛直線上に積載しないこと。
- ③ 同一鉛直線上に積載しないこと。ただし、開放型のコンテナを非開放型のコンテナに上積みする場合を除く。
- ④ 禁止
- ⑤ 1コンテナ分以上離して積載すること。
- ⑥ 2コンテナ分以上離して積載すること。
- ⑦ 24m以上離して積載すること。
- ⑧ 1コンテナ分以上離すか又は1以上の甲板を介在させて積載すること。
- ⑨ 1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑩ 1以上の隔壁を介在させて24m以上離し、かつ、介在する隔壁から6m以上離して積載すること。
- ⑪ 2以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑫ 3コンテナ分以上離して積載すること。
- ⑬ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は1コンテナ分以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
- ⑭ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は2コンテナ分以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
- ⑮ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は24m以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。
- ⑯ 隔離を要する双方のコンテナが甲板上にある場合は3コンテナ分以上離して積載し、当該船倉及びその上方には積載してはならない。

イ 「1コンテナ分」とは、船首尾方向にあっては水平距離で6.0m、船の幅方向にあっては水平方向で2.4mとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。

ロ 「隔壁」又は「甲板」は、耐火性で、かつ、耐水性であること。

(3) 自動車渡船に積載する場合の自動車等の相互の隔離表

隔離方法	水 平 方 向						
		非開放型相互		非開放型と開放型		開放型相互	
		甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載	甲板上積載	甲板下積載
1	船首尾方向	①	①	①	①	③	③
	船の幅方向	①	①	①	①	③	③
2	船首尾方向	②	⑦	②	⑦	②	⑭
	船の幅方向	③	⑧	③	⑦	②	⑭
3	船首尾方向	④	⑨	⑪	⑨	⑤	⑮
	船の幅方向	④	⑨	⑪	⑨	⑥	⑥
4	船首尾方向	⑤	⑩	⑤	⑫	⑬	⑥
	船の幅方向	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥

備考 表中の数字は次を示す。

- ① 隔離を要しない。
- ② 6m以上離して積載すること。
- ③ 3m以上離して積載すること。
- ④ 12m以上離して積載すること。
- ⑤ 36m以上離して積載すること。
- ⑥ 禁止
- ⑦ 6m以上離すか又は1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑧ 3m以上離すか又は1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑨ 24m以上離し、かつ、垂直方向に1以上の甲板を介在させて積載すること。
- ⑩ 2以上の隔壁を介在させて積載するか又は36m以上離し、かつ、垂直方向に2以上の甲板を介在させて積載すること。
- ⑪ 24m以上離して積載すること。
- ⑫ 48m以上離し、かつ、2以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑬ 48m以上離して積載すること。
- ⑭ 12m以上離すか又は1以上の隔壁を介在させて積載すること。
- ⑮ 垂直方向に2以上の甲板を介在させるか又は2以上の隔壁を介在させて積載すること。

別表第 17 (常用危険物) (第 57 条関係)

品名	容器及び包装	積載方法等
救命索発射器 (船舶救命設備規則 (昭和40年運輸省令第36号) 第30条第1項の規定に適合するもの)	木箱又は金属容器	安全な乾燥した場所に積載すること。
自己点火灯 (電池式のものを除く。) (船舶救命設備規則第31条第1項の規定に適合するもの)	水密の容器	船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。
自己発煙信号 (船舶救命設備規則第32条の規定に適合するもの)	水密の容器	船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。
落下傘付信号 (船舶救命設備規則第33条の規定に適合するもの)	水密の容器	船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。
火せん (船舶救命設備規則第 34 条の規定に適合するもの)	水密の容器	安全な乾燥した場所に積載すること。
信号紅炎 (船舶救命設備規則第 35 条の規定に適合するもの)	水密の容器	船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。
発煙浮信号 (船舶救命設備規則第 36 条の規定に適合するもの)	適当な容器	船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。
火工品 (本表に掲げる火工品以外のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの)	適当な容器	適当な場所に一括して保管すること。
高圧ガス (アセチレン、酸素等) (溶接、修理等に使用するもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
高圧ガス (炭酸ガス、窒素等) (消火等に使用するもの)	高圧容器	船舶消防設備規則 (昭和40年運輸省令第37号) 又は船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。
高圧ガス (プロパン等) (暖房、炊事等に使用するもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、暴露甲板上の冷たい換気される箇所に積載すること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、この限りでない。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
高圧ガス (冷凍用ガス類) (機器又は装置内にあるものを除く。)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
高圧ガス (炭酸ガス、シクロプロパン、エチレン、酸素等を含むもの) (麻酔用のもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
高圧ガス (酸素) (医療用のもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
高圧ガス (プロパン等) (冷凍用ガス検知器用のもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために箱に入れて保管すること。
高圧ガス (炭酸ガス等) (飲料用に使用するもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
小型燃料ガスボンベ (液化石油ガスを充てんしているもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために箱に入れて保管すること。
窒素 (圧縮されているもの又は深冷液化されているもの) (冷媒用、アキュムレータ等に使用されるもの) (機器又は装置内にあるものを除く。)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
自蔵式呼吸具	高圧容器	安全な容易に近接可能な場所に積載すること。ただし、消防設備にあつては船舶消防設備規則により規定される場所に積載すること。
機関用燃料 (引火点が60℃以下のもの)	適当な容器	適当な燃料タンクに積載すること。
消毒薬、殺虫剤、光沢剤、灯油 (引火点が60℃以下のもの) (液状、糊状又は固体のもので、各種衛生関係に使用するもの)	適当な容器	旅客船にあつては、船長の指定した箇所に積載すること。
油灯用燃料 (油灯の燃料として用いられるもの)	40 リットルを超える時は、金属容器	火気のおそれがない灯具庫又はこれに類似する船長の指定した場所に積載すること。
洗淨油 (引火点が60℃以下のもの) (機関室等で各種装置の洗淨に用いるもの)	旅客船にあつては、金属製容器	旅客船にあつては、機関室に積載すること。
安全灯用燃料	適当な容器	安全灯の付近で安全な場所に積載すること。
アルコール (暖房、炊事、照明等に用いる固体又は液体のもの)	適当な容器	液体アルコールを使用するときは、バーナに受皿を備えておくこと。旅客船にあつては、液体アルコールの使用を禁止する。固体アルコールの容器は、固定台に置き、適当に格納しておくこと。

アルコール以外の燃料（引火点が60℃以下のもの） （暖房、炊事、照明等に用いるもの）	適当な容器	x（旅客船に積載する場合に限る。）
塗料（引火点が60℃以下のもの）	金属容器又はプラスチック容器	火気のおそれがないペイントロッカー又はこれに類似する船長の指定した場所に積載すること。
接着剤（引火点が60℃以下のもの）	金属容器又はプラスチック容器	火気のおそれがない場所に積載すること。
主ボイラ給水脱酸素剤 （引火点が60℃以下のもの）	金属容器、プラスチック容器又は組合せ容器（内装がプラスチック袋、外装がファイバ板箱）	火気のおそれがない場所に積載すること。
固体 （引火性液体を含有するもの）	組合せ容器（内装がガラス容器、プラスチック容器又は金属容器、外装が箱）	火気のおそれがない場所に積載すること。
映画フィルム（ニトロセルロース系（可燃性）又はセルロースアセテート系（緩燃性）のもの）	映写時以外は、金属性ケース	映写場又は火気のおそれがない冷たい換気される場所に積載すること。
始動薬（機関の始動用に使用する可燃性の固体のもの）	木箱又はファイバ板箱	火気のおそれがない冷たい換気される場所に積載すること。
さらし液（消毒用のもの）	金属容器又はプラスチック容器	換気される場所に積載すること。
普通さらし粉又は高度さらし粉（消毒用のもの）	金属容器又はプラスチック容器	換気される場所に積載すること。
蓄電池	適当な容器	換気される場所に積載すること。
電池液（アルカリ性のもの）	金属容器又はプラスチック容器	換気される場所に積載すること。
電池液(酸性のもの)（硫酸の濃度が51質量%以下のもの）	金属容器又はプラスチック容器	換気される場所に積載すること。
エアゾール（1個の容積が1000立方センチメートル以下のもの）（剥離用、潤滑用、防錆用、殺虫用、エンジン始動用等に使用するもの）	木箱又はファイバ板箱	火気のおそれがない冷たい換気される場所に積載すること。
医薬品等（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第53条第1項各号に規定するもの）（他に品名が掲げられているものを除く。）	適当な容器	病室又は船長の指定した場所に積載すること。
リチウム電池（装置に組み込まれたものを除く。）	箱	冷たい換気される場所に積載すること。
薬剤（有害水バラスト処理設備に使用するもの）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二第二項第一号の確認（同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。この表において「設備確認」という。）又は第十七条の七第一項の指定（この表において「型式指定」という。）の際に確認又は指定された容器	設備確認又は型式指定の際に確認又は指定された方法により積載すること。
薬剤（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置に使用するもの）	国土交通大臣が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項の本文の規定により放出量確認をし、国際大気汚染防止原動機証書を交付した原動機と組合わされた同法第19条の3の窒素酸化物の放出量を低減させるための装置のうち薬剤を収納している容器	窒素酸化物の放出量を低減させるための装置の検査において、基準への適合性が確認された方法により積載すること。
薬剤（硫黄酸化物放出低減装置に使用するもの）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の36の検査において、同法律第19条の21第2項の規定に基づく技術上の基準に適合すると認められた硫黄酸化物放出低減装置のうち薬剤を収納している容器	硫黄酸化物放出低減装置の検査において、基準への適合性が確認された方法により積載すること。
原子力船の原子炉施設に係る危険物 （原子炉施設内にあるものを除く。） （原子力船の原子炉の運転に必要なもの、当該運転により生ずるもの及び原子力船の安全管理に必要なもの）	y	
その他の常用危険物	x	